

東海第二発電所
耐震安全性評価書

(運転を断続的に行うことを前提とした評価)

日本原子力発電株式会社

目次

1. 耐震安全性評価の目的.....	1
2. 耐震安全性評価の進め方.....	2
2.1 評価対象機器	2
2.2 評価手順	2
2.3 耐震安全性評価に関する共通事項.....	8
3. 個別機器の耐震安全性評価.....	3.1-1
3.1 ポンプ	3.1-1
3.2 熱交換器	3.2-1
3.3 ポンプモータ	3.3-1
3.4 容器	3.4-1
3.5 配管	3.5-1
3.6 弁	3.6-1
3.7 炉内構造物	3.7-1
3.8 ケーブル	3.8-1
3.9 タービン設備	3.9-1
3.10 コンクリート構造物及び鉄骨構造物.....	3.10-1
3.11 計測制御設備.....	3.11-1
3.12 空調設備	3.12-1
3.13 機械設備	3.13-1
3.14 電源設備	3.14-1
3.15 基礎ボルト	3.15-1

1. 耐震安全性評価の目的

「高経年化対策に関する各機器・構造物における技術評価」（以下、「技術評価」という）検討においては機器の材料，環境条件等を考慮し，発生し得る経年劣化事象に対して，これらが適切な保全対策を行うことにより管理し得るかについて検討したが，保全対策を講じることによっても管理ができないという経年劣化事象は抽出されていない。

したがって，耐震性を考慮した場合にも，耐震性に影響を与える経年劣化事象を保全対策により適切に管理することで，安全性の確保が可能であると考えられる。

しかしながら，高経年プラントの耐震性については，上記経年劣化事象の管理の観点からも，技術的評価を実施して安全性を確認しておく必要があると思われることから，高経年化対策の検討の一環としてこれを実施するものである。

2. 耐震安全性評価の進め方

2.1 評価対象機器

評価対象機器は、「技術評価」における評価対象機器と同じとする。

2.2 評価手順

(1) 代表機器の選定

「技術評価」における代表機器を本検討の代表機器として選定する。ただし、「技術評価」において機器のグループ化を行ったが、同一グループ内に「技術評価」の代表機器より耐震重要度の上位の機器が存在する場合には、これについても代表機器として評価することとする。

(2) 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

a. 「技術評価」での検討結果の整理

耐震安全性評価にあたっては、「技術評価」における保全対策等に対する評価結果を取り入れることとする。

「技術評価」においては、想定される経年劣化事象のうち、以下の経年劣化事象に該当するものについて、高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象として
いる。

- ① 想定した劣化傾向と実際の劣化傾向の乖離が考え難い経年劣化事象であって、
想定した劣化傾向等に基づき適切な保全活動を行っているもの（日常劣化管理
事象で△）
- ② 現在までの運転経験や使用条件から得られた材料試験データとの比較等によ
り、今後も経年劣化の進展が考えられない、又は進展傾向が極めて小さいと考
えられる経年劣化事象（日常劣化管理事象以外で▲）

耐震安全性評価においては、想定される全ての経年劣化事象のうち、②の経年劣化
事象については、現在発生しておらず、今後発生の可能性がない、又は小さい経年劣
化事象であることから、耐震安全性に有意な影響を与えるものではないと判断し、評
価の対象外とする。

したがって、「技術評価」で検討された高経年化対策上着目すべき経年劣化事象及
び高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象①の経年劣化事象を耐震安
全性評価の対象とする。

b. 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出は、以下の3ステップで実施する。(表 1-1 参照)

【ステップ1】

a. 項の検討結果より、耐震安全性評価の対象となる経年劣化事象は、「技術評価」における想定される経年劣化事象のうち、下記に該当するものを抽出する。

- a) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象
- b) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象
(前項 a. で①に分類したもの)

【ステップ2】

ステップ1で抽出した耐震安全性評価の対象となる経年劣化事象を以下の観点で整理し、iの事象は除外、iiの事象についてはステップ3に進む。

- i 現在発生しておらず、今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの
- ii 現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの

【ステップ3】

ステップ2で抽出された経年劣化事象について、これらの事象が顕在化した場合、代表機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「有意」であるか「軽微もしくは無視」できるかを検討し、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出を行う。

ステップ1で抽出したb) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出については、まとめて表2に整理し、抽出された経年劣化事象について、個別機器の耐震安全性評価において評価結果を記載する。

表 1-1 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出までの手順

「技術評価」で想定される経年劣化事象		ステップ 1	ステップ 2		ステップ 3		備考
高経年化対策上 着目すべき 経年劣化事象	下記 1) ～2) を除く経年劣化事象	○	i	現在発生しておらず、今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの	×	×	
			ii	現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの	○	振動応答特性上又は構造・強度上「軽微もしくは無視」できない事象 振動応答特性上又は構造・強度上「軽微もしくは無視」できる事象	◎ ■
高経年化対策上 着目すべき 経年劣化事象 ではない事象	1) △	○	i	現在発生しておらず、今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの	—	—	
			ii	現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの	○	振動応答特性上又は構造・強度上「軽微もしくは無視」できない事象 振動応答特性上又は構造・強度上「軽微もしくは無視」できる事象	◎ ■
	2) ▲	—	—	—	—	—	

○：評価対象として抽出

—：評価対象から除外

×：現在発生しておらず、今後も発生の可能性がないもの、又は小さいものとして評価対象から除外

■：振動応答特性上又は構造・強度上「軽微もしくは無視」できる事象として評価対象から除外

◎：耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象として抽出

△：高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象（日常劣化管理事象）

▲：高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象（日常劣化管理事象以外）

(3) 経年劣化事象に対する耐震安全性評価

前項で整理された耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象ごとに、耐震安全性に関する詳細評価を実施する。特に、同一事象が複数の機器（同一グループの機器に限らない）に発生する可能性がある場合は、必要に応じて当該事象に対する詳細評価を実施する機器を選定することとする。

耐震安全性評価は、日本電気協会「原子力発電所耐震設計技術指針（JEAG 4601-1984, JEAG 4601-1987, JEAG 4601-1991）」（以下、JEAG 4601「原子力発電所耐震設計技術指針」という）等に基づき行われ、評価の基本となる項目は、大別すると以下のとおり分類される。

- ① 設備の耐震重要度分類
- ② 設備に作用する地震力の算定
- ③ 想定される経年劣化事象のモデル化
- ④ 振動特性解析（地震応答解析）
- ⑤ 地震荷重と内圧等他の荷重との組み合わせ
- ⑥ 許容限界との比較

これらの項目のうち、経年劣化の影響を受けるものとしては、④及び⑥が考えられるが、各経年劣化事象に対してこの手法に従って耐震安全性を確認することとし、耐震安全性評価にあたっての評価用地震力は、各設備の耐震重要度に応じて以下のとおり選定する。また、常設重大事故等対処設備については、各設備の区分に応じた評価用地震力を選定する。

・耐震 S クラス

- －基準地震動 S_s^{*1} により定まる地震力（以下、「 S_s 地震力」という）
- －弾性設計用地震動 S_d^{*2} により定まる地震力と S クラスの機器に適用される静的地震力のいずれか大きい方^{*3}（以下、「弾性設計用地震力」という）

・耐震 B クラス

- －B クラスの機器に適用される静的地震力^{*4, *5}

・耐震 C クラス

- －C クラスに適用される静的地震力^{*5}

なお、基準地震動の最大加速度を表 1-2 に示す。

*1 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 5 号）」に基づき策定した、応答スペクトルに基づく地震動評価による基準地震動（ S_s -D1）、断層モデルを用いた手法に基づく地震動評価による基準地震動（ S_s -11～14, S_s -21, 22）及び震源を特定せず策定する基準地震動（ S_s -31）。

- *2 弾性設計用地震動 S_d の応答スペクトルは、基準地震動 S_s の応答スペクトルに、それぞれ係数 0.5 を乗じて設定している。
- *3 S_s 地震力及び弾性設計用地震力による評価のうち、許容値が同じものについては、厳しい方の数値で代表する。
また、許容値が異なり S_s 地震力が弾性設計用地震力より大きく、 S_s 地震力による評価応力が弾性設計用地震力の許容応力を下回る場合は、弾性設計用地震力による評価を実施したものとみなす。
- *4 支持構造物の振動と共振のおそれのあるものについては、弾性設計用地震動 S_d による地震力の 1/2 についても考慮する。
- *5 耐震 S クラスへ波及的影響を及ぼす可能性のある耐震 B クラス及び耐震 C クラスの評価用地震力は S_s 地震力を適用する。

表 1-2 考慮した地震と地震動

項目		内容
基準地震動 S_s 策定に考慮した地震	模擬地震波 (S_s -D1)	応答スペクトル手法による基準地震動
	内陸地殻内地震 (S_s -11~14)	F 1 断層, 北方陸域の断層, 塩ノ平地震断層の連動による地震
	プレート間地震 (S_s -21~22)	2011 年東北地方太平洋沖型地震
	震源を特定せず策定する地震動 (S_s -31)	2004 年北海道留萌支庁南部地震の検討結果に保守性を考慮した地震
地震動の最大加速度	S_s -D1	水平 (NS・EW) 870 cm/s^2 鉛直 560 cm/s^2
	S_s -11	水平 (NS) 717 cm/s^2 (EW) 619 cm/s^2 鉛直 579 cm/s^2
	S_s -12	水平 (NS) 871 cm/s^2 (EW) 626 cm/s^2 鉛直 602 cm/s^2
	S_s -13	水平 (NS) 903 cm/s^2 (EW) 617 cm/s^2 鉛直 599 cm/s^2
	S_s -14	水平 (NS) 586 cm/s^2 (EW) 482 cm/s^2 鉛直 451 cm/s^2
	S_s -21	水平 (NS) 901 cm/s^2 (EW) 887 cm/s^2 鉛直 620 cm/s^2
	S_s -22	水平 (NS) 1009 cm/s^2 (EW) 874 cm/s^2 鉛直 736 cm/s^2
	S_s -31	水平 (NS・EW) 610 cm/s^2 鉛直 280 cm/s^2

(4) 評価対象機器全体の展開

代表機器に想定される経年劣化事象の整理及び耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の整理の妥当性について確認したうえ、代表機器の評価結果を基に評価対象機器全体に対して同様の評価が可能であるかを検討する。

この結果、評価対象機器のうち同様と見なせないものについては、耐震安全性評価を実施する。

(5) 経年劣化事象に対する動的機能維持評価

地震時に動的機能の維持が要求される機器（JEAG 4601「原子力発電所耐震設計技術指針」により動的機能維持が要求される機器）については、工事計画において地震時の応答加速度が各機器の機能確認済加速度以下であることを確認している。

よって、経年劣化事象に対する動的機能維持評価については、

- ・経年劣化事象に対する技術評価
- ・技術評価において、高経年化対策上有意と判断される経年劣化事象に対する耐震安全性評価

（部位ごとの耐震安全性評価及び設備全体として振動応答特性に有意な影響を及ぼさないことの確認）

を踏まえ、経年劣化事象を考慮しても地震時に動的機能が要求される機器の地震時の応答加速度が各機器の機能確認済加速度以下であることを検討する。

(6) 保全対策に反映すべき項目の抽出

以上の検討結果を基に、耐震安全性の観点から保全対策に反映すべき項目があるかを検討する。

2.3 耐震安全性評価に関する共通事項

(1) 耐震安全性を維持できることが既知である経年劣化事象

日本機械学会「発電用原子力設備規格 維持規格 JSME S NA1-2008」(以下、「維持規格」という)及び原子力安全推進協会「BWR 炉内構造物点検評価ガイドライン」(以下、「ガイドライン」という)に基づき点検・評価している経年劣化事象のうち、粒界型応力腐食割れについては、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に該当するものである。

しかしながら、上記の経年劣化事象については、維持規格及びガイドラインにおいて機器の振動応答特性又は構造強度への影響を評価しており、現状保全を継続することにより耐震安全性は維持できると判断される。

ただし、炉心シュラウド(下部胴)のうち炉心シュラウドーシュラウドサポート周溶接線、シュラウドサポートのうちシュラウドサポート縦溶接線については、過去の点検において粒界型応力腐食割れが確認されており、当時の指示文書等に基づいて経済産業省に健全性評価結果の報告をした上で継続運転を行ったことを踏まえ、基準地震動 S_S による評価結果を記載する。

(2) 耐震安全性に影響を与えないことが自明な経年劣化事象

耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象のうち、絶縁低下、特性変化及び導通不良については、以下のとおり発生する部位によらず機器の振動応答特性又は構造・強度への影響が「軽微もしくは無視」できるものと判断されるため、本項の評価を当該事象の耐震安全性評価とし、個別機器における記載を省略する。

a. 絶縁特性低下(絶縁体の水トリー劣化による絶縁特性低下を含む)

機器の質量等、耐震性に影響を及ぼすパラメータの変化とは無関係であり、また、地震により絶縁特性低下の進行が助長されるものではないことから、耐震安全性への影響は無視できるものと判断する。

b. 特性変化

計測制御設備等の特性変化は長期間の使用に伴い入出力の特性が変化する事象であり、耐震性に影響を及ぼすパラメータの変化とは無関係である。

また、地震により特性変化の進行が助長されるものではないことから、耐震安全性への影響は無視できるものと判断する。

c. 導通不良

機器の質量等、耐震性に影響を及ぼすパラメータの変化とは無関係であり、また、地震により導通不良の進行が助長されるものではないことから、耐震安全性への影響は無視できるものと判断する。

(3) 基礎ボルトの耐震安全性評価

基礎ボルト（アンカボルトを含む）に関する耐震安全性評価は、個別機器での評価が必要な場合を除いて、第 3.15 項で評価を実施するものとし、個別機器の評価では記載を省略する。

(4) 新規制基準適合に係る審査の反映

新規制基準適合性に係る審査（原子炉設置変更許可（平成 30 年 9 月））及び工事計画認可（平成 30 年 10 月）の内容を、劣化状況評価における耐震安全性評価に適切に反映する。（表 1-3 参照）

表 1-3 新規制基準適合性に係る審査の反映

項目		内容
原子炉設置変更許可の反映	基準地震動	・基準地震動 S_s -D1, 11~14, 21, 22, 31 に対する評価を行う。
工事計画の反映	工事計画を前提とした耐震安全性評価	・現状の設備状態に基づき耐震安全性評価を行うことを基本とするが、工事計画に係る設備のうち工事が完了していない設備については、工事計画認可申請書どおりに工事が実施されることを前提とした耐震安全性評価を行う。
	水平 2 方向および鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価	・工事計画における水平 2 方向および鉛直方向地震力の組合せによる影響評価の評価部位に対し、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象は想定されなかったため、影響評価不要と判断した。
	制御棒挿入性評価における時刻歴解析手法の適用	・制御棒挿入性に影響を与える可能性のある経年劣化事象が抽出されなかったことから、経年劣化事象を考慮した地震時の燃料集合体の変位を評価した結果は、工事計画で確認した 16.8 mm となり、機能確認済相対変位である約 40 mm 以下となることを確認した。
	その他工事計画における評価手法等の適用	・工事計画にて適用されている評価手法等（評価モデル、最新知見として得られた減衰定数等）を適切に反映した評価を行う。
	耐震設計上の重要度等の扱い	・設計基準対象設備において S クラス施設のうち、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備については、基準地震動 S_s に対する評価を行う。 ・常設重大事故等対処設備のうち、常設耐震重要重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備については、基準地震動 S_s に対する評価を行う。

- (5) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

2.2(2)項における a. ①の経年劣化事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出については、まとめて表2に整理し、抽出された経年劣化事象について、個別機器の耐震安全性評価において評価結果を記載する。

- (6) 東北地方太平洋沖地震による地震動の影響評価

東北地方太平洋沖地震時の原子炉建屋の EL. -4.0 m (地下2階), EL. 14.0 m (地上2階), EL. 29.0 m (地上4階) 及び EL. 46.5 m (地上6階) に設置される地震計における観測記録と、観測記録を踏まえた原子炉建屋のシミュレーション解析結果を比較すると、EL. -4.0 m (地下2階) を除く標高(階高)の一部の周期帯で観測記録がシミュレーション解析結果を上回っているものの、設備影響評価を行い、影響のないことを確認した。

また、東北地方太平洋沖地震による疲労の影響を考慮し、低サイクル疲労による疲労累積係数、東北地方太平洋沖地震による疲労累積係数及び基準地震動 S_s 、又は弾性設計用地震動 S_d による疲労累積係数の合計値が許容値を下回り、耐震安全性評価上問題のないことを確認した。

東北地方太平洋沖地震後の各設備の外観目視点検(ウォークダウン)にて、耐震安全性評価対象機器に対しては目視可能な範囲について地震による損傷のないことを確認している。

表 2(1/39) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判断理由
ポンプ	ターボポンプ	主軸の摩耗	■	主軸については剛性が十分にあり、目視点検及び寸法測定により機器の健全性を維持していることから、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では剛性はほとんど変化せず固有振動数への影響は軽微であり、耐震安全性に影響を与えるものではない。
ポンプ	ターボポンプ, 原子炉再循環ポンプ	羽根車とケーシングリング間の摩耗	■	目視点検及び寸法測定により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
ポンプ	ターボポンプ	軸受箱の外表面、ベースの腐食 (全面腐食)	■	塗膜等の管理により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
ポンプ	ターボポンプ	主軸、中間軸継手、羽根車、ケーシングリング、軸受箱、デリベリ、コラムパイプ、ケーシング、取付ボルトの腐食(孔食・隙間腐食)	■	目視点検により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
ポンプ	ターボポンプ	水中軸受の摩耗	■	目視点検及び寸法測定により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
ポンプ	ターボポンプ	シール水クーラの腐食(全面腐食)、浸食	■	目視点検により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
ポンプ	ターボポンプ	羽根車、ケーシング、コラムパイプ及びデリベリの腐食(流れ加速型腐食)	■	目視点検により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
ポンプ	ターボポンプ	軸継手、取付ボルトの腐食(全面腐食)	■	目視点検により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。

■：現在発生しているか又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造・強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表 2(2/39) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判断理由
ポンプ	ターボポンプ	すべり軸受の摩耗及びはく離	■	摩耗については、目視点検及び寸法測定を、はく離については目視点検及び非破壊検査により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
ポンプ	ターボポンプ	主軸のフレット疲労割れ	■	目視点検、非破壊検査により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
ポンプ	ターボポンプ	ケーシング、コラムパイプ、デリベリの外面の腐食（全面腐食）	■	塗膜等の管理により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
ポンプ	ターボポンプ	ケーシング、コラムパイプ、デリベリ、バレルの内面の腐食（全面腐食）	■	目視点検により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
ポンプ	ターボポンプ	ケーシング、ケーシングカバー、マウントの腐食（全面腐食）	■	塗膜等の管理により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
ポンプ	ターボポンプ	シール水クーラ伝熱管の異物付着	■	海水が接液する伝熱管への異物付着による重量増加は、伝熱管本体の重量と比較して十分小さく、固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
ポンプ	ターボポンプ	サイクロンセパレータの貫粒型応力腐食割れ	■	ステンレス鋼に対する代表ポイントにおける目視点検及び付着塩分量測定（保温材ありの場合は、保温材外面及び、保温材を取外した機器外面）を行っており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
ポンプ	往復ポンプ	プランジャの摩耗、はく離	■	目視点検、寸法測定、非破壊検査により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
ポンプ	往復ポンプ	プランジャの腐食（隙間腐食）	■	目視点検により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。

■：現在発生しているか又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造・強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表 2(3/39) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判断理由
ポンプ	往復ポンプ	クランクケース, 潤滑油ユニット油ポンプ, 潤滑油ユニット油配管, 潤滑油ユニットストレナ, ケーシングカバー (吐出側) の外面及びベースの腐食 (全面腐食)	■	塗膜等の管理により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
ポンプ	往復ポンプ	取付ボルトの腐食 (全面腐食)	■	目視点検により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では, 固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
ポンプ	原子炉再循環ポンプ	スタッドボルトの腐食	■	通常, 窒素雰囲気環境下に設置されており腐食の発生の可能性は小さいこと及び分解点検時の手入れ・清掃により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では, 固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
熱交換器	U字管式	取付ボルト, 支持脚, ラグ, 架台, 台車, ベースプレート, 基礎ボルト (塗装部) の腐食 (全面腐食)	■	塗膜等の管理により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
熱交換器	U字管式	基礎ボルト直上部の腐食 (全面腐食)	■	目視点検により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では, 固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
熱交換器	U字管式	フランジボルトの腐食 (全面腐食)	■	分解点検時の手入れ・清掃により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では, 固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
熱交換器	U字管式	水室 (内面), 管板 (内面) の腐食 (局部腐食)	■	目視点検により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では, 固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。

■ : 現在発生しているか又は将来にわたって起こることが否定できないが, 機器の振動応答特性又は構造・強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表 2(4/39) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判断理由
熱交換器	U字管式	伝熱管の腐食（流れ加速型腐食）	◎	伝熱管に現状保全によって管理される程度の腐食を想定した場合、部材断面の減少による剛性低下は有意であるため、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象として抽出する。
熱交換器	U字管式	管支持板、胴（内面）、ドレンタンク（内面）、マンホール蓋（内面）の腐食（流れ加速型腐食）	■	ドレンタンクについては目視点検及び肉厚測定、管支持板、胴及びマンホール蓋については目視点検又は肉厚測定により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であると考えられることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
熱交換器	U字管式	水室（内面）、胴（内面）、ドレンタンク（内面）、マンホール蓋（内面）、水室カバー（内面）、上蓋（内面）、仕切板、取付ボルト、支持脚スライド部、ラグスライド部の腐食（全面腐食）	■	目視点検又は肉厚測定により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
熱交換器	U字管式	伝熱管の摩耗及び高サイクル疲労割れ	■	伝熱管は支持板により適切なスパンで支持することで振動を抑制しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
熱交換器	U字管式	管支持板の腐食（流れ加速型腐食）	◎	管支持板に現状保全によって管理される程度の腐食を想定した場合、伝熱管の支持機能低下は有意であるため、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象として抽出する。
熱交換器	U字管式	水室（外面）、管板（外面）、胴（外面）、水室カバー（外面）、ドレンタンク（外面）、マンホール蓋（外面）、上蓋（外面）の腐食（全面腐食）	■	塗膜等の管理により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
熱交換器	U字管式	伝熱管の異物付着	■	伝熱管への異物付着による重量増加は、伝熱管本体の重量と比較して十分小さく、固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。

◎：耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

■：現在発生しているか又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造・強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表 2(5/39) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判断理由
熱交換器	U字管式	胴（内面）の腐食（全面腐食）	◎	胴に現状保全によって管理される程度の腐食を想定した場合、部材断面の減少による剛性低下は有意であるため、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象として抽出する。
熱交換器	プレート式熱交換器	伝熱板の異物付着	■	伝熱板の異物付着による重量増加は、伝熱板本体の重量と比較して十分小さく、固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
熱交換器	プレート式熱交換器	側板、締付ボルト、ガイドバーサポート、取付ボルトの腐食（全面腐食）	■	塗膜等の管理により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
ポンプモータ	高圧ポンプモータ 低圧ポンプモータ	主軸の摩耗	■	主軸については剛性が十分にあり、寸法測定により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では剛性はほとんど変化せず固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
ポンプモータ	高圧ポンプモータ 低圧ポンプモータ	固定子コア及び回転子コアの腐食（全面腐食）	■	目視点検により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
ポンプモータ	高圧ポンプモータ	フレーム、エンドブラケット、端子箱、空気冷却器、通風箱、取付ボルトの腐食（全面腐食）	■	塗膜等の管理により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
ポンプモータ	高圧ポンプモータ	軸受（すべり）の摩耗及びはく離	■	摩耗については、目視点検及び寸法測定を、はく離については目視点検及び非破壊検査により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では、固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。

◎：耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

■：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造・強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表 2(6/39) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判断理由
ポンプモータ	低圧ポンプモータ	フレーム, エンドブラケット, ファン, ファンカバー, ステータバンド, 端子箱, 取付ボルト, 及び締め付けボルトの腐食 (全面腐食)	■	塗膜等の管理により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
容器	原子炉压力容器	ステンレス鋼及び高ニッケル合金使用部位 (母材, 溶接部) の粒界型応力腐食割れ	■	再循環系の出・入口ノズルのセーフエンド溶接部及びジェットポンプ計測管貫通ノズル等は, 維持規格等に基づき目視点検及び超音波探傷検査により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。 またブラケットについては, 原子炉压力容器の内部取付物であり, 構造強度部材ではないこと及び炉心の支持機能 (制御棒挿入性) を有するものではないことから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
容器	原子炉格納容器	主フランジボルトの腐食 (全面腐食)	■	目視点検により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
容器	原子炉格納容器	ドライウエル (上鏡, 円錐胴), サプレッション・チェンバ本体 (気中部), 上部及び下部シアラグ, サプレッション・チェンバ本体 (水中部), 底部コンクリートマット (ライナープレート), ダイヤフラムフロア (ガード), スタビライザ, 真空破壊弁, ドライウエルスプレイヘッド, サプレッション・チェンバスプレイヘッド及びダウンカマパイプの腐食 (全面腐食)	■	塗膜等の管理により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。

■ : 現在発生しているか又は将来にわたって起こることが否定できないが, 機器の振動応答特性又は構造・強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表 2 (7/39) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判断理由
容器	原子炉格納容器	サンドクッション部（鋼板）、リングガーダの腐食（全面腐食）	■	サンドクッション部（鋼板）及びリングガーダは、他プラントにおいて原子炉格納容器上部の漏えい水が流入し、サンドクッション部のドレン管が閉塞していたために当該部の胴板が腐食した事例があるが、当該漏えい箇所は溶接構造となっており腐食が発生する可能性は小さいことから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
容器	原子炉格納容器	ダイヤフラムフロアベローズの硬化	■	定期的な硬度測定及び目視点検により機器の健全性を維持しており、地震により硬化の進行が助長されるものではないことから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
容器	機械ペネトレーション	耐圧構成品、取付ボルトの腐食（全面腐食）	■	塗膜等の管理又は開放点検時の手入れ・清掃により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
容器	機械ペネトレーション その他容器	ベローズ、鏡板、胴板等の貫粒型応力腐食割れ	■	ステンレス鋼に対する代表ポイントにおける目視点検及び付着塩分量測定（保温材ありの場合は、保温材外面及び、保温材を取外した機器外面）を行っており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
容器	その他容器	鏡板、胴板等、支持鋼材、支持脚、取付ボルト、埋込金物（大気接触部）及びフランジボルトの腐食（全面腐食）	■	塗膜等の管理により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
容器	その他容器	本体、フランジカバー及びエレメントの腐食（孔食・隙間腐食）	■	内部流体が海水であることから防食亜鉛板の管理により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。

■：現在発生しているか又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造・強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表 2(8/39) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判断理由
配管	ステンレス鋼配管	配管の貫粒型応力腐食割れ	■	ステンレス鋼に対する代表ポイントにおける目視点検及び付着塩分量測定（保温材ありの場合は、保温材外面及び、保温材を取外した機器外面）を行っており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
配管	ステンレス鋼配管	オイルスナッパ、ハンガ、レストレイント、サポート取付ボルト・ナット、埋込金物（大気接触部）の腐食（全面腐食）	■	塗膜等の管理により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
配管	ステンレス鋼配管 炭素鋼配管	フランジボルト・ナットの腐食（全面腐食）	■	目視点検又は分解時の手入れ・清掃により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
配管	炭素鋼配管	配管の腐食（流れ加速型腐食）	◎	日本機械学会「発電用原子力設備規格 沸騰水型原子力発電所 配管減肉管理に関する技術規格（JSME S NH1-2006）」に基づく管理ランクが FAC-2 及び FAC-S の範囲に該当する原子炉系（純水部、蒸気部）等は、現状保全によって管理される程度の腐食を想定した場合、部材断面の減少による剛性低下は有意であるため、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象として抽出する。なお、同規格の FAC-1 の範囲については、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではないが（事象区分：■）、知見拡充の観点で必要な範囲について、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象として抽出する。
配管	炭素鋼配管	配管及びクローザージョイントの腐食（全面腐食）	■	塗膜等の管理を行っており、また、内面ライニングについては目視点検により機器の健全性を維持していることから、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であり、耐震安全性に影響を与えるものではない。
配管	炭素鋼配管	二重管の外面腐食（全面腐食）	■	肉厚測定により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。

◎：耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

■：現在発生しているか又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造・強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表 2(9/39) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判断理由
配管	炭素鋼配管	二重管の内面腐食（全面腐食）	■	塗膜等の管理により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
配管	炭素鋼配管	配管の外表面腐食（隙間腐食）	■	配管肉厚管理マニュアルに基づく目視点検（保温材ありの場合はルート上のボトム部を代表部位とし保温材を取外した状態で目視点検を実施）により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
配管	炭素鋼配管	ラグ、レストレイント、オイルスナッパ、メカニカルスナッパ、ばね防振器、ハンガ、サポート取付ボルト・ナット、埋込金物（大気接触部）の腐食（全面腐食）	■	塗膜等の管理により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
配管	低合金鋼配管	オイルスナッパ、ハンガ、ラグ、レストレイント、サポート取付ボルト・ナット及び埋込金物（大気接触部）の腐食（全面腐食）	■	塗膜等の管理により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
配管	低合金鋼配管	配管の腐食（液滴衝撃エロージョン）	■	エロージョンについては、局所的な範囲に限定されると考えられること及び配管肉厚管理マニュアルに基づき肉厚測定及び放射線透過検査により機器の健全性を維持していることから、現状保全によって管理される程度の腐食による固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
弁	仕切弁	弁箱、弁ふたの外表面の腐食（全面腐食）	■	塗膜等の管理により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。

■：現在発生しているか又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造・強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表 2(10/39) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判断理由
弁	仕切弁, 玉形弁, 逆止弁, バタフライ弁, ボール弁, 安全弁, 主蒸気隔離弁, 爆破弁, 主蒸気逃がし安全弁, 破壊板, 制御弁	ジョイントボルト・ナットの腐食 (全面腐食)	■	分解点検時の手入れ・清掃により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
弁	仕切弁, 玉形弁, ボール弁	ヨークの腐食 (全面腐食)	■	塗膜等の管理により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
弁	仕切弁	弁箱, 弁ふた, 弁体, 弁座の腐食 (流れ加速型腐食)	■	目視点検により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
弁	仕切弁	弁箱 (内面), 弁ふた (内面), 弁体, 弁座の腐食 (全面腐食)	■	目視点検により機器 (ステンレス鋼弁及び内包流体が防錆剤入り純水を除く) の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
弁	仕切弁	弁体シートリング, 弁座シートリング, 弁棒の腐食 (孔食・隙間腐食)	■	目視点検により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
弁	仕切弁	弁棒の腐食 (孔食・隙間腐食)	■	目視点検により機器の健全性を維持しており, 腐食が発生しても, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
弁	仕切弁	弁体, 弁座の摩耗	■	目視点検により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
弁	仕切弁	弁箱, 弁ふたの貫粒型応力腐食割れ	■	ステンレス鋼に対する代表ポイントにおける目視点検及び付着塩分量測定 (保温材ありの場合は, 保温材外面及び, 保温材を取外した機器外面) を行っており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。

■ : 現在発生しているか又は将来にわたって起こることが否定できないが, 機器の振動応答特性又は構造・強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表 2(11/39) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判断理由
弁	玉形弁	弁箱(弁座一体型含む)の外表面, 弁ふた(ヨーク一体型含む)の外表面, ヨークの腐食(全面腐食)	■	塗膜等の管理により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
弁	玉形弁	弁箱(弁座一体型), 弁ふた(ヨーク一体型含む), 弁体の腐食(流れ加速型腐食)	■	目視点検により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
弁	玉形弁	弁箱(弁座一体型含む)(内面), 弁ふた(内面), 弁体の腐食(全面腐食)	■	目視点検により機器(ステンレス鋼弁を除く)の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
弁	玉形弁	弁箱, 弁ふた, 弁体, 弁座, 弁棒の腐食(孔食・隙間腐食)	■	目視点検により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
弁	玉形弁	弁箱(弁座一体型), 弁ふた(ヨーク一体型含む) 弁棒の腐食(全面腐食)	■	目視点検により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
弁	玉形弁	弁箱(弁座一体型), 弁体の摩耗	■	目視点検により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
弁	玉形弁	弁箱(弁座一体型), 弁ふたの貫粒型応力腐食割れ	■	ステンレス鋼に対する代表ポイントにおける目視点検及び付着塩分量測定(保温材ありの場合は, 保温材外表面及び, 保温材を取外した機器外表面)を行っており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
弁	玉形弁	弁体の腐食(エロージョン)	■	目視点検により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
弁	逆止弁	弁箱, 弁ふたの外表面の腐食(全面腐食)	■	塗膜等の管理により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。

■ : 現在発生しているか又は将来にわたって起こることが否定できないが, 機器の振動応答特性又は構造・強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表 2(12/39) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判断理由
弁	逆止弁	弁箱, 弁ふた, 弁体, アーム, 弁座の腐食 (流れ加速型腐食)	■	目視点検により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
弁	逆止弁	アーム, 弁棒, 弁体の摩耗	■	目視点検により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
弁	逆止弁	弁箱 (内面), 弁ふた (内面), 弁体, 弁棒の腐食 (全面腐食)	■	目視点検により機器 (ステンレス鋼弁を除く) の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
弁	逆止弁	弁箱, 弁ふたの貫粒型応力腐食割れ	■	ステンレス鋼に対する代表ポイントにおける目視点検及び付着塩分量測定 (保温材ありの場合は, 保温材外面及び, 保温材を取外した機器外面) を行っており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
弁	逆止弁	弁箱, 弁ふた, 弁体の粒界型応力腐食割れ	■	目視点検により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
弁	逆止弁	弁箱, 弁ふた, 弁体, 弁座, アーム, 弁棒の腐食 (孔食・隙間腐食)	■	目視点検により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
弁	バタフライ弁	弁箱 (外面), 底ふた (外面), ヨークの腐食 (全面腐食)	■	塗膜等の管理により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
弁	バタフライ弁	弁箱 (内面), 底ふた (内面), 弁体の腐食 (全面腐食)	■	目視点検により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。

■ : 現在発生しているか又は将来にわたって起こることが否定できないが, 機器の振動応答特性又は構造・強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表 2(13/39) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判断理由
弁	バタフライ弁	弁棒, ピン, ブッシュの摩耗	■	目視点検により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
弁	バタフライ弁	弁棒の腐食 (孔食・隙間腐食)	■	目視点検により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
弁	安全弁	弁箱の外面の腐食 (全面腐食)	■	塗膜等の管理により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
弁	安全弁	弁箱の内面の腐食 (全面腐食)	■	目視点検により機器 (ステンレス鋼弁を除く) の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
弁	安全弁	ノズルシートの腐食 (全面腐食)	■	目視点検により機器 (ステンレス鋼弁を除く) の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
弁	安全弁	弁体, ノズルシートの腐食 (孔食・隙間腐食)	■	目視点検により機器の健全性を維持しており, 腐食が発生しても, 現状保全によって管理される程度の腐食による固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
弁	安全弁	弁箱, ジョイントボルト・ナットの貫粒型応力腐食割れ	■	ステンレス鋼に対する代表ポイントにおける目視点検及び付着塩分量測定 (保温材ありの場合は, 保温材外面及び, 保温材を取外した機器外面) を行っており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
弁	ボール弁	弁箱, 弁ふた, ヨークの貫粒型応力腐食割れ	■	ステンレス鋼に対する代表ポイントにおける目視点検及び付着塩分量測定 (保温材ありの場合は, 保温材外面及び, 保温材を取外した機器外面) を行っており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。

■ : 現在発生しているか又は将来にわたって起こることが否定できないが, 機器の振動応答特性又は構造・強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表 2(14/39) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判断理由
弁	原子炉再循環ポンプ 流量制御弁	軸受の摩耗	■	目視点検及び寸法測定により機器の健全性を維持しており、また、軸受の摩耗抑制のため、絞り運転時間を管理していることから、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であり、耐震安全性に影響を与えるものではない。
弁	原子炉再循環ポンプ 流量制御弁	ピストンの摩耗	■	目視点検により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
弁	原子炉再循環ポンプ 流量制御弁	油圧ポンプケーシング (外面)、 油圧ポンプフランジボルト、フ ィルタベース (外面)、フィルタ フランジボルト、フィルタケー シング (外面)、配管埋込金物 (外面)、配管レストレイント、 弁 (外面) の腐食 (全面腐食)	■	塗膜等の管理により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
弁	原子炉再循環ポンプ 流量制御弁	カップリングの摩耗	■	目視点検により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
弁	原子炉再循環ポンプ 流量制御弁	弁箱、ボールシャフト (弁体/ 弁棒一体型) の腐食 (キャビテ ーション)	■	目視点検により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
弁	主蒸気隔離弁	弁箱、弁ふたの外面の腐食 (全 面腐食)	■	塗膜等の管理により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
弁	主蒸気隔離弁	弁箱 (内面)、弁ふた (内面)、 弁座の腐食 (流れ加速型腐食)	■	目視点検により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行であれば固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。

■：現在発生しているか又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造・強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表 2(15/39) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判断理由
弁	主蒸気隔離弁	弁棒（パイロットディスクー体）の粒界型応力腐食割れ	■	目視点検により機器の健全性を維持しており，現状保全によって管理される程度の範囲の進行であれば固有振動数への影響は軽微であることから，耐震安全性に影響を与えるものではない。
弁	主蒸気隔離弁	ヨークロッドの腐食（全面腐食）	■	塗膜等の管理により機器の健全性を維持しており，現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから，耐震安全性に影響を与えるものではない。
弁	主蒸気逃がし安全弁	弁箱（内面），弁体，ノズルシート の腐食（流れ加速型腐食）	■	目視点検により機器の健全性を維持しており，現状保全によって管理される程度の範囲の進行であれば固有振動数への影響は軽微であることから，耐震安全性に影響を与えるものではない。
弁	主蒸気逃がし安全弁	弁箱（外面），シリンダ（外面）， レバーの腐食（全面腐食）	■	塗膜等の管理により機器の健全性を維持しており，現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから，耐震安全性に影響を与えるものではない。
弁	爆破弁	弁箱の貫粒型応力腐食割れ	■	ステンレス鋼に対する代表ポイントにおける目視点検及び付着塩分量測定（保温材ありの場合は，保温材外面及び，保温材を取外した機器外面）を行っており，現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから，耐震安全性に影響を与えるものではない。
弁	制御弁	弁箱及び弁ふたの外面の腐食 （全面腐食）	■	塗膜等の管理により機器の健全性を維持しており，現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから，耐震安全性に影響を与えるものではない。
弁	制御弁	ヨーク，スプリングケースの腐食 （全面腐食）	■	塗膜等の管理により機器の健全性を維持しており，現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから，耐震安全性に影響を与えるものではない。
弁	制御弁	弁箱及び弁ふたの腐食（流れ加速型腐食）	■	目視点検により機器の健全性を維持しており，現状保全によって管理される程度の範囲の進行であれば固有振動数への影響は軽微であることから，耐震安全性に影響を与えるものではない。

■：現在発生しているか又は将来にわたって起こることが否定できないが，機器の振動応答特性又は構造・強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表 2(16/39) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判断理由
弁	制御弁	弁箱、弁ふた及びジョイントボルト・ナットの貫粒型応力腐食割れ	■	ステンレス鋼に対する代表ポイントにおける目視点検及び付着塩分量測定（保温材ありの場合は、保温材外面及び、保温材を取外した機器外面）を行っており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
弁	電動弁駆動部	フレーム、ハウジング及びエンドブラケット、取付ボルトの腐食（全面腐食）	■	塗膜等の管理により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
弁	電動弁駆動部	固定子コア及び回転子コアの腐食（全面腐食）	■	目視点検により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行であれば固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
弁	電動弁駆動部	主軸の摩耗	■	主軸については剛性が十分にあり、目視点検及び寸法測定により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では剛性はほとんど変化せず固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
弁	電動弁駆動部	電磁ブレーキのライニングのはく離	■	機器の質量、耐震性に影響を及ぼすパラメータの変化とは無関係であり、また、地震により劣化の進行が助長されるものではないことから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
弁	電動弁駆動部	ステムナット及びギアの摩耗	■	動作試験により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行であれば固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
弁	電動弁駆動部	整流子の摩耗	■	機器の質量、耐震性に影響を及ぼすパラメータの変化とは無関係であり、また、地震により劣化の進行が助長されるものではないことから、耐震安全性に影響を与えるものではない。

■：現在発生しているか又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造・強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表 2(17/39) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判断理由
弁	空気作動弁用駆動部	ダイヤフラムケース, シリンダ, シリンダボディ, スプリングケース, ケースボルト・ナット, 取付ボルト・ナットの腐食(全面腐食)	■	塗膜等の管理及び目視点検により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
弁	空気作動弁用駆動部	ピストン, ラックの腐食(全面腐食)	■	目視点検により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
炉内構造物	炉内構造物	ジェットポンプの摩耗	■	ジェットポンプのリストレーナブラケットの摩耗は, 水中テレビカメラによる目視点検の結果から有意な摩耗の進行がないことを確認している。このため, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
炉内構造物	炉内構造物	締付力の低下	■	目視点検等により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
炉内構造物	炉内構造物	炉心シュラウド(下部胴), シュラウドサポートの粒界型応力腐食割れ	◎	炉心シュラウド及びシュラウドサポートについては応力腐食割れに対する予防保全対策を実施している。しかしながら, 炉心シュラウド(下部胴)の周方向溶接線の一部, シュラウドサポートの周方向溶接線の一部並びにシュラウドサポートのシリンダ縦溶接線の一部に粒界型応力腐食割れが確認されている。継続使用に影響のない範囲であるが, ひび割れが確認されていることから, 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象として抽出する。

◎：耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

■：現在発生しているか又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造・強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表 2(18/39) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判断理由
炉内構造物	炉内構造物	炉心シュラウド（上部胴及び中間胴）、上部格子板、炉心支持板、周辺燃料支持金具、制御棒案内管、炉心スプレイ配管・スパージャ、差圧検出・ほう酸水注入管、ジェットポンプ、中性子計測案内管、残留熱除去系（低圧注水系）配管の粒界型応力腐食割れ	■	炉心シュラウド等については、維持規格等に基づき計画的に水中カメラによる目視点検を実施し計画的に機器の健全性を確認していること、及び水素注入による腐食環境改善や一部残留応力低減対策による応力腐食割れ予防保全を実施しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
ケーブル	ケーブルトレイ・電線管	ケーブルトレイ、ファイアストップパ、ユニバーサルチャンネル、パイプクランプ、パイプクランプボルト・ナット、サポート、ベースプレート及びサポート取付ボルト・ナット、電線管（本体）（大気接触部）の外表面、埋込金物（大気接触部）の腐食（全面腐食）	■	巡視点検にて機器の健全性を確認しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
ケーブル	ケーブル接続部	端子板、接続端子、オスコンタクト、メスコンタクト、レセプタクルシェル、シーリングワッシャ、プラグシェル、 の腐食	■	機器の点検に合わせて機器の健全性を確認しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。

■：現在発生しているか又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造・強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表 2(19/39) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判断理由
タービン設備	高圧タービン, 低圧タービン	ラビリンスパッキンの摩耗	■	車軸との隙間を寸法計測することにより機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
タービン設備	高圧タービン, 低圧タービン, 原子炉給水ポンプ駆動用蒸気タービン	ジャーナル軸受及びスラスト軸受の摩耗, はく離	■	目視点検及び隙間測定により機器の健全性を維持しており, ジャーナル軸受及びスラスト軸受のホワイトメタルの摩耗・はく離が発生しても, 軸受の剛性はほとんど変化せず固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
タービン設備	高圧タービン	車室(内面), パッキンケーシング, パッキンヘッド, 翼, 噴口の腐食(流れ加速型腐食)	■	目視点検により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
タービン設備	高圧タービン	隔板締付ボルト, 隔板, 車軸の腐食(流れ加速型腐食)	■	目視点検により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
タービン設備	高圧タービン, 低圧タービン	車室(外面)及び軸受台(外面)の腐食(全面腐食)	■	塗膜等の管理により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
タービン設備	高圧タービン	車室の変形	■	車室水平合わせ面の目視点検及び隙間測定によって管理される程度の範囲の変形に対しては, 合わせ面にひずみが生じたとしても上下車室はボルト締付により一体化しており, 車室の剛性への影響は無視できることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
タービン設備	高圧タービン	翼, 噴口, 隔板締付ボルト, 車軸の応力腐食割れ	■	目視点検, 浸透探傷検査, 磁粉探傷検査, 超音波探傷検査により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
タービン設備	低圧タービン	内部ケーシングボルト, パッキンケーシング, 隔板締付ボルト, 車軸の腐食(流れ加速型腐食)	■	目視点検により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。

■：現在発生しているか又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造・強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表 2 (20/39) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判断理由
タービン設備	高圧タービン, 低圧タービン	ケーシングボルト, カップリン グボルトの腐食 (全面腐食)	■	目視点検により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
タービン設備	低圧タービン	外部車室 (内面), 内部車室, 抽 気短管, 翼, 噴口, 隔板の腐食 (流れ加速型腐食)	■	目視点検により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
タービン設備	低圧タービン	翼, 噴口, 隔板締付ボルト, 車 軸の応力腐食割れ	■	翼, 噴口, 隔板締付ボルトについては, 目視点検, 浸透探傷検査を, 車軸については目視点検, 磁粉探傷検査, 超音波探傷検査により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
タービン設備	原子炉給水ポンプ駆 動用蒸気タービン	ラビリンスパッキン, 弁棒, ブ ッシュ, 衛帯筐の摩耗	■	ラビリンスパッキンについては車軸との隙間を寸法計測することにより及び弁棒, ブ ッシュ, 衛帯筐については目視点検により機器の健全性を維持しており, 現状保全に よって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
タービン設備	原子炉給水ポンプ駆 動用蒸気タービン	車室 (内面), パッキンハウジン グ, 翼, 噴口, 高圧ノズルボッ クス, 車軸, 弁箱 (内面), 弁ふ た (内面), 弁棒, ブッシュ, 衛 帯筐, リフトロッド, 弁体 (主 弁・副弁), 弁体, 弁座の腐食 (流 れ加速型腐食)	■	目視点検により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
タービン設備	原子炉給水ポンプ駆 動用蒸気タービン	車室 (外面), 軸受台 (外面), 弁箱 (外面), 弁ふた (外面), ヨーク, 支持鋼材の腐食 (全面 腐食)	■	塗膜等の管理により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度 の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与 えるものではない。

■ : 現在発生しているか又は将来にわたって起こることが否定できないが, 機器の振動応答特性又は構造・強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表 2 (21/39) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判断理由
タービン設備	原子炉給水ポンプ駆動用蒸気タービン	ケーシングボルト, 弁ふたボルト, 弁体ボルト, 隔板固定キー・ボルト, 隔板の腐食 (全面腐食)	■	目視点検により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
タービン設備	原子炉給水ポンプ駆動用蒸気タービン	弁体 (主弁・副弁), 弁体, 弁座シート部, ラビリンスパッキンのエロージョン	■	目視点検により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
タービン設備	原子炉給水ポンプ駆動用蒸気タービン	翼, 隔板固定キー・ボルト, 車軸, 弁体ボルトの応力腐食割れ	■	目視点検, 浸透探傷検査, 超音波探傷検査により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
タービン設備	主要弁	弁棒, 衛帯筐, バランスチャンパー, ブッシュ, スタンドの摩耗	■	目視点検により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
タービン設備	主要弁	弁体及び弁座シート部のエロージョン	■	目視点検により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
タービン設備	主要弁	弁箱及び弁ふた (内面), 弁体, 弁座, 弁棒, 衛帯筐, ブッシュ, バランスチャンパー, スタンドの腐食 (流れ加速型腐食)	■	目視点検により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
タービン設備	主要弁	弁箱 (内面), ガイドの腐食 (全面腐食)	■	目視点検により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
タービン設備	主要弁	弁箱及び弁ふた (外面), 弁ふたボルト, ヨーク, 支持鋼材, 埋込金物の腐食 (全面腐食)	■	塗膜等の管理により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
タービン設備	主要弁	弁棒, 弁体ボルトの応力腐食割れ	■	目視点検及び浸透探傷検査により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。

■ : 現在発生しているか又は将来にわたって起こることが否定できないが, 機器の振動応答特性又は構造・強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表 2(22/39) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判断理由
タービン設備	制御装置及び保安装置	ケーシング, 胴, 埋込金物の外面, 取付ボルト, 支持鋼材, サポート取付ボルト・ナットの腐食 (全面腐食)	■	塗膜等の管理により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
タービン設備	制御装置及び保安装置	主軸の摩耗	■	寸法測定により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
タービン設備	非常用系タービン設備	主軸, 従軸, 弁棒の摩耗	■	目視点検等により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
タービン設備	非常用系タービン設備	ジャーナル軸受及びすべり軸受の摩耗, はく離	■	目視点検及び隙間測定により機器の健全性を維持しており, ジャーナル軸受及びすべり軸受のホワイトメタルの摩耗・はく離が発生しても, 固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
タービン設備	非常用系タービン設備	ケーシングボルト, 取付ボルト, フランジボルト, 弁ふたボルトの腐食 (全面腐食)	■	塗膜等の管理により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
タービン設備	非常用系タービン設備	レバー, トリップウェイトの摩耗	■	目視点検により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
タービン設備	非常用系タービン設備	ケーシング, 弁箱, 弁ふた, レバー, 胴, タンク, 配管, 弁の外面, ベースプレート, 支持鋼材の腐食 (全面腐食)	■	塗膜等の管理により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
タービン設備	非常用系タービン設備	胴, ケーシング, 配管, 弁の内面, 羽根車の腐食 (全面腐食)	■	目視点検により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
コンクリート 構造物及び鉄 骨構造物	鉄骨構造物	鉄骨の強度低下	■	目視点検等により構造物の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。

■：現在発生しているか又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造・強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表 2(23/39) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判断理由
計測制御設備	計測装置	サンプルポンプモータのコア，フレーム，エンドブラケット，計装配管サポート部，計器架台，計器スタンション，サポート，筐体，検出器ガイド，検出器取付金具，スリーブ，取付座，上部閉止板，取付ボルト・ナット，計器架台取付ボルト，埋込金物（大気接触部）の腐食（全面腐食）	■	塗膜等の管理を行っており，また，目視点検により機器の健全性を維持していることから，現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であり，耐震安全性に影響を与えるものではない。
計測制御設備	計測装置	水位検出器，検出器ガイド，サポート，ベースプレート，取付ボルト及び基礎ボルトの腐食（孔食・隙間腐食）	■	目視点検等により機器の健全性を維持しており，現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから，耐震安全性に影響を与えるものではない。
計測制御設備	計測装置	計装配管，継手，計装弁及び過流量阻止弁の貫粒型応力腐食割れ	■	ステンレス鋼に対する代表ポイントにおける目視点検及び付着塩分量測定（保温材ありの場合は，保温材外面及び，保温材を取外した機器外面）を行っており，現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから，耐震安全性に影響を与えるものではない。
計測制御設備	補助継電器盤，操作制御盤	筐体，取付ボルト及びチャンネルベースの腐食（全面腐食）	■	塗膜等の管理を行っており，また，目視点検により機器の健全性を維持していることから，現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であり，耐震安全性に影響を与えるものではない。
空調設備	ファン	Vプーリーの摩耗	■	目視点検等により機器の健全性を維持しており，現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから，耐震安全性に影響を与えるものではない。

■：現在発生しているか又は将来にわたって起こることが否定できないが，機器の振動応答特性又は構造・強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表 2(24/39) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判断理由
空調設備	ファン, 空調機	主軸の摩耗	■	主軸については剛性が十分にあり, 目視点検及び寸法測定により機器の健全性を維持していることから, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では剛性はほとんど変化せず固有振動数への影響は軽微であり, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
空調設備	ファン	主軸, 羽根車, 軸継手の腐食(全面腐食)	■	目視点検等により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
空調設備	ファン	ケーシング, ケーシングボルト, Vプーリー, 取付ボルト, ベースの腐食(全面腐食)	■	塗膜等の管理により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
空調設備	空調機	ケーシング, ケーシングボルト, 水室(外面), 管板(外面), 冷却コイルボルト, ベース及び取付ボルトの腐食(全面腐食)	■	塗膜等の管理及び目視点検により機器の健全性を維持していることから, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であり, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
空調設備	空調機	冷却コイルの異物付着	■	冷却コイルの異物付着による重量増加は, 冷却コイル本体の重量と比較して十分小さく, 固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
空調設備	空調機	主軸, 羽根車, 軸継手の腐食(全面腐食)	■	目視点検により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
空調設備	冷凍機	ピストン, Dカバー, 羽根車, ライナリングの摩耗	■	目視点検等により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
空調設備	冷凍機	ケーシング, 吐出容器, 水室, 胴, 冷水配管, ベース, 冷水配管サポートの腐食(全面腐食)	■	塗膜等の管理により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。

■：現在発生しているか又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造・強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表 2 (25/39) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判断理由
空調設備	冷凍機	モータ（低圧，開放型）の固定子コア及び回転子コアの腐食（全面腐食）	■	目視点検により機器の健全性を維持しており，現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから，耐震安全性に影響を与えるものではない。
空調設備	冷凍機	ケーシング，モータ（低圧，開放型）のフレーム，エンドブラケット及び端子箱の腐食（全面腐食）	■	塗膜等の管理により機器の健全性を維持しており，現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから，耐震安全性に影響を与えるものではない。
空調設備	冷凍機	モータ（低圧，開放型）の主軸の摩耗	■	主軸については剛性が十分にあり，目視点検及び寸法測定により機器の健全性を維持していることから，現状保全によって管理される程度の範囲の進行では剛性はほとんど変化せず固有振動数への影響は軽微であり，耐震安全性に影響を与えるものではない。
空調設備	フィルタユニット	ケーシング，デミスタ，エアヒータ，スペースヒータの貫粒型応力腐食割れ	■	ステンレス鋼に対する代表ポイントにおける目視点検及び付着塩分量測定（保温材ありの場合は，保温材外面及び，保温材を取外した機器外面）を行っており，現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから，耐震安全性に影響を与えるものではない。
空調設備	フィルタユニット	ベーススライド部，取付ボルトの腐食（全面腐食）	■	目視点検により機器の健全性を維持しており，現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから，耐震安全性に影響を与えるものではない。
空調設備	フィルタユニット	ベースの腐食	■	塗膜等の管理により機器の健全性を維持しており，現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから，耐震安全性に影響を与えるものではない。
空調設備	フィルタユニット	エアヒータ及びスペースヒータの断線	■	機器の質量，耐震性に影響を及ぼすパラメータの変化とは無関係であり，また，地震により劣化の進行が助長されるものではないことから，耐震安全性に影響を与えるものではない。
空調設備	ダクト	ベローズ，ガasketの劣化	■	機器の質量，耐震性に影響を及ぼすパラメータの変化とは無関係であり，また，地震により劣化の進行が助長されるものではないことから，耐震安全性に影響を与えるものではない。

■：現在発生しているか又は将来にわたって起こることが否定できないが，機器の振動応答特性又は構造・強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表 2(26/39) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判断理由
空調設備	ダクト	ダクト本体, フランジ, ボルト・ナット, 補強材, 支持鋼材及び埋込金物(大気接触部)の腐食(全面腐食)	■	塗膜等の管理及び目視点検により機器の健全性を維持していることから, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であり, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
空調設備	弁及びダンパ	ブッシュの摩耗, 固着	■	弁棒の開閉速度は遅く, 開閉頻度も少ないことから, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であり, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
空調設備	弁及びダンパ	ケーシング, 羽根, 軸, ウェイト, 弁箱, 弁体, ハウジング, 支持脚, 取付ボルト, ボルト・ナット, 空気作動部, 作動部取付ボルト, 連結棒, ハンドル軸の腐食(全面腐食)	■	塗膜等の管理により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
空調設備	弁及びダンパ	軸の固着	■	機器の質量, 耐震性に影響を及ぼすパラメータの変化とは無関係であり, また, 地震により劣化の進行が助長されるものではないことから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	制御棒	制御材被覆管, シース, タイロッド, ソケット, ピン, 上部ハンドルの粒界型応力腐食割れ	■	機能検査により, 粒界型応力腐食割れによる制御棒の制御能力及び動作性に問題がないことを確認している。また, 通常運転時の引抜状態の制御棒は原子炉圧力容器内下部プレナム部に設置された制御棒案内管内に収納され, 地震時においても制御棒の挿入を阻害する応力が発生しない構造となっており, 挿入状態でも制御棒上下に取り付けたローラを介して燃料集合体にガイドされ, 有意な応力が発生しないことから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	制御棒駆動機構	ピストンチューブ, コレットピストン, インデックスチューブの隙間腐食	■	目視点検により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。

■ : 現在発生しているか又は将来にわたって起こることが否定できないが, 機器の振動応答特性又は構造・強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表 2 (27/39) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判断理由
機械設備	制御棒駆動機構	ピストンチューブ, アウターチューブ, インデックスチューブ, コレットフィンガの粒界型応力腐食割れ	■	目視点検により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	水圧制御ユニット	スクラム弁, 方向制御弁, ラプチャーディスク, 配管及び弁の貫粒型応力腐食割れ	■	ステンレス鋼に対する代表ポイントにおける目視点検及び付着塩分量測定(保温材ありの場合は, 保温材外面及び, 保温材を取外した機器外面)を行っており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	水圧制御ユニット	窒素容器(外面), サポート取付ボルト, 支持脚, 取付ボルト, 埋込金物(大気接触部)の腐食(全面腐食)	■	塗膜等の管理により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	ディーゼル機関本体	空気冷却器伝熱管の異物付着	■	伝熱管の異物付着による重量増加は, 伝熱管本体の重量と比較して十分小さく, 固有振動数の変化への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	ディーゼル機関本体	はずみ車, カップリングボルト, シリンダヘッドボルト, 吸気管, 排気管(外面), クランクケース, 吸・排気管サポート, 空気冷却器水室及び埋込金物(大気接触部)の腐食(全面腐食)	■	塗膜等の管理を行っており, 機器の健全性を維持していることから, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であり, 耐震安全性に影響を与えるものではない。

■ : 現在発生しているか又は将来にわたって起こることが否定できないが, 機器の振動応答特性又は構造・強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表 2 (28/39) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判断理由
機械設備	ディーゼル機関本体	過給機ケーシング (冷却水側), シリンダヘッド (冷却水側), シリンダライナ (冷却水側), シリンダブロック (冷却水側) の腐食 (全面腐食)	■	目視点検により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	ディーゼル機関本体	空気冷却器伝熱管の腐食 (流れ加速型腐食)	◎	定期的な渦流探傷検査により伝熱管の健全性を確認しているが, 現状保全によって管理される程度の腐食を想定した場合, 断面減少による剛性低下は有意であるため, 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象として抽出する。
機械設備	ディーゼル機関附属設備	潤滑油系潤滑油冷却器, 冷却水系清水冷却器伝熱管の腐食 (流れ加速型腐食)	◎	定期的な渦流探傷検査により伝熱管の健全性を確認しているが, 現状保全によって管理される程度の腐食を想定した場合, 断面減少による剛性低下は有意であるため, 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象として抽出する。
機械設備	ディーゼル機関附属設備	潤滑油系及び燃料油系機器の外表面, 始動用空気系及び冷却水系機器の外表面, サポート取付ボルト・ナット, ベース, 機器取付ボルト, 熱交換器フランジボルト等, 支持脚, 埋込金物 (大気接触部), レストレイント, 水室の腐食 (全面腐食)	■	塗膜等の管理を行っており, 機器の健全性を維持していることから, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であり, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	ディーゼル機関附属設備	伝熱管の異物付着	■	伝熱管の異物付着による重量増加は, 伝熱管本体の重量と比較して十分小さく, 固有振動数の変化への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。

◎ : 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

■ : 現在発生しているか又は将来にわたって起こることが否定できないが, 機器の振動応答特性又は構造・強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表 2 (29/39) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判断理由
機械設備	可燃性ガス濃度制御系設備	ブロワキャン(外面), 気水分離器(外面), フランジボルト, 配管(外面), 弁(外面), 取付ボルト, ベース, 筐体, 埋込金物(大気接触部)の腐食	■	塗膜等の管理により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	可燃性ガス濃度制御系設備	加熱器エレメントの断線	■	機器の質量, 耐震性に影響を及ぼすパラメータの変化とは無関係であり, また, 地震により劣化の進行が助長されるものではないことから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	燃料取替機	ブレイキプレート, レール取付ボルト, 車輪, レール, ガイドローラの腐食(全面腐食)	■	目視点検により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	燃料取替機	トロリフレーム, ブリッジフレーム及びレールの疲労割れ	■	目視点検及び作動確認により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	燃料取替機	ケーシング, 軸継手, トロリフレーム, ブリッジフレーム, 筐体, 筐体取付ボルト, 車軸, 転倒防止装置の腐食(全面腐食)	■	塗膜等の管理を行っており, また, メッキ処理部については目視点検により機器の健全性を維持していることから, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であり, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	燃料取替機	フック, マストチューブ, ガイドレール, ベアリング, 車輪, レール, ガイドローラ, 車軸の摩耗	■	目視点検及び作動確認により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	燃料取替機, 燃料取扱クレーン	整流子の摩耗	■	機器の質量, 耐震性に影響を及ぼすパラメータの変化とは無関係であり, また, 地震により劣化の進行が助長されるものではないことから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。

■ : 現在発生しているか又は将来にわたって起こることが否定できないが, 機器の振動応答特性又は構造・強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表 2 (30/39) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判断理由
機械設備	燃料取替機, 燃料取扱クレーン	モータ及び速度検出器の主軸の摩耗	■	寸法測定を行い機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	燃料取扱クレーン	配線用遮断器の固渋	■	機器の質量, 耐震性に影響を及ぼすパラメータの変化とは無関係であり, また, 地震により劣化の進行が助長されるものではないことから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	燃料取替機, 燃料取扱クレーン	モータのフレーム, エンドブラケット, 端子箱, 取付ボルトの腐食 (全面腐食)	■	塗膜等の管理により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	燃料取替機, 燃料取扱クレーン	モータの固定子コア及び回転子コアの腐食 (全面腐食)	■	目視点検により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	燃料取扱クレーン	フック及びピンの摩耗及びき裂	■	目視点検及び浸透探傷検査により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	燃料取扱クレーン	減速機ケーシング, 軸継手, トロリ, サドル, ガーダ, レール取付ボルト及び浮上がり防止ラグ, 筐体, 筐体取付ボルトの腐食 (全面腐食)	■	塗膜等の管理により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	燃料取扱クレーン	フック, ワイヤドラム, シープ, ブレーキドラム, プレート, 車輪及びレールの腐食	■	目視点検により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	燃料取扱クレーン	車輪及びレールの摩耗	■	目視点検により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。

■ : 現在発生しているか又は将来にわたって起こることが否定できないが, 機器の振動応答特性又は構造・強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表 2 (31/39) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判断理由
機械設備	燃料取扱クレーン	トロリ, サドル, ガーダ及びレールの疲労割れ	■	目視点検及び作動確認により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	制御用圧縮空気系設備	スモールエンドメタル, プーリーの摩耗	■	目視点検により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	制御用圧縮空気系設備	圧縮機胴, クランクケース,アフタークーラ胴, 支持板, 管板, 除湿塔胴, 配管・弁, プーリー, フランジボルト, 取付ボルト, 配管サポート, サポート取付ボルト・ナット及び埋込金物の腐食 (全面腐食)	■	塗膜等の管理により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	気体廃棄物処理系付属設備	フランジボルト, 支持脚スライド部の腐食 (全面腐食)	■	目視点検により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	気体廃棄物処理系付属設備	支持脚の腐食 (全面腐食)	■	塗膜等の管理により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	気体廃棄物処理系付属設備	放気管, 抽気室, 排ガス入口管, 管支持板及び胴の腐食 (流れ加速型腐食)	■	目視点検又は肉厚測定により機器の健全性を維持しており現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	気体廃棄物処理系付属設備	伝熱管の異物付着	■	伝熱管の異物付着による重量増加は, 伝熱管本体の重量と比較して十分小さく, 固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	新燃料貯蔵ラック	サポート部材の腐食	■	塗膜等の管理により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。

■ : 現在発生しているか又は将来にわたって起こることが否定できないが, 機器の振動応答特性又は構造・強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表 2(32/39) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判断理由
機械設備	補助ボイラ設備	胴、配管等の腐食（流れ加速型腐食）	■	目視点検又は肉厚測定により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	補助ボイラ設備	ケーシング等、ベース、埋込金物、配管サポートの腐食（全面腐食）	■	塗膜等の管理又は目視点検により機器の健全性を維持しており現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	補助ボイラ設備	主軸、羽根車とケーシングリング間の摩耗	■	目視点検及び寸法測定により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	補助ボイラ設備	フランジボルト、汽水胴、水胴、火炉、管、安全弁、パーナの腐食（全面腐食）	■	目視点検により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	廃棄物処理設備	主軸、本体胴、軸、ケーシング、ホップ、蓋、胴、上板、胴（上鏡、下鏡、下部胴）、伝熱管、管板、水室、配管及び弁の腐食（孔食）	■	目視点検により機器（耐食性に優れたステンレス鋼機器を除く）の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	廃棄物処理設備	支持脚、スカート、ベース、フランジボルト・ナット、ケーシングボルト・ナット、取付ボルト、水室、主軸、羽根車、上板、側板、下板、蓋、ドラムクロージャ、胴、本体胴、フレーム、ケーシング、外殻、破碎機ケーシング、配管、弁、埋込金物の腐食（全面腐食）	■	塗膜等の管理又は目視点検により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。

■：現在発生しているか又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造・強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表 2 (33/39) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判断理由
機械設備	廃棄物処理設備	主軸の摩耗	■	目視点検及び寸法測定により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	廃棄物処理設備	胴、伝熱管、管板、水室、上板、鏡板、外殻及びケーシングの応力腐食割れ	◎	目視点検、浸透探傷検査及び漏えい検査により健全性を確認しているが、将来にわたって発生することが否定できないことから、耐震安全性評価上着目すべき経年劣化事象として抽出する。
機械設備	廃棄物処理設備	水室の高サイクル疲労割れ	■	加熱器下部水室に接続される配管を適切なスパンで支持することで振動を抑制しており、また、目視点検及び浸透探傷検査により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	廃棄物処理設備	本体、配管及び弁（耐火物）の減肉	■	目視点検及び寸法測定により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	廃棄物処理設備	本体、配管及び弁（耐火物）の割れ	■	目視点検等により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	廃棄物処理設備	ダンパの固着	■	機器の質量、耐震性に影響を及ぼすパラメータの変化とは無関係であり、また、地震により劣化の進行が助長されるものではないことから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	廃棄物処理設備	伝熱管の摩耗及び高サイクル疲労割れ	■	伝熱管は支持板により適切なスパンで支持することで振動を抑制しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	廃棄物処理設備	排気筒筒身の腐食（全面腐食）	■	目視点検により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。

◎：耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

■：現在発生しているか又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造・強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表 2 (34/39) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判断理由
機械設備	排気筒	オイルダンパの摩耗	■	目視点検により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	排気筒	主排気筒筒身、主排気筒管台、非常用ガス処理系排気筒筒身、フランジボルト・ナット、主排気筒鉄塔及び弾塑性ダンパの腐食	■	塗膜等の管理により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	排気筒	オイルダンパの腐食（全面腐食）	■	目視点検により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	使用済燃料乾式貯蔵容器	底板、二次蓋、外筒、中性子遮へいカバーの貫粒型応力腐食割れ	■	塗装により外気との接触を防止し、目視点検により塗膜の状態を確認し機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	使用済燃料乾式貯蔵容器	二次蓋締付ボルト、外筒（外面）、底板（外面）、二次蓋（外面）、中性子遮へいカバー（外面）、リブ、支持台座、容器押え金具、トラニオン固定ボルトの腐食（全面腐食）	■	塗膜等の管理により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	使用済燃料乾式貯蔵容器	トラニオンの貫粒型応力腐食割れ	■	グリス塗布により外気との接触を防止し、目視点検により塗布状態を確認し機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	水素再結合器	触媒カートリッジ（触媒）の水素反応機能低下	■	機器の質量、耐震性に影響を及ぼすパラメータの変化とは無関係であり、また、地震により劣化の進行が助長されるものではないことから、耐震安全性に影響を与えるものではない。

■：現在発生しているか又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造・強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表 2 (35/39) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判断理由
機械設備	水素再結合器	架台の腐食（全面腐食）	■	塗膜等の管理により機器の健全性を維持しており，現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから，耐震安全性に影響を与えるものではない。
機械設備	基礎ボルト	基礎ボルトの腐食（全面腐食）	◎	基礎ボルトに現状保全によって管理される程度の腐食を想定した場合，部材断面の減少による剛性低下は有意であるため，耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象として抽出する。
機械設備	基礎ボルト	基礎ボルト（塗装部）の腐食（全面腐食）	■	塗膜等の管理により機器の健全性を維持しており，現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから，耐震安全性に影響を与えるものではない。
電源設備	高圧閉鎖配電盤 動力用変圧器 低圧閉鎖配電盤 コントロールセンタ ディーゼル発電設備 MGセット 無停電電源装置 直流電源設備 計測用分電盤	筐体，取付ボルト，埋込金物（大気接触部）の腐食（全面腐食）	■	塗膜等の管理により機器の健全性を維持しており，現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから，耐震安全性に影響を与えるものではない。
電源設備	高圧閉鎖配電盤	真空遮断器操作機構，配線用遮断器の固渋	■	機器の質量，耐震性に影響を及ぼすパラメータの変化とは無関係であり，また，地震により劣化の進行が助長されるものではないことから，耐震安全性に影響を与えるものではない。
電源設備	高圧閉鎖配電盤	真空遮断器真空バルブの真空度低下	■	機器の質量，耐震性に影響を及ぼすパラメータの変化とは無関係であり，また，地震により劣化の進行が助長されるものではないことから，耐震安全性に影響を与えるものではない。

◎：耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

■：現在発生しているか又は将来にわたって起こることが否定できないが，機器の振動応答特性又は構造・強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表 2 (36/39) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判断理由
電源設備	高圧閉鎖配電盤	真空遮断器断路部, 真空遮断器接触子, 主回路断路部の摩耗	■	目視点検又はワイプ量の確認により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
電源設備	動力用変圧器	鉄心及び鉄心締付ボルト, 変圧器ベースの腐食 (全面腐食)	■	塗膜等の管理により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
電源設備	動力用変圧器	冷却ファンモータの主軸の摩耗	■	主軸については剛性が十分にあり, 現状保全によって管理される程度の摩耗であれば剛性はほとんど変化せず固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
電源設備	動力用変圧器	モータの固定子コア及び回転子コアの腐食 (全面腐食)	■	動作確認により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
電源設備	動力用変圧器 コントロールセンタ ディーゼル発電設備 MG セット 無停電電源装置 直流電源設備 計測用分電盤	配線用遮断器の固渋	■	機器の質量, 耐震性に影響を及ぼすパラメータの変化とは無関係であり, また, 地震により劣化の進行が助長されるものではないことから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
電源設備	低圧閉鎖配電盤	気中遮断器操作機構, 配線用遮断器, 電動操作配線用遮断器の固渋	■	機器の質量, 耐震性に影響を及ぼすパラメータの変化とは無関係であり, また, 地震により劣化の進行が助長されるものではないことから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
電源設備	低圧閉鎖配電盤	気中遮断器接触子, 気中遮断器断路部及び主回路断路部の摩耗	■	目視点検等により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。

■ : 現在発生しているか又は将来にわたって起こることが否定できないが, 機器の振動応答特性又は構造・強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表 2 (37/39) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判断理由
電源設備	低圧閉鎖配電盤	気中遮断器消弧室の汚損	■	機器の質量，耐震性に影響を及ぼすパラメータの変化とは無関係であり，また，地震により劣化の進行が助長されるものではないことから，耐震安全性に影響を与えるものではない。
電源設備	低圧閉鎖配電盤	主回路導体（非常用 P/C 除く）の腐食	■	塗膜等の管理により機器の健全性を維持しており，現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから，耐震安全性に影響を与えるものではない。
電源設備	コントロールセンタ	断路部の摩耗	■	目視点検等により機器の健全性を維持しており，現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから，耐震安全性に影響を与えるものではない。
電源設備	コントロールセンタ	水平母線，垂直母線の腐食	■	目視点検により機器の健全性を維持しており，現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから，耐震安全性に影響を与えるものではない。
電源設備	コントロールセンタ	ユニットケース，サポートの腐食	■	塗膜等の管理により機器の健全性を維持しており，現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから，耐震安全性に影響を与えるものではない。
電源設備	ディーゼル発電設備	主軸，コレクタリングの摩耗	■	目視点検，寸法測定又は摩耗量測定により機器の健全性を維持しており，現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから，耐震安全性に影響を与えるものではない。
電源設備	ディーゼル発電設備	軸受（すべり）の摩耗及びはく離	■	摩耗については，目視点検及び寸法測定を，はく離については目視点検及び非破壊検査により機器の健全性を維持しており，現状保全によって管理される程度の範囲の進行では，固有振動数への影響は軽微であることから，耐震安全性に影響を与えるものではない。

■：現在発生しているか又は将来にわたって起こることが否定できないが，機器の振動応答特性又は構造・強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表 2 (38/39) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判断理由
電源設備	ディーゼル発電設備	フレーム, 端子箱, エンドカバー, 軸受台, 固定子コア, 回転子コアの腐食	■	目視点検により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
電源設備	MG セット	発電機の主軸, フライホイール主軸の摩耗	■	寸法測定により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
電源設備	MG セット	発電機電機子コア, 界磁コア, 励磁機界磁コア, 電機子コア, フライホイール, カップリング, 軸受ブラケットの腐食 (全面腐食)	■	目視点検により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
電源設備	MG セット	発電機フレーム, 端子箱, エンドブラケット, ファン, 共通架台, 後打プレートの腐食 (全面腐食)	■	目視点検により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
電源設備	直流電源設備	電槽の割れ及び変形	■	目視点検等により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
電源設備	直流電源設備	極板の腐食 (全面腐食)	■	機器の質量, 耐震性に影響を及ぼすパラメータの変化とは無関係であり, また, 地震により劣化の進行が助長されるものではないことから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。
電源設備	直流電源設備	架台, チャンネルベース (大気接触部) の腐食 (全面腐食)	■	塗膜等の管理により機器の健全性を維持しており, 現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから, 耐震安全性に影響を与えるものではない。

■ : 現在発生しているか又は将来にわたって起こることが否定できないが, 機器の振動応答特性又は構造・強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

表 2 (39/39) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型式	経年劣化事象	耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判断理由
電源設備	計測用分電盤	主回路導体の腐食（全面腐食）	■	目視点検等により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
電源設備	計測用分電盤	チャンネルベースの腐食（全面腐食）	■	塗膜等の管理により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
電源設備	計測用変圧器	鉄心及び鉄心締付ボルト、クランプ、変圧器箱、取付ボルト、埋込金物（大気接触部）の腐食（全面腐食）	■	塗膜等の管理により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。
電源設備	計測用変圧器	接続導体の腐食（全面腐食）	■	目視点検等により機器の健全性を維持しており、現状保全によって管理される程度の範囲の進行では固有振動数への影響は軽微であることから、耐震安全性に影響を与えるものではない。

■：現在発生しているか又は将来にわたって起こることが否定できないが、機器の振動応答特性又は構造・強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

3. 個別機器の耐震安全性評価

3.1 ポンプ

本章は、東海第二発電所（以下、「東海第二」という）で使用している主要なポンプに係わる経年劣化事象について、耐震安全性評価をまとめたものである。

なお、東海第二の主要機器については、既に「技術評価」において経年劣化事象に対する健全性評価を行うとともに、現状保全の評価を実施しているため、本章においてはこれら検討結果を前提条件とし、評価を実施することとする。

3.1.1 評価対象機器

東海第二で使用している主要なポンプ（「技術評価」の評価対象機器）を評価対象機器とする。

なお，評価対象機器一覧を表 3.1-1 に示す。

表 3.1-1 評価対象機器一覧

型式	機器名称	耐震重要度
ターボポンプ	残留熱除去海水系ポンプ	S, 重 ^{*1}
	非常用ディーゼル発電機海水ポンプ	S, 重 ^{*1}
	高圧炉心スプレィディーゼル冷却系海水系ポンプ	S, 重 ^{*1}
	残留熱除去系ポンプ	S, 重 ^{*1}
	低圧炉心スプレィ系ポンプ	S, 重 ^{*1}
	高圧炉心スプレィ系ポンプ	S, 重 ^{*1}
	給水加熱器ドレンポンプ	B
	原子炉冷却材浄化系循環ポンプ	B
	原子炉冷却材浄化系保持ポンプ	B
	制御棒駆動水ポンプ	B
	タービン駆動原子炉給水ポンプ	B
	高圧復水ポンプ	B
	原子炉隔離時冷却系ポンプ	S, 重 ^{*1}
	電動機駆動原子炉給水ポンプ	B
	高圧炉心スプレィ系レグシールポンプ	B
	低圧炉心スプレィ系レグシールポンプ	B
	残留熱除去系レグシールポンプ	B
	原子炉隔離時冷却系レグシールポンプ	B
	緊急用海水ポンプ ^{*2}	重 ^{*1}
	常設高圧代替注水ポンプ ^{*2}	重 ^{*1}
常設低圧代替注水ポンプ ^{*2}	重 ^{*1}	
代替燃料プール冷却系ポンプ ^{*2}	重 ^{*1}	
代替循環冷却系ポンプ ^{*2}	重 ^{*1}	
格納容器圧力逃がし装置移送ポンプ ^{*2}	重 ^{*1}	
往復ポンプ	ほう酸水注入系ポンプ	S, 重 ^{*1}
原子炉再循環ポンプ	原子炉再循環ポンプ	S

*1：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*2：新規に設置される機器

3.1.2 代表機器の選定

「技術評価」の評価では評価対象ポンプをその型式等を基に分類しているが、本検討においてもこの分類に従って整理するものとし、それぞれの分類ごとに、「技術評価」における代表機器を本検討の代表機器とする。

ただし、グループ内で選定された「技術評価」の代表機器より、耐震重要度の上位の機器が存在する場合には、これについても代表機器として評価することとする。

各分類における、本検討での代表機器を表 3.1-2～4 に示す。

表 3.1-2(1/3) ターボポンプの代表機器

分類基準			ポンプ名称	選定基準					「技術評価」代表機器	耐震安全性評価代表機器	備考	
型式	内部流体	材料		仕様 (容量×揚程)	重要度*1	使用条件						
						運転状態	最高使用圧力 (MPa)*2	最高使用温度 (°C)*2				耐震重要度
立軸斜流	海水	ステンレス鋼	残留熱除去海水系ポンプ	885.7 m ³ /h*3 ×184.4 m*3	MS-1, 重*4	一時	3.45	38	S, 重*5	○	○	
			非常用ディーゼル発電機海水ポンプ	272.6 m ³ /h*3×44 m*3	MS-1, 重*4	一時	0.70	38	S, 重*5			
			高圧炉心スプレィディーゼル冷却系海水系ポンプ	232.8 m ³ /h*3×43 m*3	MS-1, 重*4	一時	0.70	38	S, 重*5			
			緊急用海水ポンプ*6	844 m ³ /h×130 m	重*4	一時	2.45	38	重*5			
	純水	炭素鋼	残留熱除去系ポンプ	1,691.9 m ³ /h×85.3 m	MS-1, 重*4	一時	3.45	174	S, 重*5	○	○	
			低圧炉心スプレィ系ポンプ	1,638.3 m ³ /h ×169.5 m	MS-1, 重*4	一時	4.14	100	S, 重*5			
立軸遠心	純水	炭素鋼	高圧炉心スプレィ系ポンプ	1,576.5 m ³ /h ×196.6 m	MS-1, 重*4	一時	10.69	100	S, 重*5	○	○	
		鋳鉄	給水加熱器ドレンポンプ	1,032.2 m ³ /h×25 m	高*7	連続	0.70	149	B	○	○	

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：ポンプ吐出配管の仕様を示す

*3：公称値を示す

*4：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*5：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*6：新規に設置される機器

*7：最高使用温度が 95 °C を超え、又は最高使用圧力が 1,900 kPa を超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス 3 の機器

表 3.1-2(2/3) ターボポンプの代表機器

分類基準			ポンプ名称	仕様 (容量×揚程)	選定基準				「技術 評価」 代表 機器	耐震 安全性 評価 代表 機器	備考	
型式	内部 流体	材料			重要度*1	使用条件						耐震 重要度
						運転 状態	最高使 用圧力 (MPa)*2	最高使 用温度 (°C)*2				
横軸 遠心	純水	ステン レス 鋼	原子炉冷却材浄化系循環ポンプ	81.8 m ³ /h×152.4 m	PS-2	連続	9.80	302	B	○	○	
			原子炉冷却材浄化系保持ポンプ	13 m ³ /h×20 m	PS-2	連続	9.80	66	B			
			制御棒駆動水ポンプ	46.3 m ³ /h×823 m	高*3	連続	12.06	66	B			
			常設高圧代替注水ポンプ*4	136.7 m ³ /h*7×900 m*7	重*5	一時	10.70	120	重*6			
			格納容器圧力逃がし装置移送ポンプ*4	10 m ³ /h×40 m	重*5	一時	2.5	200	重*6			
	低合金鋼	タービン駆動原子炉給水ポンプ	4,315 m ³ /h×685.8 m	高*3	連続	15.51	233	B	○	○		
	炭素鋼	高圧復水ポンプ	3,792 m ³ /h×365.8 m	高*3	連続	6.14	205	B				
		原子炉隔離時冷却系ポンプ	142 m ³ /h×869 m	MS-1, 重*5	一時	10.35	77	S, 重*6	○	○		
		電動機駆動原子炉給水ポンプ	2,157.5 m ³ /h×762 m	高*3	一時	15.51	233	B				

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：ポンプ吐出配管の仕様を示す

*3：最高使用温度が95℃を超え、又は最高使用圧力が1,900 kPaを超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス3の機器

*4：新規に設置される機器

*5：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*6：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*7：公称値を示す

表 3.1-2(3/3) ターボポンプの代表機器

分類基準			ポンプ名称	仕様 (容量×揚程)	選定基準				「技術 評価」 代表 機器	耐震 安全性 評価 代表 機器	備考	
型式	内部 流体	材料			重要度*1	使用条件						耐震 重要度
						運転 状態	最高使 用圧力 (MPa)*2	最高使 用温度 (°C)*2				
横軸 遠心	純水	炭素鋼	高圧炉心スプレイ系レグシールポンプ	4.54 m ³ /h×38.1 m	高*3	連続	1.04	100	B			
			低圧炉心スプレイ系レグシールポンプ	4.54 m ³ /h×38.1 m	高*3	連続	1.04	100	B			
			残留熱除去系レグシールポンプ	4.54 m ³ /h×48.8 m	高*3	連続	1.04	100	B			
			原子炉隔離時冷却系レグシールポンプ	4.54 m ³ /h×48.8 m	高*3	連続	0.86	77	B			
			常設低圧代替注水ポンプ*4	200 m ³ /h*7×200 m*7	重*5	一時	3.14	66	重*6			
			代替燃料プール冷却系ポンプ*4	124 m ³ /h×40 m	重*5	一時	0.98	80	重*6			
			代替循環冷却系ポンプ*4	250 m ³ /h×120 m	重*5	一時	3.45	80	重*6			

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：ポンプ吐出配管の仕様を示す

*3：最高使用温度が 95 °C を超え、又は最高使用圧力が 1,900 kPa を超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス 3 の機器

*4：新規に設置される機器

*5：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*6：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*7：公称値を示す

表 3.1-3 往復ポンプの代表機器

ポンプ名称	仕様 (容量×揚程)	選定基準					「技術評価」 代表機器	耐震安全性 評価 代表機器	備考
		重要度*1	使用条件			耐震 重要度			
			運転 状態	最高使用圧力 (MPa)*2	最高使用温度 (°C)*2				
ほう酸水注入系ポンプ	9.78 m ³ /h×870 m	MS-1, 重*3	一時	9.66	66	S, 重*4	○	○	

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：ポンプ吐出配管の仕様を示す

*3：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*4：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

— 3.1-7 —

表 3.1-4 原子炉再循環ポンプの代表機器

ポンプ名称	仕様 (容量×揚程)	選定基準					「技術評価」 代表機器	耐震安全性 評価 代表機器	備考
		重要度*1	使用条件			耐震 重要度			
			運転 状態	最高使用圧力 (MPa)*2	最高使用温度 (°C)*2				
原子炉再循環ポンプ	8,100 m ³ /h×245.4 m	PS-1	連続	11.38	302	S	○	○	

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：ポンプ吐出配管の仕様を示す

3.1.3 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

(1) 「技術評価」での検討結果の整理

3.1.2項で選定した代表ポンプについて、「技術評価」で検討された経年劣化事象に対し、「技術評価」での検討結果（詳細は「東海第二発電所 ポンプの技術評価書」参照）に基づき、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対し保全対策を考慮し、以下のとおり整理した（表 3.1-5～7 参照）。

- ① 現在発生しておらず、今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの
（表中×）
- ② 現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの
（表中○）

なお、①（表中×）に分類した経年劣化事象については耐震安全性評価対象外とし、その理由を表 3.1-5～7 中に記載した。

表 3.1-5 ターボポンプに想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	代表機器							「技術評価」評価結果概要*1
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

- ① 残留熱除去海水系ポンプ
- ② 残留熱除去系ポンプ
- ③ 高圧炉心スプレイ系ポンプ
- ④ 給水加熱器ドレンポンプ
- ⑤ 原子炉冷却材浄化系循環ポンプ
- ⑥ タービン駆動原子炉給水ポンプ
- ⑦ 原子炉隔離時冷却系ポンプ

表 3.1-6 往復ポンプに想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	代表機器	「技術評価」評価結果概要*1
			ほう酸水注入系ポンプ	
—	—	—	—	—

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表 3.1-7 原子炉再循環ポンプに想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	代表機器	「技術評価」評価結果概要*1
			原子炉再循環ポンプ	
バウンダリの維持	ケーシング	疲労割れ	○	
		熱時効	○	

○：現在発生しているか，又は将来にわたって起こることが否定できないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

(2) 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

3.1.3 項(1)で整理された②の経年劣化事象については、これらの事象が顕在化した場合、代表機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「有意」であるか「軽微もしくは無視」できるかを以下で検討し、「軽微もしくは無視」できる事象については耐震安全性評価対象外とする（表 3.1-8～10 に耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象を示す）。

① ターボポンプにおける高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

ターボポンプにおける高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表 3.1-5 参照）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった（表 3.1-8 参照）。

② 往復ポンプにおける高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

往復ポンプにおける高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表 3.1-6 参照）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった（表 3.1-9 参照）。

③ 原子炉再循環ポンプにおける高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

原子炉再循環ポンプにおける高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表 3.1-7 参照）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、以下のとおりである。

- ・ケーシングの疲労割れ
- ・ケーシングの熱時効

本経年劣化事象は、機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「軽微もしくは無視」できるとは言えず、耐震安全性評価対象（表 3.1-10 で◎）とした。

表 3.1-8 ターボポンプの耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象	代表機器						
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
—	—	—	—	—	—	—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

- ① 残留熱除去海水系ポンプ
- ② 残留熱除去系ポンプ
- ③ 高圧炉心スプレイ系ポンプ
- ④ 給水加熱器ドレンポンプ
- ⑤ 原子炉冷却材浄化系循環ポンプ
- ⑥ タービン駆動原子炉給水ポンプ
- ⑦ 原子炉隔離時冷却系ポンプ

表 3.1-9 往復ポンプの耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象	代表機器
		ほう酸水注入系ポンプ
—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表 3.1-10 原子炉再循環ポンプの耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象	代表機器
		原子炉再循環ポンプ
ケーシング	疲労割れ	◎
	熱時効	◎

◎：以降で評価する

3.1.4 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対する耐震安全性評価

3.1.3項にて整理し抽出した経年劣化事象及び2.2項(2)bの表2で耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対して耐震安全性評価を実施する。

(1) ケーシングの疲労割れに対する耐震安全性評価 [原子炉再循環ポンプ]

ケーシングの疲労割れに関しては、「技術評価」において運転開始後60年時点での疲労累積係数を評価し、健全性を確認している。ここでは、「技術評価」での疲労累積係数に基準地震動 S_s による疲労解析から求められる疲労累積係数を加味した疲労評価を行う。

評価の結果、疲労累積係数の和は、許容値1以下であり、ケーシングの疲労割れは耐震安全性に問題のないことを確認した（表3.1-11参照）。

表 3.1-11 ケーシング疲労解析結果

評価部位	区分	評価地震力	運転実績回数に基づく疲労累積係数（環境を考慮）	地震動による疲労累積係数（基準地震動 S_s^* ）	合計（許容値：1以下）
ポンプケーシングと入口配管の溶接部	クラス1	S_s	0.0000	0.0033	0.0033

*：等価繰返し回数は、一律に設定する等価繰返し回数として設定した160回を用いた。弾性設計用地震動 S_d については、等価繰返し回数を2回分考慮しても基準地震動 S_s の等価繰返し回数である160回以下となるため、弾性設計用地震動 S_d による評価は省略した

(2) ケーシングの熱時効に対する耐震安全性評価 [原子炉再循環ポンプ]

ケーシングの熱時効に関しては、「技術評価」の評価手法と同様に、保守的に初期欠陥を想定し、破壊力学的手法を用いて、ステンレス鋳鋼の熱時効後のき裂の安定性評価を実施した。

耐震安全性評価のための評価用荷重としては、通常運転状態で働く荷重に加え、地震発生時（地震力は S_S 地震力）の荷重を考慮し、ケーシングの健全性を評価した。

具体的には、評価対象部位の熱時効後の材料のき裂進展抵抗 (J_{mat}) と構造系に作用する応力から算出されるき裂進展力 (J_{app}) を求めてその比較を行った。

その結果、図 3.1-1 に示すように運転開始後 60 年時点までの疲労き裂進展長さを考慮した評価用き裂を想定しても、 J_{mat} が J_{app} と交差し、 J_{app} が J_{mat} を下回ることから、ケーシングは不安定破壊することはないと確認した。

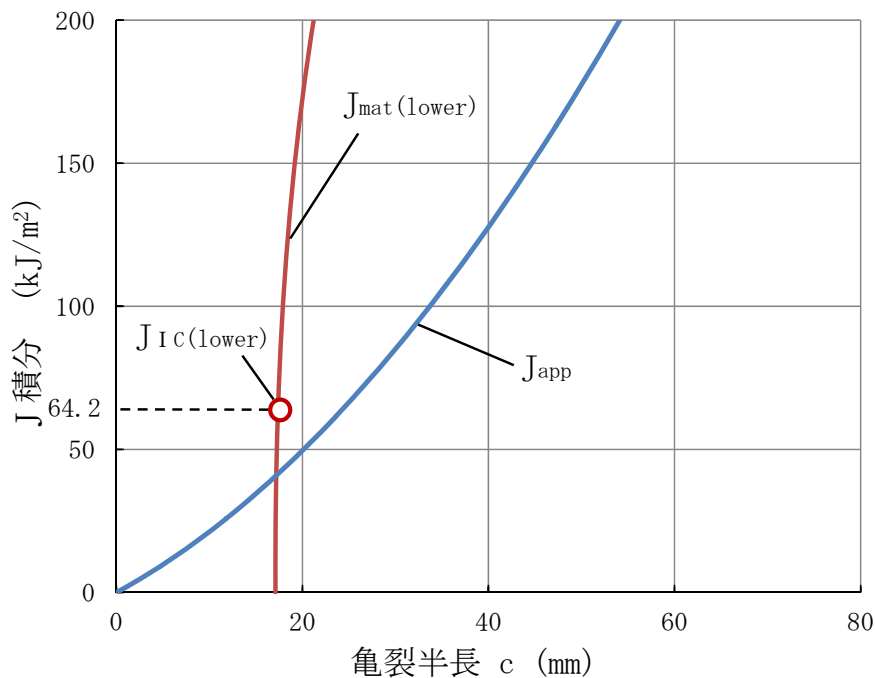


図 3.1-1 ケーシングのき裂安定性評価結果

3.1.5 評価対象機器全体への展開

以下の手順により、評価対象機器全体への耐震安全性評価の展開を実施することとする。

3.1.5.1 代表機器以外の評価対象機器における「技術評価」での検討結果の整理

3.1.3項の代表機器及び2.2項(2)bの表2における耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の検討結果を用いて、代表機器以外の評価対象機器についても、「技術評価」での経年劣化事象の抽出及び保全対策の検討結果を用いて整理を行った。

(1) ケーシングの疲労割れ [原子炉再循環ポンプ]

ケーシングの疲労割れに関しては、評価対象機器全てを評価しているため、代表機器以外の機器はない。

(2) ケーシングの熱時効 [原子炉再循環ポンプ]

ケーシングの熱時効に関しては、評価対象機器全てを評価しているため、代表機器以外の機器はない。

「技術評価」での経年劣化事象の抽出及び保全対策の検討結果を用いて、代表機器以外の評価対象機器についても整理を行った結果、代表機器における抽出結果以外の経年劣化事象は抽出されなかった。

3.1.5.2 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

3.1.3項にて整理し抽出した代表機器に想定される経年劣化事象及び2.2項(2)bの表2で耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対して、機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「軽微もしくは無視」できる事象を耐震安全性評価対象外としたものについては、評価対象機器全体において代表機器と同様の評価が可能であることを確認した。

3.1.5.3 耐震安全性評価

本項では、代表機器以外の機器に対する耐震安全性評価を実施する。

具体的には、3.1.5.2項で代表機器に想定される経年劣化事象以外の事象が抽出されなかったことから、代表機器に想定される経年劣化事象と同じ事象に対する耐震安全性評価を実施した（代表機器以外の機器については表3.1-2～4参照）。

(1) 代表機器に想定される経年劣化事象と同じ事象に対する耐震安全性評価

代表機器以外の機器に関して、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象はない。

3.1.6 経年劣化事象に対する動的機能維持評価

ポンプにおける高経年化に対する「技術評価」により、各部位に想定される経年劣化事象については、現状の保全対策により機器に与える影響が十分小さいことを確認した。

また、耐震安全上考慮する必要がある経年劣化事象に対する耐震安全性評価の実施により、ポンプにおける動的機能維持に必要となる部位での経年劣化事象は、機器の振動応答特性への影響が「軽微もしくは無視」できる事象であることを確認した。

さらに、耐震安全上考慮する必要がある基礎ボルトに対する耐震安全性評価の実施により、基礎ボルトにおける経年劣化事象は、ボルトが支持する機器の支持機能への影響がないことを確認している。

これより、経年劣化事象を考慮しても、地震時に動的機能の維持が要求される機器における地震時の応答加速度は各機器の機能確認済加速度を上回るものでないと考えられ、地震時の動的機能についても維持されると判断する。

3.1.7 保全対策に反映すべき項目の抽出

ポンプにおいては、「技術評価」にて検討された保全対策に、耐震安全上の観点から追加すべき項目はない。

3.2 熱交換器

本章は、東海第二で使用している主要な熱交換器に係わる経年劣化事象について、耐震安全性評価をまとめたものである。

なお、東海第二の主要機器については、既に「技術評価」において経年劣化事象に対する健全性評価を行うとともに、現状保全の評価を実施しているため、本章においてはこれら検討結果を前提条件とし、評価を実施することとする。

3.2.1 評価対象機器

東海第二で使用している主要な熱交換器（「技術評価」の評価対象機器）を評価対象機器とする。本評価にあたっては、評価対象機器についてグループ化や代表機器の選定を行わずに評価を実施する。

なお、評価対象機器一覧を表 3.2-1 に示す。

表 3.2-1 評価対象機器一覧

型式	機器名称	耐震重要度
U字管式熱交換器	原子炉冷却材浄化系再生熱交換器	B
	原子炉冷却材浄化系非再生熱交換器	B
	グラント蒸気蒸発器	B
	給水加熱器	B
	残留熱除去系熱交換器	S, 重*2
	排ガス予熱器	B
	排ガス復水器	B
	窒素ガス貯蔵設備蒸発器	C
プレート式熱交換器	代替燃料プール冷却系熱交換器*1	重*2

*1：新規に設置される機器

*2：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

3.2.2 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

(1) 「技術評価」での検討結果の整理

「技術評価」で検討された経年劣化事象に対し、「技術評価」での検討結果（詳細は「東海第二発電所 熱交換器の技術評価書」参照）に基づき、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対し保全対策を考慮し、以下のとおり整理した（表 3.2-2～3 参照）。

- ① 現在発生しておらず、今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの
（表中×）
- ② 現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの
（表中○）

なお、①（表中×）に分類した経年劣化事象については耐震安全性評価対象外とし、その理由を表 3.2-2～3 中に記載した。

表 3.2-2 U字管式熱交換器に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	代表機器								「技術評価」評価結果概要*1	
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧		
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

- ①原子炉冷却材浄化系再生熱交換器
- ②原子炉冷却材浄化系非再生熱交換器
- ③グラント蒸気蒸発器
- ④給水加熱器
- ⑤残留熱除去系熱交換器
- ⑥排ガス予熱器
- ⑦排ガス復水器
- ⑧窒素ガス供給設備蒸発器

表 3.2-3 プレート式熱交換器に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	代表機器								「技術評価」評価結果概要*1
			代替燃料プール冷却系熱交換器								
—	—	—	—								

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

(2) 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

3.2.2 項(1)で整理された②の経年劣化事象については、これらの事象が顕在化した場合、代表機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「有意」であるか「軽微もしくは無視」できるかを以下で検討し、「軽微もしくは無視」できる事象については耐震安全性評価対象外とする（表 3.2-4～5 に耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象を示す）。

① U字管式熱交換器における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

U字管式熱交換器における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表 3.2-2 参照）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった（表 3.2-4 参照）。

② プレート式熱交換器における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

プレート式熱交換器における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表 3.2-3 参照）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった（表 3.2-5 参照）。

表 3.2-4 U字管式熱交換器の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象	代表機器							
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

- ① 原子炉冷却材浄化系再生熱交換器
- ② 原子炉冷却材浄化系非再生熱交換器
- ③ グランド蒸気蒸発器
- ④ 給水加熱器
- ⑤ 残留熱除去系熱交換器
- ⑥ 排ガス予熱器
- ⑦ 排ガス復水器
- ⑧ 窒素ガス供給設備蒸発器

表 3.2-5 プレート式熱交換器の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象	代表機器
		代替燃料プール冷却系熱交換器
—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

3.2.3 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対する耐震安全性評価

3.2.2 項にて整理し抽出した経年劣化事象及び2.2 項(2)b の表2 で耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対して耐震安全性評価を実施する。

(1) 伝熱管の腐食（流れ加速型腐食）〔残留熱除去系熱交換器〕

流れ加速型腐食により伝熱管の肉厚が減少すると剛性が低下し、地震時により大きな応力が発生することが考えられる。伝熱管の減肉に対しては保全対策上、渦流探傷検査を実施し、管理基準まで減肉した場合に施栓を行うこととしている。

ここでは、残留熱除去系熱交換器伝熱管については、施栓基準である26%厚さまで減肉した場合における地震時の耐震安全性評価を実施した。

評価の結果、いずれの伝熱管においても発生応力は許容応力を下回り、耐震安全性に問題のないことを確認した（表3.2-6 参照）。

表 3.2-6 伝熱管減肉に対する耐震安全性評価

評価対象	区分	耐震重要度	評価地震力	許容応力状態	応力種別	発生応力(MPa)		許容応力*1(MPa)
						管板～管支持板	管支持板～管支持板	
残留熱除去系熱交換器	クラス2	S, 重*2	S _s *3	IV _a S	一次応力	71	78	328

*1：日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格 JSME S NC1-2005（2007年追補版を含む）」（以下、「設計建設規格」という）付録材料図表 Part5 表9に当該材料の各温度による値が規定されていないため、付録材料図表 Part5 表6に記載の最小引張強さの値を用い、耐震重要度及び許容応力状態を考慮して定まる値

*2：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*3：S_s地震力が S_d地震力及び S クラス機器に適用される静的地震力より大きく、S_s地震力による評価応力が S_d地震力及び S クラス機器に適用される静的地震力の許容応力を下回るため、S_d地震力及び静的地震力による評価を省略した

(2) 管支持板の腐食（流れ加速型腐食）〔給水加熱器〕

管支持板の腐食により、伝熱管の支持機能が喪失した場合、伝熱管の摩耗等が想定される。

ここでは、給水加熱器伝熱管支持機能喪失に対する施栓基準である第1，第2給水加熱器：2.0箇所，第3，第5給水加熱器：2.5箇所の支持板の伝熱管支持機能が喪失したと仮定して実施した。

評価の結果、いずれの伝熱管においても発生応力は許容応力を下回り、耐震安全性に問題のないことを確認した（表3.2-7参照）。

表 3.2-7 伝熱管支持機能喪失に対する耐震安全性評価

評価対象	区分	耐震重要度	評価地震力	許容応力状態	応力種別	発生応力(MPa)		許容応力*1(MPa)
						管板～管支持板	管支持板～管支持板	
第3給水加熱器	クラス3	B	S _d	B _{AS}	一次応力	87	90	132

*1：設計建設規格 付録材料図表 Part5 表5 より定まる値に 1.2 を乗じた値

(3) 胴の腐食 [残留熱除去系熱交換器]

胴が腐食によって減肉すると剛性が低下し、地震による応力の増加が考えられる。

ここでは、万が一胴部に有意な腐食があるものとし、60年間分の腐食量 1.4 mm (全面腐食) を想定して耐震安全性評価を実施することとする。

評価の結果、発生応力は許容応力を下回り、耐震安全性に問題のないことを確認した (表 3.2-8 参照)。

表 3.2-8 胴の腐食に対する耐震安全性評価

機器名	区分	耐震重要度	評価地震力	許容応力状態	応力種別	発生応力 (MPa)	許容応力*1 (MPa)
残留熱除去系熱交換器	クラス 2	S, 重*2	S _s	IV _A S	一次一般膜応力	67	234
					一次応力	88	351
					一次+二次応力	193	360
			S _d	III _A S	一次一般膜応力	67	180
					一次応力	85	270
					一次+二次応力	172	360

*1: 設計建設規格 付録材料図表 Part5 表 8, 9 より定まる値に対し耐震重要度及び許容応力状態を考慮した値

*2: 耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

3.2.4 評価対象機器全体への展開

熱交換器に関しては、評価対象機器全てを評価しているため、代表機器以外の機器はない。

3.2.5 保全対策に反映すべき項目の抽出

熱交換器においては、「技術評価」にて検討された保全対策に、耐震安全上の観点から追加すべき項目はない。

3.3 ポンプモータ

本章は、東海第二で使用している主要なポンプモータに係わる経年劣化事象について、耐震安全性評価をまとめたものである。

なお、東海第二の主要機器については、既に「技術評価」において経年劣化事象に対する健全性評価を行うとともに、現状保全の評価を実施しているため、本章においてはこれら検討結果を前提条件とし、評価を実施することとする。

3.3.1 評価対象機器

東海第二で使用している主要なポンプモータ（「技術評価」の評価対象機器）を評価対象機器とする。

なお、評価対象機器一覧を表 3.3-1 に示す。

表 3.3-1 評価対象機器一覧

電圧区分	機器名称	耐震重要度
高圧ポンプモータ	残留熱除去海水系ポンプモータ	S, 重 ^{*1}
	高圧炉心スプレイ系ポンプモータ	S, 重 ^{*1}
	低圧炉心スプレイ系ポンプモータ	S, 重 ^{*1}
	残留熱除去系ポンプモータ	S, 重 ^{*1}
	緊急用海水ポンプモータ ^{*2}	重 ^{*1}
低圧ポンプモータ	ほう酸水注入系ポンプモータ	S, 重 ^{*1}
	ほう酸水注入系潤滑油ポンプモータ	S
	原子炉冷却材浄化系循環ポンプモータ	B
	常設低圧代替注水系ポンプモータ ^{*2}	重 ^{*1}
	代替燃料プール冷却系ポンプモータ ^{*2}	重 ^{*1}
	代替循環冷却系ポンプモータ ^{*2}	重 ^{*1}
	非常用ディーゼル発電機冷却系海水ポンプモータ	S, 重 ^{*1}
	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器保持ポンプモータ	B
格納容器圧力逃がし装置移送ポンプモータ ^{*2}	重 ^{*1}	

*1：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*2：新規に設置される機器

3.3.2 代表機器の選定

「技術評価」の評価では評価対象ポンプモータをその電圧区分等を基に分類しているが、本検討においてもこの分類にしたがって整理するものとし、それぞれの分類ごとに、「技術評価」における代表機器を本検討の代表機器とする。

ただし、グループ内で選定された「技術評価」の代表機器より、耐震重要度の上位の機器が存在する場合には、これについても代表機器として評価することとする。

各分類における、本検討での代表機器を表 3.3-2～3 に示す。

表 3.3-2 高圧ポンプモータの代表機器

分類基準		機器名称	仕様 (定格出力×回転速度)	選定基準						「技術 評価」 代表 機器	耐震 安全性 評価 代表 機器	備考
型式	設置 場所			重要度*1	使用条件				耐震 重要度			
					定格 電圧 (V)	定格 出力 (kW)	運転 状態	周囲 温度 (°C)				
全閉	屋外	残留熱除去海水系ポンプモータ	900 kW×1,480 rpm	MS-1, 重*2	AC 6,600	900	一時	40*3	S, 重*4	○	○	
開放	屋内	高圧炉心スプレイ系ポンプモータ	2,280 kW×1,480 rpm	MS-1, 重*2	AC 6,600	2,280	一時	40.0*5	S, 重*4	○	○	
		低圧炉心スプレイ系ポンプモータ	1,250 kW×985 rpm	MS-1, 重*2	AC 6,600	1,250	一時	40.0*6	S, 重*4			
		残留熱除去系ポンプモータ	680 kW×985 rpm	MS-1, 重*2	AC 6,600	680	一時	40.0*7	S, 重*4			
		緊急用海水ポンプモータ*8	510 kW×1,500 rpm*9	重*2	AC 6,600	510	一時	40*10	重*4			

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*3：水戸地方気象台における既往最厳値に余裕をもたせた温度

*4：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*5：高圧炉心スプレイ系ポンプ室における設計値

*6：低圧炉心スプレイ系ポンプ室における設計値

*7：残留熱除去系ポンプ室における設計値

*8：新規に設置される機器

*9：同期回転速度を示す

*10：緊急用海水ポンプピットにおける設計値

表 3.3-3 低圧ポンプモータの代表機器

分類基準		機器名称	仕様 (定格出力×回転速度)	選定基準						「技術 評価」 代表 機器	耐震 安全性 評価 代表 機器	備考
型式	設置 場所			重要度*1	使用条件				耐震 重要度			
					定格 電圧 (V)	定格 出力 (kW)	運 転 状 態	周 圍 温 度 (°C)				
全閉	屋内	ほう酸水注入系ポンプモータ	37 kW×965 rpm	MS-1, 重*2	AC 440	37	一時	40.0*3	S, 重*4	○	○	
		ほう酸水注入系潤滑油ポンプモータ	0.4 kW×1,420 rpm	MS-1	AC 200	0.4	一時	40.0*3	S			
		原子炉冷却材浄化系循環ポンプモータ	75 kW×2,930 rpm	PS-2	AC 440	75	連続	40.0*3	B			
		常設低圧代替注水系ポンプモータ*5	190 kW×1,500 rpm*6	重*2	AC 440	190	一時	40*7	重*4			
		代替燃料プール冷却系ポンプモータ*5	30 kW×3,000 rpm*6	重*2	AC 440	30	一時	40.0*3	重*4			
	代替循環冷却系ポンプモータ*5	132 kW×1,500 rpm*6	重*2	AC 440	132	一時	40.0*3	重*4				
	屋外	非常用ディーゼル発電機冷却系海水ポンプモータ	55 kW×1,455 rpm	MS-1, 重*2	AC 440	55	一時	40*8	S, 重*4	○	○	
水浸	屋内	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器保持ポンプモータ	3.7 kW×3,000 rpm	PS-2	AC 440	3.7	一時	40.0*3	B	○	○	
		格納容器圧力逃がし装置移送ポンプモータ*5	7.5 kW×3,000 rpm*6	重*2	AC 440	7.5	一時	40*9	重*4			

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*3：原子炉建屋における設計値

*4：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*5：新規に設置される機器

*6：同期回転速度を示す

*7：常設低圧代替注水系ポンプ室における設計値

*8：水戸地方気象台における既往最厳値に余裕をもたせた温度

*9：格納容器圧力逃がし装置格納槽における設計値

3.3.3 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

(1) 「技術評価」での検討結果の整理

3.3.2項で選定した代表ポンプモータについて、「技術評価」で検討された経年劣化事象に対し、「技術評価」での検討結果（詳細は「東海第二発電所 ポンプモータの技術評価書」参照）に基づき、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対し保全対策を考慮し、以下のとおり整理した（表 3.3-4～5 参照）。

- ① 現在発生しておらず、今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの
（表中×）
- ② 現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの
（表中○）

なお、①（表中×）に分類した経年劣化事象については耐震安全性評価対象外とし、その理由を表 3.3-4～5 中に記載した。

表 3.3-4 高圧ポンプモータに想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	代表機器		「技術評価」評価結果概要*1
			残留熱除去海水系ポンプモータ	高圧炉心スプレイ系ポンプモータ	
—	—	—	—	—	

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表 3.3-5 低圧ポンプモータに想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	代表機器			「技術評価」評価結果概要*1
			ほう酸水注入系ポンプモータ	非常用ディーゼル発電機冷却系海水ポンプモータ	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器保持ポンプモータ	
—	—	—	—	—	—	

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

(2) 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

3.3.3 項(1)で整理された②の経年劣化事象については、これらの事象が顕在化した場合、代表機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「有意」であるか「軽微もしくは無視」できるかを以下で検討し、「軽微もしくは無視」できる事象については耐震安全性評価対象外とする（表 3.3-6～7 に耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象を示す）。

① 高圧ポンプモータにおける高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

高圧ポンプモータにおける高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表 3.3-4 参照）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった（表 3.3-6 参照）。

② 低圧ポンプモータにおける高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

低圧ポンプモータにおける高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表 3.3-5 参照）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった（表 3.3-7 参照）。

表 3.3-6 高圧ポンプモータの耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象	代表機器	
		残留熱除去海水系ポンプモータ	高圧炉心スプレイ系ポンプモータ
—	—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表 3.3-7 低圧ポンプモータの耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象	代表機器		
		ほう酸水注入系ポンプモータ	非常用ディーゼル発電機 冷却系海水ポンプモータ	原子炉冷却材浄化系 ろ過脱塩器保持ポンプモータ
—	—	—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

3.3.4 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対する耐震安全性評価

3.3.3 項及び2.2 項(2)b の表2 における検討結果より、ポンプモータの代表機器において、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象はない。

3.3.5 評価対象機器全体への展開

以下の手順により、評価対象機器全体への耐震安全性評価の展開を実施することとする。

3.3.5.1 代表機器以外の評価対象機器における「技術評価」での検討結果の整理

3.3.3 項の代表機器及び2.2 項(2)b の表2 における耐震安全性上考慮する必要のある経年劣化事象の検討を行った結果、経年劣化事象は抽出されなかった。

「技術評価」での経年劣化事象の抽出及び保全対策の検討結果を用いて、代表機器以外の評価対象機器についても整理を行った結果、代表機器における抽出結果以外の経年劣化事象は抽出されなかった。

3.3.5.2 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

3.3.3 項にて整理し抽出した代表機器に想定される経年劣化事象及び2.2 項(2)b の表2 で耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対して、機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「軽微もしくは無視」できる事象を耐震安全性評価対象外としたものについては、評価対象機器全体において代表機器と同様の評価が可能であることを確認した。

3.3.5.3 耐震安全性評価

本項では、代表以外の機器に対する耐震安全性評価を実施する。

具体的には、3.3.5.2 項で代表機器に想定される経年劣化事象以外の事象が抽出されなかったことから、代表機器に想定される経年劣化事象と同じ事象に対する耐震安全性評価を実施した（代表機器以外の機器については表3.3-2、3 参照）。

(1) 代表機器に想定される経年劣化事象と同じ事象に対する耐震安全性評価

代表機器以外の機器に関して、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象はない。

3.3.6 経年劣化事象に対する動的機能維持評価

ポンプモータにおける高経年化に対する「技術評価」により、各部位に想定される経年劣化事象については、現状の保全対策により機器に与える影響が十分小さいことを確認した。

また、耐震安全上考慮する必要がある経年劣化事象に対する耐震安全性評価の実施により、ポンプモータにおける動的機能維持に必要となる部位での経年劣化事象は、機器の振動応答特性への影響が「軽微もしくは無視」できる事象であることを確認した。

これより、経年劣化事象を考慮しても、地震時に動的機能の維持が要求される機器における地震時の応答加速度は各機器の機能確認済加速度を上回るものではないと考えられ、地震時の動的機能についても維持されると判断する。

3.3.7 保全対策に反映すべき項目の抽出

ポンプモータにおいては、「技術評価」にて検討された保全対策に、耐震安全上の観点から追加すべき項目はない。

3.4 容器

本章は、東海第二で使用している主要な容器に係わる経年劣化事象について、耐震安全性評価をまとめたものである。

なお、東海第二の主要機器については、既に「技術評価」において経年劣化事象に対する健全性評価を行うとともに、現状保全の評価を実施しているため、本章においてはこれらの検討結果を前提条件とし、評価を実施することとする。

3.4.1 評価対象機器

東海第二で使用している主要な容器（「技術評価」の評価対象機器）を評価対象機器とする。

なお、評価対象機器一覧を表 3.4-1 に示す。

表 3.4-1(1/2) 評価対象機器一覧

分類		機器名称	耐震重要度
原子炉圧力容器		原子炉圧力容器	S, 重 ^{*1}
原子炉格納容器	原子炉格納容器本体	原子炉格納容器本体	S, 重 ^{*1}
	機械ペネトレーション	配管貫通部	S, 重 ^{*1}
		機器搬入口	S, 重 ^{*1}
		エアロック	S, 重 ^{*1}
		ハッチ及びマンホール	S, 重 ^{*1}
	電気ペネトレーション	モジュール型電気ペネトレーション	S, 重 ^{*1}
その他容器		湿分分離器	B
		スクラム排水容器	B
		ほう酸水注入系貯蔵タンク	S, 重 ^{*1}
		使用済燃料貯蔵プール	S, 重 ^{*1}
		原子炉ウェル	S
		燃料プール冷却浄化系スキマサージタンク	重 ^{*1}
		MSIV用アキュムレータ	S
		SRV (ADS) 用アキュムレータ	S, 重 ^{*1}
		SRV用アキュムレータ	S
		SLC用アキュムレータ	S
		活性炭ベット	B
		排ガス後置除湿器	B
		排ガス再結合器	B

*1：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

表 3.4-1(2/2) 評価対象機器一覧

分類	機器名称	耐震重要度
その他容器	格納容器圧力逃がし装置フィルタ装置*1	重*2
	原子炉冷却材浄化系フィルタ脱塩器	B
	制御棒駆動水系ポンプ出口ラインフィルタ	B
	原子炉冷却材浄化系ポンプシールパージフィルタ	B
	原子炉再循環ポンプシールパージフィルタ	B
	残留熱除去海水系ポンプ出口ストレーナ	S, 重*2
	非常用及びHPCS系ディーゼル発電機海水ポンプ出口ストレーナ	S, 重*2
	緊急用海水系ストレーナ*1	重*2

*1：新規に設置される機器

*2：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

3.4.2 代表機器の選定

「技術評価」の評価では評価対象容器をその型式等をもとに分類しているが、本検討においてもこの分類に従って整理するものとし、それぞれの分類ごとに、「技術評価」における代表機器を本検討の代表機器とする。

ただし、グループ内で選定された「技術評価」の代表機器より、耐震重要度の上位の機器が存在する場合には、これについても代表機器として評価することとする。

各分類における、本検討での代表機器を表 3.4-2～6 に示す。

表 3.4-2 原子炉圧力容器の代表機器

機器名称	重要度	使用条件		耐震重要度	「技術評価」代表機器	耐震安全性評価代表機器
		最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (°C)			
原子炉圧力容器	PS-1, 重*1	8.62	302	S, 重*2	○	○

*1：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*2：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

表 3.4-3 原子炉格納容器の代表機器

機器名称	重要度	使用条件				耐震重要度	「技術評価」代表機器	耐震安全性評価代表機器
		最高使用圧力 (kPa)		最高使用温度 (°C)				
		ドライウエル	サプレッション・チェンバ	ドライウエル	サプレッション・チェンバ			
原子炉格納容器	MS-1, 重*1	310 (内圧) 14 (外圧)	310 (内圧) 14 (外圧)	171	104.5	S, 重*2	○	○

*1：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*2：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

表 3.4-4(1/7) 機械ペネトレーションの代表機器

分類基準		ペネトレーション番号	使用用途	選定基準				「技術評価」代表機器	耐震安全性評価代表機器	備考
部位	型式			重要度*1	最高使用温度 (°C)	配管口径 (A)	耐震重要度			
配管貫通部	ベローズ式	X-18A~D	主蒸気系	MS-1, 重*2	302	650	S, 重*3	○	○	
		X-17A, B	給水系	MS-1, 重*2	302	500	S, 重*3			
		X-20	残留熱除去系 (供給)	MS-1, 重*2	302	500	S, 重*3			
		X-6	高圧炉心スプレイ系	MS-1, 重*2	302	300	S, 重*3			
		X-8	低圧炉心スプレイ系	MS-1, 重*2	302	300	S, 重*3			
		X-12A~C	低圧注水系	MS-1, 重*2	302	300	S, 重*3			
		X-19A, B	残留熱除去系 (戻り)	MS-1, 重*2	302	300	S, 重*3			
		X-21	原子炉隔離時冷却系 (蒸気供給)	MS-1, 重*2	302	250	S, 重*3			
		X-2	原子炉圧力容器ヘッドスプレイ	MS-1, 重*2	302	150	S, 重*3			
		X-14	原子炉冷却材浄化系	MS-1, 重*2	302	150	S, 重*3			
	X-22	復水ドレン	MS-1, 重*2	302	80	S, 重*3				
	固定式-1	X-38	再循環系ポンプシールパージ, 格納容器計装, 主蒸気配管計装	MS-1, 重*2	302	25	S, 重*3			
		X-29D	再循環系サンプリング	MS-1, 重*2	302	25	S, 重*3			
		X-13	ほう酸水注入系	MS-1, 重*2	302	40	S, 重*3			

*1: 当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2: 重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*3: 耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

表 3.4-4(2/7) 機械ペネトレーションの代表機器

分類基準		ペネトレーション番号	使用用途	選定基準				「技術評価」代表機器	耐震安全性評価代表機器	備考
部位	型式			重要度*1	最高使用温度(°C)	配管口径(A)	耐震重要度			
配管貫通部	固定式-1	X-60	残留熱除去系熱交換器安全弁排気(閉止)	MS-1, 重*2	171	450*4	S, 重*3			
		X-62	残留熱除去系熱交換器安全弁排気(閉止)	MS-1, 重*2	171	450*4	S, 重*3			
		X-57	過酷事故時代替注水系, 制御用空気系	MS-1, 重*2	171	100	S, 重*3			
		X-52A, B	可燃性ガス濃度制御系, 予備	MS-1, 重*2	171	150	S, 重*3			
		X-76	可燃性ガス濃度制御系	MS-1, 重*2	171	50	S, 重*3			
		X-10A~D	制御棒駆動水圧系(引抜)	MS-1, 重*2	66	20	S, 重*3			
		X-9A~D	制御棒駆動水圧系(挿入)	MS-1, 重*2	66	25	S, 重*3			
		X-58	脱塩水供給	MS-1, 重*2	66	50	S, 重*3			
		X-55	制御用空気系, 燃料プール水浄化系	MS-1, 重*2	66	50	S, 重*3			
		X-107B	ドライウェル除湿系	MS-1, 重*2	66	150	S, 重*3			
		X-56	ドライウェル除湿系, 制御用空気系, 予備	MS-1, 重*2	66	150	S, 重*3			
		X-71A, B	制御用空気系(真空破壊弁)	MS-1, 重*2	66	25	S, 重*3			
		X-69A, B	再循環系制御弁油圧駆動系	MS-1, 重*2	80	25	S, 重*3			
		X-29C	原子炉圧力容器フランジ漏えい検出	MS-1, 重*2	302	25	S, 重*3			

*1: 当該機器に要求される重要度クラスのうち, 最上位の重要度クラスを示す

*2: 重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*3: 耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*4: スリーブ径を示す

表 3.4-4(3/7) 機械ペネトレーションの代表機器

分類基準		ペネトレーション番号	使用用途	選定基準				「技術評価」代表機器	耐震安全性評価代表機器	備考
部位	型式			重要度*1	最高使用温度 (°C)	配管口径 (A)	耐震重要度			
配管貫通部	固定式-1	X-30	主蒸気配管計装	MS-1, 重*2	302	25	S, 重*3			
		X-39	原子炉圧力容器計装, 高圧炉心スプレイ系計装	MS-1, 重*2	302	25	S, 重*3			
		X-40	格納容器計装, 格納容器ガスモニタリング, 主蒸気配管計装, 格納容器漏えい試験盤	MS-1, 重*2	302	25	S, 重*3			
		X-41A, B	原子炉隔離時冷却系蒸気側配管計装	MS-1, 重*2	302	25	S, 重*3			
		X-42	格納容器計装, 主蒸気配管計装	MS-1, 重*2	302	25	S, 重*3			
		X-43	予備	MS-1, 重*2	302	20	S, 重*3			
		X-44A~D	ジェットポンプ計装	MS-1, 重*2	302	25	S, 重*3			
		X-54A~D	再循環系計装	MS-1, 重*2	302	25	S, 重*3			
		X-66A, B	残留熱除去系配管計装, 低圧炉心スプレイ系配管計装, ボトムライナー漏えい検出	MS-1, 重*2	302	25	S, 重*3			
		X-87~90	蒸気流量計測	MS-1, 重*2	302	25	S, 重*3			

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*3：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

表 3.4-4(4/7) 機械ペネトレーションの代表機器

分類基準		ペネトレーション番号	使用用途	選定基準				「技術評価」代表機器	耐震安全性評価代表機器	備考
部位	型式			重要度*1	最高使用温度 (°C)	配管口径 (A)	耐震重要度			
配管貫通部	固定式-2	X-200A, B	主蒸気隔離弁漏えい抑制系	MS-1, 重*2	302	100	S, 重*3	○	○	
		X-3, 79	不活性ガス系 (排気)	MS-1, 重*2	171	500	S, 重*3			
		X-53, 80	不活性ガス系 (給気)	MS-1, 重*2	171	500	S, 重*3			
		X-203	可燃性ガス濃度制御系	MS-1, 重*2	171	50	S, 重*3			
		X-4	原子炉隔離時冷却系	MS-1, 重*2	135	350	S, 重*3			
		X-23	床ドレン系	MS-1, 重*2	105	80	S, 重*3			
		X-24	機器ドレン系	MS-1, 重*2	105	80	S, 重*3			
		X-32, 35, 36	残留熱除去系	MS-1, 重*2	100	600	S, 重*3			
		X-47, 48	残留熱除去系	MS-1, 重*2	100	400	S, 重*3			
		X-31	高圧炉心スプレイ系	MS-1, 重*2	100	600	S, 重*3			
		X-34	低圧炉心スプレイ系	MS-1, 重*2	100	600	S, 重*3			
		X-49	高圧炉心スプレイ系	MS-1, 重*2	100	300	S, 重*3			
		X-63	低圧炉心スプレイ系	MS-1, 重*2	100	300	S, 重*3			
		X-77	原子炉隔離時冷却系	MS-1, 重*2	88	50	S, 重*3			
		X-78	予備	MS-1, 重*2	—	80	S, 重*3			

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*3：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

表 3.4-4(5/7) 機械ペネトレーションの代表機器

分類基準		ペネトレーション番号	使用用途	選定基準				「技術評価」代表機器	耐震安全性評価代表機器	備考
部位	型式			重要度*1	最高使用温度(℃)	配管口径(A)	耐震重要度			
配管貫通部	固定式-2	X-11A, B	残留熱除去系(格納容器スプレイ)	MS-1, 重*2	77	400	S, 重*3			
		X-25A, B	残留熱除去系(サブプレッション・チェンバススプレイ)	MS-1, 重*2	77	100	S, 重*3			
		X-33	原子炉隔離時冷却系	MS-1, 重*2	77	200	S, 重*3			
		X-5, 46	原子炉補機冷却系	MS-1, 重*2	66	200	S, 重*3			
		X-26	予備	MS-1, 重*2	—	400*4	S, 重*3			
		X-59	予備	MS-1, 重*2	—	400*4	S, 重*3			
		X-106A	予備	MS-1, 重*2	—	300*4	S, 重*3			
		X-7	予備	MS-1, 重*2	—	300*4	S, 重*3			
		X-67	予備	MS-1, 重*2	—	300	S, 重*3			
		X-29A, B	γラジエーションセンサ CH-A (CH-B)	MS-1, 重*2	171	250*4	S, 重*3			
		X-201A, B X-202A, B	予備	MS-1, 重*2	—	80*4	S, 重*3			
		X-37A, B	予備	MS-1, 重*2	—	50*4	S, 重*3			

*1: 当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2: 重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*3: 耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*4: スリーブ径を示す

表 3. 4-4(6/7) 機械ペネトレーションの代表機器

分類基準		ペネトレーション番号	使用用途	選定基準				「技術評価」代表機器	耐震安全性評価代表機器	備考
部位	型式			重要度*1	最高使用温度(℃)	配管口径(A)	耐震重要度			
配管貫通部	固定式-2	X-64A～D	サプレッション・チェンバ計装	MS-1, 重*2	104.5	50	S, 重*3			
		X-83	サンプリング系	MS-1, 重*2	104.5	20	S, 重*3			
		X-65, 68	予備	MS-1, 重*2	—	50*4	S, 重*3			
		X-70	サプレッション・チェンバ計装	MS-1, 重*2	104.5	50	S, 重*3			
		X-73～75	サンプリング系	MS-1, 重*2	171	20	S, 重*3			
		X-82	サンプリング系	MS-1, 重*2	171	50	S, 重*3			
		X-27A～F	移動式炉心内校正装置ドライブ	MS-1, 重*2	66	10	S, 重*3			
		X-81	予備	MS-1, 重*2	—	40	S, 重*3			
		X-84A～D X-85A, B X-86A～D	原子炉水位および圧力計測	MS-1, 重*2	302	25	S, 重*3			

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*3：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*4：スリーブ径を示す

表 3.4-4(7/7) 機械ペネトレーションの代表機器

分類基準		ペネトレーション番号	使用用途	選定基準				「技術評価」代表機器	耐震安全性評価代表機器	備考
部位	型式			重要度*1	最高使用温度 (°C)	胴内径 (mm)	耐震重要度			
機器搬入口	-	X-15	格納容器機器搬入口ハッチ	MS-1, 重*2	171	3,658	S, 重*3	○	○	
		X-51	サプレッション・チェンバ機器搬入口	MS-1, 重*2	104.5	1,982	S, 重*3			
エアロック	-	X-16	パーソナルエアロック	MS-1, 重*2	171	2,400	S, 重*3	○	○	
ハッチ及びマンホール	-	X-28	CRD搬出入口ハッチ	MS-1, 重*2	171	547.6	S, 重*3	○	○	

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*3：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

表 3.4-5 電気ペネトレーションの代表機器

分類基準		ペネトレーション 番号	使用用途	仕様 呼び径 (A)	選定基準			「技術 評価」 代表 機器	耐震 安全性 評価 代表 機器	備考
型式	シール材料				電気ペネトレーション の重要度*1	接続機器の 重要度*1	耐震 重要度			
モジュール型	エポキシ樹脂	X-100A, B, C, D	核計装用	300	MS-1, 重*2	MS-1, 重*2	S, 重*3	○	○	
		X-102A, B	制御用	300	MS-1, 重*2	MS-1, 重*2	S, 重*3			
		X-106B		300	MS-1, 重*2	MS-1, 重*2	S, 重*3			
		X-107A		300	MS-1, 重*2	MS-1, 重*2	S, 重*3			
		X-103		計測用	300	MS-1, 重*2	MS-1, 重*2	S, 重*3		
		X-105C	300		MS-1, 重*2	MS-1, 重*2	S, 重*3			
		X-230	300		MS-1, 重*2	MS-1, 重*2	S, 重*3			
		X-104A, B, C, D	制御棒位置指示用	300	MS-1, 重*2	MS-3	S, 重*3			
		X-105A, B, D	低圧動力用	300	MS-1, 重*2	MS-1, 重*2	S, 重*3			
	エチレン プロピレンゴム	X-101A, B, C, D	高圧動力用	450	MS-1, 重*2	PS-3	S, 重*3	○	○	

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*3：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

表 3.4-6(1/2) その他容器の代表機器

分類基準			機器名称	選定基準			耐震重要度	「技術評価」代表機器	耐震安全性評価代表機器	備考	
種類	内部流体	胴部材料		重要度*1	使用条件						
					運転状態	最高使用圧力 (MPa)					最高使用温度 (°C)
タンク	蒸気・純水	炭素鋼	湿分分離器	高*2	連続	1.81	210	B	○	○	
	純水	炭素鋼	スクラム排水容器	高*2	一時	8.62	138	B	○	○	
	五ほう酸 ナトリウム水	ステンレス鋼	ほう酸水注入系貯蔵タンク	MS-1, 重*3	連続	静水頭	66	S, 重*4	○	○	
ライニング槽	純水	コンクリート (ステンレス鋼 内張)	使用済燃料貯蔵プール	PS-2, 重*3	連続	静水頭	66	S, 重*4	○	○	
			原子炉ウエル	PS-2	一時	静水頭	66	S			
			燃料プール冷却浄化系スキマサージタンク	重*3	連続	静水頭	66	重*4			
アキュムレータ	ガス	ステンレス鋼	MSIV用アキュムレータ	MS-1	連続	1.45	171	S			
			SRV (ADS) 用アキュムレータ	MS-1, 重*3	連続	2.28	171	S, 重*4	○	○	
			SRV用アキュムレータ	MS-1	連続	1.45	171	S			
	ガス・五ほう酸 ナトリウム水	ステンレス鋼	SLC用アキュムレータ	MS-1	一時	9.66	66	S	○	○	

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：最高使用温度が 95 °C を超え、又は最高使用圧力が 1,900 kPa を超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス 3 の機器

*3：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*4：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

表 3.4-6(2/2) その他容器の代表機器

分類基準			機器名称	選定基準			耐震重要度	「技術評価」代表機器	耐震安全性評価代表機器	備考	
種類	内部流体	胴部材料		重要度*1	使用条件						
					運転状態	最高使用圧力 (MPa)					最高使用温度 (°C)
フィルタ等	ガス	炭素鋼	活性炭ベット	PS-2	連続	0.34	66	B	○	○	
			排ガス後置除湿器	高*2	連続	0.34	340	B			
		低合金鋼	排ガス再結合器	PS-2	連続	2.41	538	B	○	○	
	ガス, 純水*3	ステンレス鋼	格納容器圧力逃がし装置フィルタ装置*4	重*5	一時	0.62	200	重*6	○	○	
	純水	炭素鋼*7	原子炉冷却材浄化系フィルタ脱塩器	PS-2	連続	9.79	66	B	○	○	
			制御棒駆動水系ポンプ出口ラインフィルタ	高*2	連続	12.06	66	B			
		ステンレス鋼	原子炉冷却材浄化系ポンプシールバージフィルタ	高*2	連続	12.06	66	B			
			原子炉再循環ポンプシールバージフィルタ	高*2	連続	12.06	66	B	○	○	
	海水	ステンレス鋳鋼	残留熱除去海水系ポンプ出口ストレーナ	MS-1, 重*5	一時	3.45	38	S, 重*6	○	○	
			非常用及びHPCS系ディーゼル発電機海水ポンプ出口ストレーナ	MS-1, 重*5	一時	0.70	38	S, 重*6			
			緊急用海水系ストレーナ*4	重*5	一時	0.98, 2.45	32, 38	重*6			

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度を示す

*2：最高使用温度が 95 °C を超え、又は最高使用圧力が 1,900 kPa を超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス 3 の機器

*3：スクラビング液

*4：新規に設置される機器

*5：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*6：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*7：内面ステンレス鋼クラッド

3.4.3 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

(1) 「技術評価」での検討結果の整理

3.4.2項で選定した代表容器について、「技術評価」で検討された経年劣化事象に対し、「技術評価」での検討結果（詳細は「東海第二発電所 容器の技術評価書」参照）に基づき、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対し保全対策を考慮し以下のとおり整理した（表 3.4-7～11 参照）。

- ① 現在発生しておらず、今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの
（表中×）
- ② 現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの
（表中○）

なお、①（表中×）に分類した経年劣化事象については耐震安全性評価対象外とし、その理由を表 3.4-7～11 中に記載した。

表 3.4-7 原子炉圧力容器に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	代表機器	「技術評価」評価結果概要*1
			原子炉圧力容器	
バウンダリの維持	上鏡	疲労割れ	○	
	胴	疲労割れ	○	
		中性子照射脆化	○	
	下鏡	疲労割れ	○	
	主フランジ	疲労割れ	○	
	ノズル, セーフエンド, ティ, ペネトレーションシール, 閉止フランジ, 閉止キャップ	疲労割れ	○	
	ハウジング, スタブチューブ	疲労割れ	○	
	スタットボルト	疲労割れ	○	
機器の支持	支持スカート	疲労割れ	○	

○：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表 3.4-8 原子炉格納容器に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	代表機器	「技術評価」評価結果概要*1
			原子炉格納容器	
-	-	-	-	

-：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表 3.4-9 機械ペネトレーションに想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	代表機器		「技術評価」評価結果概要*1
			配管貫通部		
バウンダリの維持	ベローズ	疲労割れ	○		

○：現在発生しているか又は将来にわたって起こることが否定できないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表 3.4-10 電気ペネトレーションに想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	代表機器		「技術評価」評価結果概要*1
			核計装用モジュール型 電気ペネトレーション	高圧動力用モジュール型 電気ペネトレーション	
通電・絶縁性能の確保及び バウンダリの維持	シール部	気密性の低下	○	○	
バウンダリの維持	Oリング		○	—	

○：現在発生しているか又は将来にわたって起こることが否定できないもの

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表 3.4-11 その他容器に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	代表機器												「技術評価」評価結果概要*1	
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫		
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

- ① 湿分分離器
- ② スクラム排水容器
- ③ ほう酸水注入系貯蔵タンク
- ④ 使用済燃料貯蔵プール
- ⑤ SRV (ADS) 用アキュムレータ
- ⑥ SLC 用アキュムレータ
- ⑦ 活性炭ベット
- ⑧ 排ガス再結合器
- ⑨ 格納容器圧力逃がし装置フィルタ装置
- ⑩ 原子炉冷却材浄化系フィルタ脱塩器
- ⑪ 原子炉再循環ポンプシールパージフィルタ
- ⑫ 残留熱除去海水系ポンプ出口ストレーナ

(2) 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

3.4.3項(1)で整理された②の経年劣化事象については、これらの事象が顕在化した場合、代表機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「有意」であるか「軽微もしくは無視」できるかを以下で検討し、「軽微もしくは無視」できる事象については耐震安全性評価対象外とする（表 3.4-12～16 に耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象を示す）。

① 原子炉圧力容器における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

原子炉圧力容器における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表 3.4-7 参照）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、以下のとおりである。

- ・ 上鏡, 胴, 下鏡, 主フランジ, ノズル, セーフエンド, ティ, ペネトレーションシール, 閉止フランジ, 閉止キャップ,ハウジング, スタブチューブ, スタッドボルト, 支持スカート¹⁾の疲労割れ
- ・ 胴の中性子照射脆化

これら経年劣化事象は、機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「軽微もしくは無視」できるとは言えず、すべて耐震安全性評価対象とした（表 3.4-12 で◎）。

② 原子炉格納容器本体, 機械ペネトレーション, 電気ペネトレーションにおける高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

原子炉格納容器本体, 機械ペネトレーション, 電気ペネトレーションにおける高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表 3.4-8～10 参照）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、以下のとおりである。

- ・ 配管貫通部ベローズ（機械ペネトレーション）の疲労割れ [主蒸気系]
- ・ シール部, Oリング（電気ペネトレーション）の気密性低下

これら経年劣化事象のうち、以下の事象については機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「軽微もしくは無視」できるとは言えず、耐震安全性評価対象とした（表 3.4-13～15 で◎）。

- ・ 配管貫通部ベローズ（機械ペネトレーション）の疲労割れ [主蒸気系]

なお、以下の事象については、機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「軽微もしくは無視」できると判断し、耐震安全性評価対象外とした。

- ・ シール部，Oリング（電気ペネトレーション）の気密性の低下

シール部，Oリングは構造・強度部材ではないことから，耐震性への影響はない。

③ その他容器における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

その他容器における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表 3.4-11 参照），現在発生しているか，又は将来にわたって起こることが否定できない事象は，抽出されなかった（表 3.4-16 参照）。

表 3.4-12 原子炉圧力容器の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象	代表機器
		原子炉圧力容器
上鏡	疲労割れ	◎
胴	疲労割れ	◎
	中性子照射脆化	◎
下鏡	疲労割れ	◎
主フランジ	疲労割れ	◎
ノズル, セーフエンド, ティ, ペネトレーションシール, 閉止フランジ, 閉止キャップ	疲労割れ	◎
ハウジング, スタブチューブ	疲労割れ	◎
スタットボルト	疲労割れ	◎
支持スカート	疲労割れ	◎

◎ : 以降で評価する

表 3.4-13 原子炉格納容器の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象	代表機器
		原子炉格納容器
—	—	—

— : 経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの, 又は小さいもの

表 3.4-14 機械ペネトレーションの耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象	代表機器	
		配管貫通部	
ベローズ	疲労割れ	◎	

◎：以降で評価する

表 3.4-15 電気ペネトレーションの耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象	代表機器	
		核計装用モジュール型電気ペネトレーション	高圧動力用モジュール型電気ペネトレーション
シール部	気密性の低下	■	■
Oリング		■	—

■：現在発生しているか又は将来にわたって起こることが否定できないが，機器の振動応答特性又は構造・強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの，又は小さいもの

表 3.4-16 その他容器の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象	代表機器											
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

- ① 湿分分離器
- ② スクラム排水容器
- ③ ほう酸水注入系貯蔵タンク
- ④ 使用済燃料貯蔵プール
- ⑤ SRV (ADS) 用アキュムレータ
- ⑥ SLC 用アキュムレータ
- ⑦ 活性炭ベット
- ⑧ 排ガス再結合器
- ⑨ 格納容器圧力逃がし装置フィルタ装置
- ⑩ 原子炉冷却材浄化系フィルタ脱塩器
- ⑪ 原子炉再循環ポンプシールパージフィルタ
- ⑫ 残留熱除去海水系ポンプ出口ストレーナ

3.4.4 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対する耐震安全性評価

3.4.3項で整理し抽出した経年劣化事象及び2.2項(2)bの表2で耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対して耐震安全性評価を実施する。

3.4.4.1 原子炉圧力容器の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対する耐震安全性評価

- (1) 上鏡, 胴, 下鏡, 主フランジ, ノズル, セーフエンド, ティ, ペネトレーションシール, 閉止フランジ, 閉止キャップ, ハウジング, スタブチューブ, スタッドボルト, 支持スカート

ノズル等の疲労割れに関しては、「技術評価」において運転開始後60年時点での疲労累積係数を評価し、健全性を確認している。ここでは、「技術評価」で代表としている主フランジ, スタッドボルト, 給水ノズル, 下鏡, 支持スカートについて、耐震安全性評価においても代表として「技術評価」での疲労累積係数に基準地震動 S_S による疲労解析から求められる疲労累積係数を加味した疲労評価を行う。

評価の結果、疲労累積係数の和は許容値1以下であり、耐震安全性に問題のないことを確認した(表3.4-17参照)。

表 3.4-17 ノズル等疲労解析結果

評価部位	区分	評価地震力	運転開始後60年時点での疲労累積係数	地震動による疲労累積係数(基準地震動 S_S^{*2})	合計(許容値:1以下)
主フランジ	クラス1	S_S	0.0177	0.0000	0.0177
スタッドボルト			0.2526	0.0000	0.2526
給水ノズル			0.6146 ^{*1}	0.0002	0.6148
下鏡			0.4475 ^{*1}	0.0002	0.4477
支持スカート			0.5691	0.0002	0.5693

*1: 環境を考慮

*2: 等価繰返し回数は、一律に設定する等価繰返し回数として設定した160回を用いた。弾性設計用地震動 S_d については、等価繰返し回数を2回分考慮しても基準地震動 S_S の等価繰返し回数である160回以下となるため、弾性設計用地震動 S_d による評価は省略した

(2) 胴の中性子照射脆化に対する耐震安全性評価

胴の中性子照射脆化については、「技術評価」において最低使用温度の評価及び上部棚吸収エネルギーの評価を実施し、健全性上問題のないことを確認している。また、靱性低下による脆性破壊を防止するための点検や運転温度の管理を行っており、現状保全の妥当性についても示されている。

ここでは、原子炉压力容器円筒胴（炉心領域）に、中性子照射脆化（運転開始後60年時点）と地震を考慮した場合の応力拡大係数 K_I を求め破壊力学上の許容限界 K_{IC} と比較し健全性を評価した。評価は日本電気協会「原子力発電所用機器に対する破壊靱性の確認試験方法 JEAC4206-2007」に基づくものとし、欠陥は、深さを原子炉压力容器の板厚の1/4倍、長さを板厚の1.5倍とし、地震荷重の寄与が大きい周方向及び評価上厳しい軸方向の両方を想定した。

図3.4-1に運転時及び耐圧・漏えい検査時における原子炉压力容器の K_{IC} 下限包絡曲線と K_I 曲線（運転開始後60年時点）（炉心領域円筒胴）を示す。

図3.4-1のケース1及び2に示すように、軸方向欠陥に地震が作用しても円筒胴の円周方向応力は有意な変化をしないため、 K_I は地震荷重の有無に係わらず変化しない。周方向欠陥に地震が作用した場合は、軸方向応力の増加に寄与するため、地震荷重を考慮しないケース3に比べて考慮したケース4の方が厳しくなる。

以上より、地震時に発生する K_I を評価した結果 K_{IC} を下回ることから、中性子照射脆化に対する耐震性を考慮した運転制限に対し、十分な安全性が確保されていると考える。

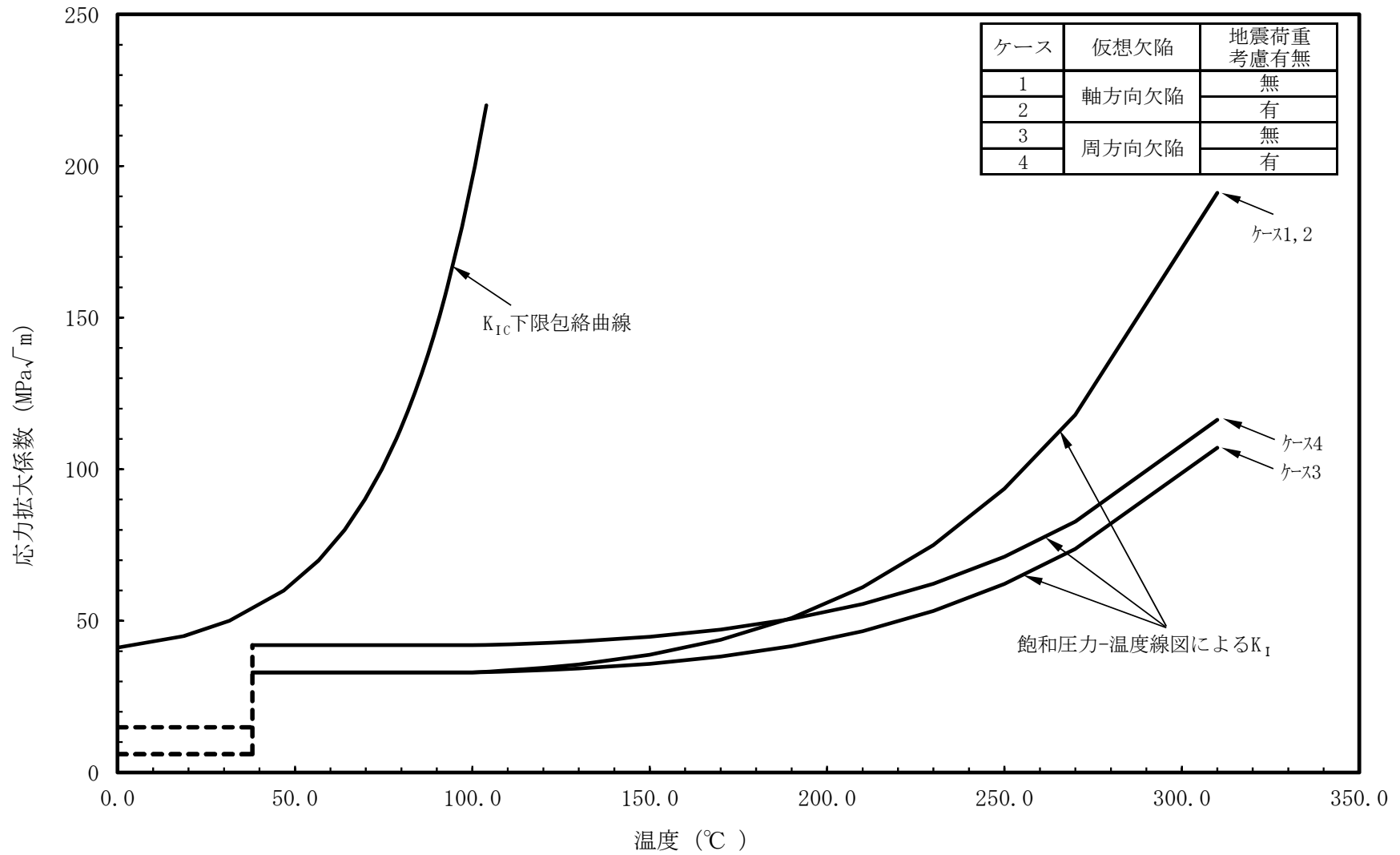


図 3.4-1 (1/2) 原子炉圧力容器 K_{Ic} 下限包絡曲線と K_I 曲線 (運転開始後 60 年時点) (炉心領域円筒胴, 運転時)

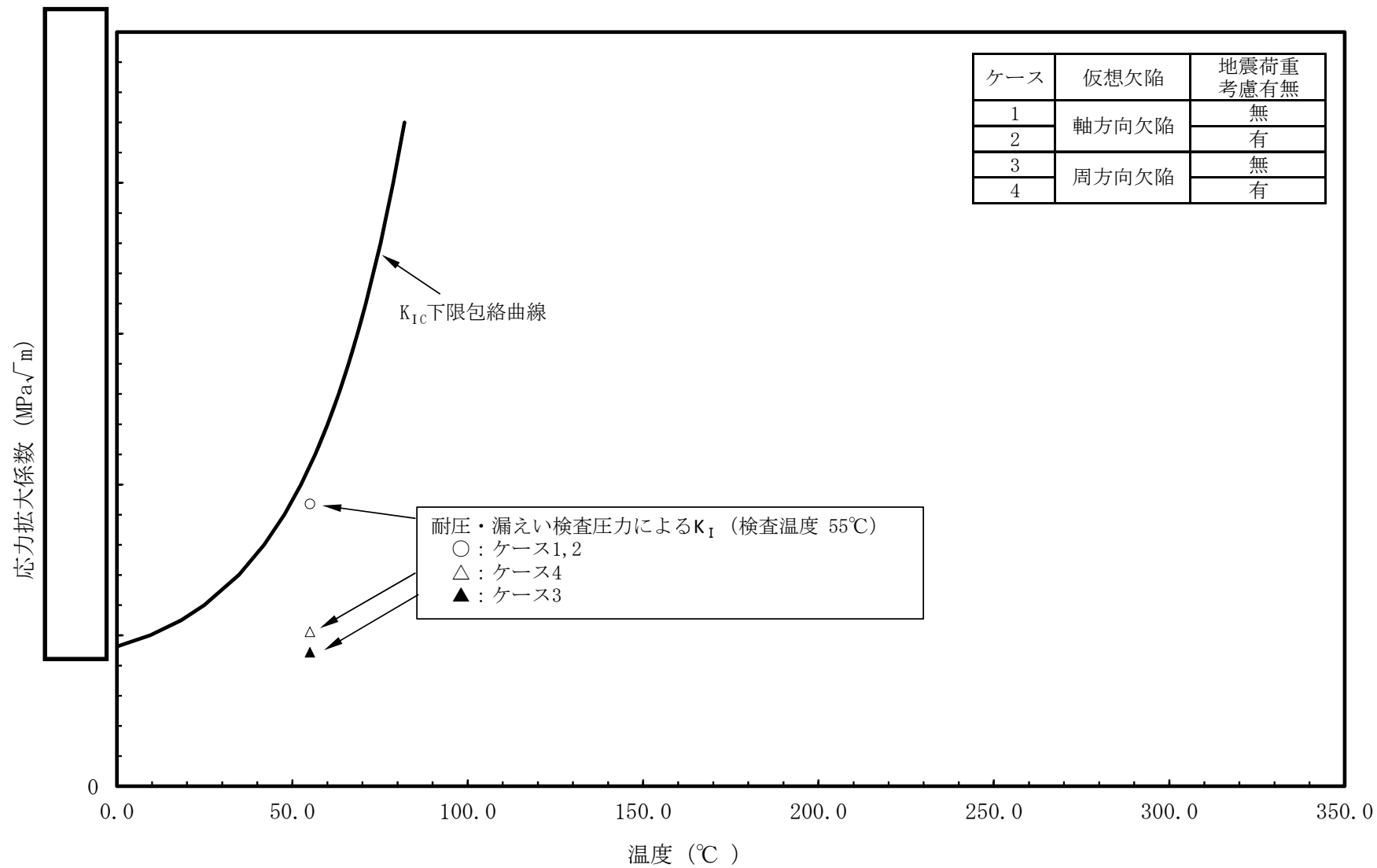


図 3.4-1 (2/2) 原子炉压力容器 K_{IC} 下限包絡曲線と K_I 曲線 (運転開始後 60 年時点) (炉心領域円筒胴, 検査時)

3.4.4.2 原子炉格納容器の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対する耐震安全性評価

(1) 配管貫通部ベローズ（機械ペネトレーション）の疲労割れ〔主蒸気系配管〕

配管貫通部ベローズの疲労割れについては、「技術評価」において運転開始後 60 年時点での疲労累積係数を評価し、健全性を確認している。

耐震安全性評価では、「技術評価」での疲労累積係数に、基準地震動 S_s による疲労解析から求められる疲労累積係数を加味した疲労評価を行う。

評価の結果、疲労累積係数の和は許容値 1 以下であり、耐震安全性に問題のないことを確認した（表 3.4-18 参照）。

表 3.4-18 配管貫通部ベローズの疲労評価

貫通部	評価部位	区分	運転開始後 60 年 時点での 疲労累積係数	地震動による 疲労累積係数 (基準地震動 S_s^*)	合計 (許容値：1 以下)
主蒸気系配管 貫通部	ベローズ	クラス MC	0.0071	0.0001	0.0072

*：等価繰返し回数は、一律に設定する等価繰返し回数として設定した 160 回を用いた。弾性設計用地震動 S_d については、等価繰返し回数を 2 回分考慮しても基準地震動 S_s の等価繰返し回数である 160 回以下となるため、弾性設計用地震動 S_d による評価は省略した

3.4.5 評価対象機器全体への展開

以下の手順により、評価対象機器全体への耐震安全性評価の展開を実施することとする。

3.4.5.1 代表機器以外の評価対象機器における「技術評価」での検討結果の整理

3.4.3項の代表機器及び2.2項(2)bの表2における耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の検討結果を用いて、代表機器以外の評価対象機器についても、「技術評価」での経年劣化事象の抽出及び保全対策の検討結果を用いて整理を行った。

- (1) 上鏡，胴，下鏡，主フランジ，ノズル，セーフエンド，ティ，ペネトレーションシール，閉止フランジ，閉止キャップ，ハウジング，スタブチューブ，スタッドボルト，支持スカート¹の疲労割れ

原子炉圧力容器上鏡，胴，下鏡，主フランジ，ノズル，セーフエンド，ティ，ペネトレーションシール，閉止フランジ，閉止キャップ，ハウジング，スタブチューブ，スタッドボルト，支持スカート¹の疲労割れに関しては，各評価部位における死荷重等を考慮して評価部位を選定しているため，評価対象部位以外への展開は不要とした。

- (2) 胴の中性子照射脆化

原子炉圧力容器胴の中性子照射脆化に関しては，代表機器以外の機器に対しては今後も発生の可能性がないか，又は小さいため代表機器以外への展開は不要とした。

- (3) 配管貫通部ベローズ（機械ペネトレーション）の疲労割れ

上記経年劣化事象は，代表機器以外の機器においても代表機器と同様の整理が可能である。

また，代表機器以外に特有の高経年化対策上着目すべき経年劣化事象はない。

「技術評価」での経年劣化事象の抽出及び保全対策の検討結果を用いて，代表機器以外の評価対象機器についても整理を行った結果，代表機器における抽出結果以外の経年劣化事象は抽出されなかった。

3.4.5.2 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

3.4.3項にて整理し抽出した代表機器に想定される経年劣化事象及び2.2項(2)bの表2で耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対して、機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「軽微もしくは無視」できる事象を耐震安全性評価対象外としたものについては、評価対象機器全体において代表機器と同様に評価した結果、以下の経年劣化事象は影響が「軽微もしくは無視」できないと判断し、次項にて耐震安全性評価を実施することとする。

- ・配管貫通部ベローズ（機械ペネトレーション）の疲労割れ

3.4.5.3 耐震安全性評価

本項では、代表以外の機器に対する耐震安全性評価の展開を実施する。

具体的には、3.4.5.2項で代表機器に想定される経年劣化事象以外の事象は抽出されなかったことから、代表機器に想定される経年劣化事象と同じ事象に対する耐震安全性評価を実施した（代表機器以外の機器については表3.4-2～6参照）。

(1) 代表機器に想定される経年劣化事象と同じ事象に対する耐震安全性評価

a. 配管貫通部ベローズの疲労割れに対する耐震安全性評価

[給水系配管, 残留熱除去系(供給), 高圧炉心スプレイ系, 低圧炉心スプレイ系, 低圧注水系, 残留熱除去系(戻り), 原子炉隔離時冷却系(蒸気供給), 原子炉圧力容器ヘッドスプレイ, 原子炉冷却材浄化系, 復水ドレン]

「技術評価」においては配管貫通部にベローズが設置されている11ライン（表3.4-4（型式：ベローズ式））のうち、プラント起動・停止等、運転状態の変化に伴う配管熱移動の影響が大きいと判断される給水系配管貫通部について、「技術評価」において運転開始後60年時点での疲労累積係数を評価し、健全性を確認している。

耐震安全性評価では、「技術評価」での疲労累積係数に、基準地震動 S_s による疲労解析から求められる疲労累積係数を加味した疲労評価を行う。

評価の結果、疲労累積係数の和は許容値の1以下となり、耐震安全性に問題のないことを確認した（表3.4-19参照）。

表3.4-19 配管貫通部ベローズの疲労評価

貫通部	評価部位	区分	運転開始後60年 時点での 疲労累積係数	地震動による 疲労累積係数 (基準地震動 S_s *)	合計 (許容値：1以下)
給水系配管 貫通部	ベローズ	クラスMC	0.0064	0.0001	0.0065

*：等価繰返し回数は、一律に設定する等価繰返し回数として設定した160回を用いた。弾性設計用地震動 S_d については、等価繰返し回数を2回分考慮しても基準地震動 S_s の等価繰返し回数である160回以下となるため、弾性設計用地震動 S_d による評価は省略した

3.4.6 保全対策に反映すべき項目の抽出

容器においては、「技術評価」にて検討された保全対策に、耐震安全上の観点から追加すべき項目はない。

3.5 配管

本章は、東海第二で使用している主要な配管に係わる経年劣化事象について、耐震安全性評価をまとめたものである。

なお、東海第二の主要な配管については、「技術評価」において経年劣化事象に対する健全性評価を行うとともに、現状保全の評価を実施しているため、本章においてはこれらの検討結果を前提条件とし、評価を実施することとする。

3.5.1 評価対象機器

東海第二で使用している主要な配管（「技術評価」の評価対象機器）を評価対象機器とする。

なお、評価対象機器一覧を表 3.5-1 に示す。

表 3.5-1(1/3) 評価対象機器一覧

分類	機器名称	耐震重要度
ステンレス鋼配管系	原子炉隔離時冷却系	S, 重 ^{*1}
	原子炉再循環系	S, 重 ^{*1}
	ほう酸水注入系	S, 重 ^{*1}
	不活性ガス系	S
	原子炉系	S
	原子炉冷却材浄化系	S
	残留熱除去系	S, 重 ^{*1}
	純水補給水系	S
	制御棒駆動系	S, 重 ^{*1}
	補助系	S, 重 ^{*1}
	燃料プール冷却浄化系	S, 重 ^{*1}
	事故時サンプリング設備	S
	高圧炉心スプレイ系	S
	低圧炉心スプレイ系	S
	原子炉保護系	S
	制御用圧縮空気系	S, 重 ^{*1}
	格納容器雰囲気監視系	S
	中性子計装系	S
	試料採取系	S
	発電機系	C

*1：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

表 3.5-1(2/3) 評価対象機器一覧

分類	機器名称	耐震重要度
ステンレス鋼配管系	原子炉給水ポンプ駆動用蒸気タービン系	B
	所内蒸気系	B
	消火設備*2	C
	サプレッション・プール水 pH 制御装置*2	S
	重大事故等対処設備*2	重*1
炭素鋼配管系	原子炉隔離時冷却系	S, 重*1
	原子炉系	S, 重*1
	原子炉冷却材浄化系	S
	残留熱除去系	S, 重*1
	制御棒駆動系	S
	補助系	S
	燃料プール冷却浄化系	S
	高圧炉心スプレイ系	S, 重*1
	低圧炉心スプレイ系	S, 重*1
	原子炉保護系	S
	タービングランド蒸気系	B
	復水系	B
	給水系	S
	給水加熱器ドレン系	B
	所内蒸気系	B
	原子炉補機冷却系	S
	ドライウェル冷却系	S
	タービン主蒸気系	S
	主蒸気隔離弁漏えい抑制系	S
	空気抽出系	B
	給水加熱器ベント系	B
原子炉給水ポンプ駆動用蒸気タービン系	B	
非常用ガス再循環系	S, 重*1	

*1：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*2：新規に設置される機器

表 3.5-1(3/3) 評価対象機器一覧

分類	機器名称	耐震重要度
炭素鋼配管系	非常用ガス処理系	S, 重 ^{*1}
	可燃性ガス濃度制御系	S
	気体廃棄物処理系	B
	不活性ガス系	S, 重 ^{*1}
	消火設備	C
	希ガスチャコール系	B
	非常用ディーゼル発電機海水系	S, 重 ^{*1}
	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系	S, 重 ^{*1}
	残留熱除去海水系	S, 重 ^{*1}
	重大事故等対処設備 ^{*2}	重 ^{*1}
低合金鋼配管系	給水加熱器ドレン系	B
	タービングランド蒸気系	B
	所内蒸気系	B
	気体廃棄物処理系	B
	原子炉系	B
	抽気系	B
	タービン補助蒸気系	B
	給水加熱器ベント系	B
	原子炉給水ポンプ駆動用蒸気タービン系	B

*1：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*2：新規に設置される機器

3.5.2 代表機器の選定

「技術評価」の評価では評価対象配管をその材料を基に分類して評価しているが、本検討においてもこの分類に従って整理するものとし、それぞれの分類ごとに、「技術評価」における代表機器を本検討の代表機器とする。

ただし、グループ内で選定された「技術評価」の代表機器より、耐震重要度の上位の機器が存在する場合には、これについても代表機器として評価することとする。

各分類における、本検討での代表機器を表 3.5-2～4 に示す。

表 3.5-2(1/3) ステンレス鋼配管系の代表機器

分類基準		当該系統	選定基準						「技術評価」代表機器	耐震安全性評価代表機器	備考
材料	内部流体		主な仕様 口径/肉厚 (mm)	重要度*1	使用条件			耐震重要度			
					運転状態	最高使用 圧力 (MPa)	最高使用 温度 (°C)				
ステンレス鋼	純水	原子炉隔離時冷却系	150A/11.0	PS-1/MS-1, 重*2	一時	8.62	302	S, 重*3			
		原子炉再循環系	630 mm/40.0	PS-1/MS-1, 重*2	連続	11.38	302	S, 重*3	○	○	
		ほう酸水注入系	40A/5.1	MS-1, 重*2	一時	9.66	302	S, 重*3			
		不活性ガス系	25A/3.9	MS-1	一時	0.31	171	S			
		原子炉系	20A/3.9	MS-1	連続	8.62	302	S			
		原子炉冷却材浄化系	150A/11.0	PS-1/MS-1	連続	8.62	302	S			
		残留熱除去系	300A/25.4	PS-1/MS-1, 重*2	一時	10.69	302	S, 重*3			
		純水補給水系	50A/3.9	MS-1	一時	1.32	66	S			
		制御棒駆動系	33.4 mm/4.5	MS-1, 重*2	連続	12.06	66	S, 重*3			
		補助系	80A/7.6	MS-1, 重*2	連続	0.52	105	S, 重*3			
		燃料プール冷却浄化系	250A/9.3	MS-2, 重*2	連続	1.38	66	S, 重*3			
事故時サンプリング設備	20A/3.9	MS-1	一時	8.62	302	S					

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*3：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

表 3.5-2 (2/3) ステンレス鋼配管系の代表機器

分類基準		当該系統	選定基準						「技術評価」代表機器	耐震安全性評価代表機器	備考
材料	内部流体		主な仕様 口径/肉厚 (mm)	重要度*1	使用条件			耐震重要度			
					運転状態	最高使用 圧力 (MPa)	最高使用 温度 (°C)				
ステンレス鋼	純水	高压炉心スプレイ系	20A/3.9	MS-1	一時	8.62	302	S			
		低压炉心スプレイ系	20A/3.9	MS-1	一時	8.62	302	S			
		原子炉保護系	25A/4.5	MS-1	一時	8.62	138	S			
		重大事故等対処設備*2	50A/3.9	重*3	一時	2.5	200	重*4			
	その他ガス	原子炉再循環系	20A/3.9	MS-1	一時	0.31	171	S			
		不活性ガス系	50A/5.5	MS-1	一時	0.31	171	S			
		制御用圧縮空気系	50A/3.9	MS-1, 重*3	連続	1.38	66	S, 重*4	○	○	
		格納容器雰囲気監視系	25A/4.5	MS-1	一時	0.31	171	S			
		中性子計装系	10A/2.3	MS-1	一時	0.31	171	S			
		試料採取系	20A/3.9	MS-1	一時	0.31	171	S			

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：新規に設置される機器

*3：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*4：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

表 3.5-2(3/3) ステンレス鋼配管系の代表機器

分類基準		当該系統	選定基準						「技術評価」代表機器	耐震安全性評価代表機器	備考
材料	内部流体		主な仕様 口径/肉厚(mm)	重要度*1	使用条件			耐震重要度			
					運転状態	最高使用 圧力 (MPa)	最高使用 温度 (°C)				
ステンレス鋼	その他ガス	発電機系	15A/3.7	高*2	連続	14.7	40	C			
		消火設備*3	100A/8.6	高*2	一時	10.8	40	C			
		サブプレッション・プール水 pH 制御装置*3	80A/5.5	MS-1	一時	0.31	171	S			
		重大事故等対処設備*3	600A/12.7	重*4	一時	0.62	200	重*5			
	五ほう酸ナトリウム水	ほう酸水注入系	40A/5.1	MS-1, 重*4	一時	9.66	66	S, 重*5	○	○	
	蒸気	原子炉隔離時冷却系	20A/3.9	MS-1	一時	8.62	302	S			
		原子炉保護系	20A/3.9	MS-1	連続	8.62	302	S	○	○	
		原子炉給水ポンプ駆動用蒸気タービン系	125A/6.6	高*2	連続	0.35	124	B			
所内蒸気系		25A/4.5	高*2	連続	0.98	183	B				

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：最高使用温度が 95 °C を超え、又は最高使用圧力が 1,900 kPa を超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス 3 の機器

*3：新規に設置される機器

*4：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*5：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

表 3.5-3(1/4) 炭素鋼配管系の代表機器

分類基準		当該系統	選定基準						「技術評価」代表機器	耐震安全性評価代表機器	備考
材料	内部流体		主な仕様 口径／肉厚(mm)	重要度*1	使用条件			耐震重要度			
					運転状態	最高使用 圧力(MPa)	最高使用 温度(°C)				
炭素鋼	純水	原子炉隔離時冷却系	150A／14.3	PS-1／MS-1 重*2	一時	8.62	302	S, 重*3			
		原子炉系	500A／26.2	PS-1／MS-1 重*2	連続	8.62	302	S, 重*3	○	○	
		原子炉冷却材浄化系	65A／9.5	PS-1	連続	8.62	302	S			
		残留熱除去系	300A／17.4	PS-1／MS-1 重*2	一時	8.62	302	S, 重*3			
		制御棒駆動系	200A／12.7	MS-1	一時	8.62	138	S			
		補助系	80A／5.5	MS-1	一時	0.86	100	S			
		燃料プール冷却浄化系	25A／4.5	MS-1	一時	0.35	66	S			
		高压炉心スプレイ系	300A／17.4	PS-1／MS-1 重*2	一時	8.62	302	S, 重*3			
		低压炉心スプレイ系	300A／17.4	PS-1／MS-1 重*2	一時	8.62	302	S, 重*3			
		原子炉保護系	25A／4.5	MS-1	一時	8.62	138	S			

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*3：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

表 3.5-3(2/4) 炭素鋼配管系の代表機器

分類基準		当該系統	選定基準					耐震重要度	「技術評価」代表機器	耐震安全性評価代表機器	備考
材料	内部流体		主な仕様 口径／肉厚(mm)	重要度*1	使用条件						
					運転状態	最高使用圧力(MPa)	最高使用温度(℃)				
炭素鋼	純水	タービンランド蒸気系	80A／5.5	高*4	連続	1.04	233	B			
		復水系	750A／28.6	高*4, 高以外*5	連続	6.14	205	B			
		給水系	600A／46.0	高*4	連続	8.62	302	S			
		給水加熱器ドレン系	200A／8.2	高*4	連続	2.97	239	B			
		所内蒸気系	150A／7.1	高*4	連続	0.96	183	B			
		重大事故等対処設備*6	200A／8.2	重*2	一時	3.45	174	重*3			
	冷却水*7	原子炉補機冷却系	200A／8.2	MS-1	連続	0.86	66	S	○	○	
		ドライウェル冷却系	150A／7.1	MS-1	連続	0.86	66	S			
	蒸気	原子炉隔離時冷却系	250A／15.1	PS-1／MS-1 重*2	一時	8.62	302	S, 重*3			
		原子炉系	650A／33.6	PS-1／MS-1 重*2	連続	8.62	302	S, 重*3	○	○	

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*3：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*4：最高使用温度が 95℃ を超え、又は最高使用圧力が 1,900 kPa を超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス 3 の機器

*5：重要度が「高」の機器以外の範囲で保守管理に関する方針を策定する重要度クラス 3 の機器

*6：新規に設置される機器

*7：冷却水（防錆剤入り純水）

表 3.5-3(3/4) 炭素鋼配管系の代表機器

分類基準		当該系統	選定基準						「技術評価」代表機器	耐震安全性評価代表機器	備考
材料	内部流体		主な仕様 口径/肉厚(mm)	重要度*1	使用条件			耐震重要度			
					運転状態	最高使用 圧力(MPa)	最高使用 温度(°C)				
炭素鋼	蒸気	タービン主蒸気系	750A/56.4	PS-2	連続	8.62	302	S			
		主蒸気隔離弁漏えい抑制系	50A/8.7	PS-1/MS-1	連続	8.62	302	S			
		タービングランド蒸気系	250A/18.2	高*2	連続	8.62	302	B			
		空気抽出系	250A/9.3	高*2	連続	2.41	205	B			
		給水加熱器ベント系	150A/7.1	高*2	連続	2.97	235	B			
		原子炉給水ポンプ駆動用蒸気タービン系	250A/18.2	高*2	連続	8.62	302	B			
		所内蒸気系	300A/10.3	高*2	連続	0.98	183	B			
		重大事故等対処設備*3	100A/8.6	重*4	一時	8.62	302	重*5			
	その他ガス	非常用ガス再循環系	600A/12.0	MS-1, 重*4	一時	0.014	86	S, 重*5			
		非常用ガス処理系	450A/14.3	MS-1, 重*4	一時	0.014	86	S, 重*5			
可燃性ガス濃度制御系		150A/7.1	MS-1	一時	0.31	171	S				

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：最高使用温度が 95 °C を超え、又は最高使用圧力が 1,900 kPa を超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス 3 の機器

*3：新規に設置される機器

*4：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*5：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

表 3.5-3(4/4) 炭素鋼配管系の代表機器

分類基準		当該系統	選定基準						「技術評価」代表機器	耐震安全性評価代表機器	備考
材料	内部流体		主な仕様 口径/肉厚(mm)	重要度*1	使用条件			耐震重要度			
					運転状態	最高使用圧力(MPa)	最高使用温度(°C)				
炭素鋼	その他ガス	気体廃棄物処理系	300A/10.3	PS-2	連続	2.41	205	B			
		不活性ガス系	600A/9.5	MS-1, 重*2	連続	0.31	171	S, 重*3	○	○	
		消火設備	65A/7.0	高*4	一時	10.8	40	C			
		希ガスチャコール系	125A/6.6	高*4	連続	0.34	340	B			
		重大事故等対処設備*5	600A/12.7	重*2	一時	0.62	200	重*3			
	海水	非常用ディーゼル発電機海水系	250A/9.3	MS-1, 重*2	一時	0.70	66	S, 重*3			
		高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系	250A/9.3	MS-1, 重*2	一時	0.70	66	S, 重*3			
		残留熱除去海水系	500A/12.7	MS-1, 重*2	一時	3.45	66	S, 重*3	○	○	
重大事故等対処設備*5		150A/7.1	重*2	一時	0.98	66	重*3				

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*3：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*4：最高使用温度が95℃を超え、又は最高使用圧力が1,900 kPaを超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス3の機器

*5：新規に設置される機器

表 3.5-4 低合金鋼配管系の代表機器

分類基準		当該系統	選定基準					「技術評価」代表機器	耐震安全性評価代表機器	備考	
材料	内部流体		主な仕様 口径/肉厚(mm)	重要度*1	使用条件						耐震重要度
					運転状態	最高使用圧力(MPa)	最高使用温度(°C)				
低合金鋼	純水	給水加熱器ドレン系	80A/7.6	高*2	連続	1.04	233	B	○	○	
		タービンランド蒸気系	50A/5.5	高*2	連続	0.42	155	B			
		所内蒸気系	50A/5.5	高*2	連続	0.98	183	B			
	その他ガス	気体廃棄物処理系	300A/14.3	PS-2	連続	2.41	538	B	○	○	
	蒸気	原子炉系	65A/9.5	PS-2	連続	8.62	302	B	○	○	
		抽気系	1200A/15.9	高*2	連続	1.81	210	B			
		タービン補助蒸気系	125A/8.5	高*2	連続	8.62	302	B			
		タービンランド蒸気系	150A/7.1	高*2	連続	8.62	302	B			
		給水加熱器ベント系	40A/5.1	高*2	連続	1.81	210	B			
		原子炉給水ポンプ駆動用蒸気タービン系	40A/7.1	高*2	連続	8.62	302	B			

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：最高使用温度が 95 °C を超え、又は最高使用圧力が 1,900 kPa を超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス 3 の機器

3.5.3 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

(1) 「技術評価」での検討結果の整理

3.5.2項で選定した代表配管について、「技術評価」で検討された経年劣化事象に対し、「技術評価」での検討結果（詳細は「東海第二発電所 配管の技術評価書」参照）に基づき、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対し保全対策を考慮し、以下のとおり整理した（表3.5-5～7 参照）。

- ① 現在発生しておらず、今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの
（表中×）
- ② 現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの
（表中○）

なお、①（表中×）に分類した経年劣化事象については耐震安全性評価対象外とし、その理由を表 3.5-5～7 中に記載した。

表 3.5-5 ステンレス鋼配管系に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	代表機器				「技術評価」評価結果概要*1
			原子炉再循環系	制御用圧縮空気系	ほう酸水注入系 (五ほう酸ナトリウム水部)	原子炉保護系	
バウンダリの維持	配管	疲労割れ	○	—	—	—	

○：現在発生しているか又は将来にわたって起こることが否定できないもの

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表 3.5-6 炭素鋼配管系に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	代表機器					「技術評価」評価結果概要*1
			原子炉系 (純水部)	原子炉補機 冷却系	原子炉系 (蒸気部)	不活性ガス系	残留熱除去 海水系	
バウンダリの維持	配管	疲労割れ	○	—	○	—	—	

○：現在発生しているか又は将来にわたって起こることが否定できないもの

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表 3.5-7 低合金鋼配管系に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	代表機器			「技術評価」評価結果概要*1
			給水加熱器ドレン系	気体廃棄物処理系	原子炉系	
—	—	—	—	—	—	

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

(2) 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

3.5.3項(1)で整理された②の経年劣化事象については、これらの事象が顕在化した場合、代表機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「有意」であるか「軽微もしくは無視」できるかを以下で検討し、「軽微もしくは無視」できる事象については耐震安全性評価対象外とする(表3.5-8～10に耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象を示す)。

① ステンレス鋼配管系における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

ステンレス鋼配管系における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果(表3.5-5参照)、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、以下のとおりである。

- ・配管の疲労割れ [原子炉再循環系]

本経年劣化事象は、機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「軽微もしくは無視」できるとは言えず、耐震安全性評価対象(表3.5-8で◎)とした。

② 炭素鋼配管系における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

炭素鋼配管系における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果(表3.5-6参照)、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、以下のとおりである。

- ・配管の疲労割れ [原子炉系(純水部, 蒸気部)]

本経年劣化事象は、機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「軽微もしくは無視」できるとは言えず、耐震安全性評価対象(表3.5-9で◎)とした。

③ 低合金鋼配管系における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

低合金鋼配管系における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果を考慮して整理した結果(表3.5-7参照)、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった(表3.5-10参照)。

表 3.5-8 ステンレス鋼配管系の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象	代表機器			
		原子炉再循環系	制御用圧縮空気系	ほう酸水注入系 (五ほう酸ナトリウム水部)	原子炉保護系
配管	疲労割れ	◎	—	—	—

◎：以降で評価する

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表 3.5-9 炭素鋼配管系の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象	代表機器				
		原子炉系 (純水部)	原子炉補機冷却系	原子炉系 (蒸気部)	不活性ガス系	残留熱除去 海水系
配管	疲労割れ	◎	—	◎	—	—

◎：以降で評価する

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表 3.5-10 低合金鋼配管系の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象	代表機器		
		給水加熱器ドレン系	気体廃棄物処理系	原子炉系
—	—	—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

3.5.4 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対する耐震安全性評価

3.5.3 項にて整理し抽出した経年劣化事象及び2.2 項(2)b の表 2 で耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対しての耐震安全性評価を実施する。

(1) 配管の疲労割れ〔原子炉再循環系，原子炉系（純水部，蒸気部）〕

ステンレス鋼配管系（原子炉再循環系），炭素鋼配管系（原子炉系（純水部，蒸気部））の配管の疲労割れに関しては、「技術評価」において運転開始後 60 年時点での疲労累積係数を評価し，健全性を確認している。ここでは、「技術評価」での疲労累積係数に基準地震動 S_s による疲労解析から求められる疲労累積係数を加味した疲労評価を行う。

評価の結果，疲労累積係数の和は，許容値 1 以下であり，配管の疲労割れは耐震安全性に問題のないことを確認した（表 3.5-11 参照）。

また，東北地方太平洋沖地震による疲労強度への影響評価として，基準地震動 S_s による疲労累積係数が最も高い原子炉系（蒸気部）に対して評価を行う。影響評価として，上記の評価結果に対して保守的に疲労解析から求めた東北地方太平洋沖地震の地震動による疲労累積係数を足し合わせた結果においても，許容値 1 を下回り，耐震安全性に問題のないことを確認した（表 3.5-11 参照）。

表 3.5-11 配管の疲労解析結果

系統	区分	評価地震動	運転実績回数に基づく疲労累積係数	地震動による疲労累積係数（東北地方太平洋沖地震）	地震動による疲労累積係数（基準地震動 S_s ）	合計（許容値：1 以下）
原子炉再循環系	クラス 1	S_s	0.1182 ^{*1}	—	0.1455 ^{*2}	0.2637
原子炉系（純水部）	クラス 1	S_s	0.5799 ^{*1}	—	0.0259 ^{*2}	0.6058
原子炉系（蒸気部）	クラス 1	S_s	0.0853	0.0043 ^{*3}	0.6558 ^{*2}	0.7454

*1：環境を考慮

*2：等価繰返し回数は，一律に設定する等価繰返し回数として設定した 160 回を用いた。弾性設計用地震動 S_d については，等価繰返し回数を 2 回分考慮しても基準地震動 S_s の等価繰返し回数である 160 回以下となるため，弾性設計用地震動 S_d による評価は省略した

*3：東北地方太平洋沖地震時の配管解析モデル及び観測波を用いて算出される等価繰返し回数を用いており，裕度を考慮した 40 回と設定した

(2) 配管の腐食（流れ加速型腐食）〔原子炉系（純水部、蒸気部）〕

炭素鋼配管系（原子炉系（純水部、蒸気部））の配管の腐食（流れ加速型腐食）に対しては、超音波厚さ測定等による肉厚測定を実施し、その結果に基づき余寿命を管理し、配管の取替等の対策を検討することとしているが、耐震安全性評価では、配管の減肉が広範囲にわたって徐々に進行する流れ加速型腐食による減肉を想定し、JEAG4601「原子力発電所耐震設計技術指針」等に基づき以下のとおり実施した。

なお、評価にあたっては、日本機械学会「発電用原子力設備規格 沸騰水型原子力発電所 配管減肉管理に関する技術規格（JSME S NH1-2006）」（以下、JSME 減肉管理規格という）において、流れ加速型腐食発生の可能性が小さいとされている FAC-1 管理範囲以外の箇所を含むライン及び知見拡充の観点で FAC-1 管理範囲のうち原子炉系（蒸気部）主配管の耐震重要度 S クラスの範囲を評価対象ラインとして選定した。

a. 減肉想定範囲の周方向及び軸方向一様に必要最小肉厚まで減肉を想定した評価（第一段階評価）

- ① 各評価対象ラインの三次元梁モデルを作成
- ② エルボ部、分岐部、レギュレーサ部等の偏流発生部及びその下流部の以下に示す減肉想定範囲（JSME減肉管理規格に規定されている測定長さ）の周方向及び軸方向一様に必要最小肉厚まで減肉を想定し、三次元梁モデルに反映
 - ・管の呼び径125A以下：300 (mm)
 - ・管の呼び径125Aを超えるもの：500 (mm)（ただし、原則としてオリフィス下流部の直管については3D、弁下流部の直管については1Dの範囲）
- ③ 評価対象ラインの耐震クラスに応じた地震力を用いて地震時の発生応力（一次応力）の評価を実施（評価に用いる減衰定数は、JEAG4601「原子力発電所耐震設計技術指針」等に基づき設定）
- ④ 耐震重要度Sクラスの配管については、一次＋二次応力の評価を実施し、許容応力を満足しない場合には疲労解析による評価を実施
- ⑤ 以上の評価から耐震安全性が確認できない評価対象ラインを第二段階評価の評価対象ラインとして抽出

b. 実機測定データに基づいて想定した肉厚による評価（第二段階評価）

- ① 第二段階評価対象ラインの系統全体における肉厚測定箇所から、評価対象ライン中の減肉想定範囲において流体条件が類似する箇所の実機測定データを整理して最大減肉率を選定
- ② 評価対象ラインの全ての減肉想定範囲に対し①で選定した最大減肉率を用いて、周方向及び軸方向一様に運転開始後60年時点まで減肉を想定し、三次元梁モデルに反映
- ③ 評価対象ラインの耐震クラスに応じた地震力を用いて地震時の発生応力（一次応力）の評価を実施
- ④ 耐震重要度Sクラスの配管については、一次＋二次応力の評価を実施し、許容応

力を満足しなかった場合には疲労解析による評価を実施

評価の結果、原子炉系（純水部）配管については、必要最小肉厚までの減肉を想定した評価において、発生応力が許容応力を下回り、耐震安全性に問題のないことを確認した。

原子炉系（蒸気部）配管のドレン配管（FAC-2管理範囲）については、必要最小肉厚までの減肉を想定した評価において、発生応力が許容応力を上回ったため、実機測定データを用いた運転開始後60年時点の肉厚を想定した評価を実施した結果、一次応力は許容応力を下回ったが、一次＋二次応力が許容応力を上回ったため、疲労解析による評価を実施したところ疲労累積係数は許容値以下であり、耐震安全性に問題のないことを確認した（表3.5-12(1/2)参照）。

原子炉系（蒸気部）配管の主配管（FAC-1管理範囲）については、流れ加速型腐食の管理ランクがFAC-2及びFAC-Sに該当しないことから、現時点での実機測定データを用いた運転開始後60年時点の肉厚を想定した評価を実施した結果、一次応力は許容応力を下回ったが、一次＋二次応力が許容応力を上回ったため、疲労解析による評価を実施したところ疲労累積係数は許容値以下であり、耐震安全性に問題のないことを確認した（表3.5-12(2/2)参照）。

表3.5-12(1/2) 炭素鋼配管系の腐食に対する耐震安全性評価結果

評価対象	区分	耐震重要度	評価地震力	許容応力状態	応力種別	発生応力*1 (MPa)		許容応力*4 (MPa)
						必要最小肉厚*2	60年時点肉厚*3	
原子炉系 (純水部)	クラス1	S	S _s	IV _A S	一次応力	103	—	364
					一次+二次応力	109	—	366
			S _d	III _A S	一次応力	92	—	274
					一次+二次応力	67	—	366
	クラス2	S	S _s	IV _A S	一次応力	96	—	363
					一次+二次応力	140	—	364
			S _d	III _A S	一次応力	82	—	182
					一次+二次応力	89	—	364
原子炉系 (蒸気部) [ドレン配管]	クラス1	S	S _s	IV _A S	一次応力	1031	291	364
					一次+二次応力	2770	831 (疲労累積係数: 0.3256*6,*8)	366 (疲労累積係数許容値: 1以下*5)
			S _d	III _A S	一次応力	649	225	274
					一次+二次応力	1531	556 (疲労累積係数: 0.3132*7,*8)	366 (疲労累積係数許容値: 1以下*5)
	クラス2	S	S _s	IV _A S	一次応力	765	150	363
					一次+二次応力	1191	195	364
			S _d	III _A S	一次応力	493	113	182
					一次+二次応力	648	121	364

*1: 系統内の評価対象ライン中で最大の発生応力を示す

*2: 配管の内圧等により決定される最小の肉厚

*3: これまでの測定データに基づき想定した肉厚

*4: 設計・建設規格 付録材料図表 Part5 表1 又は表8, 表9 より求まる値

*5: JEAG4601 に基づき, 地震動による疲労累積係数に通常運転時の疲労累積係数を加えて評価する。なお, 地震動による疲労累積係数の算出に用いる等価繰返し回数は, 一律に設定する等価繰返し回数を用いた地震動による疲労累積係数と通常運転時の疲労累積係数の合計が許容値1を超える場合は, 個別に設定する等価繰返し回数を用いて地震動による疲労累積係数を算出し評価する

- *6：基準地震動 S_s による疲労累積係数。等価繰返し回数は、個別に設定する等価繰返し回数を用いており、裕度を考慮した 70 回と設定した
- *7：弾性設計用地震動 S_d による疲労累積係数。等価繰返し回数は、一律に設定する等価繰返し回数として設定した 320 回を用いた
- *8：通常運転時の疲労累積係数は 0.4580 であるため、地震動による疲労累積係数を足し合わせても許容値 1 を下回る

表3.5-12(2/2) 炭素鋼配管系の腐食に対する耐震安全性評価結果

評価対象	区分	耐震重要度	評価地震力	許容応力状態	応力種別	発生応力 ^{*1} (MPa)	許容応力 ^{*3} (MPa)
						60年時点肉厚 ^{*2}	
原子炉系 (蒸気部) [主配管]	クラス1	S	S_s	IV _A S	一次応力	317	345
					一次+二次応力	829 (疲労累積係数： 0.9249 ^{*5,*6})	345 (疲労累積係数 許容値：1以下 ^{*4})
			S_d	III _A S	一次応力	236	258
					一次+二次応力	489 (疲労累積係数： S_s に包含される ^{*7})	345 (疲労累積係数 許容値：1以下 ^{*4})
	クラス2	S	S_s	IV _A S	一次応力	90	380
					一次+二次応力	51	418
			S_d	III _A S	一次応力	82	209
					一次+二次応力	33	418

- *1：系統内の評価対象ライン中で最大の発生応力を示す
- *2：これまでの測定データに基づき想定した肉厚
- *3：設計・建設規格 付録材料図表 Part5 表 1 又は表 8，表 9 より求まる値
- *4：JEAG4601 に基づき、地震動による疲労累積係数に通常運転時の疲労累積係数を加えて評価する
- *5：基準地震動 S_s による疲労累積係数。等価繰返し回数は、一律に設定する等価繰返し回数として設定した 160 回を用いた
- *6：通常運転時の疲労累積係数は 0.0339 であるため、基準地震動 S_s による疲労累積係数を足し合わせても許容値 1 を下回る
- *7：弾性設計用地震動 S_d による疲労累積係数は、等価繰返し回数を 2 回分考慮しても基準地震動 S_s の等価繰返し回数である 160 回以下となるため、基準地震動 S_s による疲労累積係数に包含される

3.5.5 評価対象機器全体への展開

以下の手順により、評価対象機器全体への耐震安全性評価の展開を実施することとする。

3.5.5.1 代表機器以外の評価対象機器における「技術評価」での検討結果の整理

3.5.3項の代表機器及び2.2項(2)bの表2における耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の検討結果を用いて、代表機器以外の評価対象機器についても、「技術評価」での経年劣化事象の抽出及び保全対策の検討結果を用いて整理を行った。

(1) 配管の疲労割れ [ステンレス鋼配管系：原子炉隔離時冷却系，原子炉冷却材浄化系，残留熱除去系，炭素鋼配管系：原子炉隔離時冷却系，原子炉冷却材浄化系，残留熱除去系，高圧炉心スプレイ系，低圧炉心スプレイ系]

代表機器と同じく「現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの」として扱う。

(2) 配管の腐食（流れ加速型腐食）[炭素鋼配管系：復水系，給水系，給水加熱器ドレン系，タービン主蒸気系，タービングラウンド蒸気系，原子炉給水ポンプ駆動用蒸気タービン系，原子炉冷却材浄化系]

代表機器と同じく「現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの」として扱う。

「技術評価」での経年劣化事象の抽出及び保全対策の検討結果を用いて、代表機器以外の評価対象機器についても整理を行った結果、代表機器における抽出結果以外の経年劣化事象は抽出されなかった。

3.5.5.2 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

3.5.3項にて整理し抽出した代表機器に想定される経年劣化事象及び2.2項(2)bの表2で耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対して、機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「軽微もしくは無視」できる事象を耐震安全性評価対象外としたものについては、前項の抽出結果を含めて、評価対象機器全体において代表機器と同様に評価した結果、以下の経年劣化事象は影響が「軽微もしくは無視」できないと判断し、次項にて耐震安全性評価を実施することとする。

- ・配管の疲労割れ [ステンレス鋼配管系：原子炉隔離時冷却系，原子炉冷却材浄化系，残留熱除去系，炭素鋼配管系：原子炉隔離時冷却系，原子炉冷却材浄化系，残留熱除去系，高圧炉心スプレイ系，低圧炉心スプレイ系]
- ・配管の腐食（流れ加速型腐食）[炭素鋼配管系：復水系，給水系，給水加熱器ドレン系，原子炉冷却材浄化系]

3.5.5.3 耐震安全性評価

本項では、代表以外の機器に対する耐震安全性評価を実施する。

具体的には、3.5.5.2項で代表機器に想定される経年劣化事象以外の事象は抽出されなかったことから、代表機器に想定される経年劣化事象と同じ事象に対する耐震安全性評価を実施した（代表機器以外の機器については表3.5-2～4を参照のこと）。

(1) 代表機器に想定される経年劣化事象と同じ事象に対する耐震安全性評価

- a. 配管の疲労割れ [ステンレス鋼配管系：原子炉隔離時冷却系，原子炉冷却材浄化系，残留熱除去系，炭素鋼配管系：原子炉隔離時冷却系，原子炉冷却材浄化系，残留熱除去系，高压炉心スプレイ系，低压炉心スプレイ系]

配管の疲労割れについては熱疲労強度上、厳しい代表機器の評価を行い、耐震安全性を確認した。代表以外の配管については、代表機器と同等またはそれ以下の過渡変化を受ける部位であることから、代表配管同様に疲労評価は許容値を下回ると考えられる。

地震による疲労強度への影響は、代表機器の評価結果と同様に小さいものと考えられ、地震を考慮しても、これら配管の耐震安全性に問題はないものと判断する。

- b. 配管の腐食（流れ加速型腐食） [炭素鋼配管系：復水系，給水系，給水加熱器ドレン系，原子炉冷却材浄化系]

減肉を加味した耐震安全性評価では、JSME減肉管理規格において流れ加速型腐食が想定される復水系，給水系，給水加熱器ドレン系及び知見拡充の観点で原子炉冷却材への水素注入に伴う配管内表面の酸化被膜減少による配管減肉が想定される原子炉冷却材浄化系配管の耐震重要度Sクラスの範囲について、代表機器と同様の手順で評価した。

評価の結果、給水系のクラス2の範囲については、必要最小肉厚までの減肉を想定した評価において、発生応力が許容応力を下回り、耐震安全性に問題のないことを確認した。

また、復水系，給水系のクラス3の範囲及び給水加熱器ドレン系については、必要最小肉厚までの減肉を想定した評価において、発生応力が許容応力を満足しなかったため、実機測定データを用いて運転開始後60年時点の肉厚を想定した評価を実施した結果、発生応力が許容応力を下回り、耐震安全性に問題のないことを確認した（表3.5-13参照）。

原子炉冷却材浄化系配管については、流れ加速型腐食の管理ランクがFAC-2及びFAC-Sに該当しないことから、現時点での実機測定データを用いた運転開始後60年時点の肉厚を想定した評価を実施した結果、一次応力は許容応力を下回ったが、一次＋二次応力が許容応力を上回ったため、疲労解析による評価を実施したところ疲労累積係数は許容値以下であり、耐震安全性に問題のないことを確認した（表3.5-13参照）。

表3.5-13 炭素鋼配管系の腐食に対する耐震安全性評価結果

評価対象	区分	耐震重要度	評価地震力	許容応力状態	応力種別	発生応力*1 (MPa)		許容応力*4 (MPa)
						必要最小肉厚*2	60年時点肉厚*3	
復水系	火力*5	B	Bクラス地震力	B _A S	一次応力	6662*6	227	233
給水系	クラス2	S	S _s	IV _A S	一次応力	125	—	363
					一次+二次応力	241	—	364
			S _d	III _A S	一次応力	107	—	182
					一次+二次応力	130	—	364
	B	Bクラス地震力	B _A S	一次応力	104	—	229	
	クラス3	B	Bクラス地震力	B _A S	一次応力	291	130	172*7 229*7
給水加熱器ドレン系	クラス3	B	Bクラス地震力	B _A S	一次応力	231	85	205
原子炉冷却材浄化系	クラス1	S	S _s	IV _A S	一次応力	—	333*8,*9	414
					一次+二次応力	—	1015*8 (疲労累積係数： 0.7408*11,*12)	354 (疲労累積係数許容値： 1以下*10)
						—	828*9 (疲労累積係数： 0.6612*11,*13)	414 (疲労累積係数許容値： 1以下*10)
			S _d	III _A S	一次応力	—	228*8,*9	310
					一次+二次応力	—	563*8 (疲労累積係数： S _s に包含される*14)	354 (疲労累積係数許容値： 1以下*10)
						—	503*9 (疲労累積係数： S _s に包含される*14)	414 (疲労累積係数許容値： 1以下*10)

*1：系統内の評価対象ライン中で最大の発生応力を示す

*2：配管の内圧等により決定される最小の肉厚

*3：これまでの測定データに基づき想定した肉厚

*4：設計・建設規格 付録材料図表Part5表1，又は表8，表9より求まる値

*5：火力技術基準に区分されるが，耐震評価上クラス3として評価した

*6：火力技術基準に基づいているため必要最小肉厚が小さく，また，当該部は管台形状であることから発生応力が高くなった

*7：上段は必要最小肉厚での発生応力（最大点）に対する許容応力，下段は60年時点肉厚での発生応力（最大点）に対する許容応力（材質の違いによる）

*8：評価対象ラインのうち，最大の発生応力を示す

*9：評価対象ラインのうち，炭素鋼配管部における最大の発生応力を示す

- *10: JEAG4601に基づき、地震動による疲労累積係数に通常運転時の疲労累積係数を加えて評価する
- *11: 基準地震動 S_s による疲労累積係数。等価繰返し回数は、一律に設定する等価繰返し回数として設定した160回を用いた
- *12: 通常運転時の疲労累積係数は0.0085であるため、地震動による疲労累積係数を足し合わせても許容値1を下回る
- *13: 通常運転時の疲労累積係数は0.0462であるため、地震動による疲労累積係数を足し合わせても許容値1を下回る
- *14: 弾性設計用地震動 S_d については、等価繰返し回数を2回分考慮しても基準地震動 S_s の等価繰返し回数である160回以下となるため、基準地震動 S_s による疲労累積係数に包含される

代表機器と同様に、いずれの評価についても保守性を有しており、また、系統中の発生応力又は疲労累積係数は許容値を下回ることから、耐震安全性評価上問題ない。

3.5.6 保全対策に反映すべき項目の抽出

炭素鋼配管の腐食（流れ加速型腐食）に対して、原子炉系（蒸気部）配管，復水系配管，給水系配管，給水加熱器ドレン系配管及び原子炉冷却材浄化系配管については、現時点での実機測定データを用いた運転開始後60年時点の評価により耐震安全性に問題のないことを確認したことから、今後も減肉傾向の把握及びデータの蓄積を継続して行い、減肉進展の実測データを反映した耐震安全性評価を行う。

3.6 弁

本章は、東海第二で使用している主要な弁に係わる経年劣化事象について、耐震安全性評価をまとめたものである。

なお、東海第二の主要機器については、既に「技術評価」において経年劣化事象に対する健全性評価を行うとともに、現状保全の評価を実施しているため、本章においてはこれら検討結果を前提条件とし、評価を実施することとする。

3.6.1 評価対象機器

東海第二で使用している主要な弁（「技術評価」の評価対象機器）を評価対象機器とする。

なお、評価対象機器一覧を表 3.6-1 に示す。

表 3.6-1 (1/10) 評価対象機器一覧

型式	分類基準		機器名称	耐震重要度
	弁箱材料	内部流体		
仕切弁	炭素鋼	純水	制御棒駆動系	B
			残留熱除去系	S, 重 ^{*1}
			原子炉冷却材浄化系	S
			高圧炉心スプレイ系	S, 重 ^{*1}
			低圧炉心スプレイ系	S, 重 ^{*1}
			原子炉隔離時冷却系	S, 重 ^{*1}
			原子炉系	S
			復水系	B
			給水系	B
			給水加熱器ドレン系	B
			補助系	S
			重大事故等対処設備 ^{*2}	S, 重 ^{*1}
		冷却水 ^{*3}	原子炉補機冷却系	S
			ドライウェル冷却系	S
	蒸気	原子炉隔離時冷却系	S, 重 ^{*1}	
		原子炉系	S	
		主蒸気隔離弁漏えい抑制系	S	
		タービン主蒸気系	B	
		タービン補助蒸気系	B	
		タービングラウンド蒸気系	B	
		気体廃棄物処理系	B	
		所内蒸気系	B	
		抽気系	B	
		重大事故等対処設備 ^{*2}	重 ^{*1}	

*1：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*2：新規に設置される機器

*3：冷却水（防錆剤入り純水）

表 3.6-1 (2/10) 評価対象機器一覧

型式	分類基準		機器名称	耐震重要度
	弁箱材料	内部流体		
仕切弁	炭素鋼	ガス	原子炉隔離時冷却系	S, 重*1
			可燃性ガス濃度制御系	S
			気体廃棄物処理系	B
			重大事故等対処設備*2	重*1
		海水	残留熱除去海水系	S, 重*1
			非常用ディーゼル発電機海水系	S, 重*1
			高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系	S, 重*1
			重大事故等対処設備*2	重*1
	鋳鉄	海水	残留熱除去海水系	S, 重*1
	ステンレス鋼	純水	制御棒駆動系	S
			ほう酸水注入系	S
			残留熱除去系	S, 重*1
			原子炉冷却材浄化系	S
			原子炉隔離時冷却系	S, 重*1
			原子炉再循環系	S
			補助系	S
		五ほう酸ナトリウム水	ほう酸水注入系	S, 重*1
	低合金鋼	蒸気	原子炉系	S

*1：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*2：新規に設置される機器

表 3.6-1 (3/10) 評価対象機器一覧

型式	分類基準		機器名称	耐震重要度
	弁箱材料	内部流体		
玉形弁	炭素鋼	純水	制御棒駆動系	B
			残留熱除去系	S, 重*1
			高圧炉心スプレイ系	S
			低圧炉心スプレイ系	S
			原子炉隔離時冷却系	S
			原子炉冷却材浄化系	B
			燃料プール冷却浄化系	S
			給水系	B
			重大事故等対処設備*2	重*1
		蒸気	原子炉隔離時冷却系	S, 重*1
			原子炉系	S
			タービン補助蒸気系	B
		ガス	可燃性ガス濃度制御系	S
			不活性ガス系*2	S
			制御用圧縮空気系	S, 重*1
			試料採取系	S
			重大事故等対処設備*2	重*1
		海水	非常用ディーゼル発電機海水系	S, 重*1
	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系		S, 重*1	
	重大事故等対処設備*2		重*1	
	ステンレス鋼	純水	制御棒駆動系	B
			ほう酸水注入系	S, 重*1
			残留熱除去系	S, 重*1
			原子炉隔離時冷却系	S
			原子炉再循環系	B
			原子炉冷却材浄化系	S
			燃料プール冷却浄化系	S, 重*1
			格納容器雰囲気監視系	S

*1：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*2：新規に設置される機器

表 3.6-1 (4/10) 評価対象機器一覧

型式	分類基準		機器名称	耐震重要度
	弁箱材料	内部流体		
玉形弁	ステンレス鋼	純水	不活性ガス系	S
			事故時サンプリング設備	S
			重大事故等対処設備*2	重*1
		ガス	不活性ガス系	S
			制御用圧縮空気系	C, 重*1
			重大事故等対処設備*2	S, 重*1
	海水	残留熱除去海水系	S, 重*1	
	五ほう酸ナトリウム水	ほう酸水注入系	S, 重*1	
	青銅鋳物	海水	残留熱除去海水系	S, 重*1
			高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系	S, 重*1

*1：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*2：新規に設置される機器

表 3.6-1 (5/10) 評価対象機器一覧

型式	分類基準		機器名称	耐震重要度
	弁箱材料	内部流体		
逆止弁	炭素鋼	純水	制御棒駆動系	B
			残留熱除去系	S, 重 ^{*1}
			高圧炉心スプレイ系	S, 重 ^{*1}
			低圧炉心スプレイ系	S, 重 ^{*1}
			原子炉隔離時冷却系	S, 重 ^{*1}
			原子炉系	S
			原子炉冷却材浄化系	B
			復水系	B
			給水系	B
			給水加熱器ドレン系	B
			重大事故等対処設備 ^{*2}	重 ^{*1}
	蒸気	蒸気	原子炉隔離時冷却系	S, 重 ^{*1}
			主蒸気隔離弁漏えい抑制系	S
			抽気系	B
			所内蒸気系	C
			重大事故等対処設備 ^{*2}	重 ^{*1}
	海水	海水	非常用ディーゼル発電機海水系	S, 重 ^{*1}
			高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系	S, 重 ^{*1}
			重大事故等対処設備 ^{*2}	重 ^{*1}
	ステンレス鋼	純水	制御棒駆動系	B
			ほう酸水注入系	S, 重 ^{*1}
			残留熱除去系	S, 重 ^{*1}
			原子炉隔離時冷却系	S, 重 ^{*1}
原子炉再循環系			S	
原子炉冷却材浄化系			B	
燃料プール冷却浄化系			S	
重大事故等対処設備 ^{*2}			重 ^{*1}	

*1：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*2：新規に設置される機器

表 3.6-1 (6/10) 評価対象機器一覧

型式	分類基準		機器名称	耐震重要度
	弁箱材料	内部流体		
逆止弁	ステンレス鋼	五ほう酸ナトリウム水	ほう酸水注入系	S, 重*1
		ガス	中性子計装系	S
			原子炉系	S, 重*1
			制御用圧縮空気系	重*1
			サプレッション・プール水 pH 制御装置*2	S
			重大事故等対処設備*2	重*1
		海水	残留熱除去海水系	S, 重*1
			浸水防護施設*2	S
バタフライ弁	炭素鋼	ガス	不活性ガス系	S, 重*1
			非常用ガス処理系	S, 重*1
			非常用ガス再循環系	S, 重*1
			重大事故等対処設備*2	重*1
		海水	非常用ディーゼル発電機海水系	重*1
			高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系	重*1
	重大事故等対処設備*2	重*1		
	ステンレス鋼	ガス	重大事故等対処設備*2	重*1
安全弁	炭素鋼	純水	残留熱除去系	S, 重*1
			高圧炉心スプレイ系	S, 重*1
			低圧炉心スプレイ系	S, 重*1
			原子炉隔離時冷却系	重*1
			原子炉冷却材浄化系	B
			可燃性ガス濃度制御系	S
			タービングランド蒸気系	B
			復水系	B
			給水系	B
			空気抽出系	B

*1：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*2：新規に設置される機器

表 3.6-1 (7/10) 評価対象機器一覧

型式	分類基準		機器名称	耐震重要度
	弁箱材料	内部流体		
安全弁	炭素鋼	蒸気	タービン補助蒸気系	B
			タービングランド蒸気系	B
			給水加熱器ベント系	B
	ステンレス鋼	純水	残留熱除去系	S, 重 ^{*1}
			原子炉隔離時冷却系	S
			原子炉再循環系	B
			原子炉冷却材浄化系	B
		蒸気	気体廃棄物処理系	B
		ガス	制御用圧縮空気系	重 ^{*1}
	五ほう酸ナトリウム水	ほう酸水注入系	S, 重 ^{*1}	
青銅鋳物	海水	残留熱除去海水系	S	
ボール弁	ステンレス鋼	ガス	中性子計装系	S
			原子炉冷却材浄化系 ^{*2}	B
		純水	原子炉冷却材浄化系	B
原子炉再循環ポンプ流量制御弁	ステンレス鋳鋼	純水	原子炉再循環系	S
主蒸気隔離弁	炭素鋼	蒸気	原子炉系	S
主蒸気逃がし安全弁	炭素鋼鋳鋼	蒸気	原子炉系	S, 重 ^{*1}
爆破弁	ステンレス鋼	五ほう酸ナトリウム水	ほう酸水注入系	S, 重 ^{*1}
破壊板	ステンレス鋼	蒸気	原子炉隔離時冷却系	S
			気体廃棄物処理系	B
		ガス	重大事故等対処設備 ^{*3}	重 ^{*1}

*1：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*2：原子炉冷却材浄化系に供給される制御用圧縮空気

*3：新規に設置される機器

表 3.6-1 (8/10) 評価対象機器一覧

型式	分類基準		機器名称	耐震重要度
	弁箱材料	内部流体		
制御弁	炭素鋼	純水	原子炉冷却材浄化系	B
			復水系	B
			給水系	B
			中央制御室換気系	S
		蒸気	不活性ガス系	C
			タービングランド蒸気系	B
			復水移送系	B
			バッテリー室換気系	C
	ステンレス鋼	純水	原子炉冷却材浄化系	B
			ガス	制御用圧縮空気系
		重大事故等対処設備 ^{*2}	重 ^{*1}	
	低合金鋼	純水	原子炉隔離時冷却系	S
			給水系	B
			給水加熱器ドレン系	B
蒸気		所内蒸気系	B	

*1：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*2：新規に設置される系統

表 3.6-1 (9/10) 評価対象機器一覧

型式 (電源・設置場所)	分類基準		機器名称	耐震 重要度
	弁箱材料	内部流体		
電動弁用駆動部 (交流, 原子炉格納 容器内)	—	—	原子炉系	S
			原子炉再循環系	S
			残留熱除去系	S, 重*1
			原子炉隔離時冷却系	S, 重*1
			原子炉冷却材浄化系	S
電動弁用駆動部 (交流, 原子炉格納 容器外)	—	—	原子炉系	S
			原子炉冷却材浄化系	S
			ほう酸水注入系	S, 重*1
			残留熱除去系	S, 重*1
			残留熱除去海水系	S, 重*1
			高圧炉心スプレイ系	S, 重*1
			低圧炉心スプレイ系	S, 重*1
			可燃性ガス濃度制御系	S
			主蒸気隔離弁漏えい抑制系	S
			原子炉補機冷却系	S
			燃料プール冷却浄化系	重*1
			制御用圧縮空気系	S
			不活性ガス系	S, 重*1
			格納容器雰囲気監視系	S
			事故時サンプリング設備	S
			中央制御室換気系	S, 重*1
			ドライウェル冷却系	S
			空気抽出系	B
気体廃棄物処理系	B			
重大事故等対処設備*2	S, 重*1			

*1: 耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*2: 新規に設置される系統

表 3.6-1 (10/10) 評価対象機器一覧

型式 (電源/型式・設置 場所)	分類基準		機器名称	耐震 重要度
	弁箱材料	内部流体		
電動弁用駆動部 (直流, 原子炉格納 容器外)	—	—	原子炉系	S
			残留熱除去系	S, 重*1
			原子炉隔離時冷却系	S, 重*1
			原子炉冷却材浄化系	S
			重大事故等対処設備*2	重*1
空気作動弁用駆動部 (ダイヤフラム型, 原子炉格納容器外)	—	—	中央制御室換気系	S
			原子炉隔離時冷却系	S
			原子炉冷却材浄化系	B
空気作動弁用駆動部 (シリンダ型, 原子 炉格納容器内)	—	—	原子炉再循環系	S
空気作動弁用駆動部 (シリンダ型, 原子 炉格納容器外)	—	—	不活性ガス系	S, 重*1
			原子炉再循環系	S
			補助系	S
			原子炉系	S
			ほう酸水注入系	S, 重*1
			漏えい検出系	S
			主蒸気隔離弁漏えい抑制系	S
			原子炉隔離時冷却系	S, 重*1
			非常用ガス処理系	S, 重*1
			非常用ガス再循環系	S, 重*1
			原子炉再循環流量制御系	S
			原子炉冷却材浄化系	B
			格納容器雰囲気監視系	S
気体廃棄物処理系	B			

*1: 耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*2: 新規に設置される系統

3.6.2 代表機器の選定

「技術評価」の評価では評価対象弁をその型式等を基に分類しているが、本検討においてもこの分類にしたがって整理するものとし、それぞれの分類ごとに、「技術評価」における代表機器を本検討の代表機器とする。

ただし、グループ内で選定された「技術評価」の代表機器より、耐震重要度の上位の機器が存在する場合には、これについても代表機器として評価することとする。

各分類における、本検討での代表機器を表 3.6-2～15 に示す。

表 3.6-2 (1/5) 仕切弁の代表機器

分類基準		当該系統	選定基準						「技術評価」代表機器	耐震安全性評価代表機器	備考（弁名称）
弁箱材料	内部流体		口径 (A)	重要度*1	使用条件			耐震重要度			
					運転状態	最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (°C)				
炭素鋼	純水	制御棒駆動系	20～50	高*2	連続	12.06	66	B			原子炉給水止め弁
		残留熱除去系	50～600	MS-1/PS-1重*3	一時	0.86～8.62	100～302	S, 重*4			
		原子炉冷却材浄化系	100～150	PS-2	連続	8.62～9.80	66～302	S			
		高圧炉心スプレイ系	100～600	MS-1/PS-1重*3	一時	0.70～10.69	100～302	S, 重*4			
		低圧炉心スプレイ系	40～600	MS-1/PS-1重*3	一時	0.70～8.62	100～302	S, 重*4			
		原子炉隔離時冷却系	100～200	MS-1, 重*3	一時	0.86～10.35	77～100	S, 重*4			
		原子炉系	500～600	PS-1	連続	8.62～12.93	302	S	○	○	
		復水系	450～650	高*2	連続	6.14	205	B			
		給水系	80～600	高*2	連続	6.14～15.51	205～233	B			
		給水加熱器ドレン系	50～500	高*2	連続	0.35～1.81	149～233	B			
		補助系	80	MS-1	連続	1.04	65	S			

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：最高使用温度が 95 °C を超え、又は最高使用圧力が 1,900 kPa を超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス 3 の機器

*3：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*4：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

表 3.6-2 (2/5) 仕切弁の代表機器

分類基準		当該系統	選定基準						「技術評価」代表機器	耐震安全性評価代表機器	備考（弁名称）
弁箱材料	内部流体		口径 (A)	重要度*1	使用条件			耐震重要度			
					運転状態	最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (°C)				
炭素鋼	純水	重大事故等対処設備*2	80～300	MS-1, 重*3	一時	静水頭～10.70	66～174	S, 重*4			
	冷却水*5	原子炉補機冷却系	200	MS-1	連続	0.86	66	S	○	○	ドライウエル内機器原子炉補機冷却水戻り弁
		ドライウエル冷却系	150	MS-1	連続	0.86	66	S			
	蒸気	原子炉隔離時冷却系	40～350	MS-1/PS-1 重*3	一時	1.04～8.62	135～302	S, 重*4	○	○	原子炉隔離時冷却系内側隔離弁
		原子炉系	80	MS-1/PS-1	一時	8.62	302	S			
		主蒸気隔離弁漏えい抑制系	25～100	MS-1	一時	8.62	302	S			
		タービン主蒸気系	150	高*6	連続	8.62	302	B			
		タービン補助蒸気系	100	高*6	連続	2.46	225	B			
	タービングランド蒸気系	40～250	高*6	連続	0.35～8.62	124～302	B				

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：新規に設置される機器

*3：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*4：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*5：冷却水（防錆剤入り純水）

*6：最高使用温度が 95 °C を超え、又は最高使用圧力が 1,900 kPa を超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス 3 の機器

表 3.6-2 (3/5) 仕切弁の代表機器

分類基準		当該系統	選定基準						「技術評価」代表機器	耐震安全性評価代表機器	備考（弁名称）
弁箱材料	内部流体		口径(A)	重要度*1	使用条件			耐震重要度			
					運転状態	最高使用圧力(MPa)	最高使用温度(°C)				
炭素鋼	蒸気	気体廃棄物処理系	150～250	MS-2	連続	2.41	205	B			
		所内蒸気系	50～150	高*2	連続	0.35～8.62	124～302	B			
		抽気系	250～400	高*2	連続	1.04～1.82	210～233	B			
		重大事故等対処設備*3	100～350	重*4	一時	1.04～8.62	135～302	重*5			
	ガス	原子炉隔離時冷却系	50	MS-1, 重*4	一時	0.52	88	S, 重*5			
		可燃性ガス濃度制御系	100～150	MS-1	一時	0.31	171	S	○	○	可燃性ガス濃度制御系出口弁
		気体廃棄物処理系	200～300	PS-2	連続	0.34～2.42	66～538	B			
		重大事故等対処設備*3	50～150	重*4	一時	0.3～0.86	66～105	重*5			
	海水	残留熱除去海水系	300～500	MS-1, 重*4	一時	0.70～3.45	38～66	S, 重*5			
		非常用ディーゼル発電機海水系	250	MS-1, 重*4	一時	0.70	38～66	S, 重*5	○	○	非常用ディーゼル発電機海水系出口隔離弁

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：最高使用温度が 95 °C を超え、又は最高使用圧力が 1,900 kPa を超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス 3 の機器

*3：新規に設置される機器及び構造物であることを示す

*4：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*5：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

表 3.6-2 (4/5) 仕切弁の代表機器

分類基準		当該系統	選定基準						「技術評価」代表機器	耐震安全性評価代表機器	備考（弁名称）
弁箱材料	内部流体		口径 (A)	重要度*1	使用条件			耐震重要度			
					運転状態	最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (°C)				
炭素鋼	海水	高圧炉心スプレイ系ディ ーゼル発電機海水系	250	MS-1, 重*2	一時	0.70	38~66	S, 重*3			
		重大事故等対処設備*4	300~350	重*2	一時	2.45	38	重*3			
鋳鉄	海水	残留熱除去海水系	100~500	MS-1, 重*2	一時	3.45	38~66	S, 重*3	○	○	残留熱除去系熱交換器海水出口弁
ステンレス鋼	純水	制御棒駆動系	20~50	MS-1	連続	12.06	66~138	S			
		ほう酸水注入系	40	高*5	一時	9.66	66	S			
		残留熱除去系	20~500	MS-1/PS-1 重*2	一時	8.62~10.69	302	S, 重*3			
		原子炉冷却材浄化系	65~150	MS-1/PS-1	連続	8.62~9.80	302	S			
		原子炉隔離時冷却系	150	MS-1/PS-1 重*2	一時	10.70	302	S, 重*3			
		原子炉再循環系	20~600	MS-1/PS-1	連続	8.62~12.06	66~302	S	○	○	原子炉再循環ポンプ出口弁

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*3：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*4：新規に設置される機器

*5：最高使用温度が 95 °C を超え、又は最高使用圧力が 1,900 kPa を超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス 3 の機器

表 3.6-2 (5/5) 仕切弁の代表機器

分類基準		当該系統	選定基準						「技術評価」代表機器	耐震安全性評価代表機器	備考（弁名称）
弁箱材料	内部流体		口径 (A)	重要度*1	使用条件			耐震重要度			
					運転状態	最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (°C)				
ステンレス鋼	純水	補助系	80	MS-1	連続	0.28	80	S			
ステンレス鋼	五ほう酸ナトリウム水	ほう酸水注入系	40~80	MS-1, 重*2	一時	1.04~9.66	66	S, 重*3	○	○	ほう酸水注入系ポンプ出口弁
低合金鋼	蒸気	原子炉系	650	PS-2	連続	8.62	302	S	○	○	主蒸気隔離弁第3弁

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち，最上位の重要度クラスを示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*3：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

表 3.6-3 (1/4) 玉形弁の代表機器

分類基準		当該系統	選定基準						「技術評価」代表機器	耐震安全性評価代表機器	備考（弁名称）
弁箱材料	内部流体		口径 (A)	重要度*1	使用条件			耐震重要度			
					運転状態	最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (°C)				
炭素鋼	純水	制御棒駆動系	25～50	高*2	連続	12.06	66	B			残留熱除去系熱交換器バイパス弁
		残留熱除去系	25～450	MS-1, 重*3	一時	3.45	100～174	S, 重*4	○	○	
		高压炉心スプレイ系	20～300	MS-1	一時	0.70～10.69	100	S			
		低压炉心スプレイ系	20～300	MS-1	一時	0.70～4.14	100	S			
		原子炉隔離時冷却系	20～100	MS-1	一時	8.62～10.35	77～302	S			
		原子炉冷却材浄化系	50～150	PS-2	連続	9.80	66～302	B			
		燃料プール冷却浄化系	250	MS-2	連続	3.45	174	S			
		給水系	40～50	高*2	連続	6.13～6.77	205	B			
		重大事故等対処設備*5	50～200	重*3	一時	0.62～3.45	66～200	重*4			
	蒸気	原子炉隔離時冷却系	25～100	MS-1, 重*3	一時	1.04～8.62	135～302	S, 重*4	○	○	原子炉隔離時冷却系蒸気供給弁
		原子炉系	40～50	MS-1	一時	8.62	302	S			
タービン補助蒸気系		80	高*2	連続	8.62	302	B				

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：最高使用温度が 95 °C を超え、又は最高使用圧力が 1,900 kPa を超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス 3 の機器

*3：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*4：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*5：新規に設置される機器及び構造物であることを示す

表 3.6-3 (2/4) 玉形弁の代表機器

分類基準		当該系統	選定基準						「技術評価」代表機器	耐震安全性評価代表機器	備考（弁名称）
弁箱材料	内部流体		口径 (A)	重要度*1	使用条件			耐震重要度			
					運転状態	最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (°C)				
炭素鋼	ガス	可燃性ガス濃度制御系	20	MS-1	一時	0.31	171	S			格納容器 N2 ガス供給弁
		不活性ガス系*2	50~80	MS-1	一時	0.31	171	S	○	○	
		制御用圧縮空気系	50	MS-1, 重*3	一時	1.38	66	S, 重*4			
		試料採取系	50	MS-1	一時	0.31	171	S			
		重大事故等対処設備*2	50	重*3	一時	0.62	200	重*4			
	海水	非常用ディーゼル発電機海水系	150	MS-1, 重*3	一時	0.70	38	S, 重*4	○	○	非常用ディーゼル発電機エンジンエアクーラ海水入口弁
		高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系	100~150	MS-1, 重*3	一時	0.70	38	S, 重*4			
重大事故等対処設備*2		150~300	重*3	一時	2.45	38	重*4				
ステンレス鋼	純水	制御棒駆動系	25~50	高*5	連続	12.06	66	B			
		ほう酸水注入系	40	MS-1, 重*3	一時	9.66	302	S, 重*4			

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：新規に設置される機器

*3：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*4：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*5：最高使用温度が 95 °C を超え、又は最高使用圧力が 1,900 kPa を超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス 3 の機器

表 3.6-3 (3/4) 玉形弁の代表機器

分類基準		当該系統	選定基準						「技術評価」代表機器	耐震安全性評価代表機器	備考（弁名称）
弁箱材料	内部流体		口径 (A)	重要度*1	使用条件			耐震重要度			
					運転状態	最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (°C)				
ステンレス鋼	純水	残留熱除去系	25～300	PS-1/MS-1重*2	一時	8.62～10.69	302	S, 重*3		原子炉冷却浄化吸込弁	
		原子炉隔離時冷却系	20	MS-1	一時	8.62	302	S			
		原子炉再循環系	20	高*4	連続	12.06	66	B			
		原子炉冷却材浄化系	15～150	PS-1	連続	8.62～12.06	66～302	S	○		○
		燃料プール冷却浄化系	150	MS-2, 重*2	連続	1.38	66	S, 重*3			
		格納容器雰囲気監視系	20	MS-1	一時	0.31	104	S			
		不活性ガス系	25	MS-1	一時	0.31	171	S			
		事故時サンプリング設備	20	MS-1	一時	0.31～8.62	104～302	S			
		重大事故等対処設備*5	25～100	重*2	一時	0.62～2.5	66～200	重*3			
	ガス	不活性ガス系	20～25	MS-1	一時	0.31	171	S	○	○	サプレッション・チェンバ 隔離電磁弁 2-26V-95 前弁 (AC系)
		制御用圧縮空気系	15～25	高*4, 重*2	一時	1.03～14.70	46～66	C, 重*3			
重大事故等対処設備*5		20～50	MS-1, 重*2	一時	0.86～25	40～171	S, 重*3				

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*3：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*4：最高使用温度が 95 °C を超え、又は最高使用圧力が 1,900 kPa を超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス 3 の機器

*5：新規に設置される機器

表 3.6-3 (4/4) 玉形弁の代表機器

分類基準		当該系統	選定基準						「技術評価」代表機器	耐震安全性評価代表機器	備考（弁名称）
弁箱材料	内部流体		口径(A)	重要度*1	使用条件			耐震重要度			
					運転状態	最高使用圧力(MPa)	最高使用温度(°C)				
ステンレス鋼	海水	残留熱除去海水系	40～350	MS-1, 重*2	一時	3.45	38～66	S, 重*3	○	○	残留熱除去系熱交換器海水出口流量調整弁
	五ほう酸ナトリウム水	ほう酸水注入系	40～80	MS-1, 重*2	一時	1.04～9.66	66	S, 重*3	○	○	ほう酸水注入系貯蔵タンク出口弁
青銅鑄物	海水	残留熱除去海水系	20～65	MS-1, 重*2	一時	3.45	38～66	S, 重*3	○	○	低圧炉心スプレイ系ポンプ室空調海水出口弁
		高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系	50～65	MS-1, 重*2	一時	0.70	38～66	S, 重*3			

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*3：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

表 3.6-4 (1/4) 逆止弁の代表機器

分類基準		当該系統	選定基準						「技術評価」代表機器	耐震安全性評価代表機器	備考 (弁名称)
弁箱材料	内部流体		口径 (A)	重要度*1	使用条件			耐震重要度			
					運転状態	最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (°C)				
炭素鋼	純水	制御棒駆動系	50	高*2	連続	12.06	66	B			原子炉給水逆止弁
		残留熱除去系	25~450	PS-1/MS-1重*3	一時	0.86~8.62	100~302	S, 重*4			
		高压炉心スプレイ系	25~600	PS-1/MS-1重*3	一時	0.70~10.69	100~302	S, 重*4			
		低压炉心スプレイ系	25~400	PS-1/MS-1重*3	一時	4.14~8.62	100~302	S, 重*4			
		原子炉隔離時冷却系	25~200	PS-1/MS-1重*3	一時	0.86~10.35	77~302	S, 重*4			
		原子炉系	500	PS-1/MS-1	連続	8.62	302	S	○	○	
		原子炉冷却材浄化系	100~150	PS-2	連続	9.80	302	B			
		復水系	500	高*2	連続	6.14	205	B			
		給水系	400~600	高*2	連続	15.51	233	B			
		給水加熱器ドレン系	80~400	高*2	連続	0.69~1.04	149~233	B			
		重大事故等対処設備*5	80~250	重*3	一時	1.37~10.70	66~174	重*4			

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：最高使用温度が 95 °C を超え、又は最高使用圧力が 1,900 kPa を超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス 3 の機器

*3：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*4：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*5：新規に設置される機器

表 3.6-4 (2/4) 逆止弁の代表機器

分類基準		当該系統	選定基準						「技術評価」代表機器	耐震安全性評価代表機器	備考 (弁名称)
弁箱材料	内部流体		口径 (A)	重要度*1	使用条件			耐震重要度			
					運転状態	最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (°C)				
炭素鋼	蒸気	原子炉隔離時冷却系	80~350	高*2, 重*3	一時	1.04	135	S, 重*4			MSIV-LCS 共通ベント逆止弁
		主蒸気隔離弁漏えい抑制系	100	MS-1	一時	8.62	302	S	○	○	
		抽気系	350	高*2	連続	1.81	210	B			
		所内蒸気系	150	高*2	連続	0.96	183	C			
		重大事故等対処設備*5	350	重*3	一時	1.04	135	重*4			
	海水	非常用ディーゼル発電機海水系	250	MS-1, 重*3	一時	0.70	38~66	S, 重*4	○	○	非常用ディーゼル発電機海水系出口逆止弁
		高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系	250	MS-1, 重*3	一時	0.70	38~66	S, 重*4			
		重大事故等対処設備*5	150~350	重*3	一時	0.98~3.45	38~66	重*4			

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：最高使用温度が 95 °C を超え、又は最高使用圧力が 1,900 kPa を超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス 3 の機器

*3：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*4：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*5：新規に設置される機器

表 3.6-4 (3/4) 逆止弁の代表機器

分類基準		当該系統	選定基準						「技術評価」代表機器	耐震安全性評価代表機器	備考 (弁名称)
弁箱材料	内部流体		口径 (A)	重要度*1	使用条件			耐震重要度			
					運転状態	最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (°C)				
ステンレス鋼	純水	制御棒駆動系	25	高*2	連続	12.06	66	B			
		ほう酸水注入系	40	MS-1, 重*3	一時	9.66	302	S, 重*4			
		残留熱除去系	150~300	PS-1/MS-1 重*3	一時	8.62~10.69	302	S, 重*4			
		原子炉隔離時冷却系	150	PS-1/MS-1 重*3	一時	8.62	302	S, 重*4			
		原子炉再循環系	20	MS-1	連続	12.06	302	S	○	○	原子炉再循環ポンプシールバージ内側逆止弁
		原子炉冷却材浄化系	20~150	PS-2	連続	9.80	66~302	B			
		燃料プール冷却浄化系	65	MS-2	連続	1.38	66	S			
		重大事故等対処設備*5	25~50	重*3	一時	0.62~2.5	200	重*4			

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：最高使用温度が 95 °C を超え、又は最高使用圧力が 1,900 kPa を超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス 3 の機器

*3：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*4：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*5：新規に設置される機器

表 3.6-4 (4/4) 逆止弁の代表機器

分類基準		当該系統	選定基準						「技術評価」代表機器	耐震安全性評価代表機器	備考 (弁名称)
弁箱材料	内部流体		口径 (A)	重要度*1	使用条件			耐震重要度			
					運転状態	最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (°C)				
ステンレス鋼	五ほう酸ナトリウム水	ほう酸水注入系	40	MS-1, 重*2	一時	9.66	66	S, 重*3	○	○	SLC ポンプ出口逆止弁
	ガス	中性子計装系	20	MS-1	一時	0.31	171	S			逃がし安全弁 (ADS) N2 供給管逆止弁
		原子炉系	15	MS-1, 重*2	連続	0.86~1.38	66	S, 重*3	○	○	
		制御用圧縮空気系	50	重*2	一時	1.38	66	重*3			
		サプレッション・プール水 pH 制御装置*4	80	MS-1	一時	0.31	171	S			
		重大事故等対処設備*4	50	重*2	一時	0.3~0.86	66~200	重*3			
	海水	残留熱除去海水系	350	MS-1, 重*2	一時	3.45	38	S, 重*3	○	○	残留熱除去海水系ポンプ逆止弁
		浸水防護施設*4	80~100	設*5	一時	0.20	38	S			

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*3：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*4：新規に設置される機器

*5：設計基準対象施設として評価対象とした機器及び構造物であることを示す

表 3.6-5 バタフライ弁の代表機器

分類基準		当該系統	選定基準						「技術評価」代表機器	耐震安全性評価代表機器	備考（弁名称）
弁箱材料	内部流体		口径(A)	重要度*1	使用条件			耐震重要度			
					運転状態	最高使用圧力(MPa)	最高使用温度(℃)				
炭素鋼	ガス	不活性ガス系	300~600	MS-1, 重*2	一時	0.31~1.04	105~171	S, 重*3	○	○	格納容器パージ弁
		非常用ガス処理系	450	MS-1, 重*2	一時	0.01	86	S, 重*3			
		非常用ガス再循環系	400~600	MS-1, 重*2	一時	0.01	86	S, 重*3			
		重大事故等対処設備*4	450	重*2	一時	0.62	200	重*3			
	海水	非常用ディーゼル発電機海水系	250	重*2	一時	0.70	66	重*3	○	○	DGSW 非常用放出ライン隔離弁
		高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系	250	重*2	一時	0.70	66	重*3			
		重大事故等対処設備*4	150	重*2	一時	0.98	38~66	重*3			
ステンレス鋼	ガス	重大事故等対処設備*4	600	重*2	一時	0.62	200	重*3	○	○	格納容器圧力逃がし装置 出口側隔離弁

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*3：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*4：新規に設置される機器

表 3.6-6 (1/2) 安全弁の代表機器

分類基準		当該系統	選定基準						「技術評価」代表機器	耐震安全性評価代表機器	備考（弁名称）
弁箱材料	内部流体		口径（A）	重要度*1	使用条件			耐震重要度			
					運転状態	最高使用圧力（MPa）	最高使用温度（℃）				
炭素鋼	純水	残留熱除去系	15～40	MS-1, 重*2	一時	0.86～8.62	100～302	S, 重*3			高圧炉心スプレイ系注入弁 F004 安全弁
		高圧炉心スプレイ系	15～40	MS-1, 重*2	一時	0.70～10.69	100～302	S, 重*3	○	○	
		低圧炉心スプレイ系	15～40	MS-1, 重*2	一時	0.70～8.62	100～302	S, 重*3			
		原子炉隔離時冷却系	40	重*2	一時	0.86	77	重*3			
		原子炉冷却材浄化系	25～40	高*4	連続	0.86～9.80	188～302	B			
		可燃性ガス濃度制御系	40	MS-1	一時	0.31	171	S			
		タービンランド蒸気系	50	高*4	連続	1.04	183	B			
		復水系	20～25	高*4	連続	6.14	205	B			
		給水系	20	高*4	連続	12.93	233	B			
	空気抽出系	90	高*4	連続	0.35	164	B				
	蒸気	タービン補助蒸気系	50	高*4	連続	1.04	183	B			ヒータ 1 安全弁
		タービンランド蒸気系	200	高*4	連続	1.04	124～233	B			
給水加熱器ベント系		80～100	高*4	連続	0.36～2.98	149～235	B	○	○		

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*3：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*4：最高使用温度が 95 ℃を超え、又は最高使用圧力が 1,900 kPa を超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス 3 の機器

表 3.6-6 (2/2) 安全弁の代表機器

分類基準		当該系統	選定基準						「技術評価」代表機器	耐震安全性評価代表機器	備考（弁名称）
弁箱材料	内部流体		口径 (A)	重要度*1	使用条件			耐震重要度			
					運転状態	最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (°C)				
ステンレス鋼	純水	残留熱除去系	15~25	MS-1, 重*2	一時	8.62	302	S, 重*3	○	○	残留熱除去系停止時冷却入口ライン安全弁
		原子炉隔離時冷却系	15	高*4	一時	10.35	302	S			
		原子炉再循環系	20	高*4	連続	12.06	66	B			
		原子炉冷却材浄化系	25	高*4	連続	12.06	66	B			
	蒸気	気体廃棄物処理系	20~40	高*4	連続	0.86~2.41	205~538	B	○	○	排ガス復水器安全弁
	ガス	制御用圧縮空気系	25	重*2	一時	1.38	66	重*3	○	○	計装用 N2 ガス逃し安全弁
	五ほう酸ナトリウム水	ほう酸水注入系	25	MS-1, 重*2	一時	9.66	66	S, 重*3	○	○	SLC ポンプ逃し弁
青銅鋳物	海水	残留熱除去海水系	40	MS-1	一時	3.45	249	S	○	○	RHR 熱交換器管側安全弁

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*3：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*4：最高使用温度が 95 °C を超え、又は最高使用圧力が 1,900 kPa を超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス 3 の機器

表 3.6-7 ボール弁の代表機器

分類基準		当該系統	選定基準						「技術評価」代表機器	耐震安全性評価代表機器	備考（弁名称）
弁箱材料	内部流体		口径 (A)	重要度*1	使用条件			耐震重要度			
					運転状態	最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (°C)				
ステンレス鋼	ガス	中性子計装系	9*2	MS-1	一時	0.31	171	S	○	移動式炉心内計装ボール弁	
		原子炉冷却材浄化系*3	80	PS-2	連続	9.80	66	B			
	純水	原子炉冷却材浄化系	50~150	PS-2	連続	9.80	66	B	○	原子炉冷却材浄化系 F/D 入口弁	

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：単位は mm とする

*3：原子炉冷却材浄化系に供給される制御用圧縮空気

表 3.6-8 原子炉再循環ポンプ流量制御弁の代表機器

分類基準		当該系統	口径 (A)	重要度*1	使用条件			耐震 重要度	「技術 評価」 代表 機器	耐震 安全性 評価 代表 機器	備考（弁名称）
弁箱 材料	内部 流体				運転 状態	最高使用 圧力 (MPa)	最高使用 温度 (°C)				
ステンレ ス鋼	純水	原子炉再循環系	600	PS-1	連続	11.38	302	S	○	○	原子炉再循環ポンプ流量 制御弁*2

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：弁本体及び油圧供給装置を含む

表 3.6-9 主蒸気隔離弁の代表機器

分類基準		当該系統	口径 (A)	重要度*1	使用条件			耐震 重要度	「技術 評価」 代表 機器	耐震 安全性 評価 代表 機器	備考（弁名称）
弁箱 材料	内部 流体				運転 状態	最高使用 圧力 (MPa)	最高使用 温度 (°C)				
炭素鋼	蒸気	原子炉系	650	MS-1/PS-1	連続	8.62	302	S	○	○	主蒸気隔離弁 第1弁*2, 第2弁*2

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：弁本体及び駆動部を含む

表 3.6-10 主蒸気逃がし安全弁の代表機器

分類基準		当該系統	口径 (A)	重要度*1	使用条件			耐震 重要度	「技術 評価」 代表 機器	耐震 安全性 評価 代表 機器	備考（弁名称）
弁箱 材料	内部 流体				運転 状態	最高使用 圧力 (MPa)	最高使用 温度 (°C)				
炭素鋼 鋼	蒸気	原子炉系	150	MS-1/PS-1 重*2	一時	8.62	302	S, 重*3	○	○	主蒸気逃がし安全弁*4

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*3：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*4：弁本体及び駆動部を含む

表 3.6-11 爆破弁の代表機器

分類基準		当該系統	口径 (A)	重要度*1	使用条件			耐震 重要度	「技術 評価」 代表 機器	耐震 安全性 評価 代表 機器	備考（弁名称）
弁箱 材料	内部 流体				運転 状態	最高使用 圧力 (MPa)	最高使用 温度 (°C)				
ステンレ ス鋼	五ほう酸 ナトリウ ム水	ほう酸水注入系	40	MS-1, 重*2	一時	9.66	302	S, 重*3	○	○	ほう酸水注入系爆破弁

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*3：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

表 3.6-12 破壊板の代表機器

分類基準		当該系統	選定基準						「技術評価」代表機器	耐震安全性評価代表機器	備考（機器名称）
材料	内部流体		口径 (A)	重要度*1	使用条件			耐震重要度			
					運転状態	設定圧力 (MPa)	最高使用温度 (°C)				
ステンレス鋼	蒸気	原子炉隔離時冷却系	350	高*2	一時	1.04	135	S	○	原子炉隔離時冷却系ラプチャーディスク	
		気体廃棄物処理系	300	PS-2	連続	2.41	205	B	○	SJAE ラプチャーディスク	
	ガス	重大事故等対処設備*3	600	重*4	一時	0.08	200	重*5	○	○	格納容器圧力逃がし装置 圧力開放板

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：最高使用温度が 95 °C を超え、又は最高使用圧力が 1,900 kPa を超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス 3 の機器

*3：新規に設置される機器

*4：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*5：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

表 3.6-13 (1/2) 制御弁の代表機器の選定

分類基準		当該系統	選定基準						「技術評価」代表機器	耐震安全性評価代表機器	備考（弁名称）
弁箱材料	内部流体		口径(A)	重要度*1	使用条件			耐震重要度			
					運転状態	最高使用圧力(MPa)	最高使用温度(°C)				
炭素鋼	純水	原子炉冷却材浄化系	150	PS-2	連続	9.80	66	B			
		復水系	100	高*2	連続	0.35	205	B			
		給水系	25~300	高*2	連続	6.14~15.51	66~233	B			
		中央制御室換気系	80	MS-1	連続	0.54	66	S	○	○	中央制御室換気系 AH2-9 出口温度制御弁
	蒸気	不活性ガス系	40	高*2	一時	0.96	164	C			
		タービンランド蒸気系	100~200	高*2	連続	0.96~8.62	183~302	B	○	○	タービンランド蒸気系 ランド蒸気蒸発器加熱 蒸気減圧弁
		復水移送系	65	高*2	一時	0.96	183	B			
		バッテリー室換気系	20	高*2	連続	0.96	183	C			
		気体廃棄物処理系	25	高*2	連続	0.96	183	B			

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：最高使用温度が 95 °C を超え、又は最高使用圧力が 1,900 kPa を超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス 3 の機器

表 3.6-13 (2/2) 制御弁の代表機器の選定

分類基準		当該系統	選定基準						「技術評価」代表機器	耐震安全性評価代表機器	備考（弁名称）
弁箱材料	内部流体		口径(A)	重要度*1	使用条件			耐震重要度			
					運転状態	最高使用圧力(MPa)	最高使用温度(°C)				
ステンレス鋼	純水	原子炉冷却材浄化系	80	PS-2	連続	9.80	66	B	○	○	原子炉冷却材浄化系 F/D 出口流量調整弁
	ガス	制御用圧縮空気系	25	高*2, 重*3	一時	14.7	66	S, 重*4	○	○	制御用圧縮空気系ドライウェル N2 供給ライン圧力調整弁
		重大事故等対処設備*5	20~25	重*3	一時	1.80~25	40~66	重*4			
低合金鋼	純水	原子炉隔離時冷却系	25	MS-1	一時	10.35	77	S	○	○	原子炉隔離時冷却系潤滑油クーラー冷却水圧力調整弁
		給水系	150	高*2	連続	15.51	233	B			
		給水加熱器ドレン系	80~400	高*2	連続	0.35~2.97	149~235	B			
	蒸気	所内蒸気系	80	高*2	連続	8.62	302	B	○	○	所内蒸気系 SJAE 入口圧力制御弁

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：最高使用温度が 95 °C を超え、又は最高使用圧力が 1,900 kPa を超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス 3 の機器

*3：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*4：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*5：新規に設置される機器

表 3.6-14 (1/3) 電動弁用駆動部の代表機器

分類基準		当該系統	選定基準				「技術評価」代表機器	耐震安全性評価代表機器	備考 (弁名称)
電源	設置場所		重要度*1	定格出力 (kW)	使用条件	耐震重要度			
					周囲温度 (°C)				
交流	原子炉格納容器内	原子炉系	MS-1/PS-1	1.1	65.6	S			残留熱除去系シャットダウンライン隔離弁 (内側) 駆動部
		原子炉再循環系	PS-1	4.7, 5.2	65.6	S			
		残留熱除去系	MS-1/PS-1 重*2	0.12~16.4	65.6	S, 重*3	○	○	
		原子炉隔離時冷却系	MS-1/PS-1 重*2	7.8	65.6	S, 重*3			
		原子炉冷却材浄化系	MS-1/PS-1	0.72~2.7	65.6	S			
	原子炉格納容器外	原子炉系	MS-1	0.28~11	60.0	S			残留熱除去系注入弁駆動部
		原子炉冷却材浄化系	PS-2	0.28~1.8	40.0	S			
		ほう酸水注入系	MS-1, 重*2	0.28	40.0	S, 重*3			
		残留熱除去系	MS-1/PS-1 重*2	0.094~16	40.0, 60.0	S, 重*3	○	○	
		残留熱除去海水系	MS-1, 重*2	0.12~11	40.0	S, 重*3			

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*3：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

表 3.6-14 (2/3) 電動弁用駆動部の代表機器

分類基準		当該系統	選定基準				「技術評価」代表機器	耐震安全性評価代表機器	備考（弁名称）
電源	設置場所		重要度*1	定格出力 (kW)	使用条件	耐震重要度			
					周囲温度 (°C)				
交流	原子炉格納容器外	高压炉心スプレイ系	MS-1/PS-1 重*2	1.8~16	40.0	S, 重*3			
		低压炉心スプレイ系	MS-1/PS-1 重*2	1.1~16	40.0	S, 重*3			
		可燃性ガス濃度制御系	MS-1	0.094~0.5	40.0	S			
		主蒸気隔離弁漏えい抑制系	MS-1/PS-1	0.37, 0.72	60.0	S			
		原子炉補機冷却系	MS-1	0.72, 1.1	40.0	S			
		燃料プール冷却浄化系	重*2	1.1, 2	40.0	重*3			
		制御用圧縮空気系	MS-1	0.28	40.0	S			
		不活性ガス系	MS-1, 重*2	0.72	40.0	S, 重*3			
		格納容器雰囲気監視系	MS-1	0.12	40.0	S			
		事故時サンプリング設備	MS-1	0.12	40.0	S			
		中央制御室換気系	MS-1, 重*2	1.3, 5.2	40.0	S, 重*3			
		ドライウエル冷却系	MS-1	0.37	40.0	S			

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*3：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

表 3.6-14 (3/3) 電動弁用駆動部の代表機器

分類基準		当該系統	選定基準				「技術評価」代表機器	耐震安全性評価代表機器	備考（弁名称）
電源	設置場所		重要度*1	定格出力 (kW)	使用条件	耐震重要度			
					周囲温度 (°C)				
交流	原子炉格納容器外	空気抽出系	MS-2	1.1	40.0	B			
		気体廃棄物処理系	MS-2	0.72	40.0	B			
		重大事故等対処設備*2	MS-1, 重*3	0.12~3.7	40.0	S, 重*4			
直流	原子炉格納容器外	原子炉系	MS-1/PS-1	0.9	60.0	S			
		残留熱除去系	MS-1/PS-1 重*3	2.97, 9.77	40.0	S, 重*4	○	○	
		原子炉隔離時冷却系	MS-1/PS-1 重*3	0.1~7.33	40.0	S, 重*4			
		原子炉冷却材浄化系	MS-1/PS-1	1.92	40.0	S			
		重大事故等対処設備*2	重*3	0.12~1.1	40.0	重*4			

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：新規に設置される系統

*3：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*4：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

表 3.6-15 (1/2) 空気作動弁用駆動部の代表機器

分類基準		当該系統	選定基準					「技術評価」代表機器	耐震安全性評価代表機器	備考（弁名称）
型式	設置場所		重要度*1	口径(A)	使用条件		耐震重要度			
					運転状態	周囲温度(°C)				
ダイヤフラム型	原子炉格納容器外	中央制御室換気系	MS-1	80	連続	50	S	○	○	中央制御室換気系 AH2-9 出口温度制御弁駆動部
		原子炉隔離時冷却系	MS-1	25	一時	40.0	S			
		原子炉冷却材浄化系	PS-2	80	連続	40.0	B			
シリンダ型	原子炉格納容器内	原子炉再循環系	MS-1	20	連続	65.6	S	○	○	原子炉再循環系 PLR 炉水サンプリング弁(内側隔離弁) 駆動部
	原子炉格納容器外	不活性ガス系	MS-1, 重*2	50~600	一時	40.0	S, 重*3	○	○	不活性ガス系格納容器パージ弁駆動部
		原子炉再循環系	MS-1	20	連続	40.0	S			
		補助系	MS-1	80	連続	40.0	S			
		原子炉系	MS-1, PS-1	40~500	連続	40.0	S			
		ほう酸水注入系	MS-1, 重*2	20	一時	40.0	S, 重*3			
漏えい検出系	MS-1	15	連続	40.0	S					

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*3：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

表 3.6-15 (2/2) 空気作動弁用駆動部の代表機器

分類基準		当該系統	選定基準					「技術評価」代表機器	耐震安全性評価代表機器	備考 (弁名称)
型式	設置場所		重要度*1	口径(A)	使用条件		耐震重要度			
					運転状態	周囲温度(°C)				
シリンダ型	原子炉格納容器外	主蒸気隔離弁漏えい抑制系	MS-1	100	一時	40.0	S			
		原子炉隔離時冷却系	MS-1, 重*2	20	一時	40.0	S, 重*3			
		非常用ガス処理系	MS-1, 重*2	450	一時	40.0	S, 重*3			
		非常用ガス再循環系	MS-1, 重*2	600	一時	40.0	S, 重*3			
		原子炉再循環流量制御系	MS-1	25	連続	40.0	S			
		原子炉冷却材浄化系	PS-2	50~150	連続	40.0	B			
		格納容器雰囲気監視系	MS-2	9.52*4 ~10	一時	40.0	S			
		気体廃棄物処理系	PS-2	200 ~300	連続	50	B			

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*3：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*4：単位は外径 mm とする

3.6.3 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

(1) 「技術評価」での検討結果の整理

3.6.2 項で選定した代表弁について、「技術評価」で検討された経年劣化事象に対し、「技術評価」での検討結果（詳細は「東海第二発電所 弁の技術評価書」参照）に基づき、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対し保全対策を考慮し、以下のとおり整理した（表 3.6-16～29 参照）。

- ① 現在発生しておらず、今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの
（表中×）
- ② 現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの
（表中○）

なお、①（表中×）に分類した経年劣化事象については耐震安全性評価対象外とし、その理由を表 3.6-16～29 中に記載した。

表 3.6-16 仕切弁に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	代表機器									「技術評価」 評価結果概要*1
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	
バウンダリの維持	弁箱	疲労割れ	○	—	—	—	—	—	○	—	—	
		熱時効	—	—	—	—	—	—	○	—	—	

○：現在発生しているか、又は、将来にわたって起こることが否定できないもの

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

- ① 原子炉給水止め弁
- ② ドライウェル内機器原子炉補機冷却水戻り弁
- ③ 原子炉隔離時冷却系内側隔離弁
- ④ 可燃性ガス濃度制御系出口弁
- ⑤ 非常用ディーゼル発電機海水系出口隔離弁
- ⑥ 残留熱除去系熱交換器海水出口弁
- ⑦ 原子炉再循環ポンプ出口弁
- ⑧ ほう酸水注入系ポンプ出口弁
- ⑨ 主蒸気隔離弁第3弁

表 3.6-17 玉形弁に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	代表機器									「技術評価」評価結果概要*1
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

- ① 残留熱除去系熱交換器バイパス弁
- ② 原子炉隔離時冷却系蒸気供給弁
- ③ 格納容器 N2 ガス供給弁
- ④ 非常用ディーゼル発電機エンジンエアクーラ海水入口弁
- ⑤ 原子炉冷却浄化吸込弁
- ⑥ サプレッション・チェンバ隔離電磁弁 2-26V-95 前弁 (AC 系)
- ⑦ 残留熱除去系熱交換器海水出口流量調整弁
- ⑧ ほう酸水注入系貯蔵タンク出口弁
- ⑨ 低圧炉心スプレイ系ポンプ室空調海水出口弁

表 3.6-18 逆止弁に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	代表機器							「技術評価」評価結果概要*1
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
バウンダリの維持	弁箱	疲労割れ	○	—	—	—	—	—	—	

○：現在発生しているか、又は、将来にわたって起こることが否定できないもの

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

- ① 原子炉給水逆止弁
- ② MSIV-LCS 共通ベント逆止弁
- ③ 非常用ディーゼル発電機海水系出口逆止弁
- ④ 原子炉再循環ポンプシールパージ内側逆止弁
- ⑤ SLC ポンプ出口逆止弁
- ⑥ 逃がし安全弁 (ADS) N2 供給管逆止弁
- ⑦ 残留熱除去海水系ポンプ逆止弁

表 3.6-19 バタフライ弁に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	代表機器			「技術評価」評価結果概要*1
			①	②	③	
—	—	—	—	—	—	

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

- ① 格納容器パージ弁
- ② DGSW 非常用放出ライン隔離弁
- ③ 格納容器圧力逃がし装置出口側隔離弁

表 3.6-20 安全弁に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	代表機器							「技術評価」評価結果概要*1	
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

- ① 高圧炉心スプレイ系注入弁 F004 安全弁
- ② ヒータ 1 安全弁
- ③ 残留熱除去系停止時冷却入口ライン安全弁
- ④ 排ガス復水器安全弁
- ⑤ 計装用 N2 ガス逃し安全弁
- ⑥ SLC ポンプ逃し弁
- ⑦ RHR 熱交換器管側安全弁

表 3.6-21 ボール弁に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	代表機器		「技術評価」評価結果概要*1
			移動式炉心内計装ボール弁	原子炉冷却材浄化系 F/D 入口弁	
—	—	—	—	—	

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表 3.6-22 原子炉再循環ポンプ流量制御弁に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	代表機器	「技術評価」評価結果概要*1
			原子炉再循環ポンプ流量制御弁	
バウンダリの維持	弁箱	疲労割れ	○	
		熱時効	○	

○：現在発生しているか、又は、将来にわたって起こることが否定できないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表 3.6-23 主蒸気隔離弁に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	代表機器	「技術評価」評価結果概要*1
			主蒸気隔離弁 第1弁, 第2弁	
バウンダリの維持	弁箱	疲労割れ	○	

○：現在発生しているか、又は、将来にわたって起こることが否定できないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表 3.6-24 主蒸気逃がし安全弁に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	代表機器	「技術評価」評価結果概要*1
			主蒸気逃がし安全弁	
—	—	—	—	

—：経年劣化事象が想定されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表 3.6-25 爆破弁に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	代表機器	「技術評価」評価結果概要*1
			ほう酸水注入系爆破弁	
—	—	—	—	

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表 3.6-26 破壊板に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	代表機器			「技術評価」評価結果概要*1
			原子炉隔離時冷却系 ラブチャーディスク	SJAE ラブチャーディスク	格納容器圧力逃がし装置 圧力開放板	
—	—	—	—	—	—	

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表 3.6-27 制御弁に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	代表機器						「技術評価」評価結果概要*1
			①	②	③	④	⑤	⑥	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

- ① 中央制御室換気系 AH2-9 出口温度制御弁
- ② タービンランド蒸気系ランド蒸気蒸発器加熱蒸気減圧弁
- ③ 原子炉冷却材浄化系 F/D 出口流量調整弁
- ④ 制御用圧縮空気系ドライウェル N2 供給ライン圧力調整弁
- ⑤ 原子炉隔離時冷却系潤滑油クーラー冷却水圧力調整弁
- ⑥ 所内蒸気系 SJAE 入口圧力制御弁

表 3.6-28 電動弁用駆動部に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	代表機器			「技術評価」評価結果概要*1
			残留熱除去系シャットダウンライン隔離弁（内側）駆動部	残留熱除去系注入弁駆動部	残留熱除去系シャットダウンライン隔離弁（外側）駆動部	
—	—	—	—	—	—	

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表 3.6-29 空気作動弁用駆動部に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	代表機器			「技術評価」評価結果概要*1
			中央制御室換気系 AH2-9 出口温度制御弁駆動部	原子炉再循環系 PLR 炉水サンプリング弁（内側隔離弁）駆動部	不活性ガス系 格納容器パージ弁駆動部	
—	—	—	—	—	—	

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

(2) 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

3.6.3 項(1)で整理された②の経年劣化事象については、これらの事象が顕在化した場合、代表機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「有意」であるか「軽微もしくは無視」できるかを以下で検討し、「軽微もしくは無視」できる事象については耐震安全性評価対象外とする（表 3.6-30～43 に耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象を示す）。

① 仕切弁における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

仕切弁における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表 3.6-16 参照）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、以下のとおりである。

- ・ 弁箱の疲労割れ [原子炉給水止め弁, 原子炉再循環ポンプ出口弁]
- ・ 弁箱の熱時効 [原子炉再循環ポンプ出口弁]

これら経年劣化事象のうち、以下の事象については機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「軽微もしくは無視」できるとは言えず、耐震安全性評価対象（表 3.6-30 で◎）とした。

- ・ 弁箱の疲労割れ [原子炉給水止め弁, 原子炉再循環ポンプ出口弁]
- ・ 弁箱の熱時効 [原子炉再循環ポンプ出口弁]

② 玉形弁における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

玉形弁における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表 3.6-17 参照）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった（表 3.6-31 参照）。

③ 逆止弁における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

逆止弁における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表 3.6-18 参照），現在発生しているか，又は将来にわたって起こることが否定できない事象は，以下のとおりである。

- ・ 弁箱の疲労割れ〔原子炉給水逆止弁〕

本経年劣化事象は，機器の振動応答特性上又は構造・強度上，影響が「軽微もしくは無視」できるとは言えず，耐震安全性評価対象（表 3.6-32 で◎）とした。

④ バタフライ弁における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

バタフライ弁における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表 3.6-19 参照），現在発生しているか，又は将来にわたって起こることが否定できない事象は，抽出されなかった（表 3.6-33 参照）。

⑤ 安全弁における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

安全弁における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表 3.6-20 参照），現在発生しているか，又は将来にわたって起こることが否定できない事象は，抽出されなかった（表 3.6-34 参照）。

⑥ ボール弁における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

ボール弁における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表 3.6-21 参照），現在発生しているか，又は将来にわたって起こることが否定できない事象は，抽出されなかった（表 3.6-35 参照）。

⑦ 原子炉再循環ポンプ流量制御弁における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

原子炉再循環ポンプ流量制御弁における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表 3.6-22 参照），現在発生しているか，又は将来にわたって起こることが否定できない事象は，以下のとおりである。

- ・ 弁箱の疲労割れ
- ・ 弁箱の熱時効

これら経年劣化事象のうち、以下の事象については機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「軽微もしくは無視」できるとは言えず、耐震安全性評価対象（表 3.6-36 で◎）とした。

- ・弁箱の疲労割れ
- ・弁箱の熱時効

⑧ 主蒸気隔離弁における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

主蒸気隔離弁における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表 3.6-23 参照）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、以下のとおりである。

- ・弁箱の疲労割れ

本経年劣化事象については機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「軽微もしくは無視」できるとは言えず、耐震安全性評価対象（表 3.6-37 で◎）とした。

⑨ 主蒸気逃がし安全弁における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

主蒸気逃がし安全弁における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表 3.6-24 参照）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった（表 3.6-38 参照）。

⑩ 爆破弁における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

爆破弁における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表 3.6-25 参照）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった（表 3.6-39 参照）。

⑪ 破壊板における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

破壊板における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表 3.6-26 参照），現在発生しているか，又は将来にわたって起こることが否定できない事象は，抽出されなかった（表 3.6-40 参照）。

⑫ 制御弁における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

制御弁における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表 3.6-27 参照），現在発生しているか，又は将来にわたって起こることが否定できない事象は，抽出されなかった（表 3.6-41 参照）。

⑬ 電動弁用駆動部における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

電動弁用駆動部における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表 3.6-28 参照），現在発生しているか，又は将来にわたって起こることが否定できない事象は，抽出されなかった（表 3.6-42 参照）。

⑭ 空気作動弁用駆動部における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

空気作動弁用駆動部における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表 3.6-29 参照），現在発生しているか，又は将来にわたって起こることが否定できない事象は，抽出されなかった（表 3.6-43 参照）。

表 3.6-30 仕切弁の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象	代表機器								
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
弁箱	疲労割れ	◎	—	—	—	—	—	◎	—	—
	熱時効	—	—	—	—	—	—	◎	—	—

◎：以降で評価する

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

- ① 原子炉給水止め弁
- ② ドライウェル内機器原子炉補機冷却水戻り弁
- ③ 原子炉隔離時冷却系内側隔離弁
- ④ 可燃性ガス濃度制御系出口弁
- ⑤ 非常用ディーゼル発電機海水系出口隔離弁
- ⑥ 残留熱除去系熱交換器海水出口弁
- ⑦ 原子炉再循環ポンプ出口弁
- ⑧ ほう酸水注入系ポンプ出口弁
- ⑨ 主蒸気隔離弁第3弁

表 3.6-31 玉形弁の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象	代表機器								
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

- ① 残留熱除去系熱交換器バイパス弁
- ② 原子炉隔離時冷却系蒸気供給弁
- ③ 格納容器 N2 ガス供給弁
- ④ 非常用ディーゼル発電機エンジンエアクーラ海水入口弁
- ⑤ 原子炉冷却浄化吸込弁
- ⑥ サプレッション・チェンバ隔離電磁弁 2-26V-95 前弁 (AC 系)
- ⑦ 残留熱除去系熱交換器出口流量調整弁
- ⑧ ほう酸水注入系貯蔵タンク出口弁
- ⑨ 低圧炉心スプレイ系ポンプ室空調海水出口弁

表 3.6-32 逆止弁の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象	代表機器						
		原子炉給水逆止弁	MSIV-LCS 共通 ベント逆止弁	非常用ディーゼル 発電機海水系 出口逆止弁	原子炉再循環ポンプ シールパージ内側逆止弁	SLC ポンプ 出口逆止弁	逃がし安全弁 (ADS) N2 供給 管逆止弁	残留熱除去海水系 ポンプ逆止弁
弁箱	疲労割れ	◎	—	—	—	—	—	—

◎：以降で評価する

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表 3.6-33 バタフライ弁の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象	代表機器		
		格納容器パージ弁	DGSW 非常用放出ライン 隔離弁	格納容器圧力逃がし装置 出口側隔離弁
—	—	—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表 3.6-34 安全弁の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象	代表機器						
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
—	—	—	—	—	—	—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

- ① 高圧炉心スプレイ系注入弁 F004 安全弁
- ② ヒータ 1 安全弁
- ③ 残留熱除去系停止時冷却入口ライン安全弁
- ④ 排ガス復水器安全弁
- ⑤ 計装用 N2 ガス逃し安全弁
- ⑥ SLC ポンプ逃し弁
- ⑦ RHR 熱交換器管側安全弁

表 3.6-35 ボール弁の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象	代表機器	
		移動式炉心内計装ボール弁	原子炉冷却材浄化系 F/D 入口弁
—	—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表 3.6-36 原子炉再循環ポンプ流量制御弁の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象	代表機器
		原子炉再循環ポンプ流量制御弁
弁箱	疲労割れ	◎
	熱時効	◎

◎：以降で評価する

表 3.6-37 主蒸気隔離弁の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象	代表機器
		主蒸気隔離弁 第1弁, 第2弁
弁箱	疲労割れ	◎

◎：以降で評価する

表 3.6-38 主蒸気逃がし安全弁の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象	代表機器
		主蒸気逃がし安全弁
—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表 3.6-39 爆破弁の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象	代表機器		
		ほう酸水注入系爆破弁		
—	—	—		

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表 3.6-40 破壊板の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象	代表機器		
		原子炉隔離時冷却系ラプチャーディスク	SJAE ラプチャーディスク	格納容器圧力逃がし装置圧力開放板
—	—	—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表 3.6-41 制御弁の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象	代表機器					
		中央制御室換気系 AH2-9 出口温度制御弁	タービングランド蒸気系グランド蒸気蒸発器加熱蒸気減圧弁	原子炉冷却材浄化系 F/D 出口流量調整弁	制御用圧縮空気系ドライウェル N2 供給ライン圧力調整弁	原子炉隔離時冷却系潤滑油クーラー冷却水圧力調整弁	所内蒸気系 SJAE 入口圧力制御弁
—	—	—	—	—	—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表 3.6-42 電動弁用駆動部の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象	代表機器		
		残留熱除去系シャットダウンライン隔離弁 (内側) 駆動部	残留熱除去系注入弁駆動部	残留熱除去系シャットダウンライン隔離弁 (外側) 駆動部
—	—	—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表 3.6-43 空気作動弁用駆動部の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象	代表機器		
		中央制御室換気系 AH2-9 出口温度制御弁 駆動部	原子炉再循環系 PLR 炉水サンプリング弁 (内側隔離弁) 駆動部	不活性ガス系格納容器パージ弁駆動部
—	—	—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

3.6.4 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対する耐震安全性評価

3.6.3 項で整理した経年劣化事象及び 2.2 項(2)b の表 2 における検討結果より、弁の代表機器において、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対して耐震安全性評価を実施する。

- (1) 弁箱の疲労割れに対する耐震安全性評価 [原子炉給水止め弁, 原子炉再循環ポンプ出口弁, 原子炉給水逆止弁, 原子炉再循環ポンプ流量制御弁, 主蒸気隔離弁]

弁箱の疲労割れに関しては、「技術評価」において運転開始後 60 年時点での疲労累積係数を評価し、健全性を確認している。ここでは、「技術評価」での疲労累積係数に基準地震動 S_s による疲労解析から求められる疲労累積係数を加味した疲労評価を行う。

評価の結果、疲労累積係数の和は、許容値 1 以下であり、弁箱の疲労割れは耐震安全性に問題のないことを確認した (表 3.6-44 参照)。

表 3.6-44 弁箱の疲労解析結果

評価部位	区分	評価地震力	運転実績回数に基づく疲労累積係数	地震動による疲労累積係数 (基準地震動 S_s^{*1})	合計 (許容値: 1 以下)
原子炉給水止め弁	クラス 1	S_s	0.5373 ^{*2}	0.0000	0.5373
原子炉再循環ポンプ出口弁	クラス 1	S_s	0.0338 ^{*2}	0.0001	0.0339
原子炉給水逆止弁	クラス 1	S_s	0.8848 ^{*2}	0.0000	0.8848
原子炉再循環ポンプ流量制御弁	クラス 1	S_s	0.0738 ^{*2}	0.0001	0.0739
主蒸気隔離弁	クラス 1	S_s	0.2278	0.0000	0.2278

*1: 等価繰返し回数は、一律に設定する等価繰返し回数として設定した 160 回を用いた。

弾性設計用地震動 S_d については、等価繰返し回数を 2 回分考慮しても基準地震動 S_s の等価繰返し回数である 160 回以下となるため、弾性設計用地震動 S_d による評価は省略した

*2: 環境を考慮

- (2) 弁箱の熱時効に対する耐震安全性評価 [原子炉再循環ポンプ出口弁, 原子炉再循環ポンプ流量制御弁]

弁箱の熱時効に関しては、「技術評価」の評価手法と同様に、原子炉再循環ポンプ出口弁及び原子炉再循環ポンプ流量制御弁より、フェライト量が多く、発生応力が大きい原子炉再循環ポンプ入口弁の健全性評価を実施した。

評価においては、保守的に初期欠陥を想定し、破壊力学的手法を用いて、ステンレス鋼の熱時効後のき裂の安定性評価を実施した。

耐震安全性評価のための評価用荷重としては、通常運転状態で働く荷重に加え、地震発生時（地震力は S_s 地震力）の荷重を考慮し、弁箱の健全性を評価した。

具体的には、評価対象部位の熱時効後の材料のき裂進展抵抗 (J_{mat}) と構造系に作用する応力から算出されるき裂進展力 (J_{app}) を求めてその比較を行った。

その結果、図 3.6-1 に示すように運転開始後 60 年時点までの疲労き裂進展長さを考慮した評価用き裂を想定しても、 J_{mat} が J_{app} と交差し、 J_{app} が J_{mat} を下回ることから、弁箱は不安定破壊することはないと確認された。

したがって、より条件の厳しい原子炉再循環ポンプ入口弁の弁箱で不安定破壊を起こさないことが確認されていることから、原子炉再循環ポンプ出口弁、原子炉再循環ポンプ流量制御弁の弁箱についても熱時効による不安定破壊は起こらないと判断する。

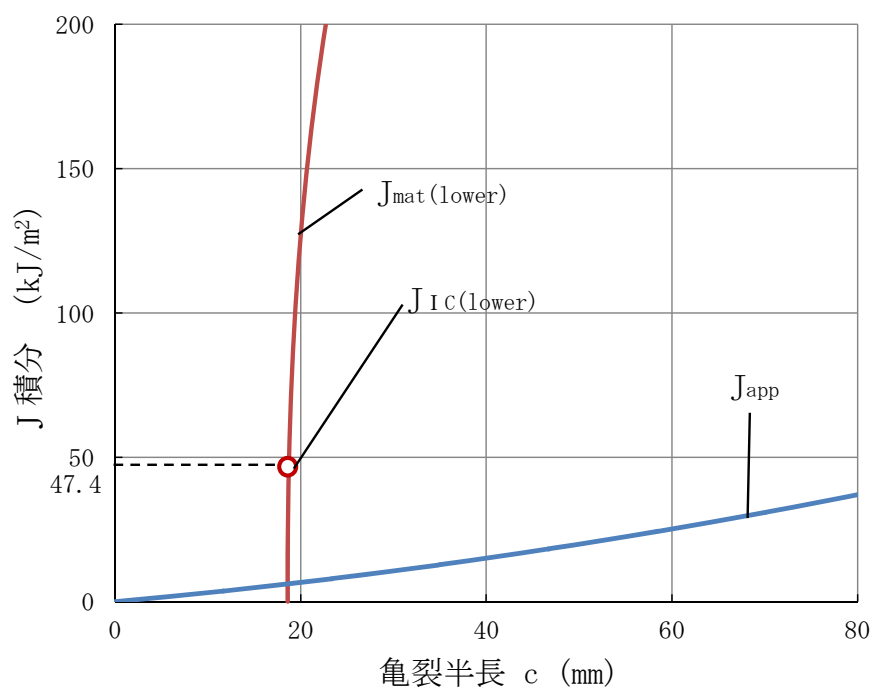


図 3.6-1 原子炉再循環ポンプ入口弁の弁箱のき裂安定性評価結果

3.6.5 評価対象機器全体への展開

以下の手順により、評価対象機器全体への耐震安全性評価の展開を実施することとする。

3.6.5.1 代表機器以外の評価対象機器における「技術評価」での検討結果の整理

3.6.3 項の代表機器及び 2.2 項(2)b の表 2 における耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の検討結果を用いて、代表機器以外の評価対象機器についても、「技術評価」での経年劣化事象の抽出及び保全対策の検討結果を用いて整理を行った。

- ・ 弁箱の疲労割れ [残留熱除去系，原子炉冷却材浄化系，高圧炉心スプレイ系，低圧炉心スプレイ系，原子炉隔離時冷却系，原子炉系，原子炉再循環系の仕切弁，逆止弁]
- ・ 弁箱の熱時効 [純水系ステンレス鋼仕切弁：残留熱除去系，原子炉冷却材浄化系，原子炉隔離時冷却系，原子炉再循環系仕切弁]

上記経年劣化事象は、代表機器以外の機器においても代表機器と同様の整理が可能である。

また、代表機器以外に特有の高経年化対策上着目すべき経年劣化事象はない。

「技術評価」での経年劣化事象の抽出及び保全対策の検討結果を用いて、代表機器以外の評価対象機器についても整理を行った結果、代表機器における抽出結果以外の経年劣化事象は抽出されなかった。

3.6.5.2 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

3.6.3 項にて整理し抽出した代表機器に想定される経年劣化事象及び 2.2 項(2)b の表 2 で耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対して、機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「軽微もしくは無視」できる事象を耐震安全性評価対象外としたものについては、前項の抽出結果を含めて、評価対象機器全体において代表機器と同様に評価した結果、以下の経年劣化事象については影響が「軽微もしくは無視」できないと判断し、次項にて耐震安全性評価を実施することとする。

- ・ 弁箱の疲労割れ [残留熱除去系，原子炉冷却材浄化系，高圧炉心スプレイ系，低圧炉心スプレイ系，原子炉隔離時冷却系，原子炉系，原子炉再循環系の仕切弁，逆止弁]
- ・ 弁箱の熱時効 [純水系ステンレス鋼仕切弁：残留熱除去系，原子炉冷却材浄化系，原子炉隔離時冷却系，原子炉再循環系仕切弁]

3.6.5.3 耐震安全性評価

本項では、代表以外の機器に対する耐震安全性評価を実施する。

具体的には、3.6.5.2 項で代表機器に想定される経年劣化事象以外の事象は抽出されなかったことから、代表機器に想定される経年劣化事象と同じ事象に対する耐震安全性評価を実施した。(代表機器以外の機器については表 3.6-2～表 3.6-15 参照)

(1) 代表機器に想定される経年劣化事象と同じ事象に対する耐震安全性評価

- a. 弁箱の疲労割れに対する耐震安全性評価 [残留熱除去系, 原子炉冷却材浄化系, 高圧炉心スプレイ系, 低圧炉心スプレイ系, 原子炉隔離時冷却系, 原子炉系, 原子炉再循環系の仕切弁, 逆止弁]

弁箱の疲労割れにおいては熱疲労評価上、厳しい代表機器の評価を行い、耐震安全性を確認した。代表以外の弁については、代表機器と同等またはそれ以下の過渡変化を受けることから代表弁同様に疲労評価は許容値を下回ると考える。

地震による疲労強度への影響は、代表機器の評価結果と同様に小さいものと考えられ、地震を考慮しても、これら弁の耐震安全性に問題はないものと判断する。

- b. 弁箱の熱時効に対する耐震安全性評価 [純水系ステンレス鋼仕切弁: 残留熱除去系, 原子炉冷却材浄化系, 原子炉隔離時冷却系, 原子炉再循環系の仕切弁]

弁箱の熱時効においては熱時効への影響が大きいと考えられる条件(発生応力及びフェライト量)が厳しい機器である原子炉再循環ポンプ入口弁の評価を行い、耐震安全性を確認した。当該弁以外の弁箱については、熱時効への影響が大きいと考えられる条件が当該弁以下であることから当該弁と同様に熱時効による不安定破壊は起こらず、耐震安全性に問題はないものと判断する。

3.6.6 経年劣化事象に対する動的機能維持評価

弁における高経年化に対する「技術評価」により、各部位に想定される経年劣化事象については、現状の保全対策により機器に与える影響が十分小さいことを確認した。

また、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対する耐震安全性評価の実施により、弁における動的機能維持に必要となる部位での経年劣化事象は、機器の振動応答特性への影響が「軽微もしくは無視」できる事象であることを確認した。

さらに、表 3.6-45 に示すとおり、弁に接続する配管の経年劣化事象による弁の振動応答特性への影響を考慮しても、弁の地震時の応答加速度が機能確認済加速度以下であることから、弁の動的機能が維持されることを確認した。

これより、経年劣化事象を考慮しても、地震時に動的機能の維持が要求される機器における地震時の応答加速度は各機器の機能確認済加速度を上回るものでないと考えられ、地震時の動的機能についても維持されると判断する。

表 3.6-45 経年劣化事象を考慮した動的機能維持評価結果

地震力		振動数 (Hz)	逆止弁		主蒸気隔離弁		主蒸気逃がし安全弁		仕切弁	
			原子炉給水逆止弁		主蒸気隔離弁		主蒸気逃がし安全弁		原子炉冷却材浄化系内側隔離弁	
			応答加速度 ($\times 9.8\text{m/s}^2$)	機能確認済 加速度 ($\times 9.8\text{m/s}^2$)	応答加速度 ($\times 9.8\text{m/s}^2$)	機能確認済 加速度 ($\times 9.8\text{m/s}^2$)	応答加速度 ($\times 9.8\text{m/s}^2$)	機能確認済 加速度 ($\times 9.8\text{m/s}^2$)	応答加速度 ($\times 9.8\text{m/s}^2$)	機能確認済 加速度 ($\times 9.8\text{m/s}^2$)
S _s	水平	50	4.90*1	6.0	7.65*1	10.0	6.53*1	9.6	4.70	6.0
	鉛直		3.27*1	6.0	5.51*1	6.2	2.04*1	6.1	1.33	6.0

*1 : 最大値を示す

3.6.7 保全対策に反映すべき項目の抽出

弁においては、「技術評価」にて検討された保全対策に、耐震安全上の観点から追加すべき項目はない。

3.7 炉内構造物

本章は、東海第二で使用している主要な炉内構造物に係わる経年劣化事象について、耐震安全性評価をまとめたものである。

なお、東海第二の主要機器については、既に「技術評価」において経年劣化事象に対する健全性評価を行うとともに、現状保全の評価を実施しているため、本章においてはこれら検討結果を前提条件とし、評価を実施することとする。

3.7.1 評価対象機器

東海第二で使用している炉内構造物（「技術評価」の評価対象機器）を評価対象機器とする。本評価にあたっては、評価対象機器についてグループ化や代表機器の選定を行わずに評価を実施する。評価対象機器一覧を表 3.7-1 に示す。

なお、制御棒は 3.13 章「機械設備」にて評価を実施するものとし、本章には含まれない。

表 3.7-1 評価対象機器一覧

機器名称	耐震重要度
炉心シュラウド	S, 重 ^{*1}
シュラウドサポート	S, 重 ^{*1}
上部格子板	S, 重 ^{*1}
炉心支持板	S, 重 ^{*1}
燃料支持金具（中央, 周辺）	S, 重 ^{*1}
制御棒案内管	S, 重 ^{*1}
炉心スプレイ配管・スパージャ	S, 重 ^{*1}
差圧検出・ほう酸水注入管	S, 重 ^{*1}
ジェットポンプ	S, 重 ^{*1}
中性子計測案内管	S
残留熱除去系（低圧注水系）配管	S, 重 ^{*1}

*1：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

3.7.2 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

(1) 「技術評価」での検討結果の整理

「技術評価」で検討された経年劣化事象に対し、「技術評価」での評価結果（詳細は「東海第二発電所 炉内構造物の技術評価書」参照）に基づき、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対し保全対策を考慮し、以下のとおり整理した（表 3.7-2～12 参照）。

- ① 現在発生しておらず、今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの
（表中×）
- ② 現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの
（表中○）

なお、①（表中×）に分類した経年劣化事象については耐震安全性評価対象外とし、その理由を表 3.7-2～12 中に記載した。

表 3.7-2 炉心シュラウドに想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象		「技術評価」評価結果概要*1
		疲労割れ	照射誘起型応力腐食割れ	
炉心の支持	上部胴	○	—	
	中間胴	○	○*2	
	下部胴	○	—	

○：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

*2：中性子照射による靱性低下も考慮している

表 3.7-3 シュラウドサポートに想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象		「技術評価」評価結果概要*1
		疲労割れ		
炉心の支持	シリンダ	○		
	プレート	○		
	レグ	○		
炉心冷却材 流路の確保	マンホール蓋	○		
	取付ボルト	○		

○：現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表 3.7-4 上部格子板に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	「技術評価」評価結果概要*1
		照射誘起型応力腐食割れ	
炉心の支持	上部フランジ	—	しきい照射量を超えるものの、溶接による残留引張応力はなく、運転中の差圧、熱、自重等に起因する引張応力成分が低いことから、照射誘起型応力腐食割れが発生する可能性はない。
	グリッドプレート	×	
	リム胴	—	
	下部フランジ	—	
機器の支持	レストレイント	—	

×：現在発生しておらず、今後も発生の可能性がないもの、または小さいもの

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表 3.7-5 炉心支持板に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	「技術評価」評価結果概要*1
		照射誘起型応力腐食割れ	
炉心の支持	支持板	×	維持規格に示されるしきい照射量を超えないことから、照射誘起型応力腐食割れ発生の可能性はない。
	リム胴	—	
	補強ビーム	—	
機器の支持	スタッド	—	

×：現在発生しておらず、今後も発生の可能性がないもの、または小さいもの

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表 3.7-6 燃料支持金具に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	「技術評価」評価結果概要*1
		照射誘起型応力腐食割れ	
炉心の支持	中央燃料支持金具	—	維持規格に示されるしきい照射量を超えないことから、照射誘起型応力腐食割れ発生の可能性はない。
	周辺燃料支持金具	×	

×：現在発生しておらず、今後も発生の可能性がないもの、または小さいもの

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表 3.7-7 制御棒案内管に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	「技術評価」評価結果概要*1
		照射誘起型応力腐食割れ	
炉心の支持	スリーブ	×	維持規格に示されるしきい照射量を超えないことから、照射誘起型応力腐食割れ発生の可能性はない。
	ボディ	—	
	ベース	—	

×：現在発生しておらず、今後も発生の可能性がないもの、または小さいもの

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

— 3.7-6 —

表 3.7-8 炉心スプレイ配管・スパーージャに想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	「技術評価」評価結果概要*1
—	—	—	

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表 3.7-9 差圧検出・ほう酸水注入管に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	「技術評価」評価結果概要*1
—	—	—	

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表 3.7-10 ジェットポンプに想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	「技術評価」評価結果概要*1
—	—	—	

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表 3.7-11 中性子計測案内管に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	「技術評価」評価結果概要*1
—	—	—	

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表 3.7-12 残留熱除去系（低圧注水系）配管に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	「技術評価」評価結果概要*1
-	-	-	

- : 経年劣化事象が考慮されないもの

*1 : 「×」としたものの理由を記載

(2) 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

3.7.2項(1)で整理された②の経年劣化事象については、これらの事象が顕在化した場合、代表機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「有意」であるか「軽微もしくは無視」できるかを以下で検討し、「軽微もしくは無視」できる事象については耐震安全性評価対象外とする（表 3.7-13～23 に耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象を示す）。

① 炉心シュラウドにおける高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

炉心シュラウドにおける高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表 3.7-2 参照）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、以下のとおりである。

- ・ 疲労割れ
- ・ 照射誘起型応力腐食割れ（中性子照射による靱性低下も考慮している）

本事象については機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「軽微もしくは無視」できるとは言えず、耐震安全性評価対象（表 3.7-13 で◎）とした。

② シュラウドサポートにおける高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

シュラウドサポートにおける高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表 3.7-3 参照）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、以下のとおりである。

- ・ 疲労割れ

本事象については機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「軽微もしくは無視」できるとは言えず、耐震安全性評価対象（表 3.7-14 で◎）とした。

③ 上部格子板における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

上部格子板における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表 3.7-4 参照）、現在発生しているか又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった（表 3.7-15 参照）。

④ 炉心支持板における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

炉心支持板における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表 3.7-5 参照）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった（表 3.7-16 参照）。

⑤ 燃料支持金具における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

燃料支持金具における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表 3.7-6 参照），現在発生しているか，又は将来にわたって起こることが否定できない事象は，抽出されなかった（表 3.7-17 参照）。

⑥ 制御棒案内管における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

制御棒案内管における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表 3.7-7 参照），現在発生しているか，又は将来にわたって起こることが否定できない事象は，抽出されなかった（表 3.7-18 参照）。

⑦ 炉心スプレイ配管・スパージャにおける高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

炉心スプレイ配管・スパージャにおける高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表 3.7-8 参照），現在発生しているか，又は将来にわたって起こることが否定できない事象は，抽出されなかった（表 3.7-19 参照）。

⑧ 差圧検出・ほう酸水注入管における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

差圧検出・ほう酸水注入管における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表 3.7-9 参照），現在発生しているか，又は将来にわたって起こることが否定できない事象は，抽出されなかった（表 3.7-20 参照）。

⑨ ジェットポンプにおける高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

ジェットポンプにおける高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表 3.7-10 参照），現在発生しているか，又は将来にわたって起こることが否定できない事象は，抽出されなかった（表 3.7-21 参照）。

⑩ 中性子計測案内管における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

中性子計測案内管における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表 3.7-11 参照），現在発生しているか，又は将来にわたって起こることが否定できない事象は，抽出されなかった（表 3.7-22 参照）。

⑪ 残留熱除去系（低圧注水系）配管における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

残留熱除去系（低圧注水系）配管における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表 3.7-12 参照），現在発生しているか，又は将来にわたって起こることが否定できない事象は，抽出されなかった（表 3.7-23 参照）。

表 3.7-13 炉心シュラウドの耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象	
	疲労割れ	照射誘起型応力腐食割れ
上部胴	◎	—
中間胴	◎	◎*1
下部胴	◎	—

◎：以降で評価する

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

*1：中性子照射による靱性低下も考慮している

表 3.7-14 シュラウドサポートの耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象	
	疲労割れ	
シリンダ	◎	
プレート	◎	
レグ	◎	
マンホール蓋	◎	
取付ボルト	◎	

◎：以降で評価する

表 3.7-15 上部格子板の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象
—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表 3.7-16 炉心支持板の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象
—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表 3.7-17 燃料支持金具の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象
—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表 3.7-18 制御棒案内管の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象
—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表 3.7-19 炉心スプレイ配管・スパージャの耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象
—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表 3.7-20 差圧検出・ほう酸水注入管の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象
—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表 3.7-21 ジェットポンプの耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象
—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表 3.7-22 中性子計測案内管の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象
-	-

- : 経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの, 又は小さいもの

表 3.7-23 残留熱除去系 (低圧注水系) 配管の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象
-	-

- : 経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの, 又は小さいもの

3.7.3 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対する耐震安全性評価

3.7.2 項で整理した経年劣化事象及び2.2 項(2)b の表 2 で耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対して耐震安全性評価を実施する。

なお、必要があれば経年劣化事象ごとに詳細評価実施機器を選定して検討することとする。

(1) 疲労割れに対する耐震安全性評価 [炉心シュラウド, シュラウドサポート]

炉心シュラウド, シュラウドサポートの疲労割れに関しては, 「技術評価」において運転開始後 60 年時点での疲労累積係数を評価し, 健全性を確認している。ここでは, 「技術評価」での疲労累積係数に, 基準地震動 S_s による疲労解析から求められる疲労累積係数を加味した疲労評価を行う。

評価の結果, 疲労累積係数の和は, 許容値 1 以下となり, 炉心シュラウド及びシュラウドサポートの疲労割れは耐震安全性に問題のないことを確認した。(表 3.7-24 参照)。

表 3.7-24 炉心シュラウド, シュラウドサポート疲労解析結果

評価対象	区分	評価地震力	運転実績回数に基づく疲労累積係数 (環境を考慮)	地震動による疲労累積係数 (基準地震動 S_s^*)	合計 (許容値: 1 以下)
炉心シュラウド	炉心支持構造物	S_s	0.0351	0.0007	0.0358
シュラウドサポート	炉心支持構造物	S_s	0.0647	0.0000	0.0647

*: 等価繰返し回数は, 一律に設定する等価繰返し回数として設定した 160 回を用いた。

弾性設計用地震動 S_d については, 等価繰返し回数を 2 回分考慮しても基準地震動 S_s の等価繰返し回数である 160 回以下となるため, 弾性設計用地震動 S_d による評価は省略した

(2) 照射誘起型応力腐食割れに対する耐震安全性評価[炉心シュラウド]

照射誘起型応力腐食割れが想定されるが、現状保全として、日本機械学会「発電用原子力設備規格 維持規格 JSME S NA1-2008」(以下、「維持規格」という)等に基づく計画的な目視点検を実施することで原子炉の安全性(耐震性含む)は維持されると考えられる。耐震安全性評価では、「技術評価」の評価手法と同様に、中性子照射量が大きい炉心シュラウド中間胴内面溶接部について、周方向溶接部の内面にき裂が最大まで進展したと仮定した全周き裂を想定し、維持規格に基づき線形破壊力学評価法により地震に対する評価を実施した。評価では、差圧、自重、地震荷重及び溶接残留応力を考慮して応力拡大係数を算出し、破壊靱性値については、最新知見を含む破壊靱性値試験データの下限を包絡する破壊靱性評価式(電力共通研究「平成28年度 実機炉内構造物における照射影響評価手法の高度化研究」)を用いて、運転開始後60年時点の中性子照射量による靱性低下を考慮した破壊靱性値を設定し評価した。

評価の結果、応力拡大係数は、運転開始後60年時点の破壊靱性値を下回ることから、不安定破壊することはなく、耐震安全性評価上問題ない(表3.7-25参照)。

表 3.7-25 炉心シュラウドの照射誘起型応力腐食割れ評価

評価対象	評価地震力	想定き裂応力 拡大係数(MPa \sqrt{m})	破壊靱性値 (MPa \sqrt{m})
炉心シュラウド (中間胴内面溶接部)	S _s *	73.8	75

*: 静的地震力及び基準地震動 S_s の最大値

(3) 粒界型応力腐食割れに対する耐震安全性評価[炉心シュラウド（下部胴）、シュラウドサポート]

炉心シュラウド（下部胴）、シュラウドサポートは、現状保全として「維持規格」等に基づく範囲と頻度により点検を実施することとしている。この点検範囲・頻度の決定に当っては、地震荷重を考慮していることから、耐震安全性評価は現状保全に包含されており、耐震安全性評価上問題がない。

なお、炉心シュラウド（下部胴）については、第 24 回定期検査（2009 年度）並びに第 25 回施設定期検査（2011 年度）の目視点検及び超音波探傷検査において炉心シュラウドーシュラウドサポート周溶接線（H7 内面）にそれぞれ粒界型応力腐食割れと推定されるひび割れが確認された。

また、シュラウドサポートについては、第 21 回定期検査（2005 年度）の目視点検においてシュラウドサポート縦溶接線（V8 外面）、第 24 回定期検査（2009 年度）並びに第 25 回施設定期検査（2011 年度）の目視点検及び超音波探傷検査においてシュラウドサポート縦溶接線（V8 内外面）及び炉心シュラウドーシュラウドサポート周溶接線（H7 内面）にそれぞれ粒界型応力腐食割れと推定されるひび割れが確認された。

2010 年 3 月に経済産業省へ報告した「東海第二発電所におけるシュラウドサポート溶接部のひび割れに関する評価書」（以下、「構造健全性評価」という）において、 S_2 地震荷重及び当時の基準地震動 S_s を考慮し、ひびの進展評価及び破壊評価を実施しており、技術基準に適合しなくなると見込まれる時期は所定の期間（2010 年 3 月から 30 年間）を超える 45 年と評価されている。

さらに、第 25 回施設定期検査での継続検査で確認されたひび割れは構造健全性評価で想定した範囲内であることを確認したことから、従前の構造健全性評価で考慮したものと同一の想定欠陥に、死荷重、差圧及び基準地震動 S_s による地震荷重（鉛直力、水平力並びにモーメントを考慮する）を用いて運転開始後 60 年時点の崩壊荷重を 2 倍勾配法により評価した結果、シュラウドサポートの安全率を考慮した設計荷重は地震時の崩壊荷重を下回ることを確認した。

したがって、炉心シュラウド（下部胴）、シュラウドサポートの粒界型応力腐食割れは、耐震安全性評価上問題ない。

3.7.4 評価対象機器全体への展開

炉内構造物に関しては、評価対象機器全てを評価しているため、代表機器以外の機器はない。

3.7.5 保全対策に反映すべき項目の抽出

炉内構造物に関しては、「技術評価」にて検討された保全対策に、耐震安全上の観点から追加すべき項目はない。

3.8 ケーブル

本章は、東海第二で使用している主要な機器に係わる経年劣化事象について、耐震安全性評価をまとめたものである。

なお、東海第二の主要機器については、既に「技術評価」において経年劣化事象に対する健全性評価を行うとともに、現状保全の評価を実施しているため、本章においてはこれらの検討結果を前提条件とし、評価を実施することとする。

3.8.1 評価対象機器

東海第二で使用している主要な機器（「技術評価」の評価対象機器）を評価対象機器とする。

なお、評価対象機器一覧を表 3.8-1 に示す。

表 3.8-1 評価対象機器一覧

分類	機器名称	耐震重要度
高压ケーブル	高压難燃 CV ケーブル	S, 重 ^{*1}
低压ケーブル	CV ケーブル	S, 重 ^{*1}
	難燃 CV ケーブル	S, 重 ^{*1}
	KGB ケーブル	S
	難燃 PN ケーブル	S, 重 ^{*1}
同軸ケーブル	難燃一重同軸ケーブル（絶縁体材料が架橋ポリエチレン）	S, 重 ^{*1}
	難燃二重同軸ケーブル	S, 重 ^{*1}
	難燃六重同軸ケーブル	S, 重 ^{*1}
	難燃一重同軸ケーブル（絶縁体材料が架橋ポリオレフィン）	S, 重 ^{*1}
	難燃三重同軸ケーブル	S, 重 ^{*1}
ケーブルトレイ, 電線管	ケーブルトレイ	S, 重 ^{*1}
	電線管	S, 重 ^{*1}
ケーブル接続部	端子台接続	S, 重 ^{*1}
	端子接続	S, 重 ^{*1}
	電動弁コネクタ接続	S, 重 ^{*1}
	同軸コネクタ接続	S, 重 ^{*1}
	スプライス接続	S, 重 ^{*1}

*1：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

3.8.2 代表機器の選定

「技術評価」の評価では評価対象ケーブルをその絶縁体材料，シース材料及び種類を基に分類しているが，本検討においてもこの分類に従って整理するものとし，それぞれの分類ごとに，「技術評価」における代表機器を本検討の代表機器とする。

ただし，グループ内で選定された「技術評価」の代表機器より，耐震重要度の上位の機器が存在する場合には，これについても代表機器として評価することとする。

各分類における，本検討での代表機器を表 3.8-2～5 に示す。

表 3.8-2 高圧ケーブルの代表機器

名称	用途	重要度*1	仕様 (電圧)	設置場所	使用開始時期	耐震 重要度	「技術評価」 代表機器	耐震 安全性 評価 代表 機器	備考
高圧難燃 CV ケーブル	動力	MS-1, 重*2	AC 7,000 V 以下	原子炉格納容器外	運転開始後*3	S, 重*4	○	○	

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*3：新規制基準対応に伴い、長期停止期間中に高圧ケーブルは高圧難燃 CV ケーブルに更新

*4：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

表 3.8-3 低圧ケーブルの代表機器

分類基準		名称	用途	使用開始時期		選定基準			「技術評価」代表機器	耐震安全性評価代表機器	備考	
絶縁体材料	シース材料			建設時	運転開始後	重要度*1	設置場所					耐震重要度
							原子炉格納容器内	原子炉格納容器外				
架橋ポリエチレン	ビニル	CV ケーブル	動力制御・計測	○		MS-1, 重*2		○	S, 重*3	○	○	
難燃架橋ポリエチレン	難燃性特殊耐熱ビニル	難燃 CV ケーブル	動力制御・計測		○	MS-1, 重*2		○	S, 重*3	○	○	
シリコーンゴム	ガラス	KGB ケーブル	動力制御	○		MS-1	○		S	○	○	
				○				○				
難燃エチレンプロピレンゴム	特殊クロロプレンゴム	難燃 PN ケーブル	動力制御・計測		○	MS-1, 重*2	○		S, 重*3	○	○	

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち，最上位の重要度クラスを示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*3：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

表 3.8-4 同軸ケーブルの代表機器

分類基準		名称	仕様	用途	選定基準					「技術評価」代表機器	耐震安全性評価代表機器	備考	
					重要度*1	設置場所		使用開始時期					耐震重要度
絶縁体材料	シース材料	電圧		原子炉格納容器内		原子炉格納容器外	建設時	運転開始後					
架橋ポリエチレン	難燃架橋ポリエチレン	難燃一重同軸ケーブル	DC 100V	計測	MS-1重*2	○			○	S, 重*3	○	○	
	難燃架橋ポリエチレン	難燃二重同軸ケーブル	DC 240V	計測		MS-2重*2		○			○	S, 重*3	
架橋発泡ポリエチレン	難燃架橋ポリエチレン	難燃六重同軸ケーブル	DC 140V	計測	MS-1重*2	○			○	S, 重*3	○	○	
							○		○				
架橋ポリオレフィン	難燃架橋ポリオレフィン	難燃一重同軸ケーブル	DC 100V	計測	MS-1重*2		○	○		S, 重*3	○	○	
架橋発泡ポリオレフィン	難燃架橋ポリオレフィン	難燃三重同軸ケーブル	DC 140V	計測	MS-1重*2		○		○	S, 重*3	○	○	

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*3：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

表 3.8-5 ケーブル接続部の代表機器

分類基準 種類	名称	絶縁体材料	用途	選定基準			「技術 評価」 代表 機器	耐震 安全性 評価 代表 機器	備考	
				重要度*1	設置場所					耐震 重要度
					原子炉 格納 容器内	原子炉 格納 容器外				
端子接続	端子台接続	ジアリルフタレート樹脂	動力, 制御, 計測	MS-1, 重*2	○		S, 重*3	○	○	
		ポリカーボネイト				○				
		ポリフェニレンエーテル樹脂				○				
	端子接続	ビニル	動力	MS-1, 重*2		○	S, 重*3			
電動弁コネクタ接続	電動弁コネクタ接続	ジアリルフタレート樹脂	動力, 制御	MS-1	○		S	○	○	
				MS-1, 重*2		○	S, 重*3			
同軸コネクタ接続	同軸コネクタ接続 (中性子束計測用)	ポリエーテルエーテルケトン	計測	MS-1, 重*2	○(13)*4		S, 重*3	○	○	
		架橋ポリスチレン			○(10)*4					
					○					
	同軸コネクタ接続 (放射線計測用)					○	S, 重*3			
	同軸コネクタ接続 (中性子束計測用) (放射線計測用)	テフロン		MS-1, 重*2		○	S, 重*3			
直ジョイント接続	スプライス接続	架橋ポリオレフィン	動力, 制御, 計測	MS-1, 重*2	○		S, 重*3	○	○	
						○				

*1: 当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2: 重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*3: 耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*4: ()内は構成部品点数を示す

3.8.3 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

(1) 「技術評価」での検討結果の整理

3.8.2 項で選定した代表ケーブルについて、「技術評価」で検討された経年劣化事象に対し、「技術評価」での検討結果（詳細は「東海第二発電所 ケーブルの技術評価書」参照）に基づき、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対し保全対策を考慮し、以下のとおり整理した（表 3.8-6～10 参照）。

- ① 現在発生しておらず、今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの
（表中×）
- ② 現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの
（表中○）

なお、①（表中×）に分類した経年劣化事象については耐震安全性評価対象外とし、その理由を表 3.8-6～10 中に記載した。

表 3.8-6 高圧ケーブルに想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	代表機器		「技術評価」評価結果概要*1
			高圧難燃 CV ケーブル		
—	—	—	—		

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表 3.8-7 低圧ケーブルに想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	代表機器				「技術評価」評価結果概要*1
			CV ケーブル	難燃 CV ケーブル	KGB ケーブル(原子炉格納容器内)	難燃 PN ケーブル	
—	—	—	—	—	—	—	

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表 3.8-8 同軸ケーブルに想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	代表機器				「技術評価」評価結果概要*1
			難燃一重同軸ケーブル（絶縁体材料が架橋ポリエチレン）（原子炉格納容器内）	難燃六重同軸ケーブル（原子炉格納容器内）	難燃一重同軸ケーブル（絶縁体材料が架橋ポリオレフィン）	難燃三重同軸ケーブル	
—	—	—	—	—	—	—	

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表 3.8-9 ケーブルトレイ，電線管に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	代表機器		「技術評価」評価結果概要*1
			ケーブルトレイ	電線管	
—	—	—	—	—	

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表 3.8-10 ケーブル接続部に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	代表機器				「技術評価」 評価結果概要*1
			端子台接続 (原子炉格納容器内)	電動弁コネクタ接続 (原子炉格納容器内)	同軸コネクタ接続 (中性子束計測用) (原子炉格納容器内)	スプライス接続 (原子炉格納容器内)	
—	—	—	—	—	—	—	

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

(2) 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

3.8.3項(1)で整理された②の経年劣化事象については、これらの事象が顕在化した場合、代表機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「有意」であるか「軽微もしくは無視」できるかを以下で検討し、「軽微もしくは無視」できる事象については耐震安全性評価対象外とする（表 3.8-11～15 に耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象を示す）。

① 高圧ケーブルにおける高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

高圧ケーブルにおける高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表 3.8-6 参照）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった（表 3.8-11 参照）。

② 低圧ケーブルにおける高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

低圧ケーブルにおける高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表 3.8-7 参照）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった（表 3.8-12 参照）。

③ 同軸ケーブルにおける高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

同軸ケーブルにおける高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表 3.8-8 参照）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった（表 3.8-13 参照）。

④ ケーブルトレイ、電線管における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

ケーブルトレイ、電線管における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表 3.8-9 参照）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった（表 3.8-14 参照）。

⑤ ケーブル接続部における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

ケーブル接続部における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表 3.8-10 参照）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった（表 3.8-15 参照）。

表 3.8-11 高圧ケーブルの耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象	代表機器	
		高圧難燃 CV ケーブル	
—	—	—	

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表 3.8-12 低圧ケーブルの耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象	代表機器			
		CV ケーブル	難燃 CV ケーブル	KGB ケーブル (原子炉格納容器内)	難燃 PN ケーブル
—	—	—	—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表 3.8-13 同軸ケーブルの耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象	代表機器			
		難燃一重同軸ケーブル（絶縁体材料が架橋ポリエチレン）（原子炉格納容器内）	難燃六重同軸ケーブル（原子炉格納容器内）	難燃一重同軸ケーブル（絶縁体材料が架橋ポリオレフィン）	難燃三重同軸ケーブル
—	—	—	—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表 3.8-14 ケーブルトレイ，電線管の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象	代表機器	
		ケーブルトレイ	電線管
—	—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの，又は小さいもの

表 3.8-15 ケーブル接続部の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象	代表機器			
		端子台接続 (原子炉格納容器内)	電動弁コネクタ接続 (原子炉格納容器内)	同軸コネクタ接続 (中性子束計測用) (原子炉格納容器内)	スプライス接続 (原子炉格納容器内)
—	—	—	—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの，又は小さいもの

3.8.4 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対する耐震安全性評価

3.8.3 項及び 2.2 項(2)b の表 2 における検討結果より、ケーブルの代表機器において、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象はない。

3.8.5 評価対象機器全体への展開

以下の手順により、評価対象機器全体への耐震安全性評価の展開を実施することとする。

3.8.5.1 代表機器以外の評価対象機器における「技術評価」での検討結果の整理

3.8.3 項の代表機器及び 2.2 項(2)b の表 2 における耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の検討を行った結果、経年劣化事象は抽出されなかった。

「技術評価」での経年劣化事象の抽出及び保全対策の検討結果を用いて、代表機器以外の評価対象機器についても整理を行った結果、代表機器における抽出結果以外の経年劣化事象は抽出されなかった。

3.8.5.2 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

3.8.3 項にて整理し抽出した代表機器に想定される経年劣化事象及び 2.2 項(2)b の表 2 で耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対して、機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「軽微もしくは無視」できる事象を耐震安全性評価対象外としたものについては、評価対象機器全体において代表機器と同様の評価が可能であることを確認した。

3.8.5.3 耐震安全性評価

本項では、代表以外の機器に対する耐震安全性評価を実施する。

具体的には、3.8.5.2 項で代表機器に想定される経年劣化事象以外の事象が抽出されなかったことから、代表機器に想定される経年劣化事象と同じ事象に対する耐震安全性評価を実施した（代表機器以外の機器については、表 3.8-2～5 参照）。

(1) 代表機器に想定される経年劣化事象と同じ事象に対する耐震安全性評価

代表機器以外の機器に関して、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象はない。

3.8.6 保全対策に反映すべき項目の抽出

ケーブルにおいては、「技術評価」にて検討された保全対策に、耐震安全上の観点から追加すべき項目はない。

3.9 タービン設備

本章は、東海第二で使用している主要なタービン設備に係わる経年劣化事象について、耐震安全性評価をまとめたものである。

なお、東海第二の主要機器については、既に「技術評価」において経年劣化事象に対する健全性評価を行うとともに、現状保全の評価を実施しているため、本章においてはこれら検討結果を前提条件とし、評価を実施することとする。

3.9.1 評価対象機器

東海第二で使用している主要なタービン設備（「技術評価」の評価対象機器）を評価対象機器とする。

なお、評価対象機器一覧を表 3.9-1 に示す。

表 3.9-1 評価対象機器一覧

設備	機種	機器名称	耐震重要度
常用系タービン設備	主タービン	高压タービン	B
		低压タービン	B
	原子炉給水ポンプ駆動用蒸気タービン	原子炉給水ポンプ駆動用蒸気タービン	B
	主要弁	主塞止弁	B
		加減弁	B
		中間塞止加減弁	B
		タービンバイパス弁	B
		クロスアラウンド管逃し弁	B
制御装置及び保安装置	主タービン電気油圧式制御装置	B	
非常用系タービン設備	非常用系タービン設備	原子炉隔離時冷却系タービン及び付属装置	S, 重*1
		常設高压代替注水系タービン及び付属装置*2	重*1

*1：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*2：新規に設置される機器

3.9.2 代表機器の選定

「技術評価」の評価では評価対象タービン設備をその型式等を基に分類しているが、本検討においてもこの分類に従って整理するものとし、それぞれの分類ごとに、「技術評価」における代表機器を本検討の代表機器とする。

ただし、グループ内で選定された「技術評価」の代表機器より、耐震重要度の上位の機器が存在する場合には、これについても代表機器として評価することとする。

各分類における、本検討の代表機器を表 3.9-2～6 に示す。

表 3.9-2 主タービンの代表機器

機器名称	仕様 (出力×回転速度)	重要度*1	使用条件			耐震 重要度	「技術評価」 対象機器	耐震安全性 評価 代表機器	備考
			運転状態	運転圧力 (MPa)	運転温度 (°C)				
高圧タービン	1,100,000 kW*3×1,500 rpm	高*2	連続	6.55*4	282*4	B	○	○	
低圧タービン	1,100,000 kW*5×1,500 rpm	高*2	連続	1.28*6	195*6	B	○	○	

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：最高使用温度が 95 °C を超え、又は最高使用圧力が 1,900 kPa を超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス 3 の機器

*3：低圧タービンとの合計出力を示す

*4：主塞止弁入口の蒸気条件を示す

*5：高圧タービンとの合計出力を示す

*6：中間塞止加減弁入口の蒸気条件を示す

表 3.9-3 原子炉給水ポンプ駆動用蒸気タービンの代表機器

機器名称	仕様 (出力×回転速度)	重要度*1	使用条件			耐震 重要度	「技術評価」 対象機器	耐震安全性 評価 代表機器	備考
			運転状態	運転圧力*2 (MPa)	運転温度*2 (°C)				
原子炉給水ポンプ駆動用蒸気タービン	8,356 kW×5,000 rpm	高*3	連続	高圧：6.55 低圧：1.31	高圧：282 低圧：195	B	○	○	

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：原子炉給水ポンプ駆動用蒸気タービン入口の蒸気条件を示す

*3：最高使用温度が95 °C を超え、又は最高使用圧力が1,900 kPa を超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス3の機器

表3.9-4 主要弁の代表機器

機器名称	型式	口径 (A)	重要度*1	使用条件			耐震 重要度	「技術評価」 対象機器	耐震安全性 評価 代表機器	備考
				運転状態	運転圧力 (MPa)	運転温度 (°C)				
主塞止弁	玉形弁	650	PS-2	連続	6.55	282	B	○	○	
加減弁	バランス形弁	700	高*2	連続	6.55	282	B	○	○	
中間塞止加減弁	複合弁	1,050	高*2	連続	1.28	195	B	○	○	
タービンバイパス弁	玉形弁	450	PS-2	一時	6.55	282	B	○	○	
クロスアラウンド管逃し弁	安全弁	450	高*2	一時	1.28	195	B	○	○	

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：最高使用温度が 95 °C を超え、又は最高使用圧力が 1,900 kPa を超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス 3 の機器

表 3.9-5 制御装置及び保安装置の代表機器

機器名称	仕様	重要度*1	使用条件		耐震 重要度	「技術評価」 対象機器	耐震安全性 評価 代表機器	備考
			運転圧力 (MPa)	運転温度 (°C)				
主タービン電気油圧式制御装置	電気油圧式	高*2	11.0	46	B	○	○	

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：最高使用温度が 95 °C を超え、又は最高使用圧力が 1,900 kPa を超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス 3 の機器

表 3.9-6 非常用系タービン設備の代表機器

機器名称	仕様*2 (出力×回転速度)	重要度*1	使用条件			耐震 重要度	「技術評価」 対象機器	耐震安全性 評価 代表機器	備考
			運転状態	最高使用 圧力(MPa)*2	最高使用 温度(℃)*2				
原子炉隔離時冷却系タービン及び付属装置	541 kW × 4,500 rpm	MS-1, 重*3	一時	8.62	302	S, 重*4	○	○	
常設高圧代替注水系タービン及び付属装置*5	620 kW × 5,514 rpm	重*3	一時	8.62	302	重*4			

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：最大出力，最大回転速度，最高使用圧力及び最高使用温度を示す

*3：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*4：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*5：新規に設置される機器

3.9.3 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

(1) 「技術評価」での検討結果の整理

3.9.2項で選定した代表タービン設備について、「技術評価」で検討された経年劣化事象に対し、「技術評価」での検討結果（詳細は「東海第二発電所 タービン設備の技術評価書」参照）に基づき、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対し保全対策を考慮し、以下のとおり整理した（表 3.9-7～表 3.9-11 参照）。

- ① 現在発生しておらず、今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの
（表中×）
- ② 現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの
（表中○）

なお、①（表中×）に分類した経年劣化事象については耐震安全性評価対象外とし、その理由を、表 3.9-7～11 中に記載した。

表 3.9-7 主タービンに想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	代表機器		「技術評価」評価結果概要*1
			高压タービン	低压タービン	
—	—	—	—	—	

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表 3.9-8 原子炉給水ポンプ駆動用蒸気タービンに想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	代表機器	「技術評価」評価結果概要*1
			原子炉給水ポンプ駆動用蒸気タービン	
—	—	—	—	

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表 3.9-9 主要弁に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	代表機器					「技術評価」評価結果概要*1
			主塞止弁	加減弁	中間塞止加減弁	タービンバイパス弁	クロスアラウンド管逃し弁	
—	—	—	—	—	—	—	—	

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表 3.9-10 制御装置及び保安装置に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	代表機器	「技術評価」評価結果概要*1
			主タービン電気油圧式制御装置	
—	—	—	—	

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表 3.9-11 非常用系タービン設備に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	代表機器	「技術評価」評価結果概要*1
			原子炉隔離時冷却系タービン	
—	—	—	—	

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

(2) 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

3.9.3 項(1)で整理された②の経年劣化事象については、これらの事象が顕在化した場合、代表機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「有意」であるか「軽微もしくは無視」できるかを以下で検討し、「軽微もしくは無視」できる事象については耐震安全性評価対象外とする（表 3.9-12～16 に耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象を示す）。

① 主タービンにおける高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

主タービンにおける高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表 3.9-7 参照）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった（表 3.9-12 参照）。

② 原子炉給水ポンプ駆動用蒸気タービンにおける高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

原子炉給水ポンプ駆動用蒸気タービンにおける高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表 3.9-8 参照）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった（表 3.9-13 参照）。

③ 主要弁における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

主要弁における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表 3.9-9 参照）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった（表 3.9-14 参照）。

④ 制御装置及び保安装置における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

制御装置及び保安装置における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表 3.9-10 参照）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった（表 3.9-15 参照）。

⑤ 非常用系タービン設備における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

非常用系タービン設備における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表 3.9-11 参照）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった（表 3.9-16 参照）。

表 3.9-12 主タービンの耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象	代表機器	
		高圧タービン	低圧タービン
—	—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表 3.9-13 原子炉給水ポンプ駆動用蒸気タービンの耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象	代表機器
		原子炉給水ポンプ駆動用蒸気タービン
—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表 3.9-14 主要弁の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象	代表機器				
		主塞止弁	加減弁	中間塞止加減弁	タービンバイパス弁	クロスアラウンド管逃し弁
—	—	—	—	—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表 3.9-15 制御装置及び保安装置の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象	代表機器
		主タービン電気油圧式制御装置
—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表 3.9-16 非常用系タービン設備の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象	代表機器
		原子炉隔離時冷却系タービン
—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

3.9.4 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対する耐震安全性評価

3.9.3 項及び 2.2 項(2)b の表 2 における検討結果より、タービン設備の代表機器において、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象はない。

3.9.5 評価対象機器全体への展開

以下の手順により、評価対象機器全体への耐震安全性評価の展開を実施することとする。

3.9.5.1 代表機器以外の評価対象機器における「技術評価」での検討結果の整理

3.9.3 項の代表機器及び 2.2 項(2)b の表 2 における耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の検討を行った結果、経年劣化事象は抽出されなかった。

「技術評価」での経年劣化事象の抽出及び保全対策の検討結果を用いて、代表機器以外の評価対象機器についても整理を行った結果、代表機器における抽出結果以外の経年劣化事象は抽出されなかった。

3.9.5.2 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

3.9.3 項にて整理し抽出した代表機器に想定される経年劣化事象及び 2.2 項(2)b の表 2 で耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対して、機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「軽微もしくは無視」できる事象を耐震安全性評価対象外としたものについては、評価対象機器全体において代表機器と同様の評価が可能であることを確認した。

3.9.5.3 耐震安全性評価

本項では、代表以外の機器に対する耐震安全性評価を実施する。

具体的には、3.9.5.2 項で代表機器に想定される経年劣化事象以外の事象が抽出されなかったことから、代表機器に想定される経年劣化事象と同じ事象に対する耐震安全性評価を実施した（代表機器以外の機器については、表 3.9-2～6 参照）。

(1) 代表機器に想定される経年劣化事象と同じ事象に対する耐震安全性評価

代表機器以外の機器に関して、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象はない。

3.9.6 経年劣化事象に対する動的機能維持評価

タービン設備における高経年化に対する「技術評価」により、各部位に想定される経年劣化事象については、現状の保全対策により機器に与える影響が十分小さいことを確認した。

また、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対する耐震安全性評価の実施により、タービン設備における動的機能維持に必要となる部位での経年劣化事象は、機器の振動応答特性への影響が「軽微もしくは無視」できる事象であることを確認した。

さらに、耐震安全上考慮する必要のある基礎ボルトに対する耐震安全性評価の実施により、基礎ボルトにおける経年劣化事象は、ボルトが支持する機器の支持機能への影響がないことを確認している。

これより、経年劣化事象を考慮しても、地震時に動的機能の維持が要求される機器における地震時の応答加速度は各機器の機能確認済加速度を上回るものでないと考えられ、地震時の動的機能についても維持されると判断する。

3.9.7 保全対策に反映すべき項目の抽出

タービン設備においては、「技術評価」にて検討された保全対策に、耐震安全上の観点から追加すべき項目はない。

3.10 コンクリート構造物及び鉄骨構造物

本章は、東海第二で使用している主要なコンクリート構造物及び鉄骨構造物に係わる経年劣化事象について、耐震安全性評価をまとめたものである。

なお、東海第二の主要機器については、既に「技術評価」において経年劣化事象に対する健全性評価を行うとともに、現状保全の評価を実施しているため、本章においてはこれら検討結果を前提条件とし、評価を実施することとする。

3.10.1 評価対象構造物

東海第二で設置している主要なコンクリート構造物及び鉄骨構造物（「技術評価」の評価対象構造物）を評価対象とする。

なお、評価対象構造物は以下のとおりである。

- ① 原子炉建屋（非常用ディーゼル発電機海水系配管トレンチ、廃棄物処理棟及び廃棄物処理建屋含む）（鉄筋コンクリート造，一部鉄骨造）
- ② タービン建屋（鉄筋コンクリート造，一部鉄骨造）
- ③ 取水口構造物（鉄筋コンクリート造）
- ④ 排気筒基礎（鉄筋コンクリート造）
- ⑤ 使用済燃料乾式貯蔵建屋（鉄筋コンクリート造，一部鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造）
- ⑥ 防潮堤（鉄筋コンクリート造，鉄骨造）
- ⑦ 防潮扉（鉄骨造）
- ⑧ 放水路ゲート（鉄骨造）
- ⑨ 構内排水路逆流防止設備（鉄骨造）
- ⑩ 貯留堰（鉄骨造）
- ⑪ 浸水防止蓋（鉄骨造）
- ⑫ 常設低圧代替注水系格納槽（鉄筋コンクリート造）
- ⑬ 常設代替高圧電源装置置場（軽油貯蔵タンク基礎及びカルバート含む）（鉄筋コンクリート造）
- ⑭ SA用海水ピット（取水塔含む）（鉄筋コンクリート造）
- ⑮ 緊急用海水ポンプピット（鉄筋コンクリート造）
- ⑯ 格納容器圧力逃がし装置格納槽（カルバート含む）（鉄筋コンクリート造）
- ⑰ 緊急時対策所建屋（発電機燃料油貯蔵タンク基礎含む）（鉄筋コンクリート造）
- ⑱ 水密扉（鉄骨造）
- ⑲ 西側淡水貯水設備（鉄筋コンクリート造）
- ⑳ 堰及び止水板（鉄筋コンクリート造，鉄骨造）

3.10.2 代表構造物の選定

「技術評価」の評価では評価対象コンクリート構造物及び鉄骨構造物について材料特性を基に2つのグループに分類しているが、本検討においてもこの分類にしたがって整理するものとし、それぞれの分類毎に、「技術評価」における代表構造物を本検討の代表構造物とする。

ただし、グループ内で選定された「技術評価」の代表構造物より、耐震重要度の上位の構造物が存在する場合には、これについても代表構造物として評価することとする。

各分類における本検討での代表構造物を表 3.10-1 に示す。

表 3.10-1 (1/3) コンクリート構造物及び鉄骨構造物の代表機器

対象構造物 (コンクリート構造物)	重要度*1	使用条件等								耐震 重要度	「技術 評価」 代表 機器	耐震 安全性 評価 代表 機器	備考
		運転条件, 環境条件等											
		運転開始後 経過年数	高温部の 有無	放射線の有無	振動の有無	設置環境		供給 塩化物量	耐火要求 の有無				
						屋内	屋外						
① 原子炉建屋 (非常用ディーゼル発電機 海水系配管トレンチ, 廃棄物処理棟及 び廃棄物処理建屋含む)	MS-1, 重*2, 設*3	39	○ (ペDESTAL)	○ (ペDESTAL, 一次遮へ い壁)	○ (非常用ディ ーゼル発電機 基礎)	一部仕上げ無し	仕上げ有り	◇	-	S*4, 重*5	○	○	
② タービン建屋	MS-1	39	◇	◇	○ (タービン発 電機架台)	一部仕上げ無し	仕上げ有り	◇	-	B	○	○	
③ 取水口構造物	MS-1, 重*2	39	-	-	-	/	仕上げ無し	○ (海水と接 触)	-	C, 重*5	○	○	
④ 排気筒基礎*6	MS-1, 重*2	39	-	-	-	/	仕上げ有り	◇	/	C, 重*5			
⑤ 使用済燃料乾式貯蔵建屋	PS-2	16	◇	◇	-	一部仕上げ無し	仕上げ有り	◇	-	C			
⑥ 防潮堤	設*3	0	-	-	-	/	仕上げ無し	◇	/	S			
⑦ 常設低圧代替注水系格納槽	重*2	0	-	-	-	仕上げ無し	埋設*7	-	-	重*5			

*1: 設備を支持するものであり, 最上位の重要度クラスを示す

*2: 重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*3: 設計基準対処施設として評価対象とした機器及び構造物を示す

*4: 最上位の耐震重要度を示す

*5: 耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*6: 新規制基準への適合のため部分改修予定であるが, 保守的に既存部として評価する

*7: 環境条件の区分として, 土中は一般の環境に区分されることから, 他の屋外で仕上げが無い構造物で代表させる

【凡例】

○: 影響大

◇: 影響小

-: 影響極小, 又は無し

表 3.10-1 (2/3) コンクリート構造物及び鉄骨構造物の代表機器

対象構造物 (コンクリート構造物)	重要度*1	使用条件等									耐震 重要度	「技術 評価」 代表 機器	耐震 安全性 評価 代表 機器	備考
		運転条件, 環境条件等												
		運転開始後 経過年数	高温部の 有無	放射線の 有無	振動の有無	設置環境		供給 塩化物量	耐火要求 の有無					
						屋内	屋外							
⑧ 常設代替高圧電源装置置場 (軽油 貯蔵タンク基礎及びカルバート含 む)	MS-1, 重*2	0	-	-	-	一部仕上げ無し	埋設*3	-	-	S, 重*4				
⑨ SA用海水ピット (取水塔含む)	重*2	0	-	-	-	/	埋設*3	○ (海水と 接触)	/	重*4				
⑩ 緊急用海水ポンプピット	重*2	0	-	-	-	仕上げ無し	埋設*3	○ (海水と 接触)	-	重*4				
⑪ 格納容器圧力逃がし装置格納槽(カ ルバート含む)	重*2	0	-	-	-	一部仕上げ無し	埋設*3	-	-	重*4				
⑫ 緊急時対策所建屋 (発電機燃料油 貯蔵タンク基礎含む)	重*2	0	-	-	-	仕上げ有り	仕上げ有り	-	-	重*4				
⑬ 西側淡水貯水設備	重*2	0	-	-	-	仕上げ有り	埋設*3	-	/	重*4				
⑭ 堰	設*5	0	-	-	-	仕上げ有り	/	-	/	B				

*1: 設備を支持するものであり, 最上位の重要度クラスを示す

*2: 重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*3: 環境条件の区分として, 土中は一般の環境に区分されることから, 他の屋外で仕上げが無い構造物で代表させる

*4: 耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*5: 設計基準対象施設として評価対象とした機器及び構造物を示す

【凡例】

○: 影響大

◇: 影響小

-: 影響極小, 又は無し

表 3.10-1 (3/3) コンクリート構造物及び鉄骨構造物の代表機器

対象構造物 (鉄骨構造物)	重要度*1	運転開始後 経過年数	使用条件等			耐震重要度	「技術評価」 代表機器	耐震 安全性評価 代表機器	備考
			設置環境		使用材料				
			屋内	屋外					
① 原子炉建屋（廃棄物処理棟及び廃棄物処理建屋含む）（鉄骨部）	MS-1, 重*2	39	仕上げ有り		炭素鋼	S*3, 重*4	○	○	
② タービン建屋（鉄骨部）	MS-1	39	仕上げ有り		炭素鋼	B	○	○	
③ 使用済燃料乾式貯蔵建屋（鉄骨部）	PS-2	16	仕上げ有り		炭素鋼	C			
④ 防潮堤	設*5	0		仕上げ有り	炭素鋼	S			
⑤ 防潮扉	設*5	0		仕上げ有り	炭素鋼	S			
⑥ 放水路ゲート	MS-1, 設*5	0		仕上げ有り	炭素鋼	S			
⑦ 構内排水路逆流防止設備	設*5	0		仕上げ有り	ステンレス鋼	S			
⑧ 貯留堰	設*5, 重*2	0		仕上げ無し	炭素鋼	S, 重*4			
⑨ 浸水防止蓋	設*5	0		仕上げ有り	炭素鋼, ステンレス鋼	S			
⑩ 水密扉	設*5	0*6		仕上げ有り	炭素鋼, ステンレス鋼	S			
⑪ 堰及び止水板	設*5	0	仕上げ有り		炭素鋼	C			

*1：設備を支持するものであり、最上位の重要度クラスを示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*3：最上位の耐震重要度を示す

*4：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*5：設計基準対処施設として評価対象とした機器及び構造物を示す

*6：一部設置されているが、使用前検査の合格をもって供用開始とする

3.10.3 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

(1) 「技術評価」における検討結果の整理

3.10.2 項で選定した代表構造物について、「技術評価」で検討された経年劣化事象に対し、「技術評価」での検討結果（詳細は「東海第二発電所 コンクリート構造物及び鉄骨構造物の技術評価書」参照）に基づき、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対し保全対策を考慮し、以下のとおり整理した（表 3.10-2 参照）。

- ① 現在発生しておらず、今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの
（表中×）
- ② 現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの
（表中○）

なお、①（表中×）に分類した経年劣化事象については耐震安全性評価対象外とし、その理由を表 3.10-2 中に記載した。

表 3.10-2 コンクリート構造物及び鉄骨構造物に想定される経年劣化事象

構造物	機能達成に必要な項目	経年劣化事象	経年劣化要因	評価対象部位	経年劣化事象分類	「技術評価」評価結果概要*1
コンクリート構造物	強度の維持	強度低下	熱	原子炉建屋(原子炉压力容器ペDESTAL)	×	通常運転時に最も高温状態となる部位として原子炉压力容器支持脚部と原子炉压力容器ペDESTALコンクリートとの接触面が考えられるが、運転中の周辺温度は、温度制限値以下である。ただし、震災時に一次遮へい壁のコンクリート温度が制限値を超えた可能性があり、影響を評価した結果、震災時の最高温度での、加熱冷却後における圧縮強度が設計基準強度を上回っていることを確認した。よって、構造体の耐力は設計荷重を上回ると判断した。
			放射線照射	原子炉建屋(原子炉压力容器ペDESTAL, 一次遮へい壁)	×	<ul style="list-style-type: none"> ・運転開始後 60 年時点で推定される原子炉压力容器ペDESTAL の中性子照射量は、コンクリート強度に影響を及ぼす照射量以下である。 ・運転開始後 60 年時点で推定される一次遮へい壁のガンマ線照射量は、コンクリート強度に影響を及ぼす照射量以下である。
			中性化	タービン建屋外壁(屋内面), 取水口構造物(気中帯)	×	運転開始後 60 年時点で推定される中性化深さは、鉄筋が腐食し始める時の中性化深さ以下である。
			塩分浸透	取水口構造物(気中帯, 干満帯, 海中帯)	×	運転開始後 60 年時点で推定される鉄筋腐食減量は、かぶりコンクリートにひび割れが生じるとされる鉄筋腐食減量以下である。
			機械振動	タービン建屋(タービン発電機架台)	×	大きな機械振動を受けるタービン発電機架台のこれまでの目視確認において、コンクリートの表面において強度に支障をきたす可能性のある欠陥がないことを確認している。
	遮へい能力の維持	遮へい能力低下	熱	原子炉建屋(ガンマ線遮へい壁)	×	通常運転時に最も高温状態となる部位としてガンマ線遮へいコンクリート炉心側が考えられるが、運転中の温度は、温度制限値以下である。ただし、震災時にガンマ線遮へい壁及び一次遮へい壁のコンクリート温度が制限値を超えた可能性があり、影響を評価した結果、水分逸散は生じておらず、原子炉設置(変更)許可における遮蔽能力を下回っていないと判断した。

×：現在発生しておらず、今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

*1：「×」としたものの理由を記載

(2) 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

3.10.3 項(1)で整理された②の経年劣化事象については、これらの事象が顕在化した場合、代表機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「有意」であるか「軽微もしくは無視」できるかを以下で検討し、「軽微もしくは無視」できる事象については耐震安全性評価対象外とする（表 3.10-2 に耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象を示す）。

コンクリート構造物及び鉄骨構造物における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を、「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表 3.10-2 参照）、現在発生しているか、又は、将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった（表 3.10-3 参照）。

表 3.10-3 コンクリート構造物の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

構造物	経年劣化事象	評価対象部位					
		原子炉建屋（原子炉 圧力容器ペDESTA ル）	原子炉建屋 （一次遮へい壁）	タービン建屋外壁 （屋内面）	取水口構造物	タービン建屋（ター ビン発電機架台）	原子炉建屋 （ガンマ線遮へい 壁）
—	—	—	—	—	—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

3.10.4 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対する耐震安全性評価

3.10.3 項及び 2.2 項(2)b の表 2 における検討結果により、コンクリート構造物及び鉄骨構造物の評価対象部位において、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象はない。

3.10.5 評価対象構造物全体への展開

以下の手順により、評価対象構造物全体への耐震安全性評価の展開を実施することとする。

3.10.5.1 代表構造物以外の評価対象構造物における「技術評価」での検討結果の整理

3.10.3 項の代表構造物及び 2.2 項(2)b の表 2 における耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の検討を行った結果、経年劣化事象は抽出されなかった。

「技術評価」での経年劣化事象の抽出及び保全対策の検討結果を用いて、代表構造物以外の評価対象構造物についても整理を行った結果、代表構造物における抽出結果以外の経年劣化事象は抽出されなかった。

3.10.5.2 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

3.10.3 項にて整理し抽出した代表構造物に想定される経年劣化事象及び 2.2 項(2)b の表 2 で耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対して、構造物の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「軽微もしくは無視」できる事象を耐震安全性評価対象外としたものについては、評価対象構造物全体において代表構造物と同様の評価が可能であることを確認した。

3.10.5.3 耐震安全性評価

本項では、代表構造物以外の構造物に対する耐震安全性評価を実施する。

具体的には、3.10.5.2 項で代表構造物に想定される経年劣化事象以外の事象が抽出されなかったことから、代表構造物に想定される経年劣化事象と同じ事象に対する耐震安全性評価を実施した（代表構造物以外の構造物については表 3.10-1 参照）。

(1) 代表機器に想定される経年劣化事象と同じ事象に対する耐震安全性評価

代表機器以外の機器に関して、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象はない。

3.10.6 保全対策に反映すべき項目の抽出

コンクリート構造物及び鉄骨構造物においては、「技術評価」にて検討された保全対策に、耐震安全上の観点から追加すべき項目はない。

3.11 計測制御設備

本章は、東海第二で使用している主要な計測制御設備に係わる経年劣化事象について、耐震安全性評価をまとめたものである。

なお、東海第二の主要機器については、既に「技術評価」において経年劣化事象に対する健全性評価を行うとともに、現状保全の評価を実施しているため、本章においてはこれら検討結果を前提条件とし、評価を実施することとする。

3.11.1 評価対象機器

東海第二で使用している主要な計測制御設備（「技術評価」の評価対象機器）を評価対象機器とする。

なお、評価対象機器一覧を表 3.11-1 に示す。

表 3.11-1(1/5) 評価対象機器一覧

分類	機器名称	耐震重要度
計測装置	RHR ポンプ吐出圧力計測装置 LPCS ポンプ吐出圧力計測装置	S, 重 ^{*1}
	原子炉圧力計測装置 格納容器圧力計測装置 主蒸気管圧力計測装置 主復水器真空度計測装置	S
	原子炉圧力計測装置	S, 重 ^{*1}
	格納容器圧力計測装置	S
	原子炉圧力計測装置 格納容器圧力計測装置 常設高圧代替注水系ポンプ吐出圧力計測装置 ^{*2} 代替循環冷却系ポンプ吐出圧力計測装置 ^{*2}	重 ^{*1}
	D/G 機関冷却水入口圧力計測装置 D/G 機関潤滑油入口圧力計測装置	S
	CV 急速閉検出用圧力計測装置	S
	主蒸気管トンネル温度計測装置	S
	FCS 入口ガス温度計測装置	S
	原子炉圧力容器温度計測装置	重 ^{*1}
	格納容器内温度計測装置 ^{*2}	重 ^{*1}
	使用済燃料プール温度計測装置	重 ^{*1}
	代替循環冷却系ポンプ入口温度計測装置 ^{*2}	重 ^{*1}

*1：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*2：新規に設置される機器

表 3.11-1(2/5) 評価対象機器一覧

分類	機器名称	耐震重要度
計測装置	サプレッション・プール水温度計測装置	S
	サプレッション・プール水温度計測装置*1	重*2
	使用済燃料プール温度計測装置*1	重*2
	格納容器下部水温計測装置*1	重*2
	RCIC 系統流量計測装置	S, 重*2
	主蒸気管流量計測装置 FCS 入口ガス流量計測装置	S
	RHR 系統流量計測装置 LPCS 系統流量計測装置 HPCS 系統流量計測装置	S, 重*2
	低圧代替注水系原子炉注水流量計測装置*1 低圧代替注水系格納容器スプレイ流量計測装置*1 低圧代替注水系格納容器下部注水流量計測装置*1	重*2
	原子炉水位計測装置	S, 重*2
	原子炉水位計測装置 サプレッション・プール水位計測装置	S
	原子炉水位計測装置	S, 重*2
	原子炉水位計測装置 サプレッション・プール水位計測装置	S
	代替淡水貯槽水位計測装置*1	重*2
	スクラム排出容器水位計測装置	S
	D/G デイタンク液位計測装置	S
	使用済燃料プール水位計測装置*1	重*2
	格納容器下部水位計測装置*1	重*2
	取水ピット水位計測装置*1	S
	西側淡水貯水設備水位*1	重*2
	潮位計測装置*1	S
	SRNM	S, 重*2
	LPRM	S, 重*2
	主蒸気管放射線計測装置	S
	格納容器雰囲気放射線計測装置	S, 重*2
	使用済燃料プールエリア放射線計測装置*1	重*2

*1：新規に設置される機器

*2：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

表 3.11-1(3/5) 評価対象機器一覧

分類	機器名称	耐震重要度
計測装置	原子炉建屋換気系放射線計測装置	S
	地震加速度計測装置	S
	格納容器内水素濃度計測装置	S
	格納容器内水素濃度計測装置*1 原子炉建屋水素濃度計測装置*1	重*2
	原子炉建屋水素濃度計測装置*1	重*2
	格納容器内酸素濃度計測装置	S
	格納容器内酸素濃度計測装置*1	重*2
	MSV 位置計測装置	S
	RCIC タービン回転速度計測装置	S
補助継電器盤	原子炉保護系(A)継電器盤	S
	原子炉保護系(B)継電器盤	S
	残留熱除去系(B), (C)補助継電器盤	S, 重*2
	原子炉隔離時冷却系継電器盤	S, 重*2
	原子炉格納容器内側隔離系継電器盤	S, 重*2
	原子炉格納容器外側隔離系継電器盤	S, 重*2
	高圧炉心スプレイ系継電器盤	S, 重*2
	自動減圧系(A)継電器盤	S, 重*2
	自動減圧系(B)継電器盤	S, 重*2
	低圧炉心スプレイ系, 残留熱除去系(A)補助継電器盤	S, 重*2
	タービン補機補助継電器盤	S, 重*2
	プロセス計装盤 1	S, 重*2
	プロセス計装盤 2	S, 重*2

*1：新規に設置される機器

*2：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

表 3.11-1(4/5) 評価対象機器一覧

分類	機器名称	耐震重要度
操作制御盤	原子炉制御操作盤	S, 重 ^{*1}
	原子炉補機操作盤	S, 重 ^{*1}
	緊急時炉心冷却系操作盤	S, 重 ^{*1}
	所内電気操作盤	S, 重 ^{*1}
	可燃性ガス濃度制御盤(A)	S
	可燃性ガス濃度制御盤(B)	S
	プロセス放射線モニタ, 起動領域モニタ(A)操作盤	S, 重 ^{*1}
	プロセス放射線モニタ, 起動領域モニタ(B)操作盤	S, 重 ^{*1}
	出力領域モニタ計装盤	S, 重 ^{*1}
	窒素置換-空調換気制御盤	S, 重 ^{*1}
	非常用ガス処理系, 非常用ガス再循環系(A)操作盤	S, 重 ^{*1}
	非常用ガス処理系, 非常用ガス再循環系(B)操作盤	S, 重 ^{*1}
	原子炉保護系1Aトリップユニット盤	S
	原子炉保護系1Bトリップユニット盤	S
	原子炉保護系2Aトリップユニット盤	S
	原子炉保護系2Bトリップユニット盤	S
	緊急時炉心冷却系DIV-I-1トリップユニット盤	S
	緊急時炉心冷却系DIV-II-1トリップユニット盤	S
	高圧炉心スプレイ系トリップユニット盤	S
	格納容器雰囲気監視系(A)操作盤	S, 重 ^{*1}
	格納容器雰囲気監視系(B)操作盤	S, 重 ^{*1}
	サプレッション・プール温度記録計盤(A)	S
	サプレッション・プール温度記録計盤(B)	S
	RCICタービン制御盤	S, 重 ^{*1}
	原子炉遠隔停止操作盤	S, 重 ^{*1}
	SA監視操作設備 ^{*2}	重 ^{*1}
	高圧代替注水系制御盤 ^{*2}	重 ^{*1}
	常設代替高圧電源装置遠隔操作盤 ^{*2}	重 ^{*1}

*1: 耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*2: 新規に設置される機器

表 3.11-1(5/5) 評価対象機器一覧

分類	機器名称	耐震重要度
操作制御盤	潮位監視盤*1	S
	津波・構内監視設備*1	S
	使用済燃料プール監視設備*1	重*2
	緊急時対策所用非常用換気空調設備操作盤*1	重*2
	緊急時対策所用災害対策本部操作盤*1	重*2
	安全パラメータ表示システム (SPDS) 及びデータ伝送設備*1	重*2
	衛星電話設備*1	重*2
	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備*1	重*2

*1：新規に設置される機器

*2：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

3.11.2 代表機器の選定

「技術評価」の評価では評価対象計測制御設備をその型式等を基に分類しているが、本検討においてもこの分類にしたがって整理するものとし、それぞれの分類ごとに、「技術評価」における代表機器を本検討の代表機器とする。

ただし、グループ内で選定された「技術評価」の代表機器より、耐震重要度の上位の機器が存在する場合には、これについても代表機器として評価することとする。

各分類における、本検討の代表機器を表 3.11-2～4 に示す。

表 3.11-2(1/9) 計測装置の代表機器

分類基準		機器名称	主な仕様 (信号用途)	選定基準			「技術 評価」 代表 機器	耐震 安全性 評価 代表 機器	備考	
計測 対象	検出部型式			重要度*1	使用条件					耐震 重要度
					設置場所	周囲温度 (°C)				
圧力	ダイヤフラム式	RHRポンプ吐出圧力計測装置 LPCSポンプ吐出圧力計測装置	ADS作動 監視	MS-1, 重*2	原子炉建屋	40.0 (最高)	S, 重*3	○	○	
					中央制御室	32.2 (最高)				
		原子炉圧力計測装置 格納容器圧力計測装置 主蒸気管圧力計測装置 主復水器真空度計測装置	スクラム MSIV隔離 PCIS作動 LPCS起動 RHR起動 HPCS起動 D/G起動 ADS作動	MS-1	原子炉建屋/ タービン建屋	40.0 (最高)	S			
					中央制御室	32.2 (最高)				
		原子炉圧力計測装置	監視	MS-2, 重*2	原子炉建屋	40.0 (最高)	S, 重*3			
					中央制御室	32.2 (最高)				
		格納容器圧力計測装置	監視	MS-2	原子炉建屋	40.0 (最高)	S			
					中央制御室	32.2 (最高)				
		原子炉圧力計測装置 格納容器圧力計測装置 常設高圧代替注水系ポンプ吐出圧力計測装置*4 代替循環冷却系ポンプ吐出圧力計測装置*4	監視	重*2	原子炉建屋	40.0 (最高)	重*3			
					中央制御室	32.2 (最高)				

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位のクラスを示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*3：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*4：新規に設置される機器

表3.11-2(2/9) 計測装置の代表機器

分類基準		機器名称	主な仕様 (信号用途)	選定基準		耐震 重要度	「技術 評価」 代表 機器	耐震 安全性 評価 代表 機器	備考		
計測 対象	検出部型式			重要度*1	使用条件						
					設置場所					周囲温度(℃)	
圧力	ベローズ式	D/G機関冷却水入口圧力計測装置 D/G機関潤滑油入口圧力計測装置	D/Gトリップ	MS-1	D/G室	40(最高)	S	○	○		
	シールドピ ストン式	CV急速閉検出用圧力計測装置	スクラム	MS-1	ヒーター ルーム	48.9(最高)	S	○	○		
					中央制御室	32.2(最高)					
温度	熱電対式	主蒸気管トンネル温度計測装置	MSIV隔離 PCIS作動	MS-1	主蒸気管 トンネル室	60.0(最高)	S	○	○		
					中央制御室	32.2(最高)					
		FCS入口ガス温度計測装置	FCS制御	MS-1	原子炉建屋	40.0(最高)	S				
					中央制御室	32.2(最高)					
		原子炉圧力容器温度計測装置	監視	重*3	原子炉 格納容器内	73.9(最高)	重*4				
					中央制御室	32.2(最高)					
		格納容器内温度計測装置*2	監視	重*3	原子炉 格納容器内	65.6(最高)	重*4				
					中央制御室	32.2(最高)					

*1: 当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位のクラスを示す

*2: 新規に設置される機器

*3: 重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*4: 耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

表3.11-2(3/9) 計測装置の代表機器

分類基準		機器名称	主な仕様 (信号用途)	選定基準			「技術 評価」 代表 機器	耐震 安全性 評価 代表 機器	備考	
計測 対象	検出部型式			重要度*1	使用条件					耐震 重要度
					設置場所	周囲温度 (°C)				
温度	熱電対式	使用済燃料プール温度計測装置	監視	重*2	原子炉建屋	65 (最高)	重*3			
					中央制御室	32.2 (最高)				
		代替循環冷却系ポンプ入口温度計測装置*4	監視	重*2	原子炉建屋	40.0 (最高)	重*3			
					中央制御室	32.2 (最高)				
	測温抵抗体 式	サプレッション・プール水温度計測装置	監視	MS-2	サプレッション・プール内	32 (最高)	S	○	○	
					中央制御室	32.2 (最高)				
		サプレッション・プール水温度計測装置*4	監視	重*2	サプレッション・プール内	32 (最高)	重*3			
					中央制御室	32.2 (最高)				
		使用済燃料プール温度計測装置*4	監視	重*2	原子炉建屋	65 (最高)	重*3			
					中央制御室	32.2 (最高)				

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位のクラスを示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*3：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*4：新規に設置される機器

表3.11-2(4/9) 計測装置の代表機器

分類基準		機器名称	主な仕様 (信号用途)	選定基準			「技術 評価」 代表 機器	耐震 安全性 評価 代表 機器	備考	
計測 対象	検出部型式			重要度*1	使用条件					耐震 重要度
					設置場所	周囲温度 (°C)				
温度	測温抵抗体 式	格納容器下部水温計測装置*2	監視	重*3	ペデスタル	57 (最高)	重*4			
					中央制御室	32.2 (最高)				
流量	ダイヤフラ ム式	RCIC系統流量計測装置	RCIC制御 監視	MS-1, 重*3	RCICポンプ室	65.6 (最高)	S, 重*4	○	○	
					中央制御室	32.2 (最高)				
		主蒸気管流量計測装置 FCS入口ガス流量計測装置	MSIV隔離 PCIS作動 FCS制御	MS-1	原子炉建屋	40.0 (最高)	S			
					中央制御室	32.2 (最高)				
		RHR系統流量計測装置 LPCS系統流量計測装置 HPCS系統流量計測装置	監視	MS-2, 重*3	原子炉建屋	40.0 (最高)	S, 重*4			
					中央制御室	32.2 (最高)				
		低圧代替注水系原子炉注水流量計測装置*2 低圧代替注水系格納容器スプレイ流量計測装置*2 低圧代替注水系格納容器下部注水流量計測装置*2	監視	重*3	原子炉建屋	40.0 (最高)	重*4			
					中央制御室	32.2 (最高)				
水位	ダイヤフラ ム式	原子炉水位計測装置	RCIC起動 LPCS起動 RHR起動 ADS作動 監視	MS-1, 重*3	原子炉建屋	40.0 (最高)	S, 重*4	○	○	
					中央制御室	32.2 (最高)				

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位のクラスを示す

*2：新規に設置される機器

*3：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*4：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

表3.11-2(5/9) 計測装置の代表機器

分類基準		機器名称	主な仕様 (信号用途)	選定基準			「技術 評価」 代表 機器	耐震 安全性 評価 代表 機器	備考	
計測 対象	検出部型式			重要度*1	使用条件					耐震 重要度
					設置場所	周囲温度 (°C)				
水位	ダイヤフラム式	原子炉水位計測装置 サブプレッション・プール水位計測装置	スクラム PCIS作動 FRVS/SGTS起動 MSIV隔離 RCIC起動 HPCS起動 LPCS起動 RHR起動 D/G起動 ADS作動 HPCS水源切替	MS-1	原子炉建屋	40.0 (最高)	S			
					中央制御室	32.2 (最高)				
		原子炉水位計測装置	監視	MS-2, 重*3	原子炉建屋	40.0 (最高)	S, 重*4			
					中央制御室	32.2 (最高)				
		原子炉水位計測装置 サブプレッション・プール水位計測装置	監視	MS-2	原子炉建屋	40.0 (最高)	S			
					中央制御室	32.2 (最高)				
		代替淡水貯槽水位計測装置*2	監視	重*3	常設低圧代替 注水系格納槽	40 (最高)	重*4			
					中央制御室	32.2 (最高)				

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位のクラスを示す

*2：新規に設置される機器

*3：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*4：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

表3.11-2(6/9) 計測装置の代表機器

分類基準		機器名称	主な仕様 (信号用途)	選定基準			「技術 評価」 代表 機器	耐震 安全性 評価 代表 機器	備考	
計測 対象	検出部型式			重要度*1	使用条件					耐震 重要度
					設置場所	周囲温度 (°C)				
水位	フロート式	スクラム排出容器水位計測装置	スクラム	MS-1	原子炉建屋	40.0 (最高)	S	○	○	
		D/Gデイトank液位計測装置	液位制御		MS-2	D/G室				40 (最高)
	ガイドパルス式	使用済燃料プール水位計測装置*2	監視	重*3	原子炉建屋	65 (最高)	重*4	○	○	
					中央制御室	32.2 (最高)				
	電極式	格納容器下部水位計測装置*2	監視	重*3	ペDESTAL	57 (最高)	重*4	○	○	
					中央制御室	32.2 (最高)				
	電波式	取水ピット水位計測装置*2	監視	設*5	屋外	40 (最高)	S	○	○	
					中央制御室	32.2 (最高)				
		西側淡水貯水設備水位計測装置*2	監視	重*3	常設代替高圧 電源装置置場	40 (最高)	重*4			
					中央制御室	32.2 (最高)				
圧力式	潮位計測装置*2	監視	設*5	屋外	40 (最高)	S	○	○		
				中央制御室	32.2 (最高)					

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位のクラスを示す

*2：新規に設置される機器

*3：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*4：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*5：設計基準対象施設として評価対象とした機器及び構造物であることを示す

表3.11-2(7/9) 計測装置の代表機器

分類基準		機器名称	主な仕様 (信号用途)	選定基準			「技術 評価」 代表 機器	耐震 安全性 評価 代表 機器	備考	
計測 対象	検出部型式			重要度*1	使用条件					耐震 重要度
					設置場所	周囲温度 (°C)				
中性子 束	核分裂電離 箱式	SRNM	スクラム 監視	MS-1, 重*3	原子炉内	302 (最高)	S, 重*4	○	○	
					原子炉建屋	40.0 (最高)				
					中央制御室	32.2 (最高)				
		LPRM	スクラム 監視	MS-1, 重*3	原子炉内	302 (最高)	S, 重*4			
中央制御室	32.2 (最高)									
放射線	イオンチェ ンバ式	主蒸気管放射線計測装置	スクラム MSIV隔離 PCIS作動	MS-1	主蒸気管 トンネル室	60.0 (最高)	S	○	○	
					中央制御室	32.2 (最高)				
		格納容器雰囲気放射線計測装置	監視	MS-2, 重*3	原子炉建屋/ サンドクッシ ョンエリア	65.6 (最高)	S, 重*4			
					中央制御室	32.2 (最高)				
		使用済燃料プールエリア放射線計測装置*2	監視	重*3	原子炉建屋	40.0 (最高)	重*4			
					中央制御室	32.2 (最高)				

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位のクラスを示す

*2：新規に設置される機器

*3：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*4：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

表3.11-2(8/9) 計測装置の代表機器

分類基準		機器名称	主な仕様 (信号用途)	選定基準			「技術 評価」 代表 機器	耐震 安全性 評価 代表 機器	備考	
計測 対象	検出部型式			重要度*1	使用条件					耐震 重要度
					設置場所	周囲温度(℃)				
放射線	半導体式	原子炉建屋換気系放射線計測装置	FRVS/SGTS起動 PCIS作動 中央制御室 換気系隔離	MS-1	原子炉建屋	40.0 (最高)	S	○	○	
					中央制御室	32.2 (最高)				
振動	倒立振子式	地震加速度計測装置	スクラム	MS-1	原子炉建屋	40.0 (最高)	S	○	○	
					中央制御室	32.2 (最高)				
濃度	熱伝導式	格納容器内水素濃度計測装置	監視	MS-2	原子炉建屋	40.0 (最高)	S	○	○	
		格納容器内水素濃度計測装置*2 原子炉建屋水素濃度計測装置*2	監視		重*3	原子炉建屋				40.0 (最高)
				電気室		40 (最高)				
				中央制御室		32.2 (最高)				
	触媒式	原子炉建屋水素濃度計測装置*2	監視	重*3	原子炉建屋	40.0 (最高)	重*4	○	○	
					電気室	40 (最高)				
中央制御室					32.2 (最高)					

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位のクラスを示す

*2：新規に設置される機器

*3：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*4：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

表3.11-2(9/9) 計測装置の代表機器

分類基準		機器名称	主な仕様 (信号用途)	選定基準			「技術 評価」 代表 機器	耐震 安全性 評価 代表 機器	備考	
計測 対象	検出部型式			重要度*1	使用条件					耐震 重要度
					設置場所	周囲温度(℃)				
濃度	磁気式	格納容器内酸素濃度計測装置	監視	MS-2	原子炉建屋	40.0 (最高)	S	○	○	
					中央制御室	32.2 (最高)				
		格納容器内酸素濃度計測装置*2	監視	重*3	原子炉建屋	40.0 (最高)	重*4			
					電気室	40 (最高)				
中央制御室	32.2 (最高)									
位置	リミットス イッチ式	MSV位置計測装置	スクラム	MS-1	ヒーター ルーム	48.9 (最高)	S	○	○	
					中央制御室	32.2 (最高)				
回転速 度	電磁ピック アップ式	RCICタービン回転速度計測装置	RCICトリップ 監視	MS-1	RCICポンプ室	65.6 (最高)	S	○	○	
					空調機械室	50 (最高)				
					中央制御室	32.2 (最高)				

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位のクラスを示す

*2：新規に設置される機器

*3：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*4：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

表 3.11-3 補助継電器盤の代表機器

分類基準		機器名称	仕様 (W×H×D) (mm)	選定基準		耐震 重要度	「技術 評価」 代表 機器	耐震 安全性 評価 代表 機器	備考	
型式	設置 場所			重要度*1	使用条件					
					設置場所					周囲温度(°C)
補助 継電器 盤	屋内	原子炉保護系(A)継電器盤	2,400×2,286×914	MS-1	中央制御室	32.2	S	○	○	
		原子炉保護系(B)継電器盤	2,400×2,286×914	MS-1	中央制御室	32.2	S			
		残留熱除去系(B),(C)補助継電器盤	1,219×2,286×914	MS-1, 重*2	中央制御室	32.2	S, 重*3			
		原子炉隔離時冷却系継電器盤	610×2,286×914	MS-1, 重*2	中央制御室	32.2	S, 重*3			
		原子炉格納容器内側隔離系継電器盤	610×2,286×914	MS-1, 重*2	中央制御室	32.2	S, 重*3			
		原子炉格納容器外側隔離系継電器盤	610×2,286×914	MS-1, 重*2	中央制御室	32.2	S, 重*3			
		高圧炉心スプレイ系継電器盤	1,219×2,286×914	MS-1, 重*2	中央制御室	32.2	S, 重*3			
		自動減圧系(A)継電器盤	1,524×2,286×914	MS-1, 重*2	中央制御室	32.2	S, 重*3			
		自動減圧系(B)継電器盤	914×2,286×914	MS-1, 重*2	中央制御室	32.2	S, 重*3			
		低圧炉心スプレイ系, 残留熱除去系(A)補助継電器盤	1,219×2,286×914	MS-1, 重*2	中央制御室	32.2	S, 重*3			
		タービン補機補助継電器盤	3,810×2,286×914	MS-1, 重*2	中央制御室	32.2	S, 重*3			
		プロセス計装盤 1	1,200×2,286×914	MS-2, 重*2	中央制御室	32.2	S, 重*3			
		プロセス計装盤 2	762×2,286×914	MS-2, 重*2	中央制御室	32.2	S, 重*3			

*1: 当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位のクラスを示す

*2: 重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*3: 耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

表 3.11-4(1/3) 操作制御盤の代表機器

分類基準		機器名称	仕様 (W×H×D) (mm)	選定基準		耐震 重要度	「技術 評価」 代表 機器	耐震 安全性 評価 代表 機器	備考	
型式	設置 場所			重要度*1	使用条件					
					設置場所					周囲温度 (°C)
操作 制御 盤	屋内	原子炉制御操作盤	4,402×2,286×1,661	MS-1, 重*2	中央制御室	32.2	S, 重*3	○	○	
		原子炉補機操作盤	2,811×2,286×1,661	MS-1, 重*2	中央制御室	32.2	S, 重*3			
		緊急時炉心冷却系操作盤	6,096×2,286×1,661	MS-1, 重*2	中央制御室	32.2	S, 重*3			
		所内電気操作盤	3,200×2,286×1,661	MS-2, 重*2	中央制御室	32.2	S, 重*3			
		可燃性ガス濃度制御盤(A)	762×2,286×914	MS-1	中央制御室	32.2	S			
		可燃性ガス濃度制御盤(B)	762×2,286×914	MS-1	中央制御室	32.2	S			
		プロセス放射線モニタ, 起動領域モニタ(A) 操作盤	1,219×2,286×914	MS-1, 重*2	中央制御室	32.2	S, 重*3			
		プロセス放射線モニタ, 起動領域モニタ(B) 操作盤	1,219×2,286×914	MS-1, 重*2	中央制御室	32.2	S, 重*3			
		出力領域モニタ計装盤	4,572×2,286×914	MS-1, 重*2	中央制御室	32.2	S, 重*3			
		窒素置換-空調換気制御盤	1,829×2,286×914	MS-1, 重*2	中央制御室	32.2	S, 重*3			
		非常用ガス処理系, 非常用ガス再循環系(A) 操作盤	2,440×2,286×914	MS-1, 重*2	中央制御室	32.2	S, 重*3			
		非常用ガス処理系, 非常用ガス再循環系(B) 操作盤	2,440×2,286×914	MS-1, 重*2	中央制御室	32.2	S, 重*3			

*1: 当該機器に要求される重要度クラスのうち, 最上位のクラスを示す

*2: 重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*3: 耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

表 3.11-4(2/3) 操作制御盤の代表機器

分類基準		機器名称	仕様 (W×H×D) (mm)	選定基準		耐震 重要度	「技術 評価」 代表 機器	耐震 安全性 評価 代表 機器	備考	
型式	設置 場所			重要度*1	使用条件					
					設置場所					周囲温度 (°C)
操作 制御 盤	屋内	原子炉保護系1Aトリップユニット盤	762×2, 286×914	MS-1	中央制御室	32.2	S			
		原子炉保護系1Bトリップユニット盤	762×2, 286×914	MS-1	中央制御室	32.2	S			
		原子炉保護系2Aトリップユニット盤	762×2, 286×914	MS-1	中央制御室	32.2	S			
		原子炉保護系2Bトリップユニット盤	762×2, 286×914	MS-1	中央制御室	32.2	S			
		緊急時炉心冷却系DIV-I-1トリップユニット盤	762×2, 286×914	MS-1	中央制御室	32.2	S			
		緊急時炉心冷却系DIV-II-1トリップユニット盤	762×2, 286×914	MS-1	中央制御室	32.2	S			
		高圧炉心スプレイ系トリップユニット盤	762×2, 286×914	MS-1	中央制御室	32.2	S			
		格納容器雰囲気監視系(A)操作盤	760×2, 286×914	MS-1, 重*2	中央制御室	32.2	S, 重*3			
		格納容器雰囲気監視系(B)操作盤	760×2, 286×914	MS-1, 重*2	中央制御室	32.2	S, 重*3			
		サプレッション・プール温度記録計盤(A)	762×2, 286×914	MS-2	中央制御室	32.2	S			
		サプレッション・プール温度記録計盤(B)	762×2, 286×914	MS-2	中央制御室	32.2	S			
		RCICタービン制御盤	1,000×2, 300×800	MS-1, 重*2	空調機械室	50	S, 重*3			
		原子炉遠隔停止操作盤	2,438×2, 286×914	MS-2, 重*2	電気室	40	S, 重*3			
SA監視操作設備*4	—	重*2	中央制御室	32.2	重*3					

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位のクラスを示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*3：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*4：新規に設置される機器

表 3.11-4(3/3) 操作制御盤の代表機器

分類基準		機器名称	仕様 (W×H×D) (mm)	選定基準		耐震 重要度	「技術 評価」 代表 機器	耐震 安全性 評価 代表 機器	備考	
型式	設置 場所			重要度*1	使用条件					
					設置場所					周囲温度 (°C)
操作 制御 盤	屋内	高圧代替注水系制御盤*2	1,050×2,275×600	重*3	中央制御室	32.2	重*4			
		常設代替高圧電源装置遠隔操作盤*2	800×2,200×670	重*3	中央制御室	32.2	重*4			
		潮位監視盤*2	750×1,725×500	設*5	中央制御室	32.2	S			
		津波・構内監視設備*2	—	設*5	中央制御室 ／緊急時対策所	32.2／40	S			
		使用済燃料プール監視設備*2	—	重*3	中央制御室 ／緊急時対策所	32.2／40	重*4			
		緊急時対策所用非常用換気空調設備操作盤*2	1,000×2,300×1,000*6	重*3	緊急時対策所	40	重*4			
		緊急時対策所用災害対策本部操作盤*2	1,500×2,300×1,500	重*3	緊急時対策所	40	重*4			
		安全パラメータ表示システム(SPDS)及びデータ伝送設備*2	—	重*3	中央制御室 ／緊急時対策所	32.2／40	重*4			
		衛星電話設備*2	—	重*3	中央制御室 ／緊急時対策所	32.2／40	重*4			
		統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備*2	—	重*3	緊急時対策所	40	重*4			

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位のクラスを示す

*2：新規に設置される機器

*3：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*4：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*5：設計基準対象施設として評価対象とした機器及び構造物であることを示す

*6：1面あたりの仕様を示す

3.11.3 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

(1) 「技術評価」での検討結果の整理

3.11.2 項で選定した代表計測制御設備について、「技術評価」で検討された経年劣化事象に対し、「技術評価」での検討結果（詳細は「東海第二発電所 計測制御設備の技術評価書」参照）に基づき、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対し保全対策を考慮し、以下のとおり整理した（表 3.11-5～7 参照）。

- ① 現在発生しておらず、今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの
（表中×）
- ② 現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの
（表中○）

なお、①（表中×）に分類した経年劣化事象については耐震安全性評価対象外とし、その理由を表 3.11-5～7 中に記載した。

表 3.11-5(1/2) 計測装置に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	代表機器												「技術評価」評価結果概要*1	
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫		
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

- ① RHR ポンプ吐出圧力計測装置
- ② D/G 機関冷却水入口圧力計測装置
- ③ CV 急速閉検出用圧力計測装置
- ④ 主蒸気管トンネル温度計測装置
- ⑤ サプレッション・プール水温度計測装置
- ⑥ RCIC 系統流量計測装置
- ⑦ 原子炉水位計測装置
- ⑧ スクラム排出容器水位計測装置
- ⑨ 使用済燃料プール水位計測装置
- ⑩ 格納容器下部水位計測装置
- ⑪ 取水ピット水位計測装置
- ⑫ 潮位計測装置

表 3.11-5(2/2) 計測装置に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	代表機器									「技術評価」評価結果概要*1
			⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

- ⑬ SRNM
- ⑭ 主蒸気管放射線計測装置
- ⑮ 原子炉建屋換気系放射線計測装置
- ⑯ 地震加速度計測装置
- ⑰ 格納容器内水素濃度計測装置
- ⑱ 原子炉建屋水素濃度計測装置
- ⑲ 格納容器内酸素濃度計測装置
- ⑳ MSV 位置計測装置
- ㉑ RCIC タービン回転速度計測装置

表 3.11-6 補助継電器盤に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	代表機器	「技術評価」評価結果概要*1
			原子炉保護系(A)継電器盤	
—	—	—	—	

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表 3.11-7 操作制御盤に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	代表機器	「技術評価」評価結果概要*1
			原子炉制御操作盤	
—	—	—	—	

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

(2) 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

3.11.3 項(1)で整理された②の経年劣化事象については、これらの事象が顕在化した場合、代表機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「有意」であるか「軽微もしくは無視」できるかを以下で検討し、「軽微もしくは無視」できる事象については耐震安全性評価対象外とする（表 3.11-8～10 に耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象を示す）。

① 計測装置における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

計測装置における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表 3.11-5(1/2～2/2)参照）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった（表 3.11-8 参照）。

② 補助継電器盤における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

補助継電器盤における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表 3.11-6 参照）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった（表 3.11-9 参照）。

③ 操作制御盤における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

操作制御盤における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表 3.11-7 参照）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった（表 3.11-10 参照）。

表 3.11-8(1/2) 計測装置の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象	代表機器											
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

- ① RHR ポンプ吐出圧力計測装置
- ② D/G 機関冷却水入口圧力計測装置
- ③ CV 急速閉検出用圧力計測装置
- ④ 主蒸気管トンネル温度計測装置
- ⑤ サプレッション・プール水温度計測装置
- ⑥ RCIC 系統流量計測装置
- ⑦ 原子炉水位計測装置
- ⑧ スクラム排出容器水位計測装置
- ⑨ 使用済燃料プール水位計測装置
- ⑩ 格納容器下部水位計測装置
- ⑪ 取水ピット水位計測装置
- ⑫ 潮位計測装置

表 3.11-8(2/2) 計測装置の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象	代表機器								
		⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

⑬ SRNM

⑭ 主蒸気管放射線計測装置

⑮ 原子炉建屋換気系放射線計測装置

⑯ 地震加速度計測装置

⑰ 格納容器内水素濃度計測装置

⑱ 原子炉建屋水素濃度計測装置

⑲ 格納容器内酸素濃度計測装置

⑳ MSV 位置計測装置

㉑ RCIC タービン回転速度計測装置

表 3.11-9 補助継電器盤の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象	代表機器
		原子炉保護系 (A) 継電器盤
—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表 3.11-10 操作制御盤の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象	代表機器
		原子炉制御操作盤
—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

3.11.4 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対する耐震安全性評価

3.11.3 項及び 2.2 項(2)b の表 2 における検討結果より、計測制御設備の代表機器において、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象はない。

3.11.5 評価対象機器全体への展開

以下の手順により、評価対象機器全体への耐震安全性評価の展開を実施することとする。

3.11.5.1 代表機器以外の評価対象機器における「技術評価」での検討結果の整理

3.11.3 項の代表機器及び 2.2 項(2)b の表 2 における耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の検討を行った結果、経年劣化事象は抽出されなかった。

「技術評価」での経年劣化事象の抽出及び保全対策の検討結果を用いて、代表機器以外の評価対象機器についても整理を行った結果、代表機器における抽出結果以外の経年劣化事象は抽出されなかった。

3.11.5.2 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

3.11.3 項にて整理し抽出した代表機器に想定される経年劣化事象及び 2.2 項(2)b の表 2 で耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対して、機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「軽微もしくは無視」できる事象を耐震安全性評価対象外としたものについては、評価対象機器全体において代表機器と同様の評価が可能であることを確認した。

3.11.5.3 耐震安全性評価

本項では、代表以外の機器に対する耐震安全性評価を実施する。

具体的には、3.11.5.2 項で代表機器に想定される経年劣化事象以外の事象が抽出されなかったことから、代表機器に想定される経年劣化事象と同じ事象に対する耐震安全性評価を実施した（代表機器以外の機器については表 3.11-2～4 参照）。

(1) 代表機器に想定される経年劣化事象と同じ事象に対する耐震安全性評価

代表機器以外の機器に関して、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象はない。

3.11.6 経年劣化事象に対する動的機能維持評価

計測制御設備における高経年化に対する「技術評価」により、各部位に想定される経年劣化事象については、現状の保全対策により機器に与える影響が十分小さいことを確認した。

また、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対する耐震安全性評価の実施により、計測制御設備における動的機能維持に必要となる部位での経年劣化事象は、機器の振動応答特性への影響が「軽微もしくは無視」できる事象であることを確認した。

さらに、耐震安全上考慮する必要のある基礎ボルトに対する耐震安全性評価の実施により、基礎ボルトにおける経年劣化事象は、ボルトが支持する機器の支持機能への影響がないことを確認している。

これより、経年劣化事象を考慮しても、地震時に動的機能の維持が要求される機器における地震時の応答加速度は各機器の機能確認済加速度を上回るものではないと考えられ、地震時の動的機能についても維持されると判断する。

3.11.7 保全対策に反映すべき項目の抽出

計測制御設備においては、「技術評価」にて検討された保全対策に、耐震安全上の観点から追加すべき項目はない。

3.12 空調設備

本章は、東海第二で使用している主要な空調設備に係わる経年劣化事象について、耐震安全性評価をまとめたものである。

なお、東海第二の主要機器については、既に「技術評価」において経年劣化事象に対する健全性評価を行うとともに、現状保全の評価を実施しているため、本章においてはこれらの検討結果を前提条件とし、評価を実施することとする。

3.12.1 評価対象機器

東海第二で使用している主要な空調設備（「技術評価」の評価対象機器）を評価対象機器とする。なお、評価対象機器一覧を表 3.12-1 に示す。

表 3.12-1 (1/2) 評価対象機器一覧

機種	機器名称	耐震重要度
ファン	非常用ガス処理系排風機*2	S, 重*1
	非常用ガス再循環系排風機	S, 重*1
	中央制御室ブースターファン*2	S, 重*1
	緊急時対策所非常用送風機*2	重*1
	中央制御室排気ファン	S
	ディーゼル室換気系ルーフベントファン	S
空調機	高圧炉心スプレイ系ポンプ室空調機	S
	低圧炉心スプレイ系ポンプ室空調機	S
	残留熱除去系ポンプ室空調機	S
	中央制御室エアハンドリングユニットファン*2	S, 重*1
冷凍機	中央制御室チラーユニット	S
フィルタユニット	非常用ガス再循環系フィルタトレイン	S, 重*1
	非常用ガス処理系フィルタトレイン	S, 重*1
	中央制御室換気系フィルタユニット	S, 重*1
	緊急時対策所非常用フィルタ装置*2	重*1
ダクト	中央制御室換気系ダクト（角ダクト）	S, 重*1
	ディーゼル室換気系ダクト（角ダクト）	S
	中央制御室換気系ダクト（丸ダクト）	S
	原子炉建屋換気系ダクト（丸ダクト）	S

*1：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*2：新規に設置される機器

表 3.12-1 (2/2) 評価対象機器一覧

機種	機器名称	耐震重要度
ダンパ及び弁	中央制御室換気系空気作動式ダンパ	S
		S, 重 ^{*1}
	ディーゼル室換気系空気作動式ダンパ	S
	非常用ガス処理系グラビティダンパ	S, 重 ^{*1}
	非常用ガス再循環系グラビティダンパ	S, 重 ^{*1}
	中央制御室換気系グラビティダンパ	S, 重 ^{*1}
		S, 重 ^{*1}
	ディーゼル室換気系グラビティダンパ	S
	緊急時対策所換気系グラビティダンパ ^{*2}	重 ^{*1}
	中央制御室換気系手動式ダンパ	S
		S, 重 ^{*1}
	原子炉建屋換気系隔離弁	S
中央制御室換気系隔離弁	S, 重 ^{*1}	
	S ^{*2}	

*1：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*2：新規に設置される機器

3.12.2 代表機器の選定

「技術評価」の評価では評価対象空調設備をその型式等をもとに分類しているが、本検討においてもこの分類に従って整理するものとし、それぞれの分類ごとに、「技術評価」における代表機器を本検討の代表機器とする。

ただし、グループ内で選定された「技術評価」の代表機器より、耐震重要度の上位の機器が存在する場合には、これについても代表機器として評価することとする。

各分類における、本検討での代表機器を表 3.12-2～7 に示す。

表 3.12-2 ファンの代表機器

分類基準		機器名称	選定基準				「技術評価」代表機器	耐震安全性評価代表機器	備考
型式	駆動方式		仕様	重要度*1	使用条件	耐震重要度			
			流量×静圧 (m ³ /h×Pa)		運転状態				
遠心式	直結型	非常用ガス処理系排風機*2	3,570×1,500	MS-1, 重*3	一時	S, 重*4			
		非常用ガス再循環系排風機	17,000×5,227	MS-1, 重*3	一時	S, 重*4	○	○	
	直動型	中央制御室ブースターファン*2	5,100×2,110	MS-1, 重*3	一時	S, 重*4	○	○	
		緊急時対策所非常用送風機*2	5,000×5,600	重*3	一時	重*4			
軸流式	ベルト駆動	中央制御室排気ファン	3,400×196	MS-1	連続	S	○	○	
	直動型	ディーゼル室換気系ルーフベントファン	71,400×216	MS-1	一時	S	○	○	

*1：当該機器に要求される重要度のうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：新規に設置される機器

*3：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*4：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

表 3.12-3 空調機の代表機器

分類基準	機器名称	選定基準				「技術評価」代表機器	耐震安全性評価代表機器	備考
		仕様	重要度*2	使用条件	耐震重要度			
		流量×静圧 (m ³ /h×Pa)		運転状態				
海水	高压炉心スプレイ系ポンプ室空調機	11,800×490	MS-1	一時(1回/月)	S			
	低压炉心スプレイ系ポンプ室空調機	11,800×490	MS-1	一時(1回/月)	S			
	残留熱除去系ポンプ室空調機	6,800×340	MS-1	一時*3	S	○	○	
純水	中央制御室エアハンドリングユニットファン*4	42,500×1,560	MS-1, 重*5	連続	S, 重*6	○	○	

*1：冷却コイル内部流体を示す

*2：当該機器に要求される重要度のうち、最上位の重要度クラスを示す

*3：1回/月（残留熱除去系 B, C ポンプ室）及び2回/月（残留熱除去系 A ポンプ室）

*4：新規に設置される機器

*5：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*6：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

表 3.12-4 冷凍機の代表機器

型式	機器名称	選定基準				「技術評価」代表機器	耐震安全性評価代表機器	備考
		仕様	重要度	使用条件	耐震重要度			
		冷却能力 (W)		運転状態				
スクリー式	中央制御室チラーユニット	210,000	MS-1	連続	S	○	○	

表 3.12-5 フィルタユニットの代表機器

分類基準	機器名称	選定基準				「技術評価」代表機器	耐震安全性評価代表機器	備考
		仕様	重要度*2	使用条件	耐震重要度			
		流量(m ³ /h)		運転状態				
ステンレス鋼	非常用ガス再循環系フィルタトレイン	17,000	MS-1, 重*3	一時	S, 重*4	○	○	
	非常用ガス処理系フィルタトレイン	3,570	MS-1, 重*3	一時	S, 重*4			
	中央制御室換気系フィルタユニット	5,100	MS-1, 重*3	一時	S, 重*4			
	緊急時対策所非常用フィルタ装置*5	5,000	重*3	一時	重*4			

*1：ケーシングの材料を示す

*2：当該機器に要求される重要度のうち、最上位の重要度クラスを示す

*3：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*4：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*5：新規に設置される機器

表 3.12-6 ダクトの代表機器

分類基準		機器名称	選定基準				「技術評価」代表機器	耐震安全性評価代表機器	備考
			仕様	重要度*2	使用条件	耐震重要度			
型式	材料		流量*1(m ³ /h)		運転状態				
角ダクト	亜鉛メッキ鋼板	中央制御室換気系ダクト	42,500	MS-1, 重*3	連続	S, 重*4	○	○	
		ディーゼル室換気系ダクト	71,400	MS-1	一時	S			
丸ダクト	炭素鋼	中央制御室換気系ダクト	42,500	MS-1	連続	S			
		原子炉建屋換気系ダクト	231,200	MS-1	連続	S	○	○	

*1：流量が異なる機器がある場合は、流量の最大のものを示す

*2：当該機器に要求される重要度のうち、最上位の重要度クラスを示す

*3：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*4：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

表 3.12-7(1/2) ダンパ及び弁の代表機器

分類基準		機器名称	選定基準				「技術評価」代表機器	耐震安全性評価代表機器	代表ダンパ及び弁	備考
			仕様	重要度*2	使用条件	耐震重要度				
型式	駆動方式		流量*1(m ³ /h)		運転状態					
ダンパ	空気作動式	中央制御室換気系空気作動式ダンパ	42,500	MS-1	連続	S	○	○	中央制御室換気系ファン AH2-9 入口ダンパ	
			5,100	MS-1, 重*3	一時	S, 重*4				
		ディーゼル室換気系空気作動式ダンパ	95,000	MS-1	一時	S				
	重力式	非常用ガス処理系グラビティダンパ	3,570	MS-1, 重*3	一時	S, 重*4			中央制御室換気系ファン AH2-9 出口グラビティダンパ	
		非常用ガス再循環系グラビティダンパ	17,000	MS-1, 重*3	一時	S, 重*4				
		中央制御室換気系グラビティダンパ	42,500	MS-1, 重*3	連続	S, 重*4	○	○		
			5,100	MS-1, 重*3	一時	S, 重*4				
		ディーゼル室換気系グラビティダンパ	71,400	MS-1	一時	S				
		緊急時対策所換気系グラビティダンパ*5	5,000	重*3	一時	重*4				
	手動式	中央制御室換気系手動式ダンパ	3,400	MS-1	一時	S			中央制御室換気系再循環フィルタ装置ラインダンパ	
			5,100	MS-1, 重*3	一時	S, 重*4	○	○		

*1：流量が異なる機器がある場合は流量の最大のものを示す

*2：当該機器に要求される重要度のうち、最上位の重要度クラスを示す

*3：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*4：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*5：新規に設置される設備

表 3.12-7(2/2) ダンパ及び弁の代表機器

分類基準		機器名称	選定基準				「技術評価」代表機器	耐震安全性評価代表機器	代表ダンパ及び弁	備考
			仕様	重要度*2	使用条件	耐震重要度				
型式	駆動方式		流量*1(m ³ /h)		運転状態					
バタフライ弁	空気作動式	原子炉建屋換気系隔離弁	231,200	MS-1	連続	S	○	○	原子炉建屋換気系C/S隔離弁	
	電動式	中央制御室換気系隔離弁	3,400	MS-1, 重*3	連続	S, 重*4	○	○	中央制御室換気系隔離弁	
			34,800*5	MS-1	一時	S				

*1：流量が異なる機器がある場合は流量の最大のものを示す

*2：当該機器に要求される重要度のうち，最上位の重要度クラスを示す

*3：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*4：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*5：新規に設置される設備

3.12.3 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

(1) 「技術評価」での検討結果の整理

3.12.2 項で選定した代表空調設備について、「技術評価」で検討された経年劣化事象に対し、「技術評価」での検討結果（詳細は「東海第二発電所 空調設備の技術評価書」参照）に基づき、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対し保全対策を考慮し、以下のとおり整理した（表 3.12-8～13 参照）。

- ① 現在発生しておらず、今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの
（表中×）
- ② 現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの
（表中○）

なお、①（表中×）に分類した経年劣化事象については耐震安全性評価対象外とし、その理由を表 3.12-8～13 中に記載した。

表 3.12-8 ファンに想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	代表機器				「技術評価」評価結果概要*1
			非常用ガス再循環系排風機	中央制御室ブースターファン	中央制御室排気ファン	ディーゼル室換気系ルーフベントファン	
—	—	—	—	—	—	—	

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表 3.12-9 空調機に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	代表機器		「技術評価」評価結果概要*1
			残留熱除去系ポンプ室空調機	中央制御室エアハンドリングユニットファン	
—	—	—	—	—	

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表 3.12-10 冷凍機に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	代表機器		「技術評価」評価結果概要*1
			中央制御室チラーユニット		
—	—	—	—		

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表 3.12-11 フィルタユニットに想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	代表機器		「技術評価」評価結果概要*1
			非常用ガス再循環系フィルタトレイン		
—	—	—	—		

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表 3.12-12 ダクトに想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	代表機器		「技術評価」評価結果概要*1
			中央制御室換気系ダクト	原子炉建屋換気系ダクト	
—	—	—	—	—	

—：経年劣化事象が想定されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表 3.12-13 ダンパ及び弁に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	代表機器					「技術評価」評価結果概要*1
			①	②	③	④	⑤	
—	—	—	—	—	—	—	—	

—：経年劣化事象が想定されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

- ① 中央制御室換気系ファン AH2-9 入口ダンパ
- ② 中央制御室換気系ファン AH2-9 出口グラビティダンパ
- ③ 中央制御室換気系再循環フィルタ装置ラインダンパ
- ④ 原子炉建屋換気系 C/S 隔離弁
- ⑤ 中央制御室換気系隔離弁

(2) 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

3.12.3 項(1)で整理された②の経年劣化事象については、これらの事象が顕在化した場合、代表機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「有意」であるか「軽微もしくは無視」できるかを以下で検討し、「軽微もしくは無視」できる事象については耐震安全性評価対象外とする（表 3.12-14～19 に耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象を示す）。

① ファンにおける高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

ファンにおける高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表 3.12-8 参照）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった（表 3.12-14 参照）。

② 空調機における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

空調機における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表 3.12-9 参照）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった（表 3.12-15 参照）。

③ 冷凍機における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

冷凍機における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表 3.12-10 参照）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった（表 3.12-16 参照）。

④ フィルタユニットにおける高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

フィルタユニットにおける高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表 3.12-11 参照）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった（表 3.12-17 参照）。

⑤ ダクトにおける高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

ダクトにおける高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表 3.12-12 参照）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった（表 3.12-18 参照）。

⑥ ダンパ及び弁における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

ダンパ及び弁における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表 3.12-13 参照）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった（表 3.12-19 参照）。

表 3.12-14 ファンの耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象	代表機器			
		非常用ガス 再循環系排風機	中央制御室 ブースターファン	中央制御室 排気ファン	ディーゼル室換気系 ルーフベントファン
—	—	—	—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表 3.12-15 空調機の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象	代表機器	
		残留熱除去系ポンプ室空調機	中央制御室エアハンドリングユニットファン
—	—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表 3.12-16 冷凍機の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象	代表機器
		中央制御室チラーユニット
—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表 3.12-17 フィルタユニットの耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象	代表機器	
		非常用ガス再循環系フィルタトレイン	
—	—	—	

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表 3.12-18 ダクトの耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象	代表機器	
		中央制御室換気系ダクト	原子炉建屋換気系ダクト
—	—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表 3.12-19 ダンパ及び弁の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象	代表機器				
		中央制御室換気系ファン AH2-9 入口ダンパ	中央制御室換気系ファン AH2-9 出口グラビティダンパ	中央制御室換気系再循環 フィルタ装置ライン ダンパ	原子炉建屋換気系 C/S 隔離弁	中央制御室換気系隔離弁
—	—	—	—	—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

- 3.12.4 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対する耐震安全性評価
- 3.12.3 項及び 2.2 項(2)b の表 2 における検討結果より、空調設備の代表機器において、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象はない。
- 3.12.5 評価対象機器全体への展開
- 以下の手順により、評価対象機器全体への耐震安全性評価の展開を実施することとする。
- 3.12.5.1 代表機器以外の評価対象機器における「技術評価」での検討結果の整理
- 3.12.3 項の代表機器及び 2.2 項(2)b の表 2 における耐震安全性上考慮する必要のある経年劣化事象の検討を行った結果、経年劣化事象は抽出されなかった。
- 「技術評価」での経年劣化事象の抽出及び保全対策の検討結果を用いて、代表機器以外の評価対象機器についても整理を行った結果、代表機器における抽出結果以外の経年劣化事象は抽出されなかった。
- 3.12.5.2 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出
- 3.12.3 項にて整理し抽出した代表機器に想定される経年劣化事象及び 2.2 項(2)b の表 2 で耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対して、機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「軽微もしくは無視」できる事象を耐震安全性評価対象外としたものについては、評価対象機器全体において代表機器と同様の評価が可能であることを確認した。
- 3.12.5.3 耐震安全性評価
- 本項では、代表以外の機器に対する耐震安全性評価を実施する。
- 具体的には、3.12.5.2 項で代表機器に想定される経年劣化事象以外の事象が抽出されなかったことから、代表機器に想定される経年劣化事象と同じ事象に対する耐震安全性評価を実施した（代表機器以外の機器については表 3.12-2～7 参照）。
- (1) 代表機器に想定される経年劣化事象と同じ事象に対する耐震安全性評価
- 代表機器以外の機器に関して、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象はない。

3.12.6 経年劣化事象に対する動的機能維持評価

空調設備における高経年化に対する「技術評価」により、各部位に想定される経年劣化事象については、現状の保全対策により機器に与える影響が十分小さいことを確認した。

また、耐震安全上考慮する必要がある経年劣化事象に対する耐震安全性評価の実施により、空調設備における全ての部位での経年劣化事象は、機器の振動応答特性への影響が「軽微もしくは無視」できる事象であることを確認した。

さらに、耐震安全上考慮する必要がある基礎ボルトに対する耐震安全性評価の実施により、基礎ボルトにおける経年劣化事象は、ボルトが支持する機器の支持機能への影響がないことを確認している。

これより、経年劣化事象を考慮しても、地震時に動的機能の維持が要求される機器における地震時の応答加速度は各機器の機能確認済加速度を上回るものでないと考えられ、地震時の動的機能についても維持されると判断される。

3.12.7 保全対策に反映すべき項目の抽出

空調設備においては、「技術評価」にて検討された保全対策に、耐震安全上の観点から追加すべき項目はない。

3.13 機械設備

本章は、東海第二で使用している主要な機械設備に係わる経年劣化事象について、耐震安全性評価をまとめたものである。

なお、東海第二の主要機器については、既に「技術評価」において経年劣化事象に対する健全性評価を行うとともに、現状保全の評価を実施しているため、本章においてはこれら検討結果を前提条件とし、評価を実施することとする。

3.13.1 評価対象機器

東海第二で使用している主要な機械設備（「技術評価」の評価対象機器）を評価対象機器とする。

なお、評価対象機器一覧を表 3.13-1 に示す。

表 3.13-1 (1/2) 評価対象機器一覧

設備名称	機器名称	耐震重要度
制御棒	ボロン・カーバイド型制御棒	S, 重 ^{*1}
制御棒駆動機構	制御棒駆動機構	S, 重 ^{*1}
水圧制御ユニット	水圧制御ユニット	S, 重 ^{*1}
ディーゼル機関本体	非常用ディーゼル機関 (2C, 2D 号機)	S, 重 ^{*1}
	高圧炉心スプレイ系ディーゼル機関	S, 重 ^{*1}
	緊急時対策所用発電機ディーゼル機関 ^{*2}	重 ^{*1}
	常設代替高圧電源装置 (ディーゼル機関)	重 ^{*1}
ディーゼル機関付属設備	非常用ディーゼル機関 (2C, 2D 号機) 付属設備	S, 重 ^{*1}
	高圧炉心スプレイ系ディーゼル機関付属設備	S, 重 ^{*1}
	緊急時対策所用発電機ディーゼル機関付属設備 ^{*2}	重 ^{*1}
	常設代替高圧電源装置 (ディーゼル機関) 付属設備 ^{*2}	重 ^{*1}
	補機駆動用燃料設備 ^{*2}	重 ^{*1}
可燃性ガス濃度制御系再結合装置	可燃性ガス濃度制御系再結合装置	S
燃料取替機	燃料取替機	B
燃料取扱クレーン	原子炉建屋 6 階天井走行クレーン	B
	DC 建屋天井クレーン	B
制御用圧縮空気系設備	制御用圧縮空気系設備	C
気体廃棄物処理系付属設備	蒸気式空気抽出器	B
新燃料貯蔵ラック	新燃料貯蔵ラック	B

*1：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*2：新規に設置される機器

表 3.13-1 (2/2) 評価対象機器一覧

設備名称	機器名称	耐震重要度
補助ボイラ設備	補助ボイラ設備	C
廃棄物処理設備	濃縮廃液・廃液中和スラッジ系設備	B
	機器ドレン系設備	B
	減容固化系設備	B
	雑固体減容処理設備高周波溶融炉設備	B
	雑固体焼却系設備	B
	セメント混練固化系設備	C
	使用済樹脂貯蔵系設備	B
排気筒	主排気筒	C
	非常用ガス処理系排気筒	S, 重 ^{*2}
使用済燃料乾式貯蔵容器	使用済燃料乾式貯蔵容器	S
水素再結合器	静的触媒式水素再結合器 ^{*1}	重 ^{*2}

*1：新規に設置される機器

*2：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

3.13.2 代表機器の選定

本検討においては、技術評価において代表機器の選定を行っているディーゼル機関及びディーゼル機関付属設備を除き、設備の特殊性を考慮しグループ化や代表機器の選定を行わずに評価を実施する。

(1) ディーゼル機関の代表機器の選定

「技術評価」の評価では、評価対象ディーゼル機関を仕様（機関出力×回転速度）等を基に分類しているが、本検討においてもこの分類にしたがって整理するものとし、「技術評価」における代表機器を本検討の代表機器とする。

但し、選定された「技術評価」の代表機器より、耐震重要度の上位の機種が存在する場合には、これについても代表機器として評価することとする。

ディーゼル機関の本検討の代表機器を表 3.13.2-1 に示す。

表 3.13.2-1 ディーゼル機関の代表機器

機器名称	選定基準				「技術評価」代表機器	耐震安全性評価代表機器
	重要度*1	使用条件		耐震重要度		
		運転状態	仕様 (機関出力×回転速度)			
非常用ディーゼル機関 (2C, 2D 号機)	MS-1, 重*2	一時*3	5,502 kW×429 rpm	S, 重*4	○	○
高圧炉心スプレイ系 ディーゼル機関	MS-1, 重*2	一時*3	3,052 kW×429 rpm	S, 重*4		
緊急時対策所用発電機 ディーゼル機関*5	重*2	一時*3	1,450 kW×1,500 rpm	重*4		
常設代替高圧電源装置 (ディーゼル機関)	重*2	一時*3	1,450 kW×1,500 rpm	重*4		

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器および構造物であることを示す

*3：通常は待機，定期的（運転回数：約 20 回/年，運転時間：約 40 時間/年）に定例試験を実施

*4：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*5：新規に設置される機器

(2) ディーゼル機関付属設備の代表機器の選定

「技術評価」の評価では、評価対象ディーゼル機関付属設備を使用条件等を基に分類しているが、本検討においてもこの分類にしたがって整理するものとし、「技術評価」における代表機器を本検討の代表機器とする。

但し、選定された「技術評価」の代表機器より、耐震重要度の上位の機種が存在する場合には、これについても代表機器として評価することとする。

ディーゼル機関付属設備の本検討の代表機器を表 3.13.2-2 に示す。

表 3.13.2-2 ディーゼル機関付属設備の代表機器

機器名称		選定基準				「技術評価」代表機器	耐震安全性評価代表機器
		重要度*1	使用条件		耐震重要度		
			最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (°C)			
非常用ディーゼル機関 (2C, 2D号機) 付属設備	始動空気系	MS-1, 重*2	3.2	45	S, 重*3	○	○
	潤滑油系	MS-1, 重*2	0.78	70	S, 重*3		
	冷却水系	MS-1, 重*2	純水 0.25	純水 80	S, 重*3		
			海水 0.70	海水 50			
燃料油系*4	MS-1, 重*2	1.0	55	S, 重*3			
高圧炉心スプレイ系ディーゼル機関付属設備	始動空気系	MS-1, 重*2	3.2	45	S, 重*3		
	潤滑油系	MS-1, 重*2	0.78	70	S, 重*3		
	冷却水系	MS-1, 重*2	純水 0.25	純水 80	S, 重*3		
			海水 0.70	海水 50			
燃料油系*4	MS-1, 重*2	1.0	55	S, 重*3			
緊急時対策所用発電機ディーゼル機関付属設備*4	燃料油系	重*2	0.5	45	重*3		
常設代替高圧電源装置 (ディーゼル機関) 付属設備*4	燃料油系	重*2	1.0	55	重*3		
補機駆動用燃料設備*4*5	燃料油系	重*2	静水頭*6	60*6	重*3		

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器および構造物であることを示す

*3：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*4：新規に設置される機器を含む

*5：可搬型重大事故等対処設備（ディーゼル機関を含む）に可搬型の機器を用いて軽油を供給する設備

*6：可搬型設備用軽油タンクの仕様を示す

3.13.3 各設備の耐震安全性評価

3.13.3.1 制御棒

(1) 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

a. 「技術評価」での検討結果の整理

「技術評価」で検討された経年劣化事象に対し、「技術評価」での評価結果（詳細は「東海第二発電所 機械設備の技術評価書」参照）に基づき、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対し保全対策を考慮し以下のとおり整理した（表 3.13.3-1 参照）。

- ① 現在発生しておらず、今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの
（表中×）
- ② 現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの
（表中○）

なお、①（表中×）に分類した経年劣化事象については耐震安全性評価対象外とし、その理由を、表 3.13.3-1 中に記載した。

表 3.13.3-1 制御棒に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	「技術評価」評価結果概要*1
		照射誘起型応力腐食割れ	
原子炉の緊急停止	制御材	—	
	制御材被覆管	○	
	シース	○	
	タイロッド	○	
	ソケット	—	
	ローラ	—	
	ピン*2	○	
過剰反応度の印加防止	落下速度リミッタ	—	
ハンドリング	上部ハンドル	○	

○：現在発生しているか又は将来にわたって起こることが否定できないもの

—：経年劣化事象が想定されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

*2：ステンレス鋼のみ

b. 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

3.13.3.1項(1)aで整理された②の経年劣化事象については、これらの事象が顕在化した場合、機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「有意」であるか「軽微もしくは無視」できるかを以下で検討し、「軽微もしくは無視」できる事象については耐震安全性評価対象外とする（表3.13.3-2に耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象を示す）。

制御棒における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を、「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表3.13.3-1参照）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、以下のとおりである。

- ・ 照射誘起型応力腐食割れ（制御材被覆管，シース，タイロッド，ピン，上部ハンドル）

本事象については、機器の振動応答特性又は構造・強度への影響が「軽微もしくは無視」できるものと判断した（表3.13.3-2で■）。

(a) 照射誘起型応力腐食割れ

通常運転時の引抜状態の制御棒は原子炉圧力容器内下部プレナム部に設置された制御棒案内管内に収納されており、地震時においても制御棒の挿入を阻害する応力が発生しない構造となっている。

また、挿入状態にある制御棒については、制御棒上下に取り付けたローラが燃料集合体チャンネルボックスにあたりながら、燃料集合体の動きに呼応して振動するため、有意な応力は発生しないと考えられる。制御棒に最大の荷重が負荷されるスクラム時の鉛直方向の荷重については、スクラム荷重は地震荷重に比べて非常に大きく地震荷重の寄与は極めて小さい。

また、水平荷重についても、制御棒上下に取り付けたローラが燃料集合体チャンネルボックスにあたりながら、燃料集合体の動きに呼応して挿入されることから、地震の影響は小さく、制御棒自体の健全性に影響を与えるものではない。

なお、これまでに上部ハンドルのローラ近傍に応力腐食割れが確認されているが、地震を考慮しても制御棒の構造健全性に影響を与えないと評価されている。

したがって、耐震性に及ぼす影響は軽微と判断し耐震安全性評価対象外とした。

この結果、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象は抽出されなかった。

(2) 制御棒挿入性に係る耐震安全性評価

制御棒挿入性に影響を与える可能性のある経年劣化事象の抽出を行った結果、抽出されなかったことから、経年劣化事象を考慮した地震時の燃料集合体の変位を評価した結果は、工事計画で確認した 16.8 mm となり、機能確認済相対変位である約 40 mm 以下となることを確認した。

表 3.13.3-2 制御棒の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象
	照射誘起型応力腐食割れ
制御材	—
制御材被覆管	■
シース	■
タイロッド	■
ソケット	—
ローラ	—
ピン*1	■
落下速度リミッタ	—
上部ハンドル	■

■：現在発生しているか，又は将来にわたって起こることが否定できないが，機器の振動応答特性又は構造・強度への影響が「軽微もしくは無視」できるもの

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの，又は小さいもの

*1：ステンレス鋼のみ

3.13.3.2 制御棒駆動機構

(1) 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

a. 「技術評価」での検討結果の整理

「技術評価」で検討された経年劣化事象に対し、「技術評価」での評価結果（詳細は「東海第二発電所 機械設備の技術評価書」参照）に基づき、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対し保全対策を考慮し、以下のとおり整理した（表 3.13.3-3 参照）。

- ① 現在発生しておらず、今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの
（表中×）
- ② 現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの
（表中○）

なお、①（表中×）に分類した経年劣化事象については耐震安全性評価対象外とし、その理由を、表 3.13.3-3 中に記載した。

表 3.13.3-3 制御棒駆動機構に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	「技術評価」評価結果概要*1
—	—	—	

—：経年劣化事象が想定されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

b. 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

3.13.3.2 項(1)a で整理された②の経年劣化事象については、これらの事象が顕在化した場合、機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「有意」であるか「軽微もしくは無視」できるかを以下で検討し、「軽微もしくは無視」できる事象については耐震安全性評価対象外とする（表 3.13.3-4 に耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象を示す）。

制御棒駆動機構における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表 3.13.3-3 参照）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった（表 3.13.3-4 参照）。

表 3.13.3-4 制御棒駆動機構の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象
-	-

- : 経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの又は小さいもの

3.13.3.3 水圧制御ユニット

(1) 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

a. 「技術評価」での検討結果の整理

「技術評価」で検討された経年劣化事象に対し、「技術評価」での検討結果（詳細は「東海第二発電所 機械設備の技術評価書」参照）に基づき、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対し保全対策を考慮し、以下のとおり整理した（表 3.13.3-5 参照）。

- ① 現在発生しておらず、今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの
（表中×）
- ② 現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの
（表中○）

なお、①（表中×）に分類した経年劣化事象については耐震安全性評価対象外とし、その理由を、表 3.13.3-5 中に記載した。

表 3.13.3-5 水圧制御ユニットに想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	「技術評価」評価結果概要*1
—	—	—	

—：経年劣化事象が想定されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

b. 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

3.13.3.3 項(1)a で整理された②の経年劣化事象については、これらの事象が顕在化した場合、機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「有意」であるか「軽微もしくは無視」できるかを以下で検討し、「軽微もしくは無視」できる事象については耐震安全性評価対象外とする（表 3.13.3-6 に耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象を示す）。

水圧制御ユニットにおける高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表 3.13.3-5 参照）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった（表 3.13.3-6 参照）。

表 3.13.3-6 水圧制御ユニットの耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象
-	-

- : 経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

3.13.3.4 ディーゼル機関

3.13.3.4.1 ディーゼル機関本体

(1) 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

a. 「技術評価」での検討結果の整理

「技術評価」で検討された経年劣化事象に対し、「技術評価」での検討結果（詳細は「東海第二発電所 機械設備の技術評価書」参照）に基づき、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対し保全対策を考慮し、以下のとおり整理した（表 3.13.3-7 参照）。

- ① 現在発生しておらず、今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの
（表中×）
- ② 現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの
（表中○）

なお、①（表中×）に分類した経年劣化事象については耐震安全性評価対象外とし、その理由を、表 3.13.3-7 中に記載した。

表 3.13.3-7 ディーゼル機関本体に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	「技術評価」評価結果概要*1
—	—	—	

—：経年劣化事象が想定されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

b. 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

3.13.3.4.1 項(1) a で整理された②の経年劣化事象については、これらの事象が顕在化した場合、機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「有意」であるか「軽微もしくは無視」できるかを以下で検討し、「軽微もしくは無視」できる事象については耐震安全性評価対象外とする（表 3.13.3-8 に耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象を示す）。

ディーゼル機関本体における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表 3.13.3-7 参照）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった（表 3.13.3-8 参照）。

表 3.13.3-8 ディーゼル機関本体の耐震安全上考慮する必要がある経年劣化事象

部位	経年劣化事象
-	-

- : 経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの, 又は小さいもの

3.13.3.4.2 ディーゼル機関付属設備

(1) 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

a. 「技術評価」での検討結果の整理

「技術評価」で検討された経年劣化事象に対し、「技術評価」での検討結果（詳細は「東海第二発電所 機械設備の技術報告書」参照）に基づき、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対し保全対策を考慮し、以下のとおり整理した（表 3.13.3-9 参照）。

- ① 現在発生しておらず、今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの
（表中×）
- ② 現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの
（表中○）

また、①（表中×）に分類した経年劣化事象については耐震安全性評価対象外とし、その理由を、表 3.13.3-9 中に記載した。

表 3.13.3-9 ディーゼル機関付属設備に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	「技術評価」評価結果概要*1
—	—	—	

—：経年劣化事象が想定されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

b. 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

3.13.3.4.2 項(1)a で整理された②の経年劣化事象については、これらの事象が顕在化した場合、機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「有意」であるか「軽微もしくは無視」できるかを以下で検討し、「軽微もしくは無視」できる事象については耐震安全性評価対象外とする（表 3.13.3-10 に耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象を示す）。

ディーゼル機関付属設備における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表 3.13.3-9 参照）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった（表 3.13.3-10 参照）。

表 3.13.3-10 ディーゼル機関付属設備の耐震安全上考慮する必要がある経年劣化事象

部位	経年劣化事象
-	-

－：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

3.13.3.5 可燃性ガス濃度制御系再結合装置

(1) 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

a. 「技術評価」での検討結果の整理

「技術評価」で検討された経年劣化事象に対し、「技術評価」での検討結果（詳細は「東海第二発電所 機械設備の技術評価書」参照）に基づき、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対し保全対策を考慮し、以下のとおり整理した（表 3.13.3-11 参照）。

- ① 現在発生しておらず、今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの
（表中×）
- ② 現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの
（表中○）

なお、①（表中×）に分類した経年劣化事象については耐震安全性評価対象外とし、その理由を、表 3.13.3-11 中に記載した。

表 3.13.3-11 可燃性ガス濃度制御系再結合装置に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	「技術評価」評価結果概要*1
—	—	—	

—：経年劣化事象が想定されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

b. 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

3.13.3.5 項(1)a で整理された②の経年劣化事象については、これらの事象が顕在化した場合、機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「有意」であるか「軽微もしくは無視」できるかを以下で検討し、「軽微もしくは無視」できる事象については耐震安全性評価対象外とする（表 3.13.3-12 に耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象を示す）。

可燃性ガス濃度制御系再結合装置における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表 3.13.3-11 参照）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった（表 3.13.3-12 参照）。

表 3.13.3-12 可燃性ガス濃度制御系再結合装置の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象
-	-

- : 経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの, 又は小さいもの

3.13.3.6 燃料取替機

(1) 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

a. 「技術評価」での検討結果の整理

「技術評価」で検討された経年劣化事象に対し、「技術評価」での検討結果（詳細は「東海第二発電所 機械設備の技術評価書」参照）に基づき、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対し保全対策を考慮し、以下のとおり整理した（表 3.13.3-13 参照）。

- ① 現在発生しておらず、今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの（表中×）
- ② 現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの（表中○）

なお、①（表中×）に分類した経年劣化事象については耐震安全性評価対象外とし、その理由を表 3.13.3-13 中に記載した。

表 3.13.3-13 燃料取替機に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	「技術評価」評価結果概要*1
—	—	—	

—：経年劣化事象が想定されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

b. 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

3.13.3.6 項(1)a で整理された②の経年劣化事象については、これらの事象が顕在化した場合、機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「有意」であるか「軽微もしくは無視」できるかを以下で検討し、「軽微もしくは無視」できる事象については耐震安全性評価対象外とする（表 3.13.3-14 に耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象を示す）。

燃料取替機における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表 3.13.3-13 参照）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった（表 3.13.3-14 参照）。

表 3.13.3-14 燃料取替機の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象
-	-

- : 経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの, 又は小さいもの

3.13.3.7 燃料取扱クレーン

(1) 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

a. 「技術評価」での検討結果の整理

「技術評価」で検討された経年劣化事象に対し、「技術評価」での検討結果（詳細は「東海第二発電所 機械設備の技術評価書」参照）に基づき、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対し保全対策を考慮し、以下のとおり整理した（表 3.13.3-15 参照）。

- ① 現在発生しておらず、今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの
（表中×）
- ② 現在発生しているか又は将来にわたって起こることが否定できないもの
（表中○）

なお、①（表中×）に分類した経年劣化事象については耐震安全性評価対象外とし、その理由を表 3.13.3-15 中に記載した。

表 3.13.3-15 燃料取扱クレーンに想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	「技術評価」評価結果概要*1
—	—	—	

—：経年劣化事象が想定されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

b. 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

3.13.3.7 項(1)a で整理された②の経年劣化事象については、これらの事象が顕在化した場合、機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「有意」であるか「軽微もしくは無視」できるかを以下で検討し、「軽微もしくは無視」できる事象については耐震安全性評価対象外とする（表 3.13.3-16 に耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象を示す）。

燃料取扱クレーンにおける高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表 3.13.3-15 参照）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった（表 3.13.3-16 参照）。

表 3. 13. 3-16 燃料取扱クレーンの耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象
-	-

- : 経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの, 又は小さいもの

3.13.3.8 制御用圧縮空気系設備

(1) 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

a. 「技術評価」での検討結果の整理

「技術評価」で検討された経年劣化事象に対し、「技術評価」での検討結果（詳細は「東海第二発電所 機械設備の技術評価書」参照）に基づき、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対し保全対策を考慮し、以下のとおり整理した（表 3.13.3-17 参照）。

- ① 現在発生しておらず、今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの
（表中×）
- ② 現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの
（表中○）

なお、①（表中×）に分類した経年劣化事象については耐震安全性評価対象外とし、その理由を、表 3.13.3-17 中に記載した。

表 3.13.3-17 制御用圧縮空気系設備に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	「技術評価」評価結果概要*1
—	—	—	

—：経年劣化事象が想定されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

b. 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

3.13.3.8 項(1) a で整理された②の経年劣化事象については、これらの事象が顕在化した場合、機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「有意」であるか「軽微もしくは無視」できるかを以下で検討し、「軽微もしくは無視」できる事象については耐震安全性評価対象外とする（表 3.13.3-18 に耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象を示す）。

制御用圧縮空気系設備における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表 3.13.3-17 参照）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった（表 3.13.3-18 参照）。

表 3.13.3-18 制御用圧縮空気系設備の耐震安全上考慮する必要がある経年劣化事象

部位	経年劣化事象
-	-

- : 経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

3.13.3.9 気体廃棄物処理系附属設備

(1) 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

a. 「技術評価」での検討結果の整理

「技術評価」で検討された経年劣化事象に対し、「技術評価」での検討結果（詳細は「東海第二発電所 機械設備の技術評価書」参照）に基づき、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対し保全対策を考慮し、以下のとおり整理した（表 3.13.3-19 参照）。

- ① 現在発生しておらず、今後発生の可能性がないもの、又は小さいもの
（表中×）
- ② 現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの
（表中○）

なお、①（表中×）に分類した経年劣化事象については耐震安全性評価対象外とし、その理由を、表 3.13.3-19 中に記載した。

表 3.13.3-19 気体廃棄物処理系付属設備に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	「技術評価」評価結果概要*1
—	—	—	

—：経年劣化事象が想定されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

b. 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

3.13.3.9 項(1)a で整理された②の経年劣化事象については、これらの事象が顕在化した場合、機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「有意」であるか「軽微もしくは無視」できるかを以下で検討し、「軽微もしくは無視」できる事象については耐震安全性評価対象外とする（表 3.13.3-20 に耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象を示す）。

気体廃棄物処理系付属設備における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表 3.13.3-19 参照）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった（表 3.13.3-20 参照）。

表 3.13.3-20 気体廃棄物処理系付属設備の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象
-	-

- : 経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

3.13.3.10 新燃料貯蔵ラック

(1) 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

a. 「技術評価」での検討結果の整理

「技術評価」で検討された経年劣化事象に対し、「技術評価」での検討結果（詳細は「東海第二発電所 機械設備の技術評価書」参照）に基づき、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対し保全対策を考慮し、以下のとおり整理した（表 3.13.3-21 参照）。

- ① 現在発生しておらず、今後発生の可能性がないもの、又は小さいもの
（表中×）
- ② 現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの
（表中○）

なお、①（表中×）に分類した経年劣化事象については耐震安全性評価対象外とし、その理由を、表 3.13.3-21 中に記載した。

表 3.13.3-21 新燃料貯蔵ラックに想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	「技術評価」評価結果概要*1
—	—	—	

—：経年劣化事象が想定されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

b. 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

3.13.3.10 項(1)a で整理された②の経年劣化事象については、これらの事象が顕在化した場合、機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「有意」であるか「軽微もしくは無視」できるかを以下で検討し、「軽微もしくは無視」できる事象については耐震安全性評価対象外とする（表 3.13.3-22 に耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象を示す）。

新燃料貯蔵ラックにおける高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表 3.13.3-21 参照）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった（表 3.13.3-22 参照）。

表 3.13.3-22 新燃料貯蔵ラックの耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象
-	-

- : 経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

3.13.3.11 補助ボイラ設備

(1) 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

a. 「技術評価」での検討結果の整理

「技術評価」で検討された経年劣化事象に対し、「技術評価」での検討結果（詳細は「東海第二発電所 機械設備の技術評価書」参照）に基づき、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対し保全対策を考慮し、以下のとおり整理した（表 3.13.3-23 参照）。

- ① 現在発生しておらず、今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの
（表中×）
- ② 現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの
（表中○）

なお、①（表中×）に分類した経年劣化事象については耐震安全性評価対象外とし、その理由を、表 3.13.3-23 中に記載した。

表 3.13.3-23 補助ボイラ設備に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	「技術評価」評価結果概要*1
—	—	—	

—：経年劣化事象が想定されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

b. 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

3.13.3.11 項(1)aで整理された②の経年劣化事象については、これらの事象が顕在化した場合、機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「有意」であるか「軽微もしくは無視」できるかを以下で検討し、「軽微もしくは無視」できる事象については耐震安全性評価対象外とする（表 3.13.3-24 に耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象を示す）。

補助ボイラ設備における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表 3.13.3-23 参照）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった（表 3.13.3-24 参照）。

表 3.13.3-24 補助ボイラ設備の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象
-	-

- : 経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

3.13.3.12 廃棄物処理設備

(1) 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

a. 技術評価での検討結果の整理

「技術評価」で検討された経年劣化事象に対し、「技術評価」での検討結果（詳細は「東海第二発電所 機械設備の技術評価書」参照）に基づき、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対し、保全対策を考慮し以下のとおり整理した（表 3.13.3-25 参照）。

- ① 現在発生しておらず、今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの
（表中×）
- ② 現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの
（表中○）

なお、①（表中×）に分類した経年劣化事象については耐震安全性評価対象外とし、その理由を、表 3.13.3-25 中に記載した。

表 3.13.3-25 廃棄物処理設備に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	「技術評価」評価結果概要*1
-	-	-	

- : 経年劣化事象が想定されないもの

*1 : 「×」としたものの理由を記載

b. 耐震安全上考慮する必要がある経年劣化事象の抽出

3.13.3.12 項(1)a で整理された②の経年劣化事象については、これらの事象が顕在化した場合、代表機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「有意」であるか「軽微もしくは無視」できるかを以下で検討し、「軽微もしくは無視」できる事象については耐震安全性評価対象外とする（表 3.13.3-26 に耐震安全上考慮する必要がある経年劣化事象を示す）。

廃棄物処理設備における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表 3.13.3-25 参照）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった（表 3.13.3-26 参照）。

表 3.13.3-26 廃棄物処理設備の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象
-	-

- : 経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

3.13.3.13 排気筒

(1) 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

a. 「技術評価」での検討結果の整理

「技術評価」で検討された経年劣化事象に対し、「技術評価」での検討結果（詳細は「東海第二発電所 機械設備の技術評価書」参照）に基づき、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対し保全対策を考慮し、以下のとおり整理した（表 3.13.3-27 参照）。

- ① 現在発生しておらず、今後も発生の可能性がないもの又は小さいもの
（表中×）
- ② 現在発生しているか又は将来にわたって起こることが否定できないもの
（表中○）

なお、①（表中×）に分類した経年劣化事象については耐震安全性評価対象外とし、その理由を、表 3.13.3-27 中に記載した。

表 3. 13. 3-27 排気筒に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	「技術評価」評価結果概要*1
—	—	—	

—：経年劣化事象が想定されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

b. 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

3.13.3.13 項(1)a で整理された②の経年劣化事象については、これらの事象が顕在化した場合、代表機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「有意」であるか「軽微もしくは無視」できるかを以下で検討し、「軽微もしくは無視」できる事象については耐震安全性評価対象外とする（表 3.13.3-28 に耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象を示す）。

排気筒における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を、「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表 3.13.3-27 参照）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった（表 3.13.3-28 参照）。

表 3.13.3-28 排気筒の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象
-	-

- : 経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの, 又は小さいもの

3.13.3.14 使用済燃料乾式貯蔵容器

(1) 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

a. 「技術評価」での検討結果の整理

「技術評価」で検討された経年劣化事象に対し、「技術評価」での検討結果（詳細は「東海第二発電所 機械設備の技術評価書」参照）に基づき、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対し保全対策を考慮し、以下のとおり整理した（表 3.13.3-29 参照）。

- ① 現在発生しておらず、今後も発生の可能性がないもの又は小さいもの
（表中×）
- ② 現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの
（表中○）

なお、①（表中×）に分類した経年劣化事象については耐震安全性評価対象外とし、その理由を表 3.13.3-29 に記載した。

表 3.13.3-29 使用済燃料乾式貯蔵容器に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	「技術評価」評価結果概要*1
—	—	—	

—：経年劣化事象が想定されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

b. 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

3.13.3.14 項(1) a で整理された②の経年劣化事象については、これらの事象が顕在化した場合、機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「有意」であるか「軽微もしくは無視」できるかを以下で検討し、「軽微もしくは無視」できる事象については耐震安全性評価対象外とする（表 3.13.3-30 に耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象を示す）。

使用済燃料乾式貯蔵容器における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表 3.13.3-29 参照）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった（表 3.13.3-30 参照）。

表 3.13.3-30 使用済燃料乾式貯蔵容器の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象
-	-

- : 経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの, 又は小さいもの

3.13.3.15 水素再結合器

(1) 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

a. 「技術評価」での検討結果の整理

「技術評価」で検討された経年劣化事象に対し、「技術評価」での検討結果（詳細は「東海第二発電所 機械設備の技術評価書」参照）に基づき、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対し保全対策を考慮し、以下のとおり整理した（表 3.13.3-31 参照）。

- ① 現在発生しておらず、今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの
（表中×）
- ② 現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの
（表中○）

なお、①（表中×）に分類した経年劣化事象については耐震安全性評価対象外とし、その理由を表 3.13.3-31 に記載した。

表 3. 13. 3-31 水素再結合器に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	「技術評価」評価結果概要*1
—	—	—	

—：経年劣化事象が想定されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

b. 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

3.13.3.15 項(1)a で整理された②の経年劣化事象については、これらの事象が顕在化した場合、機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「有意」であるか「軽微もしくは無視」できるかを以下で検討し、「軽微もしくは無視」できる事象については耐震安全性評価対象外とする（表 3.13.3-32 に耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象を示す）。

水素再結合器における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表 3.13.3-31 参照）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった（表 3.13.3-32 参照）。

表 3.13.3-32 水素再結合器の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象
-	-

－：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

3. 13. 4 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対する耐震安全性評価

3. 13. 3 項で整理し抽出した経年劣化事象及び 2. 2 項(2)b の表 2 で耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対して耐震安全性評価を実施する。

(1) 伝熱管の腐食(流れ加速型腐食)[非常用ディーゼル機関(2C, 2D 号機)空気冷却器, 非常用ディーゼル機関(2C, 2D 号機)附属設備潤滑油系潤滑油冷却器及び冷却水系清水冷却器]

流れ加速型腐食により伝熱管の肉厚が減少すると剛性が低下し、地震時により大きな応力が発生することが考えられる。伝熱管の減肉に対しては保全対策上、渦流探傷検査を実施し、管理基準まで減肉した場合に施栓を行うこととしている。

ここでは、非常用ディーゼル機関(2C, 2D 号機)空気冷却器, 非常用ディーゼル機関(2C, 2D 号機)附属設備潤滑油系潤滑油冷却器及び冷却水系清水冷却器伝熱管の施栓基準である 50%厚さまで減肉した場合における地震時の耐震安全性評価を実施した。

評価の結果、いずれの伝熱管においても発生応力は許容応力を下回り、耐震安全性に問題のないことを確認した(表 3. 13. 4-1 参照)。

表 3. 13. 4-1 伝熱管の腐食(流れ加速型腐食)に対する耐震安全性評価結果

評価対象	区分	耐震重要度	評価地震力	許容応力状態	応力種別	発生応力(MPa)		許容応力*4(MPa)
						管板～管支持板	管支持板～管支持板	
非常用ディーゼル機関(2C, 2D 号機)空気冷却器	—*1	S, 重*2	S _s *3	IV _A S	一次応力	16	—	328
非常用ディーゼル機関(2C, 2D 号機)附属設備潤滑油系潤滑油冷却器	—*1	S, 重*2	S _s *3	IV _A S	一次応力	16	16	337
非常用ディーゼル機関(2C, 2D 号機)附属設備冷却水系清水冷却器	—*1	S, 重*2	S _s *3	IV _A S	一次応力	45	105	337

*1: 設計建設規格にて定められる区分としては基準外であるが、耐震評価上クラス 2 として扱った

*2: 耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*3: S_s地震力が S_d地震力及び S クラス機器に適用される静的地震力より大きく、S_s地震力による評価応力が S_d地震力及び S クラス機器に適用される静的地震力の許容応力を下回るため、S_d地震力及び静的地震力による評価を省略した

*4：設計建設規格 付録材料図表 Part5 表 9 に当該材料の各温度による値が規定されていないため、付録材料図表 Part5 表 6 に記載の最小引張強さの値を用い、耐震重要度及び許容応力状態を考慮して定まる値

(2) 胴の応力腐食割れ [濃縮廃液・廃液中和スラッジ系設備廃液濃縮器蒸発缶]

耐震安全性評価では、濃縮廃液・廃液中和スラッジ系設備廃液濃縮器蒸発缶胴板に応力腐食割れを想定し地震時の発生応力（地震時は B クラス地震動）を算出し評価した。

胴の応力腐食割れについては、現状保全として開放時の目視点検、浸透探傷検査、漏えい検査を実施することで機能を維持しており、これまでの目視点検、浸透探傷検査において有意なき裂がないことを確認しているが、評価にあたっては、保守的に胴板の半周に貫通き裂を想定して評価を実施した。

評価の結果、発生応力はき裂安定限界応力を下回り、耐震安全性評価上問題ないことを確認した（表 3.13.4-2 参照）。

表 3.13.4-2 胴の応力腐食割れに対する耐震安全性評価結果

評価対象	地震時発生応力 (MPa)	き裂安定限界応力 (MPa)
濃縮廃液・廃液中和スラッジ系設備 廃液濃縮器蒸発缶	31	65

3.13.5 評価対象機器全体への展開

以下の手順により、評価対象機器全体への耐震安全性評価の展開を実施することとする。

3.13.5.1 代表機器以外の評価対象機器における「技術評価」での検討結果の整理

3.13.3 項の代表機器及び 2.2 項(2)b の表 2 における耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の検討結果を用いて、代表機器以外の評価対象機器についても、「技術評価」での経年劣化事象の抽出及び保全対策の検討結果を用いて整理を実施した。

(1) 伝熱管の腐食（流れ加速型腐食）[高圧炉心スプレイ系ディーゼル機関空気冷却器，高圧炉心スプレイ系ディーゼル機関付属設備潤滑油系潤滑油冷却器及び冷却水系清水冷却器]

代表機器と同じく「現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの」として扱う。

(2) 胴, 伝熱管, 管板, 水室, 上板, 鏡板, 外殻及びケーシングの応力腐食割れ [廃液濃縮器復水器, 機器ドレン系設備クラッドスラリ濃縮器加熱器, クラッドスラリ濃縮器, クラッドスラリ濃縮器復水器, クラッドスラリ濃縮器デミスタ, 減容固化系設備溶解タンク, ミストセパレータ, デミスタ, 乾燥機復水器, 雑固体減容処理設備高周波溶融炉, 溶融炉排ガスフィルタ, 溶融炉排ガス脱硝塔, 雑固体焼却系設備焼却灰取出ボックス, 排ガスフィルタ]

代表機器と同じく「現在発生しているか, 又は将来にわたって起こることが否定できないもの」として扱う。

「技術評価」での経年劣化事象の抽出及び保全対策の検討結果を用いて, 代表機器以外の評価対象機器についても整理を行った結果, 代表機器における抽出結果以外の経年劣化事象は抽出されなかった。

3. 13. 5. 2 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

3. 13. 3 項にて整理し抽出した代表機器に想定される経年劣化事象及び 2. 2 項(2)b の表 2 で耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対して, 機器の振動応答特性上又は構造・強度上, 影響が「軽微もしくは無視」できる事象を耐震安全性評価対象外としたものについては, 前項の抽出結果を含めて, 評価対象機器全体において代表機器と同様に評価した結果, 以下の経年劣化事象は影響が「軽微もしくは無視」できないと判断し, 次項にて耐震安全性評価を実施することとする。

- ・ 伝熱管の腐食(流れ加速型腐食) [高圧炉心スプレイ系ディーゼル機関空気冷却器, 高圧炉心スプレイ系ディーゼル機関付属設備潤滑油系潤滑油冷却器及び冷却水系清水冷却器]
- ・ 胴, 伝熱管, 管板, 水室, 上板, 鏡板, 外殻及びケーシングの応力腐食割れ [廃液濃縮器復水器, 機器ドレン系設備クラッドスラリ濃縮器加熱器, クラッドスラリ濃縮器, クラッドスラリ濃縮器復水器, クラッドスラリ濃縮器デミスタ, 減容固化系設備溶解タンク, ミストセパレータ, デミスタ, 乾燥機復水器, 雑固体減容処理設備高周波溶融炉, 溶融炉排ガスフィルタ, 溶融炉排ガス脱硝塔, 雑固体焼却系設備焼却灰取出ボックス, 排ガスフィルタ]

3. 13. 5. 3 耐震安全性評価

本項では, 代表以外の機器に対する耐震安全性評価を実施する。

具体的には, 3. 13. 5. 2 項で代表機器に想定される経年劣化事象以外の事象は抽出されなかったことから, 代表機器に想定される経年劣化事象と同じ事象に対する耐震安全性評価を実施した(代表機器以外の機器については表 3. 13. 2-1~2 を参照のこと)。

(1) 代表機器に想定される経年劣化事象と同じ事象に対する耐震安全性評価

- a. 伝熱管の腐食（流れ加速型腐食）[高圧炉心スプレイ系ディーゼル機関空気冷却器，高圧炉心スプレイ系ディーゼル機関付属設備潤滑油系潤滑油冷却器及び冷却水系清水冷却器]

減肉を加味した耐震安全性評価では，流れ加速型腐食が想定される高圧炉心スプレイ系ディーゼル機関空気冷却器，高圧炉心スプレイ系ディーゼル機関付属設備潤滑油系潤滑油冷却器及び冷却水系清水冷却器について，代表機器と同様に伝熱管の施栓基準である 50%厚さまで減肉した場合における地震時の耐震安全性評価を実施した。

評価の結果，高圧炉心スプレイ系ディーゼル機関空気冷却器，高圧炉心スプレイ系ディーゼル機関付属設備潤滑油系潤滑油冷却器及び冷却水系清水冷却器に 50%厚さまでの減肉を想定した評価において，発生応力が許容応力を下回り，耐震安全性に影響のないことを確認した（表 3.13.5 参照）。

表 3.13.5 伝熱管の腐食（流れ加速型腐食）に対する耐震安全性評価結果

評価対象	区分	耐震重要度	評価地震力	許容応力状態	応力種別	発生応力 (MPa)		許容応力*4 (MPa)
						管板～管支持板	管支持板～管支持板	
高圧炉心スプレイ系ディーゼル機関空気冷却器	—*1	S, 重*2	S _s *3	IV _A S	一次応力	16	—	328
高圧炉心スプレイ系ディーゼル機関付属設備潤滑油系潤滑油冷却器	—*1	S, 重*2	S _s *3	IV _A S	一次応力	19	19	337
高圧炉心スプレイ系ディーゼル付属設備冷却水系清水冷却器	—*1	S, 重*2	S _s *3	IV _A S	一次応力	36	45	337

*1：設計建設規格にて定められる区分としては基準外であるが，耐震評価上クラス 2 として扱った

*2：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*3：S_s 地震力が S_d 地震力及び S クラス機器に適用される静的地震力より大きく，S_s 地震力による評価応力が S_d 地震力及び S クラス機器に適用される静的地震力の許容応力を下回るため，S_d 地震力及び静的地震力による評価を省略した

*4：設計建設規格 付録材料図表 Part5 表 9 に当該材料の各温度による値が規定されていないため，付録材料図表 Part5 表 6 に記載の最小引張強さの値を用い，耐震重要度及び許容応力状態を考慮して定まる値

- b. 胴、伝熱管、管板、水室、上板、鏡板、外殻及びケーシングの応力腐食割れ〔廃液濃縮器復水器、機器ドレン系設備クラッドスラリ濃縮器加熱器、クラッドスラリ濃縮器、クラッドスラリ濃縮器復水器、クラッドスラリ濃縮器デミスタ、減容固化系設備溶解タンク、ミストセパレータ、デミスタ、乾燥機復水器、雑固体減容処理設備高周波溶融炉、溶融炉排ガスフィルタ、溶融炉排ガス脱硝塔、雑固体焼却系設備焼却灰取出ボックス、排ガスフィルタ〕

胴、伝熱管、管板、水室、上板、鏡板、外殻及びケーシングの応力腐食割れにおいては、建設時から設置・使用されている濃縮廃液・廃液中和スラッジ系設備のうち、最高使用圧力の高い廃液濃縮器蒸発缶を代表として評価を行い、耐震安全性を確認した。代表以外の機器については、代表機器と同様またはそれ以下の最高使用圧力であることから、地震時の胴板等の発生応力はき裂安定限界応力を下回り、耐震安全性に影響のないことを確認した。

3.13.6 経年劣化事象に対する動的機能維持評価

機械設備における高経年化に対する「技術評価」により、各部位に想定される経年劣化事象については、現状の保全対策により機器に与える影響が十分小さいことを確認した。

また、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対する耐震安全性評価の実施により、機械設備における動的機能維持に必要な部位での経年劣化事象は、機器の振動応答特性への影響が「軽微もしくは無視」できる事象であることを確認した。

さらに、耐震安全上考慮する必要のある基礎ボルトに対する耐震安全性評価の実施により、基礎ボルトにおける経年劣化事象は、ボルトが支持する機器の支持機能への影響がないことを確認している。

これより、経年劣化事象を考慮しても、地震時に動的機能の維持が要求される機器における地震時の応答加速度は各機器の機能確認済加速度を上回るものでないと考えられ、地震時の動的機能についても維持されると判断される。

3.13.7 保全対策に反映すべき項目の抽出

機械設備においては、「技術評価」にて検討された保全対策に、耐震安全上の観点から追加すべき項目はない。

3.14 電源設備

本章は、東海第二で使用している主要な電源設備に係わる経年劣化事象について、耐震安全性評価をまとめたものである。

なお、東海第二の主要機器については、既に「技術評価」において経年劣化事象に対する健全性評価を行うとともに、現状保全の評価を実施しているため、本章においてはこれら検討結果を前提条件とし、評価を実施することとする。

3.14.1 評価対象機器

東海第二で使用している主要な電源設備（「技術評価」の評価対象機器）を評価対象機器とする。

なお、評価対象機器一覧を表 3.14-1 に示す。

表 3.14-1(1/2) 評価対象機器一覧

種類	機器名称	耐震重要度
高圧閉鎖配電盤	非常用 M/C	S, 重 ^{*1}
	原子炉再循環ポンプ遮断器	C, 重 ^{*1}
	原子炉再循環ポンプ低速度用電源装置遮断器	C, 重 ^{*1}
	常設代替高圧電源装置遮断器盤	重 ^{*1}
	緊急用 M/C ^{*2}	重 ^{*1}
	緊急時対策所用 M/C ^{*2}	重 ^{*1}
動力用変圧器	非常用動力用変圧器 (2C, 2D)	S, 重 ^{*1}
	非常用動力用変圧器 (HPCS)	S, 重 ^{*1}
	緊急用動力変圧器 ^{*2}	重 ^{*1}
	緊急時対策所用動力変圧器 ^{*2}	重 ^{*1}
低圧閉鎖配電盤	非常用 P/C	S, 重 ^{*1}
	緊急用 P/C ^{*2}	重 ^{*1}
	緊急時対策所用 P/C ^{*2}	重 ^{*1}
	125 V 直流 P/C	S, 重 ^{*1}
	緊急時対策所用直流 125 V 主母線盤 ^{*2}	重 ^{*1}
	計測用 P/C	S
コントロールセンタ	480 V 非常用 MCC	S, 重 ^{*1}
	緊急用 MCC ^{*2}	重 ^{*1}
	緊急時対策所用 MCC ^{*2}	重 ^{*1}
	125 V 直流 MCC	S, 重 ^{*1}
	緊急用直流 125 V MCC ^{*2}	重 ^{*1}
ディーゼル発電設備	非常用ディーゼル発電設備	S, 重 ^{*1}
	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備	S, 重 ^{*1}
	常設代替高圧電源装置	重 ^{*1}
	緊急時対策所用発電設備 ^{*2}	重 ^{*1}

*1：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*2：新規に設置される機器

表 3. 14-1 (2/2) 評価対象機器一覧

種類	機器名称	耐震重要度
MG セット	原子炉保護系 MG セット	S
無停電電源装置	バイタル電源用無停電電源装置	S
	緊急用無停電電源装置*2	重*1
	非常用無停電電源装置*2	S, 重*1
	緊急時対策所用無停電電源装置*2	重*1
直流電源設備	125 V 蓄電池 2A, 2B	S, 重*1
	125 V 蓄電池 HPCS	S, 重*1
	緊急用 125 V 蓄電池*2	重*1
	緊急時対策所用蓄電池*2	重*1
	±24 V 蓄電池 2A, 2B	S, 重*1
	緊急時対策所用 24 V 系蓄電池*2	重*1
	125 V 充電器盤 2A	S, 重*1
	125 V 充電器盤 2B	S, 重*1
	125 V 充電器盤 予備	重*1
	125 V 充電器盤 HPCS	S, 重*1
	緊急用 125 V 充電器盤*2	重*1
	緊急時対策所用充電器盤*2	重*1
	±24 V 充電器盤 2A, 2B	S, 重*1
	緊急時対策所用直流 24 V 充電器盤*2	重*1
計測用分電盤	交流計測用分電盤 A 系, B 系	S
	交流計測用分電盤 HPCS 系	S, 重*1
	直流分電盤	S, 重*1
	バイタル分電盤	S
	中性子モニタ用分電盤	S, 重*1
	緊急用計装交流主母線盤*2	重*1
	緊急用直流分電盤*2	重*1
	緊急用無停電計装分電盤*2	重*1
	非常用無停電計装分電盤*2	S, 重*1
	緊急時対策所用分電盤*2	重*1
	緊急時対策所用直流分電盤*2	重*1
	可搬型代替低圧電源車接続盤*2	重*1
	可搬型代替直流電源設備用電源切替盤*2	重*1
計測用変圧器	計測用変圧器	S
	原子炉保護系 MG セットバイパス変圧器	S
	緊急用計測用変圧器*2	重*1

*1: 耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*2: 新規に設置される機器

3.14.2 代表機器の選定

「技術評価」の評価では評価対象電源設備をその電圧区分等を基に分類しているが、本検討においてもこの分類に従って整理するものとし、それぞれの分類ごとに、「技術評価」における代表機器を本検討の代表機器とする。

ただし、グループ内で選定された「技術評価」の代表機器より、耐震重要度の上位の機器が存在する場合には、これについても代表機器として評価することとする。

各分類における、本検討での代表機器を表 3.14.2-1～10 に示す。

表 3.14.2-1 高圧閉鎖配電盤の代表機器

分類基準			機器名称	仕様		選定基準			耐震重要度	「技術評価」代表機器	耐震安全性評価代表機器	備考
電圧区分	型式 (内蔵遮断器)	設置場所		盤 (定格電圧)	遮断器 (定格電圧× 定格遮断電流)	重要度*1	使用条件					
							定格電圧	定格電流				
高圧	真空遮断器	屋内	非常用 M/C	AC 7,200 V	AC 7,200 V×63 kA	MS-1, 重*2	AC 6,900 V	2,000 A 1,200 A	S, 重*3	○	○	
			原子炉再循環ポンプ遮断器	AC 6,900 V	AC 7,200 V×63 kA	MS-3/PS-3 重*2	AC 6,900 V	1,200 A	C, 重*3			
			原子炉再循環ポンプ低速用電源装置遮断器	AC 7,200 V	AC 7,200 V×40 kA	PS-3 重*2	AC 6,900 V	1,200 A	C, 重*3			
			常設代替高圧電源装置遮断器盤	AC 7,200 V	AC 7,200 V×8 kA	重*2	AC 6,600 V	400 A	重*3			
			緊急用 M/C*4	AC 7,200 V	AC 7,200 V×63 kA	重*2	AC 6,900 V	1,200 A	重*3			
			緊急時対策所用 M/C*4	AC 7,200 V	AC 7,200 V×63 kA	重*2	AC 6,900 V	1,200 A	重*3			

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*3：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*4：新規に設置される機器

表 3.14.2-2 動力用変圧器の代表機器

分類基準			機器名称	仕様 (定格容量)	選定基準				「技術 評価」 代表 機器	耐震 安全性 評価 代表 機器	備考	
電圧 区分	型式	設置 場所			重要度*1	使用条件						耐震 重要度
						一次電圧	二次電圧	定格容量				
高圧	乾式変圧器	屋内	非常用動力用変圧器 (2C, 2D)	3,333 kVA	MS-1, 重*2	AC 6,900 V	AC 480 V	3,333 kVA	S, 重*3	○	○	
			非常用動力用変圧器 (HPCS)	600 kVA	MS-1, 重*2	AC 6,900 V	AC 480 V	600 kVA	S, 重*3			
			緊急用動力変圧器*4	2,000 kVA	重*2	AC 6,900 V	AC 480 V	2,000 kVA	重*3			
			緊急時対策所用動力変圧器*4	1,400 kVA	重*2	AC 6,900 V	AC 480 V	1,400 kVA	重*3			

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*3：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*4：新規に設置される機器

表 3. 14. 2-3 低圧閉鎖配電盤の代表機器

分類基準			機器名称	仕様			選定基準			「技術評価」代表機器	耐震安全性評価代表機器	備考	
電圧区分	型式 (内蔵遮断器)	設置場所		盤 (定格電圧)	遮断器		重要度*1	使用条件					耐震重要度
					操作方式	定格 (電圧×遮断電流)		定格電圧	遮断器 フレーム電流				
低圧	気中遮断器	屋内	非常用 P/C	AC 480 V	電磁 電磁 電動ばね	AC 600 V×40 kA AC 600 V×70 kA AC 600 V×50 kA	MS-1 重*2	AC 480 V	4,000 A 2,000 A 1,200 A	S, 重*3	○	○	
			緊急用 P/C*4	AC 480 V	電動ばね	AC 600 V×50 kA	重*2	AC 480 V	3,000 A 1,200 A	重*3			
			緊急時対策所用 P/C*4	AC 480 V	電動ばね	AC 600 V×80 kA AC 600 V×63 kA	重*2	AC 480 V	1,800 A 1,200 A	重*3			
			125 V 直流 P/C	DC 125 V	電磁	DC 250 V×50 kA	MS-1 重*2	DC 125 V	1,600 A	S, 重*3			
			緊急時対策所用直流 125 V 主母線盤*4	DC 125 V	電動ばね	DC 250 V×40 kA	重*2	DC 125 V	1,200 A	重*3			
	配線用遮断器			計測用 P/C	AC 120 /240 V	電動 手動 手動	AC 600 V×ノートリップ AC 600 V×35 kA AC 600 V×30 kA	MS-1	AC 120 /240 V	600 A 225 A 100 A	S	○	○

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*3：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*4：新規に設置される機器

表 3.14.2-4 コントロールセンタの代表機器

分類基準			機器名称	仕様		選定基準			「技術評価」代表機器	耐震安全性評価代表機器	備考		
電圧区分	型式 (内蔵遮断器)	設置場所		盤 (最高使用電圧)	配線用遮断器	重要度*1	使用条件					耐震重要度	
					遮断容量 (定格電圧×定格遮断電流)		定格電圧	母線容量					
低圧	配線用遮断器	屋内	480 V 非常用 MCC	AC 600 V	AC 600 V×10 kA AC 600 V×14 kA AC 600 V×15 kA AC 600 V×18 kA AC 600 V×25 kA AC 220 V×85 kA AC 220 V×100 kA	MS-1 重*2	AC 480 V AC 480 V/210 V AC 480 V/210 V -105 V	800 A 600 A	S, 重*3	○	○		
			緊急用 MCC*4	AC 600 V	AC 600 V×50 kA	重*2	AC 480 V	800 A	重*3				
			緊急時対策所用 MCC*4	AC 600 V	AC 690 V×6 kA AC 690 V×7.5 kA AC 690 V×20 kA AC 240 V×85 kA	重*2	AC 480 V/210 V	1,200 A 800 A	重*3				
			125 V 直流 MCC	DC 250 V	DC 250 V×20 kA DC 250 V×40 kA	MS-1 重*2	DC 125 V	600 A	S, 重*3				
			緊急用直流 125 V MCC*4	DC 125 V	DC 125 V×40 kA	重*2	DC 125 V	400 A	重*3				

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*3：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*4：新規に設置される機器

表 3.14.2-5 ディーゼル発電設備の代表機器

分類基準			機器名称	仕様 (定格電圧×定格容量)	選定基準			「技術 評価」 代表 機器	耐震 安全性 評価 代表 機器	備考	
電圧 区分	型式	設置 場所			重要度*1	使用条件					耐震 重要度
						定格電圧	定格容量				
高圧	ディーゼル 発電機	屋内	非常用ディーゼル発電設備	AC 6,900 V×6,500 kVA	MS-1, 重*2	AC 6,900 V	6,500 kVA	S, 重*3	○	○	
			高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備	AC 6,900 V×3,500 kVA	MS-1, 重*2	AC 6,900 V	3,500 kVA	S, 重*3			
			常設代替高圧電源装置	AC 6,600 V×1,725 kVA	重*2	AC 6,600 V	1,725 kVA	重*3			
			緊急時対策所用発電設備*4	AC 6,600 V×1,725 kVA	重*2	AC 6,600 V	1,725 kVA	重*3			

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*3：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*4：新規に設置される機器

表 3.14.2-6 MG セットの代表機器

機器名称	仕様		重要度*1	耐震 重要度	「技術評価」 代表機器	耐震安全性 評価代表機器	備考
	駆動モータ	発電機					
原子炉保護系 MG セット	定格電圧：AC 440 V 定格出力：44.76 kW 定格回転速度：1,500 rpm	定格電圧：AC 120 V 定格容量：18.75 kVA 定格回転速度：1500 rpm 定格周波数：50 Hz	MS-1	S	○	○	

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

表 3.14.2-7 無停電電源装置の代表機器

分類基準			機器名称	仕様 (定格電圧×定格容量)	重要度*1	選定基準			「技術 評価」 代表 機器	耐震 安全性 評価 代表 機器	備考
電圧 区分	型式	設置 場所				使用条件		耐震 重要度			
						定格電圧	定格容量				
低圧	静止型	屋内	バイタル電源用無停電電源装置	AC 240/120 V×50 kVA	MS-1	AC 240/120 V	50 kVA	S	○	○	
			緊急用無停電電源装置*2	AC 120 V×35 kVA	重*3	AC 120 V	35 kVA	重*4			
			非常用無停電電源装置*2	AC 120 V×35 kVA	MS-1, 重*3	AC 120 V	35 kVA	S, 重*4			
			緊急時対策所用無停電電源装置*2	AC 105 V×50 kVA	重*3	AC 105 V	50 kVA	重*4			

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：新規に設置される機器

*3：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*4：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

表 3.14.2-8(1/2) 直流電源設備の代表機器

分類基準			機器名称	仕様 (定格容量)	選定基準			「技術 評価」 代表 機器	耐震 安全性 評価 代表 機器	備考	
電圧 区分	型式	設置 場所			重要度*1	使用条件					耐震 重要度
						定格電圧	定格容量				
低圧	制御弁式 鉛蓄電池	屋内	125 V 蓄電池 2A, 2B	6,000 Ah/10 時間率	MS-1, 重*2	DC 125 V	6,000 Ah	S, 重*3	○	○	
			125 V 蓄電池 HPCS	500 Ah/10 時間率	MS-1, 重*2	DC 125 V	500 Ah	S, 重*3			
			緊急用 125 V 蓄電池*4	6,000 Ah/10 時間率	重*2	DC 125 V	6,000 Ah	重*3			
			緊急時対策所用蓄電池*4	1,000 Ah/10 時間率	重*2	DC 125 V	1,000 Ah	重*3			
			±24 V 蓄電池 2A, 2B	150 Ah/10 時間率	MS-1, 重*2	DC ±24 V	150 Ah	S, 重*3			
			緊急時対策所用 24 V 系蓄電池*4	1,000 Ah/10 時間率	重*2	DC 24 V	1,000 Ah	重*3			

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*3：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*4：新規に設置される機器

表 3.14.2-8(2/2) 直流電源設備の代表機器

分類基準			機器名称	仕様 (定格電圧×定格電流)	選定基準			「技術 評価」 代表 機器	耐震 安全性 評価 代表 機器	備考	
電圧 区分	型式	設置 場所			重要度*1	使用条件					耐震 重要度
						定格電圧	定格電流				
低圧	サイリスタ 整流回路 充電器盤	屋内	125 V 充電器盤 2A	DC 125 V×420 A	MS-1, 重*2	DC 125 V	420 A	S, 重*3	○	○	
			125 V 充電器盤 2B	DC 125 V×320 A	MS-1, 重*2	DC 125 V	320 A	S, 重*3			
			125 V 充電器盤 予備	DC 125 V×420 A	重*2	DC 125 V	420 A	重*3			
			125 V 充電器盤 HPCS	DC 125 V×100 A	MS-1, 重*2	DC 125 V	100 A	S, 重*3			
			緊急用 125 V 充電器盤*4	DC 125 V×700 A	重*2	DC 125 V	700 A	重*3			
			緊急時対策所用充電器盤*4	DC 125 V×600 A	重*2	DC 125 V	600 A	重*3			
			±24 V 充電器盤 2A, 2B	DC ±24 V×30 A	MS-1, 重*2	DC±24 V	30 A	S, 重*3			
			緊急時対策所用直流 24 V 充電器盤*4	DC 24 V×100 A	重*2	DC 24 V	100 A	重*3			

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*3：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*4：新規に設置される機器

表 3.14.2-9 計測用分電盤の代表機器

分類基準			機器名称	仕様 (定格電圧)	選定基準			「技術 評価」 代表 機器	耐震 安全性 評価 代表 機器	備考	
電圧 区分	型式	設置 場所			重要度*1	使用条件	盤面数				耐震 重要度
						定格電圧					
低圧	配線用遮断器	屋内	交流計測用分電盤 A系, B系	AC 120/240 V	MS-1	AC 120/240 V	4	S	○	○	
			交流計測用分電盤 HPCS系	AC 120 V	MS-1, 重*2	AC 120 V	1	S, 重*3			
			直流分電盤	DC 125 V	MS-1, 重*2	DC 125 V	7	S, 重*3			
			バイタル分電盤	AC 120/240 V	MS-1	AC 120/240 V	2	S			
			中性子モニター用分電盤	DC 24 V	MS-1, 重*2	DC 24 V	2	S, 重*3			
			緊急用計装交流主母線盤*4	AC 120/240 V	重*2	AC 120/240 V	1	重*3			
			緊急用直流分電盤*4	DC 125 V	重*2	DC 125 V	2	重*3			
			緊急用無停電計装分電盤*4	AC 120 V	重*2	AC 120 V	1	重*3			
			非常用無停電計装分電盤*4	AC 120 V	MS-1, 重*2	AC 120 V	2	S, 重*3			
			緊急時対策所用分電盤*4	AC 105 V	重*2	AC 105 V	3	重*3			
			緊急時対策所用直流分電盤*4	DC 125 V	重*2	DC 125 V	1	重*3			
			可搬型代替低圧電源車接続盤*4	AC 210/480V DC 125 V	重*2	AC 210/480V DC 125 V	2	重*3			
可搬型代替直流電源設備用電源切替盤*4	DC 125 V	重*2	DC 125 V	1	重*3						

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*3：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*4：新規に設置される機器

表 3.14.2-10 計測用変圧器の代表機器

分類基準			機器名称	仕様 (定格容量)	選定基準				「技術 評価」 代表 機器	耐震 安全性 評価 代表 機器	備考		
電圧 区分	型式	設置 場所			重要度*1	使用条件						耐震 重要度	
						一次電圧	二次電圧	定格容量					
低圧	乾式変圧器	屋内	計測用変圧器	100 kVA	MS-1	AC 480 V	AC 240 V/120 V	100 kVA	S	○	○		
			原子炉保護系 MG セット バイパス変圧器	25 kVA	MS-2	AC 480 V	AC 120 V	25 kVA	S				
			緊急用計測用変圧器*2	50 kVA	重*3	AC 480 V	AC 240 V/120 V	50 kVA	重*4				

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：新規に設置される機器

*3：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*4：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

3.14.3 各機器の耐震安全性評価

3.14.3.1 高圧閉鎖配電盤

(1) 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

a. 「技術評価」での検討結果の整理

3.14.2 項で選定した代表高圧閉鎖配電盤について、「技術評価」で検討された経年劣化事象に対し、「技術評価」での検討結果（詳細は「東海第二発電所 電源設備の技術評価書」参照）に基づき、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対し保全対策を考慮し、以下のとおり整理した（表 3.14.3.1-1 参照）。

- ① 現在発生しておらず、今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの
（表中×）
- ② 現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの
（表中○）

なお、①（表中×）に分類した経年劣化事象については耐震安全性評価対象外とし、その理由を表 3.14.3.1-1 中に記載した。

表 3.14.3.1-1 高圧閉鎖配電盤に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	代表機器	「技術評価」評価結果概要*1
			非常用 M/C	
—	—	—	—	

—：経年劣化事象が想定されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

b. 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

3.14.3.1 項(1)a で整理された②の経年劣化事象については、これらの事象が顕在化した場合、代表機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「有意」であるか「軽微もしくは無視」できるかを以下で検討し、「軽微もしくは無視」できる事象については耐震安全性評価対象外とする（表 3.14.3.1-2 に耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象を示す）。

高圧閉鎖配電盤における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果(表 3.14.3.1-1 参照)、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった（表 3.14.3.1-2 参照）。

表 3.14.3.1-2 高圧閉鎖配電盤の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象	代表機器
		非常用 M/C
—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

3.14.3.2 動力用変圧器

(1) 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

a. 「技術評価」での検討結果の整理

3.14.2 項で選定した代表動力用変圧器について、「技術評価」で検討された経年劣化事象に対し、「技術評価」での検討結果（詳細は「東海第二発電所 電源設備の技術評価書」参照）に基づき、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対し保全対策を考慮し、以下のとおり整理した（表 3.14.3.2-1 参照）。

① 現在発生しておらず、今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

（表中×）

② 現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの

（表中○）

なお、①（表中×）に分類した経年劣化事象については耐震安全性評価対象外とし、その理由を表 3.14.3.2-1 中に記載した。

表 3.14.3.2-1 動力用変圧器に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	代表機器	「技術評価」評価結果概要*1
			非常用動力用変圧器 (2C, 2D)	
—	—	—	—	

—：経年劣化事象が想定されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

b. 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

3.14.3.2 項(1) a で整理された②の経年劣化事象については、これらの事象が顕在化した場合、代表機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「有意」であるか「軽微もしくは無視」できるかを以下で検討し、「軽微もしくは無視」できる事象については耐震安全性評価対象外とする（表 3.14.3.2-2 に耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象を示す）。

動力用変圧器において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を、「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果(表 3.14.3.2-1 参照)、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった（表 3.14.3.2-2 参照）。

表 3.14.3.2-2 動力用変圧器の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象	代表機器
		非常用動力用変圧器 (2C, 2D)
—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

3.14.3.3 低圧閉鎖配電盤

(1) 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

a. 「技術評価」での検討結果の整理

3.14.2 項で選定した代表低圧閉鎖配電盤について、「技術評価」で検討された経年劣化事象に対し、「技術評価」での検討結果（詳細は「東海第二発電所 電源設備の技術評価書」参照）に基づき、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対し保全対策を考慮し、以下のとおり整理した（表 3.14.3.3-1 参照）。

- ① 現在発生しておらず、今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの
（表中×）
- ② 現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの
（表中○）

なお、①（表中×）に分類した経年劣化事象については耐震安全性評価対象外とし、その理由を表 3.14.3.3-1 中に記載した。

表 3.14.3.3-1 低圧閉鎖配電盤に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	代表機器		「技術評価」評価結果概要*1
			非常用 P/C	計測用 P/C	
—	—	—	—	—	

—：経年劣化事象が想定されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

b. 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

3.14.3.3 項(1) a で整理された②の経年劣化事象については、これらの事象が顕在化した場合、代表機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「有意」であるか「軽微もしくは無視」できるかを以下で検討し、「軽微もしくは無視」できる事象については耐震安全性評価対象外とする（表 3.14.3.3-2 に耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象を示す）。

低圧閉鎖配電盤において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を、「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表 3.14.3.3-1 参照）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった（表 3.14.3.3-2 参照）。

表 3.14.3.3-2 低圧閉鎖配電盤の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象	代表機器	
		非常用 P/C	計測用 P/C
—	—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

3.14.3.4 コントロールセンタ

(1) 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

a. 「技術評価」での検討結果の整理

3.14.2項で選定した代表コントロールセンタについて、「技術評価」で検討された経年劣化事象に対し、「技術評価」での検討結果（詳細は「東海第二発電所 電源設備の技術評価書」参照）に基づき、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対し保全対策を考慮し、以下のとおり整理した（表 3.14.3.4-1 参照）。

- ① 現在発生しておらず、今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの
（表中×）
- ② 現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの
（表中○）

なお、①（表中×）に分類した経年劣化事象については耐震安全性評価対象外とし、その理由を表 3.14.3.4-1 に記載した。

表 3.14.3.4-1 コントロールセンタに想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	代表機器	「技術評価」評価結果概要*1
			480 V 非常用 MCC	
—	—	—	—	

—：経年劣化事象が想定されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

b. 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

3.14.3.4 項(1) a で整理された②の経年劣化事象については、これらの事象が顕在化した場合、代表機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「有意」であるか「軽微もしくは無視」できるかを以下で検討し、「軽微もしくは無視」できる事象については耐震安全性評価対象外とする（表 3.14.3.4-2 に耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象を示す）。

コントロールセンタにおいて高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表 3.14.3.4-1 参照）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった（表 3.14.3.4-2 参照）。

表 3.14.3.4-2 コントロールセンタの耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象	代表機器
		480 V 非常用 MCC
—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

3.14.3.5 ディーゼル発電設備

(1) 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

a. 「技術評価」での検討結果の整理

3.14.2項で選定した代表ディーゼル発電設備について、「技術評価」で検討された経年劣化事象に対し、「技術評価」での検討結果（詳細は「東海第二発電所 電源設備の技術評価書」参照）に基づき、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対し保全対策を考慮し、以下のとおり整理した（表 3.14.3.5-1 参照）。

- ① 現在発生しておらず、今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの
（表中×）
- ② 現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの
（表中○）

なお、①（表中×）に分類した経年劣化事象については耐震安全性評価対象外とし、その理由を表 3.14.3.5-1 中に記載した。

表 3.14.3.5-1 ディーゼル発電設備に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	代表機器	「技術評価」評価結果概要*1
			非常用ディーゼル発電設備	
—	—	—	—	

—：経年劣化事象が想定されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

b. 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

3.14.3.5 項(1) a で整理された②の経年劣化事象については、これらの事象が顕在化した場合、代表機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「有意」であるか「軽微もしくは無視」できるかを以下で検討し、「軽微もしくは無視」できる事象については耐震安全性評価対象外とする（表 3.14.3.5-2 に耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象を示す）。

ディーゼル発電設備における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表 3.14.3.5-1 参照）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった（表 3.14.3.5-2 参照）。

表 3.14.3.5-2 ディーゼル発電設備の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象	代表機器
		非常用ディーゼル発電設備
—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

3.14.3.6 MG セット

(1) 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

a. 「技術評価」での検討結果の整理

3.14.2 項で選定した代表 MG セットについて、「技術評価」で検討された経年劣化事象に対し、「技術評価」での検討結果（詳細は「東海第二発電所 電源設備の技術評価書」参照）に基づき、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対し保全対策を考慮し、以下のとおり整理した（表 3.14.3.6-1 参照）。

① 現在発生しておらず、今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

（表中×）

② 現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの

（表中○）

なお、①（表中×）に分類した経年劣化事象については耐震安全性評価対象外とし、その理由を表 3.14.3.6-1 中に記載した。

表 3.14.3.6-1 MG セットに想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	代表機器	「技術評価」評価結果概要*1
			原子炉保護系 MG セット	
—	—	—	—	

—：経年劣化事象が想定されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

b. 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

3.14.3.6 項(1) a で整理された②の経年劣化事象については、これらの事象が顕在化した場合、代表機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「有意」であるか「軽微もしくは無視」できるかを以下で検討し、「軽微もしくは無視」できる事象については耐震安全性評価対象外とする（表 3.14.3.6-2 に耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象を示す）。

MGセットにおける高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表 3.14.3.6-1 参照）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった（表 3.14.3.6-2 参照）。

表 3.14.3.6-2 MG セットの耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象	代表機器
		原子炉保護系 MG セット
—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

3.14.3.7 無停電電源装置

(1) 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

a. 「技術評価」での検討結果の整理

3.14.2 項で選定した代表無停電電源装置について、「技術評価」で検討された経年劣化事象に対し、「技術評価」での検討結果（詳細は「東海第二発電所 電源設備の技術評価書」参照）に基づき、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対し保全対策を考慮し、以下のとおり整理した（表 3.14.3.7-1 参照）。

- ① 現在発生しておらず、今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの
（表中×）
- ② 現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの
（表中○）

なお、①（表中×）に分類した経年劣化事象については耐震安全性評価対象外とし、その理由を表 3.14.3.7-1 中に記載した。

表 3.14.3.7-1 無停電電源装置に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	代表機器	「技術評価」評価結果概要*1
			バイタル電源用無停電電源装置	
—	—	—	—	

—：経年劣化事象が想定されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

b. 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

3.14.3.7 項(1) a で整理された②の経年劣化事象については、これらの事象が顕在化した場合、代表機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「有意」であるか「軽微もしくは無視」できるかを以下で検討し、「軽微もしくは無視」できる事象については耐震安全性評価対象外とする（表 3.14.3.7-2 に耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象を示す）。

無停電電源装置における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果(表 3.14.3.7-1 参照)、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった（表 3.14.3.7-2 参照）。

表 3.14.3.7-2 無停電電源装置の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象	代表機器
		バイタル電源用無停電電源装置
—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

3.14.3.8 直流電源設備

(1) 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

a. 「技術評価」での検討結果の整理

3.14.2 項で選定した代表直流電源設備について、「技術評価」で検討された経年劣化事象に対し、「技術評価」での検討結果（詳細は「東海第二発電所 電源設備の技術評価書」参照）に基づき、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対し保全対策を考慮し、以下のとおり整理した（表 3.14.3.8-1 参照）。

- ① 現在発生しておらず、今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの
（表中×）
- ② 現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの
（表中○）

なお、①（表中×）に分類した経年劣化事象については耐震安全性評価対象外とし、その理由を表 3.14.3.8-1 中に記載した。

表 3.14.3.8-1 直流電源設備に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	代表機器		「技術評価」評価結果概要*1
			125 V 蓄電池 2A, 2B	125 V 充電器盤 2A	
—	—	—	—	—	

—：経年劣化事象が想定されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

b. 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

3.14.3.8 項(1) a で整理された②の経年劣化事象については、これらの事象が顕在化した場合、代表機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「有意」であるか「軽微もしくは無視」できるかを以下で検討し、「軽微もしくは無視」できる事象については耐震安全性評価対象外とする（表 3.14.3.8-2 に耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象を示す）。

直流電源設備における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果(表 3.14.3.8-1 参照)、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった（表 3.14.3.8-2 参照）。

表 3.14.3.8-2 直流電源設備の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象	代表機器	
		125 V 蓄電池 2A, 2B	125 V 充電器盤 2A
—	—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

3.14.3.9 計測用分電盤

(1) 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

a. 「技術評価」での検討結果の整理

3.14.2項で選定した代表計測用分電盤について、「技術評価」で検討された経年劣化事象に対し、「技術評価」での検討結果（詳細は「東海第二発電所 電源設備の技術評価書」参照）に基づき、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対し保全対策を考慮し、以下のとおり整理した（表 3.14.3.9-1 参照）。

- ① 現在発生しておらず、今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの
（表中×）
- ② 現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの
（表中○）

なお、①（表中×）に分類した経年劣化事象については耐震安全性評価対象外とし、その理由を表 3.14.3.9-1 中に記載した。

表 3.14.3.9-1 計測用分電盤に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	代表機器	「技術評価」評価結果概要*1
			交流計測用分電盤 A系, B系	
—	—	—	—	

—：経年劣化事象が想定されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

b. 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

3.14.3.9 項(1) a で整理された②の経年劣化事象については、これらの事象が顕在化した場合、代表機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「有意」であるか「軽微もしくは無視」できるかを以下で検討し、「軽微もしくは無視」できる事象については耐震安全性評価対象外とする（表 3.14.3.9-2 に耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象を示す）。

計測用分電盤において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果(表 3.14.3.9-1 参照)、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった（表 3.14.3.9-2 参照）。

表 3.14.3.9-2 計測用分電盤の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象	代表機器
		交流計測用分電盤 A系, B系
—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

3.14.3.10 計測用変圧器

(1) 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

a. 「技術評価」での検討結果の整理

3.14.2項で選定した代表計測用変圧器について、「技術評価」で検討された経年劣化事象に対し、「技術評価」での検討結果（詳細は「東海第二発電所 電源設備の技術評価書」参照）に基づき、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対し保全対策を考慮し、以下のとおり整理した（表 3.14.3.10-1 参照）。

- ① 現在発生しておらず、今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの
（表中×）
- ② 現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの
（表中○）

なお、①（表中×）に分類した経年劣化事象については耐震安全性評価対象外とし、その理由を表 3.14.3.10-1 中に記載した。

表 3.14.3.10-1 計測用変圧器に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	代表機器	「技術評価」評価結果概要*1
			計測用変圧器	
—	—	—	—	

—：経年劣化事象が想定されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

b. 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

3.14.3.10 項(1) a で整理された②の経年劣化事象については、これらの事象が顕在化した場合、代表機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「有意」であるか「軽微もしくは無視」できるかを以下で検討し、「軽微もしくは無視」できる事象については耐震安全性評価対象外とする（表 3.14.3.10-2 に耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象を示す）。

計測用変圧器における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表 3.14.3.10-1 参照）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった（表 3.14.3.10-2 参照）。

表 3.14.3.10-2 計測用変圧器の耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象	代表機器
		計測用変圧器
—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

3.14.4 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対する耐震安全性評価

3.14.3 項及び 2.2 項(2)b の表 2 における検討結果より、電源設備の代表機器において、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象はない。

3.14.5 評価対象機器全体への展開

以下の手順により、評価対象機器全体への耐震安全性評価の展開を実施することとする。

3.14.5.1 代表機器以外の評価対象機器における「技術評価」での検討結果の整理

3.14.3 項の代表機器及び 2.2 項(2)b の表 2 における耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の検討を行った結果、経年劣化事象は抽出されなかった。

「技術評価」での経年劣化事象の抽出及び保全対策の検討結果を用いて、代表機器以外の評価対象機器についても整理を行った結果、代表機器における抽出結果以外の経年劣化事象は抽出されなかった。

3.14.5.2 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

3.14.3 項にて整理し抽出した代表機器に想定される経年劣化事象及び 2.2 項(2)b の表 2 で耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対して、機器の振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「軽微もしくは無視」できる事象を耐震安全性評価対象外としたものについては、評価対象機器全体において代表機器と同様の評価が可能であることを確認した。

3.14.5.3 耐震安全性評価

本項では、代表以外の機器に対する耐震安全性評価を実施する。

具体的には、3.14.5.2 項で代表機器に想定される経年劣化事象と同じ事象に対する耐震安全性評価を実施した(代表機器以外の機器については、表 3.14.2-1～10 参照)。

(1) 代表機器に想定される経年劣化事象と同じ事象に対する耐震安全性評価

代表機器以外の機器に関して、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象はない。

3.14.6 経年劣化事象に対する動的機能維持評価

電源設備における高経年化に対する「技術評価」により、各部位に想定される経年劣化事象については、現状の保全対策により機器に与える影響が十分小さいことを確認した。

また、耐震安全上考慮する必要がある経年劣化事象に対する耐震安全性評価の実施により、電源設備における動的機能維持に必要となる部位での経年劣化事象は、機器の振動応答特性への影響が「軽微もしくは無視」できる事象であることを確認した。

さらに、耐震安全上考慮する必要がある基礎ボルトに対する耐震安全性評価の実施により、基礎ボルトにおける経年劣化事象は、ボルトが支持する機器の支持機能への影響がないことを確認している。

これより、経年劣化事象を考慮しても、地震時に動的機能の維持が要求される機器における地震時の応答加速度は各機器の機能確認済加速度を上回るものではないと考えられ、地震時の動的機能についても維持されると判断される。

3.14.7 保全対策に反映すべき項目の抽出

電源設備においては、「技術評価」にて検討された保全対策に、耐震安全上の観点から追加すべき項目はない。

3.15 基礎ボルト

本章は、東海第二で使用されている主要な基礎ボルトに係わる経年劣化事象について、耐震安全性評価をまとめたものである。

なお、東海第二の主要基礎ボルトについては、「技術評価」において経年劣化事象に対する健全性評価を行うとともに、現状保全の評価を実施しているため、本章においてはこれら検討結果を前提条件として、評価を実施することとする。

3.15.1 評価対象機器

東海第二で使用されている主要な基礎ボルト（「技術評価」の評価対象機器）を評価対象機器とする。

なお、評価対象機器一覧を表 3.15-1 に示す。

表 3.15-1 (1/12) 評価対象機器一覧

機種	機器名称	型式	耐震重要度
ポンプ	ターボポンプ		
	・残留熱除去海水系ポンプ	機器付基礎ボルト	S, 重 ^{*1}
	・非常用ディーゼル発電機海水ポンプ		S, 重 ^{*1}
	・高圧炉心スプレィディーゼル冷却系海水系ポンプ		S, 重 ^{*1}
	・残留熱除去系ポンプ		S, 重 ^{*1}
	・低圧炉心スプレィ系ポンプ		S, 重 ^{*1}
	・高圧炉心スプレィ系ポンプ		S, 重 ^{*1}
	・給水加熱器ドレンポンプ		B
	・原子炉冷却材浄化系循環ポンプ		B
	・原子炉冷却材浄化系保持ポンプ		B
	・制御棒駆動水ポンプ		B
	・タービン駆動原子炉給水ポンプ		B
	・高圧復水ポンプ		B
	・原子炉隔離時冷却系ポンプ		S, 重 ^{*1}
	・電動機駆動原子炉給水ポンプ		B
	・高圧炉心スプレィ系レグシールポンプ		B
	・低圧炉心スプレィ系レグシールポンプ		B
	・残留熱除去系レグシールポンプ		B
	・原子炉隔離時冷却系レグシールポンプ		B
	・常設高圧代替注水ポンプ ^{*2}		重 ^{*1}
往復ポンプ			
・ほう酸水注入系ポンプ	機器付基礎ボルト	S, 重 ^{*1}	
熱交換器	U字管式熱交換器		
	・給水加熱器（第1～第5）	機器付基礎ボルト	B
	・残留熱除去系熱交換器		S, 重 ^{*1}
	・排ガス予熱器		B
	・排ガス復水器		B
・窒素ガス貯蔵設備蒸発器	C		

*1：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*2：新規に設置される機器

表 3.15-1 (2/12) 評価対象機器一覧

機種	機器名称	型式	耐震重要度
容器	その他容器		
	・ほう酸水注入系貯蔵タンク	機器付基礎ボルト	S, 重 ^{*1}
	・活性炭ベット		B
	・排ガス後置除湿器		B
	・排ガス再結合器		B
	・原子炉冷却材浄化系フィルタ脱塩器		B
	・残留熱除去海水系ポンプ出口ストレーナ		S, 重 ^{*1}
・非常用及びHPCS系ディーゼル発電機海水ポンプ出口ストレーナ	S, 重 ^{*1}		
配管	ステンレス鋼配管系		
	・原子炉隔離時冷却系	後打ちケミカルアンカ・ 後打ちメカニカルアンカ	S, 重 ^{*1}
	・原子炉再循環系		S, 重 ^{*1}
	・ほう酸水注入系		S, 重 ^{*1}
	・不活性ガス系		S
	・原子炉系		S
	・原子炉冷却材浄化系		S
	・残留熱除去系		S, 重 ^{*1}
	・制御棒駆動系		S, 重 ^{*1}
	・補助系		S, 重 ^{*1}
	・燃料プール冷却浄化系		S, 重 ^{*1}
	・事故時サンプリング設備		S
	・高圧炉心スプレイ系		S
	・低圧炉心スプレイ系		S
	・原子炉保護系		S
	・制御用圧縮空気系		S, 重 ^{*1}
	・格納容器内雰囲気監視系		S
	・中性子計装系		S
	・試料採取系		S
・発電機系	C		

*1：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

表 3.15-1 (3/12) 評価対象機器一覧

機種	機器名称	型式	耐震重要度
配管	ステンレス鋼配管系		
	・消火設備*2	後打ちケミカルアンカ・ 後打ちメカニカルアンカ	C
	・サプレッション・プール水pH制御装置*2		S
	・重大事故等対処設備*2		重*1
	炭素鋼配管系		
	・原子炉隔離時冷却系	後打ちケミカルアンカ・ 後打ちメカニカルアンカ	S, 重*1
	・原子炉系		S, 重*1
	・原子炉冷却材浄化系		S
	・残留熱除去系		S, 重*1
	・制御棒駆動系		S
	・補助系		S
	・高圧炉心スプレイ系		S, 重*1
	・低圧炉心スプレイ系		S, 重*1
	・タービンランド蒸気系		B
	・復水系		B
	・給水系		S
	・給水加熱器ドレン系		B
	・所内蒸気系		B
	・タービン主蒸気系		S
	・主蒸気隔離弁漏えい抑制系		S
	・空気抽出系		B
	・給水加熱器ベント系		B
	・原子炉給水ポンプ駆動用蒸気タービン系		B
	・非常用ガス再循環系		S, 重*1
	・非常用ガス処理系		S, 重*1
	・可燃性ガス濃度制御系		S
	・気体廃棄物処理系		B
	・不活性ガス系		S, 重*1
	・消火設備		C

*1：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*2：新規に設置される機器

表 3.15-1 (4/12) 評価対象機器一覧

機種	機器名称	型式	耐震重要度
配管	炭素鋼配管系		
	・希ガスチャコール系	後打ちケミカルアンカ・ 後打ちメカニカルアンカ	B
	・非常用ディーゼル発電機海水系		S, 重 ^{*1}
	・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系		S, 重 ^{*1}
	・残留熱除去海水系		S, 重 ^{*1}
	・重大事故等対処設備 ^{*2}		重 ^{*1}
	低合金鋼配管系		
	・給水加熱器ドレン系	後打ちケミカルアンカ・ 後打ちメカニカルアンカ	B
	・タービンランド蒸気系		B
	・所内蒸気系		B
	・気体廃棄物処理系		B
	・原子炉系		B
	・抽気系		B
	・タービン補助蒸気系		B
	・給水加熱器ベント系		B
	・原子炉給水ポンプ駆動用蒸気タービン系		B
	ケーブル	ケーブルトレイ, 電線管	
・ケーブルトレイ		後打ちケミカルアンカ・ 後打ちメカニカルアンカ	S, 重 ^{*1}
・電線管			S, 重 ^{*1}
タービン設備	常用系タービン設備		
	・高圧タービン	機器付基礎ボルト	B
	・低圧タービン		B
	・原子炉給水ポンプ駆動用蒸気タービン		B
	非常用系タービン設備		
	・原子炉隔離時冷却系タービン	機器付基礎ボルト	S, 重 ^{*1}
計測制御設備	圧力計測装置		
	・RHRポンプ吐出圧力計測装置	後打ちケミカルアンカ・ 後打ちメカニカルアンカ	S, 重 ^{*1}
	・LPCSポンプ吐出圧力計測装置		S, 重 ^{*1}
	・原子炉圧力計測装置		S, 重 ^{*1}

*1: 耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*2: 新規に設置される機器

表 3.15-1 (5/12) 評価対象機器一覧

機種	機器名称	型式	耐震重要度
計測制御 設備	圧力計測装置		
	・格納容器圧力計測装置	後打ちケミカルアンカ・ 後打ちメカニカルアンカ	S, 重 ^{*1}
	・主蒸気管圧力計測装置		S
	・主復水器真空度計測装置		S
	・常設高圧代替注水系ポンプ系吐出圧力計測装置 ^{*2}		重 ^{*1}
	・代替循環冷却系ポンプ吐出圧力計測装置 ^{*2}		重 ^{*1}
	・D/G機関冷却水入口圧力計測装置		S
	・D/G機関潤滑油入口圧力計測装置		S
	・CV急速閉検出用圧力計測装置		S
	温度計測装置		
	・主蒸気管トンネル温度計測装置	後打ちケミカルアンカ	S
	・使用済燃料プール温度計測装置		重 ^{*1}
	流量計測装置		
	・RCIC系統流量計測装置	後打ちケミカルアンカ・ 後打ちメカニカルアンカ	S, 重 ^{*1}
	・主蒸気管流量計測装置		S
	・RHR系統流量計測装置		S, 重 ^{*1}
	・LPCS系統流量計測装置		S, 重 ^{*1}
	・HPCS系統流量計測装置		S, 重 ^{*1}
	・低圧代替注水系原子炉注水流量計測装置 ^{*2}		重 ^{*1}
	・低圧代替注水系格納容器スプレイ流量計測装置 ^{*2}		重 ^{*1}
	・低圧代替注水系格納容器下部注水流量計測装置 ^{*2}		重 ^{*1}
	水位計測装置		
	・原子炉水位計測装置	後打ちケミカルアンカ・ 後打ちメカニカルアンカ	S, 重 ^{*1}
	・サブプレッション・プール水位計測装置		S
	・代替淡水貯槽水位計測装置 ^{*2}		重 ^{*1}
	・スクラム排出容器水位計測装置		S
	・西側淡水貯水設備水位計測装置 ^{*2}		重 ^{*1}
	・潮位計測装置 ^{*2}		S

*1：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*2：新規に設置される機器を含む

表 3.15-1 (6/12) 評価対象機器一覧

機種	機器名称	型式	耐震重要度
計測制御 設備	放射線計測装置		
	・格納容器雰囲気放射線計測装置	後打ちケミカルアンカ	S, 重 ^{*1}
	・使用済燃料プールエリア放射線計測装置 ^{*2}		重 ^{*1}
	・原子炉建屋換気系放射線計測装置		S
	振動計測装置		
	・地震加速度計測装置	機器付基礎ボルト	S
	濃度計測装置		
	・格納容器内水素濃度計測装置 ^{*2}	後打ちケミカルアンカ・ 後打ちメカニカルアンカ	S, 重 ^{*1}
	・原子炉建屋水素濃度計測装置 ^{*2}		重 ^{*1}
	・格納容器内酸素濃度計測装置 ^{*2}		S, 重 ^{*1}
	操作制御盤		
	・原子炉保護系1Aトリップユニット盤	後打ちケミカルアンカ	S
	・原子炉保護系1Bトリップユニット盤		S
	・原子炉保護系2Aトリップユニット盤		S
	・原子炉保護系2Bトリップユニット盤		S
	・緊急時炉心冷却系DIV-I-1トリップユニット盤		S
	・RCICタービン制御盤		S, 重 ^{*1}
	・SA監視操作設備 ^{*2}		重 ^{*1}
	・高圧代替注水系制御盤 ^{*2}		重 ^{*1}
	・常設代替高圧電源装置遠隔操作盤 ^{*2}		重 ^{*1}
	・潮位監視盤 ^{*2}		S
	・津波・構内監視設備 ^{*2}		S
	・使用済燃料プール監視設備 ^{*2}		重 ^{*1}
・安全パラメータ表示システム (SPDS) 及びデータ伝送設備 ^{*2}	重 ^{*1}		

*1：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*2：新規に設置される機器を含む

表 3.15-1 (7/12) 評価対象機器一覧

機種	機器名称	型式	耐震重要度	
空調設備	ファン			
	・非常用ガス再循環系排風機	機器付基礎ボルト	S, 重 ^{*1}	
	空調機			
	・高圧炉心スプレイ系ポンプ室空調機	後打ちケミカルアンカ	S	
	・低圧炉心スプレイ系ポンプ室空調機		S	
	・残留熱除去系ポンプ室空調機		S	
	冷凍機			
	・中央制御室チラーユニット	後打ちケミカルアンカ	S	
	フィルタユニット			
	・非常用ガス再循環系フィルタトレイン	機器付基礎ボルト	S, 重 ^{*1}	
	・非常用ガス処理系フィルタトレイン		S, 重 ^{*1}	
	・中央制御室換気系フィルタユニット		S, 重 ^{*1}	
	ダクト			
	・中央制御室換気系ダクト	後打ちケミカルアンカ	S, 重 ^{*1}	
	・ディーゼル室換気系ダクト		S	
	機械設備	ディーゼル機関本体（非常用ディーゼル機関（2C, 2D 号機））		
・非常用ディーゼル機関（2C, 2D号機）		機器付基礎ボルト	S, 重 ^{*1}	
・吸気管及び排気管		後打ちケミカルアンカ	S, 重 ^{*1}	
ディーゼル機関本体（高圧炉心スプレイ系ディーゼル機関）				
・高圧炉心スプレイ系ディーゼル機関		機器付基礎ボルト	S, 重 ^{*1}	
・吸気管及び排気管		後打ちケミカルアンカ	S, 重 ^{*1}	
ディーゼル機関本体（緊急時対策所用発電機ディーゼル機関）				
・吸気管及び排気管 ^{*2}		後打ちケミカルアンカ	重 ^{*1}	
ディーゼル機関付属設備（非常用ディーゼル機関（2C, 2D 号機）付属設備）				
・始動空気系空気圧縮機		機器付基礎ボルト	C	
・始動空気系空気だめ			自動起動用	S, 重 ^{*1}
			手動起動用	C

*1：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*2：新規に設置される機器を含む

表 3.15-1 (8/12) 評価対象機器一覧

機種	機器名称	型式	耐震重要度	
機械設備	ディーゼル機関付属設備（非常用ディーゼル機関（2C, 2D 号機）付属設備）			
	・潤滑油系潤滑油冷却器	機器付基礎ボルト	S, 重 ^{*1}	
	・潤滑油系潤滑油サンプタンク		S, 重 ^{*1}	
	・潤滑油系潤滑油フィルタ		S, 重 ^{*1}	
	・冷却水系清水冷却器		S, 重 ^{*1}	
	・燃料油系燃料油デイトンク		S, 重 ^{*1}	
	・燃料油系燃料油フィルタ		S, 重 ^{*1}	
	・始動空気系配管サポート	後打ちケミカルアンカ・ 後打ちメカニカルアンカ	S, 重 ^{*1}	
	・潤滑油系配管サポート		S, 重 ^{*1}	
	・冷却水系配管サポート		S, 重 ^{*1}	
	・燃料油系配管サポート ^{*2}		S, 重 ^{*1}	
	ディーゼル機関付属設備（高圧炉心スプレイ系ディーゼル機関付属設備）			
	・始動空気系空気圧縮機	機器付基礎ボルト	C	
	・始動空気系空気だめ		自動起動用	S, 重 ^{*1}
			手動起動用	C
	・潤滑油系潤滑油冷却器		S, 重 ^{*1}	
	・潤滑油系潤滑油サンプタンク		S, 重 ^{*1}	
	・潤滑油系潤滑油フィルタ		S, 重 ^{*1}	
	・冷却水系清水冷却器		S, 重 ^{*1}	
	・燃料油系燃料油デイトンク		S, 重 ^{*1}	
	・燃料油系燃料油フィルタ		S, 重 ^{*1}	
	・始動空気系配管サポート		後打ちケミカルアンカ・ 後打ちメカニカルアンカ	S, 重 ^{*1}
	・潤滑油系配管サポート			S, 重 ^{*1}
	・冷却水系配管サポート			S, 重 ^{*1}
	・燃料油系配管サポート ^{*2}			S, 重 ^{*1}
	ディーゼル機関付属設備（緊急時対策所用発電機ディーゼル機関付属設備）			
	・燃料油系配管サポート ^{*2}	後打ちケミカルアンカ・ 後打ちメカニカルアンカ	重 ^{*1}	
ディーゼル機関付属設備（常設代替高圧電源装置（ディーゼル機関）付属設備）				
・燃料油系配管サポート ^{*2}	後打ちケミカルアンカ・ 後打ちメカニカルアンカ	重 ^{*1}		

*1：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*2：新規に設置される機器を含む

表 3.15-1 (9/12) 評価対象機器一覧

機種	機器名称	型式	耐震重要度
機械設備	可燃性ガス濃度制御系再結合装置		
	・可燃性ガス濃度制御系再結合装置	機器付基礎ボルト	S
	制御用圧縮空気設備		
	・空気圧縮機	機器付基礎ボルト	C
	・除湿塔		C
	・アフタークーラ	後打ちケミカルアンカ・ 後打ちメカニカルアンカ	C
	・制御用圧縮空気系配管サポート		C
	気体廃棄物処理系付属設備		
	・インターコンデンサ	機器付基礎ボルト	B
	補助ボイラ設備		
	・補助ボイラ本体	機器付基礎ボルト	C
	・蒸気だめ		C
	・給水ポンプ		C
	・脱気器給水ポンプ		C
	・脱気器		C
	・ホットウェルタンク		C
	・ブロータンク		C
	・給水タンク		C
	・補助ボイラ配管サポート	後打ちケミカルアンカ・ 後打ちメカニカルアンカ	C
	廃棄物処理設備		
	・濃縮廃液・廃液中和スラッジ系設備廃液中和タンク	機器付基礎ボルト	B
	・濃縮廃液・廃液中和スラッジ系設備濃縮廃液貯蔵タンク		B
	・濃縮廃液・廃液中和スラッジ系設備濃縮廃液ポンプ		B
	・濃縮廃液・廃液中和スラッジ系設備廃液濃縮器蒸発缶		B
	・濃縮廃液・廃液中和スラッジ系設備廃液濃縮器加熱器		B
	・濃縮廃液・廃液中和スラッジ系設備廃液濃縮器復水器		B
	・濃縮廃液・廃液中和スラッジ系設備廃液濃縮器循環ポンプ		B
・濃縮廃液・廃液中和スラッジ系設備配管サポート	後打ちケミカルアンカ・ 後打ちメカニカルアンカ		B

表 3.15-1 (10/12) 評価対象機器一覧

機種	機器名称	型式	耐震重要度	
機械設備	廃棄物処理設備			
	・ 機器ドレン系設備クラッドスラリー濃縮器加熱器	機器付基礎ボルト	B	
	・ 機器ドレン系設備クラッドスラリー濃縮器		B	
	・ 機器ドレン系設備クラッドスラリー濃縮器復水器		B	
	・ 機器ドレン系設備クラッドスラリー濃縮器デミスタ		B	
	・ 機器ドレン系設備クラッドスラリー濃縮器循環ポンプ		B	
	・ 機器ドレン系設備配管サポート	後打ちケミカルアンカ・ 後打ちメカニカルアンカ	B	
	・ 減容固化系設備溶解タンク	機器付基礎ボルト	B	
	・ 減容固化系設備ミストセパレータ		B	
	・ 減容固化系設備ペレットホッパ		C	
	・ 減容固化系設備乾燥機復水器		B	
	・ 減容固化系設備乾燥機排気ブロワ		C	
	・ 減容固化系設備溶解ポンプ		B	
	・ 減容固化系設備配管サポート		後打ちケミカルアンカ・ 後打ちメカニカルアンカ	B
	・ 雑固体減容処理設備高周波溶融炉設備高周波溶融炉	機器付基礎ボルト	B	
	・ 雑固体減容処理設備高周波溶融炉設備2次燃焼器燃焼室		B	
	・ 雑固体減容処理設備高周波溶融炉設備2次燃焼器		B	
	・ 雑固体減容処理設備高周波溶融炉設備排ガス冷却器		B	
	・ 雑固体減容処理設備高周波溶融炉設備セラミックフィルタ		B	
	・ 雑固体減容処理設備高周波溶融炉設備排ガスフィルタ		B	
	・ 雑固体減容処理設備高周波溶融炉設備排ガス脱硝塔		C	
	・ 雑固体減容処理設備高周波溶融炉設備排ガスブロワ		B	
	・ 雑固体減容処理設備高周波溶融炉設備配管サポート		後打ちケミカルアンカ・ 後打ちメカニカルアンカ	B
	・ 雑固体焼却系設備焼却炉		機器付基礎ボルト	B
	・ 雑固体焼却系設備1次セラミックフィルタ	B		
	・ 雑固体焼却系設備2次セラミックフィルタ	B		

表 3.15-1 (11/12) 評価対象機器一覧

機種	機器名称	型式	耐震重要度
機械設備	廃棄物処理設備		
	・ 雑固体焼却系設備排ガス冷却器	機器付基礎ボルト	B
	・ 雑固体焼却系設備排ガスフィルタ		B
	・ 雑固体焼却系設備排ガsproワ		B
	・ 雑固体焼却系設備廃棄物処理建屋排気筒		C
	・ 雑固体焼却系設備配管サポート	後打ちケミカルアンカ・ 後打ちメカニカルアンカ	B
	排気筒		
	・ 主排気筒	機器付基礎ボルト	C
	使用済燃料乾式貯蔵容器		
	・ 使用済燃料乾式貯蔵容器	機器付基礎ボルト	S
	水素再結合装置		
	・ 静的触媒式水素再結合器*2	後打ちケミカルアンカ	重*1
	電源設備	コントロールセンタ	
・ 480 V 非常用MCC		後打ちメカニカルアンカ	S, 重*1
・ 125 V 直流MCC			S, 重*1
・ 緊急用MCC*2		後打ちケミカルアンカ	重*1
・ 緊急用直流125 V MCC*2			重*1
ディーゼル発電設備			
・ 非常用ディーゼル発電設備		機器付基礎ボルト	S, 重*1
・ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備			S, 重*1
MG セット			
・ 原子炉保護系MGセット		機器付基礎ボルト	S
・ 原子炉保護系MGセット制御盤		後打ちケミカルアンカ	S
無停電電源装置			
・ 緊急用無停電電源装置*2		後打ちケミカルアンカ	重*1
・ 非常用無停電電源装置*2			S, 重*1

*1：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*2：新規に設置される機器

表 3.15-1 (12/12) 評価対象機器一覧

機種	機器名称	型式	耐震重要度
電源設備	直流電源設備		
	・ 125 V 蓄電池 2A, 2B	後打ちケミカルアンカ	S, 重 ^{*1}
	・ 125 V 蓄電池 HPCS		S, 重 ^{*1}
	・ 緊急用125 V蓄電池 ^{*2}		重 ^{*1}
	・ 緊急時対策所用蓄電池 ^{*2}		重 ^{*1}
	・ ±24 V蓄電池 2A, 2B		S, 重 ^{*1}
	・ 緊急用125 V充電器盤 ^{*2}		重 ^{*1}
	計測用分電盤		
	・ 緊急用計装交流主母線盤 ^{*2}	後打ちケミカルアンカ	重 ^{*1}
	・ 緊急用直流分電盤 ^{*2}		重 ^{*1}
	・ 緊急用無停電計装分電盤 ^{*2}		重 ^{*1}
	・ 非常用無停電計装分電盤 ^{*2}		S, 重 ^{*1}
	・ 可搬型代替低圧電源車接続盤 ^{*2}		重 ^{*1}
	・ 可搬型代替直流電源設備用電源切替盤 ^{*2}		重 ^{*1}

*1：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*2：新規に設置される機器

3.15.2 代表機器の選定

「技術評価」の評価では評価対象基礎ボルトをその型式等をもとに分類して評価しているが、本検討においてもこの分類にしたがって整理するものとし、それぞれの分類ごとに、「技術評価」における代表機器を本検討の代表機器とする。

ただし、本検討ではグループ化及び代表機器の選定を行わず評価するものとする。

3.15.3 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

(1) 「技術評価」での検討結果の整理

基礎ボルトについて、「技術評価」で検討された経年劣化事象に対し、「技術評価」での検討結果（詳細は「東海第二発電所 機械設備の技術評価書」参照）に基づき、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対し保全対策を考慮し、以下のとおり整理した（表 3.15-2 参照）。

- ① 現在発生しておらず、今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの
（表中×）
- ② 現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの
（表中○）

なお、①（表中×）に分類した経年劣化事象については耐震安全性評価対象外とし、その理由を表 3.15-2 に記載した。

表 3.15-2 基礎ボルトに想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	型式			「技術評価」評価結果概要*1
			機器付基礎ボルト	後打ちメカニカルアンカ	後打ちケミカルアンカ	
—	—	—	—	—	—	

—：経年劣化事象が想定されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

(2) 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

3.15.3 項(1)で整理された②の経年劣化事象については、これらの事象が顕在化した場合、振動応答特性上又は構造・強度上、影響が「有意」であるか「軽微もしくは無視」できるかを以下で検討し、「軽微もしくは無視」できる事象については耐震安全性評価対象外とする(表 3.15-3に耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象を示す)。

① 基礎ボルトにおける高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

基礎ボルトにおける高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果(表 3.15-2 参照)、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった。(表 3.15-3 参照)

表 3.15-3 基礎ボルトの耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象

部位	経年劣化事象	対象機器		
		機器付基礎ボルト	後打ちメカニカルアンカ	後打ちケミカルアンカ
—	—	—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

3.15.4 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対する耐震安全性評価

3.15.3 項にて整理し抽出した経年劣化事象及び2.2 項 (2) b の表 2 で耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象に対して耐震安全性評価を実施する。

- ・ 基礎ボルトの腐食（全面腐食）[機器付基礎ボルト直上部，後打ちメカニカルアンカ直上部及びコンクリート埋設部並びに後打ちケミカルアンカ直上部]

3.15.4.1 機器付基礎ボルトの腐食に対する耐震安全性評価

基礎ボルトの腐食における機器付基礎ボルトの耐震安全性評価については，詳細な耐震安全性評価を実施する。

ここで，技術評価結果から想定されるボルトの腐食（保守的に設定した運転開始後60年間の腐食量である0.3 mmを想定）を考慮し，ボルトの発生応力と許容応力の関係を調べた結果，ボルトの発生応力はいずれも許容応力を下回っていることを確認した。（表 3.15-4～11）

なお，耐震Sクラス機器において， S_S 地震力が S_d 地震力及びSクラスの機器に適用される静的地震力より大きく， S_S 地震力による評価応力がⅢ_ASの許容応力を下回る機器については， S_d 地震力及び静的地震力による評価を省略した。

3.15.4.1.1 「ポンプ」基礎ボルトの耐震安全性評価

耐震安全性評価では、基礎ボルトに 0.3 mm の腐食を想定し、機器の地震時の振動により基礎ボルトに発生する応力を算出した。

評価の結果、発生応力は許容応力を下回り、耐震安全性に問題がないことを確認した（表 3.15-4 参照）。

表 3.15-4 (1/2) 「ポンプ」基礎ボルトの耐震安全性評価結果

機器名称	耐震重要度	荷重種別	発生応力 (MPa)	許容応力*1 (MPa)	備考
ターボポンプ					
残留熱除去海水系ポンプ	S, 重*2	引張	71	195	
		せん断	24	150	
非常用ディーゼル発電機海水ポンプ	S, 重*2	引張	26	180	
		せん断	11	139	
高圧炉心スプレィディーゼル冷却系海水系ポンプ	S, 重*2	引張	26	180	
		せん断	11	139	
残留熱除去系ポンプ	S, 重*2	引張	9	154	
		せん断	10	119	
低圧炉心スプレィ系ポンプ	S, 重*2	引張	13	154	
		せん断	12	119	
高圧炉心スプレィ系ポンプ	S, 重*2	引張	8	154	
		せん断	12	119	
給水加熱器ドレンポンプ	B	引張	発生せず	158	
		せん断	7	122	
原子炉冷却材浄化系循環ポンプ	B	引張	1	180	
		せん断	5	139	
原子炉冷却材浄化系保持ポンプ	B	引張	4	195	
		せん断	3	150	
制御棒駆動水ポンプ	B	引張	3	176	
		せん断	6	135	

*1：設計建設規格 付録材料図表 Part5 表 8, 表 9 より求まる値であり、 S_d 地震力が S_d 地震力及び S クラスの機器に適用される静的地震力より大きく、 S_s 地震力による評価応力が $III_A S$ の許容応力を下回る機器については、S クラス機器は $III_A S$ の許容応力を示す

*2：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

表 3.15-4 (2/2) 「ポンプ」基礎ボルトの耐震安全性評価結果

機器名称	耐震重要度	荷重種別	発生応力 (MPa)	許容応力*1 (MPa)	備考
ターボポンプ					
タービン駆動原子炉給水ポンプ	B	引張	4	501	
		せん断	7	385	
高圧復水ポンプ	B	引張	発生せず	180	
		せん断	11	139	
原子炉隔離時冷却系ポンプ	S, 重*2	引張	28	455	
		せん断	16	350	
電動機駆動原子炉給水ポンプ	B	引張	1	195	
		せん断	7	150	
高圧炉心スプレイ系レグシールポンプ	B	引張	3	169	*3
		せん断	3	130	*3
低圧炉心スプレイ系レグシールポンプ	B	引張	3	169	*3
		せん断	3	130	*3
残留熱除去系レグシールポンプ	B	引張	4	169	*3
		せん断	3	130	*3
原子炉隔離時冷却系レグシールポンプ	B	引張	4	169	*3
		せん断	3	130	*3
常設高圧代替注水ポンプ	重*2	引張	16	421	
		せん断	5	324	
往復ポンプ					
ほう酸水注入系ポンプ	S, 重*2	引張	39	173	
		せん断	17	133	

*1：設計建設規格 付録材料図表 Part5 表 8, 表 9 より求まる値であり, S_s 地震力が S_d 地震力及び S クラスの機器に適用される静的地震力より大きく, S_s 地震力による評価応力が $III_A S$ の許容応力を下回る機器については, S クラス機器は $III_A S$ の許容応力を示す

*2：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

*3：S クラス機器への波及的影響を考慮して, S クラスに準じた評価を実施した

3.15.4.1.2 「熱交換器」基礎ボルトの耐震安全性評価

耐震安全性評価では、基礎ボルトに 0.3 mm の腐食を想定し、機器の地震時の振動により基礎ボルトに発生する応力を算出した。

評価の結果、発生応力は許容応力を下回り、耐震安全性に問題がないことを確認した（表 3.15-5 参照）。

表 3.15-5 「熱交換器」基礎ボルトの耐震安全性評価の結果

機器名称	耐震重要度	荷重種別	発生応力 (MPa)	許容応力*1 (MPa)	備考
U 字管式熱交換器					
第1給水加熱器	B	引張	11	196	
		せん断	11	151	
第2給水加熱器	B	引張	18	196	
		せん断	12	151	
第3給水加熱器	B	引張	24	196	
		せん断	12	151	
第4給水加熱器	B	引張	16	196	
		せん断	11	151	
第5給水加熱器	B	引張	16	196	
		せん断	12	151	
残留熱除去系熱交換器	S, 重*2	引張	344	475	
		せん断	85	366	
排ガス予熱器	B	引張	8	173	
		せん断	18	133	
排ガス復水器	B	引張	7	173	
		せん断	28	133	
窒素ガス貯蔵設備蒸発器	C	引張	3	195	
		せん断	12	150	

*1：設計建設規格 付録材料図表 Part5 表 8, 表 9 より求まる値であり， S_s 地震力が S_d 地震力及び S クラスの機器に適用される静的地震力より大きく， S_s 地震力による評価応力が $III_A S$ の許容応力を下回る機器については，S クラス機器は $III_A S$ の許容応力を示す

*2：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

3.15.4.1.3 「容器」基礎ボルトの耐震安全性評価

耐震安全性評価では、基礎ボルトに 0.3 mm の腐食を想定し、機器の地震時の振動により基礎ボルトに発生する応力を算出した。

評価の結果、発生応力は許容応力を下回り、耐震安全性に問題がないことを確認した（表 3.15-6 参照）。

表 3.15-6 「容器」基礎ボルトの耐震安全性評価の結果

機器名称	耐震重要度	荷重種別	発生応力 (MPa)	許容応力*1 (MPa)	備考	
その他容器						
ほう酸水注入系貯蔵タンク	S, 重*2	引張	54	475		
		せん断	25	366		
活性炭ベット	B	引張	128	173		
		せん断	15	133		
排ガス後置除湿器	B	引張	87	173		
		せん断	7	133		
排ガス再結合器	B	引張	46	173		
		せん断	12	133		
原子炉冷却材浄化系フィルタ脱塩器	B	引張	7	195		
		せん断	1	150		
残留熱除去海水系ポンプ出口ストレーナ	S, 重*2	S _s	引張	174	207	
			せん断	49	159	
		S _d	引張	75	173	
			せん断	29	133	
非常用及びHPCS系ディーゼル発電機海水ポンプ出口ストレーナ	S, 重*2	引張	81	173		
		せん断	24	133		

*1：設計建設規格 付録材料図表 Part5 表 8, 表 9 より求まる値であり、S_s地震力が S_d地震力及び S クラスの機器に適用される静的地震力より大きく、S_s地震力による評価応力がⅢ_AS の許容応力を下回る機器については、S クラス機器はⅢ_AS の許容応力を示す

*2：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

3.15.4.1.4 「配管」基礎ボルトの耐震安全性評価

配管のコンクリート定着部において、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象として抽出されているのは、後打ちメカニカルアンカ及び後打ちケミカルアンカの腐食であるが、これらについては3.15.4項に示したとおり、耐震安全性に問題がないことを確認している。

3.15.4.1.5 「ケーブル」基礎ボルトの耐震安全性評価

ケーブル（ケーブルトレイ，電線管）のコンクリート定着部において，耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象として抽出されているのは，後打ちメカニカルアンカ及び後打ちケミカルアンカの腐食であるが，これらについては 3.15.4 項に示したとおり，耐震安全性に問題がないことを確認している。

3.15.4.1.6 「タービン設備」基礎ボルトの耐震安全性評価

耐震安全性評価では、基礎ボルトに 0.3 mm の腐食を想定し、機器の地震時の振動により基礎ボルトに発生する応力を算出した。

評価の結果、発生応力は許容応力を下回り、耐震安全性に問題がないことを確認した（表 3.15-7 参照）。

表 3.15-7 「タービン設備」基礎ボルトの耐震安全性評価の結果

機器名称	耐震重要度	荷重種別	発生応力 (MPa)	許容応力*1 (MPa)	備考
常用系タービン設備					
高圧タービン	B	引張	発生せず	226	
		せん断	74	189	
低圧タービン	B	引張	発生せず	210	
		せん断	32	161	
原子炉給水ポンプ駆動用蒸気タービン	B	引張	33	246	
		せん断	21	189	
非常用系タービン設備					
原子炉隔離時冷却系タービン	S, 重*2	引張	23	240	
		せん断	11	184	

*1：設計建設規格 付録材料図表 Part5 表 8, 表 9 より求まる値であり、 S_s 地震力が S_d 地震力及び S クラスの機器に適用される静的地震力より大きく、 S_s 地震力による評価応力が $III_A S$ の許容応力を下回る機器については、S クラス機器は $III_A S$ の許容応力を示す

*2：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

3.15.4.1.7 「計測制御設備」基礎ボルトの耐震安全性評価

耐震安全性評価では、基礎ボルトに 0.3 mm の腐食を想定し、機器の地震時の振動により基礎ボルトに発生する応力を算出した。

評価の結果、発生応力は許容応力を下回り、耐震安全性に問題がないことを確認した（表 3.15-8 参照）。

「計測制御設備」のコンクリート定着部において、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象として抽出されているのは、後打ちメカニカルアンカ及び後打ちケミカルアンカの腐食であるが、これらについては 3.15.4 項に示したとおり、耐震安全性に問題がないことを確認している。

表 3.15-8 「計測制御設備」基礎ボルトの耐震安全性評価の結果

機器名称	耐震重要度	荷重種別	発生応力 (MPa)	許容応力*1 (MPa)	備考
計測装置（振動計測装置）					
地震加速度計測装置	S	引張	3	110	
		せん断	3	84	

*1：設計建設規格 付録材料図表 Part5 表 8，表 9 より求まる値であり， S_S 地震力が S_d 地震力及び S クラスの機器に適用される静的地震力より大きく， S_S 地震力による評価応力が $III_A S$ の許容応力を下回る機器については，S クラス機器は $III_A S$ の許容応力を示す

3.15.4.1.8 「空調設備」基礎ボルトの耐震安全性評価

耐震安全性評価では、基礎ボルトに 0.3 mm の腐食を想定し、機器の地震時の振動により基礎ボルトに発生する応力を算出した。

評価の結果、発生応力は許容応力を下回り、耐震安全性に問題がないことを確認した（表 3.15-9 参照）。

「空調設備」のコンクリート定着部において、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象として抽出されているのは、後打ちメカニカルアンカ及び後打ちケミカルアンカの腐食であるが、これらについては 3.15.4 項に示したとおり、耐震安全性に問題がないことを確認している。

表 3.15-9 「空調設備」基礎ボルトの耐震安全性評価の結果

機器名称	耐震重要度	荷重種別	発生応力 (MPa)	許容応力*1 (MPa)	備考
ファン					
非常用ガス再循環系排風機	S, 重*2	引張	116	169	
		せん断	23	130	
フィルタユニット					
非常用ガス再循環系フィルタトレイン	S, 重*2	引張	145	169	
		せん断	41	130	
非常用ガス処理系フィルタトレイン	S, 重*2	引張	109	169	
		せん断	38	130	
中央制御室換気系フィルタユニット	S, 重*2	引張	46	158	
		せん断	12	122	

*1：設計建設規格 付録材料図表 Part5 表 8, 表 9 より求まる値であり、 S_s 地震力が S_d 地震力及び S クラスの機器に適用される静的地震力より大きく、 S_s 地震力による評価応力が $III_A S$ の許容応力を下回る機器については、S クラス機器は $III_A S$ の許容応力を示す

*2：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

3.15.4.1.9 「機械設備」基礎ボルトの耐震安全性評価

耐震安全性評価では、基礎ボルトに 0.3 mm の腐食を想定し、機器の地震時の振動により基礎ボルトに発生する応力を算出した。

評価の結果、発生応力は許容応力を下回り、耐震安全性に問題がないことを確認した（表 3.15-10 参照）。

「機械設備」のコンクリート定着部において、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象として抽出されているのは、後打ちメカニカルアンカ及び後打ちケミカルアンカの腐食であるが、これらについては 3.15.4.2 に示したとおり、耐震安全性に問題がないことを確認している。

表 3.15-10 (1/6) 「機械設備」基礎ボルトの耐震安全性評価結果

機器名称	耐震重要度	荷重種別	発生応力 (MPa)	許容応力*1 (MPa)	備考
ディーゼル機関本体					
非常用ディーゼル機関 (2C, 2D号機)	S, 重*2	引張	46	158	
		せん断	26	122	
高圧炉心スプレイ系ディーゼル機関	S, 重*2	引張	46	158	
		せん断	26	122	
ディーゼル機関付属設備 (非常用ディーゼル機関 (2C, 2D号機) 付属設備)					
始動空気系空気圧縮機	C	引張	発生せず	173	
		せん断	1	133	
始動空気系空気だめ (自動起動用)	S, 重*2	引張	19	173	
		せん断	10	133	
始動空気系空気だめ (手動起動用)	C	引張	発生せず	173	
		せん断	3	133	
潤滑油系潤滑油冷却器	S, 重*2	引張	44	173	
		せん断	41	133	
潤滑油系潤滑油サンプタンク	S, 重*2	引張	28	173	
		せん断	31	133	
潤滑油系潤滑油フィルタ	S, 重*2	引張	10	180	
		せん断	3	139	

*1: 設計建設規格 付録材料図表 Part5 表 8, 表 9 より求まる値であり, S_s 地震力が S_d 地震力及び S クラスの機器に適用される静的地震力より大きく, S_s 地震力による評価応力が $III_A S$ の許容応力を下回る機器については, S クラス機器は $III_A S$ の許容応力を示す

*2: 耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

表 3.15-10 (2/6) 「機械設備」基礎ボルトの耐震安全性評価結果

機器名称	耐震重要度	荷重種別	発生応力 (MPa)	許容応力*1 (MPa)	備考
ディーゼル機関付属設備 (非常用ディーゼル機関 (2C, 2D号機) 付属設備)					
冷却水系清水冷却器	S, 重*2	引張	38	173	
		せん断	33	133	
燃料油系燃料油デイトンク	S, 重*2	引張	72	173	
		せん断	40	133	
燃料油系燃料油フィルタ	S, 重*2	引張	10	180	
		せん断	3	139	
ディーゼル機関付属設備 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル機関付属設備)					
始動空気系空気圧縮機	C	引張	発生せず	173	
		せん断	1	133	
始動空気系空気だめ (自動起動用)	S, 重*2	引張	19	173	
		せん断	10	133	
始動空気系空気だめ (手動起動用)	C	引張	発生せず	173	
		せん断	3	133	
潤滑油系潤滑油冷却器	S, 重*2	引張	31	173	
		せん断	27	133	
潤滑油系潤滑油サンプタンク	S, 重*2	引張	28	173	
		せん断	31	133	
潤滑油系潤滑油フィルタ	S, 重*2	引張	10	180	
		せん断	3	139	
冷却水系清水冷却器	S, 重*2	引張	25	173	
		せん断	22	133	
燃料油系燃料油デイトンク	S, 重*2	引張	62	173	
		せん断	35	133	
燃料油系燃料油フィルタ	S, 重*2	引張	10	180	
		せん断	3	139	

*1: 設計建設規格 付録材料図表 Part5 表 8, 表 9 より求まる値であり, S_s 地震力が S_d 地震力及び S クラスの機器に適用される静的地震力より大きく, S_s 地震力による評価応力が III_AS の許容応力を下回る機器については, S クラス機器は III_AS の許容応力を示す

*2: 耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

表 3.15-10 (3/6) 「機械設備」基礎ボルトの耐震安全性評価結果

機器名称	耐震 重要度	荷重種別	発生応力 (MPa)	許容応力*1 (MPa)	備考
可燃性ガス濃度制御系再結合装置					
可燃性ガス濃度制御系再結合装置	S	引張	33	139	
		せん断	41	112	
制御用圧縮空気設備					
空気圧縮機	C	引張	6	110	
		せん断	3	84	
除湿塔	C	引張	発生せず	110	
		せん断	3	84	
気体廃棄物処理系付属設備					
インターコンデンサ	B	引張	6	230	
		せん断	25	177	
補助ボイラ設備					
補助ボイラ本体	C	引張	発生せず	176	
		せん断	43	135	
蒸気だめ	C	引張	3	176	
		せん断	9	135	
給水ポンプ	C	引張	発生せず	176	
		せん断	1	135	
脱気器給水ポンプ	C	引張	発生せず	176	
		せん断	2	135	
脱気器	C	引張	15	176	
		せん断	4	135	
ホットウェルタンク	C	引張	発生せず	176	
		せん断	1	135	
ブロータンク	C	引張	発生せず	176	
		せん断	3	135	
給水タンク	C	引張	発生せず	176	
		せん断	14	135	

*1：設計建設規格 付録材料図表 Part5 表 8，表 9 より求まる値であり， S_s 地震力が S_d 地震力及び S クラスの機器に適用される静的地震力より大きく， S_s 地震力による評価応力が $III_A S$ の許容応力を下回る機器については，S クラス機器は $III_A S$ の許容応力を示す

表 3.15-10 (4/6) 「機械設備」基礎ボルトの耐震安全性評価結果

機器名称	耐震 重要度	荷重種別	発生応力 (MPa)	許容応力*1 (MPa)	備考
廃棄物処理設備					
濃縮廃液・廃液中和スラッジ系設備廃液 中和タンク	B	引張	発生せず	176	
		せん断	17	135	
濃縮廃液・廃液中和スラッジ系設備濃縮 廃液貯蔵タンク	B	引張	発生せず	176	
		せん断	34	135	
濃縮廃液・廃液中和スラッジ系設備濃縮 廃液ポンプ	B	引張	発生せず	183	
		せん断	2	141	
濃縮廃液・廃液中和スラッジ系設備廃液 濃縮器蒸発缶	B	引張	94	139	
		せん断	54	124	
濃縮廃液・廃液中和スラッジ系設備廃液 濃縮器加熱器	B	引張	158	451	
		せん断	16	347	
濃縮廃液・廃液中和スラッジ系設備廃液 濃縮器復水器	B	引張	61	176	
		せん断	16	135	
濃縮廃液・廃液中和スラッジ系設備廃液 濃縮器循環ポンプ	B	引張	発生せず	176	
		せん断	6	135	
機器ドレン系設備クラッドスラリ濃縮 器加熱器	B	引張	27	176	
		せん断	発生せず	135	
機器ドレン系設備クラッドスラリ濃縮 器	B	引張	47	176	
		せん断	発生せず	135	
機器ドレン系設備クラッドスラリ濃縮 器復水器	B	引張	3	161	
		せん断	5	124	
機器ドレン系設備クラッドスラリ濃縮 器デミスタ	B	引張	3	176	
		せん断	発生せず	135	
機器ドレン系設備クラッドスラリ濃縮 器循環ポンプ	B	引張	発生せず	176	
		せん断	2	135	
減容固化系設備溶解タンク	B	引張	1	173	
		せん断	6	133	
減容固化系設備ミストセパレータ	B	引張	16	195	
		せん断	19	150	

*1：設計建設規格 付録材料図表 Part5 表 8，表 9 より求まる値

表 3.15-10 (5/6) 「機械設備」基礎ボルトの耐震安全性評価結果

機器名称	耐震 重要度	荷重種別	発生応力 (MPa)	許容応力*1 (MPa)	備考
廃棄物処理設備					
減容固化系設備ペレットホッパ	C	引張	15	158	
		せん断	8	121	
減容固化系設備乾燥機復水器	B	引張	6	195	
		せん断	8	150	
減容固化系設備乾燥機排気ブロワ	C	引張	4	180	
		せん断	5	139	
減容固化系設備溶解ポンプ	B	引張	発生せず	180	
		せん断	3	139	
雑固体減容処理設備高周波熔融炉設備 高周波熔融炉	B	引張	51	176	
		せん断	18	135	
雑固体減容処理設備高周波熔融炉設備2 次燃焼器燃焼室	B	引張	発生せず	176	
		せん断	7	135	
雑固体減容処理設備高周波熔融炉設備2 次燃焼器	B	引張	1	176	
		せん断	12	135	
雑固体減容処理設備高周波熔融炉設備 排ガス冷却器	B	引張	1	176	
		せん断	15	135	
雑固体減容処理設備高周波熔融炉設備 セラミックフィルタ	B	引張	37	176	
		せん断	発生せず	135	
雑固体減容処理設備高周波熔融炉設備 排ガスフィルタ	B	引張	4	176	
		せん断	19	135	
雑固体減容処理設備高周波熔融炉設備 排ガス脱硝塔	C	引張	153	176	
		せん断	25	135	
雑固体減容処理設備高周波熔融炉設備 排ガスブロワ	B	引張	10	176	
		せん断	10	135	
雑固体焼却系設備焼却炉	B	引張	発生せず	84	
		せん断	102	135	
雑固体焼却系設備1次セラミックフィル タ	B	引張	89	176	
		せん断	発生せず	135	
雑固体焼却系設備2次セラミックフィル タ	B	引張	89	176	
		せん断	発生せず	135	

*1：設計建設規格 付録材料図表 Part5 表 8, 表 9 より求まる値

表 3.15-10 (6/6) 「機械設備」基礎ボルトの耐震安全性評価結果

機器名称	耐震重要度	荷重種別	発生応力 (MPa)	許容応力*1 (MPa)	備考
廃棄物処理設備					
雑固体焼却系設備排ガス冷却器	B	引張	31	183	
		せん断	13	141	
雑固体焼却系設備排ガスフィルタ	B	引張	16	176	
		せん断	11	135	
雑固体焼却系設備排ガスブロワ	B	引張	101	152	
		せん断	59	135	
雑固体焼却系設備廃棄物処理建屋排気筒	C	引張	3	198	
		せん断	2	152	
排気筒					
主排気筒	C	引張	257	324	*2
		せん断	12	187	*2
使用済燃料乾式貯蔵容器					
使用済燃料乾式貯蔵容器	S	引張	203	261	
		せん断	232	340	

*1：設計建設規格 付録材料図表 Part5 表 8, 表 9 より求まる値であり, S_s 地震力が S_d 地震力及び S クラスの機器に適用される静的地震力より大きく, S_s 地震力による評価応力が $III_A S$ の許容応力を下回る機器については, S クラス機器は $III_A S$ の許容応力を示す

*2：非常用ガス処理系排気筒の間接支持構造物であることから, S クラスに準じた評価を実施した

3.15.4.1.10 「電源設備」基礎ボルトの耐震安全性評価

耐震安全性評価では、基礎ボルトに 0.3 mm の腐食を想定し、機器の地震時の振動により基礎ボルトに発生する応力を算出した。

評価の結果、発生応力は許容応力を下回り、耐震安全性に問題がないことを確認した（表 3.15-11 参照）。

「電源設備」のコンクリート定着部において、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象として抽出されているのは、後打ちメカニカルアンカ及び後打ちケミカルアンカの腐食であるが、これらについては 3.15.4 項に示したとおり、耐震安全性に問題がないことを確認している。

表 3.15-11 「電源設備」基礎ボルトの耐震安全性評価結果

機器名称	耐震重要度	荷重種別	発生応力 (MPa)	許容応力*1 (MPa)	備考
ディーゼル発電設備					
非常用ディーゼル発電設備	S, 重*2	引張	93	152	
		せん断	20	117	
高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備	S, 重*2	引張	111	152	
		せん断	24	117	
MG セット					
原子炉保護系MGセット	S	引張	14	173	
		せん断	13	133	

*1：設計建設規格 付録材料図表 Part5 表 8, 表 9 より求まる値であり、S_s地震力が S_d地震力及び S クラスの機器に適用される静的地震力より大きく、S_s地震力による評価応力がⅢ_AS の許容応力を下回る機器については、S クラス機器はⅢ_AS の許容応力を示す

*2：耐震重要度とは別に常設重大事故等対処設備の区分に応じた耐震設計が求められることを示す

3.15.4.2 後打ちメカニカルアンカ及び後打ちケミカルアンカの腐食に対する耐震安全性評価

後打ちメカニカルアンカ及び後打ちケミカルアンカの許容荷重は、ボルト部の破損、コンクリートのコーン上破壊、引抜（付着力喪失）を考慮して定められるが、「技術評価」においてはボルトのコンクリート直上部及びメカニカルアンカ埋設部に腐食が想定されると評価しており、このとき、影響を受けるのはボルト部の破損である。

ここで、技術評価結果から想定されるボルトの腐食（保守的に設定した運転開始後60年間の腐食量である0.3 mmを想定）を考慮し、減肉時の設計許容荷重のボルト発生応力と許容応力の関係を調べた結果、ボルトの発生応力はいずれも許容応力を下回っていることが確認できた（表3.15-12～13参照）。

したがって、後打ちメカニカルアンカ及び後打ちケミカルアンカについては機種に係わらず、コンクリート直上部及びメカニカルアンカ埋設部の腐食によっても耐震安全性は確保できると考えられる。

表 3.15-12 後打ちメカニカルアンカの設計許容荷重負荷時のボルト発生・許容応力

		M6	M8	M10	M12	M16	M20
アンカの設計許容荷重 (kN)	引張	0.98	1.56	2.15	3.13	3.72	6.66
	せん断	1.17	1.96	3.53	5.49	9.41	14.90
設計許容荷重負荷時のボルト発生応力 (MPa)	引張	35	32	28	28	19	22
	せん断	42	40	45	49	47	48
設計許容荷重負荷, 減肉時のボルト発生応力 (MPa)	引張	43	37	32	31	21	23
	せん断	52	46	51	54	51	51
ボルトの許容応力 (MPa) *1	引張	168	168	168	168	168	168
	せん断	129	129	129	129	129	129
応力比*2	引張	0.26	0.23	0.20	0.19	0.13	0.14
	せん断	0.41	0.36	0.40	0.42	0.40	0.40

*1：設計建設規格 付録材料図表 Part5 表 8, 表 9 より求まる値

*2：応力比は, 減肉時の発生応力/許容応力を示す

表 3.15-13 後打ちケミカルアンカの設計許容荷重負荷時のボルト発生・許容応力

		M12	M16	M20	M22	M25
アンカの設計許容荷重 (kN)	引張	12.10	20.20	38.30	47.40	55.20
	せん断	9.60	17.90	26.80	33.20	38.70
設計許容荷重負荷時のボルト発生応力 (MPa)	引張	108	101	122	125	113
	せん断	85	90	86	88	79
設計許容荷重負荷, 減肉時のボルト発生応力 (MPa)	引張	119	109	130	132	119
	せん断	95	97	91	93	83
ボルトの許容応力 (MPa) *1	引張	168	168	168	168	168
	せん断	129	129	129	129	129
応力比*2	引張	0.71	0.65	0.78	0.79	0.71
	せん断	0.74	0.76	0.71	0.73	0.65

*1：設計建設規格 付録材料図表 Part5 表 8, 表 9 より求まる値

*2：応力比は, 減肉時の発生応力/許容応力を示す

3.15.5 評価対象機器全体への展開

基礎ボルトにおいては、代表機器は選定せず全ての基礎ボルトについて評価を実施しているため、他機器への評価の展開は不要である。

3.15.6 保全対策に反映すべき項目の抽出

基礎ボルトにおいては、「技術評価」にて検討された保全対策に、耐震安全上の観点から追加すべき項目はない。

東海第二発電所
耐津波安全性評価書

(運転を断続的に行うことを前提とした評価)

日本原子力発電株式会社

目次

1. 耐津波安全性評価の目的.....	1
2. 耐津波安全性評価の進め方.....	2
2.1 評価対象機器	2
2.2 評価手順	2
2.3 耐津波安全性評価に関する共通事項.....	6
3. 耐津波安全性評価.....	7
3.1 評価対象機器	7
3.2 耐津波安全上考慮する必要がある経年劣化事象.....	7
3.3 経年劣化事象を考慮した耐津波安全性評価.....	15
3.4 保全対策に反映すべき項目の抽出.....	15

1. 耐津波安全性評価の目的

「技術評価」検討においては機器・構造物の材質，環境条件等を考慮し，発生し得る経年劣化事象に対してこれらが適切な保全対策を行うことにより管理し得るかについて検討したが，保全対策を講じることによっても管理ができないという経年劣化事象は抽出されていない。

したがって，津波による影響を考慮した場合にも，耐津波安全上考慮する必要がある経年劣化事象を保全対策により適切に管理することで，安全の確保が可能であると考えられるが，高経年化対策の検討の一環として，高経年プラントの耐津波安全性について技術的評価を実施し，安全性を確認するものである。

2. 耐津波安全性評価の進め方

2.1 評価対象機器

「技術評価」における評価対象機器・構造物のうち浸水防護施設を耐津波安全性評価の対象とする。

東海第二で対象となる設備を表 2.1-1 に示す。

表 2.1-1 耐津波安全性評価対象設備

設備		浸水防護施設 の区分	対象
弁	逆止弁	浸水防護施設	浸水防止設備 ○
コンクリート 構造物及び 鉄骨構造物	コンクリート 構造物	防潮堤	津波防護施設 ○
		原子炉建屋	津波防護施設 ○
	鉄骨構造物	防潮堤	津波防護施設 ○
		防潮扉	津波防護施設 ○
		放水路ゲート	津波防護施設 ○
		構内排水路逆流防止設備	津波防護施設 ○
		貯留堰	津波防護施設 ○
		浸水防止蓋	浸水防止設備 ○
	水密扉	浸水防止設備 ○	
計測制御設備	操作制御盤	潮位監視盤	津波監視設備 —*1
		津波・構内監視設備	津波監視設備 —*1
	計測装置	取水ピット水位計測装置	津波監視設備 ○
		潮位計測装置	津波監視設備 ○

*1: 基準津波の影響を受ける位置に設置されていないため、耐津波安全性評価対象外とする

2.2 評価手順

(1) 耐津波安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

a. 「技術評価」での検討結果の整理

耐津波安全性評価にあたっては、「技術評価」における保全対策等に対する評価結果を取り入れることとする。

「技術評価」においては、想定される経年劣化事象のうち、以下の経年劣化事象に該当するものについて、高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象としている。

- ① 想定した劣化傾向と実際の劣化傾向の乖離が考え難い経年劣化事象であって、想定した劣化傾向等に基づき適切な保全活動を行っているもの（日常劣化管理事象で△）
- ② 現在までの運転経験や使用条件から得られた材料試験データとの比較等により、今後も経年劣化の進展が考えられない、又は進展傾向が極めて小さいと考えられる経年劣化事象（日常劣化管理事象以外で▲）

耐津波安全性評価においては、想定される全ての経年劣化事象のうち、②については、現在発生しておらず、今後発生の可能性がない、又は小さい経年劣化事象であることから、耐津波安全性に有意な影響を与えるものではないと判断し、評価の対象外とする。

したがって、「技術評価」で検討された高経年化対策上着目すべき経年劣化事象及び高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象①の経年劣化事象を耐津波安全性評価の対象とする。

b. 耐津波安全上考慮する必要がある経年劣化事象の抽出

耐津波安全上考慮する必要がある経年劣化事象の抽出は、以下の3ステップで実施する。抽出までの手順を表2.2-1に示す。

【ステップ1】

a. 項の検討結果より、耐津波安全性評価の対象となる経年劣化事象は、「技術評価」における想定される経年劣化事象のうち、下記に該当するものを抽出する。

- a) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象
- b) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象
(前項 a. で①に分類したもの)

【ステップ2】

ステップ1で抽出した耐津波安全性評価の対象となる経年劣化事象のうち、a)の高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を以下の観点で整理し、iの事象は除外、iiの事象についてはステップ3に進む。

- i 現在発生しておらず、今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの
- ii 現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの

【ステップ3】

ステップ2で抽出された経年劣化事象について、これらの事象が顕在化した場合、構造・強度上及び止水性上、影響が「有意」であるか「軽微もしくは無視」できるかを検討し、耐津波安全上考慮する必要がある経年劣化事象の抽出を行う。

ステップ1で抽出した b) 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する、耐津波安全上考慮する必要がある経年劣化事象の抽出については、まとめて表2.2-2に整理し、抽出された経年劣化事象について、耐津波安全性評価において評価結果を記載する。

表 2.2-1 耐津波安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出までの手順

「技術評価」で想定される経年劣化事象		ステップ 1	ステップ 2		ステップ 3	
高経年化対策上 着目すべき経年 劣化事象	下記 1)~2)を除く 経年劣化事象	○	i	現在発生しておらず、今 後も発生の可能性がない もの、又は小さいもの	×	×
			ii	現在発生しているか、又 は将来にわたって起こる ことが否定できないもの	○	構造・強度上及び止水性上 「有意」である事象 ◎ 構造・強度上及び止水性上 「軽微もしくは無視」でき る事象 ■
高経年化対策上 着目すべき経年 劣化事象ではない事象	1) △ 想定した劣化傾向と実際の劣化傾向 の乖離が考え難い経年劣化事象であ って、想定した劣化傾向等に基づき適 切な保全活動を行っているもの (日常劣化管理事象)	○	i	現在発生しておらず、今 後も発生の可能性がない もの、又は小さいもの	—	—
			ii	現在発生しているか、又 は将来にわたって起こる ことが否定できないもの	○	構造・強度上及び止水性上 「有意」である事象 ◎ 構造・強度上及び止水性上 「軽微もしくは無視」でき る事象 ■
	2) ▲ 現在までの運転経験や使用条件から 得られた材料試験データとの比較等 により、今後も経年劣化の進展が考え られない、又は進展傾向が極めて小さ いと考えられる経年劣化事象 (日常劣化管理事象以外)	—	—	—	—	—

○：評価対象として抽出

—：評価対象から除外

×：現在発生しておらず、今後も発生の可能性がないもの、又は小さいものとして評価対象から除外

■：構造・強度上及び止水性上「軽微もしくは無視」できる事象として評価対象から除外

◎：耐津波安全上考慮する必要のある経年劣化事象として抽出

△：高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象（日常劣化管理事象）

▲：高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象（日常劣化管理事象以外）

表 2.2-2 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する耐津波安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果

機器分類	型式	経年劣化事象	耐津波安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出結果	
			事象区分	判断理由
弁	浸水防護施設	弁箱, 弁体ガイド, 基礎ボルトの腐食 (孔食・隙間腐食)	■	当該機器は新たに設置されるが, 弁箱, 弁体ガイド, 基礎ボルトについては, 今後目視点検を行い腐食 (孔食・隙間腐食) の有無を確認することで健全性を維持できると考える。 また, 仮に腐食 (孔食・隙間腐食) が発生しても, 今後の現状保全によって管理される程度の範囲の進行では, 断面減少による応力増加への影響は軽微であることから, 耐津波安全性に影響を与えるものではない。
鉄骨構造物	防潮堤, 防潮扉, 放水路ゲート, 構内排水路逆流防止設備, 貯留堰, 浸水防止蓋, 水密扉	鉄骨の腐食による強度低下	■	水密扉については, 目視点検を行い腐食の有無を確認することで健全性を維持している。その他の構造物は新たに設置されるが, 鉄骨部については, 今後目視点検を行い腐食の有無を確認することで健全性を維持できると考える。 また, 仮に腐食が発生しても, 今後の現状保全によって管理される程度の範囲の進行では, 断面減少による応力増加への影響は軽微であることから, 耐津波安全性に影響を与えるものではない。
計測制御設備	取水ピット水位計測装置	スリーブ, 取付座, 上部閉止板及び取付ボルト・ナットの腐食 (全面腐食)	■	当該機器は新たに設置されるが, 塗膜等の管理を行い機器の健全性を維持することから, 今後の現状保全によって管理される程度の範囲の進行では断面減少による応力増加への影響は軽微であり, 耐津波安全性に影響を与えるものではない。
計測制御設備	潮位計測装置	水位検出器, 検出器ガイド, サポート, ベースプレート, 取付ボルト及び基礎ボルトの腐食 (孔食・隙間腐食)	■	当該機器は新たに設置されるが, 水位検出器については, 今後目視点検を行い腐食 (孔食・隙間腐食) の有無を確認することで健全性を維持できると考える。 また, 仮に腐食 (孔食・隙間腐食) が発生しても, 今後の現状保全によって管理される程度の範囲の進行では, 断面減少による応力増加への影響は軽微であることから, 耐津波安全性に影響を与えるものではない。

■ : 現在発生しているか又は将来にわたって起こることが否定できないが, 機器・構造物の構造・強度上及び止水性上, 影響が「軽微もしくは無視」できるもの

(2) 経年劣化事象に対する耐津波安全性評価

前項で整理された耐津波安全上考慮する必要のある経年劣化事象毎に、表 2.2-3 に示す基準津波を考慮した耐津波安全性に関する評価を実施する。

表 2.2-3 基準津波による最大水位変動量

最大水位変動量 (初期潮位：T.P.* ±0.00 m)	
上昇側 (m)	下降側 (m)
取水ピット T.P. +19.2	取水ピット T.P. -5.1

*：東京湾中等潮位（平均潮位）を示す

(3) 保全対策に反映すべき項目の抽出

以上の検討結果を基に、耐津波安全性の観点から保全対策に反映すべき項目があるかを検討する。

2.3 耐津波安全性評価に関する共通事項

(1) 耐津波安全性に影響を与えないことが自明な経年劣化事象

耐津波安全上考慮する必要のある経年劣化事象のうち、電気・計装品の絶縁低下（絶縁体の水トリー劣化による絶縁低下を含む）、特性変化及び導通不良については、耐津波安全性に影響を及ぼすパラメータの変化とは無関係であり、機器・構造物の構造・強度上及び止水性上、影響が「軽微もしくは無視」できるものと判断されるため、本項の評価を当該事象の耐津波安全性評価とし、個別機器における記載を省略する。

(2) 浸水防護施設の止水性

取水構造物（浸水防止蓋）の止水性は、水密ゴム等により確保されている。水密ゴム等は、点検時に取り替える定期取替品であることから、高経年化対策を見極める上での評価対象外とする。

3. 耐津波安全性評価

3.1 評価対象機器

(1) 弁

(逆止弁)

① 浸水防護施設

(2) コンクリート構造物及び鉄骨構造物

(コンクリート構造物)

① 防潮堤

② 原子炉建屋

(鉄骨構造物)

③ 防潮堤

④ 防潮扉

⑤ 放水路ゲート

⑥ 構内排水路逆流防止設備

⑦ 貯留堰

⑧ 浸水防止蓋

⑨ 水密扉

(3) 計測制御設備

(計測装置)

① 取水ピット水位計測装置

② 潮位計測装置

3.2 耐津波安全上考慮する必要のある経年劣化事象

(1) 「技術評価」での検討結果の整理

3.1 項で選定した浸水防護施設について、「技術評価」での経年劣化事象に対する検討結果に基づき、保全対策を踏まえた耐津波安全上考慮する必要のある経年劣化事象を以下のとおり整理した（表 3.2-1）。

① 現在発生しておらず、今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

（表中×）

② 現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できないもの

（表中○）

表 3.2-1 (1/3) 弁に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	対象機器	「技術評価」評価結果概要*1
			逆止弁	
			浸水防護施設	
—	—	—	—	

—：経年劣化事象が考慮されないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

表 3.2-1 (2/3) コンクリート構造物及び鉄骨構造物に想定される経年劣化事象

経年劣化事象		対象構造物									「技術評価」 評価結果概要*1
		コンクリート構造物*2		鉄骨構造物*3							
		防潮堤	原子炉建屋	防潮堤	防潮扉	放水路 ゲート	構内排水路逆 流防止設備	貯留堰	浸水 防止蓋	水密扉	
コンクリートの 強度低下	熱による強度低下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	放射線照射による 強度低下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	中性化による強度 低下	×	×	—	—	—	—	—	—	—	運転開始 60 年時点で想定される 中性化深さは、鉄筋が腐食し始め るときの中性化深さと比較して 十分小さいと想定される。
	塩分浸透による強 度低下	×	×	—	—	—	—	—	—	—	運転開始 60 年時点で想定される 鉄筋腐食減量は、かぶりコンクリ ートにひび割れが生じるとされ る鉄筋腐食減量と比較して十分 小さいと想定される。
	機械振動による強 度低下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
コンクリートの 遮へい能力 低下	熱による遮へい能 力低下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

×：現在発生しておらず、今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

—：評価対象とする構造物ではないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

*2：コンクリート構造物の対象構造物は、使用条件等が包含される代表構造物（取水構造物）において評価した結果を用いる

*3：鉄骨構造物の対象構造物は、使用条件等が包含される代表構造物（原子炉建屋の鉄骨部及びタービン建屋の鉄骨部）において評価した結果を用いる

表 3.2-1 (3/3) 計測制御設備に想定される経年劣化事象

機能達成に必要な項目	部位	経年劣化事象	対象機器		「技術評価」評価結果概要*1
			計測装置		
			取水ピット 水位計測装置	潮位計測装置	
—	—	—	—	—	

—：評価対象とする構造物ではないもの

*1：「×」としたものの理由を記載

(2) 耐津波安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

(1) で整理された②の経年劣化事象については、これらの事象が顕在化した場合、対象となる機器・構造物の構造・強度上及び止水性上、影響が「有意」であるか「軽微もしくは無視」できるかを以下で検討し、「軽微もしくは無視」できる事象については耐津波安全性評価対象外とすることとした（表 3.2-2 に耐津波安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧表を示す）。

a. 浸水防護施設において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象

浸水防護施設において高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を、「技術評価」での検討結果に基づき整理した結果（表 3.2-1）、現在発生しているか、又は将来にわたって起こることが否定できない事象は、抽出されなかった。（表 3.2-2）

表 3.2-2 (1/3) 弁の耐津波安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部位	経年劣化事象	対象機器
		逆止弁
		浸水防護施設
—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの，又は小さいもの

表 3.2-2 (2/3) コンクリート構造物及び鉄骨構造物の耐津波安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

経年劣化事象		対象構造物								
		コンクリート構造物		鉄骨構造物						
		防潮堤	原子炉建屋	防潮堤	防潮扉	放水路 ゲート	構内排水路 逆流防止設備	貯留堰	浸水 防止蓋	水密扉
コンクリートの強度低下	熱による強度低下	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	放射線照射による強度低下	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	中性化による強度低下	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	塩分浸透による強度低下	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	機械振動による強度低下	—	—	—	—	—	—	—	—	—
コンクリートの遮へい能力低下	熱による遮へい能力低下	—	—	—	—	—	—	—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの、又は小さいもの

表 3.2-2 (3/3) 計測制御設備の耐津波安全上考慮する必要のある経年劣化事象一覧

部位	経年劣化事象	対象機器	
		計測装置	
		取水ピット水位計測装置	潮位計測装置
—	—	—	—

—：経年劣化事象が想定されないもの及び今後も発生の可能性がないもの，又は小さいもの

3.3 経年劣化事象を考慮した耐津波安全性評価

前項にて耐津波安全上考慮する必要のある経年劣化事象は抽出されなかったため、実施すべき耐津波安全性評価はない。

3.4 保全対策に反映すべき項目の抽出

浸水防護施設においては、「技術評価」にて検討された保全対策に、耐津波安全性の観点から追加すべき項目はない。

東海第二発電所
劣化状況評価書

(冷温停止状態が維持されることを前提とした評価)

日本原子力発電株式会社

目次

1. 評価の考え方	1
2. 評価方法	1
2.1 代表機器の選定	1
2.2 冷温停止を踏まえた再評価を行う経年劣化事象の抽出	1
2.3 代表機器以外への展開	2
2.4 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する検討	2
3. 個別機器の評価	3.1-1
3.1 ポンプ	3.1-1
3.2 熱交換器	3.2-1
3.3 ポンプモータ	3.3-1
3.4 容器	3.4-1
3.5 配管	3.5-1
3.6 弁	3.6-1
3.7 炉内構造物	3.7-1
3.8 ケーブル	3.8-1
3.9 タービン設備	3.9-1
3.10 コンクリート構造物及び鉄骨構造物	3.10-1
3.11 計測制御設備	3.11-1
3.12 空調設備	3.12-1
3.13 機械設備	3.13-1
3.14 電源設備	3.14-1
3.15 耐震安全性評価	3.15-1
3.16 耐津波安全性評価	3.16-1

本評価書は、東海第二発電所の機器及び構造物のうち、冷温停止状態維持に必要な安全重要度分類審査指針*1における重要度クラス1, 2の機能を有する機器及び構造物、高温・高圧環境下にある重要度クラス3の機能を有する機器及び構造物*2、常設重大事故等対処設備並びに浸水防護施設（以下、冷温停止状態維持に必要な機器という）の劣化状況評価についてまとめたものである。

*1：「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」（平成2年8月30日原子力安全委員会決定）

*2：最高使用温度が95℃を超え、又は最高使用圧力が1,900 kPaを超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス3の機器及びそれらを支持する構造物をいう

1. 評価の考え方

「東海第二発電所 劣化状況評価書」に基づき、冷温停止状態が維持されることを前提とした劣化状況評価を行う。

2. 評価方法

「東海第二発電所 劣化状況評価書（運転を断続的に行うことを前提とした評価）」の技術評価対象機器に対して、冷温停止状態維持に必要な機器の選定を行うとともに、断続的運転を前提とした場合に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象に対して冷温停止状態の維持を前提とした場合における劣化の発生・進展に関する整理を実施し、その結果を基に冷温停止を踏まえた再評価を行うこととする。

なお、具体的な評価の手順は以下の通りとする。

2.1 代表機器の選定

「東海第二発電所 劣化状況評価書（運転を断続的に行うことを前提とした評価）」における代表機器を本検討の代表機器として選定する。

2.2 冷温停止を踏まえた再評価を行う経年劣化事象の抽出

断続的運転を前提とした場合に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象に対して冷温停止状態の維持を前提とした場合における劣化の発生・進展に関する整理を実施し、冷温停止状態の維持を前提とした場合において、発生・進展が断続的運転を前提とした場合より厳しくなることが想定される経年劣化事象を抽出する。

その結果、より厳しくなることが想定される経年劣化事象が抽出された場合には、冷温停止を踏まえた再評価を実施するとともに、保全対策に反映すべき項目があるかもあわせて検討する。

なお、断続的運転を前提とした場合に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象については、2.4 で示す通り冷温停止状態の維持を前提とした場合においても高経年化対策上着目すべき経年劣化事象とならないことを確認する。

2.3 代表機器以外への展開

代表機器の評価結果を踏まえ、冷温停止状態の維持を前提とした場合において、発生・進展が断続的運転を前提とした場合より厳しくなることが想定される経年劣化事象を抽出する。

その結果、より厳しくなることが想定される経年劣化事象が抽出された場合には、冷温停止を踏まえた再評価を実施する。

なお、保全対策に反映すべき項目があるかもあわせて検討する。

2.4 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象に対する検討

高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象について、断続的運転を想定した場合より、劣化の進展が厳しくなると想定される事象を以下に示すが、それぞれ高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではないと判断した。

(1) 摩耗

- a. 主軸の摩耗 [残留熱除去系ポンプ及びポンプモータ, 残留熱除去海水系ポンプ及びポンプモータ]
- b. 羽根車とケーシングリング間の摩耗 [残留熱除去系ポンプ, 残留熱除去海水系ポンプ]
- c. 水中軸受の摩耗 [残留熱除去系ポンプ]

以上、a. ～c. の経年劣化事象は、冷温停止状態の維持を前提とした場合、原子炉冷却運転により運転時間が長くなるため、摩耗の発生・進展は断続的運転と比較すると厳しくなると考えられる。

しかしながら、断続的運転を前提に、長期停止を考慮した特別な保全計画を策定し、分解点検時に目視点検及び寸法測定を実施し、有意な摩耗が確認された場合は取替を行うことにより機能を維持できることから、冷温停止状態の維持における点検手法として適切である。

したがって、当該経年劣化事象は、断続的運転を前提とした評価と同様、高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではないと判断した。

(2) 摩耗及び高サイクル疲労割れ

a. 伝熱管の摩耗及び高サイクル疲労割れ [残留熱除去系熱交換器]

冷温停止状態の維持を前提とした場合、原子炉冷却運転により通水時間が長くなるため、伝熱管の摩耗及び高サイクル疲労割れの発生・進展は断続的運転と比較すると厳しくなると考えられる。

しかしながら、断続的運転を前提に長期停止を考慮した特別な保全計画を策定し、伝熱管については、渦流探傷検査及び漏えい確認による点検結果から有意な摩耗及び高サイクル疲労割れによる欠陥の有無を確認し、判定基準を超える摩耗等が確認された場合には施栓することにより機能を維持できることから、冷温停止状態の維持における点検手法として適切である。

したがって、当該経年劣化事象は、断続的運転を前提とした評価と同様、高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではないと判断した。

(3) 腐食 (エロージョン)

a. 弁体、弁座の腐食 (エロージョン) [残留熱除去系熱交換器海水出口流量調整弁]

冷温停止状態の維持を前提とした場合、原子炉冷却運転に伴って通水時間が長くなるため、弁体、弁座の腐食 (エロージョン) の発生・進展は断続的運転と比較すると厳しくなると考えられる。

しかしながら、断続的運転を前提に長期停止を考慮した特別な保全計画を策定し、分解点検時の目視点検において、有意な腐食が確認された場合は補修又は取替を行うことにより機能を維持できることから、冷温停止状態の維持における点検手法として適切である。

したがって、当該経年劣化事象は、断続的運転を前提とした評価と同様、高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではないと判断した。

(4) 腐食 (全面腐食)

a. 原子炉格納容器内の炭素鋼又は低合金鋼使用部位の腐食 (全面腐食)

冷温停止状態の維持を前提とした場合、原子炉格納容器内が窒素ガス雰囲気から空気雰囲気となるため、炭素鋼又は低合金鋼使用部位の腐食の発生・進展は、断続的運転と比較すると厳しくなると考えられる。

しかしながら、長期停止中において原子炉格納容器内の代表箇所が目視点検を実施したところ有意な腐食は認められなかったことから、原子炉格納容器内が空気雰囲気となることによる腐食への影響は小さいものと考えられ、今後もこれらの傾向が変化する要因があるとは考え難い。

したがって、当該経年劣化事象は、断続的運転を前提とした評価と同様、高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではないと判断した。

3. 個別機器の評価

3.1 ポンプ

3.1.1 ターボポンプ

(1) 代表機器の選定

東海第二で使用しているターボポンプの主な仕様を表 3.1.1-1 に示す。

冷温停止状態維持に必要な機器のうち、「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」において代表機器とした以下の機器を，冷温停止状態の維持を前提とした評価においても同様に代表機器とした。

- ① 残留熱除去海水系ポンプ
- ② 残留熱除去系ポンプ
- ③ 高圧炉心スプレイ系ポンプ
- ④ 原子炉冷却材浄化系循環ポンプ
- ⑤ 原子炉隔離時冷却系ポンプ

表 3.1.1-1(1/2) ターボポンプの主な仕様

分類基準			ポンプ名称	仕様 (容量×揚程)	選定基準				冷温停止 状態維持に 必要な機器 (運転状態)	選定	選定理由
型式	内部流体	材料*7			重要度*1	使用条件					
						運転 状態	最高使用 圧力 (MPa)*2	最高使用 温度 (℃)*2			
立軸 斜流	海水	ステンレス 鋼	残留熱除去海水系ポンプ	885.7 m ³ /h*3 ×184.4 m ³	MS-1, 重*5	一時	3.45	38	○ (一時)	◎	重要度 運転状態 最高使用温度 最高使用圧力
			非常用ディーゼル発電機海水ポンプ	272.6 m ³ /h*3 ×44 m ³	MS-1, 重*5	一時	0.70	38	○ (一時)		
			高圧炉心スプレィディーゼル冷却系 海水系ポンプ	232.8 m ³ /h*3 ×43 m ³	MS-1, 重*5	一時	0.70	38	○ (一時)		
			緊急用海水ポンプ*6	844 m ³ /h×130 m	重*5	一時	2.45	38	—		
	純水	炭素鋼	残留熱除去系ポンプ	1,691.9 m ³ /h×85.3 m	MS-1, 重*5	一時	3.45	174	○ (一時)	◎	重要度 運転状態 最高使用温度
			低圧炉心スプレィ系ポンプ	1,638.3 m ³ /h×169.5 m	MS-1, 重*5	一時	4.14	100	○ (一時)		
立軸 遠心	純水	炭素鋼	高圧炉心スプレィ系ポンプ	1,576.5 m ³ /h×196.6 m	MS-1, 重*5	一時	10.69	100	○ (一時)	◎	
		鋳鉄	給水加熱器ドレンポンプ	1,032.2 m ³ /h×25 m	高*4	連続	0.70	149	—	◎	
横軸 遠心	純水	ステンレス 鋼	原子炉冷却材浄化系循環ポンプ	81.8 m ³ /h×152.4 m	PS-2	連続	9.80	302	○ (一時)	◎	重要度, 運転状態 最高使用温度
			原子炉冷却材浄化系保持ポンプ	13 m ³ /h×20 m	PS-2	連続	9.80	66	○ (一時)		
			制御棒駆動水ポンプ	46.3 m ³ /h×823 m	高*4	連続	12.06	66	○ (一時)		
			常設高圧代替注水ポンプ*6	136.7 m ³ /h*3×900 m ³	重*5	一時	10.70	120	—		
			格納容器圧力逃がし装置移送ポンプ*6	10 m ³ /h×40 m	重*5	一時	2.5	200	—		

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：ポンプ吐出配管の仕様を示す

*3：公称値を示す

*4：最高使用温度が95℃を超え、又は最高使用圧力が1,900 kPaを超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス3の機器

*5：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*6：新規に設置される機器及び構造物であることを示す

*7：ケーシングの材料を示す

表 3.1.1-1(2/2) ターボポンプの主な仕様

分類基準			ポンプ名称	仕様 (容量×揚程)	選定基準			冷温停止 状態維持に 必要な機器 (運転状態)	選定	選定理由	
型式	内部流体	材料*7			重要度*1	使用条件					
						運転 状態	最高使用 圧力 (MPa)*2				最高使用 温度 (°C)*2
横軸 遠心	純水	低合金鋼	タービン駆動原子炉給水ポンプ	4,315 m ³ /h×685.8 m	高*4	連続	15.51	233	—	◎	重要度
		炭素鋼	高圧復水ポンプ	3,792 m ³ /h×365.8 m	高*4	連続	6.14	205	—		
			原子炉隔離時冷却系ポンプ	142 m ³ /h×869 m	MS-1, 重*5	一時	10.35	77	—	◎	
			電動機駆動原子炉給水ポンプ	2,157.5 m ³ /h×762 m	高*4	一時	15.51	233	—		
			高圧炉心スプレイ系レグシールポンプ	4.54 m ³ /h×38.1 m	高*4	連続	1.04	100	○(連続)		
			低圧炉心スプレイ系レグシールポンプ	4.54 m ³ /h×38.1 m	高*4	連続	1.04	100	○(連続)		
			残留熱除去系レグシールポンプ	4.54 m ³ /h×48.8 m	高*4	連続	1.04	100	○(連続)		
			原子炉隔離時冷却系レグシールポンプ	4.54 m ³ /h×48.8 m	高*4	連続	0.86	77	—		
			常設低圧代替注水ポンプ*6	200 m ³ /h*3×200 m*3	重*5	一時	3.14	66	—		
			代替燃料プール冷却系ポンプ*6	124 m ³ /h×40 m	重*5	一時	0.98	80	—		
代替循環冷却系ポンプ*6	250 m ³ /h×120 m	重*5	一時	3.45	80	—					

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：ポンプ吐出配管の仕様を示す

*3：公称値を示す

*4：最高使用温度が95℃を超え、又は最高使用圧力が1,900 kPaを超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス3の機器

*5：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*6：新規に設置される機器及び構造物であることを示す

*7：ケーシングの材料を示す

(2) 冷温停止を踏まえた再評価を行う経年劣化事象の抽出

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では代表機器に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象は抽出されなかった。

(3) 代表機器以外への展開

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では代表機器以外に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象は抽出されなかった。

3.1.2 往復ポンプ

(1) 代表機器の選定

東海第二で使用している往復ポンプの主な仕様を表 3.1.2-1 に示す。

冷温停止状態維持に必要な機器のうち、「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」において代表機器とした以下の機器を、冷温停止状態の維持を前提とした評価においても同様に代表機器とした。

① ほう酸水注入系ポンプ

表 3.1.2-1 往復ポンプの主な仕様

ポンプ名称	仕様 (容量×揚程)	重要度*1	使用条件			冷温停止状態維持に必要な機器 (運転状態)
			運転 状態	最高使 用圧力 (MPa)*2	最高使 用温度 (°C)*2	
ほう酸水注入系ポンプ	9.78 m ³ /h ×870 m	MS-1 重*3	一時	9.66	66	○ (一時)

*1：当該機器に要求される重要度クラスの内、最上位の重要度クラスを示す

*2：ポンプ吐出配管の仕様を示す

*3：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

(2) 冷温停止を踏まえた再評価を行う経年劣化事象の抽出

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では代表機器に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象は抽出されなかった。

3.1.3 原子炉再循環ポンプ

(1) 対象機器

東海第二で使用している原子炉再循環ポンプの主な仕様を表 3.1.3-1 に示す。

冷温停止状態維持に必要な機器のうち、「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」において対象機器とした以下の機器を、冷温停止状態の維持を前提とした評価においても同様に対象機器とした。

① 原子炉再循環ポンプ

表 3.1.3-1 原子炉再循環ポンプの主な仕様

ポンプ名称	仕様 (容量×揚程)	重要度*1	使用条件			冷温停止状態維持に必要な機器 (運転状態)
			運転状態	最高使用圧力 (MPa)*2	最高使用温度 (°C)*2	
原子炉再循環ポンプ	8,100 m ³ /h× 245.4 m	PS-1	連続	11.38	302	○ (停止)

*1：当該機器に要求される重要度クラスの内、最上位の重要度クラスを示す

*2：ポンプ吐出配管の仕様を示す

(2) 冷温停止を踏まえた再評価を行う経年劣化事象の抽出

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では原子炉再循環ポンプに想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象として以下の事象を抽出した。

- a. ケーシングの疲労割れ
- b. ケーシングの熱時効

この中から、冷温停止状態の維持を前提とした場合における、劣化の発生・進展に関する整理を実施し、その結果を表3.1.3-2に示す。

表3.1.3-2に示す整理の結果、冷温停止状態の維持を前提とした場合において、発生・進展が断続的運転を前提とした場合と比べて厳しくなることが想定される経年劣化事象は抽出されなかった。

表3.1.3-2 冷温停止状態維持を前提とした評価対象機器・経年劣化事象の整理

機器名称	冷温停止状態での 経年劣化事象の整理		再評価 要否判断	備考
	a.	b.		
原子炉再循環ポンプ	△	△	否	

○：冷温停止状態の維持を前提とした場合において、発生・進展が断続的運転を前提とした場合より厳しくなることが想定される経年劣化事象

△：断続的運転を前提とした場合と比較して、発生・進展が同程度か以後の発生・進展がない経年劣化事象

－：経年劣化事象が想定されない

3.2 熱交換器

3.2.1 U字管式熱交換器

(1) 代表機器の選定

東海第二で使用しているU字管式熱交換器（曲管式熱交換器を含む）のうち、対象となるU字管式熱交換器の主な仕様を表3.2.1-1に示す。

冷温停止状態維持評価に必要な機器のうち、「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」において代表機器とした以下の機器を、冷温停止状態の維持を前提とした評価においても同様に代表機器とした。

- ① 原子炉冷却材浄化系再生熱交換器
- ② 原子炉冷却材浄化系非再生熱交換器
- ③ 残留熱除去系熱交換器

表 3.2.1-1 U字管式熱交換器の主な仕様

型式	分類基準				機器名称	容量 (熱交換量)	重要度*1	選定基準				冷温停止状態維持に必要な機器 (運転状態)	選定	
	内部流体		材料					重要度*1	使用条件					
	管側	胴側	伝熱管	胴					運転 状態	最高使用温度 (°C)				最高使用圧力 (MPa)
							管側	胴側		管側	胴側			
U 字 管 式	純水	純水	ステン レス鋼	ステン レス鋼	原子炉冷却材浄化系 再生熱交換器	25.7 MW	PS-2	連続	302	302	9.80	9.80	○ (連続)	◎
	純水	冷却水*2	ステン レス鋼	炭素鋼	原子炉冷却材浄化系 非再生熱交換器	8.84 MW	PS-2	連続	302	188	9.79	0.86	○ (連続)	◎
	蒸気	純水	ステン レス鋼	炭素鋼	グランド蒸気 蒸発器	13.1 t/h*3	高*4	連続	233	233	1.04	1.04	—	◎
	純水	蒸気	ステン レス鋼	低合金鋼 炭素鋼	給水加熱器	117 MW～ 43.0 MW	高*4	連続	233～ 205	235～ 149	12.93～ 6.14	2.97～ 0.35	—	◎
	海水	純水	銅合金	炭素鋼	残留熱除去系 熱交換器	53.0 MW	MS-1 重*5	一時	249	249	3.45	3.45	○ (連続)	◎
	排ガス	蒸気	ステン レス鋼	ステン レス鋼	排ガス予熱器	0.122 MW	PS-2	連続	205	205	2.42	1.03	—	◎
	冷却水*2	排ガス	ステン レス鋼	低合金鋼	排ガス復水器	4.86 MW	PS-2	連続	538	538	0.86	2.41	—	◎
	窒素	純水	ステン レス鋼	炭素鋼	窒素ガス貯蔵設備 蒸発器	6,800 Nm ³ /h*3	高*4	一時	100	100	1.81	大気圧	—	◎

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：冷却水（防錆剤入り純水）

*3：蒸発能力を示す

*4：最高使用温度が 95 °C を超え、又は最高使用圧力が 1,900 kPa を超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス 3 の機器

*5：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

(2) 冷温停止を踏まえた再評価を行う経年劣化事象の抽出

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」ではU字管式熱交換器に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象は抽出されなかった。

3.2.2 プレート式熱交換器

(1) 対象機器

東海第二で使用しているプレート式熱交換器の主な仕様を表3.2.2-1に示すが、冷温停止状態維持評価に必要な機器はない。

表3.2.2-1 プレート式熱交換器の主な仕様

機器名称	容量 (熱交換量)	重要度	使用条件				冷温停止 状態維持に 必要な機器	
			運転 状態	最高使用 温度(°C)		最高使用 圧力(MPa)		
				1次側	2次側	1次側		2次側
代替燃料プール 冷却系熱交換器*1	2.31 MW	重*2	一時	80	66	0.98	0.98	—

*1：新規に設置される機器

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

3.3 ポンプモータ

3.3.1 高圧ポンプモータ

(1) 代表機器の選定

東海第二で使用している高圧ポンプモータの主な仕様を表 3.3.1-1 に示す。

冷温停止状態維持に必要な機器のうち、「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」において代表機器とした以下の機器を、冷温停止状態の維持を前提とした評価においても同様に代表機器とした。

- ① 残留熱除去海水系ポンプモータ
- ② 高圧炉心スプレイ系ポンプモータ

表 3.3.1-1 高圧ポンプモータの主な仕様

分類基準		機器名称	仕様 (定格出力×回転速度)	選定基準					冷温停止 状態維持に 必要な機器 (運転状態)	選定	選定理由
型式	設置 場所			重要度*1	使用条件						
					定格 電圧 (V)	定格 出力 (kW)	運転 状態	周囲 温度 (℃)			
全閉	屋外	残留熱除去海水系 ポンプモータ	900 kW×1,480 rpm	MS-1 重*2	AC 6,600	900	一時	40*3	○ (連続)	◎	
開放	屋内	高圧炉心スプレイ系 ポンプモータ	2,280 kW×1,480 rpm	MS-1 重*2	AC 6,600	2,280	一時	40.0*4	○ (一時)	◎	重要度 定格電圧 定格出力
		低圧炉心スプレイ系 ポンプモータ	1,250 kW×985 rpm	MS-1 重*2	AC 6,600	1,250	一時	40.0*5	○ (一時)		
		残留熱除去系ポンプ モータ	680 kW×985 rpm	MS-1 重*2	AC 6,600	680	一時	40.0*6	○ (連続)		
		緊急用海水ポンプ モータ*7	510 kW×1,500 rpm*8	重*2	AC 6,600	510	一時	40*9	—		

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*3：水戸地方気象台における既往最厳値に余裕をもたせた温度 *4：高圧炉心スプレイ系ポンプ室における設計値

*5：低圧炉心スプレイ系ポンプ室における設計値 *6：残留熱除去系ポンプ室における設計値

*7：新規に設置される機器 *8：同期回転速度を示す *9：緊急用海水ポンプピットにおける設計値

(2) 冷温停止を踏まえた再評価を行う経年劣化事象の抽出

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では代表機器に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象として以下の事象を抽出した。

a. 固定子コイル及び口出線・接続部品の絶縁特性低下 [共通]

この中から、冷温停止状態の維持を前提とした場合における、劣化の発生・進展に関する整理を実施し、その結果を表 3.3.1-2 に示す。

表 3.3.1-2 に示す整理の結果、冷温停止状態の維持を前提とした場合において、発生・進展が断続的運転を前提とした場合と比べて厳しくなることが想定される経年劣化事象が抽出された。

表3.3.1-2 冷温停止状態維持を前提とした評価対象機器・経年劣化事象の整理

機器名称	冷温停止状態での 経年劣化事象の整理	再評価 要否判断	備考
	a.		
残留熱除去海水系 ポンプモータ	○	要	
高圧炉心スプレイ系 ポンプモータ	△	否	

○：冷温停止状態の維持を前提とした場合において、発生・進展が断続的運転を前提とした場合より厳しくなることが想定される経年劣化事象

△：断続的運転を前提とした場合と比較して、発生・進展が同程度か以後の発生・進展がない経年劣化事象

－：経年劣化事象が想定されない

(3) 冷温停止を踏まえた再評価を行う経年劣化事象の評価

a. 固定子コイル及び口出線・接続部品の絶縁特性低下 [残留熱除去海水系ポンプモータ]

残留熱除去海水系ポンプモータは、断続的運転を前提とした場合と比べ年間の運転時間が長くなるが、高圧ポンプモータの点検については断続運転時を前提に、点検周期は長期停止を考慮した特別な保全計画をもとに運用していることから、冷温停止維持状態における点検手法としても適切である。

したがって、固定子コイル及び口出線・接続部品の絶縁特性低下については、点検時に絶縁抵抗測定、絶縁診断試験、目視確認及び清掃を実施していく。

(4) 代表機器以外への展開

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では代表機器以外に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象のうち、冷温停止機器に想定される以下の事象については、断続的運転を前提とした場合と比較して、発生・進展が同程度か、以後の発生・進展がない経年劣化事象と判断した。

a. 固定子コイル及び口出線・接続部品の絶縁特性低下 [低圧炉心スプレイ系ポンプモータ]

また、冷温停止機器に想定される以下の事象については、冷温停止状態の維持を前提とした場合において発生・進展が断続的運転を前提とした場合と比べて厳しくなることが想定される経年劣化事象であることから、冷温停止を踏まえた再評価を行った。

b. 固定子コイル及び口出線・接続部品の絶縁特性低下 [残留熱除去系ポンプモータ]

断続運転を前提とした場合と比べ年間の運転時間が長くなるが、高圧ポンプモータの点検については断続運転時を前提に、点検周期は長期停止を考慮した特別な保全計画をもとに運用していることから、冷温停止維持状態における点検手法としても適切である。

したがって、固定子コイル及び口出線・接続部品の絶縁特性低下については、点検時に絶縁抵抗測定、絶縁診断試験、目視確認及び清掃を実施していく。

3.3.2 低圧ポンプモータ

(1) 代表機器の選定

東海第二で使用している低圧ポンプモータの主な仕様を表 3.3.2-1 に示す。

冷温停止状態維持に必要な機器のうち、「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」において代表機器とした以下の機器を、冷温停止状態の維持を前提とした評価においても同様に代表機器とした。

- ① ほう酸水注入系ポンプモータ
- ② 非常用ディーゼル発電機冷却系海水ポンプモータ

表 3.3.2-1 低圧ポンプモータの主な仕様

分類基準		機器名称	仕様 (定格出力 ×回転速度)	選定基準				冷温停止 状態維持に 必要な機器 (運転状態)	選定	選定理由	
型式	設置 場所			重要度*1	使用条件						
					定格 電圧 (V)	定格 出力 (kW)	運転 状態				周囲 温度 (°C)
全閉	屋内	ほう酸水注入系ポンプモータ	37 kW×965 rpm	MS-1 重*2	AC 440	37	一時	40.0*3	○ (一時)	◎	重要度 定格電圧
		ほう酸水注入系潤滑油ポンプモータ	0.4 kW×1,420 rpm	MS-1	AC 200	0.4	一時	40.0*3	○ (一時)		
		原子炉冷却材浄化系循環ポンプモータ	75 kW×2,930 rpm	PS-2	AC 440	75	連続	40.0*3	○ (一時)		
		常設低圧代替注水系ポンプモータ*4	190 kW×1,500 rpm*5	重*2	AC 440	190	一時	40*6	—		
		代替燃料プール冷却系ポンプモータ*4	30 kW×3,000 rpm*5	重*2	AC 440	30	一時	40.0*3	—		
	代替循環冷却系ポンプモータ*4	132 kW×1,500 rpm*5	重*2	AC 440	132	一時	40.0*3	—			
	屋外	非常用ディーゼル発電機冷却系海水ポンプモータ	55 kW×1,455 rpm	MS-1 重*2	AC 440	55	一時	40*7	○ (一時)	◎	
水浸	屋内	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器保持ポンプモータ	3.7 kW×3,000 rpm	PS-2	AC 440	3.7	一時	40.0*3	—	◎	重要度
		格納容器圧力逃がし装置移送ポンプモータ*4	7.5 kW×3,000 rpm*5	重*2	AC 440	7.5	一時	40*8	—		

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す *3：原子炉建屋における設計値

*4：新規に設置される機器 *5：同期回転速度を示す *6：常設低圧代替注水系ポンプ室における設計値

*7：水戸地方気象台における既往最厳値に余裕をもたせた温度 *8：格納容器圧力逃がし装置格納槽における設計値

(2) 冷温停止を踏まえた再評価を行う経年劣化事象の抽出

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では代表機器に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象として以下の事象を抽出した。

a. 固定子コイル及び口出線・接続部品の絶縁特性低下 [共通]

この中から、冷温停止状態の維持を前提とした場合における、劣化の発生・進展に関する整理を実施し、その結果を表 3.3.2-2 に示す。

表 3.3.2-2 に示す整理の結果、冷温停止状態の維持を前提とした場合において、発生・進展が断続的運転を前提とした場合と比べて厳しくなることが想定される経年劣化事象は抽出されなかった。

表3.3.2-2 冷温停止状態維持を前提とした評価対象機器・経年劣化事象の整理

機器名称	冷温停止状態での 経年劣化事象の整理	再評価 要否判断	備考
	a.		
ほう酸水注入系 ポンプモータ	△	否	
非常用ディーゼル 発電機冷却系海水 ポンプモータ	△	否	

○：冷温停止状態の維持を前提とした場合において、発生・進展が断続的運転を前提とした場合より厳しくなることが想定される経年劣化事象

△：断続的運転を前提とした場合と比較して、発生・進展が同程度か以後の発生・進展がない経年劣化事象

－：経年劣化事象が想定されない

(3) 代表機器以外への展開

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では代表機器以外に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象のうち、冷温停止機器に想定される以下の事象については、断続的運転を前提とした場合と比較して、発生・進展が同程度か、以後の発生・進展がない経年劣化事象と判断した。

a. 固定子コイル及び口出線・接続部品の絶縁特性低下 [共通]

3.4 容器

3.4.1 原子炉压力容器

(1) 対象機器

東海第二で使用している原子炉压力容器の主な仕様を表 3.4.1-1 に示す。

冷温停止状態維持に必要な機器のうち、「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」において対象機器とした以下の機器を、冷温停止状態の維持を前提とした評価においても同様に対象機器とした。

① 原子炉压力容器

表 3.4.1-1 原子炉压力容器の主な仕様

機器名称	重要度	使用条件		冷温停止状態維持に必要な機器
		最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (°C)	
原子炉压力容器	PS-1, 重 ^{*1}	8.62	302	○

*1：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

(2) 冷温停止を踏まえた再評価を行う経年劣化事象の抽出

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では原子炉压力容器に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象として以下の事象を抽出した。

- a. 胴の中性子照射脆化
- b. ノズル等の疲労割れ（上鏡，胴，下鏡，主フランジ，ノズル，セーフエンド，ハウジング，スタブチューブ，スタッドボルト，支持スカート）

この中から，冷温停止状態の維持を前提とした場合における，劣化の発生・進展に関する整理を実施し，その結果を表3.4.1-2に示す。

表3.4.1-2に示す整理の結果，冷温停止状態の維持を前提とした場合において，発生・進展が断続的運転を前提とした場合と比べて厳しくなることが想定される経年劣化事象は抽出されなかった。

表 3.4.1-2 冷温停止状態の維持を前提とした評価対象機器・経年劣化事象の整理

機器名称	冷温停止状態での 経年劣化事象の整理		再評価要否判断	備考
	a.	b.		
原子炉压力容器	△	△	否	

○：冷温停止状態の維持を前提とした場合において，発生・進展が断続的運転を前提とした場合より厳しくなることが想定される経年劣化事象

△：断続的運転を前提とした場合と比較して，発生・進展が同程度か以後の発生・進展がない経年劣化事象

－：経年劣化事象が想定されない

3.4.2 原子炉格納容器

3.4.2.1 原子炉格納容器本体

(1) 対象機器

東海第二で使用している原子炉格納容器の主な仕様を表 3.4.2.1-1 に示す。

冷温停止状態維持に必要な機器のうち、「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」において対象機器とした以下の機器を、冷温停止状態の維持を前提とした評価においても同様に対象機器とした。

① 原子炉格納容器

表 3.4.2.1-1 原子炉格納容器の主な仕様

機器名称	重要度	使用条件				冷温停止状態維持に必要な機器
		最高使用圧力 (kPa)		設計温度 (°C)		
		ドライウエル	サブプレッション・チェンバ	ドライウエル	サブプレッション・チェンバ	
原子炉格納容器	MS-1重 ^{*1}	310 (内圧) 14 (外圧)	310 (内圧) 14 (外圧)	171	104.5	○

*1：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

(2) 冷温停止を踏まえた再評価を行う経年劣化事象の抽出

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では原子炉格納容器に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象は抽出されなかった。

3.4.2.2 機械ペネトレーション

(1) 代表機器の選定

東海第二で使用している機械ペネトレーションの主な仕様を表 3.4.2.2-1 に示す。

冷温停止状態維持に必要な機器のうち、「東海第二発電所 劣化状況評価書(断続的運転)」において代表機器とした以下の機器を、冷温停止状態の維持を前提とした評価においても同様に代表機器とした。

- ① 主蒸気系配管貫通部 (ベローズ式)
- ② 主蒸気隔離弁漏えい抑制系配管貫通部 (固定式-2)
- ③ 格納容器機器搬入口ハッチ
- ④ パーソナルエアロック
- ⑤ CRD 搬出入口ハッチ

表 3.4.2.2-1 (1/6) 機械ペネトレーションの主な仕様

分類基準		ペネトレーション番号	使用用途	選定基準			冷温停止状態維持に必要な機器	選定	選定理由
部位	型式			重要度*1	最高使用温度 (°C)	配管口径 (A)			
配管貫通部	ベローズ式	X-18A~D	主蒸気系	MS-1, 重*2	302	650	○	◎	重要度 最高使用温度 口径
		X-17A, B	給水系	MS-1, 重*2	302	500			
		X-20	残留熱除去系 (供給)	MS-1, 重*2	302	500			
		X-6	高压炉心スプレイ系	MS-1, 重*2	302	300			
		X-8	低压炉心スプレイ系	MS-1, 重*2	302	300			
		X-12A~C	低压注水系	MS-1, 重*2	302	300			
		X-19A, B	残留熱除去系 (戻り)	MS-1, 重*2	302	300			
		X-21	原子炉隔離時冷却系 (蒸気供給)	MS-1, 重*2	302	250			
		X-2	原子炉压力容器ヘッドスプレイ	MS-1, 重*2	302	150			
		X-14	原子炉冷却材浄化系	MS-1, 重*2	302	150			
		X-22	復水ドレン	MS-1, 重*2	302	80			
配管貫通部	固定式-1	X-38	再循環系ポンプシールパージ, 格納容器計装, 主蒸気配管計装	MS-1, 重*2	302	25	○		
		X-29D	再循環系サンプリング	MS-1, 重*2	302	25			
		X-13	ほう酸水注入系	MS-1, 重*2	302	40			
		X-60	残留熱除去系熱交換器安全弁排気 (閉止)	MS-1, 重*2	171	450*3			

*1: 当該機器に要求される重要度クラスのうち, 最上位の重要度クラスを示す

*2: 重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*3: スリーブ径を示す

表 3.4.2.2-1 (2/6) 機械ペネトレーションの主な仕様

分類基準		ペネトレーション番号	使用用途	選定基準			冷温停止状態維持に必要な機器	選定	選定理由
部位	型式			重要度*1	最高使用温度 (°C)	配管口径 (A)			
配管貫通部	固定式-1	X-62	残留熱除去系熱交換器安全弁排気 (閉止)	MS-1, 重*2	171	450*3	○		
		X-57	過酷事故時代替注水系, 制御用空気系	MS-1, 重*2	171	100			
		X-52A, B	可燃性ガス濃度制御系, 予備	MS-1, 重*2	171	150			
		X-76	可燃性ガス濃度制御系	MS-1, 重*2	171	50			
		X-10A~D	制御棒駆動水圧系 (引抜)	MS-1, 重*2	66	20			
		X-9A~D	制御棒駆動水圧系 (挿入)	MS-1, 重*2	66	25			
		X-58	脱塩水供給	MS-1, 重*2	66	50			
		X-55	制御用空気系, 燃料プール水浄化系	MS-1, 重*2	66	50			
		X-107B	ドライウエル除湿系	MS-1, 重*2	66	150			
		X-56	ドライウエル除湿系, 制御用空気系, 予備	MS-1, 重*2	66	150			
		X-71A, B	制御用空気系 (真空破壊弁)	MS-1, 重*2	66	25			
		X-69A, B	再循環系制御弁油圧駆動系	MS-1, 重*2	80	25			
		X-29C	原子炉圧力容器フランジ漏えい検出	MS-1, 重*2	302	25			
		X-30	主蒸気配管計装	MS-1, 重*2	302	25			
		X-39	原子炉圧力容器計装, 高圧炉心スプレイ系計装	MS-1, 重*2	302	25			

*1 : 当該機器に要求される重要度クラスのうち, 最上位の重要度クラスを示す

*2 : 重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*3 : スリーブ径を示す

表 3.4.2.2-1 (3/6) 機械ペネトレーションの主な仕様

分類基準		ペネトレーション番号	使用用途	選定基準			冷温停止状態維持に必要な機器	選定	選定理由
部位	型式			重要度*1	最高使用温度 (°C)	配管口径 (A)			
配管貫通部	固定式-1	X-40	格納容器計装, 格納容器ガスモニタリング, 主蒸気配管計装, 格納容器漏えい試験盤	MS-1, 重*2	302	25	○		
		X-41A, B	原子炉隔離時冷却系蒸気側配管計装	MS-1, 重*2	302	25			
		X-42	格納容器計装, 主蒸気配管計装	MS-1, 重*2	302	25			
		X-43	予備	MS-1, 重*2	302	20			
		X-44A~D	ジェットポンプ計装	MS-1, 重*2	302	25			
		X-54A~D	再循環系計装	MS-1, 重*2	302	25			
		X-66A, B	残留熱除去系配管計装, 低圧炉心スプレイ系配管計装, ボトムライナー漏えい検出	MS-1, 重*2	302	25			
		X-87~90	蒸気流量計測	MS-1, 重*2	302	25			
配管貫通部	固定式-2	X-200A, B	主蒸気隔離弁漏えい抑制系	MS-1, 重*2	302	100	○	◎	重要度 最高使用温度 口径
		X-3, 79	不活性ガス系 (排気)	MS-1, 重*2	171	500			
		X-53, 80	不活性ガス系 (給気)	MS-1, 重*2	171	500			
		X-203	可燃性ガス濃度制御系	MS-1, 重*2	171	50			
		X-4	原子炉隔離時冷却系	MS-1, 重*2	135	350			
		X-23	床ドレン系	MS-1, 重*2	105	80			
		X-24	機器ドレン系	MS-1, 重*2	105	80			

*1 : 当該機器に要求される重要度クラスのうち, 最上位の重要度クラスを示す

*2 : 重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

表 3.4.2.2-1 (4/6) 機械ペネトレーションの主な仕様

分類基準		ペネトレーション番号	使用用途	選定基準			冷温停止状態維持に必要な機器	選定	選定理由
部位	型式			重要度*1	最高使用温度 (°C)	配管口径 (A)			
配管貫通部	固定式-2	X-32, 35, 36	残留熱除去系	MS-1, 重*2	100	600	○		
		X-47, 48	残留熱除去系	MS-1, 重*2	100	400			
		X-31	高压炉心スプレイ系	MS-1, 重*2	100	600			
		X-34	低压炉心スプレイ系	MS-1, 重*2	100	600			
		X-49	高压炉心スプレイ系	MS-1, 重*2	100	300			
		X-63	低压炉心スプレイ系	MS-1, 重*2	100	300			
		X-77	原子炉隔離時冷却系	MS-1, 重*2	88	50			
		X-78	予備	MS-1, 重*2	—	80			
		X-11A, B	残留熱除去系 (格納容器スプレイ)	MS-1, 重*2	77	400			
		X-25A, B	残留熱除去系 (サブプレッション・チェンバースプレイ)	MS-1, 重*2	77	100			
		X-33	原子炉隔離時冷却系	MS-1, 重*2	77	200			
		X-5, 46	原子炉補機冷却系	MS-1, 重*2	66	200			
		X-26	予備	MS-1, 重*2	—	400*3			
		X-59	予備	MS-1, 重*2	—	400*3			
		X-106A	予備	MS-1, 重*2	—	300*3			

*1 : 当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2 : 重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*3 : スリーブ径を示す

表 3.4.2.2-1 (5/6) 機械ペネトレーションの主な仕様

分類基準		ペネトレーション番号	使用用途	選定基準			冷温停止状態維持に必要な機器	選定	選定理由
部位	型式			重要度*1	最高使用温度 (°C)	配管口径 (A)			
配管貫通部	固定式-2	X-7	予備	MS-1, 重*2	—	300*3	○		
		X-67	予備	MS-1, 重*2	—	300			
		X-29A, B	γラジエーションセンサ CH-A (CH-B)	MS-1, 重*2	171	250*3			
		X-201A, B X-202A, B	予備	MS-1, 重*2	—	80*3			
		X-37A, B	予備	MS-1, 重*2	—	50*3			
		X-64A~D	サブプレッション・チェンバ計装	MS-1, 重*2	104.5	50			
		X-83	サンプリング系	MS-1, 重*2	104.5	20			
		X-65, 68	予備	MS-1, 重*2	—	50*3			
		X-70	サブプレッション・チェンバ計装	MS-1, 重*2	104.5	50			
		X-73~75	サンプリング系	MS-1, 重*2	171	20			
		X-82	サンプリング系	MS-1, 重*2	171	50			
		X-27A~F	移動式炉心内校正装置ドライブ	MS-1, 重*2	66	10			
		X-81	予備	MS-1, 重*2	—	40			
		X-84A~D, X-85A, B, X-86A~D	原子炉水位および圧力計測	MS-1, 重*2	302	25			

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*3：スリーブ径を示す

表 3.4.2.2-1 (6/6) 機械ペネトレーションの主な仕様

分類基準		ペネトレーション番号	使用用途	選定基準			冷温停止状態維持に必要な機器	選定	選定理由
部位	型式			重要度*1	最高使用温度(°C)	胴内径(mm)			
機器搬入口	—	X-15	格納容器機器搬入口ハッチ	MS-1, 重*2	171	3,658	○	◎	重要度 最高使用温度
		X-51	サブプレッション・チェンバ機器搬入口	MS-1, 重*2	104.5	1,982			
エアロック	—	X-16	パーソナルエアロック	MS-1, 重*2	171	2,400		◎	
ハッチ及びマンホール	—	X-28	CRD搬出入口ハッチ	MS-1, 重*2	171	547.6		◎	

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

(2) 冷温停止を踏まえた再評価を行う経年劣化事象の抽出

「東海第二発電所 劣化状況評価書 (断続的運転)」では機械ペネトレーションに想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象として以下の事象を抽出した。

a. ベローズの疲労割れ [主蒸気系配管貫通部 (ベローズ式)]

この中から、冷温停止状態の維持を前提とした場合における、劣化の発生・進展に関する整理を実施し、その結果を表3.4.2.2-2に示す。

表3.4.2.2-2に示す整理の結果、冷温停止状態の維持を前提とした場合において、発生・進展が断続的運転を前提とした場合と比べて厳しくなることが想定される経年劣化事象は抽出されなかった。

表3.4.2.2-2 冷温停止状態維持を前提とした評価対象機器・経年劣化事象の整理

機器名称	冷温停止状態での 経年劣化事象の整理	再評価要否判断	備考
	a.		
主蒸気系配管貫通部 (ベローズ式)	△	否	

○：冷温停止状態の維持を前提とした場合において、発生・進展が断続的運転を前提とした場合より厳しくなることが想定される経年劣化事象

△：断続的運転を前提とした場合と比較して、発生・進展が同程度か以後の発生・進展がない経年劣化事象

—：経年劣化事象が想定されない

(3) 代表機器以外への展開

「東海第二発電所 劣化状況評価書 (断続的運転)」では代表機器以外に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象のうち、冷温停止機器に想定される以下の事象については、断続的運転を前提とした場合と比較して、発生・進展が同程度か、以後の発生・進展がない経年劣化事象と判断した。

a. ベローズの疲労割れ [主蒸気系以外の配管貫通部 (ベローズ式)]

3.4.2.3 電気ペネトレーション

(1) 代表機器の選定

東海第二で使用している電気ペネトレーションの主な仕様を表 3.4.2.3-1 に示す。

冷温停止状態維持に必要な機器のうち、「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」において代表機器とした以下の機器を、冷温停止状態の維持を前提とした評価においても同様に代表機器とした。

- ① 核計装用モジュール型電気ペネトレーション
- ② 高圧動力用モジュール型電気ペネトレーション

表 3.4.2.3-1 電気ペネトレーションの主な仕様

分類基準		ペネトレーション 番号	使用用途	仕様 呼び径 (A)	選定基準		冷温停止状態 維持に必要な 機器	選定	選定理由
型式	シール 材料				電気ペネトレーションの 重要度*1	接続機器の 重要度*1			
モジュール型	エポキシ樹脂	X-100A, B, C, D	核計装用	300	MS-1, 重*2	MS-1, 重*2	○	◎	電気ペネ トレーション の重要度 接続機器の 重要度
		X-102A, B	制御用	300	MS-1, 重*2	MS-1, 重*2			
		X-106B		300	MS-1, 重*2	MS-1, 重*2			
		X-107A		300	MS-1, 重*2	MS-1, 重*2			
		X-103		計測用	300	MS-1, 重*2			
		X-105C	300		MS-1, 重*2	MS-1, 重*2			
		X-230	300		MS-1, 重*2	MS-1, 重*2			
		X-104A, B, C, D	制御棒位置 指示用	300	MS-1, 重*2	MS-3			
		X-105A, B, D	低圧動力用	300	MS-1, 重*2	MS-1, 重*2			
	エチレン プロピレンゴム	X-101A, B, C, D	高圧動力用	450	MS-1, 重*2	PS-3			

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

(2) 冷温停止を踏まえた再評価を行う経年劣化事象の抽出

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では代表機器に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象として以下の事象を抽出した。

- a. シール部及び電線の絶縁特性低下 [核計装用モジュール型電気ペネトレーション]
- b. シール部の劣化による気密性の低下 [核計装用モジュール型電気ペネトレーション]
- c. Oリングの劣化による気密性の低下 [核計装用モジュール型電気ペネトレーション]
- d. シール部の劣化による気密性の低下 [高圧動力用モジュール型電気ペネトレーション]

この中から、冷温停止状態の維持を前提とした場合における、劣化の発生・進展に関する整理を実施し、その結果を表3.4.2.3-2に示す。

表3.4.2.3-2に示す整理の結果、冷温停止状態の維持を前提とした場合において、発生・進展が断続的運転を前提とした場合と比べて厳しくなることが想定される経年劣化事象は抽出されなかった。

表3.4.2.3-2 冷温停止状態維持を前提とした評価対象機器・経年劣化事象の整理

機器名称	冷温停止状態での 経年劣化事象の整理				再評価要否判断	備考
	a.	b.	c.	d.		
核計装用モジュール型 電気ペネトレーション	△	△	△	—	否	
高圧動力用モジュール型 電気ペネトレーション	—	—	—	△	否	

- ：冷温停止状態の維持を前提とした場合において、発生・進展が断続的運転を前提とした場合より厳しくなることが想定される経年劣化事象
- △：断続的運転を前提とした場合と比較して、発生・進展が同程度か以後の発生・進展がない経年劣化事象
- ：経年劣化事象が想定されない

(3) 代表機器以外への展開

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では代表機器以外に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象のうち、冷温停止機器に想定される以下の事象については、断続的運転を前提とした場合と比較して、発生・進展が同程度か、以後の発生・進展がない経年劣化事象と判断した。

- a. シール部及び電線の絶縁特性低下 [共通]
- b. シール部の劣化による気密性の低下 [共通]
- c. Oリングの劣化による気密性の低下 [共通]

3.4.3 その他容器

(1) 代表機器の選定

東海第二で使用している主要な容器（原子炉圧力容器及び原子炉格納容器を除く）の主な仕様を表 3.4.3-1 に示す。

冷温停止状態維持に必要な機器のうち、「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」において代表機器とした以下の機器を、冷温停止状態の維持を前提とした評価においても同様に代表機器とした。

- ① スクラム排水容器
- ② ほう酸水注入系貯蔵タンク
- ③ 使用済燃料貯蔵プール
- ④ SLC 用アキュムレータ
- ⑤ 原子炉冷却材浄化系フィルタ脱塩器
- ⑥ 原子炉再循環ポンプシールパージフィルタ
- ⑦ 残留熱除去海水系ポンプ出口ストレーナ

表3.4.3-1(1/2) その他容器の主な仕様

分類基準			機器名称	選定基準				冷温停止 状態維持に 必要な機器	選定	選定理由
種類	内部流体	胴部材料		重要度*1	使用条件					
					運転 状態	最高使用 圧力(MPa)	最高使用 温度(℃)			
タンク	蒸気・純水	炭素鋼	湿分分離器	高*2	連続	1.81	210	—	◎	
	純水	炭素鋼	スクラム排水容器	高*2	一時	8.62	138	○	◎	
	五ほう酸ナトリウム水	ステンレス鋼	ほう酸水注入系貯蔵タンク	MS-1, 重*3	連続	静水頭	66	○	◎	
ライニング槽	純水	コンクリート (ステンレス鋼内張り)	使用済燃料貯蔵プール	PS-2, 重*3	連続	静水頭	66	○	◎	運転状態
			原子炉ウエル	PS-2	一時	静水頭	66	○		
			燃料プール冷却浄化系スキマサージタンク	重*3	連続	静水頭	66	○		
アキュムレータ	ガス	ステンレス鋼	MSIV用アキュムレータ	MS-1	連続	1.45	171	—		最高使用圧力
			SRV(ADS)用アキュムレータ	MS-1, 重*3	連続	2.28	171	—	◎	
			SRV用アキュムレータ	MS-1	連続	1.45	171	—		
	ガス・五ほう酸ナトリウム水	ステンレス鋼	SLC用アキュムレータ	MS-1	一時	9.66	66	○	◎	
フィルタ等	ガス	炭素鋼	活性炭ベット	PS-2	連続	0.34	66	—	◎	重要度
			排ガス後置除湿器	高*2	連続	0.34	340	—		

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：最高使用温度が95℃を超え、又は最高使用圧力が1,900 kPaを超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス3の機器

*3：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

表 3.4.3-1(2/2) その他容器の主な仕様

分類基準			機器名称	選定基準				冷温停止 状態維持に 必要な機器	選定	選定理由
種類	内部流体	胴部材料		重要度*1	使用条件					
					運転 状態	最高使用 圧力 (MPa)	最高使用 温度 (°C)			
フィルタ 等	ガス	低合金鋼	排ガス再結合器	PS-2	連続	2.41	538	—	◎	
	ガス・純水*2	ステンレス鋼	格納容器圧力逃がし装置フィルタ装置*3	重*4	一時	0.62	200	—	◎	
	純水	炭素鋼*5	原子炉冷却材浄化系フィルタ脱塩器	PS-2	連続	9.79	66	○	◎	重要度
		炭素鋼	制御棒駆動水系ポンプ出口ラインフィルタ	高*6	連続	12.06	66	○		
		ステンレス鋼	原子炉冷却材浄化系ポンプシールパージフィルタ	高*6	連続	12.06	66	○		
	原子炉再循環ポンプシールパージフィルタ		高*6	連続	12.06	66	○	◎	下流側機器の 重要度	
	海水	ステンレス 鋳鋼	残留熱除去海水系ポンプ出口ストレーナ	MS-1, 重*4	一時	3.45	38	○	◎	最高使用圧力
			非常用及びHPCS系ディーゼル発電機海水ポンプ出口ストレーナ	MS-1, 重*4	一時	0.70	38	○		
			緊急用海水系ストレーナ*3	重*4	一時	0.98, 2.45	32, 38	—		

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：スクラビング液

*3：新規に設置される機器

*4：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*5：内面ステンレス鋼クラッド

*6：最高使用温度が 95 °C を超え、又は最高使用圧力が 1,900 kPa を超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス 3 の機器

(2) 冷温停止を踏まえた再評価を行う経年劣化事象の抽出

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では代表機器に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象は抽出されなかった。

(3) 代表機器以外への展開

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では代表機器以外に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象は抽出されなかった。

3.5 配管

3.5.1 ステンレス鋼配管系

(1) 代表機器の選定

東海第二で使用しているステンレス鋼配管系の主な仕様を表 3.5.1-1 に示す。

冷温停止状態維持に必要な機器のうち、「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」において代表機器とした以下の機器を、冷温停止状態の維持を前提とした評価においても同様に代表機器とした。

- ① 原子炉再循環系
- ② 制御用圧縮空気系
- ③ ほう酸水注入系（五ほう酸ナトリウム水部）
- ④ 原子炉保護系

表 3.5.1-1 (1/2) ステンレス鋼配管系の主な仕様

分類基準		当該系統	選定基準					冷温停止 状態維持に 必要な機器 (運転状態)	選定	選定理由
材料	内部 流体		主な仕様 口径/肉厚(mm)	重要度*1	使用条件					
					運転 状態	最高使用 圧力(MPa)	最高使用 温度(°C)			
ステンレ ス鋼	純水	原子炉隔離時冷却系	150A/11.0	PS-1/MS-1, 重*2	一時	8.62	302	○(一時)		重要度 運転状態 最高使用温度 最高使用圧力
		原子炉再循環系	630 mm/40.0	PS-1/MS-1, 重*2	連続	11.38	302	○(連続)	◎	
		ほう酸水注入系	40A/5.1	MS-1, 重*2	一時	9.66	302	○(一時)		
		不活性ガス系	25A/3.9	MS-1	一時	0.31	171	○(一時)		
		原子炉系	20A/3.9	MS-1	連続	8.62	302	○(連続)		
		原子炉冷却材浄化系	150A/11.0	PS-1/MS-1	連続	8.62	302	○(連続)		
		残留熱除去系	300A/25.4	PS-1/MS-1, 重*2	一時	10.69	302	○(連続)		
		純水補給水系	50A/3.9	MS-1	一時	1.32	66	○(一時)		
		制御棒駆動系	33.4 mm/4.5	MS-1, 重*2	連続	12.06	66	○(連続)		
		補助系	80A/7.6	MS-1, 重*2	連続	0.52	105	○(連続)		
		燃料プール冷却浄化系	250A/9.3	MS-2, 重*2	連続	1.38	66	○(連続)		
		事故時サンプリング設備	20A/3.9	MS-1	一時	8.62	302	○(一時)		
		高压炉心スプレイ系	20A/3.9	MS-1	一時	8.62	302	○(一時)		
		低压炉心スプレイ系	20A/3.9	MS-1	一時	8.62	302	○(一時)		
		原子炉保護系	25A/4.5	MS-1	一時	8.62	138	○(一時)		
重大事故等対処設備*3	50A/3.9	重*2	一時	2.5	200	—				

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*3：新規に設置される機器

表 3.5.1-1 (2/2) ステンレス鋼配管系の主な仕様

分類基準		当該系統	選定基準					冷温停止 状態維持に 必要な機器 (運転状態)	選定	選定理由
材料	内部流体		主な仕様 口径/肉厚(mm)	重要度*1	使用条件					
					運転 状態	最高使用 圧力(MPa)	最高使用 温度(°C)			
ステンレ ス鋼	その他ガス	原子炉再循環系	20A/3.9	MS-1	一時	0.31	171	○(一時)		重要度 運転状態
		不活性ガス系	50A/5.5	MS-1	一時	0.31	171	○(一時)		
		制御用圧縮空気系	50A/3.9	MS-1, 重*3	連続	1.38	66	○(連続)	◎	
		格納容器雰囲気監視系	25A/4.5	MS-1	一時	0.31	171	○(一時)		
		中性子計装系	10A/2.3	MS-1	一時	0.31	171	○(一時)		
		試料採取系	20A/3.9	MS-1	一時	0.31	171	○(一時)		
		発電機系	15A/3.7	高*2	連続	14.7	40	—		
		消火設備*4	100A/8.6	高*2	一時	10.8	40	○(一時)		
		サプレッション・プール 水 pH 制御装置*4	80A/5.5	MS-1	一時	0.31	171	○(一時)		
	重大事故等対処設備*4	600A/12.7	重*3	一時	0.62	200	—			
	五ほう酸ナ トリウム水	ほう酸水注入系	40A/5.1	MS-1, 重*3	一時	9.66	66	○(一時)	◎	
	蒸気	原子炉隔離時冷却系	20A/3.9	MS-1	一時	8.62	302	—		重要度 運転状態
		原子炉保護系	20A/3.9	MS-1	連続	8.62	302	○(一時)	◎	
原子炉給水ポンプ駆動用 蒸気タービン系		125A/6.6	高*2	連続	0.35	124	—			
所内蒸気系		25A/4.5	高*2	連続	0.98	183	—			

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：最高使用温度が 95 °C を超え、又は最高使用圧力が 1,900 kPa を超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス 3 の機器

*3：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*4：新規に設置される機器

(2) 冷温停止を踏まえた再評価を行う経年劣化事象の抽出

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」ではステンレス鋼配管に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象として以下の事象を抽出した。

a. 配管の疲労割れ

この中から、冷温停止状態の維持を前提とした場合における、劣化の発生・進展に関する整理を実施し、その結果を表3.5.1-2に示す。

表3.5.1-2に示す整理の結果、冷温停止状態の維持を前提とした場合において、発生・進展が断続的運転を前提とした場合と比べて厳しくなることが想定される経年劣化事象は抽出されなかった。

表3.5.1-2 冷温停止状態維持を前提とした評価対象機器・経年劣化事象の整理

機器名称	冷温停止状態での 経年劣化事象の整理	再評価 要否判断	備考
	a.		
原子炉再循環系	△	否	
制御用圧縮空気系	—	否	
ほう酸水注入系 (五ほう酸ナトリウム水部)	—	否	
原子炉保護系	—	否	

○：冷温停止状態の維持を前提とした場合において、発生・進展が断続的運転を前提とした場合より厳しくなることが想定される経年劣化事象

△：断続的運転を前提とした場合と比較して、発生・進展が同程度か以後の発生・進展がない経年劣化事象

—：経年劣化事象が想定されない

(3) 代表機器以外への展開

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」で代表機器以外に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象のうち、冷温停止機器に想定される以下の事象については、断続的運転を前提とした場合と比較して、発生・進展が同程度か以後の発生・進展がない経年劣化事象と判断した。

a. 配管の疲労割れ

[原子炉隔離時冷却系，原子炉冷却材浄化系，残留熱除去系]

3.5.2 炭素鋼配管系

(1) 代表機器の選定

東海第二で使用している炭素鋼配管系の主な仕様を表 3.5.2-1 に示す。

冷温停止状態維持に必要な機器のうち、「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」において代表機器とした以下の機器を，冷温停止状態の維持を前提とした評価においても同様に代表機器とした。

- ① 原子炉系（純水部）
- ② 原子炉補機冷却系
- ③ 原子炉系（蒸気部）
- ④ 不活性ガス系
- ⑤ 残留熱除去海水系

表 3.5.2-1 (1/3) 炭素鋼配管系の主な仕様

分類基準		当該系統	選定基準					冷温停止 状態維持に 必要な機器 (運転状態)	選定	選定理由
材料	内部 流体		主な仕様 口径/肉厚(mm)	重要度*1	使用条件					
					運転 状態	最高使用 圧力(MPa)	最高使用 温度(°C)			
炭素鋼	純水	原子炉隔離時冷却系	150A/14.3	PS-1/MS-1, 重*4	一時	8.62	302	○(一時)		重要度 運転状態 最高使用温度 最高使用圧力 口径
		原子炉系	500A/26.2	PS-1/MS-1, 重*4	連続	8.62	302	○(連続)	◎	
		原子炉冷却材浄化系	65A/9.5	PS-1	連続	8.62	302	○(連続)		
		残留熱除去系	300A/17.4	PS-1/MS-1, 重*4	一時	8.62	302	○(連続)		
		制御棒駆動系	200A/12.7	MS-1	一時	8.62	138	○(一時)		
		補助系	80A/5.5	MS-1	一時	0.86	100	○(一時)		
		燃料プール冷却浄化系	25A/4.5	MS-1	一時	0.35	66	○(一時)		
		高圧炉心スプレイ系	300A/17.4	PS-1/MS-1, 重*4	一時	8.62	302	○(一時)		
		低圧炉心スプレイ系	300A/17.4	PS-1/MS-1, 重*4	一時	8.62	302	○(一時)		
		原子炉保護系	25A/4.5	MS-1	一時	8.62	138	○(一時)		
		タービンランド蒸気系	80A/5.5	高*2	連続	1.04	233	—		
		復水系	750A/28.6	高*2, 高以外*3	連続	6.14	205	—		
		給水系	600A/46.0	高*2	連続	8.62	302	—		
		給水加熱器ドレン系	200A/8.2	高*2	連続	2.97	239	—		
		所内蒸気系	150A/7.1	高*2	連続	0.96	183	—		
重大事故等対処設備*5	200A/8.2	重*4	一時	3.45	174	—				

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：最高使用温度が 95 °C を超え、又は最高使用圧力が 1,900 kPa を超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス 3 の機器

*3：重要度が「高」の機器以外の範囲で保守管理に関する方針を策定する重要度クラス 3 の機器

*4：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*5：新規に設置される機器

表 3.5.2-1 (2/3) 炭素鋼配管系の主な仕様

分類基準		当該系統	選定基準					冷温停止 状態維持に 必要な機器 (運転状態)	選定	選定理由
材料	内部 流体		主な仕様 口径/肉厚(mm)	重要度*2	使用条件					
					運転 状態	最高使用 圧力(MPa)	最高使用 温度(℃)			
炭素鋼	冷却水*1	原子炉補機冷却系	200A/8.2	MS-1	連続	0.86	66	○(連続)	◎	重要度 運転状態 最高使用温度 最高使用圧力 口径
		ドライウェル冷却系	150A/7.1	MS-1	連続	0.86	66	○(連続)		
	蒸気	原子炉隔離時冷却系	250A/15.1	PS-1/MS-1, 重*4	一時	8.62	302	○(一時)		重要度 運転状態 最高使用温度 最高使用圧力 口径
		原子炉系	650A/33.6	PS-1/MS-1, 重*4	連続	8.62	302	○(連続)	◎	
		タービン主蒸気系	750A/56.4	PS-2	連続	8.62	302	—		
		主蒸気隔離弁漏えい抑制系	50A/8.7	PS-1/MS-1	連続	8.62	302	○(一時)		
		タービングランド蒸気系	250A/18.2	高*3	連続	8.62	302	—		
		空気抽出系	250A/9.3	高*3	連続	2.41	205	—		
		給水加熱器ベント系	150A/7.1	高*3	連続	2.97	235	—		
		原子炉給水ポンプ 駆動用蒸気タービン系	250A/18.2	高*3	連続	8.62	302	—		
		所内蒸気系	300A/10.3	高*3	連続	0.98	183	—		
重大事故等対処設備*5	100A/8.6	重*4	一時	8.62	302	—				

*1：冷却水（防錆剤入り純水）

*2：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*3：最高使用温度が 95℃ を超え、又は最高使用圧力が 1,900 kPa を超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス 3 の機器

*4：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*5：新規に設置される機器

表 3.5.2-1 (3/3) 炭素鋼配管系の主な仕様

分類基準		当該系統	選定基準					冷温停止 状態維持に 必要な機器 (運転状態)	選定	選定理由
材料	内部 流体		主な仕様 口径/肉厚(mm)	重要度*1	使用条件					
					運転 状態	最高使用 圧力(MPa)	最高使用 温度(℃)			
炭素鋼	その他 ガス	非常用ガス再循環系	600A/12.0	MS-1, 重*3	一時	0.014	86	○(一時)	重要度 運転状態	
		非常用ガス処理系	450A/14.3	MS-1, 重*3	一時	0.014	86	○(一時)		
		可燃性ガス濃度制御系	150A/7.1	MS-1	一時	0.31	171	○(一時)		
		気体廃棄物処理系	300A/10.3	PS-2	連続	2.41	205	—		
		不活性ガス系	600A/9.5	MS-1, 重*3	連続	0.31	171	○(一時)		◎
		消火設備	65A/7.0	高*2	一時	10.8	40	○(一時)		
		希ガスチャコール系	125A/6.6	高*2	連続	0.34	340	—		
		重大事故等対処設備*4	600A/12.7	重*3	一時	0.62	200	—		
	海水	非常用ディーゼル 発電機海水系	250A/9.3	MS-1, 重*3	一時	0.70	66	○(一時)	重要度 運転状態 最高使用温度 最高使用圧力	
		高圧炉心スプレイ系 ディーゼル発電機海水系	250A/9.3	MS-1, 重*3	一時	0.70	66	○(一時)		
		残留熱除去海水系	500A/12.7	MS-1, 重*3	一時	3.45	66	○(連続)		◎
		重大事故等対処設備*4	150A/7.1	重*3	一時	0.98	66	—		

*1: 当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2: 最高使用温度が 95℃ を超え、又は最高使用圧力が 1,900 kPa を超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス 3 の機器

*3: 重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*4: 新規に設置される機器

(2) 冷温停止を踏まえた再評価を行う経年劣化事象の抽出

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では炭素鋼配管に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象として以下の事象を抽出した。

a. 配管の疲労割れ

この中から、冷温停止状態の維持を前提とした場合における、劣化の発生・進展に関する整理を実施し、その結果を表3.5.2-2に示す。

表3.5.2-2に示す整理の結果、冷温停止状態の維持を前提とした場合において、発生・進展が断続的運転を前提とした場合と比べて厳しくなることが想定される経年劣化事象は抽出されなかった。

表3.5.2-2 冷温停止状態維持を前提とした評価対象機器・経年劣化事象の整理

機器名称	冷温停止状態での 経年劣化事象の整理	再評価 要否判断	備考
	a.		
原子炉系（純水部）	△	否	
原子炉補機冷却系	—	否	
原子炉系（蒸気部）	△	否	
不活性ガス系	—	否	
残留熱除去海水系	—	否	

○：冷温停止状態の維持を前提とした場合において、発生・進展が断続的運転を前提とした場合より厳しくなることが想定される経年劣化事象

△：断続的運転を前提とした場合と比較して、発生・進展が同程度か以後の発生・進展がない経年劣化事象

—：経年劣化事象が想定されない

(3) 代表機器以外への展開

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」で代表機器以外に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象のうち、冷温停止機器に想定される以下の事象については、断続的運転を前提とした場合と比較して、発生・進展が同程度か以後の発生・進展がない経年劣化事象と判断した。

a. 配管の疲労割れ

[原子炉隔離時冷却系，原子炉冷却材浄化系，残留熱除去系，高圧炉心スプレイ系，低圧炉心スプレイ系]

3.5.3 低合金鋼配管系

(1) 代表機器の選定

東海第二で使用している低合金鋼配管系の主な仕様を表 3.5.3-1 に示すが、冷温停止状態維持評価に必要な機器はない。

表 3.5.3-1 低合金鋼配管系の主な仕様

分類基準		当該系統	選定基準					冷温停止 状態維持に 必要な機器
材料	内部流体		主な仕様 口径／肉厚(mm)	重要度*1	使用条件			
					運転 状態	最高使用 圧力(MPa)	最高使用 温度(℃)	
低合金鋼	純水	給水加熱器ドレン系	80A／7.6	高*2	連続	1.04	233	—
		タービングランド蒸気系	50A／5.5	高*2	連続	0.42	155	—
		所内蒸気系	50A／5.5	高*2	連続	0.98	183	—
	その他ガス	気体廃棄物処理系	300A／14.3	PS-2	連続	2.41	538	—
	蒸気	原子炉系	65A／9.5	PS-2	連続	8.62	302	—
		抽気系	1200A／15.9	高*2	連続	1.81	210	—
		タービン補助蒸気系	125A／8.5	高*2	連続	8.62	302	—
		タービングランド蒸気系	150A／7.1	高*2	連続	8.62	302	—
		給水加熱器ベント系	40A／5.1	高*2	連続	1.81	210	—
		原子炉給水ポンプ駆動用 蒸気タービン系	40A／7.1	高*2	連続	8.62	302	—

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：最高使用温度が 95 ℃を超え、又は最高使用圧力が 1,900 kPa を超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス 3 の機器

3.6 弁

3.6.1 仕切弁

(1) 代表機器の選定

東海第二で使用している仕切弁の主な仕様を表 3.6.1-1 に示す。

冷温停止状態維持に必要な機器のうち、「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」において代表機器とした以下の機器を、冷温停止状態の維持を前提とした評価においても同様に代表機器とした。

- ① 原子炉給水止め弁
- ② ドライウェル内機器原子炉補機冷却水戻り弁
- ③ 原子炉隔離時冷却系内側隔離弁
- ④ 可燃性ガス濃度制御系出口弁
- ⑤ 非常用ディーゼル発電機海水系出口隔離弁
- ⑥ 残留熱除去系熱交換器海水出口弁
- ⑦ 原子炉再循環ポンプ出口弁
- ⑧ ほう酸水注入系ポンプ出口弁

表 3.6.1-1 (1/2) 仕切弁の主な仕様

分類基準		当該系統	選定基準					冷温停止 状態維持に 必要な機器	選定	代表機器/ 選定理由
弁箱 材料	内部 流体		口径(A)	重要度*2	使用条件					
					運転 状態	最高使用 圧力(MPa)	最高使用 温度(°C)			
炭素鋼	純水	制御棒駆動系	20~50	高*3	連続	12.06	66	○	原子炉給水止め弁/重要 度, 運転状態	
		残留熱除去系	50~600	MS-1/PS-1, 重*4	一時	0.86~8.62	100~302	○		
		原子炉冷却材浄化系	100~150	PS-2	連続	8.62~9.80	66~302	○		
		高压炉心スプレイ系	100~600	MS-1/PS-1, 重*4	一時	0.70~10.69	100~302	○		
		低压炉心スプレイ系	40~600	MS-1/PS-1, 重*4	一時	0.70~8.62	100~302	○		
		原子炉隔離時冷却系	100~200	MS-1, 重*4	一時	0.86~10.35	77~100	○		
		原子炉系	500~600	PS-1	連続	8.62~12.93	302	○		◎
		復水系	450~650	高*3	連続	6.14	205	—		
		給水系	80~600	高*3	連続	6.14~15.51	205~233	—		
		給水加熱器ドレン系	50~500	高*3	連続	0.35~1.81	149~233	—		
		補助系	80	MS-1	連続	1.04	65	—		
	重大事故等対処設備*5	80~300	MS-1, 重*4	一時	静水頭~ 10.70	66~174	—			
	冷却水*1	原子炉補機冷却系	200	MS-1	連続	0.86	66	○	◎	ドライウエル内機器原子炉 補機冷却水戻り弁/重要 度, 運転状態, 最高使用温 度, 最高使用圧力, 口径
		ドライウエル冷却系	150	MS-1	連続	0.86	66	—		
	蒸気	原子炉隔離時冷却系	40~350	MS-1/PS-1, 重*4	一時	1.04~8.62	135~302	○	◎	原子炉隔離時冷却系内側隔 離弁/重要度, 運転状態, 最 高使用温度, 最高使用圧力, 口径
		原子炉系	80	MS-1/PS-1	一時	8.62	302	○		
		主蒸気隔離弁漏えい抑制系	25~100	MS-1	一時	8.62	302	○		
		タービン主蒸気系	150	高*3	連続	8.62	302	—		
		タービン補助蒸気系	100	高*3	連続	2.46	225	—		
		タービングランド蒸気系	40~250	高*3	連続	0.35~8.62	124~302	—		
		気体廃棄物処理系	150~250	MS-2	連続	2.41	205	—		
所内蒸気系		50~150	高*3	連続	0.35~8.62	124~302	—			
抽気系	250~400	高*3	連続	1.04~1.82	210~233	—				
重大事故等対処設備*5	100~350	重*4	一時	1.04~8.62	135~302	—				

*1: 冷却水 (防錆剤入り純水)

*2: 当該機器に要求される重要度クラスのうち, 最上位の重要度クラスを示す

*3: 最高使用温度が 95 °C を超え, 又は最高使用圧力が 1,900 kPa を超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス 3 の機器

*4: 重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*5: 新規に設置される機器及び構造物であることを示す

表 3.6.1-1 (2/2) 仕切弁の主な仕様

分類基準		当該系統	選定基準					冷温停止 状態維持に 必要な機器	選定	代表機器/ 選定理由
弁箱 材料	内部 流体		口径(A)	重要度*1	使用条件					
					運転 状態	最高使用 圧力(MPa)	最高使用 温度(℃)			
炭素鋼	ガス	原子炉隔離時冷却系	50	MS-1, 重*3	一時	0.52	88	—	◎	可燃性ガス濃度制御系出 口弁/重要度, 運転状態, 最高使用温度, 最高使用 圧力, 口径
		可燃性ガス濃度制御系	100~150	MS-1	一時	0.31	171	○		
		気体廃棄物処理系	200~300	PS-2	連続	0.34~2.42	66~538	—		
		重大事故等対処設備*5	50~150	重*3	一時	0.3~0.86	66~105	—		
	海水	残留熱除去海水系	300~500	MS-1, 重*3	一時	0.70~3.45	38~66	○	◎	非常用ディーゼル発電 機海水系出口隔離弁/ 重要度, 運転状態, 最 高使用温度, 最高使用 圧力, 口径, 容量*4
		非常用ディーゼル発電機海水系	250	MS-1, 重*3	一時	0.70	38~66	○		
		高圧炉心スプレイ系ディーゼル発 電機海水系	250	MS-1, 重*3	一時	0.70	38~66	○		
		重大事故等対処設備*5	300~350	重*3	一時	2.45	38	—		
鋳鉄	海水	残留熱除去海水系	100~500	MS-1, 重*3	一時	3.45	38~66	○	◎	残留熱除去系熱交換器 海水出口弁/重要度, 運 転状態, 最高使用温度
ステンレ ス鋼	純水	制御棒駆動系	20~50	MS-1	連続	12.06	66~138	○	◎	原子炉再循環ポンプ出 口弁/重要度, 運転状 態, 最高使用温度, 最高 使用圧力
		ほう酸水注入系	40	高*2	一時	9.66	66	○		
		残留熱除去系	20~500	MS-1/PS-1, 重*3	一時	8.62~10.69	302	○		
		原子炉冷却材浄化系	65~150	MS-1/PS-1	連続	8.62~9.80	302	○		
		原子炉隔離時冷却系	150	MS-1/PS-1, 重*3	一時	10.70	302	○		
		原子炉再循環系	20~600	MS-1/PS-1	連続	8.62~12.06	66~302	○		
	補助系	80	MS-1	連続	0.28	80	○			
	五ほう酸 ナトリウ ム水	ほう酸水注入系	40~80	MS-1, 重*3	一時	1.04~9.66	66	○	◎	ほう酸水注入系ポンプ 出口弁/重要度, 運転 状態, 最高使用温度, 最高使用圧力
低合金 鋼	蒸気	原子炉系	650	PS-2	連続	8.62	302	—	◎	主蒸気隔離弁第3弁

*1: 当該機器に要求される重要度クラスのうち, 最上位の重要度クラスを示す

*2: 最高使用温度が 95℃を超え, 又は最高使用圧力が 1,900 kPa を超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス 3 の機器

*3: 重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*4: 選定基準が全て同等であることから, ポンプ容量の大きい系統を選定

非常用ディーゼル発電機海水ポンプ: 272.6 m³/h, 高圧炉心スプレイディーゼル冷却系海水系ポンプ: 232.8 m³/h

*5: 新規に設置される機器及び構造物であることを示す

(2) 冷温停止を踏まえた再評価を行う経年劣化事象の抽出

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では、代表機器に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象として以下の事象を抽出した。

- a. 弁箱の疲労割れ [原子炉給水止め弁, 原子炉再循環ポンプ出口弁]
- b. 弁箱の熱時効 [原子炉再循環ポンプ出口弁]

この中から、冷温停止状態の維持を前提とした場合における、劣化の発生・進展に関する整理を実施し、その結果を表 3.6.1-2 に示す。

表 3.6.1-2 に示す整理の結果、冷温停止状態の維持を前提とした場合において、発生・進展が断続的運転を前提とした場合と比べて厳しくなることが想定される経年劣化事象は抽出されなかった。

表3.6.1-2 冷温停止状態維持を前提とした評価対象機器・経年劣化事象の整理

機器名称	冷温停止状態での 経年劣化事象の整理		再評価 要否判断	備考
	a.	b.		
原子炉給水止め弁	△	—	否	
原子炉再循環ポンプ出口弁	△	△	否	

○：冷温停止状態の維持を前提とした場合において、発生・進展が断続的運転を前提とした場合より厳しくなることが想定される経年劣化事象

△：断続的運転を前提とした場合と比較して、発生・進展が同程度か以後の発生・進展がない経年劣化事象

—：経年劣化事象が想定されない

(3) 代表機器以外への展開

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では、代表機器以外に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象のうち、冷温停止機器に想定される以下の事象については、断続的運転を前提とした場合と比較して、発生・進展が同程度か、以後の発生・進展がない経年劣化事象と判断した。

- a. 弁箱の疲労割れ [残留熱除去系，原子炉冷却材浄化系，高圧炉心スプレイ系，低圧炉心スプレイ系，原子炉隔離時冷却系，原子炉系，原子炉再循環系]
- b. 弁箱の熱時効 [純水系ステンレス鋳鋼仕切弁：残留熱除去系，原子炉冷却材浄化系，原子炉隔離時冷却系，原子炉再循環系]

3.6.2 玉形弁

(1) 代表機器の選定

東海第二で使用している玉形弁の主な仕様を表 3.6.2-1 に示す。

冷温停止状態維持に必要な機器のうち、「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」において代表機器とした以下の機器を，冷温停止状態の維持を前提とした評価においても同様に代表機器とした。

- ① 残留熱除去系熱交換器バイパス弁
- ② 原子炉隔離時冷却系蒸気供給弁
- ③ 格納容器 N2 ガス供給弁
- ④ 非常用ディーゼル発電機エンジンエアクーラ海水入口弁
- ⑤ 原子炉冷却浄化吸込弁
- ⑥ サプレッション・チェンバ隔離電磁弁 2-26V-95 前弁（AC 系）
- ⑦ 残留熱除去系熱交換器海水出口流量調整弁
- ⑧ ほう酸水注入系貯蔵タンク出口弁
- ⑨ 低圧炉心スプレイ系ポンプ室空調海水出口弁

表 3.6.2-1 (1/2) 玉形弁の主な仕様

分類基準		当該系統	選定基準					冷温停止 状態維持に 必要な機器	選定	代表機器/ 選定理由
弁箱 材料	内部 流体		口径(A)	重要度*1	使用条件					
					運転 状態	最高使用 圧力(MPa)	最高使用 温度(℃)			
炭素鋼	純水	制御棒駆動系	25~50	高*2	連続	12.06	66	○	残留熱除去系熱交換器バイパス 弁/重要度, 運転状態, 最高使用 温度, 最高使用圧力, 口径	
		残留熱除去系	25~450	MS-1, 重*3	一時	3.45	100~174	○		◎
		高圧炉心スプレイ系	20~300	MS-1	一時	0.70~10.69	100	○		
		低圧炉心スプレイ系	20~300	MS-1	一時	0.70~4.14	100	○		
		原子炉隔離時冷却系	20~100	MS-1	一時	8.62~10.35	77~302	○		
		原子炉冷却材浄化系	50~150	PS-2	連続	9.80	66~302	○		
		燃料プール冷却浄化系	250	MS-2	連続	3.45	174	○		
		給水系	40~50	高*2	連続	6.13~6.77	205	—		
	重大事故等対処設備*5	50~200	重*3	一時	0.62~3.45	66~200	—			
	蒸気	原子炉隔離時冷却系	25~100	MS-1, 重*3	一時	1.04~8.62	135~302	○	◎	原子炉隔離時冷却系蒸気供給弁 /重要度, 運転状態, 最高使用温 度, 最高使用圧力, 口径
		原子炉系	40~50	MS-1	一時	8.62	302	○		
		タービン補助蒸気系	80	高*2	連続	8.62	302	—		
	ガス	可燃性ガス濃度制御系	20	MS-1	一時	0.31	171	○	格納容器 N2 ガス供給弁/重要 度, 運転状態, 最高使用温度, 最 高使用圧力, 口径	
		不活性ガス系*5	50~80	MS-1	一時	0.31	171	○		◎
		制御用圧縮空気系	50	MS-1, 重*3	一時	1.38	66	○		
		試料採取系	50	MS-1	一時	0.31	171	—		
		重大事故等対処設備*5	50	重*3	一時	0.62	200	—		
	海水	非常用ディーゼル発電機海水系	150	MS-1, 重*3	一時	0.70	38	○	◎	非常用ディーゼル発電機エンジ ンエアクーラ海水入口弁/重要 度, 運転状態, 最高使用温度, 最 高使用圧力, 口径, 容量*4
高圧炉心スプレイ系デ ィーゼル発電機海水系		100~150	MS-1, 重*3	一時	0.70	38	○			
重大事故等対処設備*5		150~300	重*3	一時	2.45	38	—			

*1: 当該機器に要求される重要度クラスのうち, 最上位の重要度クラスを示す

*2: 最高使用温度が 95 ℃を超え, 又は最高使用圧力が 1,900 kPa を超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス 3 の機器

*3: 重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*4: 選定基準が全て同一であることから, ポンプ容量の大きい系統を選定

非常用ディーゼル発電機海水ポンプ: 272.6 m³/h, 高圧炉心スプレイディーゼル冷却系海水系ポンプ: 232.8 m³/h

*5: 新規に設置される機器及び構造物であることを示す

表 3.6.2-1 (2/2) 玉形弁の主な仕様

分類基準		当該系統	選定基準					冷温停止 状態維持に 必要な機器	選定	代表機器/ 選定理由
弁箱 材料	内部 流体		口径 (A)	重要度*1	使用条件					
					運転 状態	最高使用 圧力 (MPa)	最高使用 温度 (°C)			
ステン レス鋼	純水	制御棒駆動系	25~50	高*2	連続	12.06	66	○	原子炉冷却浄化吸込弁/重要度, 運 転状態, 最高使用温度, 最高使用圧 力, 口径	
		ほう酸水注入系	40	MS-1, 重*3	一時	9.66	302	○		
		残留熱除去系	25~300	PS-1/MS-1, 重*3	一時	8.62~10.69	302	○		
		原子炉隔離時冷却系	20	MS-1	一時	8.62	302	○		
		原子炉再循環系	20	高*2	連続	12.06	66	○		
		原子炉冷却材浄化系	15~150	PS-1	連続	8.62~12.06	66~302	○		◎
		燃料プール冷却浄化系	150	MS-2, 重*3	連続	1.38	66	○		
		格納容器雰囲気監視系	20	MS-1	一時	0.31	104	○		
		不活性ガス系	25	MS-1	一時	0.31	171	○		
		事故時サンプリング設備	20	MS-1	一時	0.31~8.62	104~302	—		
	重大事故等対処設備*4	25~100	重*3	一時	0.62~2.5	66~200	—			
	ガス	不活性ガス系	20~25	MS-1	一時	0.31	171	○	◎	サブプレッション・チェンバ隔離電磁 弁 2-26V-95 前弁 (AC 系) /重要度, 運転状態, 最高使用温度, 最高使用 圧力, 口径
		制御用圧縮空気系	15~25	高*2, 重*3	一時	1.03~14.70	46~66	○		
重大事故等対処設備*4		20~50	MS-1, 重*3	一時	0.86~25	40~171	○			
海水	残留熱除去海水系	40~350	MS-1, 重*3	一時	3.45	38~66	○	◎	残留熱除去系熱交換器海水出口流 量調整弁/重要度, 運転状態, 最高 使用温度, 最高使用圧力, 口径	
五ほう酸ナ トリウム水	ほう酸水注入系	40~80	MS-1, 重*3	一時	1.04~9.66	66	○	◎	ほう酸水注入系貯蔵タンク出口弁 /重要度	
青銅 鋳物	海水	残留熱除去海水系	20~65	MS-1, 重*3	一時	3.45	38~66	○	◎	低圧炉心スプレイ系ポンプ室空調 海水出口弁/重要度, 運転状態, 最 高使用温度, 最高使用圧力, 口径
		高圧炉心スプレイ系ディ ーゼル発電機海水系	50~65	MS-1, 重*3	一時	0.70	38~66	○		

*1: 当該機器に要求される重要度クラスのうち, 最上位の重要度クラスを示す

*2: 最高使用温度が 95 °C を超え, 又は最高使用圧力が 1,900 kPa を超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス 3 の機器

*3: 重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*4: 新規に設置される機器及び構造物であることを示す

(2) 冷温停止を踏まえた再評価を行う経年劣化事象の抽出

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では，代表機器に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象は抽出されなかった。

(3) 代表機器以外への展開

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では、代表機器以外に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象は抽出されなかった。

3.6.3 逆止弁

(1) 代表機器の選定

東海第二で使用している逆止弁の主な仕様を表 3.6.3-1 に示す。

冷温停止状態維持に必要な機器のうち、「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」において代表機器とした以下の機器を，冷温停止状態の維持を前提とした評価においても同様に代表機器とした。

- ① 原子炉給水逆止弁
- ② MSIV-LCS 共通ベント逆止弁
- ③ 非常用ディーゼル発電機海水系出口逆止弁
- ④ 原子炉再循環ポンプシールパージ内側逆止弁
- ⑤ SLC ポンプ出口逆止弁
- ⑥ 逃がし安全弁（ADS）N2 供給管逆止弁
- ⑦ 残留熱除去海水系ポンプ逆止弁

表 3.6.3-1 (1/2) 逆止弁の主な仕様

分類基準		当該系統	選定基準					冷温停止 状態維持に 必要な機器	選定	代表機器/選定理由
弁箱 材料	内部 流体		口径 (A)	重要度*1	使用条件					
					運転 状態	最高使用 圧力 (MPa)	最高使用 温度 (°C)			
炭素鋼	純水	制御棒駆動系	50	高*2	連続	12.06	66	○	原子炉給水逆止弁/重要度, 運転状態	
		残留熱除去系	25~450	PS-1/MS-1, 重*3	一時	0.86~8.62	100~302	○		
		高圧炉心スプレイ系	25~600	PS-1/MS-1, 重*3	一時	0.70~10.69	100~302	○		
		低圧炉心スプレイ系	25~400	PS-1/MS-1, 重*3	一時	4.14~8.62	100~302	○		
		原子炉隔離時冷却系	25~200	PS-1/MS-1, 重*3	一時	0.86~10.35	77~302	○		
		原子炉系	500	PS-1/MS-1	連続	8.62	302	○		◎
		原子炉冷却材浄化系	100~150	PS-2	連続	9.80	302	○		
		復水系	500	高*2	連続	6.14	205	—		
		給水系	400~600	高*2	連続	15.51	233	—		
		給水加熱器ドレン系	80~400	高*2	連続	0.69~1.04	149~233	—		
	重大事故等対処設備*5	80~250	重*3	一時	1.37~10.70	66~174	—			
	蒸気	原子炉隔離時冷却系	80~350	高*2, 重*3	一時	1.04	135	○	MSIV-LCS 共通ベント逆止弁 /重要度	
		主蒸気隔離弁漏えい抑制系	100	MS-1	一時	8.62	302	○		◎
		抽気系	350	高*2	連続	1.81	210	—		
		所内蒸気系	150	高*2	連続	0.96	183	—		
海水	重大事故等対処設備*5	350	重*3	一時	1.04	135	—			
	非常用ディーゼル発電機海水系	250	MS-1, 重*3	一時	0.70	38~66	○	◎	非常用ディーゼル発電機海 水系出口逆止弁/重要度, 運 転状態, 最高使用温度, 最高 使用圧力, 口径, 容量*4	
	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系	250	MS-1, 重*3	一時	0.70	38~66	○			
重大事故等対処設備*5	150~350	重*3	一時	0.98~3.45	38~66	—				

*1: 当該機器に要求される重要度クラスのうち, 最上位の重要度クラスを示す

*2: 最高使用温度が 95 °C を超え, 又は最高使用圧力が 1,900 kPa を超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス 3 の機器

*3: 重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*4: 選定基準が同一であることから, ポンプ容量の大きい系統を選定

非常用ディーゼル発電機海水ポンプ: 272.6 m³/h, 高圧炉心スプレイディーゼル冷却系海水系ポンプ: 232.8 m³/h

*5: 新規に設置される機器及び構造物であることを示す

表 3.6.3-1 (2/2) 逆止弁の主な仕様

分類基準		当該系統	選定基準				冷温停止 状態維持に 必要な機器	選定	代表機器／選定理由	
弁箱 材料	内部 流体		口径(A)	重要度*1	使用条件					
					運転 状態	最高使用 圧力 (MPa)				最高使用 温度 (°C)
ステン レス鋼	純水	制御棒駆動系	25	高*2	連続	12.06	66	○	原子炉再循環ポンプシール バージ内側逆止弁／重要 度、運転状態、最高使用温 度、最高使用圧力	
		ほう酸水注入系	40	MS-1, 重*3	一時	9.66	302	○		
		残留熱除去系	150~300	PS-1/MS-1, 重*3	一時	8.62~10.69	302	○		
		原子炉隔離時冷却系	150	PS-1/MS-1, 重*3	一時	8.62	302	○		
		原子炉再循環系	20	MS-1	連続	12.06	302	○		◎
		原子炉冷却材浄化系	20~150	PS-2	連続	9.80	66~302	○		
		燃料プール冷却浄化系	65	MS-2	連続	1.38	66	○		
		重大事故等対処設備*4	25~50	重*3	一時	0.62~2.5	200	—		
	五ほう酸 ナトリウム水	ほう酸水注入系	40	MS-1, 重*3	一時	9.66	66	○	◎	SLC ポンプ出口逆止弁
	ガス	中性子計装系	20	MS-1	一時	0.31	171	○	逃がし安全弁 (ADS) N2 供 給管逆止弁／重要度、運転 状態、最高使用温度、最高 使用圧力	
		原子炉系	15	MS-1, 重*3	連続	0.86~1.38	66	○		◎
		制御用圧縮空気系	50	重*3	一時	1.38	66	—		
		サプレッション・プール水 pH 制御装置*4	80	MS-1	一時	0.31	171	—		
		重大事故等対処設備*4	50	重*3	一時	0.3~0.86	66~200	—		
	海水	残留熱除去海水系	350	MS-1, 重*3	一時	3.45	38	○	◎	残留熱除去海水系ポンプ逆 止弁／重要度
浸水防護施設*4		80~100	設*5	一時	0.20	38	—			

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：最高使用温度が 95 °C を超え、又は最高使用圧力が 1,900 kPa を超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス 3 の機器

*3：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*4：新規に設置される機器及び構造物であることを示す

*5：設計基準対象施設として評価対象とした機器及び構造物であることを示す

(2) 冷温停止を踏まえた再評価を行う経年劣化事象の抽出

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では、代表機器に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象として以下の事象を抽出した。

a. 弁箱の疲労割れ [原子炉給水逆止弁]

この中から、冷温停止状態の維持を前提とした場合における、劣化の発生・進展に関する整理を実施し、その結果を表 3.6.3-2 に示す。

表 3.6.3-2 に示す整理の結果、冷温停止状態の維持を前提とした場合において、発生・進展が断続的運転を前提とした場合と比べて厳しくなることが想定される経年劣化事象は抽出されなかった。

表3.6.3-2 冷温停止状態維持を前提とした評価対象機器・経年劣化事象の整理

機器名称	冷温停止状態での 経年劣化事象の整理	再評価 要否判断	備考
原子炉給水逆止弁	△	否	

○：冷温停止状態の維持を前提とした場合において、発生・進展が断続的運転を前提とした場合より厳しくなることが想定される経年劣化事象

△：断続的運転を前提とした場合と比較して、発生・進展が同程度か以後の発生・進展がない経年劣化事象

－：経年劣化事象が想定されない

(3) 代表機器以外への展開

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では、代表機器以外に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象のうち、冷温停止機器に想定される以下の事象については、断続的運転を前提とした場合と比較して、発生・進展が同程度か、以後の発生・進展がない経年劣化事象と判断した。

a. 弁箱の疲労割れ [熱過渡条件下の逆止弁共通]

3.6.4 バタフライ弁

(1) 代表機器の選定

東海第二で使用しているバタフライ弁の主な仕様を表 3.6.4-1 に示す。

冷温停止状態維持に必要な機器のうち、「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」において代表機器とした以下の機器を、冷温停止状態の維持を前提とした評価においても同様に代表機器とした。

- ① 格納容器パージ弁
- ② DGSW 非常用放出ライン隔離弁

表 3.6.4-1 バタフライ弁の主な仕様

分類基準		当該系統	選定基準					冷温停止 状態維持に 必要な機器	選定	代表機器/ 選定理由
弁箱 材料	内部 流体		口径 (A)	重要度*1	使用条件					
					運転 状態	最高使用 圧力(MPa)	最高使用 温度(°C)			
炭素鋼	ガス	不活性ガス系	300~600	MS-1, 重*2	一時	0.31~1.04	105~171	○	◎	格納容器パージ弁/ 重要度, 運転状態, 最 高使用温度, 最高使用 圧力, 口径
		非常用ガス処理系	450	MS-1, 重*2	一時	0.01	86	○		
		非常用ガス再循環系	400~600	MS-1, 重*2	一時	0.01	86	○		
		重大事故等対処設備*4	450	重*2	一時	0.62	200	—		
	海水	非常用ディーゼル発電機 海水系	250	重*2	一時	0.70	66	○	◎	DGSW 非常用放出ライ ン隔離弁/重要度, 運 転状態(使用期間), 最高使用温度, 最高使 用圧力, 口径, 容量*3
		高圧炉心スプレイ系ディ ーゼル発電機海水系	250	重*2	一時	0.70	66	○		
		重大事故等対処設備*4	150	重*2	一時	0.98	38~66	—		
ステン レス鋼	ガス	重大事故等対処設備*4	600	重*2	一時	0.62	200	—	◎	格納容器圧力逃がし 装置出口側隔離弁

*1: 当該機器に要求される重要度クラスのうち, 最上位の重要度クラスを示す

*2: 重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*3: 選定基準が同一であることから, ポンプ容量の大きい系統を選定

非常用ディーゼル発電機海水ポンプ: 272.6 m³/h, 高圧炉心スプレイディーゼル冷却系海水系ポンプ: 232.8 m³/h

*4: 新規に設置される機器及び構造物であることを示す

(2) 冷温停止を踏まえた再評価を行う経年劣化事象の抽出

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では、代表機器に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象は抽出されなかった。

(3) 代表機器以外への展開

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では、代表機器以外に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象は抽出されなかった。

3.6.5 安全弁

(1) 代表機器の選定

東海第二で使用している安全弁の主な仕様を表 3.6.5-1 に示す。

冷温停止状態維持に必要な機器のうち、「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」において代表機器とした以下の機器を，冷温停止状態の維持を前提とした評価においても同様に代表機器とした。

- ① 高圧炉心スプレイ系注入弁 F004 安全弁
- ② 残留熱除去系停止時冷却入口ライン安全弁
- ③ 計装用 N2 ガス逃し安全弁
- ④ SLC ポンプ逃し弁
- ⑤ RHR 熱交換器管側安全弁

表 3.6.5-1 安全弁の主な仕様

分類基準		当該系統	選定基準				冷温停止状態維持に必要な機器	選定	代表機器/選定理由	
弁箱材料	内部流体		口径 (A)	重要度*1	使用条件					
					運転状態	最高使用圧力 (MPa)				最高使用温度 (°C)
炭素鋼	純水	残留熱除去系	15~40	MS-1, 重*2	一時	0.86~8.62	100~302	○	高圧炉心スプレィ系注入弁 F004 安全弁/重要度, 運転状態, 最高使用温度, 最高使用圧力	
		高圧炉心スプレィ系	15~40	MS-1, 重*2	一時	0.70~10.69	100~302	—		◎
		低圧炉心スプレィ系	15~40	MS-1, 重*2	一時	0.70~8.62	100~302	—		
		原子炉隔離時冷却系	40	重*2	一時	0.86	77	○		
		原子炉冷却材浄化系	25~40	高*3	連続	0.86~9.80	188~302	○		
		可燃性ガス濃度制御系	40	MS-1	一時	0.31	171	○		
		タービングラウンド蒸気系	50	高*3	連続	1.04	183	○		
		復水系	20~25	高*3	連続	6.14	205	○		
		給水系	20	高*3	連続	12.93	233	—		
	空気抽出系	90	高*3	連続	0.35	164	—			
	蒸気	タービン補助蒸気系	50	高*3	連続	1.04	183	—		ヒータ 1 安全弁/重要度, 運転状態, 最高使用温度
タービングラウンド蒸気系		200	高*3	連続	1.04	124~233	—			
給水加熱器ベント系		80~100	高*3	連続	0.36~2.98	149~235	—	◎		
ステンレス鋼	純水	残留熱除去系	15~25	MS-1, 重*2	一時	8.62	302	○	◎	残留熱除去系停止時冷却入口ライン安全弁/重要度, 運転状態, 最高使用温度, 最高使用圧力, 口径
		原子炉隔離時冷却系	15	高*3	一時	10.35	302	○		
		原子炉再循環系	20	高*3	連続	12.06	66	○		
		原子炉冷却材浄化系	25	高*3	連続	12.06	66	○		
	蒸気	気体廃棄物処理系	20~40	高*3	連続	0.86~2.41	205~538	—	◎	排ガス復水器安全弁/重要度, 運転状態, 最高使用温度
	ガス	制御用圧縮空気系	25	重*2	一時	1.38	66	○	◎	計装用 N2 ガス逃し安全弁
五ほう酸ナトリウム水	ほう酸水注入系	25	MS-1, 重*2	一時	9.66	66	○	◎	SLC ポンプ逃し弁	
	海水	残留熱除去海水系	40	MS-1	一時	3.45	249	○	◎	RHR 熱交換器管側安全弁

*1: 当該機器に要求される重要度クラスのうち, 最上位の重要度クラスを示す

*2: 重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*3: 最高使用温度が 95 °C を超え, または最高使用圧力が 1,900 kPa を超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス 3 の機器

(2) 冷温停止を踏まえた再評価を行う経年劣化事象の抽出

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では、代表機器に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象は抽出されなかった。

(3) 代表機器以外への展開

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では、代表機器以外に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象は抽出されなかった。

3.6.6 ボール弁

(1) 代表機器の選定

東海第二で使用しているボール弁の主な仕様を表 3.6.6-1 に示す。

冷温停止状態維持に必要な機器のうち、「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」において代表機器とした以下の機器を，冷温停止状態の維持を前提とした評価においても同様に代表機器とした。

- ① 移動式炉心内計装ボール弁
- ② 原子炉冷却材浄化系 F/D 入口弁

表 3.6.6-1 ボール弁の主な仕様

分類基準		当該系統	選定基準					冷温停止 状態維持に 必要な機器	選定	代表機器/ 選定理由
			口径 (A)	重要度*1	使用条件					
弁箱 材料	内部 流体				運転 状態	最高使用 圧力 (MPa)	最高使用 温度 (°C)			
ステン レス鋼	ガス	中性子計装系	9*2	MS-1	一時	0.31	171	○	◎	移動式炉心内計装 ボール弁/重要度
		原子炉冷却材浄化系*3	80	PS-2	連続	9.80	66	○		
	純水	原子炉冷却材浄化系	50~150	PS-2	連続	9.80	66	○	◎	原子炉冷却材浄化 系 F/D 入口弁/重要 度, 運転状態*4

*1: 当該機器に要求される重要度クラスのうち, 最上位の重要度クラスを示す

*2: 単位はmmとする

*3: 原子炉冷却材浄化系に供給される制御用圧縮空気

*4: プロセス系統にあり使用環境が厳しい弁

(2) 冷温停止を踏まえた再評価を行う経年劣化事象の抽出

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では、代表機器に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象は抽出されなかった。

(3) 代表機器以外への展開

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では、代表機器以外に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象は抽出されなかった。

3.6.7 原子炉再循環ポンプ流量制御弁

(1) 対象機器

東海第二で使用している原子炉再循環ポンプ流量制御弁の主な仕様を表3.6.7-1に示す。

冷温停止状態維持に必要な機器のうち、「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」において対象機器とした以下の機器を，冷温停止状態の維持を前提とした評価においても同様に対象機器とした。

①原子炉再循環ポンプ流量制御弁

表 3.6.7-1 原子炉再循環ポンプ流量制御弁の主な仕様

分類基準		当該系統	口径 (A)	重要度*1	使用条件			機器名称	冷温停止 状態維持に 必要な機器
弁箱 材料	内部 流体				運転 状態	最高使用 圧力 (MPa)	最高使用 温度 (°C)		
ステン レス鋼	純水	原子炉再循環系	600	PS-1	連続	11.38	302	原子炉再循環ポンプ 流量制御弁*2	○

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち，最上位の重要度クラスを示す

*2：弁本体及び油圧供給装置を含む

(2) 冷温停止を踏まえた再評価を行う経年劣化事象の抽出

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では、原子炉再循環ポンプ流量制御弁に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象として以下の事象を抽出した。

- a. 弁箱の疲労割れ
- b. 弁箱の熱時効

この中から、冷温停止状態の維持を前提とした場合における、劣化の発生・進展に関する整理を実施し、その結果を表3.6.7-2に示す。

表3.6.7-2に示す整理の結果、冷温停止状態の維持を前提とした場合において、発生・進展が断続的運転を前提とした場合と比べて厳しくなることが想定される経年劣化事象は抽出されなかった。

表3.6.7-2 冷温停止状態維持を前提とした評価対象機器・経年劣化事象の整理

機器名称	冷温停止状態での 経年劣化事象の整理		再評価 要否判断	備考
	a.	b.		
原子炉再循環ポンプ 流量制御弁	△	△	否	

○：冷温停止状態の維持を前提とした場合において、発生・進展が断続的運転を前提とした場合より厳しくなることが想定される経年劣化事象

△：断続的運転を前提とした場合と比較して、発生・進展が同程度か以後の発生・進展がない経年劣化事象

－：経年劣化事象が想定されない

3.6.8 主蒸気隔離弁

(1) 対象機器

東海第二で使用している主蒸気隔離弁の主な仕様を表 3.6.8-1 に示す。

冷温停止状態維持に必要な機器のうち、「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」において対象機器とした以下の機器を，冷温停止状態の維持を前提とした評価においても同様に対象機器とした。

①主蒸気隔離弁

表 3.6.8-1 主蒸気隔離弁の主な仕様

分類基準		当該系統	口径(A)	重要度*1	使用条件			機器名称	冷温停止 状態維持に 必要な機器
弁箱材料	内部流体				運転 状態	最高使用 圧力 (MPa)	最高使用 温度 (°C)		
炭素鋼	蒸気	原子炉系	650	MS-1 /PS-1	連続	8.62	302	主蒸気隔離弁 第1弁*2	○
								主蒸気隔離弁 第2弁*2	

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：弁本体及び駆動部を含む

(2) 冷温停止を踏まえた再評価を行う経年劣化事象の抽出

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では、主蒸気隔離弁に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象として以下の事象を抽出した。

a. 弁箱の疲労割れ

この中から、冷温停止状態の維持を前提とした場合における、劣化の発生・進展に関する整理を実施し、その結果を表3.6.8-2に示す。

表3.6.8-2に示す整理の結果、冷温停止状態の維持を前提とした場合において、発生・進展が断続的運転を前提とした場合と比べて厳しくなることが想定される経年劣化事象は抽出されなかった。

表3.6.8-2 冷温停止状態維持を前提とした評価対象機器・経年劣化事象の整理

機器名称	冷温停止状態での 経年劣化事象の整理	再評価 要否判断	備考
	a.		
主蒸気隔離弁	△	否	

○：冷温停止状態の維持を前提とした場合において、発生・進展が断続的運転を前提とした場合より厳しくなることが想定される経年劣化事象

△：断続的運転を前提とした場合と比較して、発生・進展が同程度か以後の発生・進展がない経年劣化事象

－：経年劣化事象が想定されない

3.6.9 主蒸気逃がし安全弁

(1) 対象機器

東海第二で使用している主蒸気逃がし安全弁の主な仕様を表 3.6.9-1 に示す。

冷温停止状態維持に必要な機器のうち、「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」において対象機器とした以下の機器を、冷温停止状態の維持を前提とした評価においても同様に対象機器とした。

①主蒸気逃がし安全弁

表 3.6.9-1 主蒸気逃がし安全弁の主な仕様

分類基準		当該系統	口径(A)	重要度*1	使用条件			機器名称	冷温停止 状態維持に 必要な機器
弁箱材料	内部流体				運転 状態	最高使用 圧力(MPa)	最高使用 温度(°C)		
炭素鋼 鋳鋼	蒸気	原子炉系	150	MS-1/ PS-1 重*2	一時	8.62	302	主蒸気逃がし安全弁*3	○

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*3：弁本体及び駆動部を含む

(2) 冷温停止を踏まえた再評価を行う経年劣化事象の抽出

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では、主蒸気逃がし安全弁に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象は抽出されなかった。

3.6.10 爆破弁

(1) 対象機器

東海第二で使用している爆破弁の主な仕様を表 3.6.10-1 に示す。

冷温停止状態維持に必要な機器のうち、「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」において対象機器とした以下の機器を，冷温停止状態の維持を前提とした評価においても同様に対象機器とした。

① ほう酸水注入系爆破弁

表 3.6.10-1 爆破弁の主な仕様

分類基準		当該系統	口径(A)	重要度*1	使用条件			機器名称	冷温停止状態維持に必要な機器
弁箱材料	内部流体				運転状態	最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (°C)		
ステンレス鋼	五ほう酸 ナトリウム水	ほう酸水 注入系	40	MS-1 重*2	一時	9.66	302	ほう酸水注入系 爆破弁	○

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

(2) 冷温停止を踏まえた再評価を行う経年劣化事象の抽出

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では，対象機器に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象は抽出されなかった。

3.6.11 破壊板

(1) 代表機器の選定

東海第二で使用している破壊板（以下、「ラブチャーディスク」という）の主な仕様を表 3.6.11-1 に示すが、冷温停止状態維持に必要な機器はない。

表 3.6.11-1 ラプチャーディスクの主な仕様

分類基準		当該系統	選定基準					冷温停止 状態維持に 必要な機器
			口径 (A)	重要度*1	使用条件			
弁箱 材料	内部 流体				運転 状態	設計圧力 (MPa)	最高使用温度 (℃)	
ステンレ ス鋼	蒸気	原子炉隔離時冷却系	350	高*2	一時	1.04	135	—
		気体廃棄物処理系	300	PS-2	連続	2.41	205	—
	ガス	重大事故等対処設備*4	600	重*3	一時	0.08	200	—

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち，最上位の重要度クラスを示す

*2：最高使用温度が 95 ℃を超え，又は最高使用圧力が 1,900 kPa を超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス 3 の機器

*3：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*4：新規に設置される機器及び構造物であることを示す

3.6.12 制御弁

(1) 代表機器の選定

東海第二で使用している制御弁の主な仕様を表 3.6.12-1 に示す。

冷温停止状態維持に必要な機器のうち、「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」において代表機器とした以下の機器を，冷温停止状態の維持を前提とした評価においても同様に代表機器とした。

- ① 中央制御室換気系 AH2-9 出口温度制御弁
- ② タービングランド蒸気系 グランド蒸気蒸発器加熱蒸気減圧弁
- ③ 原子炉冷却材浄化系 F/D 出口流量調整弁
- ④ 制御用圧縮空気系ドライウェル N2 供給ライン圧力調整弁
- ⑤ 原子炉隔離時冷却系潤滑油クーラー冷却水圧力調整弁

表 3.6.12-1 制御弁の主な仕様

分類基準		当該系統	選定基準					冷温停止 状態維持に 必要な機器	選定	代表機器/ 選定理由
弁箱 材料	内部 流体		口径 (A)	重要度*1	使用条件					
					運転 状態	最高使用 圧力 (MPa)	最高使用 温度 (°C)			
炭素鋼	純水	原子炉冷却材浄化系	150	PS-2	連続	9.80	66	○	中央制御室換気系 AH2-9 出口温度制御弁/重要 度	
		復水系	100	高*2	連続	0.35	205	—		
		給水系	25~300	高*2	連続	6.14~15.51	66~233	—		
		中央制御室換気系	80	MS-1	連続	0.54	66	○ ◎		
	蒸気	不活性ガス系	40	高*2	一時	0.96	164	○	タービングランド蒸気 系 グランド蒸気蒸発器 加熱蒸気減圧弁/重要 度, 運転状態, 最高使用 温度	
		タービングランド蒸気系	100~200	高*2	連続	0.96~8.62	183~302	— ◎		
		復水移送系	65	高*2	一時	0.96	183	○		
		バッテリー室換気系	20	高*2	連続	0.96	183	○		
		気体廃棄物処理系	25	高*2	連続	0.96	183	—		
ステン レス鋼	純水	原子炉冷却材浄化系	80	PS-2	連続	9.80	66	○ ◎	原子炉冷却材浄化系 F/D 出口流量調整弁	
	ガス	制御用圧縮空気系	25	高*2, 重*3	一時	14.7	66	○ ◎	制御用圧縮空気系ドラ イウェル N2 供給ライン 圧力調整弁/重要度	
		重大事故等対処設備*4	20~25	重*3	一時	1.80~25	40~66	—		
低合金 鋼	純水	原子炉隔離時冷却系	25	MS-1	一時	10.35	77	○ ◎	原子炉隔離時冷却系潤 滑油クーラー冷却水圧 力調整弁/重要度	
		給水系	150	高*2	連続	15.51	233	—		
		給水加熱器ドレン系	80~400	高*2	連続	0.35~2.97	149~235	—		
	蒸気	所内蒸気系	80	高*2	連続	8.62	302	— ◎	所内蒸気系 SJAЕ 入口圧 力制御弁	

*1: 当該機器に要求される重要度クラスのうち, 最上位の重要度クラスを示す

*2: 最高使用温度が 95 °C を超え, 又は最高使用圧力が 1,900 kPa を超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス 3 の機器

*3: 重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*4: 新規に設置される機器及び構造物であることを示す

(2) 冷温停止を踏まえた再評価を行う経年劣化事象の抽出

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では，代表機器に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象は抽出されなかった。

(3) 代表機器以外への展開

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では、代表機器以外に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象は抽出されなかった。

3.6.13 電動弁用駆動部

(1) 代表機器の選定

東海第二で使用している電動弁用駆動部の主な仕様を表 3.6.13-1 に示す。

冷温停止状態維持に必要な機器のうち、「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」において代表機器とした以下の機器を，冷温停止状態の維持を前提とした評価においても同様に代表機器とした。

- ① 残留熱除去系シャットダウンライン隔離弁（内側）駆動部
- ② 残留熱除去系注入弁駆動部
- ③ 残留熱除去系シャットダウンライン隔離弁（外側）駆動部

表 3.6.13-1(1/2) 電動弁用駆動部の主な仕様

分類基準		当該系統	選定基準			冷温停止 状態維持に 必要な機器 (運転状態)	選定	代表機器/選定理由
電源	設置場所		重要度*1	定格出力 (kW)	使用条件 周囲温度 (°C)			
交流	原子炉格納容器内	原子炉系	MS-1/PS-1	1.1	65.6	○(連続)		残留熱除去系シャットダウン ライン隔離弁(内側)駆動部/ 重要度, 定格出力
		原子炉再循環系	PS-1	4.7, 5.2	65.6	○(連続)		
		残留熱除去系	MS-1/PS-1, 重*2	0.12~16.4	65.6	○(連続)	◎	
		原子炉隔離時冷却系	MS-1/PS-1, 重*2	7.8	65.6	○(連続)		
		原子炉冷却材浄化系	MS-1/PS-1	0.72~2.7	65.6	○(連続)		
	原子炉格納容器外	原子炉系	MS-1	0.28~11	60.0	○(連続)		残留熱除去系注入弁駆動部/ 重要度, 定格出力, 周囲温度
		原子炉冷却材浄化系	PS-2	0.28~1.8	40.0	○(連続)		
		ほう酸水注入系	MS-1, 重*2	0.28	40.0	○(一時)		
		残留熱除去系	MS-1/PS-1, 重*2	0.094~16	40.0, 60.0	○(連続)	◎	
		残留熱除去海水系	MS-1, 重*2	0.12~11	40.0	○(連続)		
		高压炉心スプレイ系	MS-1/PS-1, 重*2	1.8~16	40.0	○(一時)		
		低压炉心スプレイ系	MS-1/PS-1, 重*2	1.1~16	40.0	○(一時)		
		可燃性ガス濃度制御系	MS-1	0.094~0.5	40.0	○(一時)		
		主蒸気隔離弁漏えい抑制系	MS-1/PS-1	0.37, 0.72	60.0	○(連続)		
		原子炉補機冷却系	MS-1	0.72, 1.1	40.0	○(連続)		
		燃料プール冷却浄化系	重*2	1.1, 2	40.0	—		
		制御用圧縮空気系	MS-1	0.28	40.0	○(連続)		
		不活性ガス系	MS-1, 重*2	0.72	40.0	—		
		格納容器雰囲気監視系	MS-1	0.12	40.0	—		
		事故時サンプリング設備	MS-1	0.12	40.0	—		
		中央制御室換気系	MS-1, 重*2	1.3, 5.2	40.0	○(連続)		
		ドライウェル冷却系	MS-1	0.37	40.0	—		
		空気抽出系	MS-2	1.1	40.0	—		
気体廃棄物処理系	MS-2	0.72	40.0	—				
重大事故等対処設備*3	MS-1, 重*2	0.12~3.7	40.0	—				

*1: 当該機器に要求される重要度クラスのうち, 最上位の重要度クラスを示す
 *2: 重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す
 *3: 新規に設置される系統

表 3.6.13-1(2/2) 電動弁用駆動部の主な仕様

分類基準		当該系統	選定基準			冷温停止 状態維持に 必要な機器 (運転状態)	選定	代表機器/選定理由
電源	設置場所		重要度*1	定格出力 (kW)	使用条件 周囲温度 (°C)			
直流	原子炉格納容器外	原子炉系	MS-1/PS-1	0.9	60.0	○ (連続)		残留熱除去系シャットダウン ライン隔離弁(外側)駆動部/ 重要度, 定格出力
		残留熱除去系	MS-1/PS-1, 重*2	2.97, 9.77	40.0	○ (連続)	◎	
		原子炉隔離時冷却系	MS-1/PS-1, 重*2	0.1~7.33	40.0	○ (連続)		
		原子炉冷却材浄化系	MS-1/PS-1	1.92	40.0	○ (連続)		
		重大事故等対処設備*3	重*2	0.12~1.1	40.0	—		

*1: 当該機器に要求される重要度クラスのうち, 最上位の重要度クラスを示す

*2: 重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*3: 新規に設置される系統

(2) 冷温停止を踏まえた再評価を行う経年劣化事象の抽出

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では、代表機器に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象として以下の事象を抽出した。

- a. 固定子コイル，口出線・接続部品及び電磁ブレーキコイルの絶縁特性低下 [残留熱除去系シャットダウンライン隔離弁（内側）駆動部]
- b. 固定子コイル，口出線・接続部品及び電磁ブレーキコイルの絶縁特性低下 [残留熱除去系注入弁駆動部]
- c. 固定子コイル，回転子コイル，口出線・接続部品及び電磁ブレーキコイルの絶縁特性低下 [残留熱除去系シャットダウンライン隔離弁（外側）駆動部]

この中から，冷温停止状態の維持を前提とした場合における，劣化の発生・進展に関する整理を実施し，その結果を表 3. 6. 13-2 に示す。

表 3. 6. 13-2 に示す整理の結果，冷温停止状態の維持を前提とした場合において，発生・進展が断続的運転を前提とした場合と比べて厳しくなることが想定される経年劣化事象は抽出されなかった。

表3. 6. 13-2 冷温停止状態維持を前提とした評価対象機器・経年劣化事象の整理

機器名称	冷温停止状態での 経年劣化事象の整理			再評価 要否判断	備考
	a.	b.	c.		
残留熱除去系シャットダウン ライン隔離弁（内側）駆動部	△	－	－	否	
残留熱除去系注入弁駆動部	－	△	－	否	
残留熱除去系シャットダウン ライン隔離弁（外側）駆動部	－	－	△	否	

○：冷温停止状態の維持を前提とした場合において，発生・進展が断続的運転を前提とした場合より厳しくなることが想定される経年劣化事象

△：断続的運転を前提とした場合と比較して，発生・進展が同程度か以後の発生・進展がない経年劣化事象

－：経年劣化事象が想定されない

(3) 代表機器以外への展開

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では、代表機器以外に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象のうち、冷温停止機器に想定される以下の事象については、断続的運転を前提とした場合と比較して、発生・進展が同程度か、以後の発生・進展がない経年劣化事象と判断した。

- a. 固定子コイル，口出線・接続部品及び電磁ブレーキコイルの絶縁特性低下 [原子炉格納容器内の電動（交流）弁用駆動部]
- b. 固定子コイル，口出線・接続部品及び電磁ブレーキコイルの絶縁特性低下 [原子炉格納容器外（主蒸気トンネル室）の電動（交流）弁用駆動部]
- c. 固定子コイル，回転子コイル，口出線・接続部品及び電磁ブレーキコイルの絶縁特性低下 [原子炉格納容器外の電動（交流又は直流）弁用駆動部]

3.6.14 空気作動弁用駆動部

(1) 代表機器の選定

東海第二で使用している空気作動弁用駆動部の主な仕様を表 3.6.14-1 に示す。

冷温停止状態維持に必要な機器のうち、「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」において代表機器とした以下の機器を、冷温停止状態の維持を前提とした評価においても同様に代表機器とした。

- ① 中央制御室換気系 AH2-9 出口温度制御弁駆動部
- ② 原子炉再循環系 PLR 炉水サンプリング弁（内側隔離弁）駆動部
- ③ 不活性ガス系格納容器パージ弁駆動部

表 3.6.14-1 空気作動弁用駆動部の主な仕様

分類基準		当該系統	選定基準				冷温停止 状態維持に 必要な機器	選定	代表機器/ 選定理由
			重要度*1	口径 (A)	使用条件				
運転 状態	周囲 温度 (°C)								
型式	設置場所								
ダイヤフラム型	原子炉格納 容器外	中央制御室換気系	MS-1	80	連続	50	○	◎	中央制御室換気系 AH2-9 出口温度 制御弁駆動部/重要度, 周囲温度
		原子炉隔離時冷却系	MS-1	25	一時	40.0	○		
		原子炉冷却材浄化系	PS-2	80	連続	40.0	○		
シリンダ型	原子炉格納 容器内	原子炉再循環系	MS-1	20	連続	65.6	○	◎	原子炉再循環系 PLR 炉水サンプリ ング弁 (内側隔離弁) 駆動部
	原子炉格納 容器外	不活性ガス系	MS-1, 重*2	50~600	一時	40.0	○	◎	不活性ガス系格納容器パージ弁駆 動部/重要度, 周囲温度, 口径
		原子炉再循環系	MS-1	20	連続	40.0	○		
		補助系	MS-1	80	連続	40.0	○		
		原子炉系	MS-1/PS-1	40~500	連続	40.0	○		
		ほう酸水注入系	MS-1, 重*2	20	一時	40.0	○		
		漏えい検出系	MS-1	15	連続	40.0	○		
		主蒸気隔離弁漏えい抑制系	MS-1	100	一時	40.0	—		
		原子炉隔離時冷却系	MS-1, 重*2	20	一時	40.0	○		
		非常用ガス処理系	MS-1, 重*2	450	一時	40.0	○		
		非常用ガス再循環系	MS-1, 重*2	600	一時	40.0	○		
		原子炉再循環流量制御系	MS-1	25	連続	40.0	—		
		原子炉冷却材浄化系	PS-2	50~150	連続	40.0	○		
		格納容器雰囲気監視系	MS-2	9.52*3~10	一時	40.0	○		
気体廃棄物処理系	PS-2	200~300	連続	50	—				

*1: 当該機器に要求される重要度クラスのうち, 最上位の重要度クラスを示す

*2: 重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*3: 単位は外径mmとする

(2) 冷温停止を踏まえた再評価を行う経年劣化事象の抽出

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では代表機器に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象は抽出されなかった。

(3) 代表機器以外への展開

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では、代表機器以外に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象は抽出されなかった。

3.7 炉内構造物

(1) 対象機器

東海第二で使用されている炉内構造物の主な仕様を表 3.7-1 に示す。

冷温停止状態維持評価に必要な機器のうち、「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」において対象機器とした以下の機器を、冷温停止状態の維持を前提とした評価においても同様に対象機器とした。

① 炉内構造物

表 3.7-1 炉内構造物の主な仕様

機器名称	重要度*1	使用条件		冷温停止状態維持に必要な機器
		最高使用圧力*2 (MPa)	最高使用温度 (°C)	
炉心シュラウド	PS-1, 重*3	8.62	302	○
シュラウドサポート	PS-1, 重*3			
上部格子板	PS-1, 重*3			
炉心支持板	PS-1, 重*3			
燃料支持金具（中央, 周辺）	PS-1, 重*3			
制御棒案内管	PS-1, 重*3			
炉心スプレイ配管・スパージャ	MS-1, 重*3			
差圧検出・ほう酸水注入管	MS-1, 重*3			
ジェットポンプ	MS-1, 重*3			
中性子計測案内管	MS-1			
残留熱除去系（低圧注水系）配管	MS-1, 重*3			

*1：当該機器に要求される重要度のクラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：環境の最高使用圧力を示す

*3：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

(2) 冷温停止を踏まえた再評価を行う経年劣化事象の抽出

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では炉内構造物に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象として以下の事象を抽出した。

- a. 疲労割れ [炉心シュラウド, シュラウドサポート]
- b. 照射誘起型応力腐食割れ [炉心シュラウド, 上部格子板, 炉心支持板, 周辺燃料支持金具, 制御棒案内管]

この中から、冷温停止状態の維持を前提とした場合における、劣化の発生・進展に関する整理を実施し、その結果を表 3.7-2 に示す。

表 3.7-2 に示す整理の結果、冷温停止状態の維持を前提とした場合において、発生・進展が断続的運転を前提とした場合と比べて厳しくなることが想定される経年劣化事象は抽出されなかった。

表 3.7-2 冷温停止状態の維持を前提とした評価対象機器・経年劣化事象の整理

機器名称	冷温停止状態での 経年劣化事象の整理		再評価要否判断	備考
	a.	b.		
炉心シュラウド	△	△	否	
シュラウドサポート	△	—	否	
上部格子板	—	△	否	
炉心支持板	—	△	否	
燃料支持金具（中央, 周辺）	—	△（周辺）	否	
制御棒案内管	—	△	否	

○：冷温停止状態の維持を前提とした場合において、発生・進展が断続的運転を前提とした場合より厳しくなることが想定される経年劣化事象

△：断続的運転を前提とした場合と比較して、発生・進展が同程度か以後の発生・進展がない経年劣化事象

—：経年劣化事象が想定されない

3.8 ケーブル

3.8.1 高圧ケーブル

(1) 対象機器

東海第二で使用している高圧ケーブルの主な仕様を表 3.8.1-1 に示す。

冷温停止状態維持に必要な機器のうち、「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」において代表機器とした以下の機器を，冷温停止状態の維持を前提とした評価においても同様に代表機器とした。

① 高圧難燃 CV ケーブル

表 3.8.1-1 高圧ケーブルの主な仕様

機器名称	用途	重要度*1	仕様 (電圧)	設置場所	使用開始時期	冷温停止 状態維持に 必要な機器
高圧難燃 CV ケーブル	動力	MS-1 重*2	AC 7,000 V 以下	原子炉 格納容器外	運転開始後*3	○

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち，最上位の重要度クラスを示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*3：新規規制基準対応に伴い，長期停止期間中に高圧ケーブルは高圧難燃 CV ケーブルに更新

(2) 冷温停止を踏まえた再評価を行う経年劣化事象の抽出

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では高圧ケーブルに想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象として以下の事象を抽出した。

- a. 絶縁体の絶縁特性低下
- b. 絶縁体の絶縁特性低下（水トリー劣化）

この中から、冷温停止状態の維持を前提とした場合における、劣化の発生・進展に関する整理を実施し、その結果を表 3.8.1-2 に示す。

表 3.8.1-2 に示す整理の結果、冷温停止状態の維持を前提とした場合において、発生・進展が断続的運転を前提とした場合と比べて厳しくなることが想定される経年劣化事象は抽出されなかった。

表3.8.1-2 冷温停止状態維持を前提とした評価対象機器・経年劣化事象の整理

機器名称	冷温停止状態での 経年劣化事象の整理		再評価 要否判断	備考
	a.	b.		
高圧難燃 CV ケーブル	△	△	否	

- ：冷温停止状態の維持を前提とした場合において、発生・進展が断続的運転を前提とした場合より厳しくなることが想定される経年劣化事象
- △：断続的運転を前提とした場合と比較して、発生・進展が同程度か以後の発生・進展がない経年劣化事象
- －：経年劣化事象が想定されない

3.8.2 低圧ケーブル

(1) 代表機器の選定

東海第二で使用している低圧ケーブルの主な仕様を表 3.8.2-1 に示す。

冷温停止状態維持に必要な機器のうち、「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」において代表機器とした以下の機器を，冷温停止状態の維持を前提とした評価においても同様に代表機器とした。

- ① CV ケーブル
- ② 難燃 CV ケーブル
- ③ KGB ケーブル（原子炉格納容器内）
- ④ 難燃 PN ケーブル

表 3.8.2-1 低圧ケーブルの主な仕様

分類基準		機器名称	用途	使用開始時期		選定基準			冷温停止 状態維持に 必要な機器	選定	選定理由
絶縁体材料	シース材料			建設時	運転 開始後	重要度*1	設置場所				
							原子炉格納 容器内	原子炉格納 容器外			
架橋ポリエチレン	ビニル	CV ケーブル	動力 制御・計測	○		MS-1 重*2		○	○	◎	
難燃架橋ポリエチレン	難燃性特殊耐熱 ビニル	難燃 CV ケー ブル	動力 制御・計測		○	MS-1 重*2		○	○	◎	
シリコーンゴム	ガラス	KGB ケーブル	動力 制御	○		MS-1	○	○	○	◎	重要度 設置場所
				○				○	○		
難燃エチレンプロピ レンゴム	特殊クロロprenゴ ム	難燃 PN ケー ブル	動力 制御・計測		○	MS-1 重*2	○	○	○	◎	

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

(2) 冷温停止を踏まえた再評価を行う経年劣化事象の抽出

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では代表機器に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象として以下の事象を抽出した。

- a. 絶縁体の絶縁特性低下 [CV ケーブル]
- b. 絶縁体の絶縁特性低下 [難燃 CV ケーブル]
- c. 絶縁体の絶縁特性低下 [KGB ケーブル（原子炉格納容器内）]
- d. 絶縁体の絶縁特性低下 [難燃 PN ケーブル]

この中から、冷温停止状態の維持を前提とした場合における、劣化の発生・進展に関する整理を実施し、その結果を表 3.8.2-2 に示す。

表 3.8.2-2 に示す整理の結果、冷温停止状態の維持を前提とした場合において、発生・進展が断続的運転を前提とした場合と比べて厳しくなることが想定される経年劣化事象は抽出されなかった。

表3.8.2-2 冷温停止状態維持を前提とした評価対象機器・経年劣化事象の整理

機器名称	冷温停止状態での 経年劣化事象の整理				再評価 要否判断	備考
	a.	b.	c.	d.		
CVケーブル	△	—	—	—	否	
難燃CVケーブル	—	△	—	—	否	
KGBケーブル (原子炉格納容器内)	—	—	△	—	否	
難燃PNケーブル	—	—	—	△	否	

○：冷温停止状態の維持を前提とした場合において、発生・進展が断続的運転を前提とした場合より厳しくなることが想定される経年劣化事象

△：断続的運転を前提とした場合と比較して、発生・進展が同程度か以後の発生・進展がない経年劣化事象

—：経年劣化事象が想定されない

(3) 代表機器以外への展開

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では代表機器以外に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象のうち，冷温停止機器に想定される以下の事象については，断続的運転を前提とした場合と比較して，発生・進展が同程度か，以後の発生・進展がない経年劣化事象と判断した。

a. 絶縁体の絶縁特性低下 [KGB ケーブル（原子炉格納容器外）]

3.8.3 同軸ケーブル

(1) 代表機器の選定

東海第二で使用している同軸ケーブルの主な仕様を表 3.8.3-1 に示す。

冷温停止状態維持に必要な機器のうち、「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」において代表機器とした以下の機器を、冷温停止状態の維持を前提とした評価においても同様に代表機器とした。

- ① 難燃一重同軸ケーブル（絶縁体材料が架橋ポリエチレン）（原子炉格納容器内）
- ② 難燃六重同軸ケーブル（原子炉格納容器内）
- ③ 難燃一重同軸ケーブル（絶縁体材料が架橋ポリオレフィン）
- ④ 難燃三重同軸ケーブル

表 3.8.3-1 同軸ケーブルの主な仕様

分類基準		機器名称	仕様 電圧	用途	選定基準				冷温停止状態維持に必要な機器	選定	選定理由
					重要度*1	設置場所		使用開始時期			
絶縁体材料	シース材料					原子炉格納容器内	原子炉格納容器外	建設時	運転開始後		
架橋ポリエチレン	難燃架橋ポリエチレン	難燃一重同軸ケーブル	DC 100V	計測	MS-1重*2	○			○	○	重要度 設置場所
	難燃架橋ポリエチレン	難燃二重同軸ケーブル	DC 240V	計測	MS-2重*2		○		○	○	
架橋発泡ポリエチレン	難燃架橋ポリエチレン	難燃六重同軸ケーブル	DC 140V	計測	MS-1重*2	○			○	○	重要度 設置場所
							○		○	○	
架橋ポリオレフィン	難燃架橋ポリオレフィン	難燃一重同軸ケーブル	DC 100V	計測	MS-1重*2		○	○		○	◎
架橋発泡ポリオレフィン	難燃架橋ポリオレフィン	難燃三重同軸ケーブル	DC 140V	計測	MS-1重*2		○		○	○	◎

*1:当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位のクラスを示す

*2:重要度クラスとは別に重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

(2) 冷温停止を踏まえた再評価を行う経年劣化事象の抽出

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では代表機器に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象として以下の事象を抽出した。

- a. 絶縁体の絶縁特性低下 [難燃一重同軸ケーブル（絶縁体材料が架橋ポリエチレン）（原子炉格納容器内）]
- b. 絶縁体の絶縁特性低下 [難燃六重同軸ケーブル（原子炉格納容器内）]
- c. 絶縁体の絶縁特性低下 [難燃一重同軸ケーブル（絶縁体材料が架橋ポリオレフィン）]
- d. 絶縁体の絶縁特性低下 [難燃三重同軸ケーブル]

この中から、冷温停止状態の維持を前提とした場合における、劣化の発生・進展に関する整理を実施し、その結果を表 3.8.3-2 に示す。

表 3.8.3-2 に示す整理の結果、冷温停止状態の維持を前提とした場合において、発生・進展が断続的運転を前提とした場合と比べて厳しくなることが想定される経年劣化事象は抽出されなかった。

表3.8.3-2 冷温停止状態維持を前提とした評価対象機器・経年劣化事象の整理

機器名称	冷温停止状態での 経年劣化事象の整理				再評価 要否判断	備考
	a.	b.	c.	d.		
難燃一重同軸ケーブル（絶縁体材料が架橋ポリエチレン）（原子炉格納容器内）	△	—	—	—	否	
難燃六重同軸ケーブル（原子炉格納容器内）	—	△	—	—	否	
難燃一重同軸ケーブル（絶縁体材料が架橋ポリオレフィン）	—	—	△	—	否	
難燃三重同軸ケーブル	—	—	—	△	否	

○：冷温停止状態の維持を前提とした場合において、発生・進展が断続的運転を前提とした場合より厳しくなることが想定される経年劣化事象

△：断続的運転を前提とした場合と比較して、発生・進展が同程度か以後の発生・進展がない経年劣化事象

—：経年劣化事象が想定されない

(3) 代表機器以外への展開

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では代表機器以外に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象のうち、冷温停止機器に想定される以下の事象については、断続的運転を前提とした場合と比較して、発生・進展が同程度か、以後の発生・進展がない経年劣化事象と判断した。

- a. 絶縁体の絶縁特性低下 [難燃一重同軸ケーブル（絶縁体材料が架橋ポリエチレン）
（原子炉格納容器外）]
- b. 絶縁体の絶縁特性低下 [難燃六重同軸ケーブル（原子炉格納容器外）]
- c. 絶縁体の絶縁特性低下 [難燃二重同軸ケーブル（原子炉格納容器外）]

3.8.4 ケーブルトレイ，電線管

(1) 対象機器

東海第二で使用しているケーブルトレイ，電線管の主な機能を表 3.8.4-1 に示す。

冷温停止状態維持に必要な機器のうち，「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」において対象機器とした以下の機器を，冷温停止状態の維持を前提とした評価においても同様に対象機器とした。

- ① ケーブルトレイ
- ② 電線管

表 3.8.4-1 ケーブルトレイ，電線管の主な機能

機器名称	機能	冷温停止状態維持に必要な機器
ケーブルトレイ	ケーブルを収納して支持する	○
電線管	ケーブルを収納して支持する	○

(2) 冷温停止を踏まえた再評価を行う経年劣化事象の抽出

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」ではケーブルトレイ，電線管に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象は抽出されなかった。

3.8.5 ケーブル接続部

(1) 代表機器の選定

東海第二で使用しているケーブル接続部の主な仕様を表 3.8.5-1 に示す。

冷温停止状態維持に必要な機器のうち、「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」において代表機器とした以下の機器を、冷温停止状態の維持を前提とした評価においても同様に代表機器とした。

- ① 端子台接続（原子炉格納容器内）
- ② 電動弁コネクタ接続（原子炉格納容器内）
- ③ 同軸コネクタ接続（中性子束計測用）（原子炉格納容器内）
- ④ スプライス接続（原子炉格納容器内）

表 3.8.5-1 ケーブル接続部の主な仕様

分類基準 種類	機器名称	絶縁体材料	用途	選定基準		冷温停止状態維持に必要な機器	選定	選定理由	
				重要度*1	設置場所				
					原子炉格納容器内				原子炉格納容器外
端子接続	端子台接続	ジアリルフタレート樹脂	動力, 制御, 計測	MS-1重*2	○		○	◎	重要度設置場所
		ポリカーボネイト				○	○		
		ポリフェニレンエーテル樹脂				○	○		
	端子接続	ビニル	動力	MS-1重*2		○	○		
電動弁コネクタ接続	電動弁コネクタ接続	ジアリルフタレート樹脂	動力, 制御	MS-1	○		○	◎	重要度設置場所
				MS-1重*2		○	○		
同軸コネクタ接続	同軸コネクタ接続 (中性子束計測用)	ポリエーテルエーテルケトン	計測	MS-1重*2	○ (13)*3		○	◎	重要度設置場所 構成部品点数
		架橋ポリスチレン			○ (10)*3		○		
	同軸コネクタ接続 (放射線計測用)			MS-2重*2		○	○		
	同軸コネクタ接続 (中性子束計測用) (放射線計測用)	テフロン			MS-1重*2		○		
直ジョイント接続	スプライス接続	架橋ポリオレフィン	動力, 制御, 計測	MS-1重*2	○		○	◎	重要度設置場所
						○	○		

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す
 *2：重要度クラスとは別に重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す
 *3：()内は構成部品点数を示す

(2) 冷温停止を踏まえた再評価を行う経年劣化事象の抽出

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では代表機器に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象として以下の事象を抽出した。

- a. 絶縁部の絶縁特性低下 [端子台接続（原子炉格納容器内）]
- b. 絶縁部の絶縁特性低下 [電動弁コネクタ接続（原子炉格納容器内）]
- c. 絶縁部の絶縁特性低下 [同軸コネクタ接続（中性子束計測用）（原子炉格納容器内）]
- d. 絶縁部の絶縁特性低下 [スプライス接続（原子炉格納容器内）]

この中から、冷温停止状態の維持を前提とした場合における、劣化の発生・進展に関する整理を実施し、その結果を表 3.8.5-2 に示す。

表 3.8.5-2 に示す整理の結果、冷温停止状態の維持を前提とした場合において、発生・進展が断続的運転を前提とした場合と比べて厳しくなることが想定される経年劣化事象は抽出されなかった。

表3.8.5-2 冷温停止状態維持を前提とした評価対象機器・経年劣化事象の整理

機器名称	冷温停止状態での 経年劣化事象の整理				再評価 要否判断	備考
	a.	b.	c.	d.		
端子台接続（原子炉格納容器内）	△	—	—	—	否	
電動弁コネクタ接続（原子炉格納容器内）	—	△	—	—	否	
同軸コネクタ接続（中性子束計測用）（原子炉格納容器内）	—	—	△	—	否	
スプライス接続（原子炉格納容器内）	—	—	—	△	否	

○：冷温停止状態の維持を前提とした場合において、発生・進展が断続的運転を前提とした場合より厳しくなることが想定される経年劣化事象

△：断続的運転を前提とした場合と比較して、発生・進展が同程度か以後の発生・進展がない経年劣化事象

—：経年劣化事象が想定されない

(3) 代表機器以外への展開

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では代表機器以外に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象のうち、冷温停止機器に想定される以下の事象については、断続的運転を前提とした場合と比較して、発生・進展が同程度か、以後の発生・進展がない経年劣化事象と判断した。

- a. 絶縁部の絶縁特性低下 [端子台接続（原子炉格納容器外）]
- b. 絶縁部の絶縁特性低下 [電動弁コネクタ接続（原子炉格納容器外）]
- c. 絶縁部の絶縁特性低下 [同軸コネクタ接続（中性子束計測用）（放射線計測用）（原子炉格納容器外）]
- d. 絶縁部の絶縁特性低下 [同軸コネクタ接続（放射線計測用）（原子炉格納容器外）]
- e. 絶縁部の絶縁特性低下 [同軸コネクタ接続（中性子束計測用）（原子炉格納容器内）]
- f. 絶縁部の絶縁特性低下 [同軸コネクタ接続（中性子束計測用）（原子炉格納容器外）]
- g. 絶縁部の絶縁特性低下 [スプライス接続（原子炉格納容器外）]

3.9 タービン設備

3.9.1 常用系タービン設備

3.9.1.1 高圧タービン

(1) 対象機器

東海第二で使用している高圧タービンの主な仕様を表 3.9.1.1-1 に示すが、冷温停止状態維持評価に必要な機器はない。

表 3.9.1.1-1 高圧タービンの主な仕様

機器名称	仕様 (出力×回転速度)	重要度*1	使用条件			冷温停止 状態維持に 必要な機器
			運転 状態	運転圧力*2 (MPa)	運転温度*2 (℃)	
高圧タービン	1,100,000 kW*3 ×1,500 rpm	高*4	連続	6.55	282	—

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：主塞止弁入口の蒸気条件を示す

*3：低圧タービンとの合計出力を示す

*4：最高使用温度が 95 ℃を超え、又は最高使用圧力が 1,900 kPa を超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス 3 の機器

3.9.1.2 低圧タービン

(1) 対象機器

東海第二で使用している低圧タービンの主な仕様を表 3.9.1.2-1 に示すが、冷温停止状態維持評価に必要な機器はない。

表3.9.1.2-1 低圧タービンの主な仕様

機器名称	仕様 (出力×回転速度)	重要度*1	使用条件			冷温停止 状態維持に 必要な機器
			運転 状態	運転圧力*2 (MPa)	運転温度*2 (°C)	
低圧タービン	1,100,000 kW*3 ×1,500 rpm	高*4	連続	1.28	195	—

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：中間塞止加減弁入口の蒸気条件を示す

*3：高圧タービンとの合計出力を示す

*4：最高使用温度が95 °Cを超え、又は最高使用圧力が1,900 kPaを超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス3の機器

3.9.1.3 原子炉給水ポンプ駆動用蒸気タービン

(1) 対象機器

東海第二で使用している原子炉給水ポンプ駆動用蒸気タービンの主な仕様を表 3.9.1.3-1 に示すが、冷温停止状態維持評価に必要な機器はない。

表 3.9.1.3-1 原子炉給水ポンプ駆動用蒸気タービンの主な仕様

機器名称	仕様（出力 ×回転速度）	重要度*1	使用条件			冷温停止 状態維持に 必要な機器
			運転 状態	運転圧力*2 (MPa)	運転温度*2 (°C)	
原子炉給水ポンプ 駆動用蒸気タービン	8,356 kW ×5,000 rpm	高*3	連続	高圧：6.55 低圧：1.31	高圧：282 低圧：195	—

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：原子炉給水ポンプ駆動用蒸気タービン入口の蒸気条件を示す

*3：最高使用温度が 95 °C を超え、又は最高使用圧力が 1,900 kPa を超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス 3 の機器

3.9.1.4 主要弁

(1) 対象機器

東海第二で使用している主要弁の主な仕様を表 3.9.1.4-1 に示すが、冷温停止状態維持評価に必要な機器はない。

表3.9.1.4-1 主要弁の主な仕様

機器名称	型式	口径 (A)	重要度*1	使用条件			冷温停止 状態維持に 必要な機器
				運転 状態	運転圧力 (MPa)	運転温度 (°C)	
主塞止弁	玉形弁	650	PS-2	連続	6.55	282	—
加減弁	バランス 形弁	700	高*2	連続	6.55	282	—
中間塞止 加減弁	複合弁	1,050	高*2	連続	1.28	195	—
タービン バイパス弁	玉形弁	450	PS-2	一時	6.55	282	—
クロス アラウンド管 逃し弁	安全弁	450	高*2	一時	1.28	195	—

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：最高使用温度が 95 °C を超え、又は最高使用圧力が 1,900 kPa を超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス 3 の機器

3.9.1.5 制御装置及び保安装置

(1) 対象機器

東海第二で使用している制御装置及び保安装置の主な仕様を表 3.9.1.5-1 に示すが、冷温停止状態維持評価に必要な機器はない。

表3.9.1.5-1 制御装置及び保安装置の主な仕様

機器名称	仕様	重要度*1	使用条件		冷温停止 状態維持に 必要な機器
			運転圧力 (MPa)	運転温度 (°C)	
主タービン電気油圧式 制御装置	電気油圧式	高*2	11.0	46	—

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：最高使用温度が 95 °C を超え、又は最高使用圧力が 1,900 kPa を超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス 3 の機器

3.9.2 非常用系タービン設備

(1) 対象機器

東海第二で使用している非常用系タービン設備の主な仕様を表 3.9.2-1 に示すが、冷温停止状態維持評価に必要な機器はない。

表3.9.2-1 非常用系タービン設備の主な仕様

分類基準		機器名称	仕様*1 (出力× 回転速度)	選定基準				冷温停止 状態維持に 必要な機器
型式	設置 場所			重要度*2	使用条件			
					運転 状態	最高 使用 圧力*1 (MPa)	最高 使用 温度*1 (°C)	
背圧式	屋内	原子炉隔離時 冷却系タービン 及び付属装置	541 kW × 4,500 rpm	MS-1 重*3	一時	8.62	302	—
		常設高圧代替 注水系タービン 及び付属装置*4	620 kW × 5,514 rpm	重*3	一時	8.62	302	—

*1：最大出力，最大回転速度，最高使用圧力，最高使用温度を示す

*2：当該機器に要求される重要度クラスのうち，最上位の重要度クラスを示す

*3：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*4：新規に設置される機器

3.10 コンクリート構造物及び鉄骨構造物

(1) 対象構造物

東海第二で使用しているコンクリート構造物及び鉄骨構造物の主な仕様を表 3.10-1 に示す。

冷温停止状態維持に必要な構造物のうち、「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」において代表構造物として選定した以下の構造物を、冷温停止状態の維持を前提とした評価においても同様に対象構造物とした。

- ① 原子炉建屋（非常用ディーゼル発電機海水系配管トレンチ，廃棄物処理棟及び廃棄物処理建屋含む）（鉄骨部含む）
- ② タービン建屋（鉄骨部含む）
- ③ 取水口構造物

表 3-10-1 コンクリート構造物及び鉄骨構造物の主な仕様 (1/2)

対象構造物 (コンクリート構造物)	重要度 ^{*1}	使用条件等										選定理由	
		運転条件, 環境条件等											特別点検 結果
		運転開始後 経過年数	高温部の 有無	放射線の 有無	振動の 有無	設置環境		供給 塩化物量	耐火要求 の有無	選定	選定		
屋内	屋外												
① 原子炉建屋 (非常用ディーゼル発電機海水系配管トレンチ, 廃棄物処理棟及び廃棄物処理建屋含む)	MS-1, 重 ^{*2} , 設 ^{*3}	39	○ (ベDESTAL)	○ (ベDESTAL, 一次遮へい壁)	○ (非常用ディーゼル発電機基礎)	一部仕上げ無し	仕上げ有り	◇	-	◎		高温部及び放射線の影響, 屋内で仕上げ無し	
② タービン建屋	MS-1	39	◇	◇	○ (タービン発電機架台)	一部仕上げ無し	仕上げ有り	◇	-	◎	◎	振動の影響, 屋内で仕上げ無し, 特別点検結果 (中性化深さ)	
③ 取水口構造物	MS-1, 重 ^{*2}	39	-	-	-	/	仕上げ無し	○ (海水と接触)	-	◎	◎	屋外で仕上げ無し, 供給塩化物量の影響, 特別点検結果 (塩分浸透及び中性化深さ)	
④ 排気筒基礎 ^{*4}	MS-1, 重 ^{*2}	39	-	-	-	/	仕上げ有り	◇	/				
⑤ 使用済燃料乾式貯蔵建屋	PS-2	16	◇	◇	-	一部仕上げ無し	仕上げ有り	◇	-				
⑥ 防潮堤	設 ^{*3}	0	-	-	-	/	仕上げ無し	◇	/				
⑦ 常設低圧代替注水系格納槽	重 ^{*2}	0	-	-	-	仕上げ無し	埋設 ^{*5}	-	-				
⑧ 常設代替高圧電源装置置場 (軽油貯蔵タンク基礎及びカルバート含む)	MS-1, 重 ^{*2}	0	-	-	-	一部仕上げ無し	埋設 ^{*5}	-	-				
⑨ SA 用海水ピット (取水塔含む)	重 ^{*2}	0	-	-	-	/	埋設 ^{*5}	○ (海水と接触)	/				
⑩ 緊急用海水ポンプピット	重 ^{*2}	0	-	-	-	仕上げ無し	埋設 ^{*5}	○ (海水と接触)	-				
⑪ 格納容器圧力逃がし装置格納槽 (カルバート含む)	重 ^{*2}	0	-	-	-	一部仕上げ無し	埋設 ^{*5}	-	-				
⑫ 緊急時対策所建屋 (発電機燃料油貯蔵タンク基礎含む)	重 ^{*2}	0	-	-	-	仕上げ有り	仕上げ有り	-	-				
⑬ 西側淡水貯水設備	重 ^{*2}	0	-	-	-	仕上げ有り	埋設 ^{*5}	-	/				
⑭ 堰	設 ^{*3}	0	-	-	-	仕上げ有り	/	-	/				

*1: 設備を支持するものであり, 最上位の重要度クラスを示す

*2: 重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物を示す

*3: 設計基準対象施設として評価対象とした機器及び構造物を示す

*4: 新規基準への適合のため部分改修予定であるが, 保守的に既存部として評価する

*5: 環境条件の区分として, 土中は一般の環境に区分されることから, 他の屋外で仕上げが無い構造物で代表させる

【凡例】

○: 影響大

◇: 影響小

-: 影響極小, 又は無し

表 3-10-1 コンクリート構造物及び鉄骨構造物の主な仕様 (2/2)

対象構造物 (鉄骨構造物)	重要度*1	運転開始後 経過年数	使用条件等				選定	選定理由
			設置環境		使用材料			
			屋内	屋外				
① 原子炉建屋 (廃棄物処理棟及び廃棄物処理建屋含む) (鉄骨部)	MS-1, 重*2	39	仕上げ有り		炭素鋼	◎	運転開始後経過年数	
② タービン建屋 (鉄骨部)	MS-1	39	仕上げ有り		炭素鋼	◎	運転開始後経過年数	
③ 使用済燃料乾式貯蔵建屋 (鉄骨部)	PS-2	16	仕上げ有り		炭素鋼			
④ 防潮堤	設*3	0		仕上げ有り	炭素鋼			
⑤ 防潮扉	設*3	0		仕上げ有り	炭素鋼			
⑥ 放水路ゲート	MS-1, 設*3	0		仕上げ有り	炭素鋼			
⑦ 構内排水路逆流防止設備	設*3	0		仕上げ有り	ステンレス鋼			
⑧ 貯留堰	設*3, 重*2	0		仕上げ無し	炭素鋼			
⑨ 浸水防止蓋	設*3	0		仕上げ有り	炭素鋼, ステンレス鋼			
⑩ 水密扉	設*3	0*4		仕上げ有り	炭素鋼, ステンレス鋼			
⑪ 堰及び止水板	設*3	0	仕上げ有り		炭素鋼			

*1: 設備を支持するものであり, 最上位の重要度クラスを示す

*2: 重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物を示す

*3: 設計基準対象施設として評価対象とした機器及び構造物を示す

*4: 一部設置されているが, 使用前検査の合格をもって供用開始とする

(2) 冷温停止を踏まえた再評価を行う経年劣化事象の抽出

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では対象構造物に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象として以下の事象を抽出した。

- a. 熱による強度低下 [原子炉建屋（原子炉圧力容器ペDESTAL）]
- b. 放射線照射による強度低下 [原子炉建屋（原子炉圧力容器ペDESTAL，一次遮へい壁）]
- c. 中性化による強度低下 [タービン建屋，取水口構造物]
- d. 塩分浸透による強度低下 [取水口構造物]
- e. 機械振動による強度低下 [原子炉建屋（非常用ディーゼル発電機基礎）]
- f. 熱による遮蔽能力低下 [原子炉建屋（ガンマ線遮へい壁）]

この中から，冷温停止状態の維持を前提とした場合における，劣化の発生・進展に関する整理を実施し，その結果を表 3.10-2 に示す。

表 3.10-2 に示す整理の結果，冷温停止状態の維持を前提とした場合において，発生・進展が断続的運転を前提とした場合と比べて厳しくなることが想定される経年劣化事象は抽出されなかった。

表 3.10-2 冷温停止状態維持を前提とした評価対象構造物・経年劣化事象の整理
（コンクリート構造物及び鉄骨構造物）

機器名称	冷温停止状態での経年劣化事象の整理						再評価 要否判断	備考
	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)		
原子炉建屋（非常用ディーゼル発電機海水配管トレンチ，廃棄物処理棟及び廃棄物処理建屋含む）	△	△	△	△	△	△	否	
タービン建屋	—	—	△	△	—	—	否	
取水口構造物	—	—	△	△	—	—	否	

○：冷温停止状態の維持を前提とした場合において，発生・進展が継続的運転を前提とした場合より厳しくなることが想定される経年劣化事象

△：断続的運転を前提とした場合と比較して，発生・進展が同程度か以後の発生・進展がない経年劣化事象

—：代表構造物で評価

(3) 代表機器以外への展開

コンクリート構造物及び鉄骨構造物とも、各グループ内の構造物が同一の材料を使用しており、また使用環境等の条件が厳しい代表構造物で健全性を評価しているため、グループ内全構造物への展開は不要である。

3.11 計測制御設備

3.11.1 計測装置

(1) 代表機器の選定

東海第二で使用している計測装置の主な仕様を表 3.11.1-1 に示す。

冷温停止状態維持に必要な機器のうち、「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」において代表機器とした以下の機器を、冷温停止状態の維持を前提とした評価においても同様に代表機器とした。

- ① RHRポンプ吐出圧力計測装置
- ② D/G機関冷却水入口圧力計測装置
- ③ 主蒸気管トンネル温度計測装置
- ④ サプレッション・プール水温度計測装置
- ⑤ RCIC系統流量計測装置
- ⑥ 原子炉水位計測装置
- ⑦ スクラム排出容器水位計測装置
- ⑧ SRNM
- ⑨ 原子炉建屋換気系放射線計測装置
- ⑩ 地震加速度計測装置
- ⑪ 格納容器内水素濃度計測装置
- ⑫ 格納容器内酸素濃度計測装置

表 3.11.1-1 (1/9) 計測装置の主な仕様

分類基準		主な計測装置名称	主な仕様 (信号用途)	選定基準		冷温停止 状態維持に 必要な機器 (運転状態)	選定	選定理由	
計測対象	検出部型式			重要度*1	使用条件				
					設置場所				周囲温度 (°C)
圧力	ダイヤフラム式	RHR ポンプ吐出圧力 LPCS ポンプ吐出圧力	ADS 作動*4 監視	MS-1 重*2	原子炉建屋	40.0 (最高)	○ (一時)	重要度, 重*2, 使用条件	
					中央制御室	32.2 (最高)			
		原子炉圧力 格納容器圧力 主蒸気管圧力 主復水器真空度	スクラム MSIV 隔離 PCIS 作動 LPCS 起動 RHR 起動 HPCS 起動 D/G 起動 ADS 作動	MS-1	原子炉建屋/ タービン建屋	40.0 (最高)	-		
					中央制御室	32.2 (最高)			
		原子炉圧力	監視	MS-2 重*2	原子炉建屋	40.0 (最高)	-		
					中央制御室	32.2 (最高)			
		格納容器圧力	監視	MS-2	原子炉建屋	40.0 (最高)	-		
					中央制御室	32.2 (最高)			
		原子炉圧力 格納容器圧力 常設高圧代替注水系ポン プ吐出圧力*3 代替循環冷却系ポンプ吐 出圧力*3	監視	重*2	原子炉建屋	40.0 (最高)	-		
					中央制御室	32.2 (最高)			

*1: 当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2: 重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*3: 新規に設置される機器

*4: 冷温停止時に機能要求が無いことを示す

表3.11.1-1 (2/9) 計測装置の主な仕様

分類基準		主な計測装置名称	主な仕様 (信号用途)	選定基準		冷温停止 状態維持に 必要な機器 (運転状態)	選 定	選定理由	
計測対象	検出部型式			重要度*1	使用条件				
					設置場所				周囲温度 (°C)
圧力	ベローズ式	D/G 機関冷却水入口圧力 D/G 機関潤滑油入口圧力	D/G トリップ	MS-1	D/G 室	40 (最高)	○ (一時)	◎	重要度, 使用条件
	シールド ピストン式	CV 急速閉検出用圧力	スクラム	MS-1	ヒーター ルーム	48.9 (最高)	—	◎	
					中央制御室	32.2 (最高)			

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち，最上位の重要度クラスを示す

表 3.11.1-1 (3/9) 計測装置の主な仕様

分類基準		主な計測装置名称	主な仕様 (信号用途)	選定基準		冷温停止 状態維持に 必要な機器 (運転状態)	選定	選定理由	
計測対象	検出部型式			重要度*1	使用条件				
					設置場所				周囲温度 (°C)
温度	熱電対式	主蒸気管トンネル温度	MSIV 隔離 PCIS 作動	MS-1	主蒸気管 トンネル室	60.0 (最高)	-	◎	重要度, 使用条件
					中央制御室	32.2 (最高)			
		FCS 入口ガス温度	FCS 制御	MS-1	原子炉建屋	40.0 (最高)	○ (一時)		
					中央制御室	32.2 (最高)			
		原子炉圧力容器温度	監視	重*2	原子炉格納 容器内	73.9 (最高)	-		
					中央制御室	32.2 (最高)			
		格納容器内温度*3	監視	重*2	原子炉格納 容器内	65.6 (最高)	-		
					中央制御室	32.2 (最高)			
	使用済燃料プール温度	監視	重*2	原子炉建屋	65 (最高)	-			
				中央制御室	32.2 (最高)				
	代替循環冷却系ポンプ 入口温度*3	監視	重*2	原子炉建屋	40.0 (最高)	-			
				中央制御室	32.2 (最高)				
	測温抵抗体式	サブプレッション・プール 水温度	監視	MS-2	サブプレッショ ン・プール内	32 (最高)	○ (一時)	◎	重要度
					中央制御室	32.2 (最高)			
サブプレッション・プール 水温度*3		監視	重*2	サブプレッショ ン・プール内	32 (最高)	-			
				中央制御室	32.2 (最高)				
使用済燃料プール温度*3		監視	重*2	原子炉建屋	65 (最高)	-			
				中央制御室	32.2 (最高)				
格納容器下部水温*3		監視	重*2	ペDESTAL	57 (最高)	-			
				中央制御室	32.2 (最高)				

*1: 当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す
 *2: 重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す
 *3: 新規に設置される機器

表3.11.1-1 (4/9) 計測装置の主な仕様

分類基準		主な計測装置名称	主な仕様 (信号用途)	選定基準		冷温停止 状態維持に 必要な機器 (運転状態)	選定	選定理由	
計測対象	検出部型式			重要度*1	使用条件				
					設置場所				周囲温度(°C)
流量	ダイヤフラム式	RCIC 系統流量	RCIC 制御 監視	MS-1 重*2	RCIC ポンプ室	65.6 (最高)	—	◎	重要度, 重*2
					中央制御室	32.2 (最高)			
		主蒸気管流量 FCS 入口ガス流量	MSIV 隔離*5 PCIS 作動*5 FCS 制御	MS-1	原子炉建屋	40.0 (最高)	○*4 (一時)		
					中央制御室	32.2 (最高)			
		RHR 系統流量 LPCS 系統流量 HPCS 系統流量	監視	MS-2 重*2	原子炉建屋	40.0 (最高)	○ (一時)		
					中央制御室	32.2 (最高)			
		低圧代替注水系原子炉注 水流量*3 低圧代替注水系格納容器 スプレイ流量*3 低圧代替注水系格納容器 下部注水流量*3	監視	重*2	原子炉建屋	40.0 (最高)	—		
					中央制御室	32.2 (最高)			

*1: 当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2: 重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*3: 新規に設置される機器

*4: 主蒸気管流量計測装置を除く

*5: 冷温停止時に機能要求が無いことを示す

表3.11.1-1 (5/9) 計測装置の主な仕様

分類基準		主な計測装置名称	主な仕様 (信号用途)	選定基準		冷温停止 状態維持に 必要な機器 (運転状態)	選定	選定理由	
計測対象	検出部型式			重要度*1	使用条件				
					設置場所				周囲温度 (°C)
水位	ダイヤフラム式	原子炉水位	RCIC 起動*4 LPCS 起動 RHR 起動 ADS 作動*4 監視	MS-1 重*2	原子炉建屋	40.0 (最高)	○ (一時)	◎	重要度, 重*2
					中央制御室	32.2 (最高)			
		原子炉水位 サプレッション・プール 水位	スクラム*4 PCIS 作動*4 FRVS/SGTS 起 動 MSIV 隔離*4 RCIC 起動*4 HPCS 起動 LPCS 起動 RHR 起動 D/G 起動 ADS 作動*4 HPCS 水源切替	MS-1	原子炉建屋	40.0 (最高)	○ (一時)		
					中央制御室	32.2 (最高)			
		原子炉水位	監視	MS-2 重*2	原子炉建屋	40.0 (最高)	○ (一時)		
					中央制御室	32.2 (最高)			
原子炉水位 サプレッション・プール 水位	監視	MS-2	原子炉建屋	40.0 (最高)	○ (一時)				
			中央制御室	32.2 (最高)					
代替淡水貯槽水位*3	監視	重*2	常設低圧代替 注水系格納槽	40 (最高)	—				
			中央制御室	32.2 (最高)					

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*3：新規に設置される機器

*4：冷温停止時に機能要求が無いことを示す

表3.11.1-1 (6/9) 計測装置の主な仕様

分類基準		主な計測装置名称	主な仕様 (信号用途)	選定基準		冷温停止 状態維持に 必要な機器 (運転状態)	選定	選定理由	
計測対象	検出部型式			重要度*1	使用条件				
					設置場所				周囲温度 (°C)
水位	フロート式	スクラム排出容器水位	スクラム	MS-1	原子炉建屋	40.0 (最高)	○ (一時)	◎	重要度
		D/G デイタンク液位	液位制御		MS-2	D/G 室			
	ガイドパルス式	使用済燃料プール水位*4	監視	重*2	原子炉建屋	65 (最高)	—	◎	
					中央制御室	32.2 (最高)			
	電極式	格納容器下部水位*4	監視	重*2	ペDESTAL	57 (最高)	—	◎	
					中央制御室	32.2 (最高)			
	電波式	取水ピット水位*4	監視	設*3	屋外	40 (最高)	—	◎	使用条件
					中央制御室	32.2 (最高)			
		西側淡水貯水設備水位*4	監視	重*2	常設代替高圧 電源装置置場	40 (最高)	—		
	中央制御室	32.2 (最高)							
	圧力式	潮位*4	監視	設*3	屋外	40 (最高)	—	◎	
					中央制御室	32.2 (最高)			

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*3：設計基準対象施設として評価対象とした機器及び構造物であることを示す

*4：新規に設置される機器

表3.11.1-1 (7/9) 計測装置の主な仕様

分類基準		主な計測装置名称	主な仕様 (信号用途)	選定基準		冷温停止 状態維持に 必要な機器 (運転状態)	選定	選定理由	
計測対象	検出部型式			重要度*1	使用条件				
					設置場所				周囲温度 (°C)
中性子束	核分裂電離箱式	SRNM	スクラム 監視	MS-1 重*2	原子炉内	302 (最高)	○ (一時)	◎ 重要度, 使用条件	
					原子炉建屋	40.0 (最高)			
					中央制御室	32.2 (最高)			
		LPRM	スクラム 監視	MS-1 重*2	原子炉内	302 (最高)	-		
中央制御室	32.2 (最高)								
放射線	イオンチェンバ 式	主蒸気管放射線	スクラム MSIV 隔離 PCIS 作動	MS-1	主蒸気管 トンネル室	60.0 (最高)	-	◎ 重要度	
					中央制御室	32.2 (最高)			
		格納容器雰囲気放射線	監視	MS-2 重*2	原子炉建屋/ サンドクッシ ョンエリア	65.6 (最高)	-		
					中央制御室	32.2 (最高)			
		使用済燃料プールエリア 放射線*3	監視	重*2	原子炉建屋	40.0 (最高)	-		
					中央制御室	32.2 (最高)			
	半導体式	原子炉建屋換気系放射線	FRVS/SGTS 起動 PCIS 作動*4 中央制御室 換気系隔離	MS-1	原子炉建屋	40.0 (最高)	○ (一時)	◎	
中央制御室					32.2 (最高)				

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*3：新規に設置される機器

*4：冷温停止時に機能要求が無いことを示す

表3.11.1-1 (8/9) 計測装置の主な仕様

分類基準		主な計測装置名称	主な仕様 (信号用途)	選定基準		冷温停止 状態維持に 必要な機器 (運転状態)	選定	選定理由	
計測対象	検出部型式			重要度*1	使用条件				
					設置場所				周囲温度 (°C)
振動	倒立振子式	地震加速度	スクラム	MS-1	原子炉建屋	40.0 (最高)	○ (一時)	◎	
					中央制御室	32.2 (最高)			
濃度	熱伝導式	格納容器内水素濃度	監視	MS-2	原子炉建屋	40.0 (最高)	○ (一時)	◎	重要度
					中央制御室	32.2 (最高)			
		格納容器内水素濃度*3 原子炉建屋水素濃度*3	監視	重*2	原子炉建屋	40.0 (最高)	—		
					電気室	40 (最高)			
					中央制御室	32.2 (最高)			
	触媒式	原子炉建屋水素濃度*3	監視	重*2	原子炉建屋	40.0 (最高)	—	◎	
					電気室	40 (最高)			
					中央制御室	32.2 (最高)			
	磁気式	格納容器内酸素濃度	監視	MS-2	原子炉建屋	40.0 (最高)	○ (一時)	◎	重要度
					中央制御室	32.2 (最高)			
		格納容器内酸素濃度*3	監視	重*2	原子炉建屋	40.0 (最高)	—		
電気室					40 (最高)				
中央制御室					32.2 (最高)				

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*3：新規に設置される機器

表3.11.1-1 (9/9) 計測装置の主な仕様

分類基準		主な計測装置名称	主な仕様 (信号用途)	選定基準		冷温停止 状態維持に 必要な機器 (運転状態)	選 定	選 定理由	
計測対象	検出部型式			重要度*1	使用条件				
					設置場所				周囲温度 (°C)
位置	リミットスイッ チ式	MSV 位置	スクラム	MS-1	ヒーター ルーム	48.9 (最高)	—	◎	
					中央制御室	32.2 (最高)			
回転速度	電磁ピックアップ式	RCIC タービン回転速度	RCIC トリッ プ 監視	MS-1	RCIC ポンプ室	65.6 (最高)	—	◎	
					空調機械室	50 (最高)			
					中央制御室	32.2 (最高)			

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

(2) 冷温停止を踏まえた再評価を行う経年劣化事象の抽出

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では代表機器に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象として以下の事象を抽出した。

- a. サンプルポンプモータの絶縁特性低下 [格納容器内水素濃度計測装置, 格納容器内酸素濃度計測装置]

この中から、冷温停止状態の維持を前提とした場合における、劣化の発生・進展に関する整理を実施し、その結果を表 3. 11. 1-2 に示す。

表 3. 11. 1-2 に示す整理の結果、冷温停止状態の維持を前提とした場合において、発生・進展が断続的運転を前提とした場合と比べて厳しくなることが想定される経年劣化事象は抽出されなかった。

表3. 11. 1-2 冷温停止状態維持を前提とした評価対象機器・経年劣化事象の整理

機器名称	冷温停止状態での 経年劣化事象の整理	再評価 要否判断	備考
	a.		
格納容器内水素濃度計測装置 サンプルポンプモータ	△	否	
格納容器内酸素濃度計測装置 サンプルポンプモータ	△	否	

○：冷温停止状態の維持を前提とした場合において、発生・進展が断続的運転を前提とした場合より厳しくなることが想定される経年劣化事象

△：断続的運転を前提とした場合と比較して、発生・進展が同程度か以後の発生・進展がない経年劣化事象

－：経年劣化事象が想定されない

(3) 代表機器以外への展開

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では代表機器以外に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象は抽出されなかった。

3.11.2 補助継電器盤

(1) 代表機器の選定

東海第二で使用している補助継電器盤の主な仕様を表 3.11.2-1 に示す。

冷温停止状態維持に必要な機器のうち、「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」において代表機器とした以下の機器を，冷温停止状態の維持を前提とした評価においても同様に代表機器とした。

① 原子炉保護系(A)継電器盤

表 3.11.2-1 補助継電器盤の主な仕様

分類基準		機器名称 (面数)	仕様 (W×H×D) (mm)	選定基準		冷温停止 状態維持に 必要な機器 (運転状態)	選定	選定理由	
型式	設置 場所			重要度*1	使用条件				
					設置場所				周囲温度 (°C)
補助継電 器盤	屋内	原子炉保護系(A)継電器盤 (3)	2,400×2,286×914	MS-1	中央制御室	32.2	○(一時)	◎	重要度 原子炉保護 上の重要性
		原子炉保護系(B)継電器盤 (3)	2,400×2,286×914	MS-1	中央制御室	32.2	○(一時)		
		残留熱除去系(B), (C)補助継電器盤 (1)	1,219×2,286×914	MS-1, 重*2	中央制御室	32.2	○(一時)		
		原子炉隔離時冷却系継電器盤 (1)	610×2,286×914	MS-1, 重*2	中央制御室	32.2	—		
		原子炉格納容器内側隔離系継電器盤 (1)	610×2,286×914	MS-1, 重*2	中央制御室	32.2	○(一時)		
		原子炉格納容器外側隔離系継電器盤 (1)	610×2,286×914	MS-1, 重*2	中央制御室	32.2	○(一時)		
		高圧炉心スプレイ系継電器盤 (1)	1,219×2,286×914	MS-1, 重*2	中央制御室	32.2	○(一時)		
		自動減圧系(A)継電器盤 (1)	1,524×2,286×914	MS-1, 重*2	中央制御室	32.2	—		
		自動減圧系(B)継電器盤 (1)	914×2,286×914	MS-1, 重*2	中央制御室	32.2	—		
		低圧炉心スプレイ系, 残留熱除去系(A) 補助継電器盤 (1)	1,219×2,286×914	MS-1, 重*2	中央制御室	32.2	○(一時)		
		タービン補機補助継電器盤 (1)	3,810×2,286×914	MS-1, 重*2	中央制御室	32.2	○(一時)		
		プロセス計装盤 1(1)	1,200×2,286×914	MS-2, 重*2	中央制御室	32.2	○(一時)		
		プロセス計装盤 2(1)	762×2,286×914	MS-2, 重*2	中央制御室	32.2	○(一時)		

*1 : 当該機器に要求される重要度クラスのうち, 最上位の重要度クラスを示す

*2 : 重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

(2) 冷温停止を踏まえた再評価を行う経年劣化事象の抽出

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では代表機器に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象は抽出されなかった。

(3) 代表機器以外への展開

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では代表機器以外に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象は抽出されなかった。

3.11.3 操作制御盤

(1) 代表機器の選定

東海第二で使用している操作制御盤の主な仕様を表 3.11.3-1 に示す。

冷温停止状態維持に必要な機器のうち、「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」において代表機器とした以下の機器を，冷温停止状態の維持を前提とした評価においても同様に代表機器とした。

① 原子炉制御操作盤

表 3. 11. 3-1(1/2) 操作制御盤の主な仕様

分類基準		機器名称 (面数)	仕様 (W×H×D) (mm)	選定基準			冷温停止 状態維持に 必要な機器 (運転状態)	選定	選定理由
型式	設置 場所			重要度*1	使用条件				
					設置場所	周囲温度 (℃)			
操作制 御盤	屋内	原子炉制御操作盤 (1)	4,402×2,286×1,661	MS-1, 重*2	中央制御室	32.2	○(連続)	◎	重要度 原子炉保護 上の重要性
		原子炉補機操作盤 (1)	2,811×2,286×1,661	MS-1, 重*2	中央制御室	32.2	○(連続)		
		緊急時炉心冷却系操作盤 (1)	6,096×2,286×1,661	MS-1, 重*2	中央制御室	32.2	○(連続)		
		所内電気操作盤 (1)	3,200×2,286×1,661	MS-2, 重*2	中央制御室	32.2	○(連続)		
		可燃性ガス濃度制御盤(A) (1)	762×2,286×914	MS-1	中央制御室	32.2	○(一時)		
		可燃性ガス濃度制御盤(B) (1)	762×2,286×914	MS-1	中央制御室	32.2	○(一時)		
		プロセス放射線モニタ, 起動領域モニタ(A)操作盤 (1)	1,219×2,286×914	MS-1, 重*2	中央制御室	32.2	○(一時)		
		プロセス放射線モニタ, 起動領域モニタ(B)操作盤 (1)	1,219×2,286×914	MS-1, 重*2	中央制御室	32.2	○(一時)		
		出力領域モニタ計装盤 (6)	4,572×2,286×914	MS-1, 重*2	中央制御室	32.2	—		
		窒素置換-空調換気制御盤 (1)	1,829×2,286×914	MS-1, 重*2	中央制御室	32.2	○(連続)		
		非常用ガス処理系, 非常用ガス再循環系(A)操作盤 (1)	2,440×2,286×914	MS-1, 重*2	中央制御室	32.2	○(一時)		
		非常用ガス処理系, 非常用ガス再循環系(B)操作盤 (1)	2,440×2,286×914	MS-1, 重*2	中央制御室	32.2	○(一時)		
		原子炉保護系1Aトリップユニット盤 (1)	762×2,286×914	MS-1	中央制御室	32.2	○(一時)		
		原子炉保護系1Bトリップユニット盤 (1)	762×2,286×914	MS-1	中央制御室	32.2	○(一時)		
		原子炉保護系2Aトリップユニット盤 (1)	762×2,286×914	MS-1	中央制御室	32.2	○(一時)		
		原子炉保護系2Bトリップユニット盤 (1)	762×2,286×914	MS-1	中央制御室	32.2	○(一時)		
		緊急時炉心冷却系DIV-I-1トリップユニット盤 (1)	762×2,286×914	MS-1	中央制御室	32.2	○(一時)		
		緊急時炉心冷却系DIV-II-1トリップユニット盤 (1)	762×2,286×914	MS-1	中央制御室	32.2	○(一時)		
		高圧炉心スプレイ系トリップユニット盤 (1)	762×2,286×914	MS-1	中央制御室	32.2	○(一時)		
		格納容器雰囲気監視系(A)操作盤 (1)	760×2,286×914	MS-1, 重*2	中央制御室	32.2	○(一時)		
		格納容器雰囲気監視系(B)操作盤 (1)	760×2,286×914	MS-1, 重*2	中央制御室	32.2	○(一時)		
		サプレッション・プール温度記録計盤(A) (1)	762×2,286×914	MS-2	中央制御室	32.2	○(一時)		
		サプレッション・プール温度記録計盤(B) (1)	762×2,286×914	MS-2	中央制御室	32.2	○(一時)		
		RCICタービン制御盤(1)	1,000×2,300×800	MS-1, 重*2	空調機械室	50	—		
原子炉遠隔停止操作盤 (1)	2,438×2,286×914	MS-2, 重*2	電気室	40	—				

*1: 当該機器に要求される重要度クラスのうち, 最上位の重要度クラスを示す

*2: 重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

表 3.11.3-1(2/2) 操作制御盤の主な仕様

分類基準		機器名称 (面数)	仕様 (W×H×D) (mm)	選定基準			冷温停止 状態維持に 必要な機器 (運転状態)	選定	選定理由
型式	設置 場所			重要度*1	使用条件				
					設置場所	周囲温 度(°C)			
操作制 御盤	屋内	SA 監視操作設備*4	—	重*2	中央制御室	32.2	—		
		高压代替注水系制御盤 (1) *4	1,050×2,275×600	重*2	中央制御室	32.2	—		
		常設代替高压電源装置遠隔操作盤 (1) *4	800×2,200×670	重*2	中央制御室	32.2	—		
		潮位監視盤 (1) *4	750×1,725×500	設*3	中央制御室	32.2	—		
		津波・構内監視設備*4	—	設*3	中央制御室/ 緊急時対策所	32.2/ 40	—		
		使用済燃料プール監視設備*4	—	重*2	中央制御室/ 緊急時対策所	32.2/ 40	—		
		緊急時対策所用非常用換気空調設備操作盤 (4) *4	1,000×2,300×1,000*5	重*2	緊急時対策所	40	—		
		緊急時対策所用災害対策本部操作盤 (1) *4	1,500×2,300×1,500	重*2	緊急時対策所	40	—		
		安全パラメータ表示システム (SPDS) 及びデータ伝 送設備*4	—	重*2	中央制御室/ 緊急時対策所	32.2/ 40	—		
		衛星電話設備*4	—	重*2	中央制御室/ 緊急時対策所	32.2/ 40	—		
統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設 備*4	—	重*2	緊急時対策所	40	—				

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*3：設計基準対象施設として評価対象とした機器及び構造物であることを示す

*4：新規に設置される機器

*5：1面あたりの仕様を示す

(2) 冷温停止を踏まえた再評価を行う経年劣化事象の抽出

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では代表機器に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象は抽出されなかった。

(3) 代表機器以外への展開

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では代表機器以外に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象は抽出されなかった。

3.12 空調設備

3.12.1 ファン

(1) 代表機器の選定

東海第二で使用しているファンの主な仕様を表 3.12.1-1 に示す。

冷温停止状態維持評価に必要な機器のうち、「東海第二発電所 劣化状況評価書(断続的運転)」において代表機器とした以下の機器を、冷温停止状態の維持を前提とした評価においても同様に代表機器とした。

- ① 非常用ガス再循環系排風機
- ② 中央制御室ブースターファン
- ③ 中央制御室排気ファン
- ④ ディーゼル室換気系ルーフベントファン

表 3.12.1-1 ファンの主な仕様

分類基準		機器名称	選定基準			冷温停止状態維持に必要な機器 (運転状態)	選定	選定理由
型式	駆動方式		仕様	重要度*1	使用条件			
			流量×静圧 (m ³ /h×Pa)		運転状態			
遠心式	直結型	非常用ガス処理系排風機*2	3,570×1,500	MS-1 重*3	一時	○ (一時)	重要度 運転状態 流量 重要度	
		非常用ガス再循環系排風機	17,000×5,227	MS-1 重*3	一時	○ (一時)		◎
	直動型	中央制御室ブースターファン*2	5,100×2,110	MS-1 重*3	一時	○ (一時)		◎
		緊急時対策所非常用送風機*2	5,000×5,600	重*3	一時	—		
軸流式	ベルト駆動	中央制御室排気ファン	3,400×196	MS-1	連続	○ (連続)	◎	
	直動型	ディーゼル室換気系ルーフベントファン	71,400×216	MS-1	一時	○ (一時)	◎	

◎：代表機器

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：新規に設置される機器

*3：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

(2) 冷温停止を踏まえた再評価を行う経年劣化事象の抽出

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では代表機器に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象として以下の事象を抽出した。

- a. モータ（低圧，全閉型）の固定子コイル及び口出線・接続部品の絶縁特性低下〔共通〕

この中から，冷温停止状態の維持を前提とした場合における，劣化の発生・進展に関する整理を実施し，その結果を表 3. 12. 1-2 に示す。

表 3. 12. 1-2 に示す整理の結果，冷温停止状態の維持を前提とした場合において，発生・進展が断続的運転を前提とした場合と比べて厳しくなることが想定される経年劣化事象は抽出されなかった。

表3. 12. 1-2 冷温停止状態維持を前提とした評価対象機器・経年劣化事象の整理

機器名称	冷温停止状態での 経年劣化事象の整理	再評価 要否判断	備考
	a.		
非常用ガス再循環系排 風機	△	否	
中央制御室ブースター ファン	△	否	
中央制御室排気ファン	△	否	
ディーゼル室換気系ル ーフベントファン	△	否	

○：冷温停止状態の維持を前提とした場合において，発生・進展が断続的運転を前提とした場合より厳しくなることが想定される経年劣化事象

△：断続的運転を前提とした場合と比較して，発生・進展が同程度か以後の発生・進展がない経年劣化事象

－：経年劣化事象が想定されない

(3) 代表機器以外への展開

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では代表機器以外に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象のうち，冷温停止機器に想定される以下の事象については，断続的運転を前提とした場合と比較して，発生・進展が同程度か，以後の発生・進展がない経年劣化事象と判断した。

- a. モータ（低圧，全閉型）の固定子コイル及び口出線・接続部品の絶縁特性低下〔共通〕

3.12.2 空調機

(1) 代表機器の選定

東海第二で使用している空調機の主な仕様を表 3.12.2-1 に示す。

冷温停止状態維持評価に必要な機器のうち、「東海第二発電所 劣化状況評価書(断続的運転)」において代表機器とした以下の機器を、冷温停止状態の維持を前提とした評価においても同様に代表機器とした。

- ① 残留熱除去系ポンプ室空調機
- ② 中央制御室エアハンドリングユニットファン

表 3.12.2-1 空調機的主要仕様

分類基準	機器名称	選定基準			冷温停止状態維持に必要な機器 (運転状態)	選定	選定理由
		仕様 流量×静圧 (m ³ /h×Pa)	重要度* ²	使用条件 運転状態			
内部流体* ¹	海水	高压炉心スプレイ系ポンプ室空調機	11,800×490	MS-1	一時 (1回/月)	○ (一時)	重要度 運転状態
		低压炉心スプレイ系ポンプ室空調機	11,800×490	MS-1	一時 (1回/月)	○ (一時)	
		残留熱除去系ポンプ室空調機	6,800×340	MS-1	一時* ³	○ (一時)	
純水		中央制御室エアハンドリングユニットファン* ⁴	42,500×1,560	MS-1 重* ⁵	連続	○ (連続)	◎

◎：代表機器

*1：冷却コイル内部流体を示す

*2：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*3：1回/月（残留熱除去系 B, C ポンプ室）及び2回/月（残留熱除去系 A ポンプ室）

*4：新規に設置される機器

*5：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

(2) 冷温停止を踏まえた再評価を行う経年劣化事象の抽出

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では代表機器に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象として以下の事象を抽出した。

- a. モータ（低圧、全閉型）の固定子コイル及び口出線・接続部品の絶縁特性低下〔共通〕

この中から、冷温停止状態の維持を前提とした場合における、劣化の発生・進展に関する整理を実施し、その結果を表 3. 12. 2-2 に示す。

表 3. 12. 2-2 に示す整理の結果、冷温停止状態の維持を前提とした場合において、発生・進展が断続的運転を前提とした場合と比べて厳しくなることが想定される経年劣化事象は抽出されなかった。

表3. 12. 2-2 冷温停止状態維持を前提とした評価対象機器・経年劣化事象の整理

機器名称	冷温停止状態での 経年劣化事象の整理	再評価 要否判断	備考
	a.		
残留熱除去系ポンプ室 空調機	△	否	
中央制御室エアハンド リングユニットファン	△	否	

○：冷温停止状態の維持を前提とした場合において、発生・進展が断続的運転を前提とした場合より厳しくなることが想定される経年劣化事象

△：断続的運転を前提とした場合と比較して、発生・進展が同程度か以後の発生・進展がない経年劣化事象

－：経年劣化事象が想定されない

(3) 代表機器以外への展開

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では代表機器以外に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象のうち，冷温停止機器に想定される以下の事象については，断続的運転を前提とした場合と比較して，発生・進展が同程度か，以後の発生・進展がない経年劣化事象と判断した。

- a. モータ（低圧，全閉型）の固定子コイル及び口出線・接続部品の絶縁特性低下〔共通〕

3.12.3 冷凍機

(1) 対象機器

東海第二で使用している冷凍機の主な仕様を表 3.12.3-1 に示す。

冷温停止状態維持評価に必要な機器のうち、「東海第二発電所 劣化状況評価書 (断続的運転)」において対象機器とした以下の機器を、冷温停止状態の維持を前提とした評価においても同様に対象機器とした。

表 3.12.3-1 冷凍機の主な仕様

型式	機器名称	仕様	重要度	使用条件	冷温停止状態維持に必要な機器 (運転状態)
		冷却能力 (W)		運転状態	
スクリー式	中央制御室 チラーユニット	210,000	MS-1	連続	○ (連続)

(2) 冷温停止を踏まえた再評価を行う経年劣化事象の抽出

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では対象機器に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象として以下の事象を抽出した。

- a. モータ（低圧，開放型）の固定子コイル及び口出線・接続部品の絶縁特性低下 [冷水ポンプ]
- b. モータ（低圧，全閉型）の固定子コイル及び口出線・接続部品の絶縁特性低下 [圧縮機]

この中から，冷温停止状態の維持を前提とした場合における，劣化の発生・進展に関する整理を実施し，その結果を表 3. 12. 3-2 に示す。

表 3. 12. 3-2 に示す整理の結果，冷温停止状態の維持を前提とした場合において，発生・進展が断続的運転を前提とした場合と比べて厳しくなることが想定される経年劣化事象は抽出されなかった。

表3. 12. 3-2 冷温停止状態維持を前提とした評価対象機器・経年劣化事象の整理

機器名称	冷温停止状態での 経年劣化事象の整理		再評価 要否判断	備考
	a.	b.		
中央制御室チラーユニット	△	△	否	

○：冷温停止状態の維持を前提とした場合において，発生・進展が断続的運転を前提とした場合より厳しくなることが想定される経年劣化事象

△：断続的運転を前提とした場合と比較して，発生・進展が同程度か以後の発生・進展がない経年劣化事象

－：経年劣化事象が想定されない

3.12.4 フィルタユニット

(1) 代表機器の選定

東海第二で使用しているフィルタユニットの主な仕様を表 3.12.4-1 に示す。

冷温停止状態維持評価に必要な機器のうち、「東海第二発電所 劣化状況評価書(断続的運転)」において代表機器とした以下の機器を、冷温停止状態の維持を前提とした評価においても同様に代表機器とした。

① 非常用ガス再循環系フィルタトレイン

表 3.12.4-1 フィルタユニットの主な仕様

分類基準	機器名称	選定基準			冷温停止状態維持に必要な機器 (運転状態)	選定	選定理由
		仕様	重要度*2	使用条件			
材料*1		流量(m ³ /h)		運転状態			
ステンレス鋼	非常用ガス再循環系フィルタトレイン	17,000	MS-1 重*3	一時	○ (一時)	◎	重要度 運転状態 流量
	非常用ガス処理系フィルタトレイン	3,570	MS-1 重*3	一時	○ (一時)		
	中央制御室換気系フィルタユニット	5,100	MS-1 重*3	一時	○ (一時)		
	緊急時対策所非常用フィルタ装置*4	5,000	重*3	一時	—		

*1：ケーシングの材料を示す

*2：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*3：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*4：新規に設置される機器

(2) 冷温停止を踏まえた再評価を行う経年劣化事象の抽出

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では代表機器に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象は抽出されなかった。

3.12.5 ダクト

(1) 代表機器の選定

東海第二で使用しているダクトの主な仕様を表 3.12.5-1 に示す。

冷温停止状態維持評価に必要な機器のうち、「東海第二発電所 劣化状況評価書(断続的運転)」において代表機器とした以下の機器を、冷温停止状態の維持を前提とした評価においても同様に代表機器とした。

- ① 中央制御室換気系ダクト (角ダクト)
- ② 原子炉建屋換気系ダクト (丸ダクト)

表 3.12.5-1 ダクトの主な仕様

分類基準		機器名称	選定基準			冷温停止状態維持 に必要な機器 (運転状態)	選定	選定理由
型式	材料		仕様	重要度*2	使用条件			
			流量*1 (m ³ /h)		運転状態			
角ダクト	亜鉛メッキ鋼板	中央制御室換気系ダクト	42,500	MS-1 重*3	連続	○ (連続)	◎	重要度 運転状態
		ディーゼル室換気系ダクト	71,400	MS-1	一時	○ (一時)		
丸ダクト	炭素鋼	中央制御室換気系ダクト	42,500	MS-1	連続	○ (連続)	◎	重要度 運転状態 流量
		原子炉建屋換気系ダクト	231,200	MS-1	連続	○ (連続)		

◎：代表機器

*1：仕様が異なる機器がある場合は、仕様の最大のものを示す

*2：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*3：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

(2) 冷温停止を踏まえた再評価を行う経年劣化事象の抽出

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では代表機器に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象は抽出されなかった。

(3) 代表機器以外への展開

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では代表機器以外に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象は抽出されなかった。

3.12.6 ダンパ及び弁

(1) 代表機器の選定

東海第二で使用しているダンパ及び弁の主な仕様を表 3.12.6-1 に示す。

冷温停止状態維持評価に必要な機器のうち、「東海第二発電所 劣化状況評価書(断続的運転)」において代表機器とした以下の機器を、冷温停止状態の維持を前提とした評価においても同様に代表機器とした。

- ① 中央制御室換気系ファン AH2-9 入口ダンパ
- ② 中央制御室換気系ファン AH2-9 出口グラビティダンパ
- ③ 中央制御室換気系再循環フィルタ装置ラインダンパ
- ④ 原子炉建屋換気系 C/S 隔離弁
- ⑤ 中央制御室換気系隔離弁

表 3.12.6-1(1/2) ダンパ及び弁の主な仕様

分類基準		機器名称	選定基準			冷温停止状態維持に必要な機器(運転状態)	選定	代表ダンパ及び弁	選定理由	
型式	駆動方式		仕様	重要度*2	使用条件					
			流量*1(m ³ /h)		運転状態					
ダンパ	空気作動式	中央制御室換気系空気作動式ダンパ	42,500	MS-1	連続	○(連続)	◎	中央制御室換気系ファンAH2-9入ロダンパ	重要度 運転状態	
			5,100	MS-1, 重*3	一時	○(一時)				
		ディーゼル室換気系空気作動式ダンパ	95,000	MS-1	一時	○(一時)				
	重力式		非常用ガス処理系グラビティダンパ	3,570	MS-1, 重*3	一時	○(一時)		中央制御室換気系ファンAH2-9出ログラビティダンパ	重要度 運転状態
			非常用ガス再循環系グラビティダンパ	17,000	MS-1, 重*3	一時	○(一時)			
			中央制御室換気系グラビティダンパ	42,500	MS-1, 重*3	連続	○(連続)	◎		
				5,100	MS-1, 重*3	一時	○(一時)			
			ディーゼル室換気系グラビティダンパ	71,400	MS-1	一時	○(一時)			
			緊急時対策所換気系グラビティダンパ*4	5,000	重*3	一時	—			
	手動式		中央制御室換気系手動式ダンパ	3,400	MS-1	一時	○(一時)		中央制御室換気系再循環フィルタ装置ラインダンパ	重要度 運転状態 流量
				5,100	MS-1, 重*3	一時	○(一時)	◎		

◎：代表機器

*1：流量が異なる機器がある場合は、流量の最大のものを示す

*2：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*3：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*4：新規に設置される機器

表 3.12.6-1(2/2) ダンパ及び弁の主な仕様

分類基準		機器名称	選定基準			冷温停止状態維持に必要な機器(運転状態)	選定	代表ダンパ及び弁	選定理由
型式	駆動方式		仕様	重要度*2	使用条件				
			流量*1(m ³ /h)		運転状態				
バタフライ弁	空気作動式	原子炉建屋換気系隔離弁	231,200	MS-1	連続	○(連続)	◎	原子炉建屋換気系C/S隔離弁	
	電動式	中央制御室換気系隔離弁	3,400	MS-1, 重*3	連続	○(連続)	◎	中央制御室換気系隔離弁	重要度 運転状態
			34,800*4	MS-1	一時	○(一時)			

◎：代表機器

*1：流量が異なる機器がある場合は、流量の最大のものを示す

*2：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*3：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*4：新規に設置される機器

(2) 冷温停止を踏まえた再評価を行う経年劣化事象の抽出

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では代表機器に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象は抽出されなかった。

(3) 代表機器以外への展開

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では代表機器以外に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象は抽出されなかった。

3.13 機械設備

3.13.1 制御棒

(1) 対象機器

東海第二で使用している制御棒の主な仕様を表 3.13.1-1 に示す。

冷温停止状態維持評価に必要な機器のうち、「東海第二発電所 劣化状況評価書(断続的運転)」において対象機器とした以下の機器を、冷温停止状態の維持を前提とした評価においても同様に対象機器とした。

① ボロン・カーバイド型制御棒

表 3.13.1-1 制御棒の主な仕様

機器名称	重要度*1	使用条件		冷温停止状態維持に必要な機器
		最高使用圧力*2 (MPa)	最高使用温度 (°C)	
ボロン・カーバイド型 制御棒	MS-1, 重*3	8.62	302	○

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：環境の最高使用圧力を示す

*3：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

(2) 冷温停止を踏まえた再評価を行う経年劣化事象の抽出

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では制御棒に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象として以下の事象を抽出した。

- a. 制御材被覆管，シース，タイロッド，ピン，上部ハンドルの照射誘起型応力腐食割れ

この中から，冷温停止状態の維持を前提とした場合における，劣化の発生・進展に関する整理を実施し，その結果を表3. 13. 1-2に示す。

表3. 13. 1-2に示す整理の結果，冷温停止状態の維持を前提とした場合において，発生・進展が断続的運転を前提とした場合と比べて厳しくなることが想定される経年劣化事象は抽出されなかった。

表3. 13. 1-2 冷温停止状態維持を前提とした評価対象機器・経年劣化事象の整理

機器名称	冷温停止状態での 経年劣化事象の整理	再評価 要否判断	備考
	a.		
ボロン・カーバイド型 制御棒	△	否	

○：冷温停止状態の維持を前提とした場合において，発生・進展が断続的運転を前提とした場合より厳しくなることが想定される経年劣化事象

△：断続的運転を前提とした場合と比較して，発生・進展が同程度か以後の発生・進展がない経年劣化事象

－：経年劣化事象が想定されない

3.13.2 制御棒駆動機構

(1) 対象機器

東海第二で使用している制御棒駆動機構の主な仕様を表 3.13.2-1 に示す。

冷温停止状態維持評価に必要な機器のうち、「東海第二発電所 劣化状況評価書(断続的運転)」において対象機器とした以下の機器を、冷温停止状態の維持を前提とした評価においても同様に対象機器とした。

①制御棒駆動機構

表 3.13.2-1 制御棒駆動機構の主な仕様

機器名称	重要度*1	使用条件			冷温停止状態維持に必要な機器 (運転状態)
		運転状態	最高使用圧力*2 (MPa)	最高使用温度 (°C)	
制御棒駆動機構	MS-1, 重*3	連続	8.62	302	○ (連続)

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：環境の最高使用圧力を示す

*3：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

(2) 冷温停止を踏まえた再評価を行う経年劣化事象の抽出

「東海第二発電所 劣化状況評価書(断続的運転)」では制御棒駆動機構に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象は抽出されなかった。

3.13.3 水圧制御ユニット

(1) 対象機器

東海第二で使用している水圧制御ユニットの主な仕様を表 3.13.3-1 に示す。

冷温停止状態維持評価に必要な機器のうち、「東海第二発電所 劣化状況評価書(断続的運転)」において対象機器とした以下の機器を、冷温停止状態の維持を前提とした評価においても同様に対象機器とした。

①水圧制御ユニット

表 3.13.3-1 水圧制御ユニットの主な仕様

機器名称	重要度*1	使用条件			冷温停止状態維持に必要な機器 (運転状態)
		運転状態	最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (°C)	
水圧制御ユニット	MS-1, 重*2	一時	12.06	66	○ (一時)

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

(2) 冷温停止を踏まえた再評価を行う経年劣化事象の抽出

「東海第二発電所 劣化状況評価書(断続的運転)」では水圧制御ユニットに想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象は抽出されなかった。

3.13.4 ディーゼル機関

3.13.4.1 ディーゼル機関本体

(1) 対象機器

東海第二で使用しているディーゼル機関本体の主な仕様を表 3.13.4.1-1 に示す。

冷温停止状態維持評価に必要な機器のうち、「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」において対象機器とした以下の機器を、冷温停止状態の維持を前提とした評価においても同様に対象機器とした。

- ①非常用ディーゼル機関（2C，2D 号機）
- ②高圧炉心スプレイ系ディーゼル機関
- ③常設代替高圧電源装置（ディーゼル機関）

表 3.13.4.1-1 ディーゼル機関本体の主な仕様

機器名称	選定基準			冷温停止状態維持に必要な機器 (運転状態)	選定	選定理由
	重要度*1	使用条件				
		運転状態	仕様 (機関出力×回転速度)			
非常用ディーゼル機関（2C，2D 号機）	MS-1, 重*3	一時*2	5,502 kW×429 rpm	○ (一時)	◎	重要度, 運転状態 及び仕様 (機関出力)
高圧炉心スプレイ系ディーゼル機関	MS-1, 重*3	一時*2	3,052 kW×429 rpm	○ (一時)		
緊急時対策所用発電機ディーゼル機関*4	重*3	一時*2	1,450 kW×1,500 rpm	—		
常設代替高圧電源装置（ディーゼル機関）	重*3	一時*2	1,450 kW×1,500 rpm	○ (一時)		

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち，最上位の重要度クラスを示す

*2：通常は待機，定期的（運転回数：約 20 回/年，運転時間：約 40 時間/年）に定例試験を実施

*3：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*4：新規に設置される機器

(2) 冷温停止を踏まえた再評価を行う経年劣化事象の抽出

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では代表機器に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象は抽出されなかった。

(3) 代表機器以外への展開

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では代表機器以外に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象は抽出されなかった。

3.13.4.2 ディーゼル機関附属設備

(1) 対象機器

東海第二で使用しているディーゼル機関附属設備の主な仕様を表 3.13.4.2-1 に示す。

冷温停止状態維持評価に必要な機器のうち、「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」において対象機器とした以下の機器を、冷温停止状態の維持を前提とした評価においても同様に対象機器とした。

- ①非常用ディーゼル機関（2C, 2D 号機）附属設備
- ②高圧炉心スプレイ系ディーゼル機関附属設備
- ③常設代替高圧電源装置（ディーゼル機関）附属設備

表 3.13.4.2-1 ディーゼル機関付属設備の主な仕様

機器名称		重要度*1	使用条件		冷温停止状態維持 に必要な機器 (運転状態)	選定	選定理由
			最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (℃)			
非常用ディーゼル機関 (2C, 2D 号機) 付属設備	始動空気系	MS-1, 重*2	3.2	45	○ (一時)	◎	ディーゼル 機関本体の 選定機器に 合わせる
	潤滑油系	MS-1, 重*2	0.78	70			
	冷却水系	MS-1, 重*2	純水 0.25	純水 80			
			海水 0.70	海水 50			
燃料油系*3	MS-1, 重*2	1.0	55				
高圧炉心スプレイ系ディーゼル 機関付属設備	始動空気系	MS-1, 重*2	3.2	45	○ (一時)		
	潤滑油系	MS-1, 重*2	0.78	70			
	冷却水系	MS-1, 重*2	純水 0.25	純水 80			
			海水 0.70	海水 50			
燃料油系*3	MS-1, 重*2	1.0	55				
緊急時対策所用発電機ディーゼル 機関付属設備*3	燃料油系	重*2	0.5	45	—		
常設代替高圧電源装置 (ディーゼ ル機関) 付属設備*3	燃料油系	重*2	1.0	55	○ (一時)		
補機駆動用燃料設備*3*4	燃料油系	重*2	静水頭*5	60*5	—		

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*3：新規に設置される機器を含む

*4：可搬型重大事故等対処設備 (ディーゼル機関を含む) に可搬型の機器を用いて軽油を供給する設備

*5：可搬型設備用軽油タンクの仕様を示す

(2) 冷温停止を踏まえた再評価を行う経年劣化事象の抽出

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」ではディーゼル機関付属設備に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象として以下の事象を抽出した。

- a. ポンプモータ（低圧，全閉型）の固定子コイル及び口出線・接続部品の絶縁特性低下 [燃料油系燃料移送ポンプモータ]

この中から，冷温停止状態の維持を前提とした場合における，劣化の発生・進展に関する整理を実施し，その結果を表3.13.4.2-2に示す。

表3.13.4.2-2に示す整理の結果，冷温停止状態の維持を前提とした場合において，発生・進展が断続的運転を前提とした場合と比べて厳しくなることが想定される経年劣化事象は抽出されなかった。

表3.13.4.2-2 冷温停止状態維持を前提とした評価対象機器・経年劣化事象の整理

機器名称	冷温停止状態での 経年劣化事象の整理	再評価 要否判断	備考
	a.		
非常用ディーゼル機関 (2C, 2D号機) 付属設備	△	否	

○：冷温停止状態の維持を前提とした場合において，発生・進展が断続的運転を前提とした場合より厳しくなることが想定される経年劣化事象

△：断続的運転を前提とした場合と比較して，発生・進展が同程度か以後の発生・進展がない経年劣化事象

－：経年劣化事象が想定されない

(3) 代表機器以外への展開

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」で代表機器以外に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象のうち，冷温停止機器に想定される以下の事象については，断続的運転を前提とした場合と比較して，発生・進展が同程度か，以後の発生・進展がない経年劣化事象と判断した。

- a. ポンプモータ（低圧，全閉型）の固定子コイル及び口出線・接続部品の絶縁特性低下 [燃料油系燃料移送ポンプモータ] [高圧炉心スプレイ系ディーゼル機関付属設備，常設代替高圧電源装置（ディーゼル機関）付属設備]，
[燃料油系給油ポンプモータ] [緊急時対策所用発電機ディーゼル機関付属設備]

3.13.5 可燃性ガス濃度制御系再結合装置

(1) 対象機器

東海第二で使用している可燃性ガス濃度制御系再結合装置の主な仕様を表 3.13.5-1 に示す。

冷温停止状態維持評価に必要な機器のうち、「東海第二発電所 劣化状況評価書(断続的運転)」において対象機器とした以下の機器を、冷温停止状態の維持を前提とした評価においても同様に対象機器とした。

①可燃性ガス濃度制御系再結合装置

表 3.13.5-1 可燃性ガス濃度制御系再結合装置の主な仕様

機器名称	仕様 (容量)	重要度*1	部位	使用条件			冷温停止状態 維持に必要な 機器 (運転状態)
				運転 状態	最高使 用圧力 (MPa)	最高使 用温度 (°C)	
可燃性ガス 濃度制御系 再結合装置	340 m ³ [N]/h	MS-1	ブロワ, ブ ロワキャン	一時	0.31	171	○ (一時)
			加熱管			777	
			再結合器			777	
			冷却器			777	
			気水分離器			171	
			配管及び弁			777	

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

(2) 冷温停止を踏まえた再評価を行う経年劣化事象の抽出

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では可燃性ガス濃度制御系再結合装置に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象として以下の事象を抽出した。

- a. 加熱器エレメントの絶縁特性低下
- b. 固定子コイル及び口出線・接続部品の絶縁特性低下 [ブロワ用モータ（低圧，全閉型）]
- c. 固定子コイル及び口出線・接続部品の絶縁特性低下 [電動弁駆動部（屋内，交流）]

この中から，冷温停止状態の維持を前提とした場合における，劣化の発生・進展に関する整理を実施し，その結果を表3. 13. 5-2に示す。

表3. 13. 5-2に示す整理の結果，冷温停止状態の維持を前提とした場合において，発生・進展が断続的運転を前提とした場合と比べて厳しくなることが想定される経年劣化事象は抽出されなかった。

表3. 13. 5-2 冷温停止状態維持を前提とした評価対象機器・経年劣化事象の整理

機器名称	冷温停止状態での 経年劣化事象の整理			再評価 要否判断	備考
	a.	b.	c.		
可燃性ガス濃度制御系再結合装置	△	△	△	否	

○：冷温停止状態の維持を前提とした場合において，発生・進展が断続的運転を前提とした場合より厳しくなることが想定される経年劣化事象

△：断続的運転を前提とした場合と比較して，発生・進展が同程度か以後の発生・進展がない経年劣化事象

—：経年劣化事象が想定されない

3.13.6 燃料取替機

(1) 対象機器

東海第二で使用している燃料取替機の主な仕様を表 3.13.6-1 に示す。

冷温停止状態維持評価に必要な機器のうち、「東海第二発電所 劣化状況評価書(断続的運転)」において対象機器とした以下の機器を、冷温停止状態の維持を前提とした評価においても同様に対象機器とした。

①燃料取替機

表 3.13.6-1 燃料取替機の主な仕様

機器名称	仕様 (容量)	重要度*1	使用条件		冷温停止状態維持に必要な機器 (運転状態)
			運転状態	使用温度 (周囲温度)	
燃料取替機	450 kg	PS-2	一時	使用済燃料貯蔵プール内 10～52℃ (50℃以下)	○ (一時)

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

(2) 冷温停止を踏まえた再評価を行う経年劣化事象の抽出

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では燃料取替機に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象として以下の事象を抽出した。

- a. ロードセル（主ホイスト）の特性変化
- b. 電磁コイル [ブレーキ（主ホイスト用，マスト旋回用，ブリッジ走行用，トロリ横行用)], 回転子コイル，固定子コイル及び口出線・接続部品 [モータ（主ホイスト用，ブリッジ走行用，トロリ横行用）（低圧，直流，全閉型）] の絶縁特性低下
- c. 固定子コイル及び口出線・接続部品の絶縁特性低下 [モータ（マスト旋回用）（低圧，交流，全閉型）]

この中から，冷温停止状態の維持を前提とした場合における，劣化の発生・進展に関する整理を実施し，その結果を表3. 13. 6-2に示す。

表3. 13. 6-2に示す整理の結果，冷温停止状態の維持を前提とした場合において，発生・進展が断続的運転を前提とした場合と比べて厳しくなることが想定される経年劣化事象は抽出されなかった。

表3. 13. 6-2 冷温停止状態維持を前提とした評価対象機器・経年劣化事象の整理

機器名称	冷温停止状態での 経年劣化事象の整理			再評価 要否判断	備考
	a.	b.	c.		
燃料取替機	△	△	△	否	

○：冷温停止状態の維持を前提とした場合において，発生・進展が断続的運転を前提とした場合より厳しくなることが想定される経年劣化事象

△：断続的運転を前提とした場合と比較して，発生・進展が同程度か以後の発生・進展がない経年劣化事象

－：経年劣化事象が想定されない

3.13.7 燃料取扱クレーン

(1) 対象機器

東海第二で使用している燃料取扱クレーンの主な仕様を表 3.13.7-1 に示す。

冷温停止状態維持評価に必要な機器のうち、「東海第二発電所 劣化状況評価書(断続的運転)」において対象機器とした以下の機器を、冷温停止状態の維持を前提とした評価においても同様に対象機器とした。

①原子炉建屋6階天井走行クレーン

②DC建屋*天井クレーン

*：使用済燃料乾式貯蔵建屋

表 3.13.7-1 燃料取扱クレーンの主な仕様

機器名称	仕様 (容量)	重要度*1	使用条件		冷温停止状態維持に必要な機器 (運転状態)
			運転状態	使用温度 (℃)	
原子炉建屋 6 階天井 走行クレーン	主巻 125 ton 補巻 5 ton, 1 ton	PS-2	一時	常温	○ (一時)
DC 建屋天井クレーン	130 ton	PS-2	一時	常温	○ (一時)

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

(2) 冷温停止を踏まえた再評価を行う経年劣化事象の抽出

「東海第二発電所 劣化状況評価書 (断続的運転)」では燃料取扱クレーンに想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象として以下の事象を抽出した。

- a. モータ [原子炉建屋6階天井走行クレーン] [DC建屋天井クレーン] 及び速度検出器 [DC建屋天井クレーン] の回転子コイル, 固定子コイル及び口出線・接続部品の絶縁特性低下
- b. ブレーキ電磁コイル絶縁特性低下 [(主巻125 ton, 補巻5 ton, 補巻1 ton) 原子炉建屋6階天井走行クレーン] [DC建屋天井クレーン]
- c. 計器用変圧器の絶縁特性低下 [原子炉建屋6階天井走行クレーン] [DC建屋天井クレーン]

この中から, 冷温停止状態の維持を前提とした場合における, 劣化の発生・進展に関する整理を実施し, その結果を表3. 13. 7-2に示す。

表3. 13. 7-2に示す整理の結果, 冷温停止状態の維持を前提とした場合において, 発生・進展が断続的運転を前提とした場合と比べて厳しくなることが想定される経年劣化事象は抽出されなかった。

表3. 13. 7-2 冷温停止状態維持を前提とした評価対象機器・経年劣化事象の整理

機器名称	冷温停止状態での 経年劣化事象の整理			再評価 要否判断	備考
	a.	b.	c.		
原子炉建屋6階天井 走行クレーン	△	△	△	否	
DC建屋天井クレーン	△	△	△	否	

○：冷温停止状態の維持を前提とした場合において, 発生・進展が断続的運転を前提とした場合より厳しくなることが想定される経年劣化事象

△：断続的運転を前提とした場合と比較して, 発生・進展が同程度か以後の発生・進展がない経年劣化事象

－：経年劣化事象が想定されない

3.13.8 制御用圧縮空気系設備

(1) 対象機器

東海第二で使用している制御用圧縮空気系設備の主な仕様を表 3.13.8-1 に示す。冷温停止状態維持評価に必要な機器のうち、「東海第二発電所 劣化状況評価書 (断続的運転)」において対象機器とした以下の機器を、冷温停止状態の維持を前提とした評価においても同様に対象機器とした。

①制御用圧縮空気系設備

表 3.13.8-1 制御用圧縮空気系設備の主な仕様

機器名称	仕様 (容量)	重要度*1	使用条件			冷温停止状態維持に必要な機器 (運転状態)
			運転 状態	最高使用 圧力*3 (MPa)	最高使用 温度*3 (°C)	
制御用圧縮空気系設備	978 m ³ /h	高*2	連続	0.86	250	○ (連続)

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：最高使用温度が 95 °C を超え、又は最高使用圧力が 1,900 kPa を超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス 3 の機器

*3：圧縮機出口又はアフタークーラ入口の圧力及び温度を示す

(2) 冷温停止を踏まえた再評価を行う経年劣化事象の抽出

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では制御用圧縮空気系設備に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象として以下の事象を抽出した。

- a. モータ（低圧，全閉型）の固定子コイル及び口出線・接続部品の絶縁特性低下〔空気圧縮機〕

この中から，冷温停止状態の維持を前提とした場合における，劣化の発生・進展に関する整理を実施し，その結果を表3. 13. 8-2に示す。

表3. 13. 8-2に示す整理の結果，冷温停止状態の維持を前提とした場合において，発生・進展が断続的運転を前提とした場合と比べて厳しくなることが想定される経年劣化事象は抽出されなかった。

表3. 13. 8-2 冷温停止状態維持を前提とした評価対象機器・経年劣化事象の整理

機器名称	冷温停止状態での 経年劣化事象の整理	再評価 要否判断	備考
	a.		
制御用圧縮空気系設備	△	否	

○：冷温停止状態の維持を前提とした場合において，発生・進展が断続的運転を前提とした場合より厳しくなることが想定される経年劣化事象

△：断続的運転を前提とした場合と比較して，発生・進展が同程度か以後の発生・進展がない経年劣化事象

－：経年劣化事象が想定されない

3.13.9 気体廃棄物処理系付属設備

(1) 対象機器

東海第二で使用している蒸気式空気抽出器の主な仕様を表3.13.9-1に示すが、冷温停止状態維持評価に必要な機器はない。

表 3.13.9-1 蒸気式空気抽出器の主な仕様

機器名称	仕様 (容量)	重要度*1	使用条件			冷温停止 状態維持に 必要な機器
			運転 状態	最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (°C)	
蒸気式空気 抽出器	357.5 kg/h*3	高*2	連続	蒸気室：2.45 水室側：1.38 胴体側：0.35	蒸気室：225 水室側：63 胴体側：164	—

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：最高使用温度が95 °Cを超え、又は最高使用圧力が1,900 kPaを超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス3の機器

*3：合計抽気量を示す

3.13.10 新燃料貯蔵ラック

(1) 対象機器

東海第二で使用している新燃料貯蔵ラックの主な仕様を表 3.13.10-1 に示す。

冷温停止状態維持評価に必要な機器のうち、「東海第二発電所 劣化状況評価書(断続的運転)」において対象機器とした以下の機器を、冷温停止状態の維持を前提とした評価においても同様に対象機器とした。

①新燃料貯蔵ラック

表 3.13.10-1 新燃料貯蔵ラックの主な仕様

機器名称	種類	重要度*1	使用条件		冷温停止状態維持に必要な機器
			最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (℃)	
新燃料貯蔵ラック	縦形貯蔵方式	PS-2	大気圧	常温	○

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

(2) 冷温停止を踏まえた再評価を行う経年劣化事象の抽出

「東海第二発電所 劣化状況評価書(断続的運転)」では新燃料貯蔵ラックに想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象は抽出されなかった。

3.13.11 補助ボイラ設備

(1) 対象機器

東海第二で使用している補助ボイラ設備の主な仕様を表3.13.11-1に示すが、冷温停止状態維持評価に必要な機器はない。

表 3.13.11-1 補助ボイラ設備の主な仕様

機器名称	仕様 (蒸発量)	重要度*1	使用条件				冷温停止 状態維持 に必要な 機器
			運転 状態	機器名	最高使 用圧力 (MPa)	最高使用温度 (℃)	
補助ボイ ラ設備	16 ton/h	高*2	連続	ボイラ本体	0.98	火炉側：286*3 蒸気側：183.2 給水側：100	—
				安全弁 (ボイ ラ本体)	0.98	183.2	
				蒸気だめ			
				蒸気系配管, 蒸気系弁			
				給水ポンプ	1.37	100	
				脱気器 給水 ポンプ	0.77		
				脱気器	0.098		
				ホットウェ ルタンク	大気圧	183.2	
				エゼクタ	0.78		
				ブロータン ク	0.069	115	
				給水タンク	静水頭	100	
				給水系配管, 給水系弁	1.37		

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：最高使用温度が 95℃を超え、又は最高使用圧力が 1,900 kPa を超える環境下にある原子炉格納容器外の重要度クラス 3 の機器

*3：排ガス出口温度を示す

3.13.12 廃棄物処理設備

(1) 対象機器

東海第二で使用している廃棄物処理設備の主な仕様を表 3.13.12-1 に示す。

冷温停止状態維持評価に必要な機器のうち、「東海第二発電所 劣化状況評価書(断続的運転)」において対象機器とした以下の機器を、冷温停止状態の維持を前提とした評価においても同様に対象機器とした。

- ①濃縮廃液・廃液中和スラッジ系設備
- ②機器ドレン系設備
- ③減容固化系設備
- ④雑固体減容処理設備高周波熔融炉設備
- ⑤雑固体焼却系設備

表 3.13.12-1 廃棄物処理設備の主な仕様

設備名称	仕様	重要度*1	運転状態	使用条件		冷温停止 状態維持に 必要な機器
				最高使 用圧力*3 (MPa)	最高使用 温度*3 (℃)	
濃縮廃液・廃液中和 スラッジ系設備	1,500 m ³ /h *4	高*2	運転設備	1.98	149	○
	7.4 m ³ /h *5	高*2	停止保管 設備	1.04	105	—
機器ドレン系設備	331 kWh *6	高*2	運転設備	1.04	159	○
減容固化系設備	200 kg/h *7	高*2	運転設備	1.04	190	○
雑固体減容処理設備 高周波熔融炉設備	250 kg/h/個*8	高*2	運転設備	0.044	1,550	○
雑固体焼却系設備	870 kW *9	高*2	運転設備	大気圧	1,100	○
セメント混練固化系 設備	300 ℃*10	高*2	運転設備	大気圧	350	—
使用済樹脂貯蔵系設 備	4.77 m ³ /h *11	高*2	停止保管 設備	1.96	65	—

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：最高使用温度が 95 ℃を超え、又は最高使用圧力が 1,900 kPa を超える環境下にある原
子炉格納容器外の重要度クラス 3 の機器

*3：設備内での最高使用温度及び最高使用圧力を示す

*4：廃液濃縮器加熱器の処理流量を示す

*5：廃液濃縮器補助循環ポンプの容量を示す

*6：クラッドスラリ濃縮器加熱器の容量を示す

*7：乾燥機の容量を示す

*8：高周波熔融炉の処理能力を示す

*9：焼却炉の焼却容量を示す

*10：蒸発固化体乾燥機の処理能力を示す

*11：使用済粉末樹脂ポンプの容量を示す

(2) 冷温停止を踏まえた再評価を行う経年劣化事象の抽出

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では廃棄物処理設備に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象は抽出されなかった。

3.13.13 排気筒

(1) 対象機器

東海第二で使用している排気筒の主な仕様を表 3.13.13-1 に示す。

冷温停止状態維持評価に必要な機器のうち、「東海第二発電所 劣化状況評価書(断続的運転)」において対象機器とした以下の機器を、冷温停止状態の維持を前提とした評価においても同様に対象機器とした。

①排気筒

表 3.13.13-1 排気筒の主な仕様

機器名称	種類	重要度*1	使用条件		冷温停止状態維持に必要な機器
			設計吹出流速 (m/s)	主要寸法 (筒身高さ×内径) (m)	
主排気筒	鉄塔支持型鋼製 (制震装置付)	MS-1	約 20	140×4.5	○
非常用ガス処理系排気筒	主排気筒支持型鋼製	MS-1, 重*2	約 8	140×0.4286	○

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

(2) 冷温停止を踏まえた再評価を行う経年劣化事象の抽出

「東海第二発電所 劣化状況評価書(断続的運転)」では排気筒に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象は抽出されなかった。

3.13.14 使用済燃料乾式貯蔵容器

(1) 対象機器

東海第二で使用している使用済燃料乾式貯蔵容器の主な仕様を表 3.13.14-1 に示す。

冷温停止状態維持評価に必要な機器のうち、「東海第二発電所 劣化状況評価書(断続的運転)」において対象機器とした以下の機器を、冷温停止状態の維持を前提とした評価においても同様に対象機器とした。

①使用済燃料乾式貯蔵容器

表 3.13.14-1 使用済燃料乾式貯蔵容器の主な仕様

機器名称	種類	重要度*1	号機*2	使用条件		冷温停止状態維持に必要な機器
				最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (°C)	
使用済燃料乾式貯蔵容器	密封監視機能付縦置円筒型	PS-2	1～15, 23*3, 24*3	1.0	160 (キャスク容器) 210 (バスケット)	○
			16, 17		170 (キャスク容器) 260 (バスケット)	
			18～21*3		160 (キャスク容器) 230 (バスケット)	

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：22号機は欠番

*3：新規に設置される機器

(2) 冷温停止を踏まえた再評価を行う経年劣化事象の抽出

「東海第二発電所 劣化状況評価書(断続的運転)」では使用済燃料乾式貯蔵容器に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象は抽出されなかった。

3.13.15 水素再結合器

(1) 対象機器

東海第二で使用される水素再結合器の主な仕様を表 3.13.15-1 に示すが、冷温停止状態維持評価に必要な機器はない。

表 3.13.15-1 水素再結合器の主な仕様

機器名称	仕様	重要度	使用条件		冷温停止状態維持に必要な機器
			最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (°C)	
静的触媒式水素再結合器*1	再結合効率：0.50 kg/h/個 (水素濃度4.0 vol%，大気圧，100 °C)	重*2	—	300	—

*1：新規に設置される機器

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

3.13.16 基礎ボルト

(1) 対象機器

東海第二で使用している基礎ボルトの主な仕様を表 3.13.16-1 に示す。

冷温停止状態維持評価に必要な機器のうち、「東海第二発電所 劣化状況評価書(断続的運転)」において対象機器とした以下の機器を、冷温停止状態の維持を前提とした評価においても同様に対象機器とした。

- ①機器付基礎ボルト
- ②後打ちメカニカルアンカ
- ③後打ちケミカルアンカ

表 3.13.16-1 基礎ボルトの主な仕様

機器名称	仕様	冷温停止状態維持に必要な機器
機器付基礎ボルト	管内部にボルトを通し、隙間部にモルタル等を充填したものや、J 型等の形状のボルトをあらかじめコンクリート基礎に埋設してあるもの。	○
後打ちメカニカルアンカ	施工後の基礎に打設するもので、基礎に穿孔し、シールド打設後、テーパボルトを締め込むもの。	○
後打ちケミカルアンカ	施工後の基礎に打設するもので、基礎に穿孔し、アンカボルト打設することで樹脂を攪拌し固め、ボルトを固定したもの。	○

(2) 冷温停止を踏まえた再評価を行う経年劣化事象の抽出

「東海第二発電所 劣化状況評価書(断続的運転)」では基礎ボルトに想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象は抽出されなかった。

3.14 電源設備

3.14.1 高圧閉鎖配電盤

(1) 代表機器の選定

東海第二で使用している高圧閉鎖配電盤の主な仕様を表 3.14.1-1 に示す。

冷温停止状態維持に必要な機器のうち、「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」において代表機器とした以下の機器を，冷温停止状態の維持を前提とした評価においても同様に代表機器とした。

① 非常用 M/C

表 3.14.1-1 高圧閉鎖配電盤の主な仕様

分類基準			機器名称	仕様		選定基準			冷温停止 状態維持に 必要な機器 (運転状態)	選定	選定理由
電圧 区分	型式 (内蔵遮断器)	設置 場所		盤 (定格電圧)	遮断器 (定格電圧× 定格遮断電流)	重要度*1	使用条件				
							定格電圧	定格電流			
高圧	真空遮断器	屋内	非常用 M/C	AC 7,200 V	AC 7,200 V×63 kA	MS-1 重*2	AC 6,900 V	2,000 A 1,200 A	○ (連続)	◎	重要度
			原子炉再循環ポンプ遮断器	AC 6,900 V	AC 7,200 V×63 kA	MS-3 PS-3 重*2	AC 6,900 V	1,200 A	—		
			原子炉再循環ポンプ低速度用電源装置遮断器	AC 7,200 V	AC 7,200 V×40 kA	PS-3 重*2	AC 6,900 V	1,200 A	—		
			常設代替高圧電源装置遮断器盤	AC 7,200 V	AC 7,200 V×8 kA	重*2	AC 6,600 V	400 A	—		
			緊急用 M/C*3	AC 7,200 V	AC 7,200 V×63 kA	重*2	AC 6,900 V	1,200 A	—		
			緊急時対策所用 M/C*3	AC 7,200 V	AC 7,200 V×63 kA	重*2	AC 6,900 V	1,200 A	—		

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*3：新規に設置される機器

(2) 冷温停止を踏まえた再評価を行う経年劣化事象の抽出

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では代表機器に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象として以下の事象を抽出した。

- a. 主回路導体支持碍子，主回路断路部及び真空遮断器の断路部・絶縁フレーム・絶縁支柱の絶縁特性低下
- b. 計器用変圧器コイルの絶縁特性低下

この中から，冷温停止状態の維持を前提とした場合における，劣化の発生・進展に関する整理を実施し，その結果を表 3. 14. 1-2 に示す。

表 3. 14. 1-2 に示す整理の結果，冷温停止状態の維持を前提とした場合において，発生・進展が断続的運転を前提とした場合と比べて厳しくなることが想定される経年劣化事象は抽出されなかった。

表3. 14. 1-2 冷温停止状態維持を前提とした評価対象機器・経年劣化事象の整理

機器名称	冷温停止状態での 経年劣化事象の整理		再評価 要否判断	備考
	a.	b.		
非常用M/C	△	△	否	

○：冷温停止状態の維持を前提とした場合において，発生・進展が断続的運転を前提とした場合より厳しくなることが想定される経年劣化事象

△：断続的運転を前提とした場合と比較して，発生・進展が同程度か以後の発生・進展がない経年劣化事象

－：経年劣化事象が想定されない

3.14.2 動力用変圧器

(1) 代表機器の選定

東海第二で使用している動力用変圧器の主な仕様を表 3.14.2-1 に示す。

冷温停止状態維持に必要な機器のうち、「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」において代表機器とした以下の機器を，冷温停止状態の維持を前提とした評価においても同様に代表機器とした。

① 非常用動力用変圧器（2C，2D）

表 3.14.2-1 動力用変圧器の主な仕様

分類基準			機器名称	仕様 (定格容量)	選定基準			冷温停止 状態維持に 必要な機器 (運転状態)	選定	選定理由	
電圧 区分	型式	設置 場所			重要度*1	使用条件					
						一次電圧	二次電圧				定格容量
高圧	乾式変圧器	屋内	非常用動力用変圧器 (2C, 2D)	3,333 kVA	MS-1 重*2	AC 6,900 V	AC 480 V	3,333 kVA	○ (連続)	◎	重要度 一次電圧 二次電圧 定格容量
			非常用動力用変圧器 (HPCS)	600 kVA	MS-1 重*2	AC 6,900 V	AC 480 V	600 kVA	○ (連続)		
			緊急用動力変圧器*3	2,000 kVA	重*2	AC 6,900 V	AC 480 V	2,000 kVA	—		
			緊急時対策所用動力変圧器*3	1,400 kVA	重*2	AC 6,900 V	AC 480 V	1,400 kVA	—		

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*3：新規に設置される機器

(2) 冷温停止を踏まえた再評価を行う経年劣化事象の抽出

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では代表機器に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象として以下の事象を抽出した。

- a. 変圧器コイルの絶縁特性低下
- b. 冷却ファンモータの固定子コイル及び口出線・接続部品の絶縁特性低下

この中から、冷温停止状態の維持を前提とした場合における、劣化の発生・進展に関する整理を実施し、その結果を表 3. 14. 2-2 に示す。

表 3. 14. 2-2 に示す整理の結果、冷温停止状態の維持を前提とした場合において、発生・進展が断続的運転を前提とした場合と比べて厳しくなることが想定される経年劣化事象は抽出されなかった。

表3. 14. 2-2 冷温停止状態維持を前提とした評価対象機器・経年劣化事象の整理

機器名称	冷温停止状態での 経年劣化事象の整理		再評価 要否判断	備考
	a.	b.		
非常用動力用変圧器 (2C, 2D)	△	△	否	

○：冷温停止状態の維持を前提とした場合において、発生・進展が断続的運転を前提とした場合より厳しくなることが想定される経年劣化事象

△：断続的運転を前提とした場合と比較して、発生・進展が同程度か以後の発生・進展がない経年劣化事象

－：経年劣化事象が想定されない

(3) 代表機器以外への展開

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では代表機器以外に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象のうち、冷温停止機器に想定される以下の事象については、断続的運転を前提とした場合と比較して、発生・進展が同程度か、以後の発生・進展がない経年劣化事象と判断した。

a. 変圧器コイルの絶縁特性低下

3.14.3 低圧閉鎖配電盤

(1) 代表機器の選定

東海第二で使用している低圧閉鎖配電盤の主な仕様を表 3.14.3-1 に示す。

冷温停止状態維持に必要な機器のうち、「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」において代表機器とした以下の機器を，冷温停止状態の維持を前提とした評価においても同様に代表機器とした。

- ① 非常用 P/C
- ② 計測用 P/C

表 3.14.3-1 低圧閉鎖配電盤の主な仕様

分類基準			機器名称	仕様			選定基準			冷温停止 状態維持に 必要な機器 (運転状態)	選定	選定 理由
電圧 区分	型式 (内蔵遮断器)	設置 場所		盤 (定格電圧)	遮断器		重要度*1	使用条件				
					操作方式	定格 (電圧×遮断電流)		定格 電圧	遮断器 フレーム 電流			
低圧	気中遮断器	屋内	非常用 P/C	AC 480 V	電磁 電磁 電動ばね	AC 600 V×40 kA AC 600 V×70 kA AC 600 V×50 kA	MS-1 重*2	AC 480 V	4,000 A 2,000 A 1,200 A	○ (連続)	◎	重要度 定格電圧
			緊急用 P/C*3	AC 480 V	電動ばね	AC 600 V×50 kA	重*2	AC 480 V	3,000 A 1,200 A	—		
			緊急時対策 所用 P/C*3	AC 480 V	電動ばね	AC 600 V×80 kA AC 600 V×63 kA	重*2	AC 480 V	1,800 A 1,200 A	—		
			125 V 直流 P/C	DC 125 V	電磁	DC 250 V×50 kA	MS-1 重*2	DC 125 V	1,600 A	○ (連続)		
			緊急時対策 所用直流 125 V 主母線盤*3	DC 125 V	電動ばね	DC 250 V×40 kA	重*2	DC 125 V	1,200 A	—		
	配線用遮断器			計測用 P/C	AC 120/240 V	電動 手動 手動	AC 600 V×ノートリップ AC 600 V×35 kA AC 600 V×30 kA	MS-1	AC 120/ 240 V	600 A 225 A 100 A	○ (連続)	

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*3：新規に設置される機器

(2) 冷温停止を踏まえた再評価を行う経年劣化事象の抽出

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では代表機器に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象として以下の事象を抽出した。

- a. 気中遮断器絶縁支持板，主回路導体絶縁支持板及び主回路断路部 [非常用 P/C]，支持碍子 [計測用 P/C] の絶縁特性低下
- b. 計器用変圧器コイルの絶縁特性低下 [非常用 P/C]

この中から，冷温停止状態の維持を前提とした場合における，劣化の発生・進展に関する整理を実施し，その結果を表 3. 14. 3-2 に示す。

表 3. 14. 3-2 に示す整理の結果，冷温停止状態の維持を前提とした場合において，発生・進展が断続的運転を前提とした場合と比べて厳しくなることが想定される経年劣化事象は抽出されなかった。

表3. 14. 3-2 冷温停止状態維持を前提とした評価対象機器・経年劣化事象の整理

機器名称	冷温停止状態での 経年劣化事象の整理		再評価 要否判断	備考
	a.	b.		
非常用 P/C	△	△	否	
計測用 P/C	△	—	否	

○：冷温停止状態の維持を前提とした場合において，発生・進展が断続的運転を前提とした場合より厳しくなることが想定される経年劣化事象

△：断続的運転を前提とした場合と比較して，発生・進展が同程度か以後の発生・進展がない経年劣化事象

—：経年劣化事象が想定されない

(3) 代表機器以外への展開

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では代表機器以外に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象のうち、冷温停止機器に想定される以下の事象については、断続的運転を前提とした場合と比較して、発生・進展が同程度か、以後の発生・進展がない経年劣化事象と判断した。

- a. 気中遮断器絶縁支持板、主回路導体絶縁支持板及び主回路断路部の絶縁特性低下

3.14.4 コントロールセンタ

(1) 代表機器の選定

東海第二で使用しているコントロールセンタの主な仕様を表 3.14.4-1 に示す。

冷温停止状態維持に必要な機器のうち、「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」において代表機器とした以下の機器を，冷温停止状態の維持を前提とした評価においても同様に代表機器とした。

- ① 480 V 非常用 MCC

表 3.14.4-1 コントロールセンタの主な仕様

分類基準			機器名称	仕様		選定基準			冷温停止 状態維持に 必要な機器 (運転状態)	選定	選定理由
電圧 区分	型式 (内蔵遮断器)	設置 場所		盤 (最高使用電圧)	配線用遮断器	重要度*1	使用条件				
					遮断容量 (定格電圧× 定格遮断電流)		定格 電圧	母線 容量			
低圧	配線用遮断器	屋内	480 V 非常用 MCC	AC 600 V	AC 600 V×10 kA AC 600 V×14 kA AC 600 V×15 kA AC 600 V×18 kA AC 600 V×25 kA AC 220 V×85 kA AC 220 V×100 kA	MS-1 重*2	AC 480 V AC 480 V/210 V AC 480 V/210 V -105 V	800 A 600 A	○ (連続)	◎	重要度 定格電圧
			緊急用 MCC*3	AC 600 V	AC 600 V×50 kA	重*2	AC 480 V	800 A	—		
			緊急時対策所用 MCC*3	AC 600 V	AC 690 V×6 kA AC 690 V×7.5 kA AC 690 V×20 kA AC 240 V×85 kA	重*2	AC 480 V/210 V	1,200 A 800 A	—		
			125 V 直流 MCC	DC 250 V	DC 250 V×20 kA DC 250 V×40 kA	MS-1 重*2	DC 125 V	600 A	○ (連続)		
			緊急用直流 125 V MCC*3	DC 125 V	DC 125 V×40 kA	重*2	DC 125 V	400 A	—		

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*3：新規に設置される機器

(2) 冷温停止を踏まえた再評価を行う経年劣化事象の抽出

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では代表機器に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象として以下の事象を抽出した。

- a. 変圧器コイル，制御用変圧器コイル及び計器用変圧器コイルの絶縁特性低下
- b. 水平母線・垂直母線サポート及び断路部取付台の絶縁特性低下

この中から，冷温停止状態の維持を前提とした場合における，劣化の発生・進展に関する整理を実施し，その結果を表 3. 14. 4-2 に示す。

表 3. 14. 4-2 に示す整理の結果，冷温停止状態の維持を前提とした場合において，発生・進展が断続的運転を前提とした場合と比べて厳しくなることが想定される経年劣化事象は抽出されなかった。

表3. 14. 4-2 冷温停止状態維持を前提とした評価対象機器・経年劣化事象の整理

機器名称	冷温停止状態での 経年劣化事象の整理		再評価 要否判断	備考
	a.	b.		
480 V 非常用 MCC	△	△	否	

○：冷温停止状態の維持を前提とした場合において，発生・進展が断続的運転を前提とした場合より厳しくなることが想定される経年劣化事象

△：断続的運転を前提とした場合と比較して，発生・進展が同程度か以後の発生・進展がない経年劣化事象

－：経年劣化事象が想定されない

(3) 代表機器以外への展開

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では代表機器以外に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象のうち、冷温停止機器に想定される以下の事象については、断続的運転を前提とした場合と比較して、発生・進展が同程度か、以後の発生・進展がない経年劣化事象と判断した。

a. 水平母線・垂直母線サポートの絶縁特性低下

3.14.5 ディーゼル発電設備

(1) 代表機器の選定

東海第二で使用しているディーゼル発電設備の主な仕様を表 3.14.5-1 に示す。

冷温停止状態維持に必要な機器のうち、「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」において代表機器とした以下の機器を、冷温停止状態の維持を前提とした評価においても同様に代表機器とした。

① 非常用ディーゼル発電設備

表 3.14.5-1 ディーゼル発電設備の主な仕様

分類基準			機器名称	仕様 (定格電圧×定格容量)	選定基準		冷温停止 状態維持に 必要な機器 (運転状態)	選定	選定理由	
電圧 区分	型式	設置 場所			重要度*1	使用条件				
						定格電圧				定格容量
高圧	ディーゼル発電機	屋内	非常用ディーゼル発電設備	AC 6,900 V×6,500 kVA	MS-1 重*2	AC 6,900 V	6,500 kVA	○ (一時)	◎	重要度 定格電圧 定格容量
			高圧炉心スプレイ系ディーゼル 発電設備	AC 6,900 V×3,500 kVA	MS-1 重*2	AC 6,900 V	3,500 kVA	○ (一時)		
			常設代替高圧電源装置	AC 6,600 V×1,725 kVA	重*2	AC 6,600 V	1,725 kVA	○ (一時)		
			緊急時対策所用発電設備*3	AC 6,600 V×1,725 kVA	重*2	AC 6,600 V	1,725 kVA	—		

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*3：新規に設置される機器

(2) 冷温停止を踏まえた再評価を行う経年劣化事象の抽出

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では代表機器に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象として以下の事象を抽出した。

- a. 固定子コイル及び口出線・接続部品の絶縁特性低下
- b. 計器用変圧器コイルの絶縁特性低下
- c. 回転子コイルの絶縁特性低下
- d. 可飽和変流器コイル，整流器用変圧器コイル及びリアクトルコイルの絶縁特性低下

この中から，冷温停止状態の維持を前提とした場合における，劣化の発生・進展に関する整理を実施し，その結果を表 3. 14. 5-2 に示す。

表 3. 14. 5-2 に示す整理の結果，冷温停止状態の維持を前提とした場合において，発生・進展が断続的運転を前提とした場合と比べて厳しくなることが想定される経年劣化事象は抽出されなかった。

表3. 14. 5-2 冷温停止状態維持を前提とした評価対象機器・経年劣化事象の整理

機器名称	冷温停止状態での 経年劣化事象の整理				再評価 要否判断	備考
	a.	b.	c.	d.		
非常用ディーゼル発電設備	△	△	△	△	否	

○：冷温停止状態の維持を前提とした場合において，発生・進展が断続的運転を前提とした場合より厳しくなることが想定される経年劣化事象

△：断続的運転を前提とした場合と比較して，発生・進展が同程度か以後の発生・進展がない経年劣化事象

－：経年劣化事象が想定されない

(3) 代表機器以外への展開

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では代表機器以外に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象のうち、冷温停止機器に想定される以下の事象については、断続的運転を前提とした場合と比較して、発生・進展が同程度か、以後の発生・進展がない経年劣化事象と判断した。

- a. 固定子コイル及び口出線・接続部品の絶縁特性低下 [共通]
- b. 計器用変圧器コイルの絶縁特性低下 [共通]
- c. 回転子コイルの絶縁特性低下 [高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備]
- d. 可飽和変流器コイル，整流器用変圧器コイル及びリアクトルコイルの絶縁特性低下 [高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備]

3.14.6 MGセット

(1) 対象機器

東海第二で使用しているMGセットの主な仕様を表3.14.6-1に示す。

冷温停止状態維持に必要な機器のうち、「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」において対象機器とした以下の機器を、冷温停止状態の維持を前提とした評価においても同様に対象機器とした。

① 原子炉保護系 MGセット

表 3.14.6-1 MGセットの主な仕様

機器名称	仕様	重要度*	冷温停止 状態維持に 必要な機器 (運転状態)
原子炉保護系 MGセット	駆動モータ 定格電圧：AC 440 V 定格出力：44.76 kW 定格回転速度：1,500 rpm 発電機 定格電圧：AC 120 V 定格容量：18.75 kVA 定格回転速度：1,500 rpm 定格周波数：50 Hz	MS-1	○ (連続)

*：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

(2) 冷温停止を踏まえた再評価を行う経年劣化事象の抽出

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」ではMGセットに想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象として以下の事象を抽出した。

- a. 駆動モータの固定子コイル，口出線・接続部品の絶縁特性低下
- b. 発電機電機子コイル，発電機界磁コイル，励磁機電機子コイル，励磁機界磁コイル及び発電機，励磁機の口出線・接続部品の絶縁特性低下
- c. 計器用変圧器コイルの絶縁特性低下

この中から，冷温停止状態の維持を前提とした場合における，劣化の発生・進展に関する整理を実施し，その結果を表 3. 14. 6-2 に示す。

表 3. 14. 6-2 に示す整理の結果，冷温停止状態の維持を前提とした場合において，発生・進展が断続的運転を前提とした場合と比べて厳しくなることが想定される経年劣化事象は抽出されなかった。

表3. 14. 6-2 冷温停止状態維持を前提とした評価対象機器・経年劣化事象の整理

機器名称	冷温停止状態での 経年劣化事象の整理			再評価 要否判断	備考
	a.	b.	c.		
原子炉保護系MGセット	△	△	△	否	

○：冷温停止状態の維持を前提とした場合において，発生・進展が断続的運転を前提とした場合より厳しくなることが想定される経年劣化事象

△：断続的運転を前提とした場合と比較して，発生・進展が同程度か以後の発生・進展がない経年劣化事象

－：経年劣化事象が想定されない

3.14.7 無停電電源装置

(1) 代表機器の選定

東海第二で使用している無停電電源装置の主な仕様を表 3.14.7-1 に示す。

冷温停止状態維持に必要な機器のうち、「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」において代表機器とした以下の機器を，冷温停止状態の維持を前提とした評価においても同様に代表機器とした。

① バイタル電源用無停電電源装置

表 3.14.7-1 無停電電源装置の主な仕様

分類基準			機器名称	仕様 (定格電圧×定格容量)	選定基準		冷温停止 状態維持に 必要な機器 (運転状態)	選定	選定理由	
電圧 区分	型式	設置 場所			重要度*1	使用条件				
						定格電圧				定格 容量
低圧	静止型	屋内	バイタル電源用無停電 電源装置	AC 240/120 V×50 kVA	MS-1	AC 240/120 V	50 kVA	○ (連続)	◎	重要度 定格電圧
			緊急用無停電電源装置*2	AC 120 V×35 kVA	重*3	AC 120 V	35 kVA	—		
			非常用無停電電源装置*2	AC 120 V×35 kVA	MS-1 重*3	AC 120 V	35 kVA	○ (一時)		
			緊急時対策所用無停電 電源装置*2	AC 105 V×50 kVA	重*3	AC 105 V	50 kVA	—		

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：新規に設置される機器

*3：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

(2) 冷温停止を踏まえた再評価を行う経年劣化事象の抽出

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では代表機器に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象として以下の事象を抽出した。

a. 変圧器コイルの絶縁特性低下

この中から、冷温停止状態の維持を前提とした場合における、劣化の発生・進展に関する整理を実施し、その結果を表 3. 14. 7-2 に示す。

表 3. 14. 7-2 に示す整理の結果、冷温停止状態の維持を前提とした場合において、発生・進展が断続的運転を前提とした場合と比べて厳しくなることが想定される経年劣化事象は抽出されなかった。

表3. 14. 7-2 冷温停止状態維持を前提とした評価対象機器・経年劣化事象の整理

機器名称	冷温停止状態での 経年劣化事象の整理	再評価 要否判断	備考
	a.		
バイタル電源用無停電電源装置	△	否	

○：冷温停止状態の維持を前提とした場合において、発生・進展が断続的運転を前提とした場合より厳しくなることが想定される経年劣化事象

△：断続的運転を前提とした場合と比較して、発生・進展が同程度か以後の発生・進展がない経年劣化事象

－：経年劣化事象が想定されない

(3) 代表機器以外への展開

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では代表機器以外に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象のうち、冷温停止機器に想定される以下の事象については、断続的運転を前提とした場合と比較して、発生・進展が同程度か、以後の発生・進展がない経年劣化事象と判断した。

a. 変圧器コイルの絶縁特性低下

3.14.8 直流電源設備

(1) 代表機器の選定

東海第二で使用している直流電源設備の主な仕様を表 3.14.8-1 に示す。

冷温停止状態維持に必要な機器のうち、「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」において代表機器とした以下の機器を，冷温停止状態の維持を前提とした評価においても同様に代表機器とした。

- ① 125 V 蓄電池 2A, 2B
- ② 125 V 充電器盤 2A

表 3.14.8-1 直流電源設備の主な仕様

分類基準			機器名称	仕様 (蓄電池：定格容量 充電器盤：定格電圧×定格電流)	重要度*1	選定基準			冷温停止 状態維持に 必要な機器 (運転状態)	選定	選定 理由
電圧 区分	型式	設置 場所				使用条件					
						定格電圧	定格電流	定格容量			
低圧	制御弁式 鉛蓄電池	屋内	125 V 蓄電池 2A, 2B	6,000 Ah/10 時間率	MS-1, 重*2	DC 125 V	—	6,000 Ah	○ (連続)	◎	重要度 定格電圧 定格容量
			125 V 蓄電池 HPCS	500 Ah/10 時間率	MS-1, 重*2	DC 125 V	—	500 Ah	○ (連続)		
			緊急用 125 V 蓄電池*3	6,000 Ah/10 時間率	重*2	DC 125 V	—	6,000 Ah	—		
			緊急時対策所用蓄電池*3	1,000 Ah/10 時間率	重*2	DC 125 V	—	1,000 Ah	—		
			±24 V 蓄電池 2A, 2B	150 Ah/10 時間率	MS-1, 重*2	DC ±24 V	—	150 Ah	○ (連続)		
			緊急時対策所用 24 V 系 蓄電池*3	1,000 Ah/10 時間率	重*2	DC 24 V	—	1,000 Ah	—		
	サイリスタ 整流回路 充電器盤		125 V 充電器盤 2A	DC 125 V×420 A	MS-1, 重*2	DC 125 V	420 A	—	○ (連続)	◎	重要度 定格電圧 定格電流
			125 V 充電器盤 2B	DC 125 V×320 A	MS-1, 重*2	DC 125 V	320 A	—	○ (連続)		
			125 V 充電器盤 予備	DC 125 V×420 A	重*2	DC 125 V	420 A	—	○ (一時)		
			125 V 充電器盤 HPCS	DC 125 V×100 A	MS-1, 重*2	DC 125 V	100 A	—	○ (連続)		
			緊急用 125 V 充電器盤*3	DC 125 V×700 A	重*2	DC 125 V	700 A	—	—		
			緊急時対策所用充電器盤*3	DC 125 V×600 A	重*2	DC 125 V	600 A	—	—		
			±24 V 充電器盤 2A, 2B	DC ±24 V×30 A	MS-1, 重*2	DC ±24 V	30 A	—	○ (連続)		
			緊急時対策所用直流 24 V 充電器盤*3	DC 24 V×100 A	重*2	DC 24 V	100 A	—	—		

- *1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す
- *2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す
- *3：新規に設置される機器

(2) 冷温停止を踏まえた再評価を行う経年劣化事象の抽出

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では代表機器に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象として以下の事象を抽出した。

a. 変圧器コイルの絶縁特性低下 [125 V 充電器盤 2A]

この中から、冷温停止状態の維持を前提とした場合における、劣化の発生・進展に関する整理を実施し、その結果を表 3. 14. 8-2 に示す。

表 3. 14. 8-2 に示す整理の結果、冷温停止状態の維持を前提とした場合において、発生・進展が断続的運転を前提とした場合と比べて厳しくなることが想定される経年劣化事象は抽出されなかった。

表3. 14. 8-2 冷温停止状態維持を前提とした評価対象機器・経年劣化事象の整理

機器名称	冷温停止状態での 経年劣化事象の整理	再評価 要否判断	備考
	a.		
125 V 充電器盤 2A	△	否	

○：冷温停止状態の維持を前提とした場合において、発生・進展が断続的運転を前提とした場合より厳しくなることが想定される経年劣化事象

△：断続的運転を前提とした場合と比較して、発生・進展が同程度か以後の発生・進展がない経年劣化事象

－：経年劣化事象が想定されない

(3) 代表機器以外への展開

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では代表機器以外に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象のうち、冷温停止機器に想定される以下の事象については、断続的運転を前提とした場合と比較して、発生・進展が同程度か、以後の発生・進展がない経年劣化事象と判断した。

- a. 変圧器コイルの絶縁特性低下 [125 V 充電器盤 2B, 125 V 充電器盤 予備, 125 V 充電器盤 HPCS, ±24 V 充電器盤 2A, 2B]

3.14.9 計測用分電盤

(1) 代表機器の選定

東海第二で使用している計測用分電盤の主な仕様を表 3.14.9-1 に示す。

冷温停止状態維持に必要な機器のうち、「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」において代表機器とした以下の機器を、冷温停止状態の維持を前提とした評価においても同様に代表機器とした。

① 交流計測用分電盤 A 系，B 系

表 3.14.9-1 計測用分電盤の主な仕様

分類基準			機器名称	仕様 (定格電圧)	選定基準			冷温停止 状態維持に 必要な機器 (運転状態)	選定	選定理由
電圧 区分	型式	設置 場所			重要度*1	使用条件	盤面数			
						定格電圧				
低圧	配線用遮断器	屋内	交流計測用分電盤 A系, B系	AC 120/240 V	MS-1	AC 120/240 V	4	○ (連続)	◎	重要度 定格電圧 盤面数
			交流計測用分電盤 HPCS系	AC 120 V	MS-1 重*2	AC 120 V	1	○ (連続)		
			直流分電盤	DC 125 V	MS-1 重*2	DC 125 V	7	○ (連続)		
			バイタル分電盤	AC 120/240 V	MS-1	AC 120/240 V	2	○ (連続)		
			中性子モニタ用分電盤	DC 24 V	MS-1 重*2	DC 24 V	2	○ (連続)		
			緊急用計装交流主母線盤*3	AC 120/240 V	重*2	AC 120/240 V	1	—		
			緊急用直流分電盤*3	DC 125 V	重*2	DC 125 V	2	—		
			緊急用無停電計装分電盤*3	AC 120 V	重*2	AC 120 V	1	—		
			非常用無停電計装分電盤*3	AC 120 V	MS-1 重*2	AC 120 V	2	○ (連続)		
			緊急時対策所用分電盤*3	AC 105 V	重*2	AC 105 V	3	—		
			緊急時対策所用直流分電盤*3	DC 125 V	重*2	DC 125 V	1	—		
			可搬型代替低圧電源車接続盤*3	AC 210/480V DC 125 V	重*2	AC 210/480V DC 125 V	2	—		
可搬型代替直流電源設備用電源切替盤*3	DC 125 V	重*2	DC 125 V	1	—					

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

*3：新規に設置される機器

(2) 冷温停止を踏まえた再評価を行う経年劣化事象の抽出

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では代表機器に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象として以下の事象を抽出した。

a. 主回路導体支持板の絶縁特性低下

この中から、冷温停止状態の維持を前提とした場合における、劣化の発生・進展に関する整理を実施し、その結果を表 3. 14. 9-2 に示す。

表 3. 14. 9-2 に示す整理の結果、冷温停止状態の維持を前提とした場合において、発生・進展が断続的運転を前提とした場合と比べて厳しくなることが想定される経年劣化事象は抽出されなかった。

表3. 14. 9-2 冷温停止状態維持を前提とした評価対象機器・経年劣化事象の整理

機器名称	冷温停止状態での 経年劣化事象の整理	再評価 要否判断	備考
	a.		
交流計測用分電盤 A系, B系	△	否	

○：冷温停止状態の維持を前提とした場合において、発生・進展が断続的運転を前提とした場合より厳しくなることが想定される経年劣化事象

△：断続的運転を前提とした場合と比較して、発生・進展が同程度か以後の発生・進展がない経年劣化事象

－：経年劣化事象が想定されない

(3) 代表機器以外への展開

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では代表機器以外に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象のうち、冷温停止機器に想定される以下の事象については、断続的運転を前提とした場合と比較して、発生・進展が同程度か、以後の発生・進展がない経年劣化事象と判断した。

a. 主回路導体支持板の絶縁特性低下 [共通]

3.14.10 計測用変圧器

(1) 代表機器の選定

東海第二で使用している計測用変圧器の主な仕様を表 3.14.10-1 に示す。

冷温停止状態維持に必要な機器のうち、「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」において代表機器とした以下の機器を、冷温停止状態の維持を前提とした評価においても同様に代表機器とした。

① 計測用変圧器

表 3.14.10-1 計測用変圧器の主な仕様

分類基準			機器名称	仕様 (定格容量)	選定基準			冷温停止 状態維持に 必要な機器 (運転状態)	選定	選定 理由	
電圧 区分	型式	設置 場所			重要度*1	使用条件					
						一次 電圧	二次 電圧				定格 容量
低圧	乾式変圧器	屋内	計測用変圧器	100 kVA	MS-1	AC 480 V	AC 240 V/120 V	100 kVA	○ (連続)	◎	重要度
			原子炉保護系 MG セット バイパス変圧器	25 kVA	MS-2	AC 480 V	AC 120 V	25 kVA	○ (一時)		
			緊急用計測用変圧器*2	50 kVA	重*3	AC 480 V	AC 240 V/120 V	50 kVA	—		

*1：当該機器に要求される重要度クラスのうち、最上位の重要度クラスを示す

*2：新規に設置される機器

*3：重要度クラスとは別に常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物であることを示す

(2) 冷温停止を踏まえた再評価を行う経年劣化事象の抽出

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では代表機器に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象として以下の事象を抽出した。

a. 変圧器コイルの絶縁特性低下

この中から、冷温停止状態の維持を前提とした場合における、劣化の発生・進展に関する整理を実施し、その結果を表 3. 14. 10-2 に示す。

表 3. 14. 10-2 に示す整理の結果、冷温停止状態の維持を前提とした場合において、発生・進展が断続的運転を前提とした場合と比べて厳しくなることが想定される経年劣化事象は抽出されなかった。

表3. 14. 10-2 冷温停止状態維持を前提とした評価対象機器・経年劣化事象の整理

機器名称	冷温停止状態での 経年劣化事象の整理	再評価 要否判断	備考
	a.		
計測用変圧器	△	否	

○：冷温停止状態の維持を前提とした場合において、発生・進展が断続的運転を前提とした場合より厳しくなることが想定される経年劣化事象

△：断続的運転を前提とした場合と比較して、発生・進展が同程度か以後の発生・進展がない経年劣化事象

－：経年劣化事象が想定されない

(3) 代表機器以外への展開

「東海第二発電所 劣化状況評価書（断続的運転）」では代表機器以外に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象のうち、冷温停止機器に想定される以下の事象については、断続的運転を前提とした場合と比較して、発生・進展が同程度か、以後の発生・進展がない経年劣化事象と判断した。

a. 変圧器コイルの絶縁特性低下

3.15 耐震安全性評価

冷温停止状態が維持されることを前提とした耐震安全性評価における経年劣化評価期間は以下の通りとする。（表 3.15-1 参照）

(1) 冷温停止状態において発生・進展しない事象（低サイクル疲労割れ 等）

想定が必要な期間は至近のプラント停止（2011 年 3 月）までとなるが、保守的に運転開始後 60 年までを評価期間とする。

(2) 冷温停止状態において発生・進展の可能性がある事象（全面腐食 等）

想定が必要な期間は運転開始後 60 年までとなるため、評価期間を運転開始後 60 年までとする。

表 3.15-1 耐震安全性評価における経年劣化評価期間

	主な経年劣化事象	主な機器	想定が必要な期間	経年劣化想定期間	2011 年 3 月				運転開始後 60 年			
					▽				▽			
冷温停止状態で発生・進展無し	低サイクル疲労割れ 中性子照射脆化 流れ加速型腐食（冷温停止状態で流れのない機器） 照射誘起型応力腐食割れ 熱時効 粒界型応力腐食割れ	原子炉再循環ポンプ 原子炉圧力容器 原子炉格納容器（機械ペネトレーション） 配管（原子炉再循環系、原子炉系） 弁（原子炉給水止め弁、原子炉再循環ポンプ出口弁、原子炉給水逆止弁、主蒸気隔離弁） 炉内構造物 制御棒	2011 年 3 月まで	運転開始後 60 年まで	[Dotted pattern]				[Hatched pattern]			
冷温停止状態で発生・進展する可能性有り	流れ加速型腐食（冷温停止状態で流れのある機器） 全面腐食	残留熱除去系熱交換器 基礎ボルト	運転開始後 60 年まで	運転開始後 60 年まで	[Dotted pattern]				[Hatched pattern]			

[Dotted pattern] : 想定が必要な期間
[Hatched pattern] : 経年劣化評価期間

3.15.1 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

(1) 冷温停止状態の維持を前提とした場合に発生・進展する経年劣化事象の抽出

冷温停止状態が維持されることを前提とした場合に要求される経年劣化想定期間と比較し、実際の評価（断続的運転を前提とした評価）において想定した評価期間が保守側であることから、冷温停止状態の維持を前提とした場合において発生・進展が断続的運転を前提とした場合より厳しくなることが想定される経年劣化事象についてのみ、耐震評価の必要性を検討する。

3.1 から 3.14 までの冷温停止状態の維持を前提とした評価の結果から、冷温停止状態の維持を前提とした場合において発生・進展が断続的運転を前提とした場合より厳しくなることが想定される経年劣化事象は以下の通りである。

① 摩耗

- a. 主軸の摩耗 [残留熱除去系ポンプ及びポンプモータ, 残留熱除去海水系ポンプ及びポンプモータ]
- b. 羽根車とケーシングリング間の摩耗 [残留熱除去系ポンプ, 残留熱除去海水系ポンプ]
- c. 水中軸受の摩耗 [残留熱除去系ポンプ]

② 摩耗及び高サイクル疲労割れ

- a. 伝熱管の摩耗及び高サイクル疲労割れ [残留熱除去系熱交換器]

③ 腐食 (エロージョン)

- a. 弁体, 弁座の腐食 (エロージョン) [残留熱除去系熱交換器海水出口流量調整弁]

④ 腐食 (全面腐食)

- a. 原子炉格納容器内の炭素鋼又は低合金鋼使用部位の腐食 (全面腐食)

⑤ 固定子コイル及び口出線・接続部品の絶縁特性低下 [残留熱除去系ポンプモータ, 残留熱除去海水系ポンプモータ]

(2) 発生・進展する経年劣化事象に対する耐震安全性評価の要否検討

前項で抽出した経年劣化事象のうち, 以下の事象については耐震安全性に影響を与えないことが自明な経年劣化事象であるか, または機器の振動応答特性上または構造・強度上, 影響が「軽微もしくは無視」できると判断し, 耐震安全性評価対象外とした。

① 摩耗

断続的運転を前提に, 長期停止を考慮した特別な保全計画を策定し, 分解点検時に目視点検及び寸法測定を実施し, 有意な摩耗等が確認された場合は取替を行うこととしており, 現状保全によって管理される程度の範囲の摩耗では, 固有振動数への影響は小さいと判断した。したがって耐震性への影響はない。

② 摩耗及び高サイクル疲労割れ

断続的運転を前提に, 長期停止を考慮した特別な保全計画を策定し, 開放点検時に渦流探傷検査及び漏えい検査を実施し, 有意な摩耗等が確認された場合は施栓を行うこととしており, 現状保全によって管理される程度の範囲の摩耗では, 固有振動数への影響は小さいと判断した。したがって耐震性への影響はない。

③ 腐食（エロージョン）

断続的運転を前提に、長期停止を考慮した特別な保全計画を策定し、分解点検時の目視点検において、有意な腐食が確認された場合は補修又は取替を行うこととしており、現状保全によって管理される程度の範囲の腐食では、固有振動数への影響は小さいと判断した。したがって耐震性への影響はない。

④ 腐食（全面腐食）

長期停止中において原子炉格納容器内の代表箇所が目視点検を実施したところ有意な腐食は認められなかったことから、外面雰囲気の変化による腐食への影響は小さいものと判断した。したがって耐震性への影響はない。

⑤ 固定子コイル及び口出線・接続部品の絶縁特性低下 [残留熱除去系ポンプモータ，残留熱除去海水系ポンプモータ]

機器の質量等、耐震性に影響を及ぼすパラメータの変化とは無関係であり、また、地震により絶縁低下の進行が助長されるものではないことから、耐震安全性への影響は無視できるものと判断する。

したがって、冷温停止状態の維持を前提とした場合において耐震安全性評価の必要な経年劣化事象は抽出されなかった。

3.15.2 耐震安全性評価結果

3.15.1 にて耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象は抽出されなかったことから、冷温停止状態が維持されることを前提とした耐震安全性評価は、運転を断続的に行うことを前提とした耐震安全性評価に包絡される。

また、運転を断続的に行うことを前提とした場合において、耐震安全評価上問題ないことが確認されている。

したがって、冷温停止状態が維持されることを前提とした場合においても、耐震安全性評価上問題ない。

3.15.3 保全対策に反映すべき項目の抽出

3.15.2 の評価結果より、冷温停止状態が維持されることを前提とした耐震安全性評価の結果は、運転を断続的に行うことを前提とした耐震安全性評価の結果に包絡されることから、運転を断続的に行うことを前提とした場合における保全対策に追加すべき項目はない。

3.16 耐津波安全性評価

耐津波安全性評価の目的、進め方については、運転を断続的に行うことを前提とした評価に記載の通りであり、「技術評価」の評価対象機器のうち津波の影響を受ける浸水防護施設に想定される「高経年化対策上着目すべき経年劣化事象」及び「高経年化対策上着目すべきではない経年劣化事象」について、「発生の可能性」及び「構造・強度又は止水性」の観点から耐津波安全上考慮する必要のある経年劣化事象を抽出し、耐津波安全性評価を実施する。

なお、絶縁低下等の「耐津波安全性評価に影響を与えないことが自明な経年劣化事象」については、耐津波安全性評価対象外としている。

また、冷温停止状態が維持されることを前提とした評価における劣化評価期間は、3.15の耐震安全性評価に示すとおりとする。

3.16.1 耐津波安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

冷温停止状態が維持されることを前提とした場合において、発生・進展が運転を断続的に行うことを前提とした場合より厳しくなることが想定される経年劣化事象に対して、耐津波安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出を行うこととする。

3.1 から 3.14 の冷温停止状態の維持を前提とした評価の結果から、冷温停止状態の維持を前提とした場合において、発生・進展が断続的運転を前提とした場合より厳しくなることが想定される経年劣化事象は以下の通りであり、その他の経年劣化事象については、運転を断続的に行うことを前提とした場合より厳しくなることが想定されるものはなかった。

(1) 摩耗

- ① 主軸の摩耗 [残留熱除去系ポンプ及びポンプモータ、残留熱除去海水系ポンプ及びポンプモータ]
- ② 羽根車とケーシングリング間の摩耗 [残留熱除去系ポンプ、残留熱除去海水系ポンプ]
- ③ 水中軸受の摩耗 [残留熱除去系ポンプ]

(2) 摩耗及び高サイクル疲労割れ

- ① 伝熱管の摩耗及び高サイクル疲労割れ [残留熱除去系熱交換器]

(3) 腐食 (エロージョン)

- ① 弁体、弁座の腐食 (エロージョン) [残留熱除去系熱交換器海水出口流量調整弁]

(4) 腐食 (全面腐食)

- ① 原子炉格納容器内の炭素鋼又は低合金鋼使用部位の腐食 (全面腐食)

これらの経年劣化事象については、津波の影響を受ける浸水防護施設に想定される事象ではないことから、耐津波安全性評価対象外とした。

3.16.2 耐津波安全性評価結果

3.16.1 にて耐津波安全上考慮する必要のある経年劣化事象は抽出されなかったことから、冷温停止状態が維持されることを前提とした耐津波安全性評価は、運転を断続的に行うことを前提とした耐津波安全性評価に包絡される。

また、運転を断続的に行うことを前提とした場合において、耐津波安全性評価上問題ないことが確認されている。

よって、冷温停止状態が維持されることを前提とした場合においても、耐津波安全性評価上問題ない。

3.16.3 保全対策に反映すべき項目の抽出

3.16.2 の評価結果より、冷温停止状態が維持されることを前提とした耐津波安全性評価の結果は、運転を断続的に行うことを前提とした耐津波安全性評価の結果に包絡されることから、運転を断続的に行うことを前提とした場合における保全対策に追加すべき項目はない。

東海第二発電所

劣化状況評価で追加する評価に係る技術評価書

日本原子力発電株式会社

1. はじめに

運転開始後40年目に実施する劣化状況評価は、30年目の高経年化技術評価をその後の約10年間の供用実績、保全実績及び安全基盤研究等技術的知見をもって検証し、課題を抽出して、それらの課題に対応したものであるとともに、30年目の長期保守管理方針の実績についても、その有効性を評価し、その結果を反映したものとします。

経年劣化傾向については、当社の供用実績及び他社トラブルの調査によれば、40年目以降に大きく変化することを示す知見は得られていない。

一方、高経年化対策がプラントの安全確保をより確実にするための追加的、補完的なものとして位置づけられることを鑑みて、供用期間の増加が経年劣化事象の発生頻度や劣化進展速度に影響していないか等を、過去約10年間の供用実績及びトラブル情報に基づいて分析した上で、劣化状況評価を実施した。評価書は、上記供用実績及びトラブル情報を反映したものとなっているが、本評価書にて30年目の高経年化技術評価と劣化状況評価の相違についての比較を実施することで個別機器・設備についての評価を補足した。

2. 劣化状況評価について追加検討が必要な事項

追加検討を要する事項について、以下の通り評価を行う。また、供用期間の増加が経年劣化事象に与える影響に鑑み、経年劣化事象毎の分析、評価を実施する。

劣化状況評価で追加する評価の概要を添付表1に示す。

①経年劣化傾向の評価

30年目の高経年化技術評価で予測した経年劣化の発生、進展傾向と、その後の約10年間の実機データの傾向を反映した40年目評価で予測する経年劣化の進展傾向を比較し、予測結果に乖離が認められる場合には、安全基盤研究の成果等を必要に応じ考慮し、40年目の劣化状況評価に反映する。

②保全実績の評価

30年目の高経年化技術評価の結果、現状保全の継続により健全性を維持できると評価したものについて、その後約10年間の保全実績に基づき、その有効性を評価し課題を抽出する。課題がある場合には、今後の保全について検討し、劣化状況評価に反映する。

ここでは、30年目の高経年化技術評価の結果、経年劣化に関する保全が有効でなかったため生じたと考えられるトラブル事象について、保全のあり方を検討し、40年目の劣化状況評価に反映する。

③長期保守管理方針の有効性評価

30年目で策定した長期保守管理方針について、その後の約10年間に具体的に実施した保全実績に基づき、その有効性を評価する。

具体的には、長期保守管理方針が当初意図した結果が得られた場合においては、有効であると評価し、当初意図した結果が得られなかった等の課題がある場合には、その検討を行い、40年目の長期保守管理方針に反映する。

3. 40年目評価で追加検討を要する事項の評価結果

40年目評価で追加検討を要する事項とした以下の評価結果を次頁以降に示す。

①経年劣化傾向の評価

②保全実績の評価

③長期保守管理方針の有効性評価

添付表 1 劣化状況評価で追加する評価概要

経年劣化事象	評価対象部位	①経年劣化傾向の評価	②保全実績の評価	③長期保守管理方針の有効性評価
低サイクル疲労	原子炉圧力容器等の疲労評価部位	30年目と40年目の評価における60年時点の主な過渡回数予測を比較する。環境疲労評価手法等を変更したことから、60年時点の疲労累積係数を比較する。	過去約10年間の保全実績について、現状保全に追加が必要な場合、個別評価書に記載する。 また、30年目の高経年化技術評価の結果、経年劣化に関する保全が有効でなかったため生じたと考えられるトラブル事象について、その評価を実施する。	30年目の評価での予測が妥当かどうか検証する。
中性子照射脆化	原子炉圧力容器(胴)	・監視試験片の取り出しを実施したことから、過去約10年間の監視試験データを反映した脆化予測と30年目の脆化予測を比較する。 ・JEAC4201-2004からJEAC4201-2007/2013追補版に変更したことから60年時点の脆化予測を比較する。		30年目の長期保守管理方針の有効性を検証する。
照射誘起型応力腐食割れ	炉内構造物(炉心シュ라우드等)	30年目と40年目の評価における60年時点での累積照射量等を比較する。		30年目の長期保守管理方針の有効性を検証する。
2相ステンレス鋼の熱時効	原子炉再循環ポンプ等	熱時効劣化予測評価及び想定欠陥による破壊評価を実施する。		(該当なし)
電気・計装品の絶縁低下	事故時雰囲気内での機能要求のあるケーブル等	30年目時点と40年目時点の評価結果を比較する。(原子力発電所のケーブル経年劣化評価ガイドを反映した評価、実機プラントの環境(温度・放射線)調査結果及び製造メーカーの違いを反映)		30年目の長期保守管理方針の有効性を検証する。
コンクリートの強度低下及び遮蔽能力低下	原子炉建屋等	30年目時点と40年目時点の評価結果を比較する。(コンクリートの強度低下及び遮蔽能力低下の要因となる要素毎の有意な変動の有無について確認する)		(該当なし)

①経年劣化傾向の評価

30年目の高経年化技術評価で予測した経年劣化の発生，進展傾向と，過去約10年間の実機データの傾向が乖離していないか評価し，乖離が認められる場合には，安全基盤研究の成果等を必要に応じ考慮し，劣化状況評価に反映した。

具体的には，「主要6事象^{注)}」並びにそれ以外の日常劣化管理事象も評価の対象とした。

注：原子力規制委員会の「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」に示された「低サイクル疲労」，「中性子照射脆化」，「照射誘起型応力腐食割れ」，「2相ステンレス鋼の熱時効」，「電気・計装品の絶縁低下」及び「コンクリートの強度低下及び遮蔽能力低下」

1. 低サイクル疲労

低サイクル疲労の評価について、30年目の高経年化技術評価と劣化状況評価について、疲労累積係数の比較を実施した。主要な疲労累積係数の比較を表1-1に、評価用過渡回数の比較を表1-2に示す。

主な相違としては、過去約10年間（東北地方太平洋沖地震に伴う長期停止を含む）の供用実績を反映した過渡回数の変更に伴う相違と、使用環境を考慮した疲労評価に使用する規格を社団法人 日本機械学会「発電用原子力設備規格環境疲労評価手法（2006年版）JSME S NF1-2006」から同「発電用原子力設備規格日本機械学会環境疲労評価手法（2009年版）JSME S NF1-2009」に変更したことによる相違が挙げられる。

原子炉压力容器等の60年時点での疲労累積係数は、30年目評価よりも40年目評価の方が小さくなっている部位も存在するが、これは供用実績を考慮した60年時点の推定過渡回数が30年目評価時より少なくなったためである。

なお、全ての機器の低サイクル疲労の評価では、過去約10年間の供用実績他を反映した過渡回数に変更するとともに、環境疲労評価手法を変更している。

評価結果はいずれも許容値1以下であること、及び定期的に超音波探傷検査等を実施し、異常のないことを確認できていることから、低サイクル疲労に対する30年目の評価及びそれ以降の保全は有効であったと評価できる。

表 1-1 (1/3) 東海第二発電所 主要な低サイクル疲労による疲労累積係数の予測評価の比較

機器・設備	部位	60年時点の予測値 (()内は環境疲労を考慮した値)		相違の主な理由 (各部位共通の相違：過去約10年間供用実績を反映した60年時点の推定過渡回数の変更を除く)	
		30年目評価	40年目評価		
ポンプ	ケーシングと配管の溶接部	0.0000 (0.0001)	0.0000 (0.0000)	発電用原子炉設備規格 環境疲労評価手法の変更 (JSME S NF1-2006→2009)	
原子炉圧力容器	主フランジ	0.0188	0.0177	発電用原子炉設備規格 環境疲労評価手法の変更 (JSME S NF1-2006→2009) *1：荷重条件の見直しによる評価点の変更。 *2：評価点は変更ないが、環境疲労評価手法変更により、環境効果補正係数が、30年目の約1.1倍になっている。	
	スタッドボルト	0.2349	0.2526		
	給水ノズル	0.1528 (0.4817)	0.1270*1 (0.6146) *2		
	下鏡	0.0298 (-)	0.0416 (0.4475)		
	支持スカート	0.5710	0.5691		
容器	機械ペネトレーション	主蒸気配管貫通部	0.0071	0.0071	原子炉格納容器内圧力のパラメーターを「設計圧力：279 kPa」から「最高使用圧力：310 kPa」に変更
		給水系配管貫通部	0.0050	0.0064	
配管	ステンレス鋼配管	原子炉再循環系	0.0155 (0.1168)	0.0067*3 (0.1182)	発電用原子炉設備規格 環境疲労評価手法の変更 (JSME S NF1-2006→2009) *3：解析用モデルは、サポート補強対策（設計）を考慮したモデルで評価を実施。
	炭素鋼配管	原子炉系(純水部)	0.1099 (0.6030)	0.1423*3 (0.5799)	発電用原子炉設備規格 環境疲労評価手法の変更 (JSME S NF1-2006→2009) *3：解析用モデルは、サポート補強対策（設計）を考慮したモデルで評価を実施。
		原子炉系(蒸気部)	0.0691	0.0853*3	*3：解析用モデルは、サポート補強対策（設計）を考慮したモデルで評価を実施。

表 1-1 (2/3) 東海第二発電所 主要な低サイクル疲労による疲労累積係数の予測評価の比較

機器・設備	部位	60年時点の予測値 (()内は環境疲労を考慮した値)		相違の主な理由 (各部位共通の相違：過去約10年間供用実績を反映した60年時点の推定過渡回数の変更を除く)	
		30年目評価	40年目評価		
弁	仕切弁	原子炉再循環 ポンプ出口弁 弁箱	0.0069*2 (0.0862)*2	0.0015*1*2 (0.0338)*2*3	発電用原子炉設備規格 環境疲労評価手法の変更 (JSME S NF1-2006→2009) *1：第24回定期検査にて弁一式新製交換。 *2：40年目評価では、疲労累積係数の算出手法を、社団法人日本機械学会 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (JSME S NC1-2005 (2007年追補版を含む)) 弁の疲労評価VVB-3370に基づき算出しているが、30年目評価では保守的な評価として上記VVB-3370の中で「起動・停止」と「起動・停止以外」に区分せず算出している。 *3：環境疲労評価手法変更により、環境効果補正係数が、30年目の約1.8倍になっている。
		原子炉給水 止め弁 弁箱	0.1074*4 (0.3239)*4	0.0587*4 (0.5373)*4*5	発電用原子炉設備規格 環境疲労評価手法の変更 (JSME S NF1-2006→2009) *4：40年目評価では、疲労累積係数の算出手法を、社団法人日本機械学会 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (JSME S NC1-2005 (2007年追補版を含む)) 弁の疲労評価VVB-3370に基づき算出しているが、30年目評価では保守的な評価として上記VVB-3370の中で「起動・停止」と「起動・停止以外」に区分せず算出している。 *5：環境疲労評価手法変更により、環境効果補正係数が、30年目の約3倍になっている。
	逆止弁	原子炉給水 逆止弁 弁箱	0.0816 (0.2605)	0.0862 (0.8848)*6	発電用原子炉設備規格 環境疲労評価手法の変更 (JSME S NF1-2006→2009) *6：環境疲労評価手法変更により、環境効果補正係数が、30年目の約3倍になっている。

表 1-1 (3/3) 東海第二発電所 主要な低サイクル疲労による疲労累積係数の予測評価の比較

機器・設備	部位	60年時点の予測値 (()内は環境疲労を考慮した 値)		相違の主な理由 (各部位共通の相違：過去約10年間供用実績を反映した60年時 点の推定過渡回数の変更を除く)
		30年目評価	40年目評価	
弁	主蒸気隔離弁弁箱	0.2344	0.2278	
	原子炉再循環ポン プ流量制御弁弁箱	—	0.0033 (0.0738)	30年目は、疲労評価未実施。
炉内構造物	炉心シュラウド	0.0005 (0.0019) *1	0.0014 (0.0351) *1,*2	環境疲労評価手法 発電用原子炉設備規格 環境疲労評価手法の変更 (JSME S NF1- 2006→2009) *1：30年目評価は詳細評価手法、40年目評価は係数倍法を選定し た。 *2：環境疲労評価手法変更により、環境効果補正係数が、30年目 の約6倍になっている。
	シュラウド サポート	0.0217 (0.0370)	0.0230 (0.0647) *3	発電用原子炉設備規格 環境疲労評価手法の変更 (JSME S NF1- 2006→2009) *3：環境疲労評価手法変更により、環境効果補正係数が、30年目 の約1.7倍になっている。

表 1-2 東海第二発電所 疲労評価用過渡条件の比較

No.	事 象	60年時点の推定回数		
		30年目評価	40年目評価※	
			評価期間①	評価期間②
1	ボルト締付	50	49	48
2	耐圧試験	143	135	132
3	起動（昇温）	116	113	110
4	起動（タービン起動）	116	113	110
5	夜間低出力運転（出力75%）	115	123	120
6	週末低出力運転（出力50%）	185	167	165
7	制御棒パターン変更	187	180	176
8	給水加熱機能喪失（発電機トリップ）	0	1	1
9	給水加熱機能喪失 （給水加熱器部分バイパス）	0	1	1
10	スクラム（タービントリップ）	23	23	22
11	スクラム（原子炉給水ポンプ停止）	5	6	6
12	スクラム（その他）	25	24	24
13	停止	115	114	111
14	ボルト取外し	49	50	49

※運転開始後 60 年時点の推定過渡回数は、冷温停止状態が維持される期間として 2 つの期間のいずれかを評価条件とし設定・算定している。期間ごとにおける主要疲労評価対象機器を、以下に示す。

- ① 2011 年 3 月～2019 年 8 月：原子炉圧力容器（ノズル他）、炉内構造物
- ② 2011 年 3 月～2020 年 8 月：原子炉圧力容器（主フランジ、スタッドボルト）、配管、弁他

2. 中性子照射脆化

a) 関連温度

東海第二発電所の30年目高経年化技術評価実施後，2014年に第4回目の照射試験片の取り出しを実施し，照射脆化の監視試験を実施した。なお，脆化予測法をJEAC4201-2004から変更し，JEAC4201-2007[2013年追補版]の関連温度移行量（ ΔRT_{NDT} ）の予測法に基づく評価結果を記載している。その結果を表2-1に示す。

評価結果は脆化予測式による予測を逸脱しておらず，特異な脆化は認められない。

b) 上部棚吸収エネルギー

上部棚吸収エネルギーについて，表2-1に示す。減少率予測方法をJEAC4201-2004から変更し，JEAC4201-2007[2013年追補版]の上部棚吸収エネルギー減少率（ ΔUSE ）の予測式に基づく評価結果を記載している。

評価結果は，いずれの部位も許容値である68 Jを満足していること並びに有意な低下は認められていないことから，特異な脆化は認められない。

また，定期的に超音波探傷検査を実施し，有意な欠陥のないことを確認できている。

さらに，運転期間延長認可申請に際して実施した特別点検において，原子炉压力容器炉心領域部の母材及び溶接部に対して超音波探傷検査を実施した結果，中性子照射脆化による脆性破壊の起点となるような有意な欠陥は認められなかった。

以上のことから，原子炉压力容器の照射脆化については，30年目の評価及びそれ以降の保全是有効であったと評価できる。

表 2-1 東海第二発電所 原子炉圧力容器 関連温度と上部棚吸収エネルギーの比較

機器・設備	項目	部位	60年時点の予測値		相違の主な理由
			30年目評価	40年目評価	
			JEAC4201-2004	JEAC4201-2007 [2013年追補版]	
原子炉 圧力容器	関連温度 (°C)	胴部(母材)	-12	11	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第4回監視試験結果を反映 ・ JEAC4201-2004からJEAC4201-2007 [2013年追補版]に変更
		胴部(溶接金属)	-23	6	
	上部棚吸収 エネルギー (J)	胴部(母材)	110	111	
		胴部(溶接金属)	150	151	
		胴部(熱影響部)	111	112	

3. 照射誘起型応力腐食割れ

BWR環境下のステンレス鋼については、中性子照射を受けると材料自身の応力腐食割れの感受性が高まるとともに、材料周辺の腐食環境が水の放射線分解により厳しくなることが知られている。照射誘起型応力腐食割れは、この状況に引張応力場が重畳されると粒界型応力腐食割れを生じる現象である。

BWR環境下のステンレス鋼については、国内外における各種試験データより、比較的高い累積照射量（SUS304において 5×10^{20} n/cm²[E > 1 MeV]）以上の中性子照射を受けた場合に応力腐食割れが発生している。このため、これを照射誘起型応力腐食割れの発現しきい値としている。

炉心シュラウド、上部格子板、炉心支持板、周辺燃料支持金具、制御棒案内管は、炉心を取り囲む機器であり高い中性子照射を受けるため、照射誘起型応力腐食割れの感受性が増加する可能性がある。運転開始後60年時点の予想照射量の最大値は上部格子板の約 2.9×10^{21} n/cm² であり、照射誘起型応力腐食割れの発生する可能性は否定できない。

以上の知見を踏まえ、炉内構造物のステンレス鋼を使用している機器のうち、構造上最も累積中性子照射量の厳しくなる上部格子板を代表部位とし、実機の中性子照射量について、その結果を30年目評価結果と比較して表3-1に示す。

上部格子板については、グリッドプレートにおいてしきい照射量を超えるものの、溶接部はなく、運転中の差圧、熱、自重等に起因する引張応力成分は低く、照射誘起型応力腐食割れの主要因となる可能性はないと評価する。

また、炉心シュラウド、上部格子板、炉心支持板、周辺燃料支持金具、制御棒案内管については、維持規格及びガイドラインに基づき計画的に水中テレビカメラによる目視点検並びに長期保守管理方針に基づきMVT-1による目視点検を実施しており、これまでの目視点検において、有意な欠陥は確認されていない。

したがって、30年目の評価及びそれ以降の保全は有効であったと考える。

表 3-1 東海第二発電所 炉内構造物の主要なステンレス鋼の照射誘起型応力腐食割れ評価結果の比較

部位	評価時期 (年)	実機条件			可能性評価	相違の主な理由
		中性子照射量*1 [n/cm ² :E>1MeV]	材料	発現しきい値 [n/cm ² :E>1MeV]		
上部格子板	30	2.9×10^{22}	SUS 304	5.0×10^{20}	グリッドプレートにおいてしきい照射量を超えるものの、溶接部はなく、運転中の差圧、熱、自重等に起因する引張応力成分は低く、照射誘起型応力腐食割れの主要因となる可能性はないと評価する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転実績及び計画の反映。 ・ 炉心内発生線源強度に関し「均一分布」から「相対出力分布値」を考慮し精緻化*2した方法により算出した。
	40	2.9×10^{21}				

*1: 中性子照射量レベルは運転開始後60年時点での各部位の推定最大中性子照射量レベルを示す。

*2: 30年目の評価の際は、炉心内の中性子発生分布は一定としていたが、40年目の評価では、中性子の発生分布は炉心内の出力分布に比例するとして評価を実施した。出力分布を考慮すると、中性子発生分布は炉心の中央部は高いが、周辺部は低くなる。

4. 2相ステンレス鋼の熱時効

2相ステンレス鋼の熱時効の評価において、30年目の評価では、2相ステンレス鋼を使用している原子炉再循環ポンプケーシングや羽根車及び原子炉再循環ポンプ入口弁の弁箱、弁ふた等は通常運転時の使用温度が約280℃程度であり、熱時効が問題となる高温の約290℃にはならないため、健全性評価上問題となるものではないと判断していたが、40年目の評価では定量的な評価を実施した。

2相ステンレス鋼の熱時効に対する定量的な評価として、熱時効による靱性低下及び機器の健全性に影響を及ぼすフェライト量及び発生応力の多寡の観点から、原子炉再循環ポンプのケーシング、原子炉再循環ポンプ入口弁の弁箱を代表評価対象部位として、運転開始後60年時点までの疲労き裂に通常運転状態で働く荷重に加えて地震発生時の荷重を考慮したき裂の安定性評価を実施した結果、当該機器は不安定破壊することはなく、健全性評価上問題とならないこと、及び目視点検又は超音波探傷検査を実施し、異常の無いことを確認していることから、30年目の評価及びそれ以降の保全が有効であったと考える。

5. 電気・計装品の絶縁低下

電気・計装品の絶縁特性低下のうち、ケーブルの絶縁特性低下に対する30年目と40年目の評価を比較した結果を表5-1に示す。

ケーブルの40年目の評価では、「原子力発電所電線ケーブルの環境試験方法ならびに耐延焼性試験方法に関する推奨案（電気学会技術報告 第Ⅱ-139号 1982年11月）」をもとに設計基準事故時及び重大事故等時の評価を踏まえた健全性確認を行うとともに「原子力発電所のケーブル経年劣化評価ガイド（JNES-RE-2013-2049）」に基づく設計基準事故時の評価もあわせて行い、「低圧KGBケーブル」は、60年の通常運転期間及び設計基準事故時雰囲気において、「高圧難燃CVケーブル」、「低圧CVケーブル」、「低圧難燃CVケーブル」は、60年の通常運転期間、設計基準事故時雰囲気及び重大事故等時雰囲気において絶縁性能を維持できることを確認した。

なお、「低圧難燃PNケーブル」は、28年の通常運転期間（一部線種は15年）及び事故時雰囲気において絶縁性能を維持できることを確認しており、評価期間を迎える前にケーブルを引替えることで60年の通常運転期間、設計基準事故時雰囲気及び重大事故等時雰囲気において絶縁性能を維持できると評価する。

ケーブル以外の事故時雰囲気内で機能要求がある電気・計装品について、以下に概要を示す。

a) 電気ペネトレーション

30年目の評価で電気ペネトレーション（モジュール型）については、当該品（海外製）による評価となっていなかったため、当該品による健全性評価試験を実施したが、良好な結果が得られなかったことから、60年間の健全性が確認されている現行品（国内製）に取替えることとした。

当該品（海外製）については、健全性が確認された現行品（国内製）へ取替えることで、60年の通常運転期間、設計基準事故時雰囲気及び重大事故等時雰囲気において絶縁を維持できると評価する。

b) 電動弁用駆動部

30年目の評価では、原子炉格納容器内及び原子炉格納容器外電動弁用駆動部の実機同等品による長期健全性試験結果から、40年通常運転期間及び設計基準事故時雰囲気において絶縁性能を維持できると評価した。40年目の評価では、原子炉格納容器内及び原子炉格納容器外電動弁用駆動部の実機同等品による60年の運転を想定した長期健全性試験を実施し、原子炉格納容器内及び原子炉格納容器外（原子炉建屋）の電動弁駆動部は、60年の通常運転期間、設計基準事故時雰囲気及び重大事故等時雰囲気において、原子炉格納容器外（主蒸気トンネル室）の電動弁駆動部は、50年の通常運転期間、設計基準事故時雰囲気及び重大事故等時雰囲気において絶縁性能を維持できることを確認した。

c) プロセス設備

30年目の評価では、点検結果を確認する評価方法であったが、今回の40年目評価では型式試験で健全性が確認された期間内に取替える定期取替品とした。

回転数検出器（電磁ピックアップ式）の30年目の評価は、設置環境条件（温度、放射線）をもとに回転数検出器の耐熱性、耐放射線性について文献データ等を用いて健全性を評価した結果、60年間の運転期間及び事故時雰囲気において健全性を維持できることを確認した。40年目の評価では、東海第二で使用している回転数検出器の40年間の運転期間及び事故時雰囲気を想定した健全性試験結果を確認した。当該検出器は、運転開始後14年に設置しており、設置後40年を迎える前に取替えることにより、60年間の通常運転期間及び設計基準事故時雰囲気において健全性を維持できることを確認した。

d) ケーブル接続部

① 端子台接続

30年目の評価では、実機相当品による長期健全性試験結果から、40年の通常運転期間及び設計基準事故時雰囲気において絶縁性能を維持できると評価した。40年目の評価では、原子炉格納容器内設置の端子台は、38年間使用した実機端子台を供試体に設計基準事故時条件による蒸気曝露試験を行い、38年の通常運転期間、設計基準事故時雰囲気及び重大事故等時雰囲気において絶縁を維持できることを確認した。

なお、原子炉格納容器内設置の端子台については、今停止期間中に取替を行うことで、60年の通常運転期間、設計基準事故時雰囲気及び重大事故等時雰囲気において絶縁を維持できると評価する。

原子炉建屋内設置の端子台は、12年間使用した実機端子台を供試体に48年相当の劣化付与を行い、設計基準事故時条件による蒸気曝露試験を行った結果、60年の通常運転期間、設計基準事故時雰囲気及び重大事故等時雰囲気において絶縁を維持できることを確認した。

② 同軸コネクタ

30年目の評価では、実機相当品による健全性試験を実施し、この結果及びUL規格による熱劣化評価に基づき健全性を評価した結果、60年の運転期間及び事故時雰囲気において絶縁性能を維持できることを確認した。40年目の評価では、実機同等品による長期健全性評価結果から、60年の通常運転期間、設計基準事故時雰囲気及び重大事故等時雰囲気において絶縁を維持できることを確認した。なお、今停止期間中に設置される同軸コネクタ（放射線計測用、格納容器外）は、追加保全項目として、長期健全性評価結果から得られた評価期間に至る前に取替を行うことで、60年の通常運転期間、設計基準事故時雰囲気及び重大事故等時雰囲気において絶縁を維持できると評価する。

③ スプライス接続

スプライス接続は、実機同等品による長期健全性試験結果から、60年の通常運転期間、設計基準事故時雰囲気及び重大事故等時雰囲気において絶縁を維持できることを確認した。

表5-1(1/5) ケーブル健全性評価結果の比較

設備	機器名称	30年目評価結果	40年目評価結果	相違の主な理由
高圧ケーブル	CVケーブル	<ul style="list-style-type: none"> 東海第二発電所で使用されている同仕様のケーブルにて、電気学会推奨案**に基づく健全性評価により、60年間の絶縁性能を維持できると評価。(設計基準事故を想定) 	—	<ul style="list-style-type: none"> 新規規制基準対応の防火対策により、東海第二発電所に敷設している高圧ケーブルは難燃CVケーブルへ全数引替えるため、40年時の評価は不要となった。
	難燃CVケーブル	<ul style="list-style-type: none"> 東海第二発電所で使用されているケーブルと同じ絶縁体を有するケーブルにて、電気学会推奨案**に基づく健全性評価により、60年間の絶縁性能を維持できると評価。(設計基準事故を想定) 	<ul style="list-style-type: none"> 東海第二発電所で使用されているケーブルの同等品を用いて、電気学会推奨案**に基づく健全性の確認を行い、60年間の絶縁性能を維持できると評価。(設計基準事故と重大事故等を想定) 	<ul style="list-style-type: none"> 設計基準事故時の評価に加え、重大事故等時の条件による評価を追加。
低圧ケーブル	CNケーブル	<ul style="list-style-type: none"> 東海第二発電所で使用されている異なる製造メーカーのCVケーブルにて、電気学会推奨案**に基づく健全性の確認を行い、約50年間の絶縁性能を維持できると評価。(設計基準事故を想定) 	—	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器内で使用されているCNケーブルについては、難燃PNケーブルへ全数引替えるため、40年時の評価は不要となった。
	CVケーブル	<ul style="list-style-type: none"> 東海第二発電所で使用されている異なる製造メーカーのCVケーブルにて、電気学会推奨案**に基づく健全性の確認を行い、60年間の絶縁性能を維持できると評価。(設計基準事故を想定) 	<ul style="list-style-type: none"> 東海第二発電所で使用されている異なる製造メーカーのCVケーブルにて、電気学会推奨案**に基づく健全性の確認を行い、60年間の絶縁性能を維持できると評価。(設計基準事故と重大事故等を想定) 東海第二発電所で使用されているケーブルの同等品を用いて、ACAガイド*に取りまとめられている経年劣化手法にて、健全性の確認を行い、60年間の絶縁性能を維持できると評価。(設計基準事故を想定) 	<ul style="list-style-type: none"> 30年目の評価に用いた電気学会推奨案**による評価に加え、ACAガイド*に基づいた評価を追加。 設計基準事故時の評価に加え、重大事故等時の条件による評価を追加。

* ACAガイド:原子力発電所のケーブル経年劣化評価ガイド (JNES-RE-2013-2049)

** 電気学会推奨案:電気学会技術報告 (II部) 「原子力発電所電線ケーブルの環境試験方法ならびに耐延焼性試験方法に関する推奨案」

表5-1(2/5) ケーブル健全性評価結果の比較

設備	機器名称	30年目評価結果	40年目評価結果	相違の主な理由
低圧ケーブル	難燃CVケーブル	<ul style="list-style-type: none"> 東海第二発電所で使用されている同仕様のケーブルにて、電気学会推奨案**に基づく健全性の確認を行い、60年間の絶縁性能を維持できると評価。(設計基準事故を想定) 	<ul style="list-style-type: none"> 東海第二発電所で使用されているケーブルの同等品を用いて、電気学会推奨案**に基づく健全性の確認を行い、60年間の絶縁性能を維持できると評価。(設計基準事故と重大事故等を想定) 東海第二発電所で使用されているケーブルの同等品を用いて、ACAガイド*に取りまとめられている経年劣化手法にて、健全性の確認を行い、60年間の絶縁性能を維持できると評価。(設計基準事故を想定) 	<ul style="list-style-type: none"> 30年目の評価に用いた電気学会推奨案**による評価に加え、ACAガイド*に基づいた評価を追加。 設計基準事故時の評価に加え、重大事故等時の条件による評価を追加。
	KGBケーブル	<ul style="list-style-type: none"> 東海第二発電所で使用されているケーブルと異なる製造メーカーのKGBケーブルにて、電気学会推奨案**に基づく健全性の確認を行い、60年間の絶縁性能を維持できると評価。(設計基準事故を想定) 	<ul style="list-style-type: none"> 東海第二発電所で使用されているケーブルの同等品を用いて、電気学会推奨案**に基づく健全性の確認を行い、60年間の絶縁性能を維持できると評価。(設計基準事故を想定) 東海第二発電所で使用されているケーブルの同等品を用いて、ACAガイド*に取りまとめられている経年劣化手法にて、健全性の確認を行い、60年間の絶縁性能を維持できると評価。(設計基準事故を想定) 	<ul style="list-style-type: none"> 30年目の評価に用いた電気学会推奨案**による評価に加え、ACAガイド*に基づいた評価を追加。
	難燃PNケーブル	<ul style="list-style-type: none"> 東海第二発電所で使用されている同仕様のケーブルにて、電気学会推奨案**に基づく健全性の確認により、60年間の絶縁性能を維持できると評価。(設計基準事故を想定) 	<ul style="list-style-type: none"> 東海第二発電所で使用されているケーブルの同等品を用いて、電気学会推奨案**をもとに健全性の確認を行い、30年間(制御用は15年間)、原子炉格納容器内に敷設されている一部ケーブルについては、実機環境温度毎に評価した期間内にケーブルの取替を実施することで、絶縁性能を維持できると評価。(重大事故等を想定) 東海第二発電所で使用されているケーブルの同等品を用いて、ACAガイド*に取りまとめられている経年劣化手法にて、健全性の確認を行い、28年間の絶縁性能を維持できると評価。(設計基準事故を想定) 	<ul style="list-style-type: none"> 30年目の評価に用いた電気学会推奨案**による評価に加え、ACAガイド*に基づいた評価を追加。 設計基準事故時の評価に加え、重大事故等時の条件による評価を追加。

* ACAガイド:原子力発電所のケーブル経年劣化評価ガイド (JNES-RE-2013-2049)

** 電気学会推奨案:電気学会技術報告(Ⅱ部)「原子力発電所電線ケーブルの環境試験方法ならびに耐延焼性試験方法に関する推奨案」

表5-1(3/5) ケーブル健全性評価結果の比較

設備	機器名称	30年目評価結果	40年目評価結果	相違の主な理由
同軸ケーブル	難燃一重同軸ケーブル (絶縁体が架橋ポリエチレン)	<ul style="list-style-type: none"> 東海第二発電所で使用されているケーブルと絶縁体仕様が類似するケーブルにて、電気学会推奨案**に基づく健全性の確認により、60年間の絶縁性能を維持できると評価。(設計基準事故を想定) 	<ul style="list-style-type: none"> 東海第二発電所で使用されているケーブルの同等品を用いて、電気学会推奨案**に基づく健全性の確認を行い、60年間の絶縁性能を維持できると評価。(設計基準事故と重大事故等を想定) 東海第二発電所で使用されているケーブルの同等品を用いて、ACAガイド*に取りまとめられている経年劣化手法にて、30年間の健全性の確認を行った。なお、当該ケーブルは2009年(運転開始後31年)に取替を実施しており、これを考慮すると運転開始から60年間の絶縁性能を維持できると評価。(設計基準事故を想定) 	<ul style="list-style-type: none"> 30年目の評価に用いた電気学会推奨案**による評価に加え、ACAガイド*に基づいた評価を追加。 設計基準事故時の評価に加え、重大事故等時の条件による評価を追加。
	難燃一重同軸ケーブル (絶縁体が耐放射線性架橋ポリオレフィン)	<ul style="list-style-type: none"> 東海第二発電所で使用されているケーブルと絶縁体仕様が類似するケーブルにて、電気学会推奨案**に基づく健全性の確認により、60年間の絶縁性能を維持できると評価。(設計基準事故を想定) 	—	<ul style="list-style-type: none"> 30年目の評価後に難燃一重同軸ケーブル(絶縁体が耐放射線性架橋ポリオレフィン)から難燃一重同軸ケーブル(絶縁体が架橋ポリエチレン)に取替を実施したため、40年目の評価は不要となった。

* ACAガイド:原子力発電所のケーブル経年劣化評価ガイド (JNES-RE-2013-2049)

** 電気学会推奨案:電気学会技術報告(Ⅱ部)「原子力発電所電線ケーブルの環境試験方法ならびに耐延焼性試験方法に関する推奨案」

表5-1(4/5) ケーブル健全性評価結果の比較

設備	機器名称	30年目評価結果	40年目評価結果	相違の主な理由
同軸ケーブル	難燃一重同軸ケーブル (絶縁体が架橋ポリオレフィン)	<ul style="list-style-type: none"> 東海第二発電所で使用されているケーブルと絶縁体仕様が類似するケーブルにて、電気学会推奨案**に基づく健全性の確認により、60年間の絶縁性能を維持できると評価。(設計基準事故を想定) 	<ul style="list-style-type: none"> 東海第二発電所で使用されているケーブルの同等品を用いて、電気学会推奨案**に基づく健全性の確認を行い、60年間の絶縁性能を維持できると評価。(設計基準事故と重大事故等を想定) 東海第二発電所で37年間使用した当該ケーブルを供試体として、ACAガイド*に取りまとめられている経年劣化手法にて、23年間の健全性の確認を行った。これを考慮すると運転開始から60年間の絶縁性能を維持できると評価。(設計基準事故を想定) 	<ul style="list-style-type: none"> 30年目の評価に用いた電気学会推奨案**による評価に加え、ACAガイド*に基づいた評価を追加。 設計基準事故時の評価に加え、重大事故等時の条件による評価を追加。
	難燃三重同軸ケーブル	<ul style="list-style-type: none"> 東海第二発電所で使用されている同仕様のケーブルにて、電気学会推奨案**に基づく健全性の確認により、60年間の絶縁性能を維持できると評価。(設計基準事故を想定) 	<ul style="list-style-type: none"> 東海第二発電所で使用されているケーブルの同等品を用いて、電気学会推奨案**に基づく健全性の確認を行い、60年間の絶縁性能を維持できると評価。(設計基準事故と重大事故等を想定) 東海第二発電所で37年間使用した絶縁体仕様が類似するケーブルを供試体として、ACAガイド*に取りまとめられている経年劣化手法にて、23年間の健全性の確認を行った。これを考慮すると運転開始から60年間の絶縁性能を維持できると評価。(設計基準事故を想定) 	<ul style="list-style-type: none"> 30年目の評価に用いた電気学会推奨案**による評価に加え、ACAガイド*に基づいた評価を追加。 設計基準事故時の評価に加え、重大事故等時の条件による評価を追加。

* ACAガイド:原子力発電所のケーブル経年劣化評価ガイド (JNES-RE-2013-2049)

** 電気学会推奨案:電気学会技術報告 (II部) 「原子力発電所電線ケーブルの環境試験方法ならびに耐延焼性試験方法に関する推奨案」

表5-1(5/5) ケーブル健全性評価結果の比較

設備	機器名称	30年目評価結果	40年目評価結果	相違の主な理由
同軸ケーブル	難燃二重同軸ケーブル	—	<ul style="list-style-type: none"> ・東海第二発電所で設置を予定しているケーブルにて、電気学会推奨案**に基づく健全性の確認を行い、60年間の絶縁性能を維持できると評価。(設計基準事故と重大事故等を想定) ・東海第二発電所で設置を予定しているケーブルと同じ絶縁体を有するケーブルにて、ACAガイド*に取りまとめられている経年劣化手法にて、健全性の確認を行い、60年間の絶縁性能を維持できると評価。(設計基準事故を想定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・30年目の評価に用いた電気学会推奨案**による評価に加え、ACAガイド*に基づいた評価を追加。 ・設計基準事故時の評価に加え、重大事故等時の条件による評価を追加。 ・重大事故等対処設備に属する機器として設置予定のため、40年目評価を追加。
	難燃六重同軸ケーブル	<ul style="list-style-type: none"> ・東海第二発電所で使用されている同仕様のケーブルにて、電気学会推奨案**に基づく健全性の確認により、約31年間の絶縁性能を維持できると評価でき、難燃六重同軸ケーブルは、運転開始後21年に取替を実施しており、これを考慮すると運転開始から約52年間の絶縁性能を維持できると評価。(設計基準事故を想定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・東海第二発電所で使用されているケーブルの同等品を用いて、電気学会推奨案**に基づく41年間の健全性の確認を行った。なお、当該ケーブルは1999年(運転開始後21年)に取替を実施しており、これを考慮すると運転開始から60年間の絶縁性能を維持できると評価。(設計基準事故と重大事故等を想定) ・東海第二発電所で使用されているケーブルと絶縁体仕様が類似するケーブルにて、ACAガイド*に取りまとめられている経年劣化手法にて、30年間の健全性の確認を行った。なお、当該ケーブルは1999年(運転開始後21年)に取替を実施しており、これを考慮すると運転開始から51年間の絶縁性能を維持できると評価。(設計基準事故を想定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・30年目の評価に用いた電気学会推奨案**による評価に加え、ACAガイド*に基づいた評価を追加。 ・設計基準事故時の評価に加え、重大事故等時の条件による評価を追加。

* ACAガイド:原子力発電所のケーブル経年劣化評価ガイド (JNES-RE-2013-2049)

** 電気学会推奨案:電気学会技術報告(Ⅱ部)「原子力発電所電線ケーブルの環境試験方法ならびに耐延焼性試験方法に関する推奨案」

6. コンクリートの強度低下及び遮蔽能力低下

コンクリートの強度低下及び遮蔽能力低下に対する30年目と40年目の評価を比較した結果を表6-1に示す。

劣化事象を生じる可能性がある要因について、30年目と40年目の評価を比較した結果、いずれも劣化事象が生じない、又は生じているが軽微(運転開始60年時点での評価値がしきい値以下)であり、評価結果に相違はなかったこと、並びに定期的に目視確認及び非破壊試験等を実施し異常がないことを確認していることから、30年目の評価及びそれ以降の保全が有効であったと考える。

放射線照射による強度低下については、40年目の評価において、稼働率の見直しによる照射量の再計算を実施したが、健全性に問題ないことを確認している。

中性化による強度低下については、40年目の評価において、環境条件、特別点検にて確認した結果を踏まえ再選定した評価点の60年経過時点の評価を行い、健全性に問題ないことを確認している。

塩分浸透による強度低下については、40年目の評価において、環境条件、特別点検にて確認した結果を踏まえ評価点を再選定し、塩化物イオン濃度を用いて60年経過時点での鉄筋の腐食減量の評価を行い、健全性に問題ないことを確認している。

表6-1(1/2) コンクリートの強度低下及び遮蔽能力低下の評価結果の比較

分類	要因	30年目評価	40年目評価	相違の主な理由
コンクリートの強度低下	熱	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉圧力容器支持脚部と原子炉ペDESTALコンクリートとの接触面の最高温度は、約52.8℃であり、温度制限値を下回っており影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉圧力容器支持脚部と原子炉ペDESTALコンクリートとの接触面周辺の実測による最高温度は約55℃以下である。また、ガンマ線による熱発生温度分布を考慮した結果、約64℃以下であり、温度制限値を下回っており影響はない。ただし、震災時に一次遮へい壁のコンクリート温度が制限値を超えた可能性があり、影響を評価した結果、震災時の最高温度での、加熱冷却後における圧縮強度が設計基準強度を上回っていることを確認した。よって、構造体の耐力は設計荷重を上回ると判断した。 	<ul style="list-style-type: none"> 通常運転時の測定結果に相違なし。 ガンマ線による熱発生温度分布を考慮した。 40年目評価にて、震災影響評価を実施した。
	放射線照射	<ul style="list-style-type: none"> 運転開始後60年時点の中性子照射量は、5.05×10^{15} n/cm²であり、基準値を下回っており影響はない。 運転開始後60年時点のガンマ線照射量は、6.98×10^6 radであり、基準値を下回っており影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 運転開始後60年時点の中性子照射量は、4.10×10^{15} n/cm²であり、基準値を下回っており影響はない。 運転開始後60年時点のガンマ線照射量は、7.80×10^4 Gy (7.80×10^6 rad)であり、基準値を下回っており影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 稼働率の見直しによる照射量の再計算を実施した。 30年目の評価点は、建設時工認の評価点を用いていたが、40年目の評価点はガンマ線最大照射量となる点を評価点に変更した。
	中性化	<ul style="list-style-type: none"> 運転開始後60年時点の中性化深さ(下記)は、設計最小かぶり厚さ(下記の[]内)と比較して余裕がある。 <廃棄物処理棟(屋内最大値)> 3.7 cm以下 [5 cm] <タービン建屋外壁(屋外最大値)> 2.2 cm以下 [3 cm] 	<ul style="list-style-type: none"> 運転開始後60年時点の中性化深さ(下記)は、鉄筋が腐食し始める時点の中性化深さ(下記の[]内)と比較して余裕がある。 <タービン建屋(屋内最大値)> 5.0 cm以下 [6.0 cm] <取水構造物(気中帯)(屋外最大値)> 1.6 cm以下 [6.4 cm] 	<ul style="list-style-type: none"> 評価点は環境条件、特別点検にて確認した結果を踏まえ、再選定した。

表 6-1 (2/2) コンクリートの強度低下及び遮蔽能力低下の評価結果の比較

分類	要因	30年目評価	40年目評価	相違の主な理由
コンクリートの強度低下	塩分浸透	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転開始後60年時点の鉄筋腐食減量(下記)は、かぶりコンクリートにひび割れが発生する時点の鉄筋腐食減量(下記の[]内)を下回っている。 <取水構造物(気中帯)> $6.3 \times 10^{-4} \text{ g/cm}^2$ $[66.2 \times 10^{-4} \text{ g/cm}^2]$ <取水構造物(干満帯)> $17.7 \times 10^{-4} \text{ g/cm}^2$ $[67.7 \times 10^{-4} \text{ g/cm}^2]$ <取水構造物(海中帯)> $1.3 \times 10^{-4} \text{ g/cm}^2$ $[64.5 \times 10^{-4} \text{ g/cm}^2]$ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転開始後60年時点の鉄筋腐食減量(下記)は、かぶりコンクリートにひび割れが発生する時点の鉄筋腐食減量(下記の[]内)を下回っている。 <取水構造物(気中帯)> $3.4 \times 10^{-4} \text{ g/cm}^2$ $[62.3 \times 10^{-4} \text{ g/cm}^2]$ <取水構造物(干満帯)> $18.1 \times 10^{-4} \text{ g/cm}^2$ $[67.7 \times 10^{-4} \text{ g/cm}^2]$ <取水構造物(海中帯)> $1.1 \times 10^{-4} \text{ g/cm}^2$ $[62.3 \times 10^{-4} \text{ g/cm}^2]$ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価点は環境条件、特別点検にて確認した結果を踏まえ、再選定した。
	機械振動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大きな振動を受けるタービン発電機架台のこれまでの目視点検において、機械の異常振動や定着部周辺コンクリートの表面の有害なひび割れ等はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大きな振動を受けるタービン発電機架台のこれまでの目視確認において、コンクリート表面において強度に支障をきたす可能性のある欠陥がないことを確認している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相違なし。
コンクリートの遮蔽能力低下	熱	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガンマ線遮へいコンクリート炉心領域部のコンクリートの最高温度は、55.4℃であり、温度制限値を下回っており影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガンマ線遮へいコンクリート炉心側のコンクリートの実測による最高温度は約55℃以下である。また、ガンマ線による熱発生温度分布を考慮した結果、約64℃以下であり、温度制限値を下回っており影響はない。ただし、震災時にコンクリート温度が制限値を超えた可能性があり、影響を評価した結果、水分逸散は生じておらず、原子炉設置(変更)許可における遮蔽能力を下回っていないと判断した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常運転時の測定結果に相違なし。 ・ ガンマ線による熱発生温度分布を考慮した。 ・ 40年目評価にて、震災影響評価を実施した。

7. 主要6事象以外の日常劣化管理事象

原子力発電所に対する保全では、機器・構造物の経年劣化が徐々に進行して最終的に故障に至ることのないよう、定期的な検査や点検等により経年劣化の兆候を早期に検知し、必要な処置を行い、事故・故障を未然に防止している。

東海第二発電所は、運転監視、巡視点検、定期的な検査及び点検により設備の健全性を確認し、経年劣化等の兆候が認められた場合には詳細な調査及び評価を行い、補修、取替等の保全を実施している。特に長期の使用によって発生する経年劣化事象については、点検により経年的な変化の傾向を把握し、故障に至る前に計画的な保全を実施している。

また、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき原子力規制委員会が行う施設定期検査を受検するとともに、定期事業者検査についても、その実施に係わる組織等の妥当性が定期安全管理審査において審査されている。

さらに、保安規定において、定期事業者検査等の対象機器に対する作業項目のうち、定期点検工事又は定期修繕工事にて実施する分解点検、開放点検等の機能回復を図るものについて、点検・補修等の結果の確認・評価について規定している。

(1) 運転監視、巡視点検

運転状態を各種指示計、記録計、計算機出力等により常時運転員が監視するとともに、原子力発電所の多種多様な設備について運転員が計画的に巡視点検を行い、機器等の健全性確認、経年劣化等の兆候の早期発見に努めている。

(2) 定期的な検査

プラントの運転中を主体に待機設備の作動確認等の定期的な検査を行い、設備の健全性確認及び経年劣化等の兆候の早期発見に努め、事故・故障の未然防止を図っている。定期的な検査のうち、工学的安全施設等の安全上重要な設備の定期的な検査の内容を保安規定に定め、これに基づく運用を行っている。

(3) 点検

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき原子力規制委員会が行う施設定期検査に合わせ、定期的にプラントを停止し、プラント全般にわたる設備の点検を、東海第二発電所 保全計画等に基づき実施して、設備の機能維持及び経年劣化等の兆候の早期発見に努め、事故・故障の未然防止を図るとともに、環境、防災の維持を図っている。また、プラントを停止せずに点検を実施できる設備については、同様の点検をプラント運転中に実施している。点検の結果は記録としてまとめ、設備の経年的な傾向を管理し、以後の点検計画に反映している。

主要6事象以外で、日常の点検により傾向管理している部位・事象について劣化状況評価結果を基に評価を行った結果、30年目の高経年化技術評価で確認された劣化傾向から大きく乖離するものは確認されなかった。したがって、30年目の高経年化技術評価で想定した劣化傾向が妥当なものであり、今後も日常点検による傾向管理を継続し、PDCA管理することで、健全性を維持することが可能であると考えている。

日常の点検により傾向管理している代表的な事象(腐食)の事例として、配管の腐食について以下に示す。

配管の腐食については、保安院指示文書(平成20・12・22 原院第4号 NISA-163c-08-5)や「日本機械学会 沸騰水型原子力発電所配管減肉管理に関する技術規格(JSME S NH1-2006)」に定められた内容に従い、「配管肉厚管理マニュアル」を策定し、管理してきた。また30年目の高経年化技術評価に基づき、長期保守管理方針を策定し「炭素鋼配管系の外面腐食」に着目し、保温材に覆われた範囲について点検要領を定め、外表面の目視点検を実施することとしていた。2010年1月に残留熱除去系配管のライニング修繕工事の中で外面の目視点検を実施していたところ、当該配管の必要最小厚さを満足せず、技術基準に適合していないことが確認された。当該減肉部は、アンカーサポートに囲まれた部位に加え、配管貫通部の封止処理に用いたモルタルがはみ出し、長期間にわたり堆積し配管外面との間に隙間を形成するとともに、雨水の浸入が重畳し、湿潤環境が継続し、減肉に至った。

ハード面の対策として、雨水浸入箇所の封止とアンカーサポートの構造見直しによる外面点検の点検不可範囲の改善を実施するとともに、配管外面の点検要領を「配管肉厚管理マニュアル」の改訂を実施し、これに基づき配管肉厚の管理を実施していることを確認した。

また、劣化状況評価書において、配管の腐食以外で、日常的な保守管理での実測値により傾向管理している部位・事象の例としては以下のようなものがある。

(1) 摩耗

- ① 残留熱除去系ポンプ電動機の主軸の摩耗
- ② 原子炉補機冷却系ポンプのケーシングリングの摩耗

(2) 腐食

- ① 補助ボイラ汽水胴・水管の腐食

(3) 絶縁特性低下

- ① 残留熱除去系ポンプ電動機の固定子コイル及び口出線・接続部品の絶縁特性低下

②保全実績の評価

30年目の高経年化技術評価の結果、現状保全の継続により健全性を維持できると評価したもののについて、過去約10年間の保全実績に基づき、その有効性を評価し課題を抽出する。課題がある場合には、今後の保全について検討し、劣化状況評価に反映する。

ここでは、30年目の高経年化技術評価の結果、経年劣化に関する保全が有効でなかったため生じたと考えられるトラブル事象を抽出し、その評価を実施した。

保全が有効でなかったため生じたと考えられるトラブル事象とは、30年目の高経年化技術評価で発生を想定できなかった部位における経年劣化事象及び30年目の高経年化技術評価が不足していた経年劣化事象に起因すると考えられる東海第二発電所で発生した以下に示すトラブル、保全品質情報をいう。

- ・原子炉隔離時冷却系タービン排気ライン逆止弁損傷に伴う運転上の制限逸脱について
- ・屋外硫酸貯蔵タンク堰内での漏えい事象について
- ・主油タンク油面変動等に伴う機器点検のための原子炉手動停止について
- ・蒸気乾燥器に確認されたひび割れについて
- ・シュラウドサポート溶接継手のひび状の指示模様について
- ・残留熱除去系海水系配管の減肉について
- ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の運転上の制限からの逸脱について
- ・蒸気乾燥器のひび調査結果について

なお、30年目の高経年化技術評価以降に東海第二発電所で発生した事故・トラブル等は、法令に基づく報告対象情報が8件、保全品質情報に係わるものが39件であった。そのうち、経年劣化事象に起因する事故・トラブル等は8件であった。

この8件の事故・トラブル等について検討した結果を参考資料として添付する。

上記8件については、30年目の高経年化技術評価で発生を想定できなかったもの及び30年目の高経年化技術評価が不足していたもの等であり、これらを含めて、30年目評価時の考え方、評価方法等の考察を実施し、劣化状況評価に適切に反映を行った。

1. 原子炉隔離時冷却系タービン排気ライン逆止弁損傷に伴う運転上の制限逸脱について

(1) 事象の概要

第23回定期検査時の調整運転中のところ、原子炉隔離時冷却系（以下「RCIC」という）の定期試験を実施後、原子炉格納容器の圧力が低下傾向にあることを確認した。原因調査を実施した結果、格納容器に封入している窒素ガスがRCICタービン排気ラインから漏えいしている可能性が高いと判断した。排気ラインの隔離弁を閉止したところ、圧力低下は止まった。

漏えいは、RCICタービン排気ラインに設置されている逆止弁のシートリークによるものと考え、分解点検を実施したところ、アームから弁体が脱落していることを確認した。

脱落の原因は、RCICタービン低速回転時に、タービン排気蒸気の凝縮により背圧が変動し、弁体が頻繁に開閉動作を行い、アームがストッパーと衝突を繰り返し、弁体とアームとを連結している弁体ネジ部に疲労割れが生じた。

ストッパーとの衝突による衝撃を緩和する目的で、衝撃緩和機構付きの弁に交換するとともに、蒸気凝縮性能が優れたスパージャに交換した。

(2) 30年目高経年化技術評価の考察

RCICタービン低速時に弁体が開閉動作を行い、アームとストッパーが衝突を繰り返すが、弁体ネジ部（弁体とアームを連結）に疲労限を超える応力が発生した。疲労割れに至る事象を想定しておらず、当該弁の点検計画に反映されなかったため、疲労き裂の発生を発見することができなかった。

(3) 劣化状況評価への反映事項

現在は、長期的な対策として衝撃緩和機構付の弁に交換されているが、以下の内容を劣化状況評価書へ記載する。

弁体ネジ部（弁体とアームを連結）の疲労割れを経年劣化事象（着目すべき経年劣化事象ではない事象）として新たに抽出する。

以下に、当該事象が発生した原子炉隔離時冷却系タービン排気ライン逆止弁の評価内容を示す。

タービン排気側に設置されている逆止弁は、タービン背圧の変動により開閉動作を繰り返し、弁体とアームを連結するねじ部に疲労割れを起こす可能性がある。当該逆止弁は、2008年の定期試験時において、弁体（ねじ部）の疲労割れによる弁体の脱落事象が発生した。対策として、衝撃緩和機構付の弁に交換するとともに、分解点検時の目視点検に加え弁体（ねじ部）の浸透探傷検査を実施しており、必要に応じて補修又は取替を行うことにより、機能を維持することとしている。

したがって、弁体（ねじ部）の疲労割れは高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではないと判断する。

2. 屋外硫酸貯蔵タンク堰内での漏えい事象について

(1) 事象の概要

定格熱出力一定運転中のところ、屋外硫酸貯蔵タンクサンプリング配管の保温材から糸状に堰内に硫酸が漏れているのを発見した。

当該サンプリングラインには電熱ヒータが設置されており、その加熱部位にピンホールが生じていた。ピンホール発生原因はヒータ加熱（設定温度65℃）により滞留液体の温度がその他の部位より常時高い温度に保持されたことにより、濃硫酸の硫酸鉄に対する溶解度が上昇することで電池効果により減肉が進行したものと推察する。

漏えい箇所の上流には隔離する弁等がないことから、タンクローリー車を用いてタンク内の硫酸を抜き取った上で、漏えい発生部位を配管上流で切断、タンクと同種材質である炭素鋼（S25C）の座を溶接、施栓を実施した。

(2) 30年目高経年化技術評価の考察

当該配管は、安全機能を有していないため、高経年化評価の対象とはならない。

当該サンプリングラインは、これまでに使用実績がないことから、切断部位を溶接により施栓補修を実施しており、さらに電熱ヒータも使用しないことを再発防止対策としており、今後同様な化学腐食（濃硫酸を高温環境下で使用する際の電池効果による減肉）の発生の可能性はないと考える。

(3) 劣化状況評価への反映事項

濃硫酸を扱っている設備についてヒータ等で常時加温しているものはないことを確認しており、評価に反映すべき事象ではない。

3. 主油タンク油面変動等に伴う機器点検のための原子炉手動停止について

(1) 事象の概要

定格熱出力一定運転中のところ、主タービン油系とタービン駆動原子炉給水ポンプ潤滑油並びに制御油系で共有している主タービン潤滑油タンク（以下「主油タンク」という）の油面異常を示す警報が発報し、その後、主油タンクの油面が徐々に低下し油面調整操作の頻度が増加し油面維持が困難となったこと、これ以上悪化すると関連機器への影響が懸念されたことから、原子炉を停止した。

主タービン油系の点検の結果、主油冷却器（B）伝熱管に摩耗が認められた。

主油冷却器の伝熱管から漏えいを生じた原因は、潤滑油が伝熱管のU字部分に流れ込む構造のために、潤滑油の流動によってU字管に僅かな振動が発生、長期間の使用によって摩耗・減肉が進行して、最終的に貫通孔が生じたものと考えられる。

漏えいが発生し抜管した当該伝熱管1本、渦流探傷検査結果の検証用のために抜管した伝熱管2本、外面傷が渦流探傷検査により検出された伝熱管3本について、施栓を実施した。

(2) 30年目高経年化技術評価の考察

主油冷却器の伝熱管について、流体による振動によりバッフルを貫通する部位に摩耗が発生する事象を想定していなかった。

(3) 劣化状況評価への反映事項

主油冷却器の伝熱管の摩耗については、着目すべき経年劣化事象ではない事象とし、技術評価を実施した。主油冷却器の伝熱管のバッフル貫通部についても摩耗に着目した外観点検（最外周部伝熱管）及び伝熱管の渦流探傷検査を定期的実施する。

以下に、当該事象が発生した主油冷却器の評価内容を示す。

伝熱管は管支持板により適切なスパンで支持することで振動を抑制しているが、内部流体の流れによりわずかな伝熱管の振動が発生し、伝熱管と管支持板が接触することにより、伝熱管拘束点において伝熱管外表面に摩耗が発生する可能性がある。さらに、伝熱管拘束点において伝熱管外面から疲労割れが発生する可能性がある。

油冷却器は、2009年の定格熱出力一定運転中に、伝熱管の摩耗による伝熱管漏えい事象が発生した。対策として、当該伝熱管に施栓を実施するとともに、分解点検時に管支持板貫通部における伝熱管の摩耗に着目した目視点検に加え、伝熱管の渦流探傷検査を実施しており、必要に応じて補修又は取替を行うことにより、機能を維持することとしている。

したがって、伝熱管の高サイクル疲労割れ及び摩耗は高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではないと判断する。

4. 蒸気乾燥器に確認されたひび割れについて

(1) 事象の概要

第24回定期検査で実施した蒸気乾燥器の外観点検において、プレナムパーテーションとフードの溶接部に3箇所、リフティングアイの回り止め溶接部に1箇所のひび割れが確認された。

当該部のひび割れは、ひび割れの形状や応力集中しやすさから流動振動等による疲労割れである可能性が高い。

確認されたひび割れは、蒸気乾燥器の機能、構造に影響を直ちに与えるものではないが、今後の運転に万全を期すため、補修方法として、ひび割れを除去し、応力集中を低減する対策を実施した。

(2) 30年目高経年化技術評価の考察

30年目評価時点では、プレナムパーテーションとフードの溶接部及びリフティングアイの回り止め溶接部のひび割れ（高サイクル疲労）については、想定される経年劣化事象としては抽出していなかった。

(3) 劣化状況評価への反映事項

プレナムパーテーションとフードの溶接部及びリフティングアイの回り止め溶接部のひび割れ（高サイクル疲労）について、現状保全にて検知できていることから、着目すべき経年劣化事象ではない事象（日常劣化管理事象）として抽出し、技術評価を実施した。

今回の補修箇所以外のフード部にもひび割れ（高サイクル疲労）の発生の可能性は否定できないことから、水中カメラによる点検を継続する。

以下に、当該事象が発生した蒸気乾燥器の評価内容を示す。

炉内構造物は炉心流による流体振動を受けるため、高サイクル疲労割れの発生が想定されるが、炉内の流体振動による高サイクル疲労については、代表機器と同様に設計段階において考慮されているため、高サイクル疲労割れが発生する可能性は小さい。

蒸気乾燥器については、第24回定期検査（2009年度）において、プレナムパーテーションの溶接部（3箇所）及びリフティングアイの廻り止め溶接部（1箇所）に高サイクル疲労と推定されるひびが認められ、補修溶接等を実施し、発生応力の低減を図っている。

蒸気乾燥器については、維持規格等に基づき計画的に水中テレビカメラによる点検を実施することとしており、これまでの上記以外の有意な欠陥は認められていない。

したがって、高サイクル疲労割れは、高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではないと判断する。

5. シュラウドサポート溶接継手のひび状の指示模様について

(1) 事象の概要

第24回定期検査中の炉内構造物検査（定期事業者検査）において、シュラウドサポート溶接継手に合計40箇所の欠陥指示を確認した。

この結果を用いて維持規格等に基づき、構造健全性評価を実施した結果、十分な裕度を有していることから、確認されたひび割れ及び仮定した周方向のひび割れが構造健全性に影響を及ぼすものではないことを確認した。

今回新たに確認された欠陥指示については、材料、応力、環境の状況から、応力腐食割れ（以下「SCC」という）と推定している。

- 1) 材料：SCC感受性のあるインコネル182が使用されている。
- 2) 応力：溶接残留応力及び運転応力により、高い引張応力が生じていたと推定される。
- 3) 環境：水素注入が行われていない期間のプラント運転中の炉水溶存酸素濃度は約200ppb程度であった。

至近の定期検査において点検を行う。その後は、隔回毎の定期検査時の継続検査とする。

なお、継続検査ではひび割れについて、今回実施した健全性評価への影響を確認し、必要に応じて再評価を行うこととしている。

(2) 30年目高経年化技術評価の考察

炉心シュラウド等は粒界型応力腐食割れを想定される経年劣化事象として抽出されており、適切に評価されている。

炉心シュラウド等のうち、シュラウドサポートのシリンダ縦溶接部については、21回定期検査にて粒界型応力腐食割れと思われるひびが見つかり、計画的な目視点検を実施することとしており、長期保守管理方針及び保全計画に定め、計画に基づき点検を実施してきている。

シュラウドサポートのシリンダ縦溶接部を除き、粒界型応力腐食割れと推定される欠陥は確認されていないと評価しているが、現状保全に基づき、シリンダ縦溶接部以外にも類似のひび割れを検知し、構造健全性評価による解析の結果十分な裕度を有していることを確認した。

解析により確認されたひび割れ及び仮定した周方向のひび割れが構造健全性に影響を及ぼすものではないことから、現状保全は適切であったと考える。

(3) 劣化状況評価への反映事項

30年目評価と同様、炉心シュラウド等に粒界型応力腐食割れを想定し、現状保全にて検知できていることから、着目すべき経年劣化事象ではない事象（日常劣化管理事象）として抽出し、技術評価を行う。

以下に、当該事象が発生した炉心シュラウドの評価内容を示す。

シュラウドサポートは、ステンレス鋼及高ニッケル合金であり高温の純水環境中にあることから、国内外の損傷事例から粒界型応力腐食割れが想定される。

炉心シュラウドーシュラウドサポートの周方向溶接部（H7）及びシュラウドサポートのシリンダ縦溶接部（V8）については、高温純水中の高ニッケル合金であり、粒界型応力腐食割れと思われるひび割れが確認されているが、維持規格等を用いて評価し運転開始後60年時点で技術基準に適合しており、今後もひび割れに対する継続検査として、計画的に目視点検を実施することとしている。

さらに、ステンレス鋼又は高ニッケル合金の粒界型応力腐食割れは、材料の感受性、腐食環境及び引張応力の3つの因子が同時に存在する条件下で発生するが、東海第二発電所の炉内構造物については、水素注入による腐食環境改善や残留応力低減対策等を実施している。

今後もこれらの傾向が変化する要因があるとは考え難いことから、高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではないと判断する。

6. 残留熱除去系海水系配管の減肉について

(1) 事象の概要

第24回定期検査中のところ、残留熱除去系海水系（以下「RHRS」という）ライニング配管修繕工事において工場搬出中の配管外面の一部に錆を伴った局所的な窪みがあることから、超音波厚さ計を用いた肉厚測定を実施した。

その結果、技術基準における必要な厚さ（以下「必要最小厚さ」という）を下回る部分が1箇所あることを確認した。

調査の結果、屋外ハッチ開口部から、雨水がアンカーサポートを伝わって配管外面に滴下し、さらに建屋壁貫通部の封止処理に用いていたモルタルがはみ出していたため、錆び止め塗装のみの配管外面との隙間を形成し、雨水が浸み込み長期間湿潤環境となり、配管外面が著しく腐食し必要最小厚さを下回ったと推定される。

当該配管の必要最小厚さを下回っていた箇所については、減肉部分の配管を撤去し復旧した。

また、充填したモルタルを壁面と平坦に仕上げるとともに当該配管のアンカーサポート内の配管外表面状況について目視点検が可能となるような構造とした。

今後は、配管外面点検の際は、周辺状況（干渉物の発錆状況や天井の雨水浸入跡等）を踏まえ、目視が困難な部位に腐食の進行を想定し、干渉物を一部取り外し、配管の健全性を確認する。

(2) 30年目高経年化技術評価の考察

30年目の評価時点において、配管の外面腐食（全面腐食）について、着目すべき経年劣化事象として抽出しており、評価されていたが、屋外配管（トレンチ内含む）の目視が困難な部位における外面腐食に着目した保守管理に不足があった。

(3) 劣化状況評価への反映事項

配管の外面腐食（全面腐食）について、着目すべき経年劣化事象ではない事象として抽出し、適切に反映する。

配管の外面減肉については、本不具合及び平成20年10月24日付けNISA文書「原子力発電所の定期事業者検査に関する解釈（内規）の制定について」を受け、社内規程「配管肉厚管理マニュアル」を改訂し、管理対象・点検計画を定め、点検を実施している。

以下に当該事象が発生した残留熱除去系海水系配管の減肉の評価内容を示す。

屋外に設置されている残留熱除去海水系配管の建屋貫通部のサポート取付箇所において、雨水がサポート架構上を経て、建屋貫通部のモルタルと配管表面との隙間にたまり、長期間湿潤環境になったことで、腐食（隙間腐食）が発生した。

このため、雨水が浸入しない対策を講じると共に、建屋貫通部、サポート取付部等の直接目視が困難な箇所に対する点検方法を社内規程「配管肉厚管理マニュアル」に反映し、これに基づき点検を実施しており、必要に応じ補修を行うことで、健全性を維持している。

したがって、配管の外面腐食（隙間腐食）は高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではないと判断する。

7. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の運転上の制限からの逸脱について

(1) 事象の概要

定格熱出力一定運転中、定期試験である高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機（以下「HPCS-DG」という）負荷運転のデータ採取を実施していたところ、定期試験記録であるシリンダ排気温度の一つが約250℃から約290℃間で指示値がランダムに変化していることを確認した。

その後、HPCS-DGの健全性確認運転を開始し、中央制御室制御盤の自動電圧調整装置用電圧設定器操作スイッチ（以下「当該AVR操作スイッチ」という）が「増（RAISE）」方向に操作できないことを発電長が確認し、発電機を解列、機関を停止した。

当該AVR操作スイッチを点検したところ、スイッチに固渋が確認されたことから、現場制御盤設置の保守用のAVR操作スイッチ（予備）を当該AVR操作スイッチと交換し、再度HPCS-DGの健全性確認運転を実施した結果、動作可能な状態であることを確認した。

シリンダ排気温度指示の変化は、当該ケーブルの外部被覆がない（被覆を剥いた）箇所が中継箱のフレキシブル電線管接続部に接触していたため、運転中の振動によりケーブル絶縁体が損傷したものと推定される。

よって、中継端子箱の形状を変更することで、ケーブルの外部被覆の処理（被覆を剥いた状態）をした箇所が中継端子箱内に位置するようにしフレキシブル電線管と干渉しないようにした。さらにフレキシブル電線管近辺のケーブルの外部被覆にはガラステープによる補強養生を行った。

さらに、DG機関からの振動の影響を低減するため、振動を受けにくい箇所へ中継端子箱を移設した。

AVR操作スイッチの固渋については、経年劣化により、スイッチの接点ブロック内の摺動抵抗が増加し固渋したと推定される。

よって、固渋が確認された当該AVR操作スイッチを、通常運転中に使用しない現場制御盤設置の保守用の操作スイッチと交換し、操作性の確認並びに電氣的動作状況を確認した結果、正常な状態に復帰したことを確認した。その後、第25回施設定期検査時に新品の操作スイッチと交換した。

(2) 30年目高経年化技術評価の考察

ケーブルは、30年目の評価時点において、絶縁体の絶縁特性低下が想定される経年劣化事象として抽出し、熱及び放射線による絶縁体の物性変化を絶縁特性低下の要因としてとらえ適切に評価している。

本事象の原因は、ケーブルの外部被覆がない（被覆を剥いた）箇所が中継箱のフレキシブル電線管接続部に接触していた。さらに運転中の振動によりケーブル絶縁体が損傷し絶縁体の絶縁特性が低下したもので、ケーブル敷設時の絶縁体の損傷防止に対する施工上の配慮が不足していた。

施工不良に起因した絶縁体の絶縁特性低下は、高経年化技術評価での経年劣化事象として取り扱うのは適切ではないと考える。再発防止としては、中継端子箱の形状変更によるケーブルの外部被覆の処理した箇所が中継端子箱内に位置するようにし、フレキシブル電線管との干渉防止並びにDG機関の振動の影響を受けにくい場所へ移設を行っていることを確認した。

操作スイッチについては、30年目の評価時点において、高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象として導通不良を想定しており、操作スイッチの固渋については想定していない。

(3) 劣化状況評価への反映事項

前者のケーブルの絶縁低下事象については、ケーブル敷設時の問題であり、高経年化対策への反映事項はない。

また、中央制御室、現場盤等に設置されている操作スイッチについては、定期取替品として保全計画に反映しており、高経年化対策への反映事項はない。

8. 蒸気乾燥器のひび調査結果について

(1) 事象の概要

第25回施設定期検査中、蒸気乾燥器の外観点検を原子炉建屋6階の蒸気乾燥器・気水分離器保管プール（以下「D/Sプール」という）にて実施してきたところ、蒸気乾燥器を吊上げるために4本取付けられている部品のうち、1本の近傍にある底板に、ひび及び指示模様を確認した。残りの3本近傍について外観点検を実施した結果、ひび及び指示模様を確認した。

調査の結果、溶接による材料の鋭敏化及び引張残留応力、あるいは、グラインダ仕上げにより生じた硬化層と引張残留応力の条件において、平坦部に溜まった水による高温水環境が重畳したことによる、応力腐食割れ（以下「SCC」という）と考えられる。

類似箇所の事例調査及び補修要否の検討

- ・類似箇所の事例調査を行った結果、類似箇所（平坦で水が溜まる部位の溶接部）の事例としては、国内外のプラントでサポートリングにおけるSCC発生事例がある。国内で報告されている事例2件については、いずれもサポートリング上面の溶接部付近に生じているものであり、切削加工により生じた加工層と溶接による残留応力の影響でSCCが生じたものと推定されている。
- ・補修要否の検討を行った結果、底板端部のひび割れは今後の進展量を考慮しても蒸気乾燥器の構造健全性並びに、機能・性能へ影響を及ぼすものではないことから、当該部の補修は必要ないものとする。

(2) 30年目高経年化技術評価の考察

30年目の評価時点において、蒸気乾燥器の粒界型応力腐食割れについて、着目すべき経年劣化事象として抽出しており、適切に評価されている。

対象機器である蒸気乾燥器においては、これまで計画的な目視点検を実施することとしており、適切であった。

30年目の評価時においては、蒸気乾燥器に応力腐食割れは、発生していなかったが、それ以降の第24回定期検査時の目視点検で蒸気乾燥器にSCCが確認された。

また、国内外においても類似事象があることを確認した。

(3) 劣化状況評価への反映事項

蒸気乾燥器の粒界型応力腐食割れについて、現状保全にて検知できていることから、着目すべき経年劣化事象ではない事象（日常劣化管理事象）として抽出し、技術評価を行う。

以下に当該事象が発生した蒸気乾燥器の粒界型応力腐食割れの評価内容を示す。

シュラウドヘッド及び気水分離器、蒸気乾燥器、給水スパーージャは、ステンレス鋼及び高ニッケル合金であり高温の純水及び蒸気的环境中にあること、国内外の損傷事例からも粒界型応力腐食割れが想定される。

蒸気乾燥器については、維持規格等に基づき計画的に水中カメラによる目視点検を実施しており、第25回施設定期検査（2011年度）において、リフティングロッド4本に応力腐食割れと推定されるひび及び指示模様（ひびとは特定できていないもの）が認められたため、進展性評価並びに構造健全性評価を行い、蒸気乾燥器の機能に影響のないことを確認している。今後もひび割れに対する継続検査として、計画的に目視点検を実施することとしている。

さらに、ステンレス鋼又は高ニッケル合金の粒界型応力腐食割れは、材料の感受性、腐食環境及び引張応力の3つの因子が同時に存在する条件下で発生するが、東海第二発電所の炉内構造物については、水素注入による腐食環境改善を実施している。

今後もこれらの傾向が変化する要因があるとは考え難いことから、高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではないと判断する。

③長期保守管理方針の有効性評価

30年目の長期保守管理方針について、過去約10年間に具体的に実施した保全実績に基づき、その有効性を評価した。

具体的には、長期保守管理方針が当初意図した結果が得られたか評価したところ、「低圧ケーブル及び同軸ケーブル」、「ケーブル接続部」、「計測装置」、「電気ペネトレーション」については、長期健全性評価試験において当初意図した評価期間を得ることが出来なかったため、健全性評価試験で得られた評価期間に至る前に取替を実施することとし、「低圧ケーブル及び同軸ケーブル」、「ケーブル接続部」については、40年目の長期保守管理方針に反映した。

なお、上記以外の長期保守管理方針については、意図したとおりの結果が得られており、長期保守管理方針は有効であったことを確認した。

1. 原子炉再循環系ポンプ等*の疲労割れ

<30年目の評価結果>

疲労評価を行い、疲労累積係数が1以下。定期的な目視検査や漏えい試験等を実施している。疲労割れ発生の可能性はない。疲労割れは目視検査等で検知可能である。疲労評価は実過渡回数に依存する。

<長期保守管理方針>

原子炉再循環系ポンプ等*の疲労割れについては、実過渡回数に基づく疲労評価を実施する。

*：原子炉再循環系ポンプ(ケーシング)

原子炉圧力容器（給水ノズル，主フランジ，スタッドボルト，下鏡，支持スカート）

原子炉格納容器（機械ペネトレーションベローズ）

炉内構造物（シュラウド，シュラウドサポート）

主蒸気系・給水系炭素鋼配管

原子炉再循環系ステンレス鋼配管

原子炉再循環ポンプ出口弁（弁箱）

原子炉給水系入口弁（弁箱）

原子炉給水系入口逆止弁（弁箱）

<実施状況>

実過渡回数に基づく運転開始後60年時点での過渡回数を用いて、日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格 JSME S NC1-2005（2007年追補版を含む）」や日本機械学会「発電用原子力設備規格 環境疲労評価手法 JSME S NF1-2009」に基づく疲労評価等を実施し、健全性を確認した。

<有効性評価>

上記の通り、計画的な評価による確認を実施することにより健全性が確認できていることから、長期保守管理方針は有効であったと考える。

2. 原子炉圧力容器の照射脆化

<30年目の評価結果>

監視試験の結果から最低使用温度を評価し、漏えい検査時の最低使用温度を管理している。また上部棚吸収エネルギーの評価を行い、68 Jを上回っていることを確認している。

なお、60年の運転期間を考えると、使用済試験片の再生技術や脆化予測精度の向上が信頼性向上の観点から重要となることから、事業者としてもそれらの開発に取り組むとともに国や民間の技術開発及び規格基準化並びに他プラントの動向を見極めつつ実機への早期適用を検討していく。

<長期保守管理方針>

原子炉圧力容器の照射脆化については、「原子炉構造材の監視試験方法」(JEAC4201-2007)の脆化予測式による評価を実施する。

また、その結果を踏まえ、確立した使用済試験片の再生技術の適用による追加試験の実施の要否を判断し、要の場合はそれを反映した取り出し計画を策定する。

低圧注水ノズルについては、再度照射量を評価し、健全性評価の要否を判断し、要の場合は再評価を実施する。

なお、再評価にあたっては、Cuの含有量の実測を行う。

<実施状況>

2014年度に取り出した監視試験片の試験結果を踏まえ、「原子炉構造材の監視試験方法」(JEAC4201-2007[2013年追補版])の脆化予測式により、40年時点、60年時点の中性子照射量を用いて評価を実施した。その結果、最低使用温度、上部棚吸収エネルギーとも管理値に対して問題のないことを確認した。

また、使用済試験片の再生技術の適用による追加試験の実施時期を評価し、取り出し計画を策定した。

低圧注水ノズルについて再度中性子照射量を評価した結果、運転開始後60年時点において、 0.87×10^{17} n/cm² (>1MeV)程度と評価されたが、保守的な評価として中性子照射脆化に対する健全性評価は、低圧注水ノズルを代表として再評価を実施した。

なお、Cuの含有量については、第24回定期検査(2009年度)及び第25回施設定期検査(2011年度)に2回にわたり実測をしていることから、健全性評価にあたっては実測値を適用し評価した。その結果、監視試験結果に対して最低使用温度が高くなったが、管理可能な値であり問題のないことを確認した。

<有効性評価>

上記の通り、監視試験片の試験結果及び低圧注水ノズルの再評価を適切に取り入れて評価を実施することにより、原子炉圧力容器の健全性が確認できていることから、長期保守管理方針は有効であったと考える。

3. 炉内構造物*の中性子照射による靱性低下

<30年目の評価結果>

炉内構造物で使用しているオーステナイト系ステンレス鋼は靱性が高く、脆性破壊が発生しにくい材料であるが、中性子照射により靱性低下の発生する可能性は否定できない。ただし、炉内構造物に有意な欠陥が存在していなければ、中性子照射により靱性値が低下しても不安定破壊を起こす可能性は小さいと判断する。

計画的な目視点検を実施していくことにより健全性の確認は可能であると判断する。

<長期保守管理方針>

炉内構造物*の中性子照射による靱性低下については、火力原子力発電技術協会「BWR 炉内構造物点検評価ガイドライン」、日本機械学会「発電用原子力設備規格 維持規格 JSME S NA1-2004」又は原子力安全・保安院指示文書「発電用原子力設備における破壊を引き起こすき裂その他の欠陥の解釈について（内規）」（平成20年7月11日付け平成20・07・04原院第1号）に基づく点検を実施する。また、点検結果及びオーステナイトステンレス鋼の中性子照射による靱性低下に関する安全基盤研究の成果が得られた場合には、保全への反映の要否を判断し、要の場合は実施計画を策定する。

*：炉内構造物（炉心シュラウド、上部格子板、炉心支持板、周辺燃料支持金具、制御棒案内管）

<実施状況>

第25回施設定期検査（2012年度及び2015年度）に日本機械学会「発電用原子力設備規格 維持規格 JSME S NA1-2008（2008年版）」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈の制定について（平成26年8月6日 原規技発第1408063号 原子力規制委員会決定）」に基づき炉内構造物供用期間中検査及び炉内構造物検査としてシュラウド、上部格子板、炉心支持板、周辺燃料支持金具、制御棒案内管を対象に点検を実施し問題のないことを確認した（上部格子板、周辺燃料支持金具、制御棒案内管については日本原子力技術協会「BWR 炉内構造物点検評価ガイドライン」に基づく点検を包含している）。

また、炉心シュラウド、炉心支持板については第25回施設定期検査（2012年度）に日本原子力技術協会「BWR 炉内構造物点検評価ガイドライン」に基づき炉内構造物供用期間中検査及び炉内構造物検査として点検を実施し問題のないことを確認した。

安全基盤研究の成果に基づき、保全への適用の要否について検討した結果、今後の保全計画に反映すべきものがないことを確認した。

<有効性評価>

上記の通り，炉内構造物の目視点検を実施することにより，健全性が確認できていることから，長期保守管理方針は有効であったと考える。

4. 原子炉圧力容器等*の粒界型応力腐食割れ

<30年目の評価結果>

ウォータージェットピーニングや耐粒界型応力腐食割れ性に優れた溶接方法を用いる等、溶接残留応力を改善している部位については、粒界型応力腐食割れ（以下、「SCC」という）発生の可能性は小さいと考えられる。この他のステンレス鋼製の部位については、高温の純水中又は飽和蒸気環境中にあるため、SCC発生の可能性を否定することはできない。

また、水素注入を実施しSCCの1要因である腐食環境の改善を図っている。計画的な点検を実施することにより健全性の確認は可能である。

<長期保守管理方針>

原子炉圧力容器等*の粒界型応力腐食割れについては、火力原子力発電技術協会「BWR炉内構造物点検評価ガイドライン」、日本機械学会「発電用原子力設備規格 維持規格 JSME S NA1-2004」又は原子力安全・保安院指示文書「発電用原子力設備における破壊を引き起こすき裂その他の欠陥の解釈について（内規）」（平成20年7月11日付け平成20・07・04原院第1号）に基づく点検を実施する。また、点検結果及び粒界型応力腐食割れに関する安全基盤研究の成果が得られた場合には、保全への反映の要否を判断し、要の場合は実施計画を策定する。

*：原子炉圧力容器（ノズル、セーフエンド、制御棒駆動機構ハウジング、中性子束計測ハウジング、スタブチューブ、ブラケット）（以下、「原子炉圧力容器」という）

原子炉再循環系ステンレス鋼配管

炉内構造物（炉心シュラウド、シュラウドサポート、上部格子板、炉心支持板、周辺燃料支持金具、制御棒案内管、炉心スプレイ配管・スパージャ、給水スパージャ、差圧検出・ほう酸水注入管、ジェットポンプ、中性子束計測案内管、残留熱除去系（低圧注水系）配管、シュラウドヘッド及び気水分離器、蒸気乾燥器、ヘッドスプレイノズル）（以下、「炉内構造物」という）

<実施状況>

原子炉圧力容器等*の粒界型応力腐食割れについては、火力原子力発電技術協会「BWR 炉内構造物点検評価ガイドライン」、日本機械学会 JSME S NA1-2008「発電用原子力設備規格 維持規格」又は「発電用原子力設備における破壊を引き起こすき裂その他の欠陥の解釈について（内規）NISA-325c-09-1, NISA-163c-09-2（平成 21 年 2 月 27 日付け平成 21・02・18 原院第 2 号）」又は「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈の制定について（平成 26 年 8 月 6 日 原規技発第 1408063 号原子力規制委員会決定）」に基づき点検を実施した。

炉内構造物については、第 24 回定期検査（2009 年度）において、炉内構造物検査を実施し、また、第 25 回施設定期検査（2011 年度、2015 年度）においては、炉内構造物供用期間中検査及び炉内構造物検査を実施し、問題のないことを確認している。なお、シュラウドサポートについては、ひび割れが確認されたが、健全性評価を実施し問題のないことを確認している。これらについては、日本原子力技術協会「BWR 炉内構造物点検評価ガイドライン」に基づく点検を包含している。

原子炉圧力容器については、第 24 回定期検査（2009 年度）において、クラス 1 機器供用期間中検査及び炉内構造物供用期間中検査を実施し、問題のないことを確認している。

原子炉再循環系配管（原子炉冷却材浄化系配管）については、第 24 回定期検査（2009 年度）において、クラス 1 機器供用期間中検査を実施し、問題のないことを確認している。

安全基盤研究の成果に基づき、保全への適用の要否について検討した結果、今後の保全計画に反映すべきものがないことを確認した。

<有効性評価>

上記の通り、計画的な点検を実施することにより、健全性が確認できていることから、長期保守管理方針は有効であったと考える。

5. 排ガス復水器の応力腐食割れ

<30年目の評価結果>

胴、ドレンタンクは低合金鋼製であり、また、胴内部では、乾燥湿潤を繰り返すことにより、塩素が濃縮する可能性があるため、応力腐食割れ発生の可能性がある。

<長期保守管理方針>

排ガス復水器胴及びドレンタンクの応力腐食割れについては、内部の目視点検又は超音波探傷検査による点検を実施する。

<実施状況>

第25回施設定期検査（2013年度）にて排ガス復水器胴及びドレンタンクの応力腐食割れについて、排ガス復水器胴を代表部位として超音波探傷検査による点検を実施し、有意な欠陥がないことを確認した。

<有効性評価>

上記の通り、計画的な点検を実施することにより健全性が確認できていることから、長期保守管理方針は有効であったと考える。

6. 炉内構造物の照射誘起型応力腐食割れ

<30年目の評価結果>

計画的な目視点検により健全性の確認は可能。中性子照射の蓄積により、照射誘起型応力腐食割れの感受性が増加する可能性があることから、最も照射量が高い構造物である上部格子板を代表に MVT-1 による目視点検を行うこととする。

<長期保守管理方針>

炉内構造物*の照射誘起型応力腐食割れについては、火力原子力発電技術協会「BWR炉内構造物点検評価ガイドライン」、日本機械学会「発電用原子力設備規格 維持規格 JSME S NA1-2004」又は原子力安全・保安院指示文書「発電用原子力設備における破壊を引き起こすき裂その他の欠陥の解釈について（内規）」（平成20年7月11日付け平成20・07・04原院第1号）に基づく点検を実施する。また、点検結果及び照射誘起型応力腐食割れ発生に関する安全基盤研究の成果が得られた場合には、保全への反映の要否を判断し、要の場合は実施計画を策定する。

*：炉内構造物（炉心シュラウド、上部格子板、炉心支持板、周辺燃料支持金具、制御棒案内管）

炉内構造物の上部格子板の照射誘起型応力腐食割れについては、MVT-1による目視点検を実施する。

<実施状況>

第25回施設定期検査（2014年度）に最も中性子照射量が高い炉内構造物である上部格子板を代表に MVT-1 による目視点検を実施し問題のないことを確認した。今後は、保守管理の実施に関する計画に基づく点検計画にしたがって定期的に MVT-1 による目視点検を実施し、健全性を確認することとしている。なお、第25回施設定期検査（2015年度）に日本機械学会 JSME S NA1-2008「発電用原子力設備規格 維持規格（2008年版）」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈の制定について（平成26年8月6日 原規技発第1408063号 原子力規制委員会決定）」に基づき炉内構造物供用期間中検査として炉心シュラウド、上部格子板、炉心支持板、周辺燃料支持金具、制御棒案内管を対象に点検を実施し問題のないことを確認した（上部格子板、周辺燃料支持金具、制御棒案内管については日本原子力技術協会「BWR炉内構造物点検評価ガイドライン」に基づく点検を包含している）。

また、炉心シュラウド、炉心支持板については第25回施設定期検査（2012, 2014年度）に日本原子力技術協会「BWR炉内構造物点検評価ガイドライン」に基づき炉内構造物供用期間中検査及び炉内構造物検査として点検を実施し問題のないことを確認した。

安全基盤研究の成果に基づき、保全への適用の要否について検討した結果、今後の保全計画に反映すべきものがないことを確認した。

<有効性評価>

上記の通り、炉内構造物の目視点検を実施することにより、健全性が確認できていることから、長期保守管理方針は有効であったと考える。

7. 原子炉給水ポンプ駆動用タービンの翼・車軸接合部の応力腐食割れ

<30年目の評価結果>

翼，車軸は低合金鋼であり，湿り蒸気環境下で使用されており，翼，車軸接合部（高応力で隙間を有する部位）は応力腐食割れが発生する可能性が否定できないため，翼，車軸接合部の超音波探傷検査により健全性を確認する必要がある。

<長期保守管理方針>

原子炉給水ポンプ駆動用タービンの翼・車軸接合部の応力腐食割れについては，超音波探傷検査による点検を実施する。

<実施状況>

第25回施設定期検査（2012年度）にて原子炉給水ポンプ駆動用タービンの翼・車軸接合部の応力腐食割れについて，超音波探傷検査による点検を実施し，有意な欠陥がないことを確認した。

<有効性評価>

上記の通り，計画的な点検を実施することにより健全性が確認できていることから，長期保守管理方針は有効であったと考える。

8. ジェットポンプ計測管締付部の締付力低下

<30年目の評価結果>

ジェットポンプ計測配管の一部で使用している継手は、一方向性の形状記憶合金であり、取付け後緩みが生じる可能性は極めて小さいと判断する。なお、この継手は「ICMハウジング取替工法の実機適用化研究（電力共通研究）」及び「溶接部等熱影響部信頼性実証試験等（原子力プラント保全技術信頼性実証試験（機器保全実証試験）」（（財）原子力発電技術機構）にて健全性が確認されている材質と同じものを使用している。

原子力発電技術機構で実施された実証試験は、60年運転が仮定された試験ではないことから、ジェットポンプ計測配管で使用している継手については、計画的な目視点検により、締付力が低下していないことを確認していく必要があると判断する。

<長期保守管理方針>

ジェットポンプ計測管締付部の締付力低下については、目視点検を実施する。

<実施状況>

第24回定期検査（2009年度）に日本機械学会 JSME S NA1-2008「発電用原子力設備規格維持規格（2008年版）」及び「発電用原子力設備における破壊を引き起こすき裂その他の欠陥の解釈について（内規）NISA-325c-09-1, NISA-163c-09-2（平成21年2月27日付け 平成21・02・18 原院第2号）」に基づき炉内構造物供用期間中検査として JP11, 12 を定点に目視点検を実施し問題のないことを確認した。

<有効性評価>

上記の通り、計画的な点検を実施することにより健全性が確認できていることから、長期保守管理方針は有効であったと考える。

9. 原子炉格納容器のドライウェルスプレイヘッド及びサブプレッションチェンバスプレイヘッドの腐食

<30年目の評価結果>

外面については塗装されており，目視で有意な腐食がないことを確認している。内面については腐食の可能性は否定できないため，内面の目視点検が必要と判断する。

<長期保守管理方針>

原子炉格納容器のドライウェルスプレイヘッド及びサブプレッションチェンバスプレイヘッドの腐食については，内面の目視点検を実施する。

<実施状況>

第24回定期検査（2009年度）にドライウェルスプレイヘッド内面及びサブプレッションチェンバスプレイヘッド内面の目視点検を実施し機能・性能に影響を及ぼす有意な変形，割れ，腐食等がないことを確認した。

<有効性評価>

上記の通り，計画的な点検を実施することにより健全性が確認できていることから，長期保守管理方針は有効であったと考える。

10. 原子炉補機冷却水系炭素鋼配管等*の外面腐食

<30年目の評価結果>

原子炉補機冷却系炭素鋼配管，ディーゼル発電機海水系炭素鋼配管の外面には，塗装が施されている。塗装が健全であれば腐食は防止できるが，塗装がはく離すると，腐食が発生する可能性がある。

炭素鋼配管の外面腐食については，機器の点検時，巡視点検時に塗装の状態を目視にて確認し，必要に応じて補修塗装を実施することで，健全性の維持は可能であると考ええる。

ただし，保温材に覆われた範囲については，塗装の健全性確認のため，今後点検要領を定め，計画的に点検を実施する必要があると考える。

<長期保守管理方針>

原子炉補機冷却水系炭素鋼配管等*の外面腐食については，保温材に覆われた範囲について点検要領を定め，外表面の目視点検を実施する。

*：原子炉補機冷却水系炭素鋼配管

ディーゼル発電機海水系炭素鋼配管

<実施状況>

社内規程「配管肉厚管理マニュアル」に点検要領を定めた上で，第25回施設定期検査（2012年度及び2015年度）に保温材に覆われた範囲について，代表部位の配管外面について塗装の劣化（剥離，膨れ，変色）がないことを以て配管外面に腐食がないことを確認した。

<有効性評価>

上記の通り，計画的な点検を実施することにより健全性が確認できていることから，長期保守管理方針は有効であったと考える。

11. 埋設炭素鋼配管の外表面腐食

<30年目の評価結果>

埋設炭素鋼配管の外表面には塗装が施されている。塗装が健全であれば腐食は防止できるが、塗装がはく離すると、腐食が発生する可能性がある。

塗装が健全であれば腐食が発生する可能性は小さいが、埋設されているため、計画的な点検を実施する必要があると考える。

<長期保守管理方針>

埋設炭素鋼配管の外表面腐食については、点検要領を定め、代表部位の目視点検を実施する。

<実施状況>

社内規程「配管肉厚管理マニュアル」に点検要領を定めた上で、第25回施設定期検査（2015年度）にて、埋設炭素鋼配管（OG系）の外表面の目視点検を実施し、有意な腐食がないことを確認した。

なお、同じく埋設炭素鋼配管である二重管について内面からの肉厚測定を実施し、有意な腐食がないことを確認した。

<有効性評価>

上記の通り、計画的な点検を実施することにより健全性が確認できていることから、長期保守管理方針は有効であったと考える。

12. グランド蒸気蒸発器ドレンタンク等*の腐食

<30年目の評価結果>

グランド蒸気蒸発器ドレンタンク等は炭素鋼で内部流体は純水ないし蒸気であり腐食の可能性は否定できないことから、肉厚測定を計画することにより、腐食による減肉の現状把握が必要と考える。

<長期保守管理方針>

グランド蒸気蒸発器ドレンタンク等*の腐食については、肉厚測定を実施する。

*：グランド蒸気蒸発器ドレンタンク

可燃性ガス濃度制御系設備（気水分離器，配管）

蒸気式空気抽出器（胴，管支持板）

<実施状況>

第24回定期検査（2009年）に、グランド蒸気蒸発器ドレンタンク，可燃性ガス濃度制御系設備（気水分離器，配管），蒸気式空気抽出器（胴を代表部とした）の代表部位の超音波探傷試験（肉厚測定）を実施し、有意な腐食がないことを確認した。

<有効性評価>

上記の通り、計画的な点検を実施することにより健全性が確認できていることから、長期保守管理方針は有効であったと考える。

13. 支持脚スライド部*の腐食

<30年目の評価結果>

スライド部は、長期使用により腐食し固着する可能性は否定できないが、目視によりスライド部の健全性の確認は可能である。

スライド部の腐食は、目視にて検知可能であるが、現状の保全は熱交換器全体の外観を目視にて確認しているため、今後はよりスライド部に着目した点検を行うことが適切であると判断する。

<長期保守管理方針>

支持脚スライド部*の腐食については、目視点検を実施する。

- *： 原子炉冷却材浄化系再生熱交換器
- 原子炉冷却材浄化系非再生熱交換器
- 第6給水加熱器
- 残留熱除去系熱交換器
- 排ガス予熱器
- 排ガス復水器
- 蒸気式空気抽出器

<実施状況>

原子炉冷却材浄化系再生熱交換器及び原子炉冷却材浄化系非再生熱交換器は、2009年度に支持脚スライド部の目視点検を実施し、機能・性能に影響を及ぼす有意な腐食がないことを確認した。

残留熱除去系熱交換器は、2011年度にA号機、2013年度にB号機の支持脚スライド部の目視点検を実施し、機能・性能に影響を及ぼす有意な腐食がないことを確認した。

第6給水加熱器は、第25回施設定期検査（2013年度）に支持脚スライド部の目視点検を実施し、機能・性能に影響を及ぼす有意な腐食がないことを確認した。

排ガス予熱器及び排ガス復水器は、2013年度に支持脚スライド部の目視点検を実施し、機能・性能に影響を及ぼす有意な腐食がないことを確認した。

蒸気式空気抽出器は、2009年度に支持脚スライド部の目視点検を実施し、機能・性能に影響を及ぼす有意な腐食がないことを確認した。

<有効性評価>

上記の通り、計画的な点検を実施することにより健全性が確認できていることから、長期保守管理方針は有効であったと考える。

14. 主蒸気ノズル等*の腐食

<30年目の評価結果>

健全性評価結果から、主蒸気ノズル等の腐食が問題となる可能性は十分小さいと判断するが、点検実績がないため目視点検を実施していくこととする。

<長期保守管理方針>

主蒸気ノズル等*の腐食については、目視点検を実施する。

*：主蒸気ノズル

給水ノズル

炉心スプレイノズル

低圧注入ノズル

上鏡スプレイノズル

ベントノズル

制御棒駆動水ノズル

ドレンノズル

上鏡内面

<実施状況>

第24回定期検査（2009年度）に火力原子力発電技術協会 BWR 炉内構造物点検評価ガイドラインに基づき炉内構造物検査として主蒸気ノズル、給水ノズル、炉心スプレイノズル、低圧注入ノズル、上鏡スプレイノズル、ベントノズル、制御棒駆動水ノズル、上鏡内面を対象に点検を実施し有意な腐食がないことを確認した。

第25回施設定期検査（2011年度）に日本原子力技術協会 JANTI-VIP-06「炉内構造物等点検評価ガイドラインについて（第3版）」に基づき炉内構造物検査としてドレンノズルを対象に点検を実施し有意な腐食がないことを確認した。

<有効性評価>

上記の通り、計画的な点検を実施することにより健全性が確認できていることから、長期保守管理方針は有効であったと考える。

15. ディーゼル発電機海水系のレストレイント，埋込金物の腐食

<30年目の評価結果>

レストレイント，埋込金物の外面には，塗装が施されている。塗装が健全であれば腐食は防止できるが，塗装がはく離すると，腐食が発生する可能性がある。

塗装が健全であれば腐食が発生する可能性は小さいが，雨水の影響を受けやすい箇所については，計画的な補修塗装を実施する。

<長期保守管理方針>

ディーゼル発電機海水系のレストレイント，埋込金物の腐食については，補修塗装を実施する。

<実施状況>

第24回定期検査（2009年度）に，ディーゼル発電機海水系（2C，HPCS）及び第25回施設定期検査（2014年度）に，ディーゼル発電機海水系（2C，2D，HPCS）のレストレイント，埋込金物の補修塗装を実施した。

また，第25回施設定期検査（2016年度）に外観点検を実施し，問題がないことを確認した。

<有効性評価>

上記の通り，計画的な点検を実施することにより健全性が確認できていることから，長期保守管理方針は有効であったと考える。

16. 排気筒*の腐食

<30年目の評価結果>

主排気筒筒身，サンプリング配管，フランジボルト・ナット，管台，非常用ガス処理系排気筒筒身，主排気筒鉄塔には塗装が施されている。塗装が健全であれば腐食は防止できるが，塗装が経年劣化によりはく離すると，腐食が発生する可能性は否定できない。

補修塗装を実施していくことで，有意な腐食の進行は防止できると考えるが，浜岡原子力発電所 1・2 号機共用排気筒で発生した，サンプリング配管の腐食事象に鑑み，今後は詳細な部位毎に点検要領を定め，計画的に点検を実施していく必要があると考える。

<長期保守管理方針>

排気筒*の腐食については，詳細な部位毎に点検要領を定め，点検を実施する。

*：主排気筒筒身

サンプリング配管

フランジボルト・ナット

管台

非常用ガス処理系排気筒筒身

主排気筒鉄塔

<実施状況>

点検計画に実施部位（主排気筒筒身，サンプリング配管，フランジボルト・ナット，管台，非常用ガス処理系排気筒筒身，主排気筒鉄塔）と実施内容（目視点検）を定め，2013 年度に計画的な点検を実施し，問題のないことを確認した。

また，排気筒補強工事により，新たに設置されたオイルダンパ及び弾塑性ダンパについて適切に点検計画に反映され，計画的な点検が行われることを確認した。

<有効性評価>

上記の通り，計画的な点検を実施することにより健全性が確認できていることから，長期保守管理方針は有効であったと考える。

17. 炭素鋼配管の内面の流れ加速型腐食，ステンレス鋼配管，炭素鋼配管及び低合金鋼配管の内面の液滴衝撃エロージョン

<30年目の評価結果>

流れの乱れが起きる箇所に流れ加速型腐食による減肉が発生しやすい。

蒸気とともに加速されるなどして高速になった液滴が配管の壁面などに衝突する部位，配管内での減圧沸騰により発生した蒸気の体積膨張により加速された液滴が配管の壁面などに衝突する部位では，液滴衝撃エロージョンによる減肉が発生しやすい。

「配管肉厚管理マニュアル」に基づき肉厚管理を実施し，配管肉厚管理として新たな知見が得られた場合は，その後の計画に適切に反映することとしており，現状の配管肉厚管理は適切であると考え。今後も管理ランク毎のデータを蓄積し，配管肉厚管理に反映していくことが重要であると考え。

<長期保守管理方針>

炭素鋼配管の内面の流れ加速型腐食，ステンレス鋼配管，炭素鋼配管及び低合金鋼配管の内面の液滴衝撃エロージョンについては，日本機械学会「発電用原子力設備規格 沸騰水型原子力発電所 配管減肉管理に関する技術規格 JSME S NH1-2006」を踏まえつつ，安全基盤研究の成果が得られた場合には，保全への反映の可否を判断し，要の場合は「配管肉厚管理マニュアル」を改定する。

また，肉厚測定による実測データに基づき耐震安全性評価を実施した炭素鋼配管（給水系，主蒸気系，給水加熱器ドレン系）は，今後の減肉進展の実測データを反映した耐震安全性の再評価を実施する。

なお，配管の減肉を想定した耐震安全性評価手法に関する安全基盤研究の成果が得られた場合には，保全への反映の可否を判断し，要の場合は実施計画を策定する。

<実施状況>

社内規程「配管肉厚管理マニュアル」は，日本機械学会「発電用原子力設備規格 沸騰水型原子力発電所 配管減肉管理に関する技術規格 JSME S NH1-2006」に定められた内容に従い，対象系統及び部位や実施時期等の考え方を反映している。

第24回定期検査（2009年），第25回施設定期検査（2011年～）に実施した肉厚測定より得られた実測データ及び基準地震動 S_s 等により定まる地震力を用いて炭素鋼配管の耐震安全性評価を実施し，60年時点における耐震安全性を確認した。

なお，安全基盤研究の成果に基づき，保全への適用の可否について検討した結果，今後の保全計画に反映すべきものがないことを確認した。

<有効性評価>

上記の通り，計画的な肉厚測定に基づき耐震安全性評価を実施することにより健全性が確認できていることから，長期保守管理方針は有効であったと考える。

18. 後打ちケミカルアンカの樹脂の劣化

<30年目の評価結果>

ケミカルアンカの使用環境，文献データ等より劣化の可能性は小さく，設計許容荷重に対して十分な耐力を有している。

ケミカルアンカの樹脂が劣化する可能性は小さいが，サンプリングによるデータの取得等により健全性評価の妥当性を確認することは有効であると判断する。

<長期保守管理方針>

後打ちケミカルアンカの樹脂の劣化については，類似環境下にある機器の取替が行われる場合に，調査を実施する。

<実施状況>

2013年度に約37年使用した屋外機器の取替に合わせ，基礎ボルトの調査を実施したところ，軽微な発錆は認められたものの，手入れをした結果，有意な腐食は認められなかった。

2017年度に運開後，約39年経過したMSトンネル室空調装置（撤去済み）後打ちケミカルアンカについて，機器撤去後は未使用状態であったため，腐食・付着力の観点から，引き抜き試験を実施し，樹脂の劣化状況を確認した。後打ちケミカルアンカの直上部は軽微な腐食は認められたものの，手入れをした結果，有意な腐食は認められなかった。また樹脂（埋設）部は，有意な腐食はなく，引き抜き試験の結果からも許容引張応力を上回る荷重でコーン状破壊に至っていることから，樹脂の健全性を確認することが出来た。

<有効性評価>

上記の通り，後打ちケミカルアンカの樹脂の劣化に関する調査を実施することにより健全性が確認できていることから，長期保守管理方針は有効であったと考える。

19. 機器付基礎ボルト等*の腐食

<30年目の評価結果>

基礎ボルトは、ベースプレートを介し、コンクリート基礎に取付けられており、風雨に直接さらされている環境、若しくは塗装がされていない部位で腐食が発生する可能性がある。

しかし、東海発電所の腐食量調査から推定し、60年時点での機器支持機能を喪失させる腐食の可能性は小さいと考える。

有意な腐食の進行はないと考えるが、サンプリングによるデータの取得等により健全性評価の妥当性を確認することは有効であると判断する。

<長期保守管理方針>

機器付基礎ボルト等*の腐食については、機器取替の場合、調査を実施する。

*:① 機器付基礎ボルト（基礎ボルト直上部）

② 後打ちメカニカルアンカ（後打ちメカニカルアンカ直上部及びコンクリート埋込部）

③ 後打ちケミカルアンカ（後打ちケミカルアンカ直上部）

④ 主要変圧器（タンク，底板ビーム），所内変圧器（タンク，底板ビーム）
起動変圧器（タンク，底板ビーム），予備変圧器（タンク，底板ビーム）

<実施状況>

基礎ボルト（機器付基礎ボルト，後打ちメカニカルアンカ，後打ちケミカルアンカ）については，第24回定期検査（2009年度）に屋内設置のケミカルアンカの直上部の目視点検，第25回施設定期検査（2013年度）に屋外設置の基礎ボルトの直上部の目視点検を実施し，有意な腐食のないことを確認している。なお，メカニカルアンカのコンクリート埋込部については，機器の取替が行われなかったため，調査は実施していない。

2012年度に約33年間使用した主要変圧器の取替を行っており，取替に合わせて既設変圧器のタンク，底板ビームの腐食状況について確認を実施した。

底板ビームの腐食量を測定した結果，許容腐食量内にあることを確認した。

また，タンク底板については，目視による腐食状況の確認を行った結果，タンク底板に部分的に錆は見受けられたが，塗装の大部分は残存しており，健全な状態であることを確認した。

なお，所内，起動，予備の各変圧器の基礎ボルト等は，今後計画されている取替時に合わせて確認を行う。

<有効性評価>

上記の通り，機器の取替え等に合わせた調査で機器付基礎ボルト等の健全性が確認できていることから，長期保守管理方針は有効であったと考える。

20. 低圧 CN ケーブル等*の絶縁体の絶縁特性低下

<30年目の評価結果>

低圧 CN ケーブル等*の IEEE Std. 323-1974 及び IEEE Std. 383-1974 の規格を根幹に電気学会にてまとめられた「原子力発電所電線ケーブルの環境試験方法ならびに耐延焼試験方法に関する推奨案」と同じ手順で実施した。

低圧 CN ケーブル等*は、東海第二発電所で使用されているケーブルと異なる製造メーカーの試験結果をもとに評価した結果、60年間の運転期間及び事故時雰囲気において絶縁性能を維持できると判断した。

健全性評価結果より、絶縁体の急激な絶縁特性低下の可能性は低い。

また、絶縁特性低下は点検時の絶縁抵抗測定等で把握可能と考える。

低圧 CN ケーブル等*の健全性評価にあたっては、他メーカーが製造したケーブルのデータによる評価であることから、実機相当品による60年想定耐環境試験を実施し、長期的な健全性を確認する必要がある。

<長期保守管理方針>

低圧 CN ケーブル等*の絶縁体の絶縁特性低下については、実機相当品の60年間の運転期間における劣化を想定した長期健全性試験を実施し、健全性の評価を行う。

評価にあたっては、原子力安全基盤機構による安全研究「原子力プラントのケーブル経年変化評価技術調査研究」の成果に基づき、長期健全性評価への反映の要否を判断し、要の場合は健全性評価へ反映する。

- *:① 低圧CNケーブル
低圧CVケーブル
低圧KGBケーブル
- ② 難燃一重同軸ケーブル

<実施状況>

① 低圧 CN ケーブル、低圧 CV ケーブル及び低圧 KGB ケーブル

低圧 CN ケーブル、低圧 CV ケーブル及び低圧 KGB ケーブルは、『電気学会技術報告(Ⅱ部)第139号「原子力発電所電線ケーブルの環境試験方法ならびに耐延焼性試験方法に関する推奨案」』(以下「電気学会推奨案」という)並びに原子力安全基盤機構による安全研究「原子力プラントのケーブル経年変化評価技術調査研究」(以下「ACA研究」という)の成果を踏まえて取りまとめられた「原子力発電所のケーブル経年劣化評価ガイド」(以下「ACAガイド」という)に基づき健全性を評価した結果、東海第二発電所における敷設環境において「低圧 CN ケーブルは約4年」、「低圧 CV ケーブルは60年以上」、「低圧 KGB ケーブルは60年以上」の健全性を維持できることを確認した。

「低圧 CN ケーブル」は、今停止期間中に防火対策として「難燃 PN ケーブル」へ更新することとしている。

② 難燃一重同軸ケーブル

難燃一重同軸ケーブル（架橋ポリエチレン）は、ACA ガイドに取りまとめられている経年劣化手法にて評価を行い、設計基準事故を想定した東海第二発電所における敷設環境において 60 年間の健全性を維持できることを確認した。

難燃一重同軸ケーブル（耐放射線性架橋ポリオレフィン）は、東海第二発電所において 31 年間使用したケーブルを供試体に設計基準事故時雰囲気を想定した健全性評価試験を実施し、東海第二発電所における敷設環境において 31 年の健全性を維持できることを確認した。

なお、当該ケーブルは 2009 年（運転開始後 31 年）に難燃一重同軸ケーブル（架橋ポリエチレン）に取替を実施しており、ACA ガイドに基づき、東海第二発電所における敷設環境において 30 年の健全性を維持できることを確認した。

よって、東海第二発電所における敷設環境において当該ケーブルは 60 年の健全性を維持できることを確認した。

難燃一重同軸ケーブル（難燃性架橋ポリオレフィン）は、東海第二発電所において 37 年間使用したケーブルを供試体に用いて、ACA ガイドに基づき 23 年分の劣化付与並びに設計基準事故時雰囲気を想定した健全性評価試験を実施し、東海第二発電所における敷設環境において 60 年の健全性を維持できることを確認した。

<有効性評価>

電気学会推奨案及び ACA ガイドに基づき、健全性評価を行い、東海第二発電所の敷設環境における評価期間内にケーブルの取替を行うことで、60 年の運転を想定した期間、健全性は維持できることから、長期保守管理方針は有効であったと考える。

21. 難燃六重同軸ケーブルの絶縁特性低下

<30年目の評価結果>

絶縁体（耐放射線性架橋発泡ポリエチレン）の絶縁特性低下については、約31年間の運転期間における熱、放射線及び事故時雰囲気による劣化を想定した長期健全性試験を実施し、健全性を確認した。

試験結果は判定基準を満足しており、約31年間の絶縁性能を維持できると評価できる。

なお、当該ケーブルは1999年（運転開始後21年）に取替を実施しており、これを考慮すると運転開始から約52年間の絶縁性能を維持できると評価できる。

健全性評価結果より絶縁体の急激な絶縁特性低下の可能性は低い。また、絶縁特性低下は点検時の絶縁抵抗測定等で把握可能と考える。

但し、60年想定耐環境試験を実施し、長期的な健全性を確認する必要がある。

<長期保守管理方針>

難燃六重同軸ケーブルの絶縁特性低下については、60年間の運転期間における劣化を想定した長期健全性試験を実施し、健全性の評価を行う。

評価にあたっては、原子力安全基盤機構による安全研究「原子力プラントのケーブル経年変化評価技術調査研究」の成果に基づき、長期健全性評価への反映の要否を判断し、要の場合は健全性評価へ反映する。

<実施状況>

原子力安全基盤機構によるACAガイドに基づき、30年間の運転期間及び事故時雰囲気を想定した健全性評価を行い、東海第二発電所における敷設環境において健全性を維持できることを確認した。なお、難燃六重同軸ケーブルは1999年（運転開始後21年）に取替を実施しており、これを考慮すると運転開始から約51年間の絶縁性能を維持できることを確認した。

<有効性評価>

原子力安全基盤機構によるACAガイドに基づき健全性評価を行い、ケーブル敷設後30年を迎える前にケーブルを取替えることで60年の運転を想定した期間、健全性は維持できることから、長期保守管理方針は有効であったと考える。

22. 難燃三重同軸ケーブルの絶縁特性低下

<30年目の評価結果>

絶縁体（耐放射線性架橋発泡ポリオレフィン）の絶縁特性低下については、60年間の運転期間における熱、放射線及び事故時雰囲気による劣化を想定した長期健全性試験を実施し、健全性を確認した。

試験結果は判定基準を満足しており、60年間の絶縁性能を維持できると評価できる。

健全性評価結果より絶縁体の急激な絶縁特性低下の可能性は低い。

また、絶縁特性低下は系統機器の動作試験で把握可能と考える。

なお、より確実にケーブルの絶縁機能を把握するため絶縁抵抗測定を追加する。

<長期保守管理方針>

難燃三重同軸ケーブルの絶縁特性低下については、

- ① 系統機器の点検に合わせ絶縁抵抗測定を実施する。
- ② また、原子力安全基盤機構による安全研究「原子力プラントのケーブル経年変化評価技術調査研究」の成果に基づき、長期健全性評価への反映の要否を判断し、要の場合は健全性評価を実施する。

<実施状況>

第24回定期検査（2008年度）、第25回施設定期検査（2011年度）にて、難燃三重同軸ケーブルの絶縁抵抗測定を実施した。

難燃三重同軸ケーブルは、東海第二発電所で37年間使用した絶縁体仕様が類似するケーブルを供試体として、ACAガイドに取りまとめられている経年劣化手法にて、23年間の健全性の確認を行った。これを考慮すると運転開始から60年間の絶縁性能を維持できることを確認した。

<有効性評価>

原子力安全基盤機構によるACAガイドに基づき、健全性評価を行い、東海第二発電所における敷設環境において60年の運転を想定した期間、健全性は維持できることから、長期保守管理方針は有効であったと考える。

23. 端子台等*の絶縁特性低下

<30年目の評価結果>

端子台の長期健全性評価は、実機相当品による健全性評価を実施し、この結果及びUL規格による熱劣化評価に基づき長期間の端子台の健全性を評価した結果、40年間の運転期間及び事故時雰囲気において絶縁性能を維持できると判断した。

同軸コネクタ（絶縁物：テフロン）は、実機相当品による健全性試験を実施し、この結果及びUL規格による熱劣化評価に基づき長期間の同軸コネクタの健全性を評価した結果、60年間の運転期間及び事故時雰囲気において絶縁性能を維持できると判断した。

回転数検出器（電磁ピックアップ式）は、設置環境条件（温度、放射線）をもとに回転検出器の耐熱性、耐放射線性について文献データ等を用いて健全性を評価した結果、60年間の運転期間及び事故時雰囲気において絶縁性能を維持できると判断した。

事故時環境内で機能要求がある端子台等*について、60年間の供用期間の経年劣化を考慮した事故時耐環境性能に関する評価を行うこととし、その評価手順については、現在、日本電気協会で検討中の「軽水炉原子力発電所の安全系電気・計装品耐環境性能に関する指針(仮称)」を活用していくことを検討する。

<長期保守管理方針>

端子台等*の絶縁特性低下については、事故時環境内で機能要求がある場合、60年間の運転期間及び事故時雰囲気による劣化を想定した健全性の評価を実施する。

評価にあたっては、日本電気協会「原子力発電所の安全系電気・計装品の耐環境性能の検証に関する指針(仮称)」が制定された時点で長期健全性評価への反映の要否を判断し、要の場合は健全性評価へ反映する。

*:① 端子台（絶縁物）

② 同軸コネクタ（絶縁物：テフロン）

③ 計測装置のうち回転数検出器（電磁ピックアップ式）

<実施状況>

① 端子台

IEEE Std. 382-1996「IEEE Standard for Qualification of Actuators for Power-Operated Valve Assemblies With Safety-Related Functions for Nuclear Power Plants」に規定された長期健全性評価試験条件をもとに原子炉格納容器外用端子台は、原子炉建屋において12年間使用した端子台を供試体に48年相当の劣化付与を行い、設計基準事故時雰囲気想定した蒸気曝露試験を行うことで60年の健全性が維持できることを確認した。

原子炉格納容器内用端子台は、原子炉格納容器内において38年間設置使用した端子台を供試体に設計基準事故時雰囲気想定した蒸気曝露試験を行うことで、38年間の健全性が維持できることを確認した。

なお、原子炉格納容器内用端子台については、今停止期間中に取替えを行うことで、60年の運転を想定した期間、健全性を維持できる。

② 同軸コネクタ

日本電気協会「原子力発電所の安全系電気・計装品の耐環境性能の検証に関する指針」に規定された長期健全性評価試験条件をもとに東海第二発電所において使用している新品同軸コネクタに37年分の劣化付与を行い、事故時雰囲気想定した健全性評価試験を実施し、健全性が維持できることを確認した。

当該コネクタは、2001年（運転開始後23年）に取替を実施しており、これを考慮すると運転開始から60年間の健全性を維持できることを確認した。

③ 計測装置のうち回転数検出器（電磁ピックアップ式）

日本電気協会「原子力発電所の安全系電気・計装品の耐環境性能の検証に関する指針」に規定された長期健全性評価試験条件をもとに原子力安全基盤機構による「電気・計装設備の健全性評価技術調査研究（JNES-RE-2012-0016 平成24年11月）」の成果を反映し、東海第二発電所において使用している回転数検出器の60年間の運転期間及び事故時雰囲気想定した健全性評価試験を実施していたところ、検出器出力信号に特性不良が発生し、良好な結果を得ることができなかった。

したがって、回転数検出器については、60年の健全性は維持できないと判断した。

<有効性評価>

日本電気協会「原子力発電所の安全系電気・計装品の耐環境性能の検証に関する指針」等に規定された長期健全性評価試験条件に基づき、健全性評価を行い同軸コネクタ及び原子炉格納容器外用端子台については、60年の運転を想定した期間、健全性は維持できることから、長期保守管理方針は有効であったと考える。

なお、原子炉格納容器内用端子台は、長期健全性評価試験の結果を基に、38年間の健全性は確認されていることから、点検計画（定期取替品に設定）に反映することし、本停止期間中に取替えることで60年の健全性は維持できることが確認されたことから、長期保守管理方針の当初意図した結果（長期健全性の確保）が得られたことから有効であったと考える。

また、回転数検出器は、60年間の運転期間における健全性評価試験を行い、健全性が確認できなかったことから、プラントメーカーがIEEE Std. 323-1974「IEEE Standard for Qualifying Class 1E Equipment for Nuclear Power Generating Stations」に準拠して行った、回転数検出器の長期健全性評価試験の結果をもとに、当該検出器の40年間の運転期間における健全性を確認した。当該検出器は運転開始後14年に設置以降25年間使用しており、点検計画（定期取替品に設定）に反映することとし、設置後40年を迎える前に取替えることにより、運転開始から60年間の健全性を維持することができ、長期保守管理方針の当初意図した結果（長期健全性の確保）が得られたことから有効であったと考える。

24. 圧力伝送器／差圧伝送器（ダイヤフラム式）等*の特性変化

<30年目の評価結果>

圧力伝送器等の特性変化については、特性試験による健全性確認結果及び事故時雰囲気
で動作要求される圧力伝送器等を対象とした10年間の経年劣化及び事故時雰囲気を想定
した長期健全性試験結果等より、特性変化する可能性は低い。

現状、特性試験を実施しており、特性変化の把握は可能である。

健全性評価結果より、著しく特性変化する可能性は低い。

また、特性変化は点検時の特性試験で把握可能と考える。

<長期保守管理方針>

計測装置のうち圧力伝送器／差圧伝送器（ダイヤフラム式）等*の特性変化については、
事故時環境内で機能要求がある場合、60年間の運転期間及び事故時雰囲気による劣化を想
定した健全性の評価を実施する。

評価にあたっては、日本電気協会「原子力発電所の安全系電気・計装品の耐環境性能の
検証に関する指針（仮称）」が制定された時点で長期健全性評価への反映の要否を判断し、
要の場合は健全性評価へ反映する。

- *:① 計測装置のうち圧力伝送器／差圧伝送器（ダイヤフラム式）
- ② 計測装置のうちSRNM前置増幅器
- ③ 計測装置のうち放射線検出器（イオンチェンバ式）

<実施状況>

① 圧力伝送器／差圧伝送器（ダイヤフラム式）

日本電気協会「原子力発電所の安全系電気・計装品の耐環境性能の検証に関する指
針」に規定された長期健全性評価試験条件をもとに東海第二発電所において使用して
いる伝送器の20年間の運転期間及び設計基準事故時雰囲気を想定した健全性評価試験
並びに9年間の運転期間及び重大事故等時雰囲気を想定した健全性評価試験を実施
し、健全性が維持できることを確認した。

② SRNM 前置増幅器

日本電気協会「原子力発電所の安全系電気・計装品の耐環境性能の検証に関する指
針」に規定された長期健全性評価試験条件をもとに東海第二発電所において使用して
いるSRNM前置増幅器の14年間の運転期間及び事故時雰囲気を想定した健全性評価試
験を実施し、健全性が維持できることを確認した。

③ 放射線検出器（イオンチェンバ式）

日本電気協会「原子力発電所の安全系電気・計装品の耐環境性能の検証に関する指針」に規定された長期健全性評価試験条件をもとに東海第二発電所において使用している放射線検出器の60年間の運転期間及び事故時雰囲気を想定した健全性評価試験を実施し、健全性が維持できることを確認した。

<有効性評価>

① 圧力伝送器／差圧伝送器（ダイヤフラム式）

日本電気協会「原子力発電所の安全系電気・計装品の耐環境性能の検証に関する指針」に規定された長期健全性評価試験条件をもとに健全性評価を行い、圧力伝送器／差圧伝送器（ダイヤフラム式）のうち設計基準事故時雰囲気で機能要求のある機器は設置後20年を迎える前に、重大事故等時雰囲気で機能要求のある機器は設置後9年を迎える前に取替えることで健全性は維持できることから、長期保守管理方針は有効であったと考える。

② SRNM 前置増幅器

日本電気協会「原子力発電所の安全系電気・計装品の耐環境性能の検証に関する指針」に規定された長期健全性評価試験条件をもとに健全性評価を行い、SRNM 前置増幅器は、設置後14年を迎える前に取替えることで健全性は維持できることから、長期保守管理方針は有効であったと考える。

③ 放射線検出器（イオンチェンバ式）

日本電気協会「原子力発電所の安全系電気・計装品の耐環境性能の検証に関する指針」に規定された長期健全性評価試験条件をもとに健全性評価を行い、60年の運転を想定した期間、健全性は維持できることから、長期保守管理方針は有効であったと考える。

25. 温度検出器（熱電対式，測温抵抗体式）の絶縁特性低下

<30年目の評価結果>

温度検出器の絶縁特性低下については，事故時雰囲気において動作が要求される温度検出器を対象としたエポキシ樹脂の封止性確認試験及び放射線評価試験の結果，主蒸気管トンネル温度検出器は26年間の通常運転及び事故時雰囲気において絶縁性能を維持できると評価できる。

なお，当該温度検出器は1993年（運転開始後15年）に取替を実施しており，これを考慮すると運転開始から41年間の絶縁性能を維持できると評価できる。

また，圧力抑制室水温度検出器は60年間の通常運転及び事故時雰囲気において絶縁性能を維持できると評価できる。

健全性評価結果より，著しく絶縁特性低下する可能性は低い。また，絶縁特性低下は点検時の温度測定値確認，抵抗測定で把握可能と考える。

<長期保守管理方針>

計測装置のうち温度検出器（熱電対式，測温抵抗体式）の絶縁特性低下については，事故時環境内で機能要求がある場合，25年毎に実施する取替計画を策定する。

また，日本電気協会「原子力発電所の安全系電気・計装品の耐環境性能の検証に関する指針（仮称）」が制定された時点で長期健全性評価への反映の可否を判断し，要の場合は健全性評価を実施する。

<実施状況>

事故時環境内で機能要求がある温度検出器（熱電対式，測温抵抗体式）について，取替計画を点検計画に反映した。

また，日本電気協会「原子力発電所の安全系電気・計装品の耐環境性能の検証に関する指針」に規定された長期健全性評価試験条件をもとに原子力安全基盤機構による「電気・計装設備の健全性評価技術調査研究（JNES-RE-2012-0016 平成24年11月）」の成果を反映し，東海第二発電所において使用している熱電対式温度検出器は25年間の運転期間及び事故時雰囲気を想定した健全性評価試験を実施し，健全性が維持できることを確認した。

一方，測温抵抗体式温度検出器は30年間の運転期間及び事故時雰囲気を想定した健全性評価試験を実施していたところ，シール部に不良が発生し，良好な結果を得ることができなかった。

したがって，測温抵抗体式温度検出器については，60年の健全性は維持できないと判断した。

<有効性評価>

日本電気協会「原子力発電所の安全系電気・計装品の耐環境性能の検証に関する指針」に規定された長期健全性評価試験条件をもとに健全性評価を行い、熱電対式温度検出器は、設置後 25 年を迎える前に取替えることで健全性は維持できることから、長期保守管理方針は有効であったと考える。

また、測温抵抗体式温度検出器は、既設測温抵抗体式温度検出器の試験を行い、健全性が確認できなかったことから、シール部の改良により 15 年間の健全性が確認されている測温抵抗体式温度検出器へ更新するとともに、設置後 15 年を迎える前に取替えることを点検計画（定期取替品の周期見直し）に反映することで健全性を維持することができ、長期保守管理方針の当初意図した結果（長期健全性の確保）が得られたことから有効であったと考える。

26. 原子炉格納容器内の電動（交流）弁用駆動部*及び原子炉格納容器外の電動（交流・直流）弁用駆動部*の絶縁特性低下

<30年目の評価結果>

原子炉格納容器内の電動弁駆動部絶縁物の40年間の運転期間を想定した熱、放射線、機械的及び事故時雰囲気による試験結果から40年間の通常運転及び事故時雰囲気において絶縁特性を維持できることを確認した。絶縁体の急激な絶縁特性低下の可能性は小さい。また、絶縁特性低下は点検時の絶縁抵抗測定等で把握可能と考えられる。但し、60年想定耐環境試験を実施し、長期的な健全性を確認する必要がある。

<長期保守管理方針>

原子炉格納容器内の電動（交流）弁用駆動部*及び原子炉格納容器外の電動（交流・直流）弁用駆動部*の絶縁特性低下については、事故時環境内で機能要求がある場合、60年間の運転期間及び事故時雰囲気による劣化を想定した健全性の評価を実施する。

評価にあたっては、日本電気協会「原子力発電所の安全系電気・計装品の耐環境性能の検証に関する指針（仮称）」が制定された時点で長期健全性評価への反映の可否を判断し、要の場合は健全性評価へ反映する。

*：弁用駆動部（固定子コイル、口出線・接続部品）

<実施状況>

日本電気協会「原子力発電所の安全系電気・計装品の耐環境性能の検証に関する指針」及びIEEE Std. 382-1996「IEEE Standard for Qualification of Actuators for Power-Operated Valve Assemblies With Safety-Related Functions for Nuclear Power plants」に規定された長期健全性評価試験条件をもとに原子炉格納容器外で38年間設置使用された弁用駆動部に22年相当の劣化付与を行い、設計基準事故時雰囲気を想定した蒸気曝露試験を行うことで60年の健全性が維持できることを確認した。

また、原子炉格納容器内に設置された弁用駆動部の評価にあたっては、新製の弁用駆動部に60年相当の劣化付与を行い、設計基準事故時雰囲気を想定した蒸気曝露試験を行うことで60年の健全性が維持できることを確認した。

<有効性評価>

日本電気協会「原子力発電所の安全系電気・計装品の耐環境性能の検証に関する指針」及び IEEE Std. 382-1996 に規定された長期健全性評価試験条件に基づき，健全性評価を行い 60 年の運転を想定した期間，健全性は維持できることから，長期保守管理方針は有効であったと考える。

27. 電気ペネトレーション（モジュール型）の絶縁特性低下及び気密性低下

<30年目の評価結果>

電気ペネトレーションの長期間の経年変化を考慮した必要性能の評価方法は、IEEE Std.317-1976「IEEE Standard for Electric Penetration Assemblies in Containment Structures for Nuclear Power Generating Stations」の規格をもとに材料がほぼ同等である国産電気ペネトレーションにて評価を行い、60年間の通常運転における使用条件及び事故時雰囲気において絶縁特性及び気密性能を維持できると評価する。

健全性評価結果より、絶縁特性の低下及び気密性の低下の可能性は低い。

また、絶縁特性の低下は、機器点検時に実施する絶縁抵抗の測定及び機器の動作試験により、気密性の低下は、点検時の原子炉格納容器漏えい率検査により把握可能と考える。

但し、電気ペネトレーションの評価にあたっては、国産電気ペネトレーションのデータによる評価であることから当該品による60年想定耐環境試験を実施し、長期的な健全性を確認する必要がある。

<長期保守管理方針>

電気ペネトレーション（モジュール型）の絶縁特性低下及び気密性低下については、60年間の運転期間及び事故時雰囲気による劣化を想定した健全性の評価を実施する。評価にあたっては、日本電気協会「原子力発電所の安全系電気・計装品の耐環境性能の検証に関する指針（仮称）」が制定された時点で長期健全性評価への反映の可否を判断し、要の場合は健全性評価へ反映する。

<実施状況>

日本電気協会「原子力発電所の安全系電気・計装品の耐環境性能の検証に関する指針」及びIEEE Std.317-1976「IEEE Standard for Electric Penetration Assemblies in Containment Structures for Nuclear Power Generating Stations」に規定された長期健全性試験条件をもとに原子力安全基盤機構による「電気・計装設備の健全性評価技術調査研究（JNES-RE-2012-0016 平成24年11月）」の成果を反映し、東海第二発電所において33年間設置使用された海外製低圧電気ペネトレーションに27年相当の劣化付与を行い60年の運転期間を想定した試験を実施していたところ、シール部に不良が発生し、良好な結果を得ることができなかった。

また、海外製高圧電気ペネトレーションのシール部に使用している材料は、低圧電気ペネトレーションのシール部に使用されている材料と同じであることから、同様にシール材の耐性は低下している可能性が高いと考えられる。

したがって、海外製低圧、高圧電気ペネトレーションについては、60年の健全性は維持できないと判断した。

<有効性評価>

日本電気協会「原子力発電所の安全系電気・計装品の耐環境性能の検証に関する指針」及び IEEE Std. 317-1976 に基づき、海外製低圧電気ペネトレーションの試験を行い、健全性の確認が出来なかったことから、今停止期間中に 60 年の健全性が確認されている国内製低圧、高圧電気ペネトレーションへ更新を行う。

海外製電気ペネトレーションについては、通常運転期間相当、設計基準事故時及び重大事故等時条件において健全性が確認された国内製電気ペネトレーションへ取替えることで、60 年の運転を想定した期間、健全性は維持できることから、長期保守管理方針は有効であったと判断する。

30年目高経年化技術評価以降に発生した
経年劣化事象に起因する事故・トラブル等の検討結果

30年目評価以降に発生した事故・トラブル等の一覧表

No.	情報区分	件名	原因分析結果	経年劣化に関する 保全が有効でなかつたため生じた と考えられるもの※
1	保全品質	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 定期試験中における運転上の制限からの逸脱について	②	—
2	保全品質	協力会社における入所時の保安教育に係る不適合について	②	—
3	トラブル	原子炉隔離時冷却系タービン排気ライン逆止弁損傷に伴う運転上の制限逸脱について	①	○
4	保全品質	残留熱除去系(A)定期試験に伴う低圧注水系の運転上の制限の逸脱について	⑤	—
5	保全品質	原子炉隔離時冷却系の運転上の制限逸脱について	①	—
6	保全品質	管理区域における一時立入者の個人線量計の未着用について	②	—
7	保全品質	東海第二発電所洗濯廃液に係る保安規定違反の原因及び再発防止対策の報告について	②	—
8	保全品質	雑固体減容処理設備冷却室内における熔融金属等の飛散に伴う発煙について	④	—
9	保全品質	屋外硫酸貯蔵タンク堰内での漏えい事象について	⑦	○
10	保全品質	産業廃棄物処理施設における当社名等が表示されたドラム缶発見について	⑧	—
11	保全品質	管理区域における作業員の個人線量計 (EPD) の着用不備について	②	—
12	保全品質	可燃性ガス濃度制御系 (B) の運転上の制限からの逸脱について	⑧	—
13	保全品質	物品搬入時における管理区域内への不適切な立ち入り事象について	②	—
14	トラブル	主油タンク油面変動等に伴う機器点検のための原子炉手動停止について	①	○
15	保全品質	起動領域モニタチャンネル「D」指示不良による運転上の制限の逸脱及び解除について	⑧	—
16	保全品質	残留熱除去系 (A) の運転上の制限の逸脱について	⑤	—
17	保全品質	低圧炉心スプレイ系定期試験前に確認すべき事項の未実施について	②	—
18	保全品質	蒸気乾燥器に確認されたひび割れについて	⑦	○
19	保全品質	シュラウドサポート溶接継手のひび状の指示模様について	⑦	○
20	保全品質	所内電源操作中における電源盤損傷の発生について	④	—
21	保全品質	東海第二発電所 制御棒駆動機構分解点検工事におけるごく微量の放射性物質の内部取り込みについて	②	—
22	保全品質	洗濯廃液放出に係る保安規定違反事象について	②	—
23	トラブル	残留熱除去系海水系配管の減肉について	⑦	○
24	保全品質	給水加熱器保管庫への個人線量計未着用での立ち入りについて	②	—
25	保全品質	非常用ガス処理系 (A) の予防保全を目的とした保全作業の実施について	④	—
26	保全品質	非常用ガス処理系 (B) の予防保全を目的とした保全作業の実施について	④	—

No.	情報区分	件名	原因分析結果	経年劣化に関する 保全が有効でなか ったため生じたと 考えられるもの※
27	トラブル	残留熱除去系海水系 (B) 系機器点検のための原子炉手動停止について	③	—
28	保全品質	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の運転上の制限からの逸脱について	⑦	○
29	保全品質	【東日本大震災】 東海第二発電所 使用済燃料プール水飛散	⑥	—
30	トラブル	【東日本大震災関連】 非常用ディーゼル発電機2C用海水ポンプの自動停止について	⑥	—
31	トラブル	【東日本大震災関連】 125V蓄電池2B室における溢水について	⑧	—
32	保全品質	廃棄物処理建屋3階における火災について	⑤	—
33	保全品質	東海第二発電所における計画線量超過について	②	—
34	保全品質	非常用ディーゼル発電機2Cの運転上の制限からの逸脱について	①	—
35	保全品質	主蒸気逃し安全弁 (D) 内部部品の脱落について	①	—
36	保全品質	原子炉圧力容器下部制御棒駆動機構フランジからの漏水について	②	—
37	保全品質	取水口エリア北側ポンプ槽での火災について	①	—
38	保全品質	残留熱除去系 (C) 低圧注水系注入弁差圧検出配管溶接部近傍での水の滴下について	⑧	—
39	保全品質	原子炉建屋屋上における原子炉建屋ベントライン設置工事中の誤開孔事象について	①	—
40	保全品質	蒸気乾燥器のひび調査結果について	⑦	○
41	トラブル	東海第二発電所 管理区域外での洗浄廃液の漏えいについて	③	—
42	保全品質	東海第二発電所における燃料集合体チャンネルボックス上部 (クリップ) の一部欠損について	④	—
43	保全品質	可搬型設備保管場所 (非管理区域) における油の漏えい	⑧	—
44	保全品質	制御棒ハンドル部ガイドローラの状況について	④	—
45	保全品質	廃棄物処理建屋 送風機室 (B) 内での溶接作業時における火災の発生について	①	—
46	トラブル	廃棄物処理棟中地下1階タンクベント処理装置室内における液体の漏えいに伴う 立入制限区域の設定について	③	—
47	保全品質	使用済燃料貯蔵プール水導電率の上昇について	③	—

※：30年目評価で発生を想定できなかった部位における経年劣化事象又は30年目評価が不足していた経年劣化事象に起因すると考えられるトラブル情報, 保全品質情報をいう。

原因分析結果の凡例

- ①：施工・保守不良に起因する事例
- ②：ヒューマンエラーに起因する事例
- ③：設計上の問題に起因する事例
- ④：製作上の問題に起因する事例
- ⑤：偶発的故障に起因する事例
- ⑥：自然現象に起因する事例
- ⑦：経年劣化事象に起因する事例
- ⑧：その他の事例

30年目高経年技術評価以降に発生した経年劣化事象に起因する事故・トラブル等の検討結果

□保全品質情報 / ■トラブル

No.	事象件名	事象の概要	30年目 PLM 評価	30年目 PLM 評価の考察	劣化状況評価への反映事項	劣化状況評価	備考
1	原子炉隔離時冷却系タービン排気ライン逆止弁損傷に伴う運転上の制限逸脱について (発電所) 東海第二発電所 (発生日) 2008. 8. 7 (評価書区分) 審査対象機器	<p>【状況】 東海第二発電所は定格熱出力一定運転にて第23回定期検査時の調整運転中のところ、原子炉隔離時冷却系（以下「RCIC」という）の定期試験を実施後、原子炉格納容器の圧力が低下傾向にあることを確認した。原因調査を実施した結果、格納容器に封入している窒素ガスがRCICタービン排気ラインから漏れいしている可能性が高いと判断した。排気ライン隔離弁(E51-F068)を閉止したところ、圧力低下は止まった。漏れいのは、RCICタービン排気ラインに設置されている逆止弁(E51-F040)のシートリークによるものと考え、弁座の当たり改善を試みたが、当該弁のシートリーク状況に変化は見られなかった。 このため当該弁の分解点検を実施したところ、弁の作動させるための機構部であるアームから弁体が脱落していることを確認した。</p> <p>【推定原因】 脱落の原因は弁体とアームとを連結している弁体ネジ部が破断したため。詳細は以下のとおり。 (1) 弁体への繰り返し荷重の発生 RCICタービン低速回転時に、サブプレッションプールに排出されたタービン排気が蒸気凝縮され背圧が変動することで、弁体が開閉動作を行う。この動作によりアームがストッパーと衝突を繰り返すことで弁体ネジ部に疲労限界を超える応力が発生した。 (2) き裂の発生・進展 開閉動作は、約2秒の周期で繰り返されることが確認されており、発電所運転開始から積算すると、約110,000回に達することとなる。この開閉動作による繰り返し応力によって、応力が集中する弁体ネジ部で疲労き裂が発生・進展した。 (3) 最終破断 き裂の進展により健全な残存部が縮小し、RCIC定期試験時に、アームがストッパーに衝突した際に発生する力により、弁体ネジ部で延性破壊した。</p>	評価書：弁〔逆止弁〕 (想定されず)	RCICタービン低速時に弁体が開閉動作を行い、アームとストッパーが衝突を繰り返すが、弁体ネジ部（弁体とアームを連結）に疲労限界を超える応力が発生した。 疲労割れに至る事象を想定しておらず、当該弁の点検計画に反映されなかったため、疲労き裂の発生を発見することができなかった。	現在は、長期的な対策として衝撃緩和機構付の弁に交換されているが、以下の内容を劣化状況評価書へ記載する。 弁体ネジ部（弁体とアームを連結）の疲労割れを経年劣化事象（着目すべき経年劣化事象ではない事象）として新たに抽出する。	<p>【評価対象】 弁体（ねじ部）の疲労割れ [原子炉隔離時冷却系タービン排気ライン逆止弁]</p> <p>【評価内容】 タービン排気側に設置されている逆止弁は、タービン背圧の変動により開閉動作を繰り返し、弁体とアームを連結するねじ部に疲労割れを起こす可能性がある。当該逆止弁は、2008年の定期試験時において、弁体（ねじ部）の疲労割れによる弁体の脱落事象が発生した。 対策として、衝撃緩和機構付の弁に交換するとともに、分解点検時の目視点検に加え弁体（ねじ部）の浸透探傷検査を実施しており、必要に応じて補修又は取替を行うことにより、機能を維持することとしている。 したがって、弁体（ねじ部）の疲労割れは高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではないと判断する。</p> <p>(参考：詳細検討内容) ・技術評価 ①健全性評価 タービン排気側に設置されている逆止弁は、タービン背圧の変動により開閉動作を繰り返し、弁体とアームを連結するねじ部に疲労割れを起こす可能性がある。 ②現状保全 定期的に弁体（ねじ部）の浸透探傷検査を実施し、有意な欠陥がないことを確認している。 ③総合評価 健全性評価結果から判断して、弁体（ねじ部）の疲労割れについては、定期的に弁体（ねじ部）の目視点検及び浸透探傷検査を実施し、必要に応じて補修又は取替を行うことにより、疲労割れが問題になる可能性は小さいと考える。 弁体（ねじ部）の疲労割れは、目視点検及び浸透探傷検査により検知可能であり、点検手法として適切である。</p>	

No.	事象件名	事象の概要	30年目 PLM 評価	30年目 PLM 評価の考察	劣化状況評価への反映事項	劣化状況評価	備考
		<p>【対策】</p> <p>(1) 当該弁の復旧</p> <p>1) 弁体については、既設同等の強度が確認された現在のメーカー標準品である鍛造品の新品に交換する。あわせてナット、座金、割りピン等についても既設同等の新品に交換する。</p> <p>2) アームについては工場にて、外観、員数、寸法、破壊（浸透探傷試験、磁粉探傷試験）の各検査を実施した。さらに、現地にて受け入れ点検として外観、員数の各検査を実施した。なお、当該弁の復旧後、これまでの運転状態と同じ条件での運転が継続することになるため、当該弁の疲労環境も変わることなく継続することとなる。</p> <p>しかし、当該弁の疲労評価上有意となる弁の開閉回数（約 15,000 回）を越えるには、約 8 時間半の低速回転領域での運転時間を経過しなければ、疲労損傷に至る可能性は少ない。1 年間の低速回転領域での運転時間は、過去の運転経験から保守的に見て 1 時間程度（繰り返し回数にして約 2,000 回）であり、次回定期検査まで疲労き裂が発生する可能性は少ない。</p> <p>(2) 当該弁の恒久対策</p> <p>1) 次回定期検査で、弁体のストッパーへの衝突による衝撃を緩和する目的で、衝撃緩和機構付きの弁に交換する。また、メーカー推奨や先行プラントの保全実績を勘案し点検周期を定め、その最初の分解点検時に、弁体ネジ部の非破壊検査を行い、健全性を確認する。その結果や運転状況を踏まえて、以降の点検周期及び点検内容を見直していく。</p> <p>2) 次回定期検査で、RCIC タービン低速回転時にサブプレッションプール内で生じる蒸気凝縮状態の変動を抑制し、当該弁の開閉回数を減らすため、蒸気凝縮性能に優れたスパージャに交換する。</p>				<p>・高経年化への対応</p> <p>弁体（ねじ部）の疲労割れに対しては定期的に弁体（ねじ部）の目視点検及び浸透探傷検査を実施し、必要に応じて補修又は取替を実施していく。</p>	

■保全品質情報／□トラブル

No.	事象件名	事象の概要	30年目 PLM 評価	30年目 PLM 評価の考察	劣化状況評価への反映事項	劣化状況評価	備考
2	屋外硫酸貯蔵タンク堰内での漏えい事象について (発電所) 東海第二発電所 (発生日) 2008. 11. 9 (評価書区分) 対象外機器	<p>【状況】 定格熱出力一定運転中のところ、屋外硫酸貯蔵タンク底部付近より堰内に液体が漏れているのを発見した。詳細を確認したところ、屋外硫酸貯蔵タンク底部サンプリング配管の保温材から糸状に硫酸が漏えいし、漏えいした硫酸(表面積で約4m×約2m、漏れた推定量約8%)は全て堰内に留まり、構外流出のおそれがないことが確認できた。</p> <p>【推定原因】 当該サンプリングラインには電熱ヒータが設置されており、その加熱部位にピンホールが生じていた。電熱ヒータは常時「入」運用されていたことから、ピンホール発生原因はヒータ加熱(設定温度65℃)により滞留液体の温度がその他の部位より常時高い温度に保持されたことにより濃硫酸の硫酸鉄に対する溶解度が上昇することで電池効果により減肉が進行したものと推察する。</p> <p>【対策】 (1)処理状況 漏えい箇所の上流には隔離する弁がないことから、タンクローリー車を用いてタンク内の硫酸を抜き取った上で、漏えい発生部位を配管上流で切断、タンクと同種材質である炭素鋼(S25C)の座を溶接、施栓を実施した。</p> <p>(2)文献による調査 当該設備と同様な、濃硫酸(硫酸濃度90%以上)を貯蔵する設備(貯槽及び配管)は、一般的に炭素鋼が使用されている。 濃硫酸は自身が還元されSO₂になる酸化力を持っているために、鉄を酸化して表面皮膜(硫酸鉄)を生成する。この硫酸鉄は、常温の濃硫酸に対し不溶性であることから、結果として鉄は濃硫酸中で殆ど腐食(減肉)が進行しない。濃硫酸の貯蔵設備に炭素鋼が採用されるのはこのためである。</p>	評価書：配管 [炭素鋼配管] 評価対象外	当該配管は、安全機能を有していないため、高経年化評価の対象とはならない。 当該サンプリングラインは、これまでに使用実績がないことから、切断部位を溶接により施栓補修を実施しており、さらに電熱ヒータも使用しないことを再発防止対策としており、今後同様な化学腐食(濃硫酸を高温環境下で使用の際の電池効果による減肉)の発生の可能性はないと考える。 濃硫酸を扱っている設備についてヒータ等で常時加熱しているものはないことを確認しており、評価に反映するべき事象ではない。	なし	なし	

No.	事象件名	事象の概要	30年目 PLM 評価	30年目 PLM 評価 の考察	劣化状況評価への 反映事項	事象件名	事象の概要
		<p>しかし、文献による調査の結果、濃硫酸中の鉄の減肉速度は、流体である濃硫酸の濃度、温度、流速により変化することが判明した。当社は濃度の管理された濃硫酸を購入していることから（冬季：95%、夏季：98%）濃硫酸の濃度はほぼ一定である。当該硫酸タンクは復水脱塩装置樹脂の通薬再生時に必要量のみ系統へ移送されるだけであり殆どの期間、濃硫酸は停滞していることから、流速の影響もない。又、過去に一度もサンプリングを行っていないことから、サンプリング配管も流速の影響を受けていないと考えられる。</p> <p>これに対し、温度が上昇すると濃硫酸の硫酸鉄に対する溶解度が上昇することにより、硫酸鉄が濃硫酸に溶け出すことから、ゆるやかに減肉が進行する。</p> <p>硫酸濃度 95%～98%の範囲において、常温（約 25℃）と比較し、約 60℃では、10 倍程度腐食速度が増加することが確認された。</p>					

No.	事象件名	事象の概要	30年目PLM評価	30年目PLM評価の考察	劣化状況評価への反映事項	劣化状況評価	備考
3	主油タンク油面変動等に伴う機器点検のための原子炉手動停止について (発電所) 東海第二発電所 (発生日) 2009.7.17 (評価書区分) 審査対象外機器	<p>【状況】 定格熱出力一定運転中のところ、7月16日21時45分、主タービン油系とTDRFP潤滑油並びに制御油系で共有している主タービン潤滑油タンク(以下、「主油タンク」という)の油面異常を示す警報(中央制御室警報「TURBINE MAIN OIL TANK LEVELHI/L0」)が発報したため、主油タンク現場を確認したところ、フロート式油面計の指示が低下していたことから、油漏えいが発生していないことを各現場にて確認するとともに、主タービン油関連機器に関連するパラメータ(主タービン及びTDRFP(B)の運転パラメータ)に異常のないことを確認した上で、主油タンクの油面調整操作を開始するとともに、主油タンク油面が安定するまでは、主タービン油系統に係る作業は、油面の安定に支障をきたすことから実施すべきでないと判断し、仮設の静電浄油機による浄化を見合わせた。 その後も、主油タンクの油面変動が継続するとともに、7月17日15時頃に仮設の静電浄油機による浄化を実施するための準備作業で主油タンク上部のマンホールを開放したところ、可視範囲内の油面上が泡で覆われていることを確認した。 さらに、7月17日夕刻より主タービンの運転パラメータに異常がないものの、主油タンクの油面が徐々に低下し油面調整操作の頻度が増加し油面維持が困難となったこと、これ以上悪化すると関連機器への影響が懸念されたことから、原子炉を停止することを7月17日19時00分に決定した。 また、停止決定後に機器に故障の発生していることも否定できないとして、主タービン油系の点検を行うこととした。 その後、7月18日0時より出力降下を開始し、同日7時00分に発電機を解列、14時09分に原子炉を停止した。</p>	<p>評価書：タービン設備〔常用系タービン設備 潤滑油装置のうち、油冷却器〕 【油冷却器については重要度分類上PS-3であり、審査対象外機器として評価している。】</p> <p>2.2.3 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象 c. 伝熱管の高サイクル疲労割れ及び摩耗[油冷却器] 伝熱管は支持板により適切なスパンで支持されており、伝熱管の外表面の流体による振動は十分抑制されている。さらに、胴側流体は油環境下であるため、管支持板のエロージョンによる管穴拡大等による振動発生の可能性は小さいと考える。 また、これまでの目視点検及び漏えい試験結果からも割れは確認されておらず、今後も使用環境に変化がない。したがって、伝熱管の高サイクル疲労割れ及び摩耗は高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではないと判断する。</p>	<p>(1)30年目評価時の取扱いは 主油冷却器の伝熱管について、流体による振動によりバップルを貫通する部位に摩耗が発生する事象を想定していなかった。 (2)現状保全の考察 バップルを貫通する部位の摩耗に着目した点検(渦流探傷検査、芯ずれ等の点検)が実施されていた。 (3)問題点 30年目評価時点では、伝熱管の高サイクル疲労割れ及び摩耗について、設計上伝熱管の振動発生の可能性は低いとしており、バップル貫通部について摩耗に着目した外観点検(最外周伝熱管)及び伝熱管の渦流探傷検査を定期的には実施していなかった。</p>	<p>(1)40年目評価の取扱いは 冷却器の伝熱管について摩耗を着目すべき経年劣化事象ではない事象とし、技術評価を実施。 (2)現状保全 油冷却器についてバップル貫通部についても摩耗に着目した外観点検(最外周伝熱管)及び伝熱管の渦流探傷検査を定期的には実施する (3)その他 運転管理において定期的な機器の切替えを運転計画に定めている。</p>	<p>【評価対象】 伝熱管の摩耗及び高サイクル疲労割れ[油冷却器] 【評価内容】 伝熱管は管支持板により適切なスパンで支持することで振動を抑制しているが、内部流体の流れによりわずかな伝熱管の振動が発生し、伝熱管と管支持板が接触することにより、伝熱管拘束点において伝熱管外表面に摩耗が発生する可能性がある。さらに、伝熱管拘束点において伝熱管外表面から疲労割れが発生する可能性がある。油冷却器は、2009年の定格熱出力一定運転中に、伝熱管の摩耗による伝熱管漏えい事象が発生した。 対策として、当該伝熱管に施栓を実施するとともに、分解点検時に管支持板貫通部における伝熱管の摩耗に着目した目視点検に加え、伝熱管の渦流探傷検査を実施しており、必要に応じて補修又は取替を行うことにより、機能を維持することとしている。 したがって、伝熱管の高サイクル疲労割れ及び摩耗は高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではないと判断する。 (参考：詳細検討内容) ・技術評価 ①健全性評価 伝熱管は管支持板により適切なスパンで支持することで振動を抑制しているが、内部流体の流れによりわずかな伝熱管の振動が発生し、伝熱管と管支持板が接触することにより、伝熱管拘束点において伝熱管外表面の摩耗が発生する可能性がある。 ②現状保全 定期的には伝熱管の目視点検及び渦流探傷検査を実施し、有意な摩耗がないことを確認している。 ③総合評価 健全性評価から判断して、伝熱管の摩耗及び高サイクル疲労割れについては、定期的に管支持板貫通部における伝熱管の摩耗に着目</p>	<p>事象の概要(状況、推定原因、対策)については「主油冷却器(B)伝熱管漏えい」についてのみ記述している。</p>

No.	事象件名	事象の概要	30年目 PLM 評価	30年目 PLM 評価の考察	劣化状況評価への反映事項	劣化状況評価	備考
		<p>【推定原因】</p> <p>1. 原因</p> <p>今回主タービン油系で確認された、TCW サージタンクレベルの低下を起こした主油冷却器 (B) 伝熱管漏えいの原因は下記の通りと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・TCW サージタンクレベルの低下を起こした主油冷却器の伝熱管から漏えいを生じた原因は、潤滑油が伝熱管の U 字部分に流れ込む構造のために、潤滑油の流動によって U 字管に僅かな振動が発生、長期間の使用によって摩耗・減肉が進行して、最終的に貫通孔が生じたものと考えられる。 ・主油冷却器の運転・点検計画の不備主油冷却器について、計画的な切替え等の運用が定まっていなかった。また、タービン油系統に使用されている各冷却器の伝熱管について、パッフルを貫通する部位の摩耗に着目した点検 (渦流探傷検査、芯ずれ等の点検) が実施されていなかった。 <p>【対策】</p> <p>1. 短期的対策 (起動前に実施済み)</p> <p>(1) 主油冷却器の伝熱管修理</p> <p>漏えいが発生し抜管した当該伝熱管 1 本、渦流探傷検査結果の検証用のために抜管した伝熱管 2 本、外面傷が渦流探傷検査により検出された伝熱管 3 本について、施栓を実施する。なお、主油冷却器の伝熱管は 1 基あたり全数で 762 本あるが、伝熱面積の設計上 10% の裕度があることから、冷却性能には問題ない。</p> <p>(2) 主油冷却器の運転計画の改善</p> <p>運転中に切り替えのできない主油冷却器及び TDRFP 油冷却器については、運転サイクル毎に A, B を交互に使用するよう運転計画を定め、「直定例業務・定期機器切替実施取扱書 (QMS 規程)」に明記する。</p>				<p>した目視点検に加え、伝熱管の渦流探傷検査を実施することで、摩耗及び高サイクル疲労割れが問題になる可能性は小さいと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高経年化への対応 <p>伝熱管の摩耗及び高サイクル疲労割れに対しては、定期的に伝熱管の目視点検及び渦流探傷検査を実施し、必要に応じて補修又は取替を実施していく。</p>	

No.	事案件名	事象の概要	30年目 PLM 評価	30年目 PLM 評価の考察	劣化状況評価への反映事項	劣化状況評価	備考
		2. 中長期的対策 ・点検計画の見直し 各油冷却器について、保守管理の点検計画に、バップル貫通部についても摩耗に着目した外観点検（最外周伝熱管）と伝熱管の渦流探傷検査を定期的に行う。また、次回定期検査以降に主油冷却器の計画的な取替を実施する。					

■保全品質情報／□トラブル

No.	事象件名	事象の概要	30年目 PLM 評価	30年目 PLM 評価の考察	劣化状況評価への反映事項	劣化状況評価	備考
4	蒸気乾燥器に確認されたひび割れについて (発電所) 東海第二発電所 (発生日) 2009.9.14 (評価書区分) 審査対象外機器	<p>【状況】 第24回定期検査で実施した蒸気乾燥器の外観点検において、プレナムパーテーションとフードの溶接部に3箇所、及びリフティングアイの回り止め溶接部に1箇所のひび割れが確認された。</p> <p>【推定原因】 (1)プレナムパーテーションとフードの溶接部のひび割れ確認されたひび割れは、以下の理由により流動振動等による疲労割れである可能性が高い。 ・ひび割れは溶接金属内に確認されている。当該材料であるオーステナイト系ステンレス鋼溶接金属 (Y308L相当) において過去に応力腐食割れ (SCC) の事例はない。 また、当該ひび割れは枝分かれが無く、直線状を呈していることからSCCとは考えにくい。 ・プレナムパーテーションとフードは片面すみ肉溶接で接合されており、溶接止端部は形状不連続のため応力が集中しやすい形状である上、溶接構造による応力集中の状態は、ばらつきが大きい。 ・起動試験時に、タービン主蒸気止弁の急閉を伴う試験を5回程度実施しており、その際、当該部に250MPa程度の応力が発生したと評価される。これは、設計降伏応力130MPaを大きく超えていることから、当該溶接部に初期兆候 (塑性変形又は微細な割れ) が生じたと考えられる。 ・通常運転時の流動振動により、当該部に170~220MPa程度の応力が発生すると評価される。これは、実力的な疲労限と同程度であることから、溶接構造による応力集中の状態のばらつきで、発生応力が高い部位に疲労割れが発生した可能性があると考えられる。 ・海外の損傷事例において、類似箇所に流動振動等による疲労割れが確認されている。</p> <p>(2)リフティングアイの回り止め溶接部のひび割れ 確認されたひび割れは、以下の理由により流動振動等による疲労割れである可能性が高い。 ・ひび割れは溶接金属内に確認されている。当該材料であるオーステナイト系ステンレス鋼溶接金属 (Y308L相当) において過去にSCCの事例はない。また、当該ひび割れは枝分かれが無く、直線状の形状をしていることからSCCとは考えにくい。 ・リフティングアイのひび割れの起点部</p>	<p>評価書：炉内構造物 【蒸気乾燥器については重要度分類上PS-3であり、審査対象外機器として評価している。】</p> <p>2.2.3 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象 b. 高サイクル疲労割れ (シュラウドヘッド及び気水分離器、蒸気乾燥器) 炉内構造物は炉心流による流体振動を受けるため、高サイクル疲労割れの発生が想定されるが、炉内の流体振動による高サイクル疲労については、代表機器と同様に設計段階において考慮されているため、高サイクル疲労割れが発生する可能性は小さい。 また、蒸気乾燥器のドレンチャンネルについては、第7回定期検査 (1985年度) において、溶接部にひびが認められ、補修溶接と肉盛溶接による補強を実施している。 また、第15回定期検査 (1996年度) においては、他プラント不具合事象に対する水平展開として、溶接構造をすみ肉溶接から開先付きすみ肉溶接に変更し、発生応力の低減を図っている。至近の点検実績としては、第22回定期検査 (2006年度) に目視点検を行い、問題のないことを確認している。 なお、シュラウドヘッド及び気水分離器、蒸気乾燥器については計画的に水中テレビカメラによる点検を実施することとしており、シュラウドヘッド及び気水分離器、蒸気乾燥器については、これまでの外観目視点検では有意な欠陥は認められていない。 したがって、高サイクル疲労割れは高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではないと判断する。</p>	<p>(1)30年目評価時の取扱い 30年目評価時点では、プレナムパーテーションとフードの溶接部及びリフティングアイの回り止め溶接部のひび割れ (高サイクル疲労) については、想定される経年劣化事象としては抽出していないかった。</p> <p>(2)現状保全の考察 水中カメラによる点検を計画的に行うことと評価しており、適切であった。</p> <p>(3)問題点 流体振動によるひび割れ (高サイクル疲労) については、設計段階において先付けすみ肉溶接に変更し、発生応力の低減を図っているが、プレナムパーテーションとフードの溶接部のひび割れ (高サイクル疲労) は、流路構成機能を維持する部位に発生しているため、想定される経年劣化事象として抽出が必要な部位であった。</p> <p>(4)その他 リフティングアイの回り止め溶接部のひび割れ (高サイクル疲労) は機能要求部位以外に発生しており、想定が不要であり、評価に影響はなかったと判断する。</p>	<p>(1)40年目評価の取扱い フード (溶接部) にひび割れ (高サイクル疲労) については、現状保全にて検知できていることから、着目すべき経年劣化事象ではない事象 (日常劣化管理事象) として抽出し、技術評価を行う。</p> <p>(2)現状保全 確認されたひび割れは、蒸気乾燥器の機能、構造に影響を直ちに与えるものではないが、今後の運転に万全を期すため、補修方法として、ひび割れを除去し、応力集中を低減する対策を実施した。 今回の補修箇所以外のフード部にもひび割れ (高サイクル疲労) の発生の可能性は否定できないことから、水中カメラによる点検を継続する。 「蒸気乾燥器 (部位：フード) の高サイクル疲労割れ」は、想定される経年劣化事象として抽出する。</p>	<p>【評価対象】 高サイクル疲労割れ [蒸気乾燥器]</p> <p>【評価内容】 炉内構造物は炉心流による流体振動を受けるため、高サイクル疲労割れの発生が想定されるが、炉内の流体振動による高サイクル疲労については、代表機器と同様に設計段階において考慮されているため、高サイクル疲労割れが発生する可能性は小さい。 蒸気乾燥器については、第24回定期検査 (2009年度) において、プレナムパーテーションの溶接部 (3箇所) 及びリフティングアイの廻り止め溶接部 (1箇所) に高サイクル疲労と推定されるひびが認められ、補修溶接等を実施し、発生応力の低減を図っている。 蒸気乾燥器については、維持規格等に基づき計画的に水中テレビカメラによる点検を実施することとしており、これまでの上記以外の有意な欠陥は認められていない。 したがって、高サイクル疲労割れは、高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではないと判断する。 (参考：詳細検討内容) ・技術評価 ①健全性評価 炉内構造物は炉心流による流体振動を受けるため、高サイクル疲労割れの発生が想定される。 ②現状保全 確認されたひび割れは、蒸気乾燥器の機能、構造に影響を直ちに与えるものではないが、今後の運転に万全を期すため、補修方法として、ひび割れを除去し、応力集中を低減する対策を実施した。 今回の補修箇所以外のフード部にもひび割れ (高サイクル疲労) の発生の可能性は否定できないことから、水中カメラによる点検を継続する。 ③総合評価 健全性評価から判断して、蒸気乾燥器の高サイクル疲労割れについては、定期的に目視点検を実施し、有意な欠陥が確認された場合は補修溶接等を実施することで高サイクル疲労が問題になる可能性は小さいと考える。 ・高経年化への対応</p>	

No.	事象件名	事象の概要	30年目 PLM 評価	30年目 PLM 評価 の考察	劣化状況評価への 反映事項	劣化状況評価	備考
		<p>は溶接止端部であり、形状不連続のため応力が集中しやすい形状をしている。 ・海外の損傷事例において、類似箇所に流動振動等による疲労割れが確認されている。</p> <p>【対策】 補修方法 確認されたひび割れは、蒸気乾燥器の機能、構造に影響を直ちに与えるものではないが、今後の運転に万全を期すため、補修を実施する。補修としては、ひび割れを除去し、応力集中を低減する対策を行う。</p> <p>(1) プレナムパーテーションとフードの溶接部の補修 ・プレナムパーテーションとフードの溶接部のひび割れは、直ちにプレナムパーテーションの機能、構造に影響を及ぼすものではないものの、今後のひび割れの進展の可能性は否定できないことから、補修を実施する。 ・ひび割れが確認されたプレナムパーテーションとフードの溶接部3箇所について、ひび割れを除去する。 ・プレナムパーテーション上部を半円状に切り出して、プレナムパーテーションの形状を変更するとともに、溶接止端部を回し溶接とする。これにより、溶接止端部の応力集中を低減する。 ・本工法は、当該部の応力対策として海外で標準的に採用されているものであり、プレナムパーテーションの強度は維持されるとともに、流路構成機能も維持される。 ・なお、ひび割れが発生していないプレナムパーテーション5箇所についても、ひび割れ部位に準じた応力集中の低減対策を実施する。</p> <p>(2) リフティングアイの回り止め溶接部の補修 ・ひび割れが確認されたリフティングアイの回り止め溶接部は、補修を要しないものであるが、プレナムパーテーションの補修を行うことから、併せて補修を実施する。 ・ひび割れが確認されたリフティングアイ回り止め溶接部1箇所については、ひび割れがある溶接金属を除去する。 ・脚長を増加した回り止め溶接を行うとともに、回り止め溶接を2箇所追加する。これにより各回り止め溶接にかかる応力が軽減される。 ・なお、残り3本のリフティングアイについて、回り止め溶接を2箇所追加する。</p>				<p>シュラウドヘッド及び気水分離器、蒸気乾燥器の高サイクル疲労割れに関しては、定期的に目視点検を実施し、有意な欠陥が確認された場合は補修溶接等を実施していく。</p>	

■保全品質情報／□トラブル

No.	事象件名	事象の概要	30年目 PLM 評価	30年目 PLM 評価の考察	劣化状況評価への反映事項	劣化状況評価	備考
5	シュラウドサポート溶接継手のひび状の指示模様について (発電所) 東海第二発電所 (発生日) 2009. 9. 26	<p>【状況】 (1)第24回定期検査中の炉内構造物検査^{※1} (定期事業者検査)において、シュラウドサポートシリンダ縦溶接線V8の目視検査(以下、VT)を実施し、第21回定期検査で確認されている外面の3箇所(東海第二発電所NUCIA登録情報「シュラウドサポート縦溶接線上のひびについて」(2005年05月24日発生事象)参照)以外に内面7箇所のひび状の指示模様を確認した。このうち5箇所はV8に位置し、2箇所はシュラウドサポートシリンダと炉心シュラウドの溶接継手である水平溶接線H7の溶接金属位置であった。 H7の溶接金属に2箇所確認されたことから、H7内面全周のVTを実施した結果、10箇所のひび状の指示模様を新たに確認した。 V8内面に確認された5箇所、外面のひび割れ3箇所及びH7内面VTで確認された12箇所のひび状の指示模様(以下「欠陥指示」という)については、構造健全性評価ため超音波探傷試験(以下、UT)を行った。この際、H7にて検出されていない10箇所の欠陥指示を確認した(UTの範囲は全周の約21%)。 このため、VTで欠陥指示が確認されていない範囲に探傷範囲を広げて(60°及び240°周辺、H7全周の約26%) UTを実施した。その結果、11箇所の欠陥指示を認めた。 以上の点検の結果、H7全周のVTにおいて12箇所、H7(全周の約47%)のUTをあわせること33箇所の欠陥指示を確認し、V8のひび割れと合わせると合計40箇所^{※2}の欠陥指示を確認した。 今後、この結果を用いて維持規格等に基づき、構造健全性評価を行っていく。 その後、解析の結果十分な裕度を有していることから、確認されたひび割れ及び仮定した周方向のひび割れが構造健全性に影響を及ぼすものではないことを確認した。 評価モデルで仮定したH7上側溶接熱影響部の周方向のひび割れの深さ寸法をパラメータとして変化させると、構造健全性を維持できなくなる時期が求められるため、この時期を算出したところ45年間となり、所定の期間^{※4}(今後30年)に比べ十分に安全側であることを確認した。 ※1:平成17年に実施した第21回定期検査にて確認されたV8溶接継手のひび割れに対する継続検査として実施しているもの。 ※2:日本機械学会 発電用原子力設備規格維持規格(2008年版) JSME SNA1-</p>	<p>評価書: 炉内構造物</p> <p>2.3 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象の評価 (2)粒界型応力腐食割れ [シュラウド、シュラウド溶接部、シュラウドサポート、シュラウドサポート溶接部、上部格子板、炉心支持板、周辺燃料支持金具、制御棒案内管、炉心スプレー配管(原子炉圧力容器内部)・スパーージャ、給水スパーージャ、差圧検出・ほう酸水注入管、ジェットポンプ、中性子計測案内管、残留熱除去系(低圧注水系)配管(原子炉圧力容器内部)] (以下「シュラウド等」という)</p> <p>b. 技術評価 ①健全性評価 シュラウド等については、ステンレス鋼及び高ニッケル合金であり高温の純水又は飽和蒸気環境中にあるため、応力腐食割れ発生の可能性がある。 シュラウドサポートのシリンダ縦溶接部については、高温純水中の高ニッケル合金であり、第21回定期検査(2005年度)の目視点検において、粒界型応力腐食割れと思われるひびが見つかっているが、総合資源エネルギー調査会 原子力安全・保安部会 原子力発電設備の健全性評価等に関する小委員会が認められた「一次一般膜応力による許容応力限界から求める必要残存面積による評価」の方法を用いて評価したところ、技術基準に適合しなくなる見込まれる時期は運転年で20.6年後と評価されたことから、今後ひび割れに対する継続検査として、計画的に目視点検を実施することとしている。 東海第二発電所の炉内構造物については、部位毎に応力腐食割れ対策を策定・実施してきている。 また、その対策実績を下記に示す。 炉内構造物の応力腐食割れ対策として、1997年度より水素注入(原子炉圧力容器内に水素を注入し、水への再結合により炉水溶存酸素濃度を低減すること)を実施し、応力腐食割れの一要因である腐食環境の改善を図っている。水素注入による応力腐食割れ発生防止の効果については、シュラウド外周部が比較的高く、原子炉底部(シュラウドサポート)は中程度であり、シュラウドより上部では効果が小さい。水素注入を実施することにより、通常水質と比べて応力腐食割れ発生に対する抑制の効果があると考えられる。なお、水素注入の効果が見込めなかったり、応力腐食割れの可能性が高い部位については、以下のような追加予防保全を実施してきている。炉内構造物の中でも、中性子照射の多く、かつ、溶接による引張り残留応力により</p>	<p>(1)30年目評価時の取扱い 30年目の評価時点において、炉心シュラウド等は粒界型応力腐食割れを想定される経年劣化事象として抽出されており、適切に評価されている。 (2)現状保全 炉心シュラウド等のうち、シュラウドサポートのシリンダ縦溶接部については、21回定期検査にて粒界型応力腐食割れと思われるひびが見つかっており、計画的な目視点検を実施することとしており、長期保守管理方針及び保全計画に定め、計画に基づき点検を実施してきている。 (3)問題点 シュラウドサポートのシリンダ縦溶接部を除き、粒界型応力腐食割れと推定される欠陥は確認されていないと評価しているが、現状保全に基づき、シリンダ縦溶接部以外にも類似のひび割れを検出し、構造健全性評価による解析の結果十分な裕度を有していることを確認した。 解析により確認されたひび割れ及び仮定した周方向のひび割れが構造健全性に影響を及ぼすものではないことから、現状保全は適切であったと考える。</p>	<p>(1)40年目評価の取扱い 30年目評価と同様、炉心シュラウド等に粒界型応力腐食割れを想定し、現状保全にて検知できていることから、着目すべき経年劣化事象ではない事象(日常劣化管理事象)として抽出し、技術評価を行う。 (2)現状保全 確認されたひび割れは、蒸気乾燥器の機能、構造に影響を直ちに与えるものではないが、今後の運転に万全を期すため、補修方法として、ひび割れを除去し、応力集中を低減する対策を実施した。 至近の定期検査において点検を行う。(第25回施設定期検査で実施)その後は、隔回毎の定期検査時の継続検査を実施する。 継続検査ではV8(ほう酸注入配管サポート上部含む)及びH7のひび割れについて、既ひび割れを基に実施した健全性評価への影響を確認し、必要に応じて再評価を行うことを、保全計画に反映していることを確認した。</p>	<p>【評価対象】 粒界型応力腐食割れ [シュラウドサポート]</p> <p>【評価内容】 シュラウドサポートは、高ニッケル合金であり高温の純水環境中にあるため、国内外の損傷事例から粒界型応力腐食割れが想定される。 炉心シュラウド-シュラウドサポートの周方向溶接部(H7)及びシュラウドサポートのシリンダ縦溶接部(V8)については、高温純水中の高ニッケル合金であり、粒界型応力腐食割れと推定されるひび割れが確認されている。 このひびについて、S2地震荷重及び当時の基準地震動Ssを考慮し、「維持規格」及び「き裂の解釈」に準じて応力腐食割れの進展評価を、構造健全性評価に際しては、「維持規格」に基づき破壊評価を実施したところ、技術基準に適合しなくなる見込まれる時期は所定の期間(2010年3月から30年間)を超える45年と評価されている。 上記の評価において用いた当時の基準地震動Ssの地震荷重と現状の耐震Sクラス機器に適用される基準地震動Ssの地震荷重を比較した結果、技術基準に適合しなくなる見込まれる時期は2010年3月(運転開始後約31.5年)から運転年数43年となり、運転開始後60年を超えると評価された。 シュラウドサポートについては、維持規格等に基づき計画的に水中テレビカメラによる目視点検及び超音波探傷検査を実施しており、上記の評価で用いた評価用寸法を上回るひびの進展は確認されておらず、また、現在ひびの確認されている溶接部以外においては、粒界型応力腐食割れと推定される欠陥は確認されていない。 さらに、高ニッケル合金の粒界型応力腐食割れは、材料の感受性、腐食環境及び引張応力の3つの因子が同時に存在する条件下で発生するが、東海第二の炉内構造物については、水素注入による腐食環境改善や残留応力低減対策等を実施している。 したがって、シュラウドサポートの粒界型応力腐食割れは、高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではないと判断する。</p>	

No.	事象件名	事象の概要	30年目 PLM 評価	30年目 PLM 評価の考察	劣化状況評価への反映事項	劣化状況評価	備考
		<p>2008 ※3:V8外面(180°)に確認された1箇所とH7内面(179.9°)に確認された1箇所のひび割れは、貫通しており合計で1箇所とした。</p> <p>※4:「所定の期間」とは、高経年化技術評価等報告書において、運転開始後60年を想定していることを踏まえ、今後の運転期間がほぼ同等となる「今後30年」とした。</p> <p>【推定原因】 今回新たに確認された欠陥指示については、以下の状況から、応力腐食割れ(以下、SCC)と推定している。 1)材料:SCC感受性のあるインコネル182が使用されている。 2)応力:溶接残留応力及び運転応力により、高い引張応力が生じていたと推定される。 3)環境:水素注入が行われていない期間のプラント運転中の炉水溶存酸素濃度は約200ppb程度であった。</p> <p>【対策】 至近の定期検査において点検を行う。 その後は、隔回毎の定期検査時の継続検査とする。 なお、継続検査ではV8(ほう酸注入配管サポート上部含む)及びH7のひび割れについて、今回実施した健全性評価への影響を確認し、必要に応じて再評価を行う。 1)V8(ほう酸注入配管サポート上部含む)及びH7のひび割れの発生・進展が予測した範囲にとどまっていること 2)H7溶接金属に周方向のひび割れが発生していないこと 3)H7上側溶接熱影響部に周方向のひび割れが確認された場合には、ひび割れの深さが評価で仮定した深さを超えていないこと(深さ6mm) 4)H7の軸方向のひび割れが、360個を超えないこと</p>	<p>応力腐食割れの可能性が高いシュラウド溶接部のうち、狭隘な部位の溶接線には、ウォータージェットピーニング施工により残留応力の改善を図り、シュラウド胴部内面の施工性の良い溶接線には、水素注入に対して触媒効果のある貴金属をコーティングし、局部的に腐食環境の改善効果を向上させている。 中性子計測案内管55本の内1本については、中性子計測ハウジングと原子炉压力容器との溶接部の割れ事象を受け第18回定期検査時(2001年度)に実施した中性子計測ハウジングの取替の際に、中性子計測ハウジングとの溶接部内面にTIGクラッドにより耐食性に優れたクラッド層を形成するとともに、高温純水に接する外表面については溶接残留応力を改善している。 シュラウドサポートマンホール蓋については、溶接取付構造からボルト締め構造へ変更し、応力腐食割れの要因である引張り残留応力を除去している。</p> <p>②現状保全 シュラウド等については、計画的に水中テレビカメラによる目視点検を実施することとしており、これまでシュラウドサポートのシリンダ縦溶接部を除き、粒界型応力腐食割れと推定される欠陥は確認されていない。</p> <p>③総合評価 東海第二発電所の炉内構造物は、上記健全性評価で記載のとおり、予防保全等の実績を有している。 シュラウド等については、計画的な目視点検を実施していくことにより健全性の確認は可能と判断する。</p> <p>c. 高経年化への対応 シュラウド等の粒界型応力腐食割れに対しては、維持規格、ガイドライン等に基づく計画的な目視点検を実施するとともに、国によるプロジェクトや電力共通研究等の研究で粒界型応力腐食割れ発生に関する新しい知見、あるいは現在得られているき裂進展データと異なった知見等が得られた場合は追加点検や点検周期の見直し等を実施する。 シュラウドサポートシリンダ縦溶接部のひびについては、今後も継続検査を実施していく。</p>			<p>(参考:詳細検討内容)</p> <p>・技術評価 ①健全性評価 炉心シュラウドーシュラウドサポートの周方向溶接部(H7)及びシュラウドサポートのシリンダ縦溶接部(V8)については、高温純水中の高ニッケル合金であり、粒界型応力腐食割れと推定されるひび割れが確認されている。 このひびについて、S2地震荷重及び当時の基準地震動Ssを考慮し、「維持規格」及び「き裂の解釈」に準じて応力腐食割れの進展評価を、構造健全性評価に際しては、「維持規格」に基づき破壊評価を実施したところ、技術基準に適合しなくなると見込まれる時期は所定の期間(2010年3月から30年間)を超える45年と評価されている。 上記の評価において用いた当時の基準地震動Ssの地震荷重と現状の耐震Sクラス機器に適用される基準地震動Ssの地震荷重を比較した結果、技術基準に適合しなくなると見込まれる時期は2010年3月(運転開始後約31.5年)から運転年数43年となり、運転開始後60年を超えると評価された。</p> <p>②現状保全 維持規格等に基づき計画的に水中テレビカメラによる目視点検及び超音波探傷検査を実施しており、上記の評価で用いた評価用寸法を上回るひびの進展は確認されておらず、また、現在ひびの確認されている溶接部以外においては、粒界型応力腐食割れと推定される欠陥は確認されていない。 さらに長期保守管理方針及び保全計画に定めた計画に基づき点検を実施してきている。</p> <p>③総合評価 今後も運転状態や環境条件が変化する要因があることは考えにくいことから、急激にひび割れが進展する可能性は小さく、現状保全を実施していくことで健全性が確保できると考える。 ・高経年化への対応 シュラウドサポートの粒界型応力腐食割れについては、計画的に目視点検を実施していく。</p>	

No.	事象件名	事象の概要	30年目 PLM 評価	30年目 PLM 評価の考察	劣化状況評価への反映事項	劣化状況評価	備考
6	残留熱除去系海水系配管の減肉について (発電所) 東海第二発電所 (発生日) 2010. 1. 13	<p>【状況】 残留熱除去系海水系 (以下「RHRS」という。) ライニング配管修繕工事において工場搬出中の配管外面の一部に錆を伴った局所的な窪みがあることから、超音波厚さ計を用いた肉厚測定を実施した。その結果、技術基準における必要な厚さ※2 (以下「必要最小厚さ」という) である7.08mmを下回る部分が1箇所 (肉厚6.7mm) あることを確認した。 当該配管は、「安全上重要な機器等を定める告示」(経済産業省告示327号)により「(十)安全上特に重要な関連機能」の「4. 残留熱除去設備」中の「残留熱除去設備への冷却海水の管」に該当することから、本件事象は「実用炉則第19条の1 7 三号」に該当するものと判断した。</p> <p><当該配管の仕様> ・材質: SM50B (炭素鋼), 外径: 508.0mm 公称肉厚: 12.7mm</p> <p>【推定原因】 (1) 屋外ハッチ開口部から、雨水がアンカーサポートを伝わって配管外面に滴下した。さらに建屋壁貫通部のモルタルがはみ出していたため、錆び止め塗装のみの配管外面との隙間に雨水が浸み込み長期間湿潤環境となり、配管外面が著しく腐食し必要最小厚さを下回った。 (2) 当該配管が設置されているトレンチ内及び二重管内は、巡視点検が行われておらず、周辺状況 (干渉物の発錆状況や天井の雨水浸入跡等) の変化を確認できなかった。 (3) これまでのライニング配管修繕工事での塗装状態の確認では、当該配管の建屋貫通部等の目視が困難な部位の環境を目視可能範囲と同一に考えたため、当該配管の目視可能範囲とは異なり、雨水が浸み込み長期間湿潤環境にあることを考慮した点検が行われていなかった。同様に、当該配管のライニング配管修繕工事の準備におけるトレンチ内の現場調査においても目視可能範囲に腐食を確認したが、点検が行われなかった。</p> <p>【対策】 (1) 配管の補修 当該配管の必要最小厚さを下回っていた箇所については、減肉部分の配管を撤去し復旧する。当該配管復旧時には、アンカーサポートに囲まれる部分についても</p>	<p>評価書: 配管[炭素鋼配管]</p> <p>3.1 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象</p> <p>(4) 配管の外面腐食 (全面腐食) [原子炉補機冷却系, ディーゼル発電機海水系]</p> <p>a. 事象の説明 屋外に設置されているディーゼル発電機海水系配管については、外面の腐食防止のため塗装が施されているが、長期間外気にさらされ、塗装がはく離した場合には腐食が発生する可能性がある。また、屋内・外に関わらず保温に覆われた配管 (原子炉補機冷却系配管及びディーゼル発電機海水系配管の一部) については、結露が発生した場合に塗装がはく離する可能性があり、腐食が想定される。</p> <p>b. 技術評価 ①健全性評価 原子炉補機冷却系配管, ディーゼル発電機海水系配管の外面には、塗装が施されている。塗装が健全であれば腐食は防止できる可能性がある。 ②現状保全 配管の外面については、機器の点検時、巡視点検時に塗装の状態を目視にて確認している。なお、ディーゼル発電機海水系配管については計画的に配管取替を実施しているところであり、第27回定期検査 (2013年度) に終了する予定である。 ③総合評価 配管の外面腐食については、機器の点検時、巡視点検時に塗装の状態を目視にて確認し、必要に応じて補修塗装を実施することで、健全性の維持は可能であると考えられる。ただし、保温材に覆われた範囲については、塗装の健全性確認のため、今後点検要領を定め、計画的に点検を実施する必要があると考える。</p> <p>c. 高経年化への対応 配管の外面腐食に対しては、今後も機器の点検時、巡視点検時に塗装の状態を目視にて確認し、必要に応じて補修塗装を実施する。また、高経年化対策の観点から保温材に覆われた範囲について、今後点検要領を定め、計画的に点検を実施する。</p>	<p>(1) 30年目評価時の取扱い 30年目の評価時点において、配管の外面腐食 (全面腐食) については、着目すべき経年劣化事象として抽出しており、適切に評価されている。</p> <p>(2) 現状保全の考察 配管の外面減肉については、機器の点検時、巡視点検時に塗装の劣化を把握でき、健全性の維持は可能としている。 点検は、配管のライニング修繕を計画的に実施しており、修繕前に配管外面の塗膜の状態を目視にて確認している。</p> <p>(3) 問題点 屋外配管 (トレンチ内含む) の目視が困難な部位における外面腐食に着目した保守管理に不足があった。 1) 目視が困難な部位の配管外面腐食に対する管理強化が必要。 a. 配管外面点検の際は、周辺状況 (干渉物の発錆状況や天井の雨水浸入跡等) を踏まえ、目視が困難な部位に腐食の進行を想定し、干渉物の一部取り外し、配管の健全性を確認する必要がある。 b. 巡視点検が行われていない箇所についても、a. と同様に配管の健全性を確認することで、腐食環境を考慮した頻度で配管外面点検を行う必要がある。</p> <p>2) 腐食環境の改善 トレンチ内及び二重管内の配管の周辺状況に変化が確認された場合は、雨水浸</p>	<p>(1) 40年目評価時の取扱い 40年目の評価時点において、配管の外面腐食 (全面腐食) については、着目すべき経年劣化事象ではない事象として抽出し、適切に反映する。</p> <p>(2) 現状保全 配管の外面減肉については、本不具合及び平成20年10月24日付けNISA文書「原子力発電所の定期事業者検査に関する解釈 (内規) の制定について」を受け、配管減肉管理マニュアルを改訂し、管理対象・点検計画を定め、点検を実施している。</p>	<p>【評価対象】 配管の外面腐食 (隙間腐食) [残留熱除去海水系]</p> <p>【評価内容】 屋外に設置されている残留熱除去海水系配管の建屋貫通部のサポート取付箇所において、雨水がサポート架構上を経て、建屋貫通部のモルタルと配管表面との隙間にたまり、長期間湿潤環境になったことで、腐食 (隙間腐食) が発生した。このため、雨水が浸入しない対策を講じると共に、建屋貫通部、サポート取付部等の直接目視が困難な箇所に対する点検方法を社内規程「配管肉厚管理マニュアル」に反映し、これに基づき点検を実施しており、必要に応じ補修を行うことで、健全性を維持している。 したがって、配管の外面腐食 (隙間腐食) は高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではないと判断する。</p> <p>(参考: 詳細検討内容) ・技術評価 ①健全性評価 残留熱除去海水系配管の外面には、塗装が施されている。塗装が健全であれば腐食は防止できるが、塗装がはく離すると、腐食が発生する可能性がある。 ②現状保全 配管の外面腐食については、本不具合及び平成20年10月24日付けNISA文書「原子力発電所の定期事業者検査に関する解釈 (内規) の制定について」を受け、配管減肉管理マニュアルを改訂し、管理対象・点検計画を定め、点検を実施している。 ③総合評価 健全性評価から判断して、配管の外面腐食については、サポート取付部等の直接目視が困難な箇所に対する点検方法を社内規程「配管肉厚管理マニュアル」に反映し、これに基づき点検を実施し、必要に応じ補修を実施することで配管の外面腐食 (隙間腐食) が問題になる可能性は小さいと考える。</p>	

No.	事象件名	事象の概要	30年目 PLM 評価	30年目 PLM 評価の考察	劣化状況評価への反映事項	劣化状況評価	備考
		<p>仕上げ塗装を行う。 また、充填したモルタルを壁面と平坦に仕上げるとともに当該配管のアンカーサポート内の配管外表面状況について目視点検が可能となるような構造とする。他の屋外配管（トレンチ内含む）についても今後点検等により干渉物を外した場合には同様の処置を行う。 なお、ハッチからの雨水浸入が発生した場合でも当該配管に雨水がかからないように、ハッチ下部に雨樋を設置する。</p> <p>(2) 保守管理の改善 屋外配管（トレンチ内含む）の目視が困難な部位における外面腐食に着目した保守管理を以下の様に行う。</p> <p>1) 目視が困難な部位の配管外面腐食に対する管理強化 a. 配管外面点検の際は、周辺状況（干渉物の発錆状況や天井の雨水浸入跡等）を踏まえ、目視が困難な部位に腐食の進行を想定し、干渉物を一部取り外し、配管の健全性を確認する。 b. 巡視点検が行われていない箇所についても、a.と同様に配管の健全性を確認することで、腐食環境を考慮した頻度で配管外面点検を行う。</p> <p>2) 腐食環境の改善 トレンチ内及び二重管内の配管の周辺状況に変化が確認された場合は、雨水浸入防止等の腐食環境の改善を図る。</p> <p>2. 水平展開 屋外（トレンチ内含む）に設置されている安全上重要な配管の外面について、今定期検査中に目視点検を実施する。周辺状況（干渉物の発錆状況や天井の雨水浸入跡等）を踏まえ、目視が困難な部位に腐食の進行を想定し、干渉物を一部取り外すなどした上で健全性を確認した。 また、安全上重要な機器が設置された屋外トレンチについて、今定期検査中に雨水浸入の状況を確認し、雨水浸入の跡が認められた場合には雨樋を設置する。 その後は、外面腐食が懸念される環境にある屋外配管全般について、見直した保守管理に基づき配管外面減肉管理を実施していく。</p>	<p>[代表機器以外の評価] e. 配管の外面腐食（全面腐食）[ドライウエール除湿系、原子炉建屋ガス処理系、残留熱除去海水系] 代表機器と同様、屋外に設置されている炭素鋼配管及び保温材に覆われ結露の発生が想定される炭素鋼配管については、外面の塗装はく離れた場合に腐食が発生する可能性があるが、機器の点検時、巡視点検時に塗装の劣化は把握でき、腐食等が認められた場合には補修を実施していくことで健全性の維持は可能であると判断する。ただし、高経年化対策の観点から保温材に覆われた範囲について、今後点検要領を定め、計画的に点検を実施する。</p>	<p>入防止等の腐食環境の改善を図る必要がある。</p>		<p>・高経年化への対応 配管の外面腐食（隙間腐食）に対しては、直接目視が困難な箇所に対する点検に着目した目視点検を実施し、必要に応じて補修を実施していく。</p>	

■保全品質情報／□トラブル

No.	事象件名	事象の概要	30年目 PLM 評価	30年目 PLM 評価の考察	劣化状況評価への反映事項	劣化状況評価	備考
7	高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機の運転上の制限からの逸脱について (発電所) 東海第二発電所 (発生日) 2010.9.22	<p>【状況】 定期試験中、高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機（以下「HPCS-DG」という）負荷運転のデータ採取を実施していたところ、定期試験記録であるシリンダ排気温度の一つが約250℃から約290℃間で指示値がランダムに変化していることを確認した。 発電長はHPCS-DGの社内基準値を満足していない可能性があり、温度計やシリンダ排気弁等の確認をする必要があると判断し、運転上の制限からの逸脱を宣言した。 排気温度計の点検が完了したため、HPCS-DGの健全性確認運転を開始し、発電機を併入、負荷上昇操作中の、中央制御室制御盤の自動電圧調整装置用電圧設定器操作スイッチ（以下「当該AVR操作スイッチ」という）が「増（RAISE）」方向に操作出来ないことを発電長が確認し、発電機を解列、機関を停止した。</p> <p>【推定原因1】 1. シリンダ排気温度指示の変化 (1) 当該ケーブルの外部被覆がない（被覆を剥いた）箇所が中継箱のフレキシブル電線管接続部に接触していたため、運転中の振動によりケーブル絶縁体が損傷した。 (2) 中継箱がDG本体に設置されていたため、振動の影響を受けやすかった。</p> <p>【対策2】 1. シリンダ排気温度計指示の変化 (1) 中継端子箱の形状を変更により、ケーブル外部被覆の処理箇所が中継端子箱内に位置（電線管との接触防止）に変更した。 (2) DG機関からの振動の影響を低減するため、中継端子箱を移設した。</p>	<p>評価書：低圧ケーブル 3.1 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象 (1) 絶縁体の絶縁特性低下 [CV ケーブル] a. 事象の説明 絶縁体は、有機物の架橋ポリエチレンであるため、熱及び放射線による物性変化により、経年的に劣化が進行し、絶縁特性低下を起こす可能性がある。 しかし、CV ケーブルの長期健全性試験結果から60年間の運転期間及び事故時雰囲気における絶縁特性が維持できると考えられる。 また、点検時の絶縁抵抗測定及び系統機器の動作試験を実施することで絶縁特性低下を監視していくとともに、必要に応じ取替を行うこととする。 さらに、代表機器と同様に点検時の絶縁抵抗測定及び系統機器の動作試験を実施することで絶縁特性低下を監視していくとともに、必要に応じ取替を行うこととする。</p>	<p>(1) 30年目評価時の取扱い 30年目の評価時点において、絶縁体の絶縁特性低下を想定される経年劣化事象として抽出し、熱及び放射線による絶縁体の物性変化を絶縁特性低下の要因としてとらえ適切に評価している。 本事象の原因は、ケーブルの外部被覆がない（被覆を剥いた）箇所が中継箱のフレキシブル電線管接続部に接触していた。さらに運転中の振動によりケーブル絶縁体が損傷し絶縁体の絶縁特性が低下したもので、ケーブル敷設時の絶縁体の損傷防止に対する施工上の配慮が不足していた。 施工不良に起因した絶縁体の絶縁特性低下は、高経年化技術評価での経年劣化事象として取り扱うのは適切ではないと考える。 再発防止としては、中継端子箱の形状変更によるケーブルの外部被覆の処理した箇所が中継端子箱内に位置するようにし、フレキシブル電線管との干渉防止並びにDG機関の振動の影響を受けにくい場所へ移設を行っていることを確認した。</p>	<p>本事象はケーブル敷設時の問題であり、高経年化対策への反映事項はない。</p>	<p>劣化状況評価への反映事項なし。</p>	

No.	事案件名	事象の概要	30年目 PLM 評価	30年目 PLM 評価の考察	劣化状況評価への反映事項	劣化状況評価	備考
		<p>【推定原因2】 AVR操作スイッチの固渋 経年劣化により、スイッチの接点ブロック内の摺動抵抗が増加し固渋したと推定される。</p> <p>【対策2】 他設備から操作スイッチを流用した。 第25回施設定期検査時に新品の操作スイッチと交換した。</p>	<p>評価書：操作制御盤 3.2 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象 b. 操作スイッチ及び押しスイッチの導通不良 操作スイッチ及び押しスイッチは、接点に付着する浮遊塵埃と接点表面に形成される酸化皮膜により導通不良の可能性がある。しかし、操作制御盤は空調設備のある屋内に設置されていることから、塵埃の付着量、酸化皮膜量とも極わずかな量であり、導通不良の可能性は低いと考えられる。 また、点検時に動作試験を実施し問題のないことを確認しており、今後もこれらの傾向が変化する要因があるとは考え難いことから、高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではないと判断する。</p>	<p>(1)30年目評価時の取扱い 操作スイッチの固渋は、経年劣化事象として抽出していないが、左記の評価に記載のとおり、点検時に動作試験を実施し問題のないことを確認しており、問題ないと判断する。</p>	<p>(1)40年目評価時の取扱い 中央制御室、現場盤等の操作制御盤に設置されている操作スイッチについては、定期取替品として保全計画に反映しており、高経年化対策への反映事項はない。</p>	<p>評価書：操作制御盤 2.2.2 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象 (2) 消耗品及び定期取替品の扱い 故障表示器、表示灯、液晶ディスプレイ及びヒューズは消耗品であり、操作スイッチ、押しスイッチは定期取替品であるため、設計時に長期使用せず取替を前提としていることから高経年化対策を見極める上での評価対象外とする。</p>	

■保全品質情報／□トラブル

No.	事象件名	事象の概要	30年目 PLM 評価	30年目 PLM 評価の考察	劣化状況評価への反映事項	劣化状況評価	備考
8	蒸気乾燥機のひび調査結果について (発電所) 東海第二発電所 (発生日) 2012.7.4	<p>【状況】 蒸気乾燥機(以下「ドライヤ」という)の外観点検(以下「VT」という)を、原子炉建屋6階の蒸気乾燥機・気水分離器保管プール(以下「D/Sプール」という)にて実施してきたところ、ドライヤ吊上作業用部品(以下「リフティングロッド」という)のうち、1本の近傍にある底板上、ひび及び指示模様を確認した。 残りのリフティングロッド近傍についてVTを実施した結果、ひび及び指示模様を確認された。</p> <p>【推定原因:割れ】 1)目視点検の結果、ひび割れは複数あり、それぞれが曲がっていること及び一部のひび割れには分岐も確認された。 底板の材料はSUS304であり炭素含有量が0.05%と高く、溶接により材料が鋭敏化する可能性がある。 2)溶接残留応力評価を行った結果、材料(SUS304)の降伏応力を超える引張応力がある箇所がみられた。また、ひび割れの方向と一致しないものや、材料の降伏応力以下の残留応力しかない位置にひび割れが生じているものがあり、これらはグラインダ仕上げによる硬化層と引張残留応力を生じていたものと考えられる。 3)当該部は平坦であり運転中に蒸気凝縮水の溜まりを生じ、高温水環境を形成する可能性がある。溶接による材料の鋭敏化及び引張残留応力、あるいは、グラインダ仕上げにより生じた硬化層と引張残留応力の条件において、平坦部に溜まった水による高温水環境が重畳したことによる、応力腐食割れ(以下「SCC」という)と考えられる。</p> <p>【対策】 1.構造健全性評価 (1)き裂進展評価及び強度評価を実施し、下の通り問題のないことを確認した。 ①残留応力評価による応力分布に基づき、底板のSCCの進展量を評価したところ、最短で約20.8年で板厚(12.7mm)を貫通する結果となった。 ②目視検査で確認されたき裂の形状とき裂進展評価の結果に基づき、想定される</p>	<p>評価書:炉内構造物 【蒸気乾燥機については重要度分類上PS-3であり、審査対象外機器として評価している。】</p> <p>2.3高経年化対策上着目すべき経年劣化事象の評価 (1)粒界型応力腐食割れ(シュラウドヘッド及び気水分離器、蒸気乾燥機)</p> <p>a.事象の説明 応力腐食割れは、腐食環境において、溶接の熱影響等を受けて感受性を有する材料(ステンレス鋼又は高ニッケル合金)が、引張応力の作用で割れを発生する現象である。応力腐食割れは、引張応力材料の感受性、腐食環境の3つの因子が同時に存在する条件下で発生することが知られている。 国内プラントの炉内構造物においては炉心シュラウド溶接部近傍、ジェットポンプライザ管エルボ溶接部近傍、ジェットポンプビーム、炉心スプレイスパーージャの溶接部近傍及びシュラウドサポートにおいて応力腐食割れと考えられるひびが発生した事例がある。 また、国内外プラントにおいて、シュラウドヘッドボルトのクレビス部に応力腐食割れが発生した事例がある。</p> <p>b.技術評価 ①健全性評価 シュラウドヘッド及び気水分離器、蒸気乾燥機については、ステンレス鋼であり高温の純水又は飽和蒸気環境中にあるため、応力腐食割れ発生の可能性を否定することはできない。 なお、東海第二発電所では1997年度より水素注入(原子炉圧力容器内に水素を注入し、水への再結合により炉水溶存酸素濃度を低減すること)を実施し、応力腐食割れの一要因である腐食環境の改善を図っている。水素注入による応力腐食割れ発生防止の効果については、シュラウドより上部では他の部位に比較し効果が小さいと考えられるが、水素注入を実施することにより、通常水質と比べて応力腐食割れ発生に対する抑制の効果があると考えられる。 ②現状保全 シュラウドヘッド及び気水分離器、蒸気乾燥機は定期的な点検を実施しており、これまでの点検実績では応力腐食割れ等は見つからない。</p>	<p>(1)30年目評価時の取扱い 30年目の評価時点において、蒸気乾燥機の粒界型応力腐食割れについて、着目すべき経年劣化事象として抽出しており、適切に評価されている。</p> <p>(2)現状保全の考察 対象機器であるシュラウドヘッド及び気水分離器、蒸気乾燥機においては、これまで計画的な目視点検を実施することとしており、適切であった。</p> <p>(3)問題点 30年目の評価においては、シュラウドヘッド及び気水分離器、蒸気乾燥機に応力腐食割れ等は、発生していなかったが、それ以降の第24回定期検査時の目視点検で蒸気乾燥機に応力腐食割れが確認された。国内外においても類似事象があることを確認した。</p>	<p>(1)40年目評価時の取扱い 蒸気乾燥機の粒界型応力腐食割れについて、現状保全にて検知できていることから、着目すべき経年劣化事象ではない事象(日常劣化管理事象)として抽出し、技術評価を行う。</p> <p>(2)現状保全 確認されたひびは、き裂進展評価及び強度評価を実施し、問題のないことを確認している。また、底板端部のひび割れは今後の進展量を考慮してもドライヤの構造健全性並びに、機能・性能へ影響を及ぼすものではない。 したがって、現状において当該部の補修の必要はないことから、今後も計画的に目視点検を継続する。</p>	<p>【評価対象】 粒界型応力腐食割れ[シュラウドヘッド及び気水分離器、蒸気乾燥機、給水スパーージャ]</p> <p>【評価内容】 シュラウドヘッド及び気水分離器、蒸気乾燥機、給水スパーージャは、ステンレス鋼及び高ニッケル合金であり高温の純水及び蒸気の環境中にあることから、国内外の損傷事例から粒界型応力腐食割れが想定される。 蒸気乾燥機については、維持規格等に基づき計画的に水中カメラによる目視点検を実施しており、第25回施設定期検査(2011年度)において、リフティングロッド4本に応力腐食割れと推定されるひび及び指示模様(ひびとは特定できていないもの)が認められたため、進展性評価並びに構造健全性評価を行い、蒸気乾燥機の機能に影響のないことを確認している。今後もひび割れに対する継続検査として、計画的に目視点検を実施することとしている。 さらに、ステンレス鋼又は高ニッケル合金の粒界型応力腐食割れは、材料の感受性、腐食環境及び引張応力の3つの因子が同時に存在する条件下で発生するが、東海第二発電所の炉内構造物については、水素注入による腐食環境改善を実施している。 今後もこれらの傾向が変化する要因があるとは考え難いことから、高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではないと判断する。</p> <p>(参考:詳細検討内容) ・技術評価 ①健全性評価 シュラウドヘッド及び気水分離器、蒸気乾燥機、給水スパーージャは、ステンレス鋼及び高ニッケル合金であり高温の純水及び蒸気の環境中にあることから、国内外の損傷事例から粒界型応力腐食割れが想定される。 ②現状保全 確認されたひびは、き裂進展評価及び強度評価を実施し、問題のないことを確認している。 また、底板端部のひび割れは今後の進展量を考慮してもドライヤの構造健全性並びに、機能・性能へ影響を及ぼすものではない。</p>	

No.	事象件名	事象の概要	30年目 PLM 評価	30年目 PLM 評価の考察	劣化状況評価への反映事項	劣化状況評価	備考
		<p>最も長い貫通き裂を模擬し、有限要素解析により強度評価を実施した結果、各方向の応力はいずれも、想定き裂の有無及びき裂の方向にかかわらず、ドライヤバンク全体の応力分布に有意な差は見られなかった。</p> <p>(2) 機能・性能への影響の有無を検討し、以下の通り問題のないことを確認した。</p> <p>確認されたひびについては、以下により、蒸気乾燥器の機能に影響はないことを確認した。</p> <p>底板の主な機能としては、蒸気乾燥ユニットを支持する及び蒸気乾燥器下部内側に入った湿分の高い蒸気を蒸気乾燥ユニットに導くことが要求される。</p> <p>底板にひびが確認された範囲は、上下面とも底板を支えるサポートリング及びリフティングブロックとの耐食性の高い溶接金属で囲まれた範囲である。</p> <p>したがって、ひびが進展したとしてもこの範囲内にとどまると考えられる。したがって、蒸気乾燥ユニットを支持する機能に影響はない。</p> <p>また、ひびが底板を貫通すると仮定しても、ひびが確認された範囲は上下面ともに耐食性の高い溶接金属で囲まれており、進展はこの範囲内にとどまると考えられることから、蒸気が乾燥器ユニットを通らず内外差圧によりひびを解して外に流れ（バイパスフロー）、湿分の高い蒸気のままタービン側に行くことはない。</p> <p>底板のサポートリングは、上面側と下面側が溶接されており、ひび割れが下面側の溶接の内側（サポートリング中心側）まで進展して板厚を貫通しなければ、蒸気が漏れることはない。今回確認されたひび割れは、サポートリング外周側であり、蒸気流を阻害することはない。</p> <p>また、き裂進展解析では一部の今回確認されたひび割れが仮に進展し板厚を貫通すると評価された場合でも、ひび割れはエンドプレートの溶接と直行する方向であり、ひび割れは応力腐食割れであることから溶接金属で止まるものと考えられることから、下面側の溶接より内側には至らず、ドライヤの流路は健全な状態で保たれ、今後もドライヤの機能・性能に影響を及ぼすことはないと考えられ</p>	<p>なお、シュラウドヘッド及び気水分離器、蒸気乾燥器については計画的に目視点検を実施することとしている。</p> <p>③総合評価 健全性評価及び現状保全より、シュラウドヘッド及び気水分離器、蒸気乾燥器については、応力腐食割れの発生は否定できないものの、今後も計画的な目視点検を実施していくことにより健全性の確認は可能と判断する。</p>			<p>したがって、現状において当該部の補修の必要はないことから、今後も計画的に目視点検を継続する。</p> <p>③総合評価 健全性評価から判断して、蒸気乾燥器の粒界型応力腐食割れについては、継続的に目視点検を実施し、その結果を基に進展性評価並びに構造健全性評価を実施することで健全性が確保できると考える。</p> <p>・高経年化への対応 蒸気乾燥器の粒界型応力腐食割れについては、継続的に目視点検を実施し、その結果を基に進展性評価並びに構造健全性評価を実施していく。</p>	

No.	事象件名	事象の概要	30年目 PLM 評価	30年目 PLM 評価 の考察	劣化状況評価への 反映事項	劣化状況評価	備考
		<p>る。</p> <p>2. 類似箇所的事例調査及び点検・補修要否の検討 (1) 類似箇所的事例調査を行った結果、以下の通りであった。 ドライヤの底板部の損傷事例を調査した結果、国内プラントでの事例はなかったが、類似箇所（平坦で水が溜まる部位の溶接部）の事例としては、国内外のプラントでサポートリングにおける SCC 発生事例がある。 国内で報告されている事例2件については、いずれもサポートリング上面の溶接部付近に生じているものであり、切削加工により生じた加工層と溶接による残留応力の影響で SCC が生じたものと推定されている。</p> <p>3. 今後の保守について 今後は、目視試験により底板端部のひび割れの進展状況及び類似箇所を定期的に確認する。なお、試験方法はMVT-1とし、頻度は、維持規格IA-2340を準用して、3, 7, 10年を経過後の最初の定期検査とする。</p>					